

サイケ

坂本村○大窪山智善院と號す。天台宗、真盛派の本山。本尊藥師如來。...

サイケウハ 西教派 天台宗の一派なる真盛派をいふ。...

サイコケケンダイ 西國郡代 江戶幕府の職名。...

サイコクサンジフサンシヨクワンオン 西國三十三所觀音。...

サイコクシユウ 在國衆 室町幕府の時、京都へ參勤する事なく、...

サイゴチユウジヤウ 在五中將 在原業平(アリハラノナリヒラ)を見よ。...

サイサウクワン 菜藻館 都文館(イクアシクワン)を見よ。...

サイサウシ 催造使 造宮職(ザウカウシキ)を見よ。...

サイサウシ 催造司 聖武天皇神龜元年始めて此名見え、...

サイサイ

と爲したる事續紀に見えたり、然れども職掌職員詳ならず、公卿補任天平四年の條に、...

サイサウラウ 探桑老 名唐樂の曲名、一に「サイシャウラウ」とも訓す、...

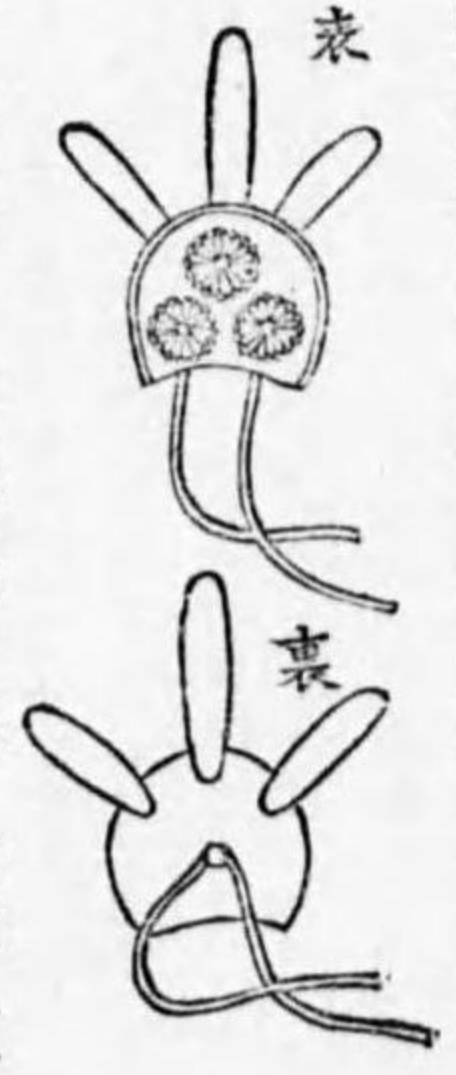
サイサ 細作 問者に同じ、越後風俗考に、「上杉謙信、世智に長たる者種々の姿に變へさせ、...

サイシ 祭祀 大中小の祭禮をいふ、令義解に、凡一月齋爲三祀、...

サイシ 釵子 朝廷に於て婦人正服の時頭髪に飾るものなり、平安朝の中比より出來しものか、...

サイシ

撰字鏡、和名抄にも此名見え、後の書にサイシとのみ名は見えたるも其形詳かならず、...



サイシ 西寺 西國石京四宮東、九條坊門南、壬生の北、...

サイシダケ 細見竹 拾地(ケンチ)を見よ、年集成、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

サイシ

サイシヤウ 宰相 參議の異名、又は大臣の唐名、參議の唐名にあらず、參議は正官にあざざるも、...

サイシヤウチユウジヤウ 宰相中將 宰相(サイシヤウ)を見よ、

サイシヤク 纒著 裝束のたけを、著用する人のたけと等しくするを云ふ、...

サイシユ 祭主 伊勢大神宮の神官の長官、祭祀の事も訓む、...

サイシヨウモクタイ 祭主目代 「サイシユ」を見よ、

サイシヨウカウ 最勝講 名義朝廷に於て毎年五月中に日を定めて五日間宮中に金光明最勝王經を講じて天下太平を祈る儀、...

サイシヨウエ 最勝會 金光明最勝王經を講ずる法會を云ふ、...

サイシヨウウカウ 最勝講 名義朝廷に於て毎年五月中に日を定めて五日間宮中に金光明最勝王經を講じて天下太平を祈る儀、...

サイシ 講師の座二三の間東西にしく(縁(兩面)北にあり、講師の座二三の間東西にしく(縁

サイシ

今は一向地下の者にてあるなり、二位三位などになれども、昇殿などする事なしと云へり、...

サイシヨウモクタイ 祭主目代 「サイシユ」を見よ、

サイシヨウカウ 最勝講 名義朝廷に於て毎年五月中に日を定めて五日間宮中に金光明最勝王經を講じて天下太平を祈る儀、...

サイシヨウエ 最勝會 金光明最勝王經を講ずる法會を云ふ、...

サイシヨウウカウ 最勝講 名義朝廷に於て毎年五月中に日を定めて五日間宮中に金光明最勝王經を講じて天下太平を祈る儀、...

サイシ 講師の座二三の間東西にしく(縁(兩面)北にあり、講師の座二三の間東西にしく(縁

サイシ

縁)、聽衆の座南の方へにそへたり(黄縁)、石灰の段の壺の蓋をかへす、かれ聽衆の上に立つ、威儀師はに著く、上達部殿上に候ひて、...

サイジ サイタ

最勝寺藥師堂以下築垣等傾倒す、文治中後白河法皇備前の地を寄せ、再び造營せしむ、後鳥羽天皇御讓位の後、最勝寺に屢々幸して、御講行を行ひし事、家長日記、明月記等に見えたり、承久元年焼失す、其後、再興の事詳かならず、終に廢寺に歸す○五月最勝講を行ふ(昔妻鏡、歴代編年集成、山城名勝志)

サイシヨウジ

最乗寺 相模國足柄上郡關本村の大雄山と號す(國朝神宗實錄)應永元年草創す、開山は了庵、了庵は慧明、建長圓覺寺に遊て、終に能登總持寺に入り、僧峨山に從て法嗣十哲の上首となり、應永元年歸りて當寺を建立す、開基は太田尊信と云ふ、一説に大森寄栖庵と云へり(國朝神宗實錄)永祿三年八月北條氏康當寺に參詣し、堂宇の修理を加ふ、天正十八年小田原役豐臣秀吉軍勢の亂入を禁ず、慶安元年境内山林竹木免除の朱印を給ふ(新編相模國風土記稿)

サイセツ

歲殺 陰陽道にて八將神の一、和漢三才圖會に、陰陽毒害之長、皆在歳之死地、犯之主有官災疾病失財、主殺子、按歳殺以未辰丑戌(中央土方)四方、順巡如子年(未方)丑年(辰方)、寅年(丑方)、卯年(戌方)、以下亦次第如此、曆家云、從此方不迎子婦、歳殺、黃旛、豹尾之三、共用、未辰丑戌方、而黃旛以辰當子年、豹尾以戌當子年、次第順巡如(圖)略あり、

サイタイジ

西大寺 大和國添下郡(今生駒郡)伏見村大字西大寺(高野寺とも)、又四王院とも云ふ(真言律宗の本山、七大寺の一)聖德太子天皇天智神護元年建立して、高野寺と號す、高野天皇の勅願なるを以てなり、僧常騰を開基とす、神護景雲元年勅して封五十戸を施入す、二年又百五十戸、寶龜十年五十戸、延暦元年三百三

サイタ

十戸を施入す、後屢々火災に罹りて大に衰頽せしが、鎌倉時代に至り、嘉禎二年寂尊(興正菩薩)朝廷及び武家の信仰を得て、大に律宗を起し、本寺を再興して法弟に附與す、爾來律宗の一大道場となる、其後堂塔又燒失し、今は近世の再造に係る、本堂は寶曆二年の造立にして、寂尊作と傳ふる釋迦如來を本尊とし、文殊彌勒四佛(以上共に國寶)等を安置す、愛染堂には愛染明王を本尊とし、自作と稱する行基菩薩(國寶)を安置す、觀音堂は本堂の東方に在り、十一面觀音を本尊とし、四天王像を安置す、寶物に十二天畫像(國寶)十六羅漢畫像、金光明最勝王經(天平寶字六年跋あり、國寶)大毘盧遮那經(天平神護二年跋、國寶)資財流記帳(寶龜十一年勅、國寶)古文書等多し、又弘安六年寂尊の建つる鐵製の寶塔あり、本尊義仲(寂尊は義仲の一族)の體を以て作る所なりと云ふ、最も珍とするに足る、いま其歴代の補任を示せば左のごとし(續紀、類聚國史、伊呂波字類抄、拾芥抄、元亨釋書、大和廻、國寶目録、佛家人名辭書)

【別當】

- 安榮 平恩 安好 豐繼 雲澄 入支
- 入支 峯始 長祐 恩寬 延喜 永有
- 禪敬 禪樹 禪樹 中算 禪樹 安救
- 承安 定澄 仁宗 輔靜 輔靜 明空
- 道讚 蓮胤 仁流 圓緣 長慶 行昭
- 能算 懷真 慈懷 隆禪 實覺 湛秀
- 濟圓 寬久 維嚴 覺珍 玄緣 教覺
- 忠惠 雅圓 忠惠 雅圓 尊雅 定宗

サイタ

- 性譽 宗範
- 【長老】
- 管尊(思圓) 慈真 宣瑜(淨覺) 靜然(長澄)
- 賢善(覺律) 澄心(靜心) 信昭(靜觀) 元耀(求覺)
- 眞湛(悟妙) 清算(彦證) 覺乘(慈淵) 貞祐(慈證)
- 信尊(道昭) 曉基(尊密) 貞泉(信乘) 禪譽(圓宗)
- 慈朝(祐覺) 深泉(本湧) 長禮(淨順) 高滿(明明)
- 寂空(圓道) 英如(正圓) 英源(圓善) 元空(忍照)
- 榮秀(淨曾) 高海(木圓) 長誓(淨音) 元澄(眞賢)
- 高算(明圓) 仙惠(明珠) 秀如(正眞) 眞慶(圓珠)
- 尊海(淨宗) 高仲(通圓) 高森(圓宣) 玄海(高實)
- 光淳 高球 尊珠 高興 尊慶 凝海
- 高秀 高久 高仙 尊智 高喜 賢瑜
- 高圓

サイタマノコホリ

崎玉郡 武藏國(起原)孝謙天皇の朝、新羅郡を立つるに及びて始めて、廿一郡あり、崎玉郡も亦其一なりとす、蓋し古事記に前玉比賣神ありて、傳に伊豆國賀茂郡佐伎多麻比咩神社、又武藏崎玉郡前玉神社とあれば、以て其起原の古き事を證するに足る(萬葉集に、佐吉多萬、延喜式に崎玉に作り「サキタマ」と唱ふ、和名抄に太田(オホタ)笠原(カサハラ)崎玉(サイタマ)餘戸等の郷あり、拾芥抄崎玉に作り、古圖又崎玉となし、寛知集、元祿帳、再び崎玉に作る、中世分れて崎東崎西の二郡となり、後、崎東の名自ら廢る、吾

サイチ

妻鏡之に仍る、郡名考以後崎玉又埼西を以て之を稱し「サイタマ」と唱ふ、今此讀みに從ふ、明治十三年五月分て南埼玉、北埼玉の二郡とせり(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サイチヤウクワン

在廳官 中古諸國の國衛の廳に在りて、國司の命を奉じて、事務を行ふ下司を云ふ、即ち地方廳に在りて事を行ふ官人の義なり、故に又在廳官人とも云ふ、多くは其職を世々にす、中世以來國司遠路を嫌ひ、京都に在りて、國政を攝するに及びて、目代並に在廳の者を呼て留守所と云ふ、今在廳官の重なるものを示す、税所、大帳所、朝集所、健兒所、國堂所、田所、總檢校、出納所、調所、細工所、小舍人所、膳所、政所等あり、各條に述べたれば就て見るべし、又留守所、國司等參看すべし(新撰樂記、新編常陸國誌)

サイチヨウ

最澄 名號傳教大師と謚す(國朝神皇正統記)姓は三津氏、其先は漢獻帝の苗裔、我が應神の朝歸化せるもの、父は百枝、内外の學に富む(國朝神皇正統記)天台宗の開祖、近江國滋賀郡の人、神護景雲元年八月誕生、十八にして得度し、二十にして具足戒を受く、南部に至りて昔日鑑眞の將ち來れる三大部等を得、晝夜繙閱し、天台の釋義の精妙なるに服し、此宗を弘通せんと欲し、延暦七年、叡山に根本中堂を建立し、十三年、供養會を修す、桓武天皇行幸ありて、後勅額を賜ひ、延暦寺と云ふ、十六年、内供奉十禪師に補し、近江國の正税を分ち、寺費に賜はる、二十一年、勅して入唐台教の蘊奥を搜らしむ、二十三年、海に航して入唐し、天台山國清寺に至り、智者大師七世の法孫道暹和尚に值ひ、一宗の支旨及び菩薩戒を受け、又佛蘭寺の行滿座主に法要經書を寫く、又越府の龍興寺に赴き、順曉阿闍梨に真言三部

サイツ

の大法輪道具等を授かり、又唐興縣に於て、儒然禪師に北宗一派の禪法を嗣ぐ、二十四年六月歸朝す、所傳の經書二百三十部、道具圖樣等を朝廷に奉獻す、天皇敬感淺からず、天皇の崩後、平城嵯峨兩天皇の歸靈益々濕く、弘仁四年、始て宮中に於て後七日の密法を修す、五年法門を宮中に講じ、六年南都に於て法門を講じ、畢て東國を巡化す、十三年六月四日、叡山中道院に於て逝く、年五十六、澄一生の德行内外に光揚して、修證の教法を以て道義を千歳に留めしのみならず、經國の事業に盡せしこと亦少からず、其利物開成に就ては、信濃美濃の境に廣濟廣梅院を建て驛邊の便を開き、或は茶種を將來して物産を興起せしめ、又平安遷都の如きにも與りて力ありしと云ふ、貞觀八年七月十二日勅して傳教大師の號を贈る、我國における大師號實に茲にはじまる(國朝神皇正統記)願る多く、註法華經十二卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量壽經、各三卷、守護國界章十卷、内證佛法相承脈脈譜等、數十部あり(元亨釋書、各宗綱要)

サイツカヒ

先使 國守に任せられし時に、吉日を撰び任國に遣はす使を云ふ、即ち新任につきて在廳官人等に訓示する國守の廳宣を持たせ、隨兵を添へて遣はすなり、是れ多くは遙任國守の時に限るが如し、廳宣は朝野群載に見えたり(朝野群載、故實拾要、好古小錄)

サイテイ

齋庭 「サイツヤウ」を見よ、サイテイ 齋庭 西條城 伊豫國新居郡西條町(國朝神皇正統記)初め河野實勝此に館し西條御館と稱す、其後寛永十三年一柳直盛伊勢より移りて治す、寛文五年一柳直興の時除封、紀伊大納言頼宣の二男松平頼純之に代り入封す、子孫相傳へて明治

サイト

に至る(愛媛面影) 齋藤氏 姓は藤原、常陸介時長より出づ、時長鎮守府將軍利仁を生む、利仁賊を討て功あり、威天下に振ふ、其子叙用齋宮頭となる、子孫依て齋藤氏と稱す、利仁嘗て別業を越前敦賀に置く、資産甚だ富む、其後子孫世々北國に居す、故に子孫越前加賀越中に蕃衍す、叙用の子吉信は、忠頼、重光、伊博を生む、吉信、忠頼並に加賀介となる、是を加賀齋藤氏と云ふ、その後、大田、石浦、河崎、富樫、林氏あり、其中富樫氏最も著はる、(トカシウナ)を見よ) 伊博の子爲延北陸七國押領使となる、爲輔爲頼を生む、爲輔修理少進となる、因て進藤氏と稱す、爲頼越前權介七國押領使となる、(匹田齋藤氏)と稱す、或は單に匹田氏とも云ふ、頼基爲永を生む、頼基竹田氏を稱す、爲永は、爲忠、爲盛を生む、爲忠千田氏と稱す、爲盛以成を生む、熊坂氏と稱す、孫以家鏡齋藤氏と稱す、其族に野木、河口、押垂、大谷、宇多、茸崎、志比氏等あり、爲延の弟則光吉原氏と稱す、則重、孝則を生む、則重越前權介吉原氏と稱す、孝則の子助實吉原齋藤氏と稱す、則重助宗を生む、河合齋藤氏と稱す、四子實遠、成實、景實、宗景、實遠の孫實盛武藏長井に移る、長井齋藤氏と稱す、實盛六世の孫實仲建武中北畠顯家に屬して、利根川に戦死す、成實の孫實景、勢多齋藤氏と稱す、其族に有坂、南、都賀、臨本氏等多し、景實の子實澄越前介となる、其裔松本、大見、綾部等の氏あり、宗景右衛門尉となり、赤塚氏を稱す、宗景の子宗長の八男景綱、後嵯峨院下北面となる、其子親頼美濃國目代となりて下向す、子頼茂、延文中守護土岐氏に從ふ、孫利藤稻葉山城に在り、應仁の亂西美濃を蠶食し、勢漸く盛なり、子利國利親利隆を生む、利隆長井豐後守と稱す、其子長弘長井藤

サイハ

北條五代記に「それ大將軍戰場に出で、或は團扇を取て士卒をいさめ、或はさいをふつて下知する事、漢家本朝古今の例たり」と見え、江渡記、大友與廣記等以後歴々戦陣に用ひしこと見えれば、戦國時代に起



(載所器用軍)圖庵持所康家

りたるものにして、蓋し其製は禪宗の拂子より起りしものなるべし(安齋隨筆、貞丈雜記、武家名目抄) ○弓技を演ずる時、之を振りて其的否を報ずる器具をも云ふ、軍事に用ふる采配とは別物なり、其製、主として檀紙を用ふ、串は木又は竹にして長さ一尺二寸乃至一尺八寸、最も長きは二尺八寸などいふものありて必ずしも一定したるにあらず(的場之次第、小的之卷、百手射禮之卷)

サイハウジ

西芳寺 所在山城國葛野郡松尾村字神ヶ谷 宗廟臨濟宗、天龍寺に屬す○本尊阿彌陀佛 聖武天皇の勅願によりて創建し、行基を以て開基とす、四十九院精舎の一なりと云ふ、後ち空海本寺に住し、高岳親王落飾の後ち本寺に入り給ふと云ふ、建久中、中原師貞堂舎を修造し、源空を請じて之に居らしむ、後ち荒敗せしが

サイハ

曆應二年、師員四世の裔親秀堂宇を再建し、疎石を請じて中興開山とす、爾來天龍寺派となる、永祿十一年、火災に罹り、堂宇荒廢せしを、天龍寺塔頭妙智院の住持彦彦織田信長の命により、堂舎を建立せしが、漸次大破に及び、明治六年之を撤却せしを、十一年八月更に之を修營す、今の建物は是れなり(山城名勝志、平安通志)

サイハク

財帛 禪僧の役名、副寺に同じ、コフウスを見よ、

サイバン

裁判 【上代】は氏族政治行はれしを以て、一族内の争訟は、普通其族長これを裁判して他を煩はす事なし、故に上古裁判所の構成は、氏族の組織と相終始するものといふべく、氏人の争訟は小氏の氏上、小氏の氏上の争訟は大氏の氏上、大氏の氏上の争訟は朝廷に於てこれを決するを法とせり、而して朝廷にて裁判をなす時は、まづ中臣連、齋部首儀式を備へ、神に請ひて祓を執行し贖を爲さしめ、かくして後其罪を推し罪名を定め、大伴連、物部連の兩職其刑を執行す、故に争訟は大抵中臣、齋部、大伴、物部の四氏によりて決したれども、事の重大なるものに至りては、天皇若くは皇太子の親決する所なりき、文武天皇の大寶年間律令の撰定あるに及び、其制漸く定まる、當時裁判を管せるは國、郡、京職、攝津職、太宰府、諸司、刑部省、太政官等にして、天皇の親裁を以て、最高最終となしたり、後檢非違使の設置せらるるに及び、訴訟裁斷の權また、これに移り、刑部京職のごときは、空位に備はるのみなりき、而して當時裁判は最慎重を尙び、五聽の法あり、五聽とは、一に曰く辭聽、其言を出すを觀る、不直なれば即ち煩ふ、二に曰く色聽、其顔色を觀る、不直なれば即ち煩ふ、三に曰く氣聽、其氣息を觀る、不

サイハ

直なれば即ち煩ふ、四に曰く耳聽、其聽聲を觀る、不直なれば即ち煩ふ、五に曰く目聽、其眸子を觀る、不直なれば即ち煩ふ、次に諸證據物を檢し以て被告人を審問す、證據充分にして、尙ほ實を吐かざるものは拷問を用ふ、かくのごとく訊問すること三回にして、毎訊の間二十日を隔つるを要し、三訊間を経てはじめて決す、但重害則ち盜殺、放火のごときものにして、疑似の點少なきは、必ずしも三訊間に滿つるを要せず、かくして辭定まる所あれば、裁判官は之を寫し被告に讀示す、今の所謂口供なり、判決を下すは悉く律令の正文に依るものにして、死罪は天皇の裁可を要し、太政官これを舉行す、流罪は太政官これを決して後に奏上し、徒罪は刑部省、杖以下は京職、諸地方官これを決するものとす【鎌倉時代】には將軍の直裁を以て、最終最高の裁判としたりしが、其後將軍の權執權に移りてより、將軍直裁のこと全く行はれず、只執權連署の決斷を以て最終となすに至り、而して將軍もしくは執權の下に在りて裁判を司るは、民事にありては政所、問注所、刑事にありては侍所とす、また別に賦別奉行、五方引付等も民事訴訟を司ると雖も、領地、貸借、盜難等の訴訟は、専ら問注所の與かる所なりき、なほ裁判の遲滯もしくは冤枉等に當り、越訴を受くるが爲めに越訴奉行あり(朝廷にては記録所、文殿ありて之を聽き、共に室町時代のはじめ頃まで行はれし、其以後は空名に過ぎざりき)當時法吏には退坐の法あり、嫌疑を避け、情弊を防ぐ所にして、祖父父母の訴には、これが子孫たる吏は、其評定の席に列して聽斷するを得ざるをいふ、また評定あり、衆議を以て決定することにて、將軍の前に於てすると、幕府に

サイハ

於てするとの別あり、幕府に於てするものに、内談及び内評定の二つありて、内談は引付に於てし、内評定は問注所、政所に於てするをいふ、並に定日ありてこれを行ふ、式日と稱す、而して曲直を判するに際し、原被兩造を召して對決せしむることあり、將軍座前對決、問注所對決、政所對決等の別あり、また文書物品に限らず、之が證據に供すべきものは原告より之を法庭に出し、或は法吏より之を徵す、然れども其證據たる、詐欺を挾むもの毎多くして決し難きがゆゑに、誓を立て、之を證せしむ、起請と稱す【室町時代】に於ては大抵鎌倉時代と異なるなし、但し此時代には、侍所の權力次第に強く、訴訟裁判の權また之に移り、問注所は、只記録證券のみを専ら管掌せしこと、宛も王朝時代に檢非違使の權重くなりて、刑部の官、その職掌を失ひしに似たり、故に民事刑事共、後には侍所の司る所たりしと知るべし【江戸時代】に於ける裁判庭は數種の等級あり、今初級のものをより之を述べんとす、まづ名主の宅、所謂名主の支關は、或場合即ち民事上の勸解並に諍闘等の重大ならざるもの、和談等は、大抵並に於てするものにして、一種裁判所の作用を爲すものなり、然れども事は單に和談勸解に止まりて、判決の權なきことなれば、嚴正に云はれ、素より裁判所にあらず、而して寺社奉行は全國の寺社、及び寺社領の訴訟を受け、また關八州外の他領、もしくは關八州内の寺社領より府内の人々に對する訴訟を處理し、町奉行は江戸市街の訴訟を受けて、江戸の寺社領の町、寺社門前の町、寺社境内借地にまで及び、勘定奉行は關八州の公領及び私領の訴を受け、また關八州以外の公領より府内に對する訴訟を聽訟す、並に各自役宅内に於て審問判決を行ふものとす、これを奉行手限の

サイハ

裁判といふ、此餘幕府公領の遠國にあるものは、其他の奉行裁決す、京都、大阪、駿府の町奉行、伏見山田の奉行のごとき、これなり、また道中奉行にて判決することあり、東海、中山、日光、甲州、奥州の五街道の諸驛にて起れる捕盜、殺人、變死の如き、これなり、而して上述の吏員にて專決しがたきもの、又は決するを得ざるものは評定所におくる、評定所は幕府裁判の最高府にして、寺社、町、勘定の三奉行管轄の特に重大なるもの、三奉行中二者以上に關聯するもの、及び其他事務も幕府に關係せるもの等重大なる事件を裁判する所なり、此所の會合に二種の定日ありて、各毎月三回とす、一を立合と稱し、三奉行、大目付、目付出席す、一日を式日寄合と稱し、式日の一回は、三奉行兩目付の外に老中出席す、また別に内寄合あり、三奉行各月番の役宅に於て、其同役並に部下の士を會して評定す、亦毎月三回なり、而して三奉行が評定所の内座にて評定するを内寄合といひ、三奉行と兩目付と列座するを一座といふ、此外に町勘定の兩奉行と兩目付と會合するあり、町奉行と兩目付と會するあり、訴訟の件に由りて同じからず、なほ右に述べ來れる外身分によりて次の區別あり、(一)宮方、堂上、寺社の臣は寺社奉行に屬す、(二)諸藩士の現に江戸に居住せる者は町奉行に屬す、(三)御家人は町奉行に屬す、(四)公領の役人關所番は勘定奉行に屬す、(五)僧侶は小事は其本寺にて判じ、大事を以て寺社奉行に訴ふ、(六)檢校勾當等は、其居住地武家の邸内に在れば寺社奉行、町方に在れば町奉行、在方に在れば勘定奉行に屬す、(七)機多非人は、團左衛門車善七配下は町奉行、其他は居住地によりて管轄を異にす、(八)巫女大神樂等は、其職に關しては寺社奉行、一身に關しては居住地の管轄に従ふ、以上は

サイハ

一般の訴訟にして、此外堂上或は諸大名に關したる事體の輕からざるものは老中若年寄以下の合議、及び更に進みて將軍の直裁を要するものとす、而して老中若年寄の裁判することは、はじめは式日を定め、老中は大名の訴を、若年寄は旗下の訴を聽きしが、とし、然れども事跡によりて考ふれば、老中の宅にて旗下を裁斷し、若年寄の宅にて寺社の裁決を宣告せしことあり、將軍の直裁は、慶長元和の際に其例他に多かりしが、五代綱吉の時、松平光長藩中の争訟、所謂越後騒動といふものを裁斷せるより以後、絶えて行はれしことなし、而して三奉行の公事上聽、即ち聽訟の體を將軍座内に在りて上覽すること、三代家光の時より起り、此時代の末より行はれしが、後には單に形式のみに止まり、陳述論辯の辭、順序等豫め定めおき、法庭において、之を復習するに過ぎざりき、而して裁判は初判の奉行主任となり、雙方の訴狀口供證據により、刑事は證據備はりて尙ほ實を吐かざるものには拷問を用ひ、審問を終りて後、評定所は合議、奉行所は其意見により、先規慣習及び道理によりて判決を下すものとす、なほ關係の各官衙、及び訴訟、拷問等の各條に述べたれば、就きて見るべし(官制沿革略史、日本法制史、徳川將軍御直裁判實紀、古事類苑法律部、續徳川實紀)

サイハラ

催馬樂 名義雅樂の一種、歌を以て主とす、もと路頭里卷の謳歌なるが、唐樂専ら行はるゝ世となりてより、其音調により其時代の人の好尚に叶ふべく譜を定めて謳ひ、終に高貴の人の用ふる雅樂となりしなりと云ふ、呂律の二旋あり、其調呂旋は、雙調、律旋は平調を常とす、皆的々拍子の曲にして舞なし、笏拍子、和琴、琵琶、笙、篳篥、横笛の七種の樂器を用ふ、催馬樂の名義に數説あり(一)

サイバ

梁塵舊抄には昔諸國より、貢物を大藏省へ納めし時、民の口ずきうたひたる歌なれば、催馬樂といふなりと、(一)催馬樂考には神樂に前張あり、その拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を負せしといひ、(三)玉勝間には、長瀬真幸の説として、其初にいでたる音駒の歌に伊天安加己未早去欲云々とあり、馬を催す詞なるを以て催馬樂と名づけたりといへり、(四)馬を催す詞なれば、馬催しと云ふべきに、然か稱せざるを見れば、唐樂より出しものならんと(五)鄺曲抄、所選樂譜釋名抄には唐樂の催馬樂に起れりと云へり、(六)舊抄は唯だ詠詞のみを奏せしことありしが、今は専ら管絃を加へて奏するを例とす、之を奏する法、發聲者一人笏拍子を掌る、助音十數人に及ぶも妨なし、笙竽築笛は必ず一管一人を以て定則とし、絃類には定員なし、現時は、呂に、安名尊、山城、席田、装山、律に、伊勢海、更衣等を行ふ、(七)舊抄音略解に、催馬樂は風俗歌の一種にして、其舊き久米歌に亞ぐものなれども、今日に至るとは古調皆亡びて傳はらず、其沿革を考ふるに、蓋し欽明敏達二帝の朝に至りて一變す、此の一變たる音聲の文を改めしに止まりて、拍子等は神樂に相似たり、後ち承和貞觀の際に至りて又一變す、當時唐樂盛行はれしかば、此曲も亦自ら唐樂の様となれり、後ち文化年中、光格天皇の勅によりて、又拍子を一變す、中古の曲今尙存すと雖も、常に用ふる所は大抵文化の改作に係ると云ふ、と見えたり、催馬樂の文字は、三代實錄貞觀元年十月廿三日の條に、尙侍從三位廣井女玉、廣井者二品長親王之後也云々、廣井少修、德操、舉動有禮、以能歌見稱、特善催馬樂、諸大夫及少年好事者、多就而習之焉、至三子祖歿時人悼之、とあるを初見とす、是により催馬樂がこの以前より廣

サイバ

く行はれしこと知るべし、其舊譜は延喜十年藤原忠房に勅して定め給ひしものと云ふ、今傳ふる所の譜は、圓融天皇の代、一條左大臣雅信の撰定せし所と云ふ、古來二流あり雅信の傳流を藤家と稱し、式部卿敦實親王の傳流を源家と云へり、戰國時代全く廢絶せしが、後再興し寛永三年後水尾天皇二條城行幸舞樂御覽の時、四辻大納言季繼卿に命じて催馬樂を行はしめたり、現時も他の雅樂と共に行はれたり、猶「ガガク」參看すべし、○右に述べし譜の外、傳ふる所の曲名左の如し(音略解、如關社話、歌舞音略史) 【呂】安名尊、新年、梅枝、櫻人、葦垣、山城、眞金吹、紀伊國、葛城、竹河、河口、此殿、此殿之、此殿與、鷹山、石川、美作、藤生野、妹與我、淺草、青馬、妹之門、席田、大宮、總角、本笠、冒止自女、酒飲、田中井戸、羅波海、我家、無力蝦、鈴之河、奥山、奥山、飛鳥井、青柳、伊勢海、庭生、我門爾、我門平、大路、大岸、淺水橋、刺御、鷹子、達路、道口、更衣、何爲、鷓鴣、老鼠、隱名、 【律】我駒、澤田川、高砂、夏引、貫河、走井、飛鳥井、青柳、伊勢海、庭生、我門爾、我門平、大路、大岸、淺水橋、刺御、鷹子、達路、道口、更衣、何爲、鷓鴣、老鼠、隱名、

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイフ

サイメ

サイモ

サイメ

サイモ

サイメ

サイモ

サイメ

サイモ

サイメ

サイモ

サイメ

サイモ

サイメ

事務を取扱はしむ、尋で職制を改め、議長、副議長、議員(一)等より五等官を置き、此外地方及び各省奏任以上の官之に兼任し、總て議事を掌り、常在議員は、兼て編纂及び法案を草すること、人民建白書に附議することを掌る。書記官(一、二、三等、文案記録、會計の事を掌る)及び建白書を勘査し、或は編纂の事に兼任す。書記生(一、二、三、四、五等、書記官に分屬して文案記録會計等の事を掌る)筆生(一、二、三等、淨寫記録、計算の事を掌る)を置く、七年二月、正院中の財務法制課を左院に附す、又職制並に事務章程を改制し、議員を更に置く、八年四月元老院大審院を置くに及び、之を廢す(法令全書)

來事或は世の風俗を面白く、つゞりて唄ふことになり、色祭文、心中祭文等の名稱あるに至る、諸國にも亦蔓延して常陸祭文、日本祭文、上州祭文、大阪祭文、壬生祭文の種類出で、夫より「チヨコケレ」節、法螺祭文、チヨコケレ節などの俗曲起りて執も今に傳はる、享保の頃五説教八祭文と稱して最も流行したるは、八百屋お七、お染久松、おさん茂兵衛、お初徳兵衛、お夏清十郎、おちよ半兵衛、小三金五郎、お俊傳兵衛の八つなり(嬉遊笑覽、用捨箱、聲曲類纂)

事或は世の風俗を面白く、つゞりて唄ふことになり、色祭文、心中祭文等の名稱あるに至る、諸國にも亦蔓延して常陸祭文、日本祭文、上州祭文、大阪祭文、壬生祭文の種類出で、夫より「チヨコケレ」節、法螺祭文、チヨコケレ節などの俗曲起りて執も今に傳はる、享保の頃五説教八祭文と稱して最も流行したるは、八百屋お七、お染久松、おさん茂兵衛、お初徳兵衛、お夏清十郎、おちよ半兵衛、小三金五郎、お俊傳兵衛の八つなり(嬉遊笑覽、用捨箱、聲曲類纂)

事或は世の風俗を面白く、つゞりて唄ふことになり、色祭文、心中祭文等の名稱あるに至る、諸國にも亦蔓延して常陸祭文、日本祭文、上州祭文、大阪祭文、壬生祭文の種類出で、夫より「チヨコケレ」節、法螺祭文、チヨコケレ節などの俗曲起りて執も今に傳はる、享保の頃五説教八祭文と稱して最も流行したるは、八百屋お七、お染久松、おさん茂兵衛、お初徳兵衛、お夏清十郎、おちよ半兵衛、小三金五郎、お俊傳兵衛の八つなり(嬉遊笑覽、用捨箱、聲曲類纂)

サイワ サウカ

町の地子を養生の食に充つ、承和中に至りては菜食料不足なるを以て...

サイワウ

斎王 齋宮(サイウウ)を見よ、

サウウ

箏 「サウノコト」を見よ、

サウウシ

早雲寺 所在相模國足柄下郡湯本村...

造宮總奉行 室町幕府の職名、寺社修造を掌る、造營の稱は、總ての殿舎亭宅に渉ることなれど、足利の世には、流例にて、寺社修造にのみかく稱し來り...

サウエイソウフキヤウ

造營總奉行 室町幕府の職名、寺社修造を掌る、造營の稱は、總ての殿舎亭宅に渉ることなれど、足利の世には、流例にて、寺社修造にのみかく稱し來り...

サウカウ

草教 室町時代、軍陣の業を下稽

サウガ サウキ

古するをいふ(倭訓栞) サウガン 象眼 (一)帛紙等に押したる細き泥畫を云ふ、安齋隨筆に「絹にても、金物にても金銀などにて細く繪様押したるを云ふ」と見えたり...

サウキ

喪儀司 儀司(モナルキモノ)ノツカサともいふ、葬禮用の幡旗など、棺に隨て持ち歩き行くものなる故に名づく...

サウキガクシ

造伎樂司 王朝時代吳の樂器を造ることと掌る、稱徳天皇神護景雲三年内藏忌寸若人入造伎樂長官となす、其後所見なし(續紀)

サウキ

造器司 王朝時代釋奠の器具を造る事を司る、元正天皇養老二年始めて此司を置く、廢置の年代詳かならず(續紀)

サウキヤククワンシ

造客館司 王朝時代蕃客宿館の造營の事を掌る、聖武天皇天平四年始めて之を置く、臨時の職なり(續紀)

サウギヨクモク井

蒼玉院 庭田長賢(ニハダナガカタ)を見よ、

サウギヨクモク井

蒼玉門院 名號

サウケ

藤原朝子(藤原)權大納言長賢の女(或は政賢の女となす)事蹟(後)土御門天皇の妃、後柏原天皇の御母、明應元年七月十九日從三位に叙せられ、同二十日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日中風によりて薨す、同二十七日伏見般舟院に葬る、文龜四年七月十八日、皇太后宮を贈る(門院傳)

サウケウシ

造宮使 造宮職(サウケウシキ)を見よ、

サウケウシキ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケウシ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウケ

置きたり(續紀、後紀、古事類苑官位部) サウケウシヤウ 造宮省 造宮職(サウケウシキ)を見よ、

サウケ

以下を略せるは、五寸を倍して尺をしろに足り、寸度だに得れば、分またおのづからしらる、故なり、然ればその餘りの材は用なれど、有るにまかせて、其の足り足らぬには拘ることなく、共に花鳥を畫きて美觀にそなへ、後來の龜鑑に納置給へる物と見えたり、然るに法隆寺古今目錄抄に、此尺者比番匠御金短二分とあり、二分はきはめて三分の誤字なり、さて此抄にかくいへるは、此尺以上の五寸のみ正寸にて、其以下は餘材を存せる物なるに心づかず、一尺の全形とおもひ誤りてかくいへるなり、といへり、「モノサシ」の挿圖を見よ、

サウケ

等ことあり、降りて鎌倉室町の時代に至ては、一定の律ありしや詳かならず、江戸幕府の時に至り、賄賂屢々行はれ、俗に役徳と稱し、役向に因り賄賂を受くることあり、正徳二年御用職人町人等よりの音物を受くることを嚴禁し、同五年、公事訴訟人より賄賂を贈りたる者あらば、其如何を問はず一切許容せず、また裁許後年月経過すとも、知れるに至らば罪科に處すべき旨を達せり、寛保三年、賄賂の贈遺者、及び取持せし者は輕追放に處し、此を請けし者にて品を返さば、贈賄者及び取持人共に村役人ならば役儀を免じ、平百姓ならば過料に處す、御定百箇條に、盜賊より賄賂を受けし者の仕置定めあり、強盜の高主を爲し、其賄を受け、買入及び鬻賣の世話を爲したる者は死罪とし、未だ其賄を受けざる者は重追放に處し、竊盜の高主を爲し、其賄を受け買入及び鬻賣の世話を爲したる者は所拂、未だ賄物を受けざる時は輕敵に處し、また盜品と知て典賣の世話を爲し、又は預り置く者は輕敵、盜物と知らずと雖も、其出所を糺さず、典賣の世話を爲したる者は過料、盜物と知て故に買入れし者は所拂、等の刑に處する由見えたり、明治維新に至り、三年に新律を頒布し、六年に改正律令を發布せられたる時、又此の罪を定む、今此を略す(御定百箇條、古事類苑法律部、法令全書)

サウケ

造宮職 關西宮城造營の事を掌る、詳かならずれども他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり(宮宮造)

サウシ

從五位上采女秋夫多治比三宅廣、從五位下舟其勝、笠吉廣を以て之に補す、後、板屋司と改め、班秩一に寮に准ぜらる(續紀、職官志)

サウシ

掃司

「カニモリノツカサ」とも訓む。後宮十二司の一、床席灑掃給物を供奉する事を掌る。尚掃一人准七位、典掃二人准八位、女掃十人。皇大寶元年始めて制定し置く(令義解、職官志)

サウシ

藏司

神璽、關契、御裝束、珍寶等の出納を掌る、御裝束の裁縫は縫殿寮掌り、調進は内藏寮の所管なるを以て、藏司にては其調進の品を藏めて、時々供奉するものなるべし。尚藏一人、准從三位、典藏二人准從四位、掌藏四人准從七位、女藏十人准少初位。皇大寶元年制定して之を置く、後世廢絶の年詳かならず(令義解、標註令義解校本)

サウシ

藏司

て供奉す、而して家に死人あれば、其家を棄て一家族擧げて他に移る風あり、これ汚穢を忌む習性より出でたるものにして、置津葉戸といふ、神武天皇以來數十世の間、歴代遷都ありしも、この風習より出たるものに外ならず。奈良朝時代、人死すれば、まづ殯宮又は喪屋を作りて、棺を置くこと古風に異ならず、すべて殯宮、喪屋は白細布を以て裝飾し、こゝに仕ふる舎人も、皆白色の麻衣を著く、斯くて生時の如く酒食を供へてこれを祭り、誄詞を奏し、棺を葬地に送る、其風俗亦古來の習慣に從ひ、玉簡に飯を盛り、玉腕に水を盛り、青赤の幡旗を指立て、幡帷帳を連れ、笛、大角、小角を吹き、金鉦、鏡鼓を鳴らし、手炬を燦やして送り行くなり、棺を埋めて後、生前親近の人、一週間程其傍に廬を作りて宿り、又人をしてこれを守らしめたり、而して此時代葬儀に一大變遷あり、火葬はなり、文武天皇四年、元興寺の僧道昭、寂し、遺體を栗原に荼毘せしむ、これ古來印度支那に於て、佛徒間に行はれたる風俗にして、我國火葬の始めとす、大寶二年、持統上皇崩御ありしが、遺詔して火葬せしめらる、これ天皇の火葬の始めなり、其後佛教の流行に從ひ通習となりて、火葬大に行はる、天平勝寶八年、聖武上皇崩御の時、葬儀に、獅子座、香天子座、金輪幢、大小寶幢、香幢、華幔、蓋帳等を用ひて悉く佛式によられしかば、爾來遂に恒例となれり。平安朝時代、古來厚葬の風は益々加はりしかば、桓武天皇延暦十一年、葬儀の制に論え、富豪の市人、貴賤の席を紊り、隊伍を列ね幡帷を翻へし、葬り了れば醜態して歸るとて、これを嚴禁し、十六年に、諸司の服忌未だ終らざるに、私に吉服に更むることを禁じ、承和九年、嵯峨上皇崩御に臨み、遺詔して葬儀を薄くし、柩を挽く者、燭を乗る者、各々

サウシ

の總名、草藁の義、一説に冊子の轉なりと(後訓業)

枕草子春曙抄に、草紙は雙紙とも書けり、草紙は物の下がきを草藁草藁などいへる其心にて、未だ清書をもしあへざる物とのこゝろにや、雙紙はかみをならべてかきつられし心なるべし、何れも昔物語などの總名を云ふ也」と云へり、我國にては清少納言の枕草子を最も古とす。

サウシ

葬式

じ、務めて厚葬の風あり、人死すれば別に新屋を作じ、殯を納め、其新屋を喪屋と名づく、其中に棺を置き、白細布にて裝飾し、種々の禮儀歌舞を行ひ、數晝夜これを守り、酒食を供へて誄詞を奏す(誄詞は死者生前の功勳善行を追想して、これを吊ふ詞かくて一定の日を過ぎれば、棺を土中に埋む、上流の埋葬には、園簿を列れてこれを送る、これに岐佐理持(死者の食物を持ち行く者、高貴のは、飯を玉簡に、水を玉腕に盛りて行く)持持(葬地を掃洒する者)、泣女(號泣の聲を擧げて、悲哀の情を表する者)等從ひ、棺を廻りて幡旗を懸へし、音楽を奏し、手炬を燦やし

サウシ

(代時會儀)

十二人とし、從者二十人に過ぎざらしめ、土を封ぜず、樹を植ふ事して、山陵を起すことなく、別に園忌を設くることなからしめしかば、葬費僅に南布二千段、錢一千貫文のみなりと云ふ、天皇薄葬を尙びたまふ風も其極に達し、淳和天皇は遺詔して茶毘の後、御骨を碎き、大原野の西の山に撒せしめて、山陵を起すことなからしめらる、當時中納言藤原吉野諫めしかども聽されざりき、火葬は、前時代既に其端を開きたりしが、此時に及び、佛教の盛大に伴ひて、殊にこれを行ふもの多く、京都の人は多く鳥部野を茶毘所となせり、貞觀十三年制して五條荒木の西の里、六條久受の里、十條の下石原の西外の里、十一條の下佐比の里、十二條の上佐比の里等を、京都庶民の葬地と定む、後世京都に五三味場あり、阿彌陀峯、舟岡山、鳥部野、四院、竹田、これなり、或は云ふ、東寺、四塚、三條河原、千本、中山延年寺、これを五墓所といふと、喪服は鈍色にして死者との親疎に從ひて濃淡を異にすること年期と同じく、特に重きは乗車調度に至るまで總て鈍色のものを用ひたり、而してまた死人の住みたる跡には、僧侶を招きて讀經せしめ、或は直に其家を寺に變ふるものあり、遺骸を埋みたる所には、石碯、又は卒都婆を立て、墓標とす、七日、七七日など時々の讀經供養ありて、一周年に當りたる日には、御はての業と名づけて、また僧侶を聘して讀經供養せしむ、この日に至れば、重服の人も皆喪服を脱ぎて平服に更む、これを最終の法事として、この上に三周忌、七周忌などの法事を行ふことは未だなかりき。鎌倉時代には葬事といふことを忌みて、吉事又は勝事といへり、いま京都貴族の間に行はれたる葬儀の大略をいへり、人死するや、先づ其座を直して北枕とし、衣を掩ひ、枕元に屏風

サウシ

几帳を立て廻し、燈火を點じ、香を焚き薫らす、燈火は葬儀の終るまで、消えざるやうに守らしめ、夏日はよき酢を茶碗にいれ、鼻邊に置いて屍臭を消す、近習禪僧等番々伺候して念誦す、棺は大抵木製にして、長さ六尺三寸、廣さ一尺八寸、高さ一尺六寸を制とし、覆布を以てこれを掩ふ、其中には香土器の粉を、遺體の下に敷きつめて、屍體の移動を防ぎ、傍ら漏液を吸はしむ、其上には曼陀羅を畫ける野草衣を掩ひ、更に土砂を撒じて、護符、持經等の遺物をも納れて、葬事の日まで北枕に据え置き、葬日に、早旦より貴所の處に荒垣を廻らし、鳥居を建て、貴所屋を營む(貴所屋とは遺體を茶毘する所、高さ一丈四尺、廣さ二丈四方、中央に鐘を設く)、葬儀の時刻は古の如く夜を以てす、執行の人々は素服を著け、牛車に棺を乗せ、遺體の頭を車の鶏ノ尾の方に向け、道師咒願その前に並び、松明をとる者前行すれば、火舎を取り名香を焚く者棺の邊に在り、次で貴賤繻素屋從の人々つき送る、出棺後、留守の人は直に家を掃除し、其等は穢れたりして川又は山野に棄つ、茶毘の後には骨を灰中に攪り、瓶子に納めて、近親の人これを三味堂に藏む、葬送の歸途は鬼門(長角)を過ぎず、凡て凶事は再びあるべからずといふ意より、何事にも再びすることを忌み、棺の綱を結び付くるにも、ふたかへり結ぶことをせざるなり、葬儀終れば貴所屋、荒垣、鳥居等を毀ち、墓を築きて卒都婆を立て、釘貫を廻らし、松を四面に植ゑて、四邊に溝を掘る、この時代の初めに死せし陸奥の豪族藤原秀衡の棺は、五重ばかり重ねて、外の棺は漆を以て塗り、内の棺一重のみは白木につくれりといふ、また葬儀終りし後、魚鳥の類を放ちて死者の冥福を祈ることあり、七七日の佛事、一週忌の供養等は、既に

サウシ

(代時會儀)

古より行はれしが、年忌の法會はこの頃に始まり、三年より十三年の追福等あり、法會は寺院に於て催し、十種の供養、或は一切經の供養などを務む、僧侶には布施として太刀、金錢、牛馬等を與ふ、親縁知己、結縁の爲めに其場に詣り、またこの頃より室町時代を通じて、富貴の者は、亡者の追福供養のために、數萬の卒都婆を建つることあり、關東及び四國にては石板の卒都婆をたたり、俗間には魂喚といふこと行はれ、これを以て死人の靈魂に接し得べしと信ぜられ、魂女は亡者を己が體に寄せて物語すべしとて、弓弦を鳴らして口寄せさすることありき(室町時代)天皇の葬儀は火葬にして、遺骨を寺院に納む、故に陵墓は、概ね卒都婆を建て、樹木を植ゑて墓標となすのみ、前期に四條天皇を泉涌寺に葬りしことありしが、後光嚴天皇の晏駕に至りて、また此處を陵所となす、後、後醍醐、後小松、稱光、後土御門、後奈良、正親町の諸帝相尋で皆しかせしかば、後陽成天皇以降、世々の天皇は、皇族と共に此寺に葬るに至れり、(センユウジ)參看)また將軍は代々、等持院(トウサケン)參看)に葬るを例となしたり、また貴族間に行はれたる葬儀の一斑を擧ぐれば、屍體を棺に納め輿に乗せて寺に送り、寺に到れば、輿を西向にし、寺僧先づ焼香し、次に供奉の人々順次焼香す、さて後、寺僧は屍體を沐浴剃髮せしめ、黒衣、袈裟、帽子を著せて戒を授け、更に位牌を作りて法號を與ふ、その前に燈火を點じ花瓶に花を挿し、草臺に茶湯を供し、香爐香盒を据え、大抵二週目の間僧徒集まりて不斷陀羅尼を誦す、かくて未亡人の尼となるもあり、臣從の僧となりて菩提を弔ふもあり、知己親縁よりは香奠として金錢を贈る、かくてまた屍體を葬らんがために葬場を設け、大屋、火屋を營み、外周に埴を繞

サウシ

らす、大屋は大抵方七間にして、四面板を以て圍み、各々一間半許の門口を開く、各門口に鳥居あり、東は發心門、南は修行門、西は菩提門、北は涅槃門といふ、その中央に火屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龍を入るべき口を開く、葬儀の日に、名僧智識、喪主となりて、龍前の佛事を行ふ、別に下火、起龍、銷龍、點茶、點湯、掛具、舉經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり、佛事終れば勤仕の人各々焼香し、終りて棺を葬場に送る、力者棺を昇き、松明を乗る者、幡、天蓋を持つ者、鉢を打ち、飯鼓を打つ僧、燭臺、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯、掛具等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常、家督の人これを捧げ、棺の善の綱は日頃愛顧を蒙りし者これに取りつき、衆僧は阿彌陀の大咒を唱へて歩み行く、葬場に到れば、三たび火屋を廻り、諷經ありて佛事終れば、これを茶毘に附し、當日遺骨を収む、これを起骨といふ、後に諸寺に分納す、その頃死人の家に、物忌札を門口に立つ、さてその後の佛事は、七日毎に營み、また臨時に設けることあり、七日(四十九日)に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ、その後は百箇日、一週年、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、二十五年、二十七年、三十年、三十三年、三十七年、四十二年、五十年、百年を経る毎に各々佛事を營みたり(江戸時代)高貴の葬儀は、鎌倉以來の風の二たび正規となりて、また漸く壞れたるものに過ぎず、中流社會の喪儀は、人死すれば家人は屍體を苑庭の上に移し、倒まに屏風を立て、枕頭に卓を置き、楯を立て、香を炷き、燈をかき、屍體の上に刀を置き、惡魔の來襲を防ぐ、直に計を比隣親縁知己に告げ、また檀那寺に報すれば、何れも集まり來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は

サウシ

葬儀を助く、檀那寺より僧を派して終夜枕頭に於て誦經せしむ、これを枕經といひ、其僧を伽僧といふ、また寺より白木の位牌に戒名を書して、これを死者に授く、一向宗にては戒名に釋の一字を冠せしめ、日蓮宗にては日の一字を附す、概ね男子には信士、居士の稱を授け、女子には信女、大姉の稱を與ふ、身分真きものは更に院號を用ふるもあり、天保の改革に、平民に院號、居士號を附くること、及び三尺以上の大碑を立つることを禁じたり、さて屍體を沐浴せしめ、其頭髪を剃りて僧形とし、白衣を着せ、數珠を持たしむ、これを湯灌といひ、湯灌終りて棺に納む、棺は木を以て造り、方面の形をなして卍字を附す、通常は其上に棒を通したるものなれども、儀を重くするものは奥を用ふ、富人は寢棺を用ふれども、貧民は早桶と稱して、粗製の桶を棺とするもの多し、棺の中には死人が生前に用ひたる衣服調度を納め、また錢(これを六道錢といふ、紙にて作れる錢の形を用ふるもあり)、杖、草鞋、脚絆の類を納るゝことあり、これ死者の靈魂が幽冥の途に上り、六道の辻、三途の川を過ぎん時これを要すべしとの妄信より起り、寛保二年、將軍吉宗、諸寺をして各檀越の六道錢を容るゝを禁せしむ、また妻妾は夫の爲めに頭髪を截りて棺に納むることあり、葬儀は大抵一晝夜を過ぎて後行ふ、寅日、五墓日、十死日などに當れば一日を上下す、或は假に葬儀を營み、更に數日の後に本儀を營むもあり、儀は概ね暮六つ時を期とすれども、百姓町人は多く晝間に行ふ、出棺に當りて門火を燃きてこれを送る、葬途の兩邊は前驅先づ導き、僧侶鈴を鳴らして行き、高張提燈を照らすもの、香爐、紙華、幡、天蓋、位牌を捧ぐる者相繼ぐ、棺は中央にあり、其兩側に無紋の箱提燈を照らし、其

サウシ

後に奥側の從者從ふ、士人にありては、猶若黨、草履取、及び挾箱、鎗などを持つもの、馬を牽くものなど相從ふ、その後には喪主、從者に定紋の箱提燈を照らさせて行く、これに次ぎて親縁知己比隣の人々續き送る、京畿にては死者及び棺を昇く者の額に、三角の紙を貼することあるは、蓋し平安以來、額烏帽子の遺風を存するものならんか、都市富家の葬儀は、外親を飾るを旨とし、檀那寺の組合五箇寺の僧侶、その他知音の僧侶を聘して、式に與からしめ、親縁知己比隣及び己が町内の者を頼み、送葬に従はしめて其儀を盛にす、喪家よりは會葬の人々へ饅頭菓子などを賦與す、村里はこれに異なり、知音の者のみ會葬す、其儀も質素なりと雖も、組合の制よく行はれ、無常講などと稱して、平時より金を貯蓄し、一家に死人あれば其金を出だして葬費を助け、講中の人集まり來りて、自ら棺を昇き、襖を穿ちなどす、死を穢れたりとして厭忌する風は、なほ太古の如く、會葬者の殊に親しき者に酒食を饗するにも、喪家の穢火を用ふることなく、隣家に借りてこれをなす、また出雲の杵築町の如きは大社のある處なるを以て、公然屍體を昇り行くことを憚り、これを駕籠に入れ、病人と稱して檀那寺に送り、こゝにて沐浴せしめて後、葬儀を行ひたりき、而して、自家または檀那寺に於て、僧侶棺前に讀經し、死者に引導を授くるの事あり、其儀終れば棺を葬場に送り、埋葬または火葬にす、此時代には火葬は概ね本願寺派に限り、餘宗の門徒は埋葬とす、但し餘宗にても死者が生前に遺言して火葬をなさしむることあり、葬儀を畢へし翌日、更に寺に詣り墓を拜す、火葬なれば其日遺骨を拾ひて歸り、殘灰は茶毘場の比隣に埋む、これを灰塚といふ、遺骨は瓶に納めて佛壇に供へ置くこと、凡そ

サウシ

七七日にして墳墓の中に藏む、舍利及び齒は眞宗徒にありては、大谷の骨塔、餘宗にありては高野山、黒谷などに送る、なほ京都に五三味場ありて茶毘の場に供せしことば、既に述べたり、前期、秀吉薨後、豊國神廟を鳥部山に建てしに、鳥部野の茶毘の煙の社頭に通せしかば、不淨を避けんがために葬場を建仁寺の前鶴林に移したれど、後また鳥部野に復せり、此時代の初め南禪寺金地院の山上に東照宮を勧請せしに、阿彌陀峯の茶毘の臭氣の侵すを忌み火葬場を花頂に移せり、江戸には北に小塚原、南に鈴が森の刑場の邊、及び隅田川の東、行徳街道に當れる中川の邊などに三味場を設けたり、すべて茶毘を業とする賤民を隱坊と稱す、遺骸を埋めまたは殘骨を納むるには、都市にては寺院の墓地に葬り、村落にては寺院の墓地に、または人家に遠からざる所に共同墓地を有してこゝに葬れり、また、新たに死人ありし家には、喪中は神棚を封じて機家の入らざる様にす、鄙俗には轉きは三日、五日、重きは一七日、二十七日の間、門戸に簾、または黒色の暖簾を垂れ、藪を下し、業を休みて哀を表す、また土庶ともに忌札また門牌を戸外に貼す、忌札は白紙に忌または忌中の字を書したるものにして、門牌は死者の戒名、年齢、死亡の年月を記したるものなり、さて死後第七日には初七日(中陰)とて、當日または其前夜(建夜)に、自家若しくは檀那寺に於て法會を營み、親縁知己、これに會す、その後一週日毎に僧侶を聘して讀經せしめ、第七週に終り、其日には七七日の法會を營む、但し眞宗派にては多くは五七日に終る、其間に死者の遺物を子弟甥姪朋友家人奴婢等に頒つことあり、又其死したる翌日の命日に至りて、僧侶を聘して讀經せしむ、是を「たち日」といふ、更に第一百日に至り、百箇日の法

サウシクワン

事を營み、一周忌、三回忌、七回忌、十七回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、四十三回忌、四十七回忌、五十回忌、百回忌に及ぶ、百回忌以後は五十年毎に法會を營む、神葬(シンサウ)、儒葬(ジュサウ)、自葬(ジサウ)、火葬(クワサウ)參看(日本風俗史)

サウシクワン

造士館 舊三田藩の學校
所 在 攝津國有馬郡三田屋敷町百五十一番地字屋敷町
起 原 薩摩藩元祿七年藩主丸龜副隆、林大學頭門弟白洲義太夫良幹を召聘し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせしも幾程もなく廢藩に際し共に廢校となる、造士館學校地坪凡千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間書箱庫、校守部屋等あり(日本教育史資料)

サウシクワン

造士館 舊安中藩の學校
所 在 上野國碓氷郡安中城内
起 原 薩摩藩文化中藩主板倉勝尙文武場を創立し、造士館と稱し、藩士を教導せしむ、天保中に至り嗣子勝明、首として太山山田の兩教師を聘して文學を掌らしめ、學事を擴張し、又武術を貴賤少長の差別なく修練せしむ、殊に砲術は藩士をして夙に高島秋帆に隨ひ、西洋の火技を習熟せしめ、且年寄役以下諸士卒族等に武具を襲ひ干戈を携へ、城郭内に於て陣法の成規を訓練す、安政の初年勝明逝去、且つ太山山田の兩士も相踵で歿し、後文運不振の徵を呈せり、明治の初に至り造士館を分轄し、假に文學學校を設け、主務官をして之を掌らしむ(日本教育史資料)

サウシクワン

造士館 舊鹿兒島藩の學校
所 在 薩摩國鹿兒島舊櫛形内(當今山下町)
起 原 薩摩藩安永二年藩主島津重豪之を創立し、一に昌平

サウシ

サウシ

學校に徵ふ、後數十年を経て學風衰頹の色あり、齊彬其弊を革め學風一變す、明治三年本學校と改稱し、別に小學校を新置し、和漢洋習字筆算の業を授く、三十四年第七高等學校造士館と改稱し、文部省直轄學校となれり、造士館地坪三千三百五十六坪、宣成殿及び御供所六十坪、講堂及び學寮等三百七十坪〇出版に、童蒙須知、亭山文集、月洲詩集、四書、五經、孝經等あり(日本教育史資料)

サウシ

造寺使 關西勸願寺の建立修造の事を掌る、後世東大寺、興福寺二寺のみに置き、臨時の職なり、長官(東大寺造寺使長官は大辨の人之を兼帶し、興福寺造寺使長官は勸學院出身の辨官、これを兼帶す)次官、判官、主典(起原)天武天皇の時、造高市大寺司を置かれしこと書紀に見えたり、蓋し造寺官の起原なり、其後續紀に造藥師寺大夫、造西大寺長官、造佛像司長官など見えたれば、古くより何れの寺を問はず、修造の時臨時に此職を置かれしなるべし、東大寺興福寺は最も上下の崇拜する處たるを以て殊に此職を置き、後世に至るまで猶存せしならん(書紀、續紀、續日本後紀、職原抄)

サウシ

草子箱(造紙箱) 草子類を納るゝ具、又古くは料紙箱のことをも云ふ(類聚名物考、真丈雜記)調度口傳に、草子箱の事、黒漆蒔繪蓋合口一尺四方、是も合口に錫線を入る、深さ蓋とも三寸五分、又、類聚雜要抄に、造紙箱一雙、甲乙、折角有、折立、三寸半板九尺五寸、弘一尺五分、木道單功七十疋、金廿七兩一分、漆一升一合、磨料五百六十疋、裏塗

サウシ

サウシ

五疋、口白錫二斤四兩、螺鈿料三百疋、同堀料百疋、同...

サウシバサミ

草子挾 冊子を挟みおく具、造紙形とも云ふ、板二枚を組んで結束し、此間に草...

サウシマチ

曹司町 禁中にて、曹司の多く、建ち連なりたる所、

サウシユシ

造酒司 唐名其醴置醴醴深、とも、サケノツカサしとも訓む、唐名其醴置醴醴深...

壁門の内、内匠寮の東、典藥寮の北、宮内省の被官、酒、醴、酢を醸して、皇室の供御、饗宴の用に供す...

サウシ

せしむ。此の造酒司の中に酒殿あり、大刀白小刀白...

サウシユツ

槍術 關原關原の製たるはじめ、後醍醐天皇の頃より起り、爾來戰場必須の武器と...

- 寶藏院流 覺禪房胤榮
中村派 中村市右衛門尙政
高田派 高田又兵衛吉次
下石派 下石平右衛門三正
旅川流 旅川彌右衛門政嗣
無邊流 大内無邊
山本無邊流 山本無邊宗久
建孝流 伊藤紀伊守佐忠
虎尾流 虎尾綾右衛門三輔
田邊流 田邊八左衛門
富田流 富田牛生
中根流 中根一雲
打身流 打身佐内
佐分利流 佐分利猪之助重隆
本間流 本間勘解由左衛門

サウス

- 難想流 石野傳一氏利
神道流 飯篠若狹守盛近
檜原流 檜原五郎左衛門俊重
本心鏡智流 梅田木工之丞治忠
一中流 東海龍軒一中
大島流 大島伴六吉綱
種田流 種田平馬正幸
船津流 船津八郎兵衛
内藏助流 同上
京僧流 京僧安大夫
自得記流 松本利左衛門利直
木下流 木下淡路守利常

サウス

藏主 禪宗僧侶の役名、經藏を掌りて義學に兼通するを云ふ、又知藏とも云ふ、經藏を...

サウセツ

相折 供御の米等の定まれる員數の中を折ぎて、御菜等に充つることをいふ、其事を注...

を制す、五年支那の僧東華心越來朝す、元祿寶永中、獨庵、正山、徳翁、天柱等輩出して、應仁以降二百餘年...

サウソクシ

賊贖司 名義アカムモノ、ツカサし、又は、アカモノツカサしと訓む、關刑部省の...

サウチケチタイジシ

造高市大寺使 造寺使(サウツシ)を見よ、

サウチガシラ

掃除頭 江戸幕府の職名、營中掃除の事を掌る、目附の支配にて、百俵高四人あり、...

サウチヤウバ

掃除丁場 江戸時代、街道筋道筋における掃除場の一區域、地方凡例録に、街道筋...

又往還の内何十何町は何村掃除丁場と、高に割付け、榜示を立て、遠所の村より掃除致すもあり、然れど...

サウソ

サウチ

サウド

サウ

サウト

サウ

助郷の村々は之を除くと雖も、又助郷により村内地内の往還を掃除の丁場に持もありて、所により總て一定せず、古來よりの慣例に據れり、と見えたり、

サウトン 草蓆 調度の名、蓆を心として、高さ一尺三寸程に圓く作り、上をすべて錦にてつみたる腰掛の如きものをいふ、本朝式に清涼殿設錦草...

サエジ サライ

東、鹿角鹿皮漆黃西黒葛清濁酒等の幣帛を備へ、祝部等官幣を請ふてその神社に奉る、後世遂に絶ゆ(金義解、延喜式、西宮記)公事根源に、この三枝祭は、率川祭を云ふよし、神祇令に載せたり、三枝の花をとりて、酒樽をかざる故に、三枝の祭とは申すなり、この祭も二月の率川の祭と同じかるべきか、さりながら神祇令に、孟夏の祭のたぐひに載せられたれば、先づ四月の所に申侍るなり、率川祭は、右大臣は公の建立と申す口傳侍れど、おぼつかなき事なり、この故に令と申す書は淡海公の撰ばれて、養老年中に奏覽せらる、是公の大臣は、淡海公の曾孫なり、即ち令に率川祭と侍るなれば、是公の始めて建立にはあるべからざるにや、養老以前にはやありける神社なり、是公の再興しけるを、建立と申すやらん、いとおぼつかなし、三枝とかきて、こゝにはさいごともよむべしと云へり、

サエジフ

左衛門府 「サエジフ」を見よ、

サエタ

小枝 横笛の名器、平教盛持つ所の笛なり、此笛は教盛の父經盛百金を以て漢竹を宋に求め作り、深更に至つて吹けば、其聲ますます清々たり、因て左枝と名づくも、教盛傳へて最後に至るまで所持せり(樂家録、樂器考)〇倭調葉に、小枝也、小は發語にて枝といふに同じ、又藤原草に竹を小枝草といふとも見え、盛衰記に、平清盛がもたりし笛は夜のみふるがまゝにさえければ名づくるよしも見えたり、されど南都正倉院の所藏の小枝笛は節に小枝三つありと見えたり、

サエモンフ

左衛門府 「サエモンフ」を見よ、

サライ

竿入 江戸時代、檢地の事を俗に稱していふ、檢地に間竿(ケンザチ)を入てはかるを以てなり、ケンチチを見よ、

サラガ サカ井

サラガネ

竿金 古金の名目、金を鑄して竹筒に流し込み、竿の如くに鑄造したるものをいふ、入用の時には、之を能き程に切り、貨幣として用ひたり(金銀圖録)

サラチカヒヒキ

竿違引 江戸時代免租の一、檢地の時繩竿を誤り打ち、又は野帳を誤記して免石盛等を定めたる後之を正すに、舊段別より甚だ狭きを以て、其租を減するなり、ケンチチ參看(地方凡例録)

サヲノベ

竿延 檢地の時前の地積より廣がり延びたるをいふ、地方凡例録に、竿延は、古檢の村新檢になれば、間竿の寸尺差ふに付き、打出の歩を竿延といふ、元和以來の新檢、六尺竿に成たる村方にても、論所に成歟、又は何ぞ子細ありて、檢地或は地押等にて、一村の段別改る時、山添川付野方等切り添へて、地廣に成り、水帳の段別より餘計に打出る事もあり、右にいふ如く、新檢に成ても、元和寛水の頃迄は、物毎おふふにて、田畑餘歩等、餘計に付たる故、當時檢地いたせば、何れ打出有之に付、斯様の類も竿延と云ふ、或は切添へ場所あり、其場所計り改め出し、高段別相増す分は、新田同然にて、竿延とはいはず、といへり、ケンチチ參看、

サヲノマ

棹間 大内親清涼殿小坂敷の西に在り、天皇御椅子の覆をかけ置く棹のある所、殿上(デンジャウ)の條參看(大内親圖考)

サオホトネリレウ

左大舍人寮 「サオホトネリレウ」を見よ、

サカイト

逆板 鏡の名所、ヨロヒを見よ、

サカ井ウチ

酒井氏(播磨姫路) 祖先詳かならず、藩翰譜に、徳川殿の御先祖源親氏と申奉る、初て三河國に至り給ひ、坂井といふ所に留り、

サカ井

嘉吉元年十二月、御子一人設けらる、坂井五郎親清といふ、親清男子二人、兄は小五郎親忠、弟は與四郎親重といふ、親忠、信光の子親忠と申奉れば名乗を改めて、坂井左衛門尉忠といひ、入道して淨賢と號す、是も男子二人、兄は將監忠尚、弟は左衛門尉忠次といひしなり、與四郎親重は、雅樂助正親の父なりと云々、此説詳なるに似たり、されども雅樂助正親の系圖に合せ考ふるに大に異なりといへり、一説に、大江廣元の男忠成尾張海東郡の地頭職たり、其曾孫海東左京將監忠房元弘元年關東の討手として近江國唐崎濱合戦に討死す、男次郎左衛門尉忠賢桃井直常と共に越中にて討死す、男小五郎忠明三河國幡豆郡坂井郷の雜掌となる、其子忠時子二人あり、長を酒井太郎左衛門尉忠親、次を酒井與四郎忠則と云ふ、忠親は坂井郷庄官を繼ぐ、これ酒井左衛門尉が祖なり、弟忠則應永三十一年尹其親王に仕へ、後三河鳴瀬に住し、後同國大濱下宮に住す、忠則女子のみにして男なし、時に上野新田の族大郎兵衛親氏三河に流瀝せし頃、忠則の女に配して酒井五郎廣親を生む、是より清和源氏となる、廣親文明十一年七月松平信光安祥城攻の時初めて武功を著す、時三十九歳、此より世々徳川家長たり、六世與四郎正親徳川家康に仕へ、雅樂助に任じ、三河西尾を賜ふといへり、正親の男與四郎重忠天正十八年相模國甘繩に移り、後武藏川越城を賜ひ一萬石を領し、從五位下河内守となる、慶長六年二月關ヶ原の役の功を以て二萬石加賜、封を上野國に移され飯橋城を治む、嫡子雅樂頭忠世に一萬石を那波郡に賜はる、十年十二月雅樂頭忠世に京都更番の資として五千石を近江國栗田日野の兩所に加賜せらる、十四年二月五千石を上野國善養寺に加賜せらる、元和二年九月二萬石加賜、五年十月老

サカ井ウチ

酒井氏(上野伊勢崎) 酒井河内守重忠曾孫左中將酒井雅樂頭忠清の二男、酒井忠寛を祖とす、寛文六年十二月諸大夫となり、下野守と號す、天和元年二月父の封地内上野國に於て二萬石を分地し、伊勢崎に居す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

- 忠寛 忠告 忠温 忠哲 忠寧 忠長
- 重忠 忠世 忠行 忠清 忠舉 忠相
- 親愛 親本 忠恭 忠以 忠道 忠實
- 忠學 忠寶 忠顯 忠績 忠淳 忠邦

サカ井ウチ

酒井氏(羽前大泉) 酒井太郎左衛門尉大江忠親三河國幡豆郡坂井郷に住し、其男酒井小五郎親清同國伊田を領し、曾孫酒井左衛門尉忠通の長男左衛門尉氏忠入道淨賢の子小平次忠次(實は孫、父某徳川氏に背き三河を退去すと云ふ)徳川清康の女と婚し、永祿七年六月三河吉田城を賜ひ、天正十四年十月從五位下に叙し、左衛門尉と號す、其男小五郎家次家康に仕へ、一字を賜り、天正十六年十月遺領を繼ぎ、十七年十一月從五位下に叙し、宮内大輔に任ず、十八年八月封を下總國雅井城に轉す、慶長九年十二月上野高崎城に移され、二萬石を増し合せて五萬石を領し、左衛門尉に改む、元和二年大阪役の功を以て越後高田城に轉封し、五萬石を加へ、都て十萬石を領す、元和五年三月忠勝封を信濃國に移され、松代城を治む、八年九月四萬石加賜、封を出羽國に移され、鶴岡城を治む、正保四年十月出羽國松山の壘田二萬石を、次子大學頭忠恒に封す、天和二年二月小五郎忠實壘田五千石を、族中之助忠高に封す、天保十一年十一月左衛門尉忠器封を越後國に移され、長岡城を治む、封民之を止んことを官に哀訴す、十二年六月命あり移封を停め、出羽國鶴ヶ岡(後に大泉と改稱す)を治む、元治元年左衛門尉忠篤江戶市中警衛の勢を以て、二萬七千石加賜、前封を併せて十七萬石、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、藩翰譜、華族譜)

- 忠次 家次 忠勝 忠當 忠義 忠眞
- 忠寄 忠温 忠徳 忠器 忠賢 忠寛
- 忠篤 忠實 忠重 忠篤 忠相 忠篤

サカ井ウチ

酒井氏(若狭小濱) 雅樂助正親の三男與七郎忠利を祖とす、天正十八年忠利武藏河越の地三千石を受く、慶長六年三月關ヶ原の役の功を以て七千石を加賜せられ、封を駿河國に移され、田中城を治む、十一年十二月叙爵せられ備後守と稱す、十四年九月一萬石加賜、復た封を武藏國に移され河越城を治む、十九年十二月嫡子謙岐守忠勝に三千石を下總國に賜はる、元和二年七月四城の傳相に補せられ、一萬石を加賜せらる、五年十月一萬石加賜、九年十二月一萬石を武藏國深谷に加賜せらる、寛永三年三月二萬石加賜、四年十一月讃岐守忠勝父の封を襲ふ、九年九月二萬石加賜、十一年閏七月大老職たるの累勳を以て二萬石加賜、封を若狭越前兩國に移され、若狭國小濱城を治む、十三年正月二十日一萬石加賜、前封併せて十四萬石、寛文八年六月修理大夫忠直二萬石を、兄備後守忠朝の子大和守忠國に分封す、天和二年九月遠江守忠隆壘田一萬石を次弟右京亮忠綱に、同三千石を三弟數馬忠根に分封す、文久二年三月若狭守忠義京都所司代たるの累勳を以て一萬石加賜、十月二十五日一萬石を削らる、爾來子孫

- 忠恒 忠謙 忠休 忠崇 忠禮 忠方
- 忠良 忠匡

サカ井

中職たるの累勳を以て一萬石加賜、八年十二月老中職たるの累勳を以て二萬六千石、九年十二月同じく二萬石加賜、寛永二年八月阿波守忠行二萬石を上野國藤岡に加賜、十年四月一萬石加賜、前封を併せて十六萬千石、十四年正月二萬二千五百石を次子日向守忠能に分封す、寛文三年二月雅樂頭忠清大老に補せられ三萬石加賜、延寶八年正月十二日二萬石加賜、天和元年二月上野國伊勢崎二萬石を次子下野守忠寛に分封す、五月二萬石を削らる、明暦八年十二月雅樂頭忠舉二萬石加賜、寶永四年七月壘田二萬石を封額に加ふ、寛延二年正月雅樂頭忠恭播磨國に移封し姫路城を治む、文政二年五月雅樂頭忠實溜間班に進む、天保三年五月啓行に雉刀を用るを許さる、爾來相繼ぎて明治に至り華族に列し伯爵を授けらる(藩翰譜、系圖、徳川加除封録、華族譜)

- 廣親 家忠 信親 家次 清秀 正親

サカ井

相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる

(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

○忠利 忠勝 忠直 忠隆 忠固 忠音

○忠存 忠用 忠興 忠實 忠進 忠順

サカ井ウチ

酒井氏(越前鞠山) 酒井備後守

忠則孫、酒井修理大夫忠直の二男忠綱(初名忠登)を祖とす、寛文十二年十二月五位下に叙し、右京亮に任じ、天和二年九月父の遺領の内、越前の敦賀(五千石)近江の高嶋(五千石)にて一萬石分地し、越前國鞠山に住し、貞享四年八月大番頭となる、十五年閏八月職を辭し、寶永三年五月卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、鞠山神社造營略記、華族譜)

サカ井ウチ

酒井氏(安房加知山) 酒井備

後守忠利孫、酒井備後守忠朝男酒井忠國を祖とす、寛文八年六月叔父酒井修理大夫忠直、封地の内安房國平群郡越前國敦賀郡の内にて一萬石分知し、安房加知山に住す、同年十二月五位下に叙し、越前守に任じ、延寶八年十二月大番頭となり、大和守に改む、天和元年十二月奏者番となり、寺社奉行を兼ね、奉行的勤功により同二年八月上總安房兩國の地五千石を加賜し、都て一萬五千石を領す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

サカ井ウチ

酒井忠世

酒井忠勝 幼名與七郎、入道して空印と號す、徳川忠利の子、母は徳川家康の妹光源氏、徳川家康の父と共に徳川秀忠に供奉す、時に年十四、慶長十四年十一月叙爵して讃岐守と稱し、十九年下總國にて鹿蔭料三千石を賜ひ、元和六年四月徳川家光に附けられ、八年封七千石を加へて深谷城を領す、寛永元年更に二萬石を加へ、三年三月武藏國忍に轉封して五萬石を食む、四年家督を續ぎ、武藏國河越の城主となり、八輔佐の功を賞して二萬石を加へ、凡て十萬石となる、十二月四位下侍従に叙任す、忠勝常に大政を助けて、公武の法制を掌り、異國他邦の事に至るまで沙汰せずといふ事なし、因て朝鮮の信使來朝する毎に、彼の國の禮曹より、忠勝には、別に音信の物を贈れりといへり、又家光が忠勝の牛込邸に臨みたる事も屢屢にて、賜物枚擧に違あらず、十一年六月家光上洛の時、これに供奉し、参内院参るとき、天蓋を拜授し、守家の太刀を賜ふ、七月若狹國一圓並に敦賀一郡を賜ひ、また敦賀より上洛の便宜として別に近江國高島郡にて七千石餘の地を賜はり、十二年十二月更に下野國佐野にて一萬石を加へ、總計十二萬三千五百石餘を領す、十五年十一月大老職となり、二十年十月左少將に陞る、明暦二年五月二十六日致仕す、萬治三年四月十七日入道して空印と稱し、寛文二年七月十二日卒す、年七十六、忠勝人と爲り大智ありて、小事は愚の如し、また度量宏偉、老少編素を隔てず、善言を聞けば輒ちこれを納る、執政に居る事を累れ、寵遇日に厚く、當時將軍家の恩顧を蒙る事の深き、名臣中にありて第一と稱せらる(徳川實紀、野史)

サカ井ウチ

酒井忠清

サカ井

サカ井ウチ

酒井忠世

サカ井

サカ井ウチ

酒井忠世

子孫忠實、寛永十四年正月父の封を襲ひ、上野國麻橋城十萬石を領し、弟忠能に原封の内二萬五千石を分つ、十五年十一月、大禮には奏者の事を奉はり、また毎年男を勤むべき事を命ぜらる、十二月叙爵して河内守と稱し、十六年將軍徳川家光の女千代姫尼殿家へ入與の時、いまだ童形にて具桶の役す、時に年十六なり、また十八年三月家綱の生れし時には幕目の役す、九月四位に陞り、二十年七月侍従に進み、慶安四年十月家綱の將軍宣下の謝使を命ぜられて上洛し、少將に移り雅樂頭と改め、承應二年六月五日、大事には連署すべき旨台命あり、寛文三年二月三萬石の加封あり、六年三月連署を免ぜられて大老と稱す、延寶八年正月更に二萬石を加へ、凡て十五萬石を領す、五月家綱大漸に及びて嗣子いまだ定まらず、時に忠清、正仁親王を京都より迎へて權に將軍と爲さんとすの意あり、蓋し大奥の女房中懷妊せりと風聞ありしがゆゑ、もし一度支族より將軍を立てたる後、公子の生まるゝあらば差誤を生ずるの恐あるを以て、一時便宜の處置として、親王を立て、公子誕生の場合には、之を京都に還さんとすの權謀なりしも、老中堀田正俊主として反對し、其他の執政もまた不同意にして、事遂に行はれず、館林綱吉入りて大統を嗣ぐに至れり、茲に於て同八年十二月職を辭し、翌天和元年二月致仕す、爾來快々として樂ます、五月十九日を以て卒す、年五十八、忠清箕裘を承けて善く祖先の節度を守り、諸家の舊格を糾尋し、不遇の者を登庸す、嘗て板倉重規、戸田忠昌を勧め、また甲斐正親、北條氏平、水野忠尚を擡びて之を擧ぐ、皆其任に適せり、而して其家光を輔佐するや、威儀嚴肅、言言敦整、士井利勝、青山忠俊のとき、忠清出づる毎に手を束ね容を改めたりといへり、而して

サカ井

世に忠清を下馬將軍と稱せり、ケバシヤウケンと參看(徳川實紀、野史)

サカ井ウチ

酒井忠次

幼名小平次、後ち小五郎と改む、剃髮後一智と號す、法名先求院高月縁心、浄賢の子、世々徳川氏に仕へて其重臣たり、忠次、徳川廣忠の妹に配し徳川家康の伯母賢なりしかば、寵遇殊に厚く、權勢肩を並ぶるものなし、永祿六年の秋、一向宗門徒の徳川氏に叛くや、之を討じて功あり、七年六月今川家の部將小原鎮實を吉田城に攻めて之を抜く、茲に於て三河國盡く徳川氏に屬す、よりて吉田城を忠次に賜ひ、東三河の藩鎮となる、元龜元年六月、家康に從うて、織田信長を援ひ、朝倉義景の軍と大に姉川に戦ひ殊勳あり、三年味方原の戦には、小山田備中守の陣を破り、天正元年二月には、風來寺城を攻めて之を陥る、三年七月武田勝頼來りて徳川氏を攻め、長篠城を圍む、家康其後卷として、子信康と共に兵を率ゐて吉田城に入り、信康は山中に陣す、忠次また城を出て、生薑原附近に於て山縣昌景と戦ふ、幾干もなくして信長來り援ひ、總軍合して十餘萬騎、有海ヶ原に次す、勝頼即ち族弟信實及び部將七人をして、鷹葉原を成らしめ、更に隊を分ちて長篠を攻め、自ら一萬五千餘騎を以て瀧津川を渡りて陣す、時に忠次策を獻じて曰く、臣願くば、兵を率ゐて轉じて南に出で、山路に沿うて急に鷹葉を襲うて之を屠らば、次日の戦必ず利あるべきなりと、家康信長大に之を嘉みし、兵を授けて策を行はしめしが、果して圖に當り、勝頼大敗して退く、信長其功を賞し難刀を賜ふ、既にして天正十年家康甲信を拘へて制度を建つるや、忠次命を受けて信濃十二郡の事を領知す、十二年小牧の役森長一の軍に當り、奮戦して之を破る、尋て秀吉家康

と和し、家康上洛の事あるに及び、忠次また之に從ふ、實に天正十四年なり、十六年致仕入道して一智と號す、十八年家康大に功臣を封する時、忠次子家次の采邑の削減せられしを見て喜ばず、井伊直政に就いて哀訴す、家康曰く、汝もまた子を愛するかと、忠次汗顔して退く、蓋し是より先忠次、家康の子信康に傳たり、而して信康、織田信長の思む所となり、護また其間に入りて遂に自盡す、而して忠次之を救ふこと能はず、故に言茲に及ぶ、慶長元年十月京都に卒す、年七十(藩翰譜、野史)

サカ井ウチ

酒井忠世

幼名與四郎、法名隆興院發向源直、重忠の長子、早くより徳川家康に仕へて三千石を領す、天正十六年四月、從五位下に叙し、右兵衛大夫と稱し、八月采邑二千石を加ふ、此年世子秀忠に附せられて、其家老職となる、時に年十九、慶長六年また封を加へ、上野那波の地一萬石を賜ひ、後ち屢々加封あり、十四年二月に至りて、合計二萬石を食む、十九年大坂冬の陣に從ひ、元和元年同夏陣の時また戦功あり、二年八月上野大胡伊勢崎の地三萬二千石を加へて五萬石を領し、三年家督を相續するに及び、自己の采邑と合せて八萬五千石に至る、尋て老中となりて國政を掌り、かれて外國の事も管す、五年十月、上野里見に於て一萬石を賜ひ、八年十二月再び加恩あり、新墾田と共に十二萬二千石餘を領す、九年二月世子家光の傳を命ぜらる、七月家光、將軍宣下の謝恩として参内の時、騎馬にて太刀の役し、寛永三年また將軍の上洛に從ひ、八月從四位下に陞り、九月別勅によりて侍従に任ず、十一年六月家光更に上洛の事あり、忠世留守として西丸に居りしが、七月厨より出火して城中悉く回祿せるを以て、其罪を恐懼し、東叡山

サカ井

大覺寺(ダイカクジ)を見

サカ井

正親町三條氏(カホギマ)

サカ井

榎木、坂木、龍眼木

に、神前に供へて裝飾等に用ふる木、榮樹の義にて、もと常磐木の總稱なり、然るに後世に至りては、別一種の木を定めて以て榎と稱し、専ら之を神事に用ひ、神御の物を其枝に懸る事あり、或は神人等執持する事あり、又神事公事には讓稱して眞榮樹と云へり、中古春日社にては榎を神木とし、事あれば神人等之を昇ぎ以て敬奏せり、又神樂の曲名にもあり、猶榎の説につきては冠辭者、萬葉考榎の落葉、神樂入綾等につきて見るべし、

サカ井

榎原氏(越後高田)

清和源氏、伊勢仁木氏の流、右京大夫義長の後胤利長、伊勢國壹志郡榎原に居住す、依て氏とす、七郎右衛門清長三河國に移り、松平親忠に仕へ、延徳中井田の戦に子長政と共に功あり、長政の長子清政、弟康政共に徳川家康に仕ふ、一説に「鎮守府將軍秀郷の男、千常曾孫相模守公光より出づ、公光佐藤氏と

サカ井

サカ井

サカキ

稱す、五世伊勢少孫基景伊勢に住し、伊藤氏と稱す、其孫上總介忠清佐藤七郎基之七世佐藤二郎基氏壹志郡榑原邑に住し、榑原を稱す、六世榑原平七郎基政、應永中仁木右馬大夫伊勢數箇所を押領せし時、亂を避て三河額田郡山中に遷り、始て松平太郎左衛門尉親氏に從ひ、世々松平氏に仕ふるに至る、其孫榑原七郎右衛門清長岡崎次郎三郎廣忠に仕へ、男七郎左衛門長政二男康政と共に家康に仕ふと云ふ、榑原小平太康政永祿六年家康一字を賜ふ、軍功最も多し、天正十四年十一月從五位下に叙し、式部大輔に任ず、同十八年八月上野國館林城に封じ、同國邑樂勢多二郡下野國梁田郡等に於て十萬石を領せしむ、文祿元年秀忠將軍の補佐となる、慶長八年十一月上京料として近江國野州粟多蒲生三郡の内にて五千石を賜ふ、又家康刀及び國綱の鎗二本を賜ふ、寛永二十年七月式部大輔忠次四萬石加賜、封を陸奥國に移され白河城を治む、家號松平を賜はる、慶安二年六月一萬石加賜、播磨國姫路城に移封、前封を併せて十五萬石、寛文七年六月式部大輔政倫封を越後國に移され、村上城を治む、寶永九年五月式部大輔政邦西國探題に補せられ、復た播磨國姫路城に移封、寛保元年十一月式部大輔政永復た越後國に封移、高田城を治む、爾來子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○康政 康勝 忠次 政房 政倫 政邦
政祐 政岑 政永 政敦 政令 政養
政愛 政敏

サカキバラヤスマサ 榑原康政 名號
幼字龜丸、長じて小平太といふ、法名養林院上譽見向、長政の二子、永祿三年徳川家康に初見



(押花政康)

し其近侍となり、六年上野城の戦に高名し、其後首服を加へし時、家康の偏諱を賜うて康政と稱す、十一年三河國堀川城を攻めて特功を顯はしたるをば、めとし遠江の天方、犬居、光明、高天神、近江の姉川、駿河の田中等の戦に從ひ、勳功頗る多し、天正十二年家康、豊臣秀吉と矛盾の事あるや、長久手の戦に先陣し、前田璽江等の諸城を陥れ、十月家康の軍を班すに及び、小牧山に留りて上方勢の押たり、既にして家康秀吉と和し上洛するに際し之に從ひ、十一月從五位下に叙し式部大輔に任ぜらる、徳川氏の家臣にして叙任する事、實に康政を以て始めと爲す、十八年小田原北條氏及び、家康關八州を領するに及び、上野館林城を賜ひて十萬石を食む、文祿元年正月世子秀忠に附らる、慶長五年上杉景勝征討の時、秀忠の先鋒として東下したりしが、途にして石田三成等の擧兵の報を聞き、更に忠秀を奉じて山道より西上す、會々眞田昌幸信濃上田城に據りて之を遮らんとするや、本多正信は昌幸と戦うことの不利なるを論じ、秀忠に勧め、問道を経て軍を進めしが、康政は昌幸もし城を出なば、一戰し去らんのみと稱し、手兵を率ゐて城近く押して進しと雖も、昌幸また敢て之に迫らざりき、然れども秀忠の軍は、昌幸の爲めに大に戦機に後れ、遂に關ヶ原の戦に會すること能



(集菟掛纂編料史)藏所家爵子原榑

はざりしを以て、家康喜ばず、父子相見ざる事數日に及ぶ、康政之を憂ひ、深夜家康を訪うて密に諫むる所ありしかば、意漸く解け、二十九日伏見城に於て秀忠を引見す、秀忠深く康政を徳とし、自から筆を染めて、我が家の有らん限りは、子々孫々に至るまで忘るゝ事あるまじきよしの狀を賜ひしといへり、十一年五月十四日卒す、年五十九、康政驍勇にして武略あり、本多忠勝、酒井忠次、井伊直政と共に家康の股肱として知らる、世に並び稱して徳川家の四天王といふ(藩翰譜、徳川實紀、野史)

サカキヒヤクセ 彭城白川 名號
は眞淵、字は百川、蓬州及び八仙堂と號す、事蹟伊勢の人、有名なる畫家、元明古蹟を撰して其妙を極む、法橋に任ぜらる、本邦人にして元人の畫格を擴張せし濫觴なり、書畫の鑒識に精しく又俳諧を能くす、寶曆三年八月二十五日死す、年五十六(扶桑名畫傳)

サカク 左樂 左方に用ふる樂の義、即ち唐樂の一名なり、續教訓抄酬樂の條に、抑此樂、本は古樂なり、破急ありて急を横笛に渡して左樂とす、縱

サカキ

は林歌を渡して吹くが如しとあり(歌書目)

サカケンジ 嵯峨源氏 嵯峨天皇の皇子融より出づ、融姓源を賜ひ、官左大臣從一位に至る、大納言昇、仕、是茂の三子あり、仕武藏守宛を生む、宛武藏足立郡箕田に居る、因て箕田源氏と稱し、綱を生む、源敦の養子所となる、敦即ち仁明天皇の皇子光の孫、源滿仲の女婿となる、故に綱滿仲の子頼光に屬す、武勇を以て著はる、所謂四天王の一なり、攝津渡邊に居る、一族渡邊黨と稱す、綱、久を生む、肥前松浦に居る、其後松浦氏となる、久八世の孫等越後赤田保の地頭となる、因て赤田氏を稱す、又瓜生氏あり、嵯峨源氏より出づ、延元中瓜生保其弟義鑑と新田義治を佐け、勤王節に殉す、其族又足利氏に從う者あり(太平記、渡邊系圖、尊卑分脈)

サカコシ 坂輿 四方輿の屋形を取り去りて、下ばかりなるを云ふ、四方輿に限らず、手輿をも用ふ、是は山坂を通行する時、屋形などありては樹木にさばりて、甚だ不便なれば、かくして用ふるなり、與泉大臣公卿は二十四人、略儀には六人を用ふ、又遠近によりて異なり、二水記に、永正十七年十一月二十八日、今日四宮御方御入室御登山也(中略)從山下、乘御四方輿、ヤセ童子奉、昇也、(中略)俗中從、是乘、坂輿、力者昇也と見えたり(輿車圖考、騷亂斷餘)

サカサキウチ 坂崎氏 本氏は浮田氏、其先は百濟國より出づ、彼國人兄弟三人幼兒の時船を浮べて我國に到り、備前の一島に止る、旗幟皆兒の字を標したる故に兒嶋と名づく、其兄弟後三宅を姓とし、浮田とも號せり、(三宅は新羅蕃別にて、兒島の説は後世好事者の附會にて取るに足らざる事氏族志に見えたり)、和泉守能家の時、當國守護浦上業作守則宗の被官として名あり、子三人あり、嫡男直家は浮田

秀家の父、三男忠家は出羽守直盛の父なり、直家家を興すに及びて、忠家兄を輔く、直盛父と共に直家の子秀家に仕へ浮田左京亮と號す、慶長四年冬事を以て秀家を恨み、家老戸川、花房、岡等と共に去る、翌五年關ヶ原の役徳川家康に從ふ、功を以て石見國津和野城三萬石に封ぜらる、其後姓名を改め坂崎對馬守と稱す、後ち出羽守となる、元和大阪の役に從ふ、三年是より先秀忠の女子姫を直盛に配するの約あり、後ち約を違て本多忠則に嫁せしむ、直盛大に怒り、途中千姫の輿を奪ひ取らんことを謀る、幕府之を諭せしと雖も聞かず、茲に於て再び家老に命じて直盛の自殺を圖らしむ、家臣遠藤某直盛の晝寢に乘じて、其首を取り家康に獻す、秀忠其不忠を憎みて某を殺し、また直盛の所領を沒收す(藩翰譜、廢絶録、徳川加除封録)

サカサハツツケ 逆磔 「サカハツツケ」を見よ、

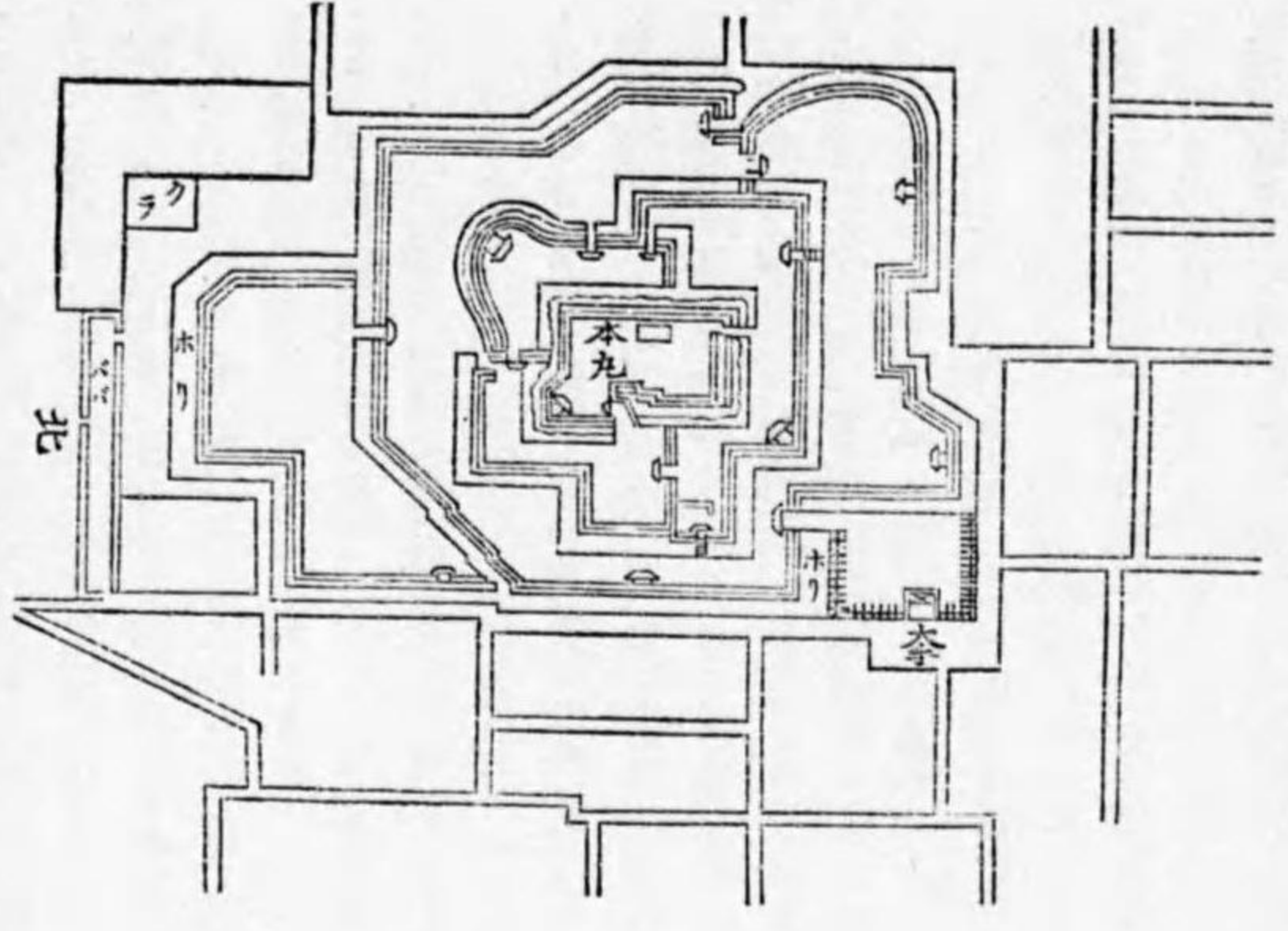
サカシタモン 坂下門 江戸城郭門の一、西丸大手と内櫻田門との間に在り、西丸遺營の後ち、新に立てらる(落穂集)江戸城(エドシヤウ)の挿繪を見よ、

サカシタモンノヘン 坂下門變 慶應義塾文久二年江戸城坂下門外に於て、浪士等老中安藤對馬守信睦を要撃したる事變をいふ、(慶應)大老井伊直弼死後、信睦主として政務を處理し、京都と江戸との調停を計り、國論を一定せんとす、然れども攘夷論甚だ盛にして朝廷亦其意あり、幕議開國に意ありと雖も如何とも爲し難し、一時の姑息策を以て攘夷實行の旨を領承し、公武合體の目的を遂げんとす、然るに、外人の跋扈甚だしく、攘夷論者の氣焰亦熾にして、幕府の處置に平かならず、文久二年正月十五

日浪士遂に安藤氏を要撃するに至る○斬殺狀の趣意書に據れば、安藤閣老幕府の政權を繼ぎ、にして私に威福を弄し、猥りに外人に媚びて攘夷の盛舉を沮み、皇妹の降嫁を請うて京都の攘夷論を抑へ、尙天皇讓位を謀らんとして國學者橋次郎に廢帝の故事を探らしむると爲し、或は愛妾を英國公使に與へたると爲し、外國奉行堀織部正が自殺に附會し飛語を放てり、而して廢帝の事及び愛妾云々の事皆事實に違へり(藩翰譜)此日信睦登城せんとして坂下門外の廣場に來りしに、浪士或は鐵砲を放ち、或は拔刀して襲ひ、遂に信睦を傷つく、護衛の士能く之を防ぎ、或は殺し或は走らす(藩翰譜)安藤氏の家士重傷の者四人、輕傷の者十人あり、浪士多くは殺さる(浪人は三島三郎本名早田郡藏、豊原邦之助本名河本壯太郎、吉野政助本名黒澤五郎、相田千之助本名高島房次郎、淺田儀助本名小田彦三郎、細谷忠齋本名山兵衛、内田萬之助本名川邊佐次衛門等なり)、安藤氏朝廷より沙汰にて職を免ぜられ、八月重讞責を蒙る(徳川太平記、明治歴史)

サカシヤウ 佐賀城 所在 肥前國佐賀郡佐賀市の南端○又水箇江城ともいふ(起原)天文の初年龍造寺家兼創築すといふ(沿革)天文三年陶道麒當城を圍む、家兼却て之を破る、永祿十二年大友氏の軍又隆信を當城に圍み敗れ返る、元龜元年大友宗麟自らの之を圍む、鍋島直茂復之を却く、慶長十三年直茂工を起し本城を擴張す、十六年落成、子孫相襲ぎ三十五萬七千石の治所となし明治維新に至る、明治七年江藤新平暴舉を謀る、縣令岩村高俊陸軍少佐山川浩本城に據りて之を防ぐ、既にして久留米に退く、遂に兵變に罹りて烏有に歸す、(サカノラン)參看(肥陽軍記、鎮西要略、聖代實錄、主圖合結記)

サカタ



サカタテラ

坂田寺 大和國高市郡高市村大字坂田に舊址あり〇一名小墾田坂田尼寺と云ふ

サカタノコホリ

坂田郡 近江國 書紀允恭天皇七年冬十二月始めて見ゆ

サカツライリサキノジン

酒列磯崎藥師菩薩神社 酒列磯崎前神社

サカツル

坂弦 伊勢國松坂にて製造する弦地名によりて名づく

サカタ

サカテンワウ

嵯峨天皇 名 御名は 神野



(藏所御館物博室帝京東)

職人歌合に松坂やつるくと云ふ詞あり、弦賣の歌にありと見えたり

サカト

サカトシヤウ

坂戸城 後國南魚沼郡坂戸〇上田城ともいふ

サカドノノカミ

酒殿神 宮中造酒司の祭神、中御門北壬生の西に鎮座す

サカトハラノミササキ

坂門原陵 清寧天皇の御陵、河内國南河内郡西浦村大字西浦に在り

サカノ井ノコホリ

坂井郡 近江國 古へ坂中井に作る、始めて繼體天皇紀に見え

サカノウヘウチ

坂上氏 蕃別、漢主劉宏の子延王より出づ

サカノ

桓武天皇の時右衛士督菊田麻呂の請により坂上、内藏、平田、大藏、文調、文部、各、民、佐太、山口等十姓

- 老 大國 犬養 菊田 田村 廣野

- 正野 滋野 廣道 國富 恒隆 範親

- 定成 範政 明兼 兼成 明基 明政

- サカノウヘノカリタマロ 坂上菊田麿

薩摩大養の子、阿智使主の後裔なり

サカノ

サカノ

功を以て從四位に叙し、姓大忌寸を賜ひ、また中衛少將に補し甲斐守を兼ね、神護中勳二等を授けられ、功田二十町を賜ひ其子に傳へしむ、寶龜中道鏡の奸計を告ぐるを以て正四位下に叙し、鎮守將軍となり、中衛中將に補す、後安藝丹波等の守並に右衛士督を歴任す、延暦中氷上川繼の事に坐して職を奪はれしが、數月を経て再び右衛士督となる、四年下總守を兼ね從三位に叙す、此年上表して、忌寸の姓を改めて宿禰を賜はらんことを請ひ、勅許を得たり、尋で左京大夫に任す、五年薨す、年五十九、坂上氏世々武を以て顯はれ、弟田原に至りてまた其家聲を落さず、殊に騎射に工なり、永く宮掖に宿衛し數朝に仕へ、皆寵遇を辱くせるを以て、其人となりを知るに足るべし(大日本史)

サカノウヘノタムラマロ

坂上田村麿の子、延暦中從五位下に叙し、近衛將監となり、内匠助を兼ね、近衛少將に進み、越後守を兼ね、時に桓武天皇蝦夷を征せんとするの志あり、田村麿命を奉じて、百濟俊哲と共に東海道に赴き、士馬を閑し、或器を檢す、尋で俄に征夷副使となり、大將軍大伴弟麿に從うて蝦夷を討ち、殺略する所多し、功を以て從四位下に進み木工頭を兼ね、陸奥出羽按察使に任じ、鎮守將軍を兼ね、幾干もなくして征夷大將軍に拜す、二十年陸奥蝦夷復た反したるを以て、行いて之を平ぐ、凱旋するに及び從三位に陞る、翌年陸奥鹽澤城を築きて蝦夷を鎮壓し、二十二年また同國志波城を築く、二十三年再び征夷大將軍となり、明年參議に任じ、大同元年中納言に移り、中衛大將を兼ね、餘官元のごとし、二年中衛府を改めて右近衛府と爲すや、田村麿舊よりて其大將たり、更に侍從兵部卿を兼ね、正三位に進

サカノ

む、弘仁元年嵯峨天皇、平城天皇と不和を生じ依りて藤原樂子の變あり、時に田村麿衛府に居り威望頗る高し、天皇其上皇に與せんことを恐れ、遽に官を進めて大納言と爲し以て其心を固くす、既に上皇東國に幸せんとするに及び、輕騎を率ゐて之を美濃路に遮る、二年粟田別業に薨す、年五十四、詔して從二位を贈り、山城國宇治郡栗柄村水陸田三町を賜ひて墓地と爲す、また其屍をして棺中に立たしめ、平安城に向ひて之を葬り、甲冑刀劍弓箭櫛篋を並せて壓めたりといへり、爾來大將出征する毎に必ず墓前に謁て、戰勝を祈る、而して其佩ぶる所の劔は御府に藏して坂上寶劔と名付け(詳しくは、古事談、増鏡、著聞集等に就きて見るべし)天皇また其像に贊して深く哀惜し給へりといへり、田村麿身長五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、身の重さ二百一斤、之を輕んずれば六十四斤に至る、眼若年の如く、鬚髯金線に似たり、最武略に長じ、東夷の王化に伏したる者實に其力による(大日本史)

サカノウヘノハウケン

坂上田村麿傳來の劔を云ふ、サカノウヘノタムラマロに見よ、

サカノラケラノミササキ

嵯峨小倉陵後龜山天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、陵上五輪の石塔を安置し、西面す、兆域面積四百十五坪餘(禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

サカノコホリ

佐嘉郡 肥前國 肥前風土記に、昔者樟樹一株生於此村、幹枝秀高、莖繁茂、朝日之影蔽、舟島郡蒲川山、暮日之影蔽、養父之草横山也、景行天皇皇子日本武尊巡幸之時、御覽樟茂繁、曰、此國可謂榮國、因曰榮郡、後改號佐嘉郡云々、と見えたり(肥前風土記に榮、延喜式に

サカノ

佐嘉に作る、和名抄に城崎(キサキ)巨勢(コセ)深津(フカムツ)小津(サツ)山田(ヤマタ)等の郷あり、後ち佐賀に作り、古圖之に仍る、寛文中又佐嘉に復す、寛知集元祿帖之に仍り、明治の初め、復佐賀に改む、沿革帖之に仍る、地誌提要「サガ」と稱す、今之に従ふ(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サカノダイネフツ

嵯峨大念佛 諸國山城國嵯峨清涼寺にて、毎年三月五日より十五日まで行ふ大念佛會をいふ、諸國年中行事大成三月五日の條に、其式今日より十五日まで、寺僧堂前に於て大念佛會を修す、其體金口を打ち、高聲にハ、ミタと唱へ、後にはボウシヤウヤと唱へ、是に大鼓鉦を合す(中略)按ずるに、ハ、ミタとは、南無阿彌陀の轉じたるものならん、ボウシヤウヤといへるは、其由縁を知らず、十一月十三日十五日の三箇日は、念佛會畢りて後、假面を被り、堂中舞臺に於て俳優をなす、其狀壬生の俳優に同じ、結願には里童等其用る所の假面を被り、大鼓鉦を打つて、村中を歩行く云々と見えたるにて其大要を知るべきなり(諸國年中行事)と見えたりといへり、圓覺は八十九歳にて應長元年薨す、而して此事は後宇多院弘安二年を以て起因と爲すと無二集に見えたり、江戶時代盛んに行はれ、前に擧げたる儀式の記事は實に此際の記事に係る(諸國年中行事大成)

サカノニフタウナイダイジン

嵯峨入道太政大臣 大炊御門信嗣(オホヒミカドノフツク)を見よ、

サカノニフタウナイダイジン

嵯峨入道内大臣 大炊御門家嗣(オホヒミカドイハツク)を見よ、

サカノミササキ

嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の御陵、山城國葛野郡嵯峨水尾兩村の境に在り、皇后の崩するや、遺令して薄葬山陵を營まず、其形迹を失ふ、醍醐天皇延喜の制、兆域東西六町、南二町、北五町、守戸三畑を置き、遠陵頒幣の例に入らず(延喜式、平安通志)

サカノヤマノウヘノミササキ

嵯峨山上陵 嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、後鳥羽天皇の時、山陵使を遣はされしが、道路荒廢して邑老に訪ふて僅に其處を知るを得たりといふ、今古松巖石其頂に立てるのみ、周圍九十七間(禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

サカノラン

佐賀亂 明治七年、江藤新平等佐賀に於て兵を擧げたる反亂をいふ、佐賀に征討論の行はれざるや、江藤新平等を辭し快々として樂まず、七年一月民選議院建立の議あるや又之が主となりて贊し、政府の改革を行はんとす、時に佐賀縣人中現政府の施設に平かならざるもの多く、江藤を擁して兵を擧げんとす、江藤遂に應じて起つ、江藤直に郷里に歸る、時に島義勇亦不平を抱き共に歸りて兵を擧む、其徒二千五百餘人、二月一日小野商會の金帛を掠奪す、此報東京に達するや、四日熊本及び佐賀近傍の鎮臺に令して兵を出さしめ、九日大久保利通を遣はして鎮撫せしむ、十五日叛徒佐賀縣廳を襲ふ、二十三日嘉親親王征討總督と爲りて西下す、未だ到らざるに、賊軍敗走す、江藤事爲らざるを知り鹿兒島に奔り容れられず、更に土佐に遁れて逮捕せらる、島も亦鹿兒島に於て捕につく、尋で江藤島を梟首し其徒十人を斬り、他は懲役或は除族し事全く平ぐ、時に四月とす(明治史要、明治歴史)

サカノ

サカハギ

逆刺 太古に於ける天ツ罪の一、(アマツツミ)參看)生物の皮を尾の方より首の方へ逆にして刺ぐことをいふ、古事記傳に「穿其服屋之頂、逆刺天斑馬、刺而所、墮入」とある是なり、生刺は、生ながら皮を刺なり、逆刺も一なるを、かく重ね云は、古文の文にて、かくさまに云例いと多し、生刺の逆刺と心得べし(或人逆刺を、死たる皮を刺なりと云るは、ひがごととなり、古も今も死たる獸の皮を刺は、常のことにて、罪とせざれば、さてはいかでか此罪條には入らむ)、とあるが如し(但し死たる獸の皮を刺は、常の事にて云々とあるは、心得あるべし、此の罪は、死たるにまれ、生たるにまれ、獸の皮を刺を以て罪とせるにはあらず、生ながら皮を刺はざる馬を以て、忌服屋を穢せるを以て、罪とはするなり)古語拾遺にも、生刺逆刺とありて、細註に逆刺生刺とあり、と見えたり、

サカハツツケ

逆磔(逆機物) 戦國時代より、江戸時代のはじめにかけて行はれたる刑名、罪人を逆にして磔の刑に處するをいふ、サカサハツツケともいふ、南蠻寺興廢記に「大阪にて、ころばぬ者二人、内一人は鎗屋七兵衛、逆磔云々と見えたり、ハリックケ參看、

サカヒバラノミヤ

境原宮 輕境原(カルノサカヒバラノミヤ)を見よ、

サカヒバラノミヤ

境原宮 輕境原(カルノサカヒバラノミヤ)を見よ、

サカヒフギヤウ

堺奉行 江戸幕府の職名、和泉國堺に駐在し、市街を管理し津港を監視し、訴訟を裁決す、大阪城代、の指揮を受け、大阪町奉行と協議す、高千石、役料現米六百石、老中の支配にして、從五位下に叙し芙蓉岡詰となす、與力十騎、同心五十人、之に附隸す、室町幕府の季世、堺は三好氏の領地たりしが、奉行二人を置き、市政を

サカハ

サカヒ

サカマクラ

坂枕 八重疊の下にしく薦枕、踐踏、大嘗、神今食等の祭事に、神に奉るものなり、延喜掃部式に、御坂枕一枚(長三尺、廣四尺)、料、編一枚、織座一枚、端料曝布一尺七寸五分、麻二兩、木綿一兩三分、長功一人小半、中功大半、短功二人と見えたり、

サカベノツカサ

酒部司 齋宮寮十二司の一、酒を大神宮に進め、醸造の事を掌る、サイケツレウを見よ、

サカホコ

逆矛 天逆矛(アマノサカホコ)を見よ、

サカマス

酒量 酒醋油等をはかる樽の名、一エツカマス 名柄附量といふ、參伐星の形に似たり、故に酒量星の名あり、今の斗量に、兩枴あるも稍相似たるなり、俗に量一ツを一杯と云ふは、蓋酒量より出たる言にて、今一杯量といふは、一升五合入り(成形圖説)かならず、或は源賴光の女なりといふ、母は前能登守慶滋保章の女、歌人、中古三十六歌仙の一、後朱雀天皇の皇女祐子内親王家の侍女たり、大江公實

サカミ

相模 本名乙侍從、父評かならず、或は源賴光の女なりといふ、母は前能登守慶滋保章の女、歌人、中古三十六歌仙の一、後朱雀天皇の皇女祐子内親王家の侍女たり、大江公實

サカベ

サカミ

サカミ

相模守たりし時之に嫁す、仍て相模と號す、最和歌を善くし、恨みわび干きぬ袖だにあるものを戀に朽ちなん名こそをしけれの歌は既に百人一首にも入りて入口に贈交せり、此歌は永承五年五月五日殿上の歌合の時の詠なること、榮花物語根合の巻に見ゆ(中古三十六歌仙傳、百人一首一夕話)

サガミシラウ

相模次郎 北條時行(ホウテウトキユキ)を見よ、

サガミニフダウ

相模入道 北條高時(ホウテウタカトキ)を見よ、

サガミノクニ

相模國 東は武蔵、西は甲斐駿河、南は伊豆及び海、北は武蔵に至る、東西凡十四里、南北凡十一里、西に山陽三州に連り、東方坂早起伏して、海に斗入し、房總二州に對して江戸灣の門論たり、南方稍平衍、諸水順下す、東海道に屬す、國郡沿革書紀景行天皇四十年の條に始めて見ゆ、古事記相武に作り、サガミと訓めり、稱徳天皇神護景雲二年二月國造あり、國府を大住郡に置く、(府址未詳今洞津郡に國府本郷村あり)、源賴朝の興るや府を鎌倉に開き、總追捕使となりて兵馬の權を握り、本州及び伊豆駿河武藏上總下總信濃越後豐後の九國を以て其管國とす、文治中後白河法皇特旨を以て本國を賴朝に賜ひ世襲せしむ、賴朝の後二世にして嗣絶え、其臣北條氏世々執權となり國守に任じ、將軍の廢立する者六世、元弘三年後醍醐天皇北條高時を誅し、建武元年成良親王を東國の管領に任じ、足利直義を執權とし鎌倉に鎮す、明年足利尊氏反して自ら將軍と稱し、府を鎌倉に定め京都を侵す、子義隆を留守として八州を控制せしむ、正平の初其弟基氏代て關東管領となり、鎌倉に居り本州を領す、永享の末基氏曾孫持氏に至り、執事上杉憲實と隙を生

サガミ

じ、遂に將軍義隆に滅され、山内の上杉清方管領の事を行ひ國事を知る、文安中持氏の子成氏再び管領となり、憲實の子憲忠を誅す、其弟房顯自ら管領と稱し兵を擧げて之に抗す、成氏連戦克たすして下總古河に奔り、山内氏遂に本國を掠取す、長享の初扇谷の定正山内の顯定と相攻め遂に其地を取る、既にして北條長氏伊豆に興りて小田原(大森藤頼)新井(三浦義同)諸城を陥れ上杉氏を逐ひ、終に全國を併吞して治を小田原に定む、相傳ること五世、天正十八年豊臣氏東征して北條氏亡び、徳川氏關東に遷り、大久保忠隣を小田原に移封す、後ち稻葉氏之に代り、貞享中再び大久保忠朝に賜ひ、其支封を荻野山中とす(大久保忠朝第二子教寛、又奉行を浦賀に置き船舶の出入を監督、明治維新改めて縣となす、既にして廢して足柄縣を置き、尋でまた神奈川縣と改む、古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with columns for historical figures and their titles/positions, including names like 安思我, 阿之我, 利之我, 大墨, 余呂伎, 萬葉集, 古郡名考, 明治沿革, 郡區新郡, 郡區編制, 郡制編制.

サカモ

Table with columns for geographical locations and their names, including 高倉, 高座, 津久井, 津久井, 高座, 高座, 高座, 高座.

サカモギ

逆茂木(鹿砦、鹿角木)

軍陣の時、敵兵を防禦する具、逆茂木の約なり、堅木の枝の鹿角の如きを逆立て、垣に結びて造る(和漢三才圖會)



サカモトウチ

坂本氏 姓は清和源氏、佐竹貞義より出づ、其子義春小瀬三郎と稱し、足利尊氏に從ひ、京都筑紫等に戦ひ功あり、子孫因て小瀬氏と稱す、十代貞義に至り、甲斐に赴き武田氏に仕へ坂本氏と改む、孫貞次勝頼に仕へ駿河田中城を成る、後ち徳川家康に從ふ、其子貞吉同く家康に仕へ、戦功あり、慶長五年秀忠に從て、眞田を信濃に攻む、其子重安秀忠に仕へ大阪の役武功あり、寛文二年七月内記重治二十石を加賜せられ、叙爵せられ左衛門尉と稱す、天和元年四月大目付に補せらる、二年十月寺社奉行に補せられ、七千五百石を加賜せらる、前封を併せて一萬石、貞享四年五月封除せられ、更に族業に廣米千五百石を賜はる(系譜、徳川加除封録)

政六年意正の時に至り、若年寄の累勳を以て封を故封に移され一萬石を領し、子孫相繼ぎて明治維新に至り、上總國小久保に轉封す(遠江風土記傳、徳川加除封録、明治沿革)

サカモトジヤウ

坂本城 近江國滋賀郡下坂本村 元龜二年明智光秀當郡に入部して之を築く、光秀死後豊臣秀吉丹羽長秀を此に移し住せしむ、天正十三年秀吉本城を大津に移す(近江國輿地志略)

サカモトジヤウ

坂本城 所在播磨國飾磨郡書寫山南麓 赤松滿祐自ら築きて此に居る、將軍義教其驕傲を惡み、所領を沒收して一族真村に與へんとす、聞き、義教を弑し當城に據りて京軍を防がんとす、嘉吉元年六月京軍海陸より至る、城兵出て之を防ぎしが、終に敗れて皆當城に集合す、其夜過々放牛十頭計突合けるを敵軍寄せたりとなし、木山城へ逃れ退く、是より城廢せし如し(古城記、嘉吉亂記)

サガヤウ

嵯峨様 角倉與一の創めたる入木道の一派、與一は近衛三藏三善菩提院の書風より出て別に一機軸を出したり、

サガラウチ

相良氏(肥後人吉) 姓は藤原左大臣武智麿の四男乙磨七世の孫、遠江守爲憲が曾孫駿河守時理が二男遠江守維兼を祖とす、維兼の孫右京大夫周頼、遠江國藤原郡相良庄に住せしより、子孫相良氏と稱す、周頼五代の孫三郎長頼源賴朝に仕へ、畠山追伐の時高名を著はす、功により遠江相良庄、播磨飾磨郡、豐前泰利恒庄上毛下毛等の地頭職を賜はる(家譜長頼初代となす)建久九年肥後國求麻郡人吉庄に下向す、是より永く九州に住す、賴朝薨去の時出家して法名蓮佛と號す、六世孫六郎賴俊弘安の役功あり、曾孫兵庫助定頼南朝に屬し功あり、

サカモ サガラ

延文二年日向の地を賜はる、其子相良近江守前頼元中二年十一月肥後國守護職に補せらる、又日向國を知行すべき由、鎮西將軍宮令旨を承る、其子實長の時足利氏に屬し、本領を安堵せらる、義陽の時武威を隣國に振ひ、從四位上となる、子左衛門長每、天正十五年豐太閤に從ひ、本領を賜はる、文祿元年朝鮮に渡海し韓人を伐て利を獲、慶長三年軍を遣へず、五年關ヶ原の役石田三成長每を誘ふ、聞かず、井伊氏に據りて家康に屬し大功あり、家康書を賜ひて之を賞す、尋で本領を安堵し、肥後國求麻郡人吉城二萬二千二百石餘を領す、同七年母を賀として江戸に送る、是西國大名證人を出すの第一なり、同二十年大阪役東軍に加る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

サガラノハカ

相良墓 藤原百川の墓、山城國相樂郡相樂に在り、○兆城東西三町、南北二町、守戸一畑、遠墓たり、延暦十六年相樂郡田二町六段を賜ひて百川の墓と爲す(日本後紀、延喜式)

サガリフチノモン

下リ藤紋 紋所の名、藤の花又は葉を二つ左右下方に垂らして輪にしたる形を云ふ、一に内藤藤と稱して、日向の延岡の内藤氏、奥州湯長谷の内藤氏、越後岩船の内藤氏、三河舉母の内藤氏、信濃高遠の内藤氏、信濃岩村の内藤氏など之を家紋となしたり、又中に一文字を畫したるは「柴田藤」と稱して柴田家にて用ひ、安の字を畫したるは紀伊田邊の安藤氏用ふ、尙此他「下りばら藤」「三葉に二房の花を垂らしたるもの」尾張犬山の成瀬氏、京の二條家、同富

サガラ

サガラ サガリ

相良城 遠江國藤原郡相良町 天正四年高阪彈正の創建する所、江戸時代に至り、寶永二年本多忠晴一萬五千石に封せられて治す、爾後延享三年に板倉勝清、寛延二年に本多忠英、寶曆八年に田沼意次相繼ぎて入部し、安永元年の時命を受けて城を築き之を治む、天明七年意明の時、封を陸奥國下村に移されたるも、文



サカモ サガラ

政六年意正の時に至り、若年寄の累勳を以て封を故封に移され一萬石を領し、子孫相繼ぎて明治維新に至り、上總國小久保に轉封す(遠江風土記傳、徳川加除封録、明治沿革)

サキウー サキチ

小路家之を用ふ、又花だけを垂らしたるは九條家、一條家、醍醐家等にて用ひたり、

サキウーシヤウ 鷺運上 江戸時代納税の一種、夏秋の二季鷺を取る時に納むる運上をいふ、高網役(タカアミヤク)参看、

サキカケ

先懸 戦争の時、衆人より先立て、敵陣にかゝるをいふ、鈴鉢に、諸流に其沙汰なし、謙信流に馬入の時、一番に敵陣へ乗込み、川越の時、一番に渡を云ふと云へり、諸流に馬入のことなき故、此事なきなり、又刀にて諸人に先立、敵へ切込たるも先懸と云ふべし、諸流共に信長以後の法にて、士は槍を持つことに極りたる故、此名目なきなり」と見えたり、

サキタマノミヤ

幸玉宮 譯語田幸玉宮 (ササガノサキタマノミヤ)を見よ、

サキチヤウ

三毬打(左義長、三木張、散鬼杖) 名義正月十五日及び十八日に行ふ儀式、三毬打とは、毬打を三つたて、作れるより名づくといふ、民間にては、「トンド」といふ、是れ火の熾に燃え上るより名づく、今の爆竹の如し、此の日に朝廷にては、青竹を束れて清涼殿の庭上にて、扇子或は短冊、主上の吉書などを之に結びつけ、陰陽師等をして詠ひ囃して之を燃さしむ、天皇清涼殿に出御ありて天覽あり、其次第は、先づ陰陽師烏帽子素袍を著し、扇を持って清涼殿御庭の中央の左方に立て囃し、又陰陽師二人上下を著し、笹の枝に白紙をかけて之を持ち立向ひて囃す、次に鬼の面を被りたる童子一人金銀を以て左巻に蓄きたる短き棒を以て舞曲を爲す、次に面を被り赤き頭を被りたる童子二人、大鼓を以て舞曲す、次に金の立烏帽子に大口を著し、小き鞆鼓を前に掛けて之を打鳴し舞曲を爲す、

サキチ

又笛一管小鼓一挺半、上下を著したる者之を打囃し、かく舞曲を爲す間に三毬打に吉書など添へて焼き上ぐるものとなし、其數凡十二節なりと云ふ、民間における儀は詳かならず、また時代により變遷したるべければ一概に律すること能はざるが上に、江戸時代には、早く制禁せられて市街に絶ち去るを以て、茲に記述するに際しても困難を覺ゆると雖も、左に舊備後福山藩に行はれたる状況を擧げて其一斑を示すべし、福山藩における三毬打は十四日に之を行ひたり、其構造は、まづ巨竿四本を立て、七八分の位置まで繩にて捲き、其竿頭を合結し、四脚漸次開張す、其形恰も尖峰のごとし、名付けて山といふ、臺輪と稱するものにて、其四脚を固め、外部は太き注連繩を以て捲ふ、高さ凡そ三丈にして、これに松葉にて作りたる大皿形のもの貫く、三蓋と稱す、蓋上には、鶴龜、駿馬、諫鼓鳥、花車、人物、花卉等種々の造り物を爲し、金銀錦繡の類を以て之を飾る、其上にまた葉付の竹竿一株を貫きたり、當日市井の壯男之を昇きて街道を練り、畢りて河原に出て、火を點す、而して其數は全市二十三四町廿五本を定めとし、時としては三四十本に及ぶことありきといへり、其起原詳かならず、徒然草に「うちたるきちやうを、眞言院より神泉苑へ出して焼くなり云々」と見えたるが、蓋し其以前より行はれしものなるべし、室町以後は將軍家より民間に至るまで一般に行はれたり、江戸時代に至りては萬治寛文の頃より禁制せられたりければ、部の地には絶えたり、然れども多年の習慣容易に改まらざりしが、寛文六年正月、跡々より如申付候中申にて十四日十五日さきてう焼候義、御法度候間、此旨相守可申候との法令發布せられたり、これ火災の虞あるを以てなり、地方にては

サキテー サキノ

尙は後世までも、此風を残したる所あり、上に述べたる福山藩のごときは其一例なり(藝苑日涉、日本歳時記、和漢三才圖會、日次記事、民間歳時記、安齋隨筆、嬉遊笑覽)

サキテグミ

先手組 江戸幕府の職名、武官なり、弓、鐵砲の二種あり、前者を御先手弓組、後者を御先手鐵砲組といふ、平時は蓮池、平川下、梅林坂、紅葉山下、坂下の五門を分番宿直して警衛し、また將軍上野芝の二山へ參詣の時、陣列す各組にみな頭あり、役高千五百石、若年寄支配にして、彈獨間に候す、一組の與力五騎より十騎に至り、同心二十八より五十人に至る、員數不同なり、而して御先手弓組は十組、御先手鐵砲組は十五組なりしが、後増して鐵砲二十四組となる、河時代より此儀ありと雖も、弓十組鐵砲十五組と定りしは寛永九年六月なり、慶安三年各二組を以て四九に分つ、慶應二年八月之を廢す(官制沿革略史)

サキノタテナミイケノシリノミサザキ

狭城盾列池後陵 成務天皇の御陵、大和國生駒郡平城村大字山陵に在り、南面、前方後圓、環らずに池溝を以てす、兆域東西二町、南北三町、守戸五烟を置く(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

サキノタテナミイケノヘノミサザキ

狭城楯列池上陵 神功皇后の御陵、大和國生駒郡平城村大字山陵に在り、南面、前方後圓、四周に溝あり、延喜の制、兆域方二町、守戸五烟を置く、白河天皇永保二年、山陵火あり、朝を廢すること三日(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

サキノテラマノミサザキ

狭木寺間陵 垂仁天皇の皇后日葉媛命の御陵、大和國生駒郡平城村大字山陵に在り(陵墓一覽)○陵上皆地壘を以て

サキトー サキモ

築く、書紀に、垂仁皇后日葉媛命薨、野見宿禰領土部等、取、埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後以是土物、更易生人、樹於陵墓、仍號是土物、謂之地輪、天皇大嘉、下令曰、自今以後樹是土物、無傷人焉」と見えたり、

サキトモ

サキノモリゴバウ

先供 供(トモ)を見よ、伊國海草郡和歌山○鷺森別院と見え、西木願寺派(天正八年顯如上人光佐)生玉の石山城を退去して此地に來り、一の道場を建つ、是を始めとす、鈴木孫市、岡本三郎大夫等歸依し、遂に南岳關南第一の靈地と爲る(紀伊國名所圖會)

サキノヤマシナノウダイジン

前山科 右大臣 藤原閑人(フナハラノソノベト)を見よ、

サキバラヒ

先拂 江戸時代、將軍及び諸侯など通行の時に、路行く人の先にあるを道拂ふことといふ、

サキムリ

防人 「サキムリ」を見よ、道邊要の地を守る兵士、又セキモリとも云ふ、關守の義、サキモリは、崎守又は堺守の義、崎關境もと語根を同じくして同一義なり、又サキムリともよめり、防人の事を司る官衛を防人司と云ふ(サキモリノツカサシ参看)文字は唐六典に邊要置防人爲鎮守、とあるより出づ、上代は夷守島守とも云ふ、諸國軍團の兵士を差遣して、三年間邊要の所を守らしむ、發遣の方法は諸國軍團には、必ず兵士以上の歴名簿ありて、校尉以下各種の兵士、年齢等級等を詳載す、故に防人交替期には、國守此の歴名簿に就き、順番に當れる兵士を交替の爲に差遣す、校尉以下の内一人兵士と共に向ふ、若し一家中父子兄弟同時に

兵士となり、父兄に邊に在らば、子弟の差遣を禁ず、又一家中祖父母、父母等老病にて看護人なき時は、特に軍籍を除き、其子若孫の防人たるを禁じたり、防人の本國より難波津迄は國司之を部領す、之を部領使と云ふ、此間の路用は各自の負擔にして、太宰府に至る海上は公料を給せり、かくて防人難波に達するや、防人檢校の勅使を出して、兵士の身分、隨身の戎具等を檢し、兵部省の專使之を受取り、浪速津より太宰府に送る、而して徵發より太宰府に達する間は、兵部省に屬し、一旦太宰府に到達するや、太宰府の防人司之を取扱ふ、預め防人を調査し置き新防人と交替せしむ、年限は三年にして、上番交替期日は毎年二月一日なり、防人歸國せば、國內の上番三年を免す、防人等の防人司に屬するや、其部署に従て役に當り、諸城柵を守る、殊に岬角には斥候を出して交替せしむ、凡そ三箇月に一度替る、最も難苦の場所短宿して公平ならしむ、又防人防に在りて、十日に一日の休暇を與へ、疾病ある時は醫藥を給し、兵士五人の内一人を以て専ら養はしむ、防人の數は大槪三千人にして、一度の交替に概して一千人なるが如し、我國は四面皆水なるを以て上代より邊防に注意せり、故を以て應神天皇三年には海人宰を置き、五年に海人部を置けり、景行天皇紀に夷守に至ると見え、魏志倭國傳對馬國の條に副曰、卑奴母離とあり、卑奴母離は夷守にて、實に後世の防人なり、宣化天皇二年十月大伴磐筑紫に在りて、國政を執り、三警を防ぎたる事あれば、此頃既に防人ありしならん、然れども明確なし、大化二年防人を定め置く、是れ防人の名の見ゆる始めなり、持統天皇二年詔して筑紫防人三年限者替、とあれば、此時既に交替期限を定めたるが如し、大寶以後は防人司ありて、防人

を總括す(國圖)天平二年九月諸國の防人を停めて、東國のみとす、同九年九月には東國の防人も停め、筑紫の人を以て、壹岐對馬を守らしむ、後再び天平二年の制に復せしが、路次國供給に苦み、防人產業亦辨濟し難きを以て、天平寶字元年八月又停む、然るに東國防人を停めてより邊境日に荒敗し、筑紫の防人東國の如く勇武ならず、不慮に備へ難きを以て、太宰府請うて東國防人を復せんといふ、時に蝦夷に事あるを以て同六年四月一時差遣して填補せしめたり、桓武天皇延暦二年五月大に東北を經略せんとし、東國の防人を停め、當土の兵を常成に配し、壹岐對馬のみ防人をして守らしむ、同十四年防人司を廢し、廿三年六月には壹岐對馬防人廿人を廢し、兵三百を以て分番せしむ、茲に於て防人全く廢す、尋で又防人四百餘人を置く、大同元年十月夷浮六百四十人を太宰府に遷して防人とし、去年置く所の防人を停置す、後には選士衛卒にて守らしめしが、新羅の寇あるに及び、承和二年三月倭人を防人となして寇に備ふ、八年八月太宰府曹百四人を以て對馬守禦とし、兼て防人となす、十年對馬島司の言上により、筑紫人を防人となす、此後史籍に見えず、後宇多天皇弘安十年七月十三日、對馬國司より防人九十四人の切米を請ひし事見えれば、此頃まで防人ありしならん、これ防人の名の見ゆる最終にして、此後の事詳かならず(書紀、續紀、令義解、後紀、三代格、延喜式、防人徵廢考、太宰府考)

サキノトリツカヒ

防人部領使 防人を總領し筑紫に送る使を云ふ、委しき事は防人(サキモリ)を見よ、

サキノリノツカサ

防人司 太宰府の下に在りて、防人の名籍、戎具數目及び食料田の

サキモ

サキヤ

事・舟楫の修理等を掌る。正一人正七位上、伯一人正八位上、令史一人大初位下、主船一人正八位上、舟楫修理の事を掌る、主厨一人正八位上、食物の事を掌る。防人司の事所見なし、大寶元年に至りて右の如く制定す、天平十四年正月太宰府と共に廢せられ、十七年六月舊に復す、延暦十四年十一月詔して防人及び防人司を廢す、大同元年十月夷倭を以て防人となしたれども、防人司復舊の事見えず、蓋し再び置かざりしものか、但し主船主厨は猶存せり、弘仁十四年主船主厨を廢して大主船二人(正七位上)を置き、築城の事を掌らしむ、承和七年九月大主船一人を減じて主船主厨を復す、且つ主船を以て唐の通事を兼ねしめ、位一階を下す、主厨は舊に依る、其後終に廢絶せしと見え、延喜式に見えず(令義解續紀、三代格、職官志、太宰府考)

サキヤウ

左京 平安城の西ノ京をいふ、唐土に倣して長安と云ふ、早く衰頽せり。桓武天皇の平安城を經營し給ふや、其全市を朱雀大路を界として東西に分ち、東を左京、西を右京といへり、文武天皇大寶令制定の時備はりしと雖も、未だ詳かならず、桓武天皇の時始めて左右の兩京の區畫を定む、東西の條三十二町、南北の條三十八町、朱雀通兩京の間に在りて幅二十八丈、右京は其西に在りて右京職之を掌る、町數六百八町、保數百五十保、坊數三十六坊あり、西の端を西京極といふ、其政務を取扱ふ所を右京職と云ふ、京部(キヤウト)參看(大内裡圖考證) サキヤウシキ 左京職 「キヤウシキ」を見よ、

サキヤマシヤウ

鷺山城 美濃國稻葉郡鷺山村(關原藩)起原詳かならず、文治の頃佐

サク

竹秀義居住せし處なり、享祿中土岐頼藝居住す、後ち河手城に移る、天文十三年齋藤秀龍、頼藝を逐ひ稲葉城に入りしが、後ち之を義龍に譲り當城に退く、弘治二年四月義龍攻めて之を殺す、因て城自ら廢せり(新撰美濃志、美濃古城史)

サク

柵 木を疎に立て、貫を通して柵へたる城を云ふ、倭名抄に編三巨木と見えたり、もと城と同じく、キとよめり、又城柵の二字をキとも、キガキとも云ひしを、申頃より城も柵も音のまに云ふ事となり、之を別ちて云へば、土を築きて柵へたるを城、木を建てて柵へたるを柵と云ふ、大化三年十月、蝦夷防拒の爲めに淳足柵を造り柵戸を置きしを始めとす、文武天皇四年二月石柵柵を置き、大寶二年十月藤原年を征せし時、要害の地に柵を設け戍兵を置きたり、其後蝦夷を拒ぐ爲に奥羽の地を置く、即ち和銅二年七月兵器を出羽柵に送り、天平九年四月には陸奥持節大使藤原麻呂等多賀柵に至りし事見え、又將軍東人をして、兵士四百五十人を玉造新田社鹿柵に配せし事見えたり、前九年の役、安倍貞任が鳥海柵、厨川柵、後三年の役の出羽金澤柵等又史上に著はる、後世戦陣に用ふる柵は稍々異にして、木を立てて横木を貫たる垣、即ち矢來の類にて、文治五年八月八日奥州石那坂合戦の條に引柵張石弓と見え、織田家譜に信長與大槻現一相議張柵三重設備而待、とあるは皆この類なり、近代まで奥州にては城郭を柵と云ひしとぞ、戦國時代には、柵の名に、二重柵、三段柵、雕貫柵等の者あるに至れり(書紀、續紀、武家名目抄)

サクケ

作毛 稻穂の實をいふ、サクマウともいふ、

サクジハジメ

作事始 作事奉行(サクジツア

サクジ

ギヤウ)を見よ、

サクジフギヤウ

作事奉行 鎌倉江戸兩幕府の職名、鎌倉時代には殿舎の修造よりはじめ、土木の事一切を管したり、江戸時代には營中表向、又は門櫓、見付、外部、上野靈屋等の營繕、或は諸國の寺社の修繕をも臨時に掌る、昔は營繕の事此司にて掌りしを、小普請方を置きしより所管を異にせり、老中の支配にて役高二千石、席次芙蓉間詰とす(○支配向は、切支丹宗門改(同役中より一人兼帯)、材木石奉行、疊奉行、植木奉行、小細工奉行、繪師、川船奉行(以上各條參看)、作事方吟味役(作事に關する買上の諸品を吟味して上掛へ申達すること)を掌る、勘定吟味役よりの兼役なり、室町幕府の時、作事小奉行と稱するものに近きか、小田原北條氏の時、作事奉行副職の稱ありしもの(また近か)し、作事方下奉行(作事方普請、並に人足材木石等の事に至るまで立合改むる)を掌る、高百俵、役扶持十人扶持を給す、席は納戸詰となす)、庭造、鑄物師、翠麿師、京都大工頭、作事方被管(作事方筆算の事を掌る、廿五人あり、高五十俵、役祿五人扶持、筆算に達する者を採用す)、同假役(持高、役祿五人扶持、諸向より出役す)、手代(十五人、各三十俵、二人扶持、作事と同じ、諸役人及び諸職人に不正あれば奉行に上告す)、勘定役二十三人、同見習六人、同助九人、同小役八人、同見習三人、同助十一人、同定普請、同心組頭十人、同心六十二人、同見習十六人、大工頭等其支配を受く、尙ほ管下に、作事方大棟梁、大工棟梁あり、用途の列なり(關原藩)鎌倉時代には、治承四年十月、大庭平太景義を奉行として、御亭の作事を始めらるゝと見えたるより、漸次に營繕の奉行人の事見えたと見え、常に置きたる職なりや

サク

否、詳かならず、江戸時代には初は臨時の職なり、寛永九年十月始めて恒職となし、三人を置き、佐久間眞勝、神尾元勝、酒井忠知を以て之に充つ(柳營秘鑑、明良帶錄、吏徵、徳川禁令考、官制沿革略史)

サクシンクワン

作新館 舊黒羽藩の學校 所屬下野國那須郡黒羽町城内(關原藩)文政三年藩主大岡増業の設立する所にして、皇漢學及び鎗劍弓砲等の諸術を教授す、武藝兵學等を教授するを練武園と稱し、等級を六等に區分す、五六年間を経て廢絶す、自來教育の道絶えたるにあらざりしも、今舊記類の散佚して窺知するに由なし、安政四年五月大關増式の時また設立し、明治四年二月大關直増官地一反三步を借り受け、學舎の敷地として更に新築し、現米百五十石を以て永く學費となす、作新館是なり、同年七月廢藩後閉鎖す(日本教育史資料)

サクシヤフル井

作者部類 勅撰作者部類 (チヨクセンサクシヤフルキ)を見よ、

サクシヨフギヤウ

作所奉行 關原藩の職名、又作事奉行とも云ふ、殿舎の修造、土木等の事を奉行す(關原藩)應永廿三年、上皇(後小松天皇)の宮を造る、富樫滿成を以て作所奉行とす、正長元年十月、太政官廳を造る、結城十郎持藤を以て、作所奉行とすなど見ゆ、作所奉行は、即ち作事奉行にして、五番の衛士の内よりこれを定む、總奉行を置く時は、これを小奉行と稱す、又作事、材木奉行あり、又毎年正月十一日、柳營にて、作事始の儀を行ふ、結城氏世々工事を掌るを以て、例として其儀に預る(官制沿革略史)

サクタントウジ

朔旦冬至 十一月

サクツキ

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクツク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

一日が、冬至に當れるを云ふ、朔旦冬至は二十年に一度廻るを以て、この年に遇ふは、最も祥瑞なりとし、天皇南殿に出御して、群臣に宴を賜ひ、或は教を行ひ、或は田租を免じ、或は叙位を行ふ、群臣又賀表を奉りて之を祝す、江次第首書に、自黃帝二十二年甲子、至延暦三年、合三十四百二十一年、除得二途五部、餘算一得六部之章首、乃爲本朝朔旦冬至、甲子元而後每當十九年、必得嘉節者也、とあり、又朔旦句とも云ふ、儀式は類はしきを以て略す、委しくは江次第、禮儀類典等を見るべし(關原藩)聖武天皇神龜二年十一月己丑、天皇大安殿に出御して冬至の賀辭を受け、文武百官及び五位以上に酒宴を賜ひしことと見え、朔旦にあらざり、朔旦冬至賀宴を賜ひしは、桓武天皇延暦三年を始めとす、續紀に「十一月戊戌朔、勅曰、十一月朔旦冬至者、是歷代之希遇、而王者之休祥也、朕之不徳、得值於今、思行慶賞、共悅嘉辰、公卿已下宜加賞賜、京畿當年田租並免之、と見えたり、承和八年十一月の朔旦冬至には、教を行ひ、内外文武百官以上爵一級を進め、在京諸司六位上及び史生直丁以上には物を賜ひ、紫宸殿に御して百官に宴を賜ひたり、後世兵亂に依り、又は用途闕如に依り、朔旦冬至を行ふこと能はざる時には、曆を改めて、十月大を小とし三十日を十一月朔とし、冬至を退けて二日とし、朔旦を避けてたり、保元元年、文永七年、延慶元年、文明十一年即ち是なり、句(ジュン)參看(續紀、江次第、公事根源、長興記)

サク

朔旦句 「サクタントウジ」を見よ、

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

の字をツキと訓むなり、後世位牌白小馬と名付て之を思む、吾妻鏡建久元年十一月二十三日の條にさくつきひばりげと見えたり、

サク

作取 江戸時代、貢租を納めずして、其作毛を専取するをいふ、享保十五年八月上方筋木綿作の檢見取法ありしが、元文三年五月猶作取を爲す者あり、檢束の令を違ふ(大日本租稅志)

サク

作鏡 大坪道禪の作り始めし鏡を云ふ、サクノクラを見よ、

サク

作鞍 大坪道禪の作り始めし鞍を云ふ、道禪鞍鏡を能くす、嘗て鹿島神社に參籠し祈る、夢中鞍鏡曲尺を得て作る、即ち世に最も著はる、神授によりて作る所なるを以て神作と云ひ、又略して作鞍とも云へり、又鏡を、作鏡と云ふ、其法を島山中務入道に傳へ、以て伊勢眞繼に及ぶ、眞繼足利將軍に信任せられしを以て、足利將軍家の定法となり、以て世に弘まるに至る、子孫代々其法を傳へて之を作りしが、江戸時代に至り、貞城の子貞方に至りて、遂に其法を改むと云ふ、(タラ)參看(作鞍秘書、鞍作秘抄、伊勢系圖、古今要覽稿)

サク

佐久郡 信濃國 三代實錄清和天皇貞觀八年二月の條に見えたり(關原藩)延喜式佐久に作り、後變更なし、倭名抄に、美理(地名考ミマル)大村(オホムラ)大井(オホイ)餘戸、刑部(カサカ)青沼、茂理、小沼(チヌマ)等の郷あり、明治十三年五月、分て南佐久、北佐久の二郡とせり、今之に仍る(郡名異同一覽、關原藩沿革考)

サク

尺八 「シヤクハチ」を見よ、 朔幣 國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉朔幣事(毎月朔日准之)云々(宗

サク

朔旦冬至 十一月

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

笏額 馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクラ

春冬二季に用ふ、而して櫻に、朱櫻(カマザクラ)と
看(白櫻(表裏共に白、或は又裏紫)花櫻(表白、裏青)
薄花櫻(表白裏紅)櫻重(表白、裏赤花)櫻重(サクラ
ツクシ)櫻重(表紅、裏紫)、松櫻(表紫裏薄紫)等
の種類あり○櫻の色目の名、表は白にて、裏赤色、然
れども諸説一定せず、物具装束抄は、面白、裏二藍、藻
草は表白、裏紫、花鳥餘情は面白、裏濃紫、桃花
葉葉及び道遠院装束抄は、面白、裏薄紫といへり、
装束色葉に論じて、諸説共に表は白なれども、裏は一
様ならず、蓋し櫻の様々左に列せるが如く其數あり、
而していづれにても櫻とばかりは稱すべき事なれ
ば、各一種を指て櫻と稱せるも量り難し、但其中にも
專に櫻と稱する色あるべし、上の諸説の中、書によ
りて信を取らば、裏濃紫を用ふべし、但名に依て義
を取らば、裏赤色にて有べきかといへり、此説に
従ふべきか、カサネノイロメの挿圖を見よ(装束色
葉)

サクラ井ウチ

櫻井氏 水無瀬權中納言兼
俊末子櫻井経助兼里より出づ、兼里近衛殿上人
たり、男正三位兼供以後櫻井氏と稱す、子孫相繼ぎ
て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(知譜拙
記、華族譜)

○兼里

兼供 氏敦 氏福(四位) 供敦(四位)

サクラ井サクラ

櫻井櫻 紋所の名、櫻の
花を紋としたるもの、出羽國上山の松平氏、攝津國
尼ヶ崎の櫻井氏等之家紋と爲す(武鑑)

サクラ井テラ

櫻井寺 豊浦寺(トユラテ
ラ)を見よ、

サクラ井ノマツタヒラウチ

櫻井松平

サクラ

氏 松平氏(マツタヒラウチ)の條伊勢尼ヶ崎の時部
を見よ、

サクラエ

櫻會 醍醐寺にて毎年春二月法會
を營み、法會の後觀櫻の興宴を催ふを云ふ、又清
瀧會とも云ふ、往々上皇法皇臨幸し給ひ、雙鹿の盛
大を極めたり、保延中より始まり、鎌倉時代の末年
まで行はれし、委しき事は櫻會類聚に見えれば、就
て見るべし、十訓抄に、醍醐の櫻會に童舞おもしろ
き年ありけり、深蓮と云ふ僧、其の時少將公とて、み
めもすぐれて能く、舞もかたへに勝れて見えけるを、
宇治の宗順阿闍梨見て思ひあまりけるにや云々と
見えたり、

サクララジャウ

佐倉城 下總國印旛
郡佐倉町(今城東三里餘の所)に城を築き、千葉城より
將門山(今城東三里餘の所)に城を築き、千葉城より
徙て居す、邦綱の時更に改築、未だ成らずして死す、
天正十八年徳川氏の領に歸するや、久野宗能を置き
て之を治す、文祿元年武田信吉を此に封じ、館を本佐
倉大堀に建て居す、慶長七年松平忠輝を封す、八年
に轉封、同十四年土井利勝封せられ、更に築城、佐倉
と名づく、其後石川忠總(寛永十年)、松平家信(寛永
十二年)、堀田正盛(同十九年)、松平乗久(寛文元年)、
大久保忠利(延寶六年)、戸田忠昌(貞享三年)、稻葉正
通(元祿十四年)、松平乗邑(享保八年)等相繼ぎて治
し、延享三年堀田正亮封せられてより子孫相繼ぎて
明治維新に至り、今や兵營となる(佐倉風土記、主圖
合結記)

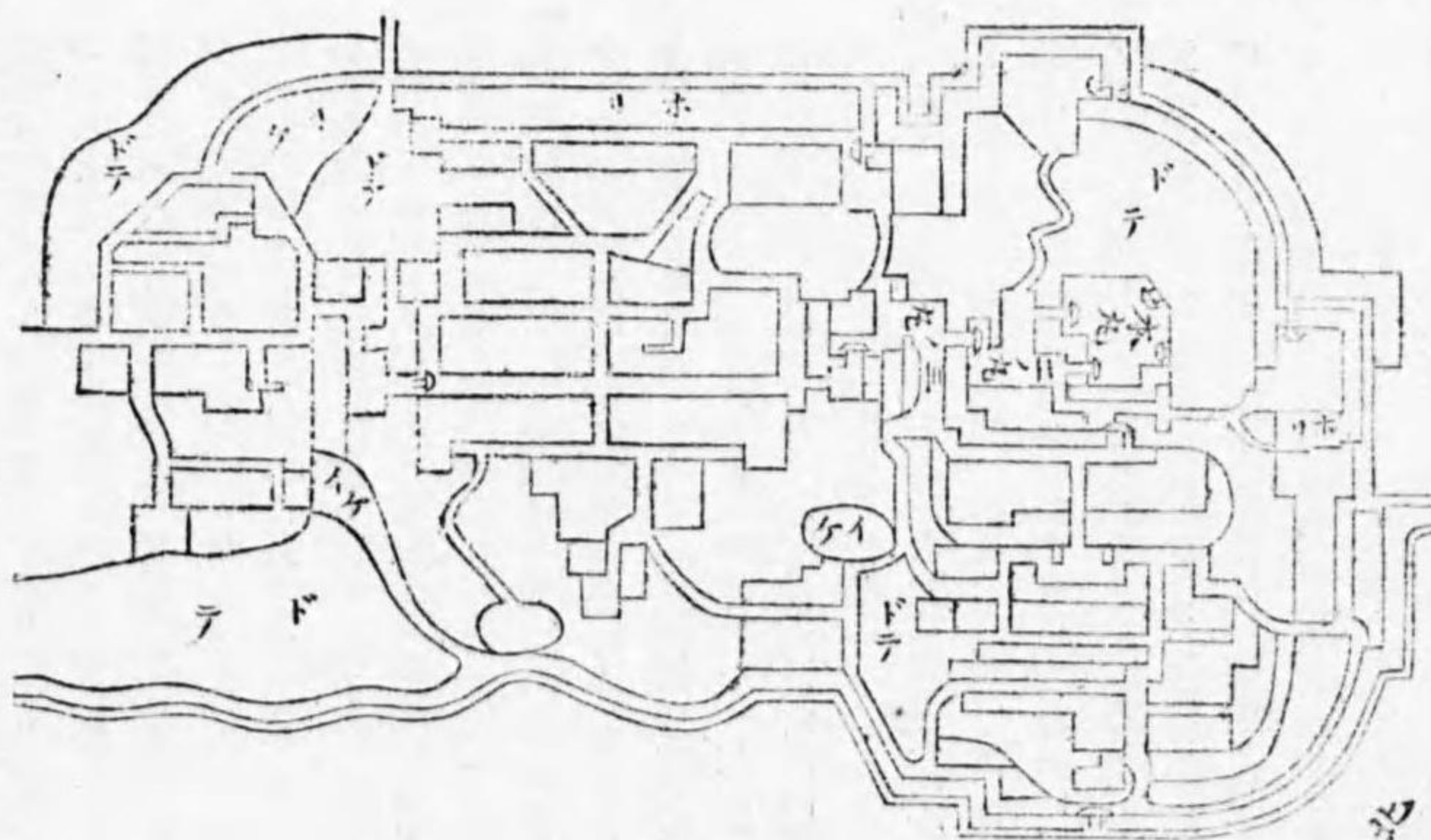
サクララウゴラウ

佐倉宗五郎 木内宗
吾(キウチソウゴ)を見よ、

サクララダノ

櫻田殿 徳川綱重(トクガハ
ツナシゲ)を見よ、

サクラ



(圖城倉佐)

サクラダノヘン

櫻田變 名義萬延元年
三月、水戸の浪士十八人(内一人は薩摩、時の大老井
伊直弱を江戸櫻田門外に要撃して殺したる變事をい
ふ)櫻田變(始め井伊直弱の大老となるや、勉めて幕府
の權威を張らんとし、處士横議の輩を捕縛するに意
あり、會々水戸藩士鶴岡幸吉等京に入りて運動し所
謂密勅の水戸藩に下るに及び、斷然意を決して之に
關係せる者、並に幕府の政策に反抗せる者等を處罰

サクラ

し、有名なる安政の大獄を起すや、世上之を非難する
の聲漸く高く、殊に水戸藩士高橋多一郎、金子孫次郎
等は、井伊大老、台命と稱して烈公を禁錮し、一橋卿
を排斥して、紀伊慶福を將軍に立てたるを憤り、首謀
となり、密に敢死の士を集め、井伊大老を斬り、積憤を
露さんとす、應ずる者十八人、即ち水戸藩士佐野竹
之助、黒澤忠三郎、大關和七郎、森五六郎、山口辰之
介、岡部三十郎、廣岡子之次郎、増子金八、關鐵之介、
齋藤監物、鯉淵要人、杉山彌十郎、稲田十藏、廣木松之
助、蓮田市五郎、森山繁之介、海後蟻磯之介、薩藩士
有村治左衛門等なり(寛政)三月三日を以て其期と爲
し、各々藩を脱して、江戸芝愛宕山に會し、結束して
外櫻田に赴く、この時衆皆黒木綿の綿衣に羽織馬乗
袴、白晒の襪、白鉢巻、表は赤合羽頭笠を以て身を
蔽ひ、大老の罪狀を敷へたる趣意書を懐にし、諸侯
の従者の如く、或は見物人の如くに装ひ、三々伍々路
傍に待つ、此の日大雪未だ霽れず、直弱は辰の刻上
巳祝儀の爲め登城せんとて門を出で、松平大隅守の
邸前に至る、時に埋櫓の前より二人轎近く進み寄る、
供頭駕訴の者と思ひ、これを制す、二人猶接近するに
小銃一聲響く、これを合圖に先供へ三四人切て掛り、
又後供へ撃進するものあり、井伊の従者前後に分れ
防ぎ戦ふ、轎の左右殆ど人なし、此の間に乘じ薩藩の
士有村短槍を以て直弱の轎中を突き、尋で其首を斬
る(寛政)有村日比谷門邊に逃げ去り、龍ノ口に至り
自殺し、廣岡も亦増山侯邸前に自殺し、森、大關、森
山、杉山の四人は、細川越中守の邸に至り、其他は脇
坂淡路守の邸に至りて自首す、而して直弱の家士等
は、今回の變事が水藩士の行爲たるを知り、憤怒して
其藩邸を襲はんとし、頗る騷擾を極む、且當時の制度
として、路上首を人に得らるる者は、其封を没するの

規定なりしを以て彦根藩士は、皆一家の滅亡を覚悟
し、各々決心して辭を散せんとするもの多かりしが、
幕府は内諭を下して之を戒め、直弱の死を聴し、負
傷と名付けて届書を呈せしめたり、かくて四月朔日大
老を免じ、七日に至りて喪を發し、封を子直憲に賜
ふ(維新史料、櫻田事變)

サクラツクシ

櫻盡 襲の色目の名、裝束色
葉に、假字裝束抄曰、櫻盡とて櫻の衣櫻萌黄の表著
葉の所は單の色を云たるなるべし、衣表著單背子皆色
色の櫻なる故に櫻盡と云見えたり、假字抄の文の
最末になどいあれば、必衣は櫻表著は櫻萌黄、背子
は櫻櫻と限りたるには非ずして、櫻櫻、櫻白、櫻紅、櫻
花、櫻薄花、櫻、櫻萌黄等の四色を衣表著單背子に用
ふる事と見えたり、其中にも多分は假字抄に擧たる
定に用ふべしといへり、

サクラノマ

櫻間 江戸城居間の名、白書院
の西南に在り、南は松の廊下に接し、北は白書院の疊
縁に連なる、此居間、櫻の繪を畫きたるを以て名づく
サクラマチチユウナコン 櫻町中納言
藤原成範をいふ、性櫻を愛し其第宅に多く之を植ふ
たるに因りて此名あり(源平盛衰記)

サクラマチテンノウ

櫻町天皇 名義
御名は昭仁、幼稱若宮(中御門天皇の第一皇子、
御母は新中御門院藤原尚子(近衛家熙の女)第百十五
代)の天皇(享保五年正月一日御降誕、同十三年
一月三日位に即く、在位十二年、改元するもの三、延
享四年五月櫻町殿に行幸、桃園天皇に讓位、太上天
皇と稱す、寛延三年四月二十三日崩す、御壽三十
一、山城國京都市下京區今熊野町月輪陵に葬る(野

サクラモエギ

櫻萌黄 襲の色目の名、春季
著用す、胡曹抄に、表は萌黄にて裏の赤花なるものと
いひ、また裏を、雁表抄に二藍、飾抄に花田、宸翰抄に
紫、雜事抄に櫻なりといひ、諸説一定せざるが、其
名によりて義を取れば、裏紫なるべきか(裝束色葉)

サクラモトノミササキ

櫻本陵 冷泉天
皇の御陵、山城國京都市上京區鹿ヶ谷町に在り○兆城
周圍二百七十七間餘、寛弘八年十一月櫻本寺の前に葬
り遺骨を山側に藏す(陸奥一覽、平安通志)

サクロシ

作路司 陸奥道路を修理する事
を掌る(陸奥平城天皇大同元年始めて之を置く(續
後紀)

サクロフロ

栢榴風呂 江戸時代に於ける
湯風呂の一種、醒睡笑に云、いづれも同じ事なるを、
常に焚くを風呂と云ひ、たてあけの戸なきものを栢
榴風呂とは何で云ふや、屈み入ると云ふを鏡鑄ると
云ふにとりなしたるなり云々、蓋し栢榴は鏡を磨く
料なればなり、俳書櫻鏡波集に、入る人の身もやあ
からむ栢榴風呂と見えたり(骨董集)

サクラワン

佐官 四官の第四等の官、シトウク
ワンを見よ、
サケイキ 左經記 徳川無卷數、寫本十五
册○一名經類記、又は糸束記と稱す、著者の名及び
編纂に依て名づく、左經記とは官及び名一字を取
りしなり(著者源經類の目錄、此書本朝書籍目
録以下皆著録せず、名記目錄に、糸束左經二記を並び
掲げて經類の名を注す、彰考館藏書目錄左經記十一本
を載す、史籍年表寛仁元年より四年に至り、萬壽二

サクラ

サケイ

サケヲ—サケカ

三年長元元年より九年に至るまで、凡十五年の下に本書の目を掲ぐ、但第十五冊は類聚雜例と題し、長元二年より九年までの凶事を纂録す、立坊部類記を檢するに、卷端目次に、寛仁元年八月九日立坊、外記小記權記經頼記、長曆元年八月十七日立坊、不知記者記、外記二東記經頼記範圍記とありて、編中寛仁元年立坊の分は存するも、長曆元年の分は、殘缺して一字を留めず、然れど、その言に因て本書のものと長曆元年の記あることを知るを得たり、なほ他書の例に照して推考するに、本書はたゞ長曆元年のみならず、その前後にもなほ若干年の記ありしが、後年散亡して僅に上記の年紀を存せしならん(歴史記考)

サケヲ

下緒(刀縁) 刀の鞘に付けて下緒の紐を云ふ、絹の組紐を用ふ、紐の糸は紅を除くの外は皆用ふ、長は常法なし、大概其人々の手の二尋半なり、この半分の長を半下緒とも、鎌倉下緒とも云ふ、鎌倉下緒に對して普通の下緒を二重下緒と云ふ、結構は、酌井記に、下緒結ぶ事、人のきる物なしむる如く重て一むすびむすび、刀は上の方へ結目のある様に結、刀のさやにかかりて下へさがりたるが能なり、脇差は結目の下へさがりたるがよし、ちがへば、刀と同前也と見ゆ、此外引目下緒(ヒキメサケチ)あり稍卷にのみ用ふ、引目草(黒地に赤く麩手の如きものを畫きたる草)を下緒とする故に名づく(蜷川記、佐竹宗三問書、大内問答、布衣記、貞丈雜記)

サケカタ

酒方 室町幕府の職名、酒の出納を掌る、鎌倉幕府の時には、贊殿の事は凡て政所執事奉行し、其被官酒食の役に従ふ、室町幕府も之に准じ、政所執事伊勢氏世々之を沙汰し、同朋の内を以て酒方と定め、出納を掌らしむ、又諸侯の家に、

サケガ—サケフ

將軍臨む時には、其家に饗應に用ふる酒は酒奉行の所管なれども、將軍の飲むべき酒は酒方同朋に託するなり(武家名目抄)始めて名の見えたるは、齋藤親基記に、文正元年二月二十五日飯尾肥前守之種亭御成(中略)御酒方奉行御茶道永阿菊阿也」とあり、サケガミ 下紙 官府の文書に、別に紙を貼り下けて指令するもの、下札又は附紙ともいふ(言選)

サケツツ

提筒 鐵砲の一種、種子島なるべし、手に携ふるよりの名なり、坂井家日記に、「提筒衆を山のそばに立て云々」、また提筒をも捨てて入給ひ、火をふらし給へば云々」と見えたり、

サケノツカサ

酒司 後宮十二司の一、女官、後宮内醴酒の事を掌る(關白尚酒一人准六位、典酒二人准八位)内省造酒司の掌る所となり(今義解、職官志)

サケノツカサ

造酒司 「ザウシユシ」を見よ、

サケバヤシ

酒帘 江戸時代における酒造家の看板、杉の葉を多く束ね、鼓の如き形を爲して軒頭に掲ぐるもの、詳しくは瓦礫雜考に見えれば、就て見るべし、

サケアギヤウ

酒奉行 室町時代には將軍、諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く職、當日酒を供ふる事を掌る、但し將軍飲む酒は幕府の御酒方の同朋に託して、事を辨せしむ(關白尚酒永正十五年七月十五日義種將軍上醴酒登山の時、御酒奉行三河橋あり(醴酒登山日記、武家名目抄))

サケフタ

下札 下紙(サカガミ)と同じ、又札に田島の高、租米永等を記して、百姓に下付するものをいふ、

サケン—サコン

サケン

座元 禪宗の僧役、首座(シユソ)を見よ、

サコケ

左獄 王朝時代京都左京桃花坊近衛の南、西洞院の西に置きたる囚獄をいふ、方一町あり、今の出水西洞院西南の地に當れり、大江音人檢非違使別當たる時、長岡より移したるものとす、保元平治の亂、源爲義、義朝、藤原信賴入道信西、壽永の役平宗盛等、延元の役新田義貞等の首を獄門にかけしは此所なり(江談抄、平安通志)

サコンエフ

左近衛府 「コノエフ」を見よ、

サコンエモンハ

左近右衛門派 吉田左近右衛門業茂の創めたる弓術の流派、業茂、姓源氏、割難して木反と號す、出雲守重高の三男、射術の神妙を得、前田利家に仕ふ、長子茂武其業を繼ぎ、父祖に耻ぢず、二男方本、三男茂氏(大藏派)共に父兄に劣らず(武藝小傳、武術流祖錄)

サコンノサケラ

左近櫻 名義 内裡紫宸殿前に在る櫻にて、俗に南殿の櫻ともいふ、殿前の東南角第一間の所に在り、四方橋と相對す(起原)櫻樹東頭に群列せり、村上天皇天徳四年内裡燒亡の時灰燼となる、康保元年一たび植ふるも、と雖も枯れたるを以て、二年正月吉野の單花櫻を植ふたり、其後屢々燒失に罹り毎時之を植ふ、近代の櫻は堀河天皇の時植ふたるものなりと禁中秘抄に見えたり(大内裡圖考證)

サコンノダイフ

左近大夫 「コノエフ」の條職員を見よ、

サコンノチン

左近陣 近衛の陣座を云ふ、紫宸殿の東、日花門内に在り、即ち宜陽殿の西廂に在りて右近の陣と相對せり、後世紫宸殿の東北廊の南面に之を移す、即ち崇明門内とす、「ジツククモシ」(ソウメイモン)を見よ(拾芥抄、大内裡圖考證)

ササキウチ

佐々木氏 姓は宇多源氏、宇多天皇の皇子左大臣雅信の子參議扶義より出づ、其子鎮守府將軍成頼近江佐々木莊に居る、因て氏となり、孫秀定行定秀義を生む、行定の後佐々木社神主となり眞野氏を稱す、其派に井上、愛智あり、秀義の時源義朝に屬す、源家衰ふるに及び、平氏に從はず、國を去り相模人鎌谷重國に依り、定綱經高盛綱高綱義清嚴秀を生む、源頼朝兵を起すに當り、諸子皆之に從て大功あり、盛綱高綱最も著はる、秀義平氏を拒ぎ近江に戦死す、經高藤原氏を稱し、相模の鎌谷に居る、子高重と俱に承久の難に殉ず、盛綱の子信實北條氏に屬し、備前加地の莊を食み、加地氏と稱す、其派に磯部野村小島飽浦本堂等の氏あり、高綱の子光綱從りて出雲の能義に居る、能義氏と稱す、義清の子泰清隱岐出雲を領す、子孫隱岐氏と稱す、其族二國の間を藩衍す、鹽冶、富田、井、古志、駒崎、大熊等三十餘氏あり、嚴秀佐々木社の別當となる、其後吉田氏となり、嚴秀三世の孫秀仲は肥前坊嚴覺なり、定綱近江の守護たり、廣綱定重定高信綱廣定時綱行綱頼定を生む、廣綱承久の亂惟綱と俱に節に死す、其後葛岡萬木の諸氏あり、定重は延暦寺の僧の殺す所となる、其子尚綱鏡氏を稱す、又承久の難に殉ず、定高澤田氏を稱す、廣定馬淵氏、時綱佐保氏、行綱伊佐氏、頼定山中氏を稱す、信綱北條氏に屬し、家を繼ぎ近江守に任ず、重綱高信泰綱氏を生む、重綱の後大原白井等の氏あり、高信高島氏を稱す、其派に下坂田中朽木等の

ササキ

氏あり、左衛門尉泰綱、頼綱長綱を生む、長綱の孫高長三河に從り、松下氏を稱す、近江守氏信、滿信宗綱を生む滿信の後、黒田岩山鞍智等の氏あり、頼綱時信を生む、時信の子氏頼足利尊氏に屬す、宗綱滿信の孫高氏を養て子となす、亦尊氏に屬す、初め泰綱江南に居り、其第京部六角に在り、氏信江北に居り、其第京極に在り、茲に於て其族分れて南北二流となる、南流を六角と號し、北流を京極と號す、二家最も盛なり、而して六角實は本宗たり、京極(キヤウコクウヤ)六角(ロツカクヤ)參看(氏族志)



ササキウチヨリ

佐々木氏頼 時信(六角) 法名崇永、時信の子、六角氏と稱す、關白足利尊氏に從ひて各處に戦功あり、正中中尊氏直義と兵を構ふるや、中立して西山に隠れ、後尊氏に應じて足利高經等と戦ひ之を走らす、尋で足利義隆に從ひて吉野を犯し平石城を拔く、島田國清仁木義長と兵を構ふ

ササキ

佐々木定綱 名義 太郎と稱す、秀義の長子、關白大庭景親使を遣はし秀義を招くや之に應ぜず、定綱を伊豆に遣はし源頼朝に之を告げしむ、頼朝大に喜び、猶諸弟を召す、定綱日を期し、甲冑を取り諸弟と共に來らんと約し還る、期に遅る、一日にして諸弟を率ゐ來り會す、定綱經高藤原馬に乗り、盛綱高綱歩從す、頼朝の艱苦を見て厚く賞す、即ち夜北條時政に從て目代平兼隆を襲ひ力戦功あり、又佐竹秀義を撃ち功を累て左衛門少尉となり、佐々木莊の地頭に補せらる、建久初年近江守護となる、是より先、佐々木莊の租、延暦寺僧の供料に充つ、水滸に遭ひて多く缺負す、僧徒定綱の宅を襲ひ誅責且つ暴を行ふ、定綱時に京都に在り、子定重之を防ぎて殺傷あり、僧徒誣奏し、定重父子を得て甘心せんとす、頼朝止むを得ず定綱を薩摩に、子廣綱を隱岐に、定重を對馬に、定高を土佐に流す、僧徒猶嫌とせず定重を殺さんと請ふ、已むを得ず定重を斬て幸崎に梟す、四年定綱等故に遇ひ歸り、又近江守護となる(大日本史)

ササキ

佐々木定頼 名義 字は四郎、法名江雲寺光室龜山、關白高頼の第二子、關白初め相國寺に入りて僧となり名を吉侍者と稱す、兄近綱嫡を辭するに由り、還俗して幕府の近侍

ササキ

となる、永正八年舟岡山の戦に功あり、依て管領に補せられ、彈正少弼に任ぜらる、同十七年二月將軍義種來り倚る、九月定頼兵三萬を以て京都に入り、東山白川に於て三好長輝細川澄元を奔らし、義種を擁し京都に入る、天文十一年北畠時具を討ち、子義賢をして、伊勢を侵伐せしめ、北畠氏の邑を奪ふ、同十五年十二月將軍義輝の元服親となりて從四位下に叙せられ、同十九年如意嶽城を築き箕作城を構へて徒居し、二十一年正月卒す(野史)

ササキシユンス井 佐々木春水 爲永井水(タメナカシユンスキ)を見よ、

ササキシヨウテイ 佐々木承禎 佐々木義賢(ササキヨシカタ)を見よ、

ササキタウヨ 佐々木道譽 佐々木高氏(ササキタカウヂ)を見よ、

ササキタカウチ 佐々木高氏 通稱四郎、雅號して道譽と號す、宗氏の子、高時を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後高時の滯留日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に勸



(集菟掛纂編料史)藏所寺樂勝江近

を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後高時の滯留日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に勸

ササキ

めて之を圖らしめ、遂に從うて天皇に歸順す、既にして尊氏の反するに際し、また之に與し屢々官軍と戦ふ、功を以て近江國守護職となる、尋で北畠顯家の兵を率ゐて西上するや、高師泰等と共に黒地川に渡襲す、顯家戦はずして南走す、正平三年高師直に從うて楠木正行を四條驛に討つて之を破る、幾干もなくして尊氏其弟直義と相闘ぐに當り、尊氏に黨して、屢々直義と相戦ふ、十四年義詮に從うて吉野の行宮を犯す、晩年其功を恃みて漸く豪傑なるのみならず、人の功を爲すを忌み、屢々讒を放つ、山名師義、仁木義長、細川清氏等の叛せるもの、實に高氏の讒言に基せる事多し、また競うて奢侈を尙び、恣まゝに人の田園を奪ひ、百姓を峻削し、公卿を陵躐す、與國中、西郊に放鷹し、家士を遣はして、妙法院の楓樹を折らしむ、院主亮性法親王人をして呵止せしむれども聞かず、更に巨枝を折りて大に侮辱す、宿直僧等俱に達して之を逐ふ、高氏大に怒り、即夜子秀綱に兵三百人を授け、火を放つて院を燒く、茲に於て延暦寺の僧徒等、北主光明天皇に訴へ、高氏父子を得て甘心する所あらんとす、天皇尊氏に告ぐ、尊氏また措いて其罪を問はず、明年に至り延暦寺の僧徒、將に日吉の神輿を奉じ關に入らんことを圖る、尊氏已むを得ず、奏して高氏の死一等を減じ、上總國山邊郡に流す、また幾干ならずして赦され、後ち還りて近江に居る、文中二年死す、年六十八(大日本史)



ササキタカウチ 佐々木高綱 通稱四郎、法名龍光院宗稱、族稱を六角といふ、高時を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後高時の滯留日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に勸

ササキ

稱四郎、法名龍光院宗稱、族稱を六角といふ、高時を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後高時の滯留日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に勸

ササキタカウチ 佐々木高綱 通稱四郎、法名龍光院宗稱、族稱を六角といふ、高時を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後高時の滯留日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に勸

を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後高時の滯留日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に勸

ササキ

勝敗あり、明應九年後土御門天皇崩す、時に皇室幕府共に衰頹し奉葬すること延滞せり、高頼即ち其料を獻す、因りて菊桐記號を賜ひ且昇殿を許さる、永正十七年八月卒す(野史)

ササキモリツナ 佐々木盛綱 通稱三郎、雅號して西念といふ、義賢の三子、高綱の兄、年十六にして源頼朝に、伊豆の配所に謁して之に仕へ、頼朝の兵を擧ぐるのほじめ、軍に從うて功あり、壽永三年源頼朝、兄頼朝の命により、平氏を西海に撃つに當り、盛綱また之に從ふ、時に平行盛備前兒島に在り、範頼之を聞き舟を棄て、藤戸に至る、敵屢々扇を掲げて之を招く、而して範頼の軍水に阻られて濟るとを得ず、盛綱一漁者を訪うて淺所を探知し、密に標を建て、歸る、明日敵また之を招く、盛綱數騎と共に馬を躍らして海に入る、範頼其没溺せん事を恐れ、人をして之を留めしむ、盛綱聞ざるまれば進み、諸軍相率で濟り、遂に行盛を破る、因りて兒島を賜ふ、後ち功を累れて左兵衛尉に補し、伊豫守護となり、更に邑を越後に食む、頼朝薨せる時雅樂す、頼家の立つに及び籠過稍々衰へ、事に座して食邑を奪はる、建仁元年城實盛越後國にありて兵を起すや、盛綱命を受けて之を征し其居城を陥る、歿年詳かならず(大日本史)

ササキヨシカタ 佐々木義賢 通稱承禎と號し拔園齋と稱す、法名梅心院、定頼の子、源頼朝、近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、東九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出で走る、茲に於て義賢の先鋒また潰ゆ、義賢即ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を経て東坂本常在寺に入

ササキ 座不冷法 晝夜不斷修法を行ひて座を冷さぬを云ふ、鎌倉鶴岡八幡宮内に、座不冷壇所を置きて、天下安全土豐饒を祈禱せり、治承四年十月源頼朝の祈願に依て勤行を始め、養和元年祈禱の式を定め、大般若經最勝王經の供僧職を補す、建久二年十一月長日不斷供料所を寄す、後ち

ササキ

り、永祿元年將軍足利義輝を奉じて如意嶽に軍す、松永久秀之を拒み、累戦決せざりしが、尋で成を行ひ、義輝また京に歸る、五年家を義輝に讓りて剃髮し、幕府の相伴衆となる、十一年八月織田信長大學して義賢を近江國觀音寺城に圍み、遂に之を陥る、や、義賢父子遁れて甲賀山に匿る、後ち再舉を圖りしも成らず、元龜元年罪を謝して信長に降る、慶長三年三月卒す、年七十八、義賢馬術に練達し一派を開く、世々佐々木流といふ、ササキリツナ(野史)

ササキリウ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、齋藤好支に從ひ、其宗を得、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門に遊ぶ者多し、大西吉久獨り傑出す、吉久の末流諸國に在り、推して佐々木流といふ、ササキヨシカタ(參看(武藝小傳、武術流祖錄))

ササナミ 佐々波 争の名器、傳へ云ふ、古へ小督局の彈弓の筭なりと、玉戸の中、桐紋三あり象牙を以て之を作る、今嵯峨の新當寂寺に在り(樂家錄、樂器考)

ササノアヲ 笹青 靨の色目の名、雁衣抄に、表は白にて裏は青なりといひ、色千種に、表は黄青にて、裏は白なりといふ、冬季之を着用す、カサネノイロメとの挿圖を見よ、

ササフキ 笹吹 銀及び銅の甚だ小粒なるものいふ、

ササマサヌホフ 座不冷法 晝夜不斷修法を行ひて座を冷さぬを云ふ、鎌倉鶴岡八幡宮内に、座不冷壇所を置きて、天下安全土豐饒を祈禱せり、治承四年十月源頼朝の祈願に依て勤行を始め、養和元年祈禱の式を定め、大般若經最勝王經の供僧職を補す、建久二年十一月長日不斷供料所を寄す、後ち

薩摩國大分郡東植田村寒田の大分宮、梓原八幡、梓原大明神とも稱す、もと本國の一宮にして現今國幣中社、西寒多神社、西寒多神社、天長天皇の頃、延暦寺の金龜和尚宇佐八幡の神託により、祠を大野郡寒田村に建立すと、國司其靈驗を奏し、官社に預らしめ、承和嘉祥の頃屢々勅使の奉幣あり、清和天皇貞觀十一年從五位下を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、建久以後大友氏世々修理し、弘安八年神田凡そ二百四十六町あり、應永十五年三月、大友親世今の地に移す、毎年六月廿九日神興生石濱に幸し、八月十四日放生會を行ふ、大宮司は加來氏なり、社人凡そ百餘家、社僧十四坊あり、降りて明治に至り國幣中社に列す(延喜式、一宮記、豐後國誌、官國幣社一覽)

ササマタノシンジャ 西寒多神社 所傳豐後國大分郡東植田村寒田の大分宮、梓原八幡、梓原大明神とも稱す、もと本國の一宮にして現今國幣中社、西寒多神社、西寒多神社、天長天皇の頃、延暦寺の金龜和尚宇佐八幡の神託により、祠を大野郡寒田村に建立すと、國司其靈驗を奏し、官社に預らしめ、承和嘉祥の頃屢々勅使の奉幣あり、清和天皇貞觀十一年從五位下を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、建久以後大友氏世々修理し、弘安八年神田凡そ二百四十六町あり、應永十五年三月、大友親世今の地に移す、毎年六月廿九日神興生石濱に幸し、八月十四日放生會を行ふ、大宮司は加來氏なり、社人凡そ百餘家、社僧十四坊あり、降りて明治に至り國幣中社に列す(延喜式、一宮記、豐後國誌、官國幣社一覽)

ササヤマシヤウ 篠山城 所傳丹波國多紀郡篠山町、原國體、慶長十三年松平康重八上城に入り、直に篠山城の工を起す、藤堂、池田、福島、加藤、淺野の諸侯其役に服す、同十五年落成して此に移る、元和中松平康長之に代り、其後松平信吉また之に代り、慶安二年松平康信入部す、寛延元年青山忠朝(六萬石)松平氏に代りて治す、子孫相繼ぎて明治維新に至り、城廢す(丹波志)

ササラセツバ 佐々良切羽 「セツパ」を見よ、

ササリンダウ 笹龍膽 紋所の名、龍膽は草名なり、莖二三尺にして葉は竹の如く短く圓し、故

ササム ササリ

サシ



に龍騰の名あり、秋の日、葉の梢と、葉の間毎に三五の花を開く、此花葉をとりて、紋所となし(第一) 圖)岩倉、千種、東久世、久世、南岩 倉、庭田、綾小路、五辻、大原、西五 辻、高倉、堀河、藤大路、竹内、六條、 常陸志筑の本堂、梅溪、愛宕、植松、 北島の諸氏等家紋に用ひ、又丸に 此紋を印したるは、伊勢龜山の石 川氏用ふ。○また「利休龍騰」(第二 圖)と稱して、笹龍騰を三つ合せ、 圓形に印したるものあり、千利休 の用ひたる紋なるによりて、この名 あり、後に備前池田氏の一族多くこれを用ふ(武鑑、 諸家紋鑑、華族譜)

サシウギン

佐州銀 佐渡國より出づる金 銀にて造りたる貨幣をいふ、農政座右に、寶貨事略 曰、佐渡國には、黄金あるよし、宇治大納言物語に 見えたり、されば、此國には昔より有しが、世にと るすべしならざるなり、近頃上杉謙信彼國を攻取り、 其金を取て國用を足す、太閤秀吉兼てより此事を傳 へて謙信の義子景勝を奥州に移し、佐渡を押取て 金を採られしかど金出でずして斃せらる、慶長五年 關ヶ原の事終りし翌年より此國の銀出ること多し、 同十三年の頃より銀出づること初の如くならず、是 より年々少くなりしと見えたり、また佐渡志に據れ ば、慶長より元和の初までは此國の民、私に金銀を 吹て物に換え、其時を「笹吹銀」など云ふ、元和五年 以來、新に一國限り通用銀八百貫目を造り印銀と名 づけ、後藤銀に並べ行はしむ、極印は徳通定印の四 割とす、位は上銀に比すれば大に賤き物にして、寛

サシエー

永の中頃までは年々に作りて國用を足たり、其直は、 官にて金一兩を印銀五十九匁四分に換らる、正徳に 印銀吹改めらるゝに至るまで遂に替らる、官局は初 相川彌十郎町に在り、寛永十九年官廳の中に移す、萬 治の初、錢の通用始り、印銀一匁を錢六七十文に易 へたり、慶安四年改鑄す、承應元年、正徳の初め、また 改鑄す、位愈々下る、正徳四年より金一兩に印銀百 六十匁、印銀一匁に、錢二十六文を易へしめらる、其 後屢々値に就き、變更ありしが、寶曆の初、金一兩 に印銀八十九匁、印銀一匁の錢は四十八文となる、同 十一年遂に印銀を廢せられ文銀を用ゐらるべしと して、銀座のものども來り居けるが、寛政の初め之も 止みたりといふ、といへり、

サシカケ

指懸 沓の一種、朝臣四位已下の 著するもの、雅亮裝束抄、束帶の條に、「さしかけと して祭りの使などのかへさの日は、又六位の晴には くものなり、くつむひのするものなり云々」と見え たり、

サシガタナ

刺刀 脇差の一種、「サスガ」を 見よ、

サシガミ

差紙 江戸時代、奉行所より人民 を呼出すべき爲めに發する召喚狀を云ふ、其名を差 して呼出す故に名づく(百箇條講義)

サシキ

棧敷 「サズキ」を見よ、

サシキ

座敷 家屋内の一室にて、専ら客を

サシキ

座せしむる所をいふ、家屋雜考に、古代座といひ、座 敷と云ひしは、人の座すべきところへ敷物をしきま うくることにて、今時のごとく、一圍の所を云ふ名 にあらず、總じて古代の殿舎は、總敷敷にて主客の 座すべきところをいふのみ、時に臨みて敷物を設け し事なれば、ふるき物語どもにおましをしく、御座 をしくなどかけること多し、こは疊圓座など敷きま うくるを云ふなり、古書に、主客相對したるところ のみ疊ありて、其餘、皆板敷なる圖どもあるは、 即ち是れなり、鎌倉年中行事に、御評定所は、十五 間中は油磨紫の御疊廻り敷きにて、衆中の座は、 一重外に半疊あり、御座は常の御座を紫の御疊の 上にかざれてしかなりなどあるにても、其のさま を知るべし、稍後のことながら、三内口談に、公卿 座は、四疊敷なり、清華御所の公卿座は、六疊なり などあるも、主客の座、いく疊をしくべき廣さと云 ふことにて、敷詰にしたる疊の敷にはあらず、しか らに上下おしなべてしきつめにすること、いなる は、應仁の大亂以來、漸々におしうつりし習俗なり、 然れども貴人高位を請待するには、かの敷詰の上へ また別に座を敷きまうくること故、後世には是れを 上疊としも云ふことなり(永祿四年、三好亭御成の 記に、敷詰の上へ上疊を敷きたるさま見えたり、ま た一説に、神代記に、海神彦火火出見尊を敬ひ、八 重の席薦をしくとあるは、上疊といふことの始めな りといへり、尤もさもあるべきことなり)、されば寢 殿對の屋、客殿、書院、出居の類、すべて客人を通すべ きところは座敷にあらずと云ふことなし、是れ後世 客座敷、廣座敷等の名のよりて起るところなり、と 見えたり、

サシキヤウ

佐敷城 肥後國豊北

サシキ

郡佐敷村○又花園城ともいふ(肥後國)起原詳かな らず、蓋し鎌倉時代相良氏之を創む、建長六年相良頼 俊豊北郡兼領の事見ゆ、天正九年八月島津義久相良 義陽を伐ち當城を陥る、豊臣秀吉西征の時、島津 氏の兵之を棄て去る、佐佐成政就封の後、相良氏をし て之を守らしむ、同十六年加藤重次に居り、文祿 元年重次朝鮮に出征せし後に、薩人宮内と云もの亂 を作し、急に當城を襲ふ、留守居坂井善左衛門謀て之 を殺す、慶長五年西軍小島津二氏之を攻め、重次 苦守三十日に至り、敵自ら去る、元和元年幕命を以 て之を毀ち、細川氏の時に番代を置く(事蹟通考、 増補肥後國志)

サシキヤウ

座敷奉行 室町時代に、 將軍が諸大名の第に赴く時、諸大名家にて臨時に置 く所職、當日將軍入御の屋舎を新造し、座席等を設く る事を司る、又座敷失禮奉行とも云ふ、失禮は假字 にして、物を結構するを「シツラヒ」と云へる辭に、失 禮の音をかりてシツラヒ奉行と云へるなり(武家名 目抄)

サシグチマイ

指口米 舊彦根藩に於て、田 祿百石を四斗俵百苞、即ち現米四十石となし、之に 指米二石と、口米一石二斗六升を加へて四十三石 二斗六升を田祿百石と定む、此指米、口米を合稱し ていふ詞(日本教育史資料)

サシコ

差子(指子) 平絹の指貫を云ふ、元 は指貫の小袴を云ひたりしが、後には有紋なるを指 貫、無紋なるをサシコと稱して區別するに至れり、元 は一なり、多くは炎暑の候一般に之を著用す(高倉家 傳、貞丈雜記)

サシキ

差副 脇差の別名、太刀に帶き副 ぶ意、太閤記概非日記等に見えたり(武家名目抄)

サシツ

差次 藏人所(クラッドコロ)の 條六位藏人を見よ、

サシツキ

指貫(奴袴) 袴の一種、袴 の裾を縁にて括りて足に著くるもの、袴の裾の括を 裾に指貫と云ふ、倭名抄に奴袴をサシツキノハカマと 云ふ、又絹袴と云へり、奴袴は正しくは袴にして 袴裾の意なりと云ふ、伊勢貞丈は、奴袴と書くは、奴 は奴僕にて、裾を高く括り擧げて奔り廻るに便り善 き故に奴僕の著すべき袴と云ふなり、是も後には 公卿の服となりて綾織物を用ふる事になれり」と云 ひ、一説に奴は借字にて袴袴の略なりと(天 皇は五節帳臺試にのみ著御、其他は著給ふことなし、 蹴鞠の時は帳臺試に准じて著御あり、蹴地に寛紋を 用ふ、或は雲立涌仙洞は八葉菊雲立涌鳥塚、臣下は 尋常上括、晴の時下括をも用ふ、紫色を聽されし人及 び少年は紫地二重織物、文は龜甲に浮線綾、壯年は緯 白の鳥塚、色は紫又は薄色、或は藤の丸織物を用ふ、 浮線織物は年齢官位によりて用ふ、中年以後は薄色 の綾、文は藤丸、色は年齢多くなるに従ひ薄くなり、 四十歳の頃より淺黄、次第に薄くなり、老者は白を 用ふ、以上は桃華葉葉、裝束圖式等によりて大概を 述べしなり、古來著用につきては數十種の説あれど も右に述ぶる所と大同小異なり、猶委しき事は裝束 集成指貫の條に就て見るべし、又女官も指貫を著く、 是れは掌侍命婦は行幸の時に騎馬にて供奉する故 なり、枕草子に、豊前と云采女はくすししげまさが知 る人なり、及びそのもの、おり物のさしめきれば云々 とあり(腰裏(袴の紐)には上括あり、後に腰板無 し、裾の括り括は裾に穴を穿ち、緒を通して狩衣の 袖括の如くせしもの、古くは括緒を總角などに結び て垂れたるが、後には袋縫にしてその袋の中へ、緒

サシヒ

をに入れて括る、様になれり、寸法は裝束集成所收の 從二位殿記裝束抄に見えたり(圖)紫(織物は紫色 宣下の殿上 人、内藏人等 用ひ、只紫は 若年の公卿殿 上人、幼少の 五位六位等常 用の事假名裝 束抄に見えた るが、江戸時 代は、公卿殿 上人四十歳以 前の者用ふ)萌木禁色宣下の人、又童殿上人著用) 瑠璃色(五月以後夏用ふ)薄色(若年及び中年の殿 上地下五位の人著用す)紫死色(九月用ふ)縹、半色 (若き人用ふ)二藍(夏月幼老人用ふ)花田打(幼き殿 上人若は六位)木蘭地(檢非違使別當著)練淺黄(夏 冬長たる諸大夫著す)練淺黄(五位の若きも年長け たるも著す)淺黄堅紋(大將著す)蒲萄染(若年常用) 末濃(公卿勅使著)村濃、薄物(夏著く)薄物大文(年 少殿上人著)薄物鳥塚(公卿殿上人著)綺(風流の時 に用ふ)鈍色、指貫(喪服)幼少の殿上人用ひ、六位 と雖も晴の時に用ふ)濃色(十五未滿の者用ふ)青鈍、 香、濃蘇芳、麝香色、半宿徳(老者著用)等、服制(フク セイ)の挿圖參看(裝束集成、裝束圖式、裝束色葉、貞 丈雜記、歴世服飾考)



サシヒカへ 差扣 江戸時代における公卿及 び士人の刑、職務上の過失などありし時、自家に屏居 して官衙に出づるを禁するものにして、又親族家來 などの處刑せられし時、此の刑に處するあり(古事類

サシフ

苑法律部... 御定書百箇條に、重き御役人之家來御仕置に成候節、其主人差相伺之事、

- 一 御老中 一 所司代 一 大阪御城代
一 若年寄 一 御側 一 寺社奉行
一 大目付 一 町奉行 一 御勘定奉行
一 御目付 一 大阪御定番 一 駿府御城代
一 遠國奉行

右家來徒士足輕中間等致不届、公儀御仕置に成共、其主人不レ及ニ差相一候、侍以上又は輕者にては徒黨致ニ惡事御仕置に成候は、差相可ニ相伺一候事、

サシフツ

佐士布都 布都御魂の一名、フツノミタマと見え、

サシマノコホリ

猿島郡 所在 下總國 起原 始めて稱徳天皇紀、神護景雲三年八月の條に見えたり、

種之形を爲したる者を用ふ、差物捺物等の字をも書す、其旗には無地或は書畫を以てするあり、形狀には、輪貫、四半、馬蘭、半月、吹流、團扇、挑燈、制札等を以てするあり、

サシヤ

を執らしむるに至れり、是を指物持といふ、本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵部部、

サシヤ 差矢 筈を矢筈にして羽は鴨の第二の羽にてはき、根は木にて作る矢を云ふ、

サシヤウケン 左將軍 騎兵大將軍(キヘイダイシヤウケン)を見よ、

座主 後世は天台宗の中延曆寺にのみ此稱を用ひ、天台座主、山の座主、貫主なども唱へたり、

圓珍の流と互に座主を争ひ、三井寺の僧徒座主の時には山門衆徒亂暴狼藉すること甚し、建久元年公顯座主となりしより世々補任する事と定めらる、

サセウ

トデボウ、コクセカネ、サツマタ等の名あり、突棒は、頭撞木の如くにして齒多く、一名、撞木といふ、

サセウシ 左少史 史(シ)を見よ、

サセウベン 左少辨 辨官(ベンクワン)を見よ、

サセン 左遷 名義内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すと云ふ、

サゼン井ソウツ 坐禪院僧都 俊寛(シユンクワン)を見よ、

サタ 沙汰 理非を明にするを云ふ、沙は玉篇に洗也と見え、汰は選する意、

サタイシ 左大臣 名義ヒダリノオホキマツギミとも云ふ、

サタイジン 左大臣 名義ヒダリノオホキマツギミとも云ふ、

サタウ 砂糖 名義食物の味を助くる料にて、其味甘し、

サテン サテン 古事類苑法律部

サセウ 左遷 名義内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、

サゼン 坐禪院僧都 俊寛(シユンクワン)を見よ、

サセウ

に述べたるが如し、今北朝崇光天皇の時、觀應元年尊圓法親王重補の時に賜はりたる宣命を掲げて參考に供す(初例抄、天台座主記、僧官位、皇朝天台史略)、

ササカ 小刀 (一)中古は腰刀をいひ(二)近世は懐剣をいふ、刺刀の略、(三)は後撰和歌集に、みちの國へまゐりける人に火うちを遺すてかきつけ侍る、貫之、折々に打て焼火の煙あらば心さすかをし

ササガキ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見用ふ、

ササガキ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見用ふ、

ササガキ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見用ふ、

ササガキ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見用ふ、

ササガキ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見用ふ、

サタケ

サタケウーサタケ
来れることありて、南部東大寺獻物帳に、砂糖二斤十二兩と見えたるが、是れ賞品にして後ち傳來せず、而して食味を添ふるには、千歳糖(アマブラ)の煎汁を以てす、降りて鎌倉時代柿霜を以て砂糖に代用せしが、天文永祿年間海外の交通漸く開け、慶長元和に至りて御朱印船の諸外國に航通すること盛なるより、砂糖も貿易品となりて輸入せしは、當時に在り、然れども、初は薬用を主とし、然らざるも珍貴の一品とせり、而して製糖法の本邦に傳はりしは慶長年間とす、即ち大島字檢方の人直川某、曾て支那に漂流し、製糖法を覚え、蔗苗を携へて大島に歸り、始めて大和濱方に植ふたり、是れ其始めなり、元和九年琉球の儀間親方麻平衛人を支那に遣はし其法を學ばしめて、製法を始め、元祿の頃に至り、年々四百萬斤餘の輸入あり、享保年間將軍徳川吉宗、栽培法及び製糖の法を考究して諸國に之を傳播せしめ、遂に好成績を得て、諸國より多く産出するに至り(琉球史、沖繩志)

サタケウチ

佐竹氏(出羽秋田) 姓は清和源氏、鎮守府將軍源頼義の三男羽部丞義光より出づ、義光の長子義業左衛門尉に任ず、義業昌義義定を生む、昌義の母は常陸大掾平清幹の女、故に昌義留り佐竹に居り、竟に氏を稱す、其子隆義常陸介となり、太田四郎と稱す、其子秀義佐竹別當と稱し、源頼朝に從はざるを以て、攻められ兵敗れて出走す、後赦を得て國に歸り、故地を復し、兼れて美濃山田郷地頭となる、故に子孫美濃に居する者あり、文治五年七月頼朝藤原泰衡を征せんとし、宇都宮に至りし時、秀

義軍を率ゐて參會す、其幡頼朝の旗に同きを以て、頼朝月を出せる扇を賜て旗の上に付けしむ、後世是れを家紋とす、五代の孫常陸介貞義元弘建武の頃足利尊氏に從ふ、義盛の時上杉憲定の子二男義仁を養子とす、天文中右馬頭兼大膳大夫義篤、古河公方晴氏に從ひ、河越城を攻め北條氏康と戦ひ、敗れ退く、孫常陸介義重の時上杉關東管領亡びしを以て、關東の諸侯北條氏に從ふ者多し、後北條武田兵を交ふるに及びて、常野の豪族多く義重に從ふ、是より北條と連年戦ふ、天正十八年江戸重運を滅し、水戸城を奪ひ、子義宣に與へ、自ら太田に遷居す、豊臣秀吉小田原征伐の時、義宣軍を率ゐて會せしを以て、常陸一國を賜ふ、慶長五年關ヶ原の役起るや、石田三成に應じ徳川家康を伐たんとす、故を以て戦後常陸國八十萬石を收公せられ、出羽國秋田二十萬石に移さる、大阪の役功あり感状を受く、寛永三年從四位下左中將に任ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる、一族に酒田、額田、岡田、小川、稻木、長倉、大山、大内、小瀬、山入等の諸氏あり(尊卑分脈、系譜、藩翰譜、華族諸家傳、徳川加除封録、氏族志、華族譜)

- 義光 義業 昌義 隆義 秀義 義繁
義信 義盛 長義 義胤 行義 貞義
義原 義仁 義俊 義治 義舜 義篤
義昭 義重 義宣 義隆 義處 義格
義峯 義眞 義明 義政 義和 義厚
義隆 義堯 義倫 義堯 義生

サタケウチ

佐竹氏(秋田新田) 同祖佐竹修理大夫義隆三男豊岐守義長、寛文十二年二月秋田新

サタケ

田二萬石を分地す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族諸家傳、華族譜)
○義長 義道 義忠 義祇 美知 義純
義謙 義理

サタケシヤウ

佐竹城 所在 常陸國久慈郡天神林村○又馬坂城とも稱す、内城六百四十歩、外郭千八百八十歩、源 壽永の頃佐竹昌義の築く所、頼朝源頼朝平維盛を破るや、當國に入り城主佐竹忠義を降す、長子秀義肯せず、頼朝終に忠義を殺し秀義を奔らす、忠義の弟隆義京都に在りしが歸りて故地を復し、其次子義清を當城に置く、次で頼朝秀義等を釋し義清を城主に定む、即ち稻木氏の祖なり、應永二十四年佐竹義人攻めて之を陥る、稻木氏亡ぶ其後佐竹氏の支族天神林氏城主となるものありしが慶長中終に廢城となる(新編常陸國誌)

サタケウチ

佐竹義宣 名號法號常光院傑堂大英、常陸國義重の長子、源頼朝世々邑を常陸に食む、天正十八年、父に從ひ、江戸氏の領有せる水戸城を抜きて之に移る、尋で義重の老するに及びて家を繼ぎ、左京大夫と稱す、此年豊臣秀吉北條氏を小田原に圍むや、義宣其幕下に屬し、困りて常陸守護となる、五月兵を率ゐ石垣山の行營に抵りて、秀吉に見え、且つ石田三成と好を結び、また首として邸を伏見に設け、妻子を移す、時に常陸の諸部に三十三氏あり、みな南都に住せるを以て南方三十三節といふ、義宣に從うて伏見に觀す、義宣之を滅すの意あり、即ち三成と議し、饗禮に託して悉く之を殺し、其邑を併す、茲に於て義宣の食む處八十萬石に至る、世に徳川、毛利、上杉、前田、島津の五氏と共に六大姓と爲す、此冬從四位に叙し、侍從となる、慶長三

サタケ

年秀吉の薨するや、諸大名黨を樹て、相争ふ、而して淺野幸長、福島正則、加藤清正等、平素三成と隙あるを以て、之を殺さん事を圖る、義宣、三成と舊誼厚きがゆゑ、坐視するに忍びず、衆を率ゐて大阪に赴き、三成を伏見の邸に迎ふ、五年三成等、上杉景勝と東西呼應して兵を擧げ、家康を除かんことを畫策し、また義宣を誘ふ、義宣即ち戦備を修めて密かに景勝に聲援す、既にして家康東征して下野に入るや、義宣に命じて兵を出さしむ、義宣之を欲せざりしと雖も、父義重及び諸臣の諫めに依り、僅に兵數百を分ちて之に從はしめたり、關ヶ原戦畢るのち、徳川秀忠將に來りて討たんとするを聞き、大に恐れ、品川に至り罪を謝す、許さず、遂に伏見に行きて家康に陳謝する所あり、家康其兩端を持して、成敗を觀望せるを憎み、廢して庶人と爲さんとせしが、義重の哀訴により、常陸國を除きて秋田に移し、二十萬石を給す、後ち大阪冬の役軍に從うて功あり、寛永八年從四位上に陞り左中將に任ず、十年正月卒す、年六十四(野々)

サタミレンシヨ

沙汰未練書 卷數一 卷、續群書類從卷七百四、武家部に收む、肉著、諸書諸狀の性質及び書式、用法等を詳しく説明したるもの、奥書に、弘安元年閏十月、相模守平朝臣時宗とあり

サチヤウ

左仗 左近衛府の陣所を云ふ、紫宸殿の東、日華門の内に在り、江次第叙位の條に、諸卿著左仗と見えたり、

サチユウベン

左中辨 辨官(ベンクワン)を見よ、

サツエウ

紙幣(シヘイ)を見よ、 雜條 王朝時代正役日數の外に、

サツキ

サツキ 雑公文「クモン」を見よ、

服役するをいふ、租調を免じて役する者あり、功食を給ひて使ふ者あり、或は六十日を以て程を立て、或は三十日を以て限りと爲すあり、凡そ人夫を徵發して其役に供する必しも十日に止らず、且正役を以て庸に折し、其餘を以て身を役す、令の賦役令に、凡令條外雜條(調備訓)役、其正丁次丁歳役日數、在に於玉條、皆立三明文、即至雜條、不入此限、故稱外而起之、凡調庸之外、國中諸事不論大小、總爲雜條、其役法者、准三上條、次丁減正丁之半、中男減次丁之半、也者、毎人均使、地不得過六十日、とあり、

サツキ

早月(皇月) 陰曆五月の稱、奥義抄に、田植うる事盛りなる故に、早苗月を誤れるなりとせり、後人多く此の説に從へり、古今要覽稿に、神代記に五月蠅とあるをサバへとよみたるをも考ふるに、五月の二字を以てサと訓するは、五十鈴姫とある五十をイと云ふに同じく二字一言なり、然れば五月をサとのみ云ふべけれど、月の名に唱ふる故にサツキと訓みたり、サは小なる義なり、凡て物の小なるを、ささやかと云ひ、小石をさといれと云へば、小苗月と云ふべきを中略してサツキと云ふなるべし、と云へば從ふべきに似たり、又授雲月(さみだれにくもると云ふ義)多草月(五月は田地に草多く生ずる故なり)賤男月(賤男の心、農事に染て暇なき故なり)月不見月(雨がちにて月見る事稀なる故なり)桶月(桶の花咲きかぐはしき月なる故なり)梅月(梅子熟する故なり)吹喜月等の別名あり、委しくは古今要覽稿を見るべし、

月越中半國に封せられて十萬石を食み府中城に居る、九年三月撃つて越中を平定するや、更に全國を領し其守護となり、富山城に移徙す、十二年豊臣秀吉の難を織田信雄と構ふるに及び、信雄に與し、兵を出して郡邑を侵略せん事を圖りしが、密かに前田利家を憚り、策を按じて、其女を利家の子利政に配するを約し、利家の稍々戦備を緩にするに乗じて頻に其邑を侵し、連戦いまだ決せず、既にして成政思へらく、信雄繼弱にして事を共にするに足らず、宜しく徳川家康に好を結び以て中原の鹿を争ふべきなりと、即ち兵を罷めて疾と稱し、潜に左右數人と深雪を侵し、さらさら越を踰え、間道より馳驅して十二月濱松に抵り、家康と會見し、勸むるに西上の事を以てせりと雖も家康之を辭したり、茲に於て成政更に清須に赴きて、信雄に再舉を勧めしも、また聽かず、十三年秀吉師十萬に將として越中を討つ、利家先驅たり、成政俱利伽羅嶺に據り、城塞を三十餘處に列れて之を防ぐ、秀吉は石動山に登り兵を分ちて攻伐し、長驅して富山城に迫る、九月に至り成政遂に秀吉に降る、秀吉之を京都におき、引きて譚友と爲す、十五年六月秀吉九州を征服するや、成政を肥後に封す、尋で陸奥守となり、從四位下に叙し侍從に任じ、熊本城に居る、既にして成政令を諸豪に下し、民田を勾檢す、封内爲めに釋睡し、土寇大に起り、諸豪また之を援く、成政兵を出して征討したれども容易に鎮靜するに足らず、秀吉即ち鎮西の諸大名に命じ成政を援けしめ僅に之を平ぐるを得たり、秀吉困りて成政を責む、成政恐懼し、十六年正月、備前境と共に大阪に赴いて陳謝する處ありしも秀吉聽かず、命じて尼ヶ崎に拘せしめ、閏五月に至り、人をして謂はしめて曰く、汝苛酷を以て民を御し、民人叛離し、軍旅起る、

サツキ

サツキ 雑公文「クモン」を見よ、

サトウ

す、文化十三年江戸に出て吉川神道談所の學頭となり、尋で師家の爲め罪を蒙り江戸を放逐せらる、後ち深川に住す、天保三年又江戸追放の刑に處せらる、其後諸藩に聘せられ領内を經緯す、弘化三年赦され江戸に出づ、時に國家多事、信淵憂心措く能はず、外夷折衝の術を論議す、嘉永三年正月六日歿す、年八十二、江戸淺草森下町松應寺に葬る、明治十五年朝廷正五位を追贈せらる、信淵人となり英邁剛毅、幾難に遇ふもその説を枉げず、林子平と交り厚し、その四方に奔走して寧處に違あらずと雖も、手に管を捨てず、著作する所殆ど三百餘種、老いて益々健なり

サトウタタノフ

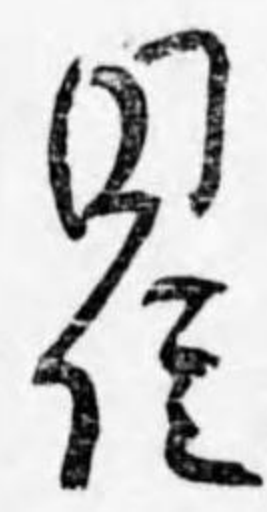
佐藤忠信

庄司元治の子、繼信の同母弟、陸奥の人、源義經が、藤原秀衡の許に在りし時より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田盛政、同光政及び兄繼信と共に其四天王と稱せらる、後ち義經の奏請により、兵衛尉に任ぜらる、既にして義經、兄頼朝と隙を生じて京都に在るや、頼朝土佐坊昌俊をして義經を圍らしむ、忠信等力戦して之を破り、義經を奉じて吉野山に匿る、僧徒等相謀りて來り攻むるに及び、義經將追將に自殺せんとす、忠信即ち、義經の甲を著し、伴りて源判官と稱して奮闘す、義經間を得て脱走する事を得たり、而して忠信また谷を超えて逃れ去り、明年京都に居る、糟谷有季探知し、兵を以て之を圍む、忠信從士二人と共に力闘し、遂に自殺す、時に年二十六(大日本史)

サトウツグノフ

佐藤繼信

莊司元治の子、忠信の兄、母は亘理十郎清綱の女、陸奥陸奥の人、源義經が藤原秀衡の許に在りし時より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田盛政、同光政及び兄繼信と共に其四天王と稱せらる、後ち義經の奏請により、兵衛尉に任ぜらる、既にして義經、兄頼朝と隙を生じて京都に在るや、頼朝土佐坊昌俊をして義經を圍らしむ、忠信等力戦して之を破り、義經を奉じて吉野山に匿る、僧徒等相謀りて來り攻むるに及び、義經將追將に自殺せんとす、忠信即ち、義經の甲を著し、伴りて源判官と稱して奮闘す、義經間を得て脱走する事を得たり、而して忠信また谷を超えて逃れ去り、明年京都に居る、糟谷有季探知し、兵を以て之を圍む、忠信從士二人と共に力闘し、遂に自殺す、時に年二十六(大日本史)



清義

より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田盛政、同光政及び弟忠信と共に其四天王と稱せらる、後ち義經の奏請によりて兵衛尉となる、屋島の役、平教經動弓長矢を以て頻りに義經を伺ふ、麾下の勇士馬前に翼蔽して之を遮る、教經射て十餘騎を殲す、繼信亦其弓に當りて重傷を負ひ遂に立たず、時に年二十八、義經悲歎し、僧をして厚く、平禮林中に葬らしめ、愛する所の名馬を飾りて以て賜と爲す(大日本史)

サトウヨシキヨ

佐藤義清

位、大寶房とも大木房とも號す、又の法名西行法師を以て世に著る、鎮守府將軍藤原秀郷九世の孫、左衛門尉康清の子なり、鎮守府家代々武を以て著る、義清勇敏射を善くし、頗る略略に通ず、鳥羽上皇に仕へて北面武士となり、左兵衛尉に任ず、和歌を嗜み、造詣高妙、上皇深く其才を愛し、親遇甚だ厚し、然かも義清榮利を喜ばず、常に遁世の志あり、上皇諭して檢非違使に補せんとす、義清罪人を逮捕するを以て、之を辭す、會々鳥羽の新宮成る、上皇時の名士をして障子の畫に題する和歌を奉らしむ、義清即日十首を進め、大に旨に稱ふ、名劍朝日丸を賜ひ、宮中又恩賜あり、親族皆之を賀す、義清獨り喜ばず、嘗て族人憲康と鳥羽殿に朝して還り、明日又同じく朝せんを語る、義清約の如く至れば、其家哭聲あり、外に聞ゆ、怪み之を訪へば、憲康昨夜暴かに死すと、義清益々無情を感じて出家の志愈々堅し、終に意を決して官を辭す、上皇其才を惜く之を許さず、嘗て出遊して家に還る、其女年四歳、嬉笑出て迎へ衣を牽て載る、義清意甚だ之を憫む、既にして猛省我が出離の障を爲すは此に過るなしと、女を

サトウ

蹴て床より墜す、女莫泣去らず、義清強忍願みず、終に妻子を棄て、嵯峨に往て僧となる、時に保延六年十月なり、年僅に二十三、義清家石を抱き、時に遭ひ、一朝官を棄て、牽懸する所なし、時人嗟嘆す、是より抖擻に身を委し、關東西海に渡る所なく、意を得るに當て嘯吟自適す、嘗て遠江國天龍川を渡る、舟人乗る所太だ多きを以て、叱して下さしむ、西行聽ざることなよそふ、舟人怒りて鞭撻し、血流れて面に被る、西行毫も怒る色なく從容舟を下る、徒僧之を慍る、西行曰く法の爲め此に至る、凌辱死に抵る、固より慍む所にあらず、若し此の心なくば吾が徒にあらずと、遂に從者を遣す、神護寺僧文覺西行を惡て曰く、沙門は、唯だ修業を之れ勤むべし、然るに四方に周遊して、吟咏目を渉る、實に釋門の賊なり、我之を見れば、必ず其頭を擧破すべしと、西行高聲に抵る、文覺歡待與に語り悦ぶ、門徒文覺に謂て曰く、前言に背て此の如くするは何ぞやと、文覺曰く、西行の状貌を見るに、固より吾に似たるものにあらず、反て吾を毆たんとすと、承安五年五辻齋院頼子内親王鳥羽上皇の菩提を弔はんが爲めに高野山東別所に蓮華乘院を建立す、治承中西行、齋院の命を奉じて蓮華乘院を壇場に移し建立す、文治二年僧乘源の命を奉じて、陸奥國藤原秀衡の許に赴き、東大寺大佛殿造立の資を得んとして、途鎌倉に過る、源頼朝に逢ふ、頼朝人をして召見し、和歌及び弓馬の道を談せしむ、西行辭して曰く、弓馬の道略々其業を繼ぐ、避世の日秀郷以來の傳書悉く之を焚く、和歌の如きは、時に感じ、物に觸れ僅に成すのみ、微旨義業より解せざる所、對ふべきものなしと、頼朝固く請ふ、依りて通背弓馬の道を談す、頼朝侍臣をして之を筆記せしむ、海野幸氏之を傳へて、永く射家法則とす、翌

サトウ

大原野、吉田、北野、熊野、本宮、新宮、那智等の社は、嘉祿元年十二月藤原頼經將軍の時、武家の沙汰として神樂を行はるといへり、此等は何れも朝家なる御神樂の式に、さして異なる事なかるべし、又杵築の大社、鹿島、香取神宮の如き舊社には、自ら古來相傳の神樂式ありて、殊勝なるものなり、其他諸社に行はるは、いはゆる里神樂といふものにして、古くは鼓、また銅拍子を撃て、巫女の舞かなでしものなるが、今はやう／＼新奇を競ひて、あらぬさまになり行くこと、都會の地にては殊さらなり、といへり、

日辭して東北に赴く、頼朝遣すに銀猫を以てす、通々門前兒童の遊戲するを見、之を與へて去れり、建久元年二月十六日河内國弘川寺にて寂す、年七十三、嘗て櫻の歌を詠じて、わかばはくは花の下にてわれしなんそのささきさきのもち月のころ」と竟に其言の如くなり、世之を哀れむ、義清堪忍最も強く、出家して後道心堅固を以て時人に稱せられ、實に大峯二度の行者となれり、最も和歌をよくし、時の名士藤原俊成、同定家、九條真經、僧慈圓と親交し、保元の亂以後、歌道の衰頹せるを歎じ、之を復興せんことを期せり、後鳥羽天皇嘗て曰く、西行才思天成にして、常人の學び得る所にあらずと、順德天皇亦西行の歌を賞し給ひ、時の人天下の名人と稱し、後人斯道の權者、梯本の再誕と賞したりき、山家集、御愛瀬河歌合、宮河歌合、撰集抄多し、撰集抄は後偽書となすものあり、今暫く舊によりて其名を掲げて参考に資す(大日本史、大日本史料、高野山文書)

サトヲサ

郷長

サトヲサ

郷長

サトカグラ

里神樂

サトヲサ 郷長 「ガウチヤウ」を見よ、サトヲサ 里長 名主(ナヌシ)を見よ、サトカグラ 里神樂 神樂の一種、諸國の諸社にて行ふ神樂をいふ、連歌秘書に、里とは私の意なりと云へど、信じ難し、後には、祭祀の時戯曲を爲すもののみをいふに至る、起原沿革詳かならず、樂家録に、里神樂者、禁中殿上之外、諸社修行之神樂也、悉名之里神樂也(其法如内侍所)但於伊勢石清水加茂等、有勅被遣神樂之時、不在此名限也、又郡曲抄に、よるづの神樂里神樂などに、さいののこなどあつまりて、すしめの聲なん聞え侍り、雲明殿のひろには、神樂して才のをのこめされて、神遊そあらぬか、今時さはがしく、もの、公事もおこたりはべり云々」と見え、歌舞音楽略史に、祇園、

サトガヘリ

里歸

五日目に新婦一たび親里に歸るをいふ、里歸、何れの時代より始まりしか詳ならず、此禮唐にもあり、五雜俎に漢以來の禮は二月男女會し、五月五日に親の家に歸ると見ゆ、之を歸寧といふ、明の禮は婚姻三日の後女婿同道にて父母の所へ行くを同歸と云ふ、蓋し里歸の禮は此禮より來りしものならん、婚禮法式に據れば、必ずしも幾日と定まりたる事なきが如し、新婦土産物を携へて里歸りするや、其間男方にては親族を招きて宴を張る、之を花歸りといふ、其後更に駕を迎へて兩家の親族睦じ語り合ふを膝直しといふ、近來は略式にする風あり、「コンレイ」參看(女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談)、サトタイリ 里内裡 名義皇城の外に、一特別に設けられたる皇居をいふ、里第を以て御在所とする故に名づく、聖德太子天皇延暦十三年都を奠め、大内裡造營ありしより、村上天皇天德四年の災、始めて冷泉院に幸し給ひしかど、未だ里内裡の稱あらず、圓融天皇貞元元年五月の災、太政大臣公季の堀川第に幸し、殆ど一年間居給ふ、是を里内

サトヲ

サトカ

サトガ

サトタ

サトタ

Table with 2 columns: 宮名 (Temple Name) and 所在 (Location). Lists various temples and their locations in the region.

サナタ

秀の織田信長を襲ふや、陽光院の宮時に二條の邸に在り、事倉卒に出て、歸らんとするに與なし、適々紹巴其門を過ぎり、輿を下りて之を奉ず、朝廷其功を嘉みし法印に叙し、尋で法橋を授け、豊臣秀吉の霸業を爲すに及び、屢々寵眷を受け、宅地を賜ふ、當時連歌を能くするもの七人あり、世に七名人と稱す、紹巴實に其一人たり、後ち豊臣秀次の優遇を蒙りしが、其罪せらるゝに及び、紹巴また連坐して三井寺に謫居する事三年、慶長五年歿す(事實文編)

サナタウチ

眞田氏(信濃松代) 清和天皇第三皇子貞元親王(或は第四皇子貞保親王と云ふ)より出づ、二十九代眞田彈正忠幸隆信濃國小縣郡眞田庄松尾城に居す、依て氏となす、眞田彈正忠と號す、武田信玄に仕へ、剃髮して一徳齋と號す、一説に、天道根命十一世紀直豐耳孫富持古、允恭天皇御宇大倭國葛城上郡檜原邑に住す、故に檜原造姓を負ふ、其裔從五位上尾張守伊蘇志臣家諱等、延暦十七年改めて滋野宿禰姓を賜ふ、後朝臣を賜ふ、其曾孫從五位下信濃介恒隆男正六位下四幡介恒成、貞保親王家の家司たり、男正六位上左馬權助幸俊天曆四年二月信濃國望月牧監となりて下向し、其子信濃介幸經、天延元年九月海野莊下司となり、男三人を生む、長子幸明は海野の祖、次子小次郎直家は根津の祖、季子三郎重俊は望月の祖なり、幸明六世海野小太郎幸氏木曾冠者義高に屬して鎌倉に來り、義高没落の時忠勤す、捕られし後却て頼朝の感に預り、海野木曾を賜ふ、七世海野小太郎善幸、笛吹峠合戦の時、宗良親王に屬し彈正忠に任ぜらる、六世海野左京大夫幸義、村上義清と合戦し終に討死す、男海野小太郎幸隆眞田庄に住す、因て眞田彈正忠と號すといふ、其男幸田源太左衛門尉信綱信玄に仕へ、天正三年三河長篠に討死

サナタ

す、其弟武藤喜兵衛尉昌幸、後眞田安房守と號し、信玄勝頼に仕ふ、天正三年兄戦死後遺領を繼ぎ、同十三年豊太閤に仕へ、上野沼田城に住す、二男源次郎信繁後左衛門佐幸村と改む、慶長五年父昌幸と共に石田三成に與し、信濃上田城にて秀忠の軍を苦む、敗後幸村紀伊高野山に蟄居す、後秀頼に招かれ大阪城に籠り軍功多し、元和元年五月七日戦死す、兄信繁は天正十七年二月駿府に至り、家康に謁し、文祿二年九月從五位下に叙し、伊豆守に任ず、後更に信之と名く、上野沼田城に治す、慶長六年二月關ヶ原の役の功を以て、六萬三千石加賜、封を信濃國に移され上田城を治む、元和八年十二月四萬石加賜、移て松代城を治む、前封併せて十三萬石、明暦二年十月上野國沼田三萬石を、嫡孫熊之助信澄に分封す、元祿七年八月伊豆守達道二千石を、族藏人信弘に分封す、寶永元年正月藏人信弘を以て嗣となす、因て其封は宗家に賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(吾妻鏡、家譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

棟綱

幸隆 昌幸 信之 信吉 信政 幸道 信弘 信安 幸弘 幸專 幸實 幸教 幸氏 幸正

サナタノフキ

眞田信之 名號通稱源三郎、はじめ信幸といふ、剃髮して一當齋と號す、昌幸の長子、幸村の兄、昌幸の命によりて上野國沼田城に居る、文祿二年九月叙爵して伊豆守と稱し、本多忠勝の女を妻とす、而して其妻の母は徳川信康の女なりしかば、信之また家康の曾孫輩に當り、之より深く其懇遇を受けたり、慶長五年石

サナタ

田三成等兵を擧ぐるに及び、昌幸、幸村等みな之に與したれども、信之は徳川氏と舊誼あるを以て、獨り父兄と分れて家康に従ひ、徳川秀忠の山道より西上するや、其先鋒として、父が領せる伊勢崎の要害を破りしが、尋で先鋒を辭す、戦畢るの後勳功に代へて昌幸幸村の助命を乞ひて許しを得、且つまた信濃上田城を賜ひ、なほ加封あり、十一萬五千石を領す、十九年大阪冬の陣の時先鋒の任に當り、翌年夏の陣に際しては天王寺表に出陣す、元和八年信濃國松代城に移り、沼田を領すること舊の如く、合せて十三萬石を食む、尋で從四位下に陞り侍從となる、明暦二年十月晦日致仕し、萬治元年七月癸酉を削り、十月十七日卒す、年九十三(徳川實紀)

サナタマサキ

眞田昌幸 名號幼名源五郎、通稱喜兵衛、法名を一翁閑雲といふ、昌幸隆の三子、武田晴信に仕へて其足輕大將たり、はじめ武藤氏を冒せしが、兄信綱、昌輝の長篠の戦に敗死するに及び、本氏に復して家を繼ぎ、安房守と稱し、信濃國上田城に居り、三萬八千餘石を領す、天正十年武田氏滅ぶるのち織田信長に屬し、信長の弑せらるゝや、歎を上杉景勝に送り、尋でまた北條氏政に屬したりしが、此年冬更に徳川家康に隸し、北條氏眞の甲斐國に發向するの時、眞田信蕃と共に兵を碓氷峠に出して其糧道を絶つ、茲に於て氏直遂に徳川氏に對して和を請うに至れり、十一年家康甲斐國に入り國中の法制を定むるに及び、昌幸に其本領上田城を賜ふ、十三年家康使を昌幸に送り、吾れ先に上野國をして氏直が領地たるべき事を約したれば、宜しく沼田城を割きて北條氏に返附すべしと論じたり、昌幸之を肯せず、沼田は吾が武力を以て得たる處にして、徳川氏の賜物にあらず、また之を返

サナタ

田三成擧兵の報を得るに及び、志を變じて三成に應じ、幸村と共に本國に歸り、上田城に據り、遙かに聲援を爲す、既にして秀忠山道より西上するや之を途に遮る、秀忠即ち上田城を圍みしも利あらず、遂に關ヶ原の戦に會するを得ざりき、戦畢るのち、家康昌幸を罪するに意ありしも、其子信之の哀訴によりて之を許し、高野山に放つ、慶長十六年六月卒す、年六十五(寛政重修諸家譜、野史)



(集菟掛纂編料史)藏所家爵伯田眞

却するの理なしと稱し、遂に徳川氏と絶ちて豊臣秀吉に屬す、十七年秀吉昌幸に命じて沼田城を北條氏に與へしむ、昌幸已を得ずして之に従ふ、十八年北條征討の軍起るや、昌幸、前田利家、上杉景勝等と共に兵を出して役に服し戦功あり、戦畢るのち再び沼田城を賜ふ、慶長五年徳川秀忠の上杉景勝を征するの時、信之、幸村の二子を率ゐて之に従ひしが、石

サナタユキムラ

眞田幸村

名號幼名源五郎、剃髮して傳心月叟といへり、昌幸の二子、信之の弟、天正十三年閏三月越後の上杉氏に質たり、景勝爲めに食邑を給す、後ち大谷吉隆の女婿となり、豊臣秀吉に仕ふ、慶長五年石田三成の兵を擧げて徳川家康を圍るや、父と共に之に與し、信濃國上田城に據りて聲援を爲す、關ヶ原の亂終るのち、罪により紀伊國九度山に謫せられ、因りて髪を削る、慶長十九年冬大阪冬の役の起らんとするや、季父信尹、家康の旨を奉じ、來りて歸服を勧め、約するに信濃國一萬石を以てす、從はず、再命するに信濃國一萬石を以てす、また之を卻く、既にして豊臣秀頼の招きに應じて大阪城に入る、即ち信濃の遺民を募りて數百人を得、秀頼亦兵五千をして附隸せしむ、幸村武を以て自ら喜び、他の節度を受くるを耻づ、故に羅城の東南なる小岡に、偃月城を築きて之に據る、眞田廓と稱す、十二月四日、家康の軍來り圍み、井伊直政、藤堂高虎及び前田利長等の兵眞田廓に迫る、幸村弓銃を以て遊へ撃ち、大に之を破る、尋で東西和成るに及び、幸村建議して、夜陰密に茶臼山の營を襲はんことを主唱せしも用ひられず、翌元和元年四月、夏の役再び起る、五月四日幸村歩騎一萬五千を將ゐて平野に抵り、六日水野勝成を破り、更に軍を進めて壘を伊達政宗と對し、奮戦して政宗の前隊片倉景綱を破り、北ぐるを遂うて譽田山に至る、七日子幸昌と共に、兵三千を以て、茶臼山の南に陣し、大野治長と議して、家康の牙營を襲はんことを謀、鯨鯨して其機會を失し、而して豊臣氏の軍連戦みな敗れ、諸將また死するもの夥ならず、銳氣爲めに撓屈す、會々本多忠朝、越軍の右より出で、進撃するや、城兵益々周章し、先を争うて走る、幸村望見

サニハ

齋庭

齋場(サイジャウ)を見よ、

サヌキヤウ

佐貫城

上總國君津郡佐貫町、源治年間見義弘此に居城せり、その孫義康の時、天正十八年安房館山に移り、徳川家康の家臣内藤家長代りて之を領し、今の地に經營す、元和八年松平勝重、寛永十六年松平勝隆、寛文六年松平重治、元祿三年柳澤保明等互に之を領し、寛永七年阿部正春一萬五千石に封ぜられてより、子孫世襲し、明治維新に至る(里見家譜、上總國誌)

サヌキノ井

讃岐院

崇徳天皇を稱す、讃岐におはせしを以てなり、コトクテンヲウを見よ、

サヌキノクニ

讃岐國

東は阿波、西は伊豫、南は阿波、北は海に接す、東西十八里餘、南北十里、狹處二里二十八町、南海道に屬す、南方山を負ひ北は瀬戸内海に面し、群島綿綿、三備に連り、景勝の地多し、古事記に讃岐國謂三飯依比古ことあるを初見とす、景行天皇の御宇神櫛皇子國造となる、天智天皇六年讚吉に作り、十年今の名に作る、後ち國府を阿野郡に置く(今の府中村)、保元の亂、崇徳天皇遷幸ありて寒川郡志度に在まし、長寛二年崩す、元暦元年平宗盛等、安徳天皇を奉じて來奔し、行宮を山田郡屋島に營む、文治元年平氏滅亡後、源賴朝佐々木盛綱を守護となす、建久の末近藤國平之に代る、後醍醐天皇の時、舟木頼重を守護に補す、足利尊氏の反するや細川和氏をして四國を略せしむ、和氏の從弟頼重を遂うて高松城に據り遂に本國を取る、延元三年和氏の弟頼春國守に任じ守護に補す、正平十六年和氏の子清氏吉野に歸順し阿野郡高

サナタ

サヌキ

サフシ

仁明紀に據れば、其分郡は、大化以後なるべし、延喜式又延喜に作り「サフサ」と唱ふ、倭名抄に野田(ノダ)長尾(ナカノ)幸川(カガカ)千侯(チマタ)山上(ヤマガミ)幡間(フタマ)石室(イシムロ)直瑛(サフサ)大田(オホタ)日部(ヒベ)玉作(タマツクリ)田部(タノ)珠浦(タマウラ)原(ハラ)栗原(クリハラ)茨城(ムハラキ)中村(ナカムラ)等の郷あり、中世又原庄及び千田庄あり、後世西境栗山川左右の地、皆香取郡に入る、又郡の北境古へ大沼あり、津海と稱す、匝瑛海上、香取の三郡に跨る、寛文中某官命を奉じて其水を匝瑛郡矢野浦に流し水陸田數千町を得、後十八村あり、郡名考「サフサ」と稱し、地誌提要又「サフサ」と稱して、倭名抄の讀に復す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サフシ

仁明紀に據れば、其分郡は、大化以後なるべし、延喜式又延喜に作り「サフサ」と唱ふ、倭名抄に野田(ノダ)長尾(ナカノ)幸川(カガカ)千侯(チマタ)山上(ヤマガミ)幡間(フタマ)石室(イシムロ)直瑛(サフサ)大田(オホタ)日部(ヒベ)玉作(タマツクリ)田部(タノ)珠浦(タマウラ)原(ハラ)栗原(クリハラ)茨城(ムハラキ)中村(ナカムラ)等の郷あり、中世又原庄及び千田庄あり、後世西境栗山川左右の地、皆香取郡に入る、又郡の北境古へ大沼あり、津海と稱す、匝瑛海上、香取の三郡に跨る、寛文中某官命を奉じて其水を匝瑛郡矢野浦に流し水陸田數千町を得、後十八村あり、郡名考「サフサ」と稱し、地誌提要又「サフサ」と稱して、倭名抄の讀に復す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サフシ

龜女、乙女、五節女と見えたり、鎌倉幕府にては公文所に三人を置きたり、

サフシ

無位の役人、雑役使の事を勤む、服色の定めある衣袍を著する事能はざるものなる故に然か名づくとも云ふ、「サフシ」といへり、雑色の出仕する所を雑色所と云ふ、伊勢貞丈は、雑色の色は、衣服の色にあらずして、品の義にて、雑役を勤むる人品を云ふなり、即ち雑色は無位無官にて賤しきものなる故に名づくとも云ひ、又後代家儀の品に雑色と云ふ名目あるも、雑役を勤むる故の名なりと云へり、藏人所、院御所、攝關家以下の家司、勸學院、國司廳等皆之を置きたり、源義家は常に小雑色を具せしこと十訓抄に見え、院及び頼朝の雑色が京都鎌倉の間に使して、往返せしこと吾妻鏡に多く見えたり、

サフシ

雑仕女 郡稻(ケンタウ)を見よ、

サフシ

雑仕女 「サフシ」を見よ、

サフシ

雑仕女 古へ雑物を置き、雑事を取り行ふ所をいふ、今時の勝手方の類なり、雑舎下屋とて、主殿のうしろに、概ね二棟づゝあり(家屋雜考)

サフシ

雑人奉行 國奉行(クニヤヤウ)を見よ、

サフシ

親王攝家大臣以下の家人を云ふ、又格勤とも云ふ、職原抄後附に、凡稱侍者、親王大臣以下諸家格勤之名也、此中賞、諸第、賤、放、埒、事、古來之儀也、諸大夫之家者不仕諸大夫、仍世會之名家殊撰、仕重代侍云々、抑至武士者、昔無不屬源平兩家者、其子孫皆稱諸第、鎌倉右大臣(頼朝)同右大臣(實朝)昇將相之後、諸大夫後胤或新加之輩雖立本秩、自列昇進、重代武士強不存、差別云々」とあり、(二)祇候の士を云ふ、近侍する

サフシ

意なり、又「オモトヒト」とも云ふ、御許人の義なり、上古の内物部、令制以後の帳内、内舍人、兵衛、後の禁中の瀧口、東宮の帶刀、院中の北面武者所等の士は皆侍の官なり、親王公卿等の家に祇候する人を五位六位の侍とも云ひ、單に侍とも云ふ、後世武家多きに及びて、武士をも亦侍と云ふ、南北朝以後、戰國時代には平侍(平は常、並直等の意にて普通の侍を云ふなるべし)葉侍(數ふるに足らぬ武士)小侍(格勤のもの、後にはツマラマ侍を云ふ)國侍(國々の武士)地侍(地方の武士)田舎侍等の名あるに至れり、又此等を總ぶるを侍大將と云へり(東雅、倭訓栞、武家名目抄)侍の字は、月令に凡年八十及篤疾給侍一人云云」とあるを始めとす、然れども、これは後世祇候の士とは自ら異なるれど、本義に至りては同じ、蓋し祇候の士を侍と稱せしは、藤原氏權を専らにし、禮容家格を尊ぶに至り、攝關大臣諸家に祇候するの士を侍と稱し、遂に一般の稱呼となるに至りしものなるべし、(三)侍の出仕する所を云ふ、祇候して侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置き、事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ(委しくは「サアラヒドコロ」を見よ)、武士は公卿と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿(寢殿)に近きものを内侍、遠きものを遠侍(外侍)、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝重衡對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門をば不立、四方に築地つき、

サアラ

三方は覆ひしたりけれども、今一方せざりけり、寢殿に引きつりて内侍ひ九間、外侍ひ七間、十六間にしつらはれたり、内侍の十二の間をこしらへ、中に障子を立切て、六間づゝにしつらひ、上の六間に高麗縁の疊を敷き、三位中將を居奉り、内侍には國々のおとな大名並居たり、外侍には若侍其數來り集れり」と見えたるにて、武家侍の一斑を知るべし(兵範記、玉葉、吾妻鏡、武家名目抄、貞丈雜記)

サアラヒドコロ

侍所 數種あり、(一)院、(二)親王家、(三)三位以上攝關以下の家、(四)鎌倉幕府、(五)室町幕府等におく、もと家臣の宿直侍衛する居所を云ひしが、後には職所となりしなり、サアラヒドコロは院侍所と稱す、(一)サアラヒドコロ參看、(二)は別當、年預、所司等の職員あり、又侍數人あり、(三)は其家により位により、人員も一定せざれども、大將家に就て概略を説明すれば、別當一人、侍所司一人若くは二人、五位侍四五人、右官侍六七人、無官侍同じく六七人あり、此外に雑仕女六人、大子三人、連三人、小舎人二三人等ありて雑事を務めたるが如し、大臣が攝關となりし時には、侍所に藏人所を置き、侍所と藏人所と兼帶せしが如し、故に記録によりて藏人所のみにて侍所見えす、或は侍所のみにて、藏人所を置かず、又兩所を並べ置たるが如く記したる者見えたり、藤原兼實文治二年攝政となるに及びて、侍所と藏人所とを別にせり(中右記、台記、玉葉)(四)武士を進止し、非違を檢察し、罪人を決罰し、及び宿衛扈從の兵員を選擧する等を、専務の職とす、軍旅の事ある時は、又機務に參預するを以て、武家に於て、最權勢ある重職とす(別當、長官なり、治承四年十一月、和田小太郎義隆を補せしを始めとす、文治元年、頼朝平氏追討として、二弟を西海に遣す時、義盛を以て、範頼の軍を監せしめ、所司梶原景時を以て、義經の軍を監せしむ、五年、奥州の藤原泰衡を追討の爲、軍士を催し、鎌倉に集むる時、義盛景時をして、徵發の事を掌らしむ、建久元年九月、頼朝上洛の時、義盛を以て先陣の隨兵を奉行せしめ、後陣の事は景時に命ず、三年、義盛假服の間、景時一日其號を假るべき由懇望し、終に奸謀を回らして此職に居る、正治二年、景時誅せられ、義盛還補す、當時別當の威權の重き、執權と雖もこれを抑壓すること能はず、建保元年五月、義盛兵を起し、擧族殺さるゝの後、北條義時、執權を以て此職を兼補す、泰時より以來、必ず執權の兼職となる、(嘉元中、北條宗方、評定衆を以て兼補せし事も有れど、幾程なく反して誅せられき)、所司、則ち次官にして、職掌別當に同じ、當初梶原景時これに補せらる、建保六年、所司四人を置く、各分掌あり、二階堂行村、三浦義村は、御家人の事を奉行す、大江能範は、將軍の出行、及び營中の雑事を沙汰す、伊賀光家は、御家人の供奉、所役以下の事を催促す、かくて別當は、必ず執權兼補の職となり、又小侍所を置かれて、職掌兩所に分れてより、又所司數人を置かず、執權の家令長崎氏、獨此職を奉じ、陪臣ながら此職を世襲せり、茲に至りて別當と所司とは、自ら主従なれども、所司の威權を專にする事、猶昔日に異ならずして、殆ど國命を取るに至れり、元弘中東軍の楠木氏の千劔破城を圍みし時、長崎高資軍奉行たり、執筆に命じて死傷を注記せしむとあるも、侍所の所司たりし故なり、(開闢、讀書を記録し、文案を檢査する等の事を掌る、政所の引付衆より兼補す、寄人、又右筆と稱す、文筆を専務とす)、小舎人、驅使等の雑事に供し、又罪囚獄舎の事に預る、賤卒なる

サアラ

討として、二弟を西海に遣す時、義盛を以て、範頼の軍を監せしめ、所司梶原景時を以て、義經の軍を監せしむ、五年、奥州の藤原泰衡を追討の爲、軍士を催し、鎌倉に集むる時、義盛景時をして、徵發の事を掌らしむ、建久元年九月、頼朝上洛の時、義盛を以て先陣の隨兵を奉行せしめ、後陣の事は景時に命ず、三年、義盛假服の間、景時一日其號を假るべき由懇望し、終に奸謀を回らして此職に居る、正治二年、景時誅せられ、義盛還補す、當時別當の威權の重き、執權と雖もこれを抑壓すること能はず、建保元年五月、義盛兵を起し、擧族殺さるゝの後、北條義時、執權を以て此職を兼補す、泰時より以來、必ず執權の兼職となる、(嘉元中、北條宗方、評定衆を以て兼補せし事も有れど、幾程なく反して誅せられき)、所司、則ち次官にして、職掌別當に同じ、當初梶原景時これに補せらる、建保六年、所司四人を置く、各分掌あり、二階堂行村、三浦義村は、御家人の事を奉行す、大江能範は、將軍の出行、及び營中の雑事を沙汰す、伊賀光家は、御家人の供奉、所役以下の事を催促す、かくて別當は、必ず執權兼補の職となり、又小侍所を置かれて、職掌兩所に分れてより、又所司數人を置かず、執權の家令長崎氏、獨此職を奉じ、陪臣ながら此職を世襲せり、茲に至りて別當と所司とは、自ら主従なれども、所司の威權を專にする事、猶昔日に異ならずして、殆ど國命を取るに至れり、元弘中東軍の楠木氏の千劔破城を圍みし時、長崎高資軍奉行たり、執筆に命じて死傷を注記せしむとあるも、侍所の所司たりし故なり、(開闢、讀書を記録し、文案を檢査する等の事を掌る、政所の引付衆より兼補す、寄人、又右筆と稱す、文筆を専務とす)、小舎人、驅使等の雑事に供し、又罪囚獄舎の事に預る、賤卒なる

サアラ

により姓氏を呼ぶ事なし、建長六年侍所小舎人の鎌倉中に騎馬を止む、下部、小舎人の助役、治承皇太后攝關白家等の侍所に習て置きしものなるべし、平清盛又之を置きし事平家物語に見えたり、源頼朝治承四年十一月之を置く、是れ武家侍所の始めなり、承久中、小侍所を設けしより、宿衛扈從等を奉行するは、其方に移りて、檢察決罰の事を専務とせり、然れども、大事に至りては、小侍所と共に將士を進止する事、初に異なる事なし、久明將軍の時、乾元二年、侍所に處斷の令を下し、凡庶人の人を殺害するは斬、刀傷は流、毆打は禁囚六十日に處せよと、元弘中、僧圓觀、文觀等、後醍醐天皇の旨を奉じて、北條氏を咒詛し、事覺る、藤原實朝、俊基、亦北條氏を圖るを以て、並に侍所に幽せらる、侍所の刑罰を掌ること、猶舊に仍りて改ることなき事明なり、(五)武士を進止し、禁闕及び幕府を警衛し、市街を巡察し、盜賊を防禦し、兼て謀叛、強竊盜、人命、放火、闘毆傷、賭博、産業等を毀損し、婦女を淫略する等の諸犯を檢斷せしめ、大赦に先だちて簿冊を按檢し、又斬、絞、禁獄、拷訊等の事を行はしむ、凡毎月三次を式日とし、事務を執行す、事の非常に係る者は、式限に仍らず、内談の制、引付と同じ、別當を置かず、所司を長官とす、幕府の始め、山名時氏今川貞世を之に補す、初めは人員も家も定らざりしが、應永五年より、人員を定め、赤松、一色、山名、京極の四氏、更々これに補す、故に時人此四家を、四職と稱せり、此時に及び、山城の國內なる公私の封邑、社寺の領田の事も統攝せしにより、或は、山城の守護に兼補せしかば、權力漸く重し、應仁中、赤松政則所司たりし後は、足利氏漸く衰へ、諸將封邑に據りて兵を構へしかば、復所司を置かず、所司代、所司、

サフリ

幕府に請うて家人を以て侍所の事をなほしめしに起る。別條に委しく述ぶ。開闢、鎌倉の時に同じ、寄人上首を用ひ、或は舊例に據らず、才幹ある者を擢用す、凡そ訴訟は、頭人其状を受け、大旨を書きて、之を寄人に付けて審理せしむ、後には開闢所司に代りて之を爲す、文安の頃より、所司職、及び事故ある時は、拷訊決罰の事を行ひ、文明以後は、所司廢絶したれば、開闢専ら當所の職務を行へり、原來引付衆の攝職たるを以て、其階級、遙に所司代の上に在り、寄人、罪狀を鞠問し、獄詞を記録す、故に上首を右筆と稱せり、小舎人、下部、共に職掌鎌倉の時に同じ、世に公人と稱せり(武家名目抄、官制沿革略史)

サフリリウ

佐分利流 佐分利猪之助重隆の創めたる槍術の流派○重隆、姓は平氏(或は藤原)、富田牛生に從つて槍術を學び、其妙旨を悟り、更に工夫を加へて一流を爲す、重隆池田輝政に仕へて名聲あり、門に遊ぶ者多し、佐分利源五左衛門重賢、佐分利佐内重可等各其宗を得、末流諸州に多し(武藝小傳、武術流祖録)

サヘイジュンシヨ

左平準署 平準署に同じ、ヘイジュンシヨの條を見よ、

サヘキウチ

佐伯氏 皇別、景行天皇の皇子稻背入彦命の後、直姓右京及び河内に貫す、應神天皇播磨の巡幸あるや、稻背入彦命の子御諸別命の子、阿良都從て、神崎郡の水源を探り、日本武尊の存る所の蝦夷の餘孽佐伯部を獲、天皇仍て阿良都に命じて統治せしめ、姓を播磨別佐伯直と賜ふ、庚午年籍に至て播磨別を去り、單に佐伯直と稱す、桓武天皇の時播磨攝津郡の人佐伯直諸成等に宿禰を賜ふ、同時に安藝沼田郡に采女佐伯直那賀女あり、又大伴

サヘギ

連の族に佐伯宿禰あり、之と派を異にす、仁明天皇の時攝津郡の人佐伯直守等改て右京に貫す、陽成天皇の時、播磨印南郡の人佐伯直是繼、籍を山城葛野郡に移す、又佐伯沼田連あり、蓋し同族なり、延暦中右京の人外從五位下佐伯部三國等、姓佐伯沼田連を賜ふ、佐伯氏の族に世々殿島神主たる者あり(氏族志) サヘギジャウ 佐伯城 所傳豊後國海部郡佐伯町(國原)慶長六年毛利高政二萬石に封ぜられ此に築城し、榊半禮城内の市街を移す、子孫相襲きて明治維新に至る(豊後遺事)

サヘキノコホリ

佐伯郡 所傳安藝國一宮記に郡名見ゆ(國原)延喜式佐伯に作る、古佐伯部之に居る、倭名抄に養我、種篁、綠井(ミドリキ)若佐、伊福(イフク)桑原(クハハラ)海、噴濃、建管、大町(オホマチ)土茂、等の郷あり、中世分れて二郡となり、佐東、佐西と稱す、長田國解、正保圖之に仍る、寛文中之を廢して佐東を佐伯、佐西を沼田郡とす、寛知集元祿帖之に仍る、郡名考佐伯を「サヘキ」と書し、地誌提要佐伯を「サヘギ」沼田を「マタマ」マタニ兩様唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サヘンクワン

左辨官 辨官(ベンクワン)を見よ、

サホヒコ

狹穂彦 彦坐王の王子、開化天皇の孫、狹穂姫の兄、詳しくは「サホヒメ」の條を見よ、

サホヒメ

狹穂姫 國原一名佐波連姫(國原)彦坐王の女、開化天皇の孫、狹穂彦の妹、垂仁天皇の二年立つて皇后となり、譽津別命を生む、四年狹穂彦叛し、間に乘じて狹穂姫に其謀を告げ、匕首を與へて、密かに天皇を圖らしむ、狹穂姫強て之を諫止する能はず、また刃を以て天皇に加ふるに忍びず、煩悶の餘り、五年遂に事を以て天皇に語る、天

サホヒ

皇宣はく、是れ汝の罪にあらずと、八綱田に命じ急に兵を發して狹穂彦を討たしむ、狹穂彦稻城に據りて皇軍を拒ぎ月を論えて降らず、狹穂姫泣いて曰く、吾れ皇后たりと雖も、もし兄王を失はば、何の面目ありてか復た世に立んやと、即ち譽津別を抱いて狹穂彦の軍に投ず、八綱田火を放ちて城を焼き攻圍する事益々急なり、狹穂姫茲に於て、皇子を城外に出し、狹穂彦と共に自盡す(大日本史)

サホヒメ

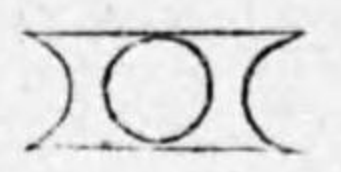
佐保姫 春を掌ると信ぜられたる想像上の神、古歌に「佐保姫の織りかけ晒すうす機の霞たちきる春の野邊哉」など見たり、もと佐保は大和の地名なり、南都眉間寺の山號を佐保山と云ひ、麓の川をも佐保川と云ふ、秋の神とせる立田も山の名にして、大和平群郡に在り、兩山共に奈良の東西に在るを以て、東なる佐保を春となし西なる立田を秋となしたるものにて、奈良朝時代に假定したるものなるべし(雲錦隨筆、年々隨筆)

サホヤマノヒガシノミササキ

佐保山 東陵 聖武天皇の皇后藤原氏の御陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮、南陵の東北に在り○天平寶字四年、勅して墓を山陵と稱せしむ、兆城東三町、西四段、南北七町、守戸五畑を置く(延喜式、禮樂志、陵墓一覽)

サマ

狭間 矢倉堀等に矢を射る道を明たる處を云ふ、小間、矢間とも書く、長門本平家物語に、北の時、山陰道、丹波丹後但馬因幡を近國と爲し、伯耆出雲を中國と爲し、石見隱岐を遠國と爲す(書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)



サミセン

三線(三絃) 樂器の一種、其絃三すちなるを以て此名あり、三線の義にて、三味線にあらず(國原)時代によりて製作に變りあり、明治時代のものによれば、總長三尺一寸五分(古は三尺、棹二尺五分(古は二尺餘)、胴幅五寸七分(古は六寸、竹豐故事は六寸)、胴長さ六寸五分(古は六寸、竹豐故事は六寸六分)、胴厚さ三寸一分(古は三寸)、海老尾五寸二分(古は五寸)、轉手三寸五分となす、胴皮は重に猫皮を用ふ(國原)永祿五年の春、琉球より始めて渡る、當時蛇皮を張り二絃なりしが、和泉堺の琵琶法師中小路といへる者、始めて三絃となして之を弾くに、其音甚だよく遂に三線と稱するに至り、尋で虎澤と云者之を強き堅め、本手破手と稱する手を定めて人に傳ふ、其後澤津檢校出で、其妙に達し、別に淨瑠璃三味線と稱すべき一流を立つ、次に寛永の初め、攝津の人加賀郡、城秀の兩座頭堪能にして江戸に至り檢校の職を受け、加賀郡は

サマレウ

サミコマノモン

左馬寮 「メレウ」を見よ、 三味駒紋 紋所の名、三味線の駒の形に畫きたる紋を云ふ、下野那須の大田原氏、及び下野黒羽の大關氏等、家紋として、これをに用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

サンインダウ



(載所風屏根彦)

山陰道 中國の一道、本邦の西部に位し、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見の七國及び隱岐の二島より成る、北は一帶に日本海に瀕し、東は北陸道、畿内に、南は山陽道に接す、古は丹波道と稱す、崇神紀に、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃擧兵伐之云々とありて、谷川士清註して山陰道と爲す、又「ソトモノミチ」ともいふ、成務紀に、山陰曰「背面」と見えたり、天武天皇十四年九月、巨勢朝臣粟持を山陰使者となして國司郡司及び百姓を巡察せしむ、文武天皇の御宇、七道を定め、山陰道丹波但馬因幡伯耆出雲石見隱岐七國を管す、元明天皇和銅六年丹波を分ち丹後國を置き、茲に於て八國となる、醍醐天皇延喜式制定の

柳川流、城秀は八橋流を開き、是より世に行はる、歌舞伎居に於て之を用ひたるも當時よりの如し(竹豐故事、嬉遊笑覽、聲曲類纂)

サンエ

サンエ

三衣 袈裟を云ふ、「ケサ」を見よ、 三會 法會の名、興福寺の維摩會、藥師寺の最勝會、大極殿の御齋會を云ふ、後世最勝會を停めて、最勝講を加へて三會と云ふ、又圓宗寺の法華會、最勝會、法勝寺の大乗會を合せて天台三會と稱す(拾芥抄)委しき事は各條に就て見よ、

サンエン

サンガ

サンガ

算賀 國原年壽に関する祝賀をいふ、四十歳よりはじめて十年毎に之を行ふ、年賀、賀の祝とも稱し、また年壽を數へて四十賀、五十賀、六十賀、七十賀、八十賀、九十賀、百賀等ともいへり、後世は齊數ならざる年齢即ち四十二、六十一、七十七、八十八等をも祝し、六十一は還曆祝又は本卦復り、七十七は喜の字の祝、八十八は米の字の祝、米壽祝など稱したり、算は年齢の義なり(國原)人により時代により、千差萬様なりと雖も、今其一斑を舉ぐれば、天皇出御ありて御膳を供し、諸臣にも饌を給ひ、樂を奏する等の事あり、太上天皇及び、皇太后の算賀も、大略天皇の算賀に同じ、當日天皇其御在所に幸して、躬自ら拜舞し、及び壽盃を獻し給ふ、而して天皇のそれと異なる處は、其前三日試樂あり、賀の翌日後宴あり、並に玉劑を召して遊宴し給ふがごと

サマレ

サニイ

サハヒ

サンカ

きこれなり、執柄の参賀、太政官之を行ふを常とす、然るに貞觀五年藤原良房の六十賀、及び仁和元年良房の子基經の五十の賀宴を、並に内殿に賜ひ、また永延二年に藤原兼家六十賀宴を常寧殿にせしがこときは特例なり、而して其他人臣の賀に至りては子弟自から親戚知友を會して宴をばり、樂を奏し、詩歌を賦するを以て主と爲したり、なほ其當日に奉獻もしくは贈遺する所の物品の數は、其年節と等しくするを例とす、假令仁明天皇四十賀に、佛係經卷をばり、牛馬調度等凡て四の數を以て奉獻せるがごとき、藤原基經が五十賀、藤原良房の六十賀に、恩賜せられし所の物品は、いづれも五と六との數なりしがごとき、藤原忠平の六十賀に、社寺各々六十箇所に奉幣誦誦したりしがごとき、三條西公條の七十賀、勸修寺尹豐の九十賀に、知友より、和歌の短冊を、年數に應じておくれるがごとき、これなり、また江戸時代には、祝宴を催すの外、六十一の還曆には、當人自ら赤色の頭巾、衣服を著けて諸客に會す、蓋し年老いて、却てもとの小兒にかへりたりとの意なるべし、七十の古稱の祝には、紅白の餅を作り壽の字を記して親戚知己に贈る等の風ありき、**三綱** 關東大寺要録に、僧良辨等、聖武天皇四十の御齡を祝せし事を記し、また懷風藻に五八の年を賀する詩を載せれば、蓋し奈良朝の頃よりして行はれしものなるべし、爾來引きつゞきて行はれし事、人の知れるがごとし、而して齊數ならざる年齡を祝する、とは、室町時代の末年より俗間に行はるゝに至れり、其中四十二の賀はもと厄年の爲めにして、所謂算賀の意にあらずといへり、また六十一は生年の干支に相當する年なるを以て之を祝したり、江戸時代に及びては六十一、七十(古稱祝ともいふ)七十七、八十、八十八、九

サンカ

十、百等を祝賀し、其他は之を賀するものなかりき、今日の風また然り(古事類苑禮式部、日本風俗史)
サンガイ 三掛 面掛、胸掛、尻掛を云ふ、古は鞆と云ひて、三がいの總名に用ふ(貞丈雜記)
サンガイビシ 三階菱 菱紋(ヒシノモン)を見よ、
サンカイタン 三戒壇 大和國奈良東大寺、下野國藥師寺、筑前國觀世音寺の戒壇を云ふ、戒壇(カイダン)參看、
サンカウ 三綱 關東上座、寺主、都維那の三僧職の總稱、每寺に之を置き、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理す、又所司とも云ふ、**三綱** 關東三綱の名は、昔紀天武天皇朱鳥元年正月の條に見えたりども、孝德天皇の世既に寺主の名あれば、三綱の定りしは同朝の頃なるべし、文武天皇大寶令制定の時に至り、三綱の職掌を巨細に定む、其二を示さば、僧尼の還俗には、三綱其貫屬を録して治部省に告げ、僧尼の乞食する者あらば、三綱連署して精進練行を勸知し、僧尼の飲酒食肉等の事を監し、僧尼禪行修道の爲め山居せんとする者あらば三綱之を檢し、連署して官に申す、或は僧尼の苦使を監督す、**三綱** 選任法は、諸國定額寺は檀越衆僧の請により國司覆勘して充任すべし、由延曆十五年の格に見え、興福寺は諸寺と異にして、兵人の簡定に隨ひて補し、東寺四寺は眞言宗定額僧の中を以て任じ、四天王寺、梵釋、常任、仁和寺等は各十僧内を以て補する事三代實錄延喜式に見えたり、別當の職起るに及びて三綱は別當の下に屬す、清和天皇の御代別當を長官とし、三綱を任用する制を立てたり、又後には各權官を置く、**三綱** には秩限あり還替には解由を出す、清和天皇貞觀十二年、四年を年限とす(松本博士、僧侶の官位)

サンカ

サンカウ 三講 最勝講、仙洞最勝講、法勝寺八講を云ふ(釋家官班記)
サンカウオンシヤウ 参向音聲 参音聲(マキリオンシヤウ)と殆ど同くして異なり、参音聲とは只に行列して聲樂を奏するをいひ、参向とは假令は貴尊の人あり之を行向して樂を奏するをいふ(樂家錄)
サンカガミ 三鏡 大鏡、増鏡、水鏡の總稱、各條參看、
サンガク 散樂 鼓樂(サルカク)を見よ、
サンガノクテン 三箇口傳 除目執事、叙位執事、節會内辨の三箇條に就きての口傳を云ふ、此の内除目を以て第一の口傳となす、此の三箇條に官奏を加へて四箇大事と稱す(官職雜儀)
サンガノツ 三箇都 江戸時代、江戸、京都、大阪の三箇所の都府をいふ、また三都ともいへり、各條參看、
サムカハノコホリ 寒川郡 所在 下野國 關東延喜式に始めて郡名見えたり、**關東** 倭名抄に眞木、池邊(イケノヘ)、努宜等の郷あり、古へ郡界の南は武藏下總に接せしが、後變遷して努宜池邊二郷の地と共に都賀郡に入り、唯眞木の一郷を存するのみ、拾芥抄、吾妻鏡は、寒河江に作り、寛知集又寒河江に復せしを、元祿帳、郡名考亦寒河江に作る、天保郷帳以後、寒河江に作り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)
サムカハノコホリ 寒川郡 所在 讚岐國 關東治めて元明天皇和銅六年五月の條に見えたり、**關東** 延喜式又寒河江に作る、倭名抄に難破、石田(イシタ)長尾(ナガチ)造田、鴨部(カモ)神崎(カムサキ)多知等の郷あり、拾芥抄寒河江に作り、古圖、元祿

サンカ

帳、寛知集、寒河江に復す、以後之に従ふ、郡名考、カンガハ」と唱へ、郡名錄又「サムカハ」に復し、地誌提要「サンカハ」「サムカハ」兩様に訓めり、明治三十二年大内郡と合併し大川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)
サムカハノジンジャ 寒川神社 所在 相模國高座郡寒川村宮山○佐河大明神とも云ふ、古へ相模の一宮にして現今國幣中社、**關東** 大水上の兒寒川比古命、寒川比古命、**關東** 仁明天皇承和十三年九月從五位下を授け、文德天皇齊衡元年三月從四位下に叙され、光孝天皇元慶八年九月正四位下を加ふ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、十六年正月正四位上を授く、後鳥羽天皇建久三年八月源賴朝神馬を奉りき、大永二年九月北條氏綱頼主として社殿再興す、天文十五年三月氏康また之を再興せり、社領百石を領す、神主金子氏代々之を繼ぐ、末社には、稻荷、山王、日月天、辨天等あり、明治に至り國幣中社に列す(新編相模國風土記稿、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)
サンカン 三韓 太古朝鮮半島の南部、即ち漢江以南に國を建てたる馬韓、辰韓、弁韓の三國をいふ、韓とは河干と同義なり、河干の切は即ちカンなり、カンば酋長又は君主の意なり、三朝の地數多の酋長ありて、河干、干岐又は干と云ひたるが故に終に國名となりしなり、初辰國と稱す、馬韓最大なり、共に其種を立て、辰王とす、月支國に都し、韓地を統一す、其起原詳かならざれども、大約我紀元以前に在りて、人民既に蕃殖せしもの如し、馬韓は、牛嶋の西に在り、北樂浪と接し、南日本に臨み、西は海に枕し、凡五十四國(爰襄、李水、桑外、小石案、大石案、優休李派、臣濱活、伯濟、連盧不斯、日華、古語者、

サンカ

古離、怒藍、月支、吾離、素謂乾、古爰、莫慮、卑離、古離、卑離、支徒、狗盧、卑離、監奚、卑離、古蒲、致利、鞠、再路、兒林、駟盧、內卑離、感奚、萬慮、辟卑離、吾斯、鳥且、一離、不離、支牛、狗素、捷盧、牟慮、卑離、臣蘇塗、古離、臨素半、臣雲新、如來卑離、楚山塗卑離、一離、狗奚、不雲、不斯、濱那、爰池、乾馬、楚離、伯濟は即中古の百濟なり、あり、大國は萬餘家、小國は數千家にして、總て十餘萬戸ありと云ふ、今の全羅、忠清、京畿、三道の地なり、箕準の衛滿に破らるゝに及びて、其餘衆數千人を將ゐて海に入り、馬韓の金馬郡(全羅道益山郡)に居り、自立して韓王となり、武康王と號す、又朝鮮の相繼繼卿も、右渠を諫めて用ひられず、去て辰國に來る、民之に隨ふ者二千餘戸ありと云ふ、其後箕氏の統、相承くること二百餘年を経て、我紀元六百六十九年百濟王温祚の爲めに滅さる、而して其民は、田獵を知り、綿布を作り、男子は布袍を衣、足に草屨を穿てり、瓔珠を重んじて、衣に綴りて飾とし、又頭懸け、耳に垂る、大抵髮を繞らして結び、其頭を露せり、城郭なく、草屋土室を作る、形家の如し、戸を開きて上に向ひ、舉家皆其中に在り(京畿道濟物浦邊には、今日尙堅穴に住する者あり、平地に穴を掘り、上に木を横たへ、土と草とを以て其上を覆ふと云へり、其構造稍同じからざれども、亦此遺風の存せし者なるべし)、跪拜を知らず、長幼男女の別なく、牛馬に騎乘すること知らず、性勇悍にして、譟呼力作す、常に五月耕種の竟りを以て、鬼神を祭り、晝夜酒會して、群聚歌舞し舞ふ時は、數十人相隨ひ、地を踏みて節をなす、十月に農功畢るも、亦此の如くす、國邑各一人を立て、天神を祭ること、を主らしむ、號して天君とす、又別邑を置き、蘇塗と曰ふ(蘇塗の義は、浮屠に似たりと云ふ、五十餘國

サンカ

の中、臣蘇塗國あり、蓋し是に因て名づけしものなるべし)、大木を立て、鈴鼓を懸て、鬼神に事ふ、而して亡逃する者其中に至れば、皆之を還さず、蓋し神地を犯すことを得ざるなり、辰韓は辰國とも云ふ、馬韓の東に在り、北濊領に接し、南弁韓に隣る、十二國(已祇、不斯、勤者、難離、難離、冉奚、軍彌、如湛、戶路、州鮮、馬延、斯慮、優中)あり、今の慶尙道なり、秦の時に當りて、人民苦役を避て、韓國に徙る、馬韓の人、東界の地を割きて、之に與へて居らしむ、是十二國中の一なり、故に或は之を名づけて秦韓とす、其流移の人なるを以て、常に馬韓の爲めに制せられて、自ら立つことを得ず、相繼きて王たる者は、皆馬韓人なりと云ふ、三韓中に在りては、智識最開發して、鐵を以て貨を造り、濊、馬韓、及び日本と、貿易の業をなし、ことあり、また其言語馬韓と同じからずして、頗る秦人の語に似たり(國を邦とし、弓を弧とし、賊を寇とし、酒を行るを行鴨とし、相呼て皆徒とするの類なりと云へり)、土地肥美にして、五穀に宜し、桑を植ふ、蠶を養ひ、縑布を作り、城柵屋室あり、木を横累して屋を作る、頗る牢獄に似たり、其葬に大鳥羽を用ふ、其意死者をして飛揚せしめんを欲するなり、馬牛に乗駕す、嫁娶禮あり、行く者路を讓る、俗歌舞を喜み、酒を飲み、瑟を彈す、小兒の生る時は、其頭をして扁ならしむるが爲め、之を壓すに石を以てするの風あり、弁韓は、又弁辰とも下韓とも云ふ、辰韓の南に在りて、亦十二國(彌離、彌離、接塗、古資、彌離、古淳是、半路、弁樂奴、彌鳥、甘路、狗邪、走滑馬、安邪、濱盧、濱盧は蓋し耽羅なるべし)あり、今の慶尙道の南邊にして、辰韓と雜居せり、辰韓、弁韓、皆大國は四五千家、小國は六七百家にして、總て四五萬戸ありと云ふ(弁韓の地、諸説一ならず、或は辰韓の

サンカ—サンギ

南に在りと云ひ、或は高勾麗なりと云ひ、或は馬韓は高勾麗にして、弁韓は百濟なりと云ふ、今姑く第一説に從ふ、蓋し三韓の存立は、我紀元五六百年に至ると雖も、世尙鴻荒に屬して、文獻の徴すべきものなく、歷年世數皆考ふべからず、惟辰韓のみ稍々開明に趨きし者は、秦民流亡の徒、其多數を占むるが爲めなるべし、弁韓は、辰韓と雜居して、城郭衣服皆同じ、言語居處も相似たり、惟禮を施すこと、皆戸の西に在り、其人體格長大、髮美にして、衣服潔清なり、よく廣幅の細布を作る、而して弁韓及び馬韓は、倭に近きが故に、頗る文身の者ありと云ふ、なほ馬韓及び辰韓には、國邑に各渠帥ありて、其大なる者は、臣智と名づけ、其次に邑借あり、辰韓には、更に儉側、樊祇、(祇一作穢)、殺奚等の官あり、而して弁韓の刑法は殊に嚴峻なりと云ふ、後世高麗、百濟、新羅の三國をも三韓と唱へしことあれども、そは吾國の俗稱呼に過ぎざるなり(朝鮮史、朝鮮古史考)

サンカンガク

三韓樂 高麗樂(コマカク)を見よ、

サンキ

纂記

系譜の一種なれど體裁等詳かならず、持統天皇五年八月の條に、十八氏に詔して、其祖等の纂記を上らしむと見えたり、古史微に「纂記を都岐夫美と訓べし、即ちゆる系圖と聞えたり(中略)高橋氏文といふものあり、岩鹿六雁命の裔の高橋氏の事を記せる文なるが、甚珍しき事實ども見え、餘の書にも氏文てふ事の見えたるをおもふに、古はかゝる文の多かりと聞ゆ(中略)纂記といふ記の狀も、大方然る狀の記にぞ有けん」とあり、從ふべし、

サンギ

參議

職官、オホマツリゴトビトとも、マシハリハカル

サンギ

ツカサリ、マツリゴトマツチギミ、ヤクツラノツカサリとも云ふ、朝政を參議する故に名づく、又宰相、相公、八座とも云ふ、唐名、諫議大夫、史部尙書、禮部尙書、刑部尙書、兵部尙書、戸部尙書、工部尙書、各部尙書、八人、正四位下、後には多く三位となる、諸官の中、四位以上其才ある人を撰び任ず、大臣納言につきて、重役なるを以て、藏人頭、左右大辨、近衛中將、左中辨、式部大輔、三位及び五箇國の國守を無事に歴任したる者を七道より任ず、其中近衛中將は多年の勞、式部大輔は天皇侍讀に限る、又權參議、准參議あり、共に一時のもの、天平元年二月太宰大貳多治比縣守左大辨石川石足、彈正尹大伴道足、大同元年從三位藤原葛野麿、從四位上藤原園人を權參議とし、大同元年五月從四位下吉備泉、同六月安倍兄雄を准參議とす、又四位以上の人にて無官のものを非參議と云ふ、公卿補任にて非參議の始めは、和銅二年の條に、非參議從三位長屋王、十一月一日叙とあるを初見とす、四位の非參議は、源氏物語幕末になま(のかんぢちめ)よりも、非參議の四位ども云々と見えたり(藤原)

(議多非)

(議多權)

伊呂波字類抄所引の本朝事始に、持統天皇四年七月正廣肆布施御主人を始めて之に任ぜしとあれど信じ難し、大寶二年五月、從三位大伴安麻呂、正四位下粟田真人、從四位上高向麻呂、從四位下下毛古麻呂、小野毛野をして、朝政を參議せしむ、これ參議の始なり、然れども未だ官名とならず、養老元年十月藤原房前同六年二月安倍廣庭をもて朝政を參議せしめたり、これも同じく官名にあらず、天平三年八月、諸司に勅して曰く、執事卿等或は覺進し、或は老病にして務を理むるに堪へず、宜しく各知る所の濟務に堪へたる者を選擧すべしと、因りて諸司の舉に依りて、式部卿藤原守合、民部卿多治比縣守、兵部卿藤原麻呂、大藏卿船鹿王、左大辨葛城王、右大辨

サンギ

大伴道足等六人を擧て、並に參議とす、爾來官名の如く稱すれども、唯官中の政事を參議するのみにて、執掌の職なく、相當の位なし、故に非職事の部分とせり、大同二年四月、參議の號を罷めて、五畿内、及び七道の觀察使とす、弘仁元年六月舊に復せり、爾來八人を以て定とす、依りて八座の稱あり、降りて明治二年七月職制を改め、太政官中に此職を設け、左右大臣の下に居て、大政を參預し、可否を獻替し、宣旨を敷奏するを掌らしむ、副島種臣、前原一誠、大久保利通、廣澤眞臣を任ず、四年七月また職制を改め、太政に參與し、官事を議判し、大臣納言を補佐し、庶政を贊成するを掌らしめ、正三位相當となす、明治十八年官制改革によりて廢せらる(參議要抄、官職秘抄、八雲御抄、職原抄、官職沿革略史、明治史要、法令全書)

サンギ

算木(算器、算)

算術を行ふの具、今は卜算者のみを用ふ、一に算籌と云ふ、其形長さ一寸二分五厘、其方面二分五厘の方木なり、下學集には小木にして四方なり、上下九刀に之を削る、表九々八十一の極數なればなる由見えたり、猶算木の圖、遺方書法等は算法天元術に就て見るべし、

サンキク

三掬

鳥羽天皇より傳來の御劍の名、天正本太平記後醍醐天皇崩御の條に、御遺勅に任せ、御形を改めずして山鳩色の御衣に、御冠を召し、鳥羽院より御傳ありける三掬と云靈劍を玉體に添奉り、藏王堂の良の林の奥に葬奉るとあり、

サンギクノエン

殘菊宴

朝廷に於て毎年十月五日殘の菊を賞して、酒宴を賜ふを云ふ、菅家文章に、黃華之過重陽、世俗謂之殘菊云々、公事根源に、昔菊花の宴は九月五日にて、又殘菊の宴として十月五日に行はれしなり、これも群臣詩をつくり、酒

サンキ

を賜ふこと重陽に同じと見えたり、昔時桓武天皇、延暦十六年十月殘菊の宴を催され、「このころの時雨の雨に菊の花散りぞしめべきあたらその香を」の御製あり、終て群臣五位以上に衣被を賜ひしこと類聚國史に見えたり、

サンキン

散禁

王朝時代に於て、罪人に刑具を加へずして囚禁するをいふ、杖刑以下の罪を犯したるものに課す、但し年八十以上、及び瘵疾、懷孕、侏儒の類は、假令死刑に相當するといへども皆散禁したり、ヲウヤ(參看(合義解))

サンキンカウタイ

參觀交代

江戸時代の制、諸大名は一定の時期に際して、江戸に候し、もしくは本國に就く、前者を參觀といひ、後者を交替といふ、交替とは他の大名の參觀と交替するよりの名なり(參看(合義解))初め徳川氏幕府を開くや、諸侯江戸の出入には、將軍必ず鷹狩に事を託して、東海道は高輪御殿、北國は小菅御殿、中仙道は白山御殿に逢迎し、禮遇を施し、參觀の制定ならず、或は二三年、或は五六年に一度參觀せり、家光將軍となるに及び、送迎の禮遇を廢し、寛永十二年六月武家諸法度を下し、大名小名在江戸の交替を定め、外様は毎歲夏四月中參觀すべき旨を命ず、尋で加賀中納言始め二十六人に就封せしめ、薩摩中納言はじめ五十五人に在府たるべき旨を傳へらる、是れ大名四月交替の始めなり、寛永十九年五月、譜代大名の交替六月を定期とし、その領關東なるものは半年を更期と定め永式と爲す、その後妻子を皆府内に留めしかば、諸侯封地に在るよりも、參府することを樂むに至れり、是れ徳川氏諸侯を制する一策なりと雖も、また江戸繁榮を計りしものなり、八代將軍吉宗の時に至り、財政整理の爲め、參觀交替の期限を改めんとし、先づ

サンキ

諸侯を四に分ち、半年在府、一年半在國にせんとす、然れど室鳩巢は深く之を諫めて止む、降りて文久二年閏八月、舊制を改革し、諸大名參觀の制は、三年目に大約百日を限り在府とし、松平美濃守、宗對馬守、松平肥前守は大約一箇月限在府、大廣間席面々、溜詰、同格の者は、三年目に一年宛の在府、譜代大名、外様大名、雁之間詰、奏者番、菊間様頼詰、交替寄合等は三年目に大約百日を限り出府せしめ、嫡子は參府在國勝手とし、妻子も亦國邑へ引取る事隨意と爲さしむ、是れ國事多端なるを以て、諸侯をして、交替の期を緩うせしめ、兵備に力を盡さしめんが爲めなり、而して諸大名の中定府と稱し、江戸にのみ住して參觀交替を爲さるるものあり、水戸の徳川氏はなり、また萬石以下にても交替寄合は、參觀交替を爲したり、カウタイヨリアヒ(參看(日記、徳川實紀、同附錄、徳川禁令考))

サンキンシク

三近塾

舊久留里藩の學校(參看(久留里藩))享和二年六月、藩主黒田直方の時、師範家柳井義篤、家塾を城の搦手に新築し三近塾と稱す、文政十年冬義篤江戸に移て後學業衰ふ、翌年吉田祐藏師範となりてより、また盛なり、天保十三年十一月塾舎破壞したるにつき、始めて藩費を以て、學舎を建て、舊名により三近塾と稱す、是れ藩立學館の初めなり、明治元年戊辰の役暫く之を止む、二年三月、城の追手執政の第宅を廢し、三近塾を此に移し、三近堂と改稱す、四年五月、本校狹隘により城の三ノ丸に移轉す、尋で之を廢す(參看(久留里藩))坪數千七百九十五坪、建坪六十一坪(日本教育史資料)

サンキンチャウキウラク

散金打毬樂

金一に吟、又今に作る、黃鶴詞廿一曲中の一、

サンキ

新樂にて中曲(參看(源流))もと天竺の樂にて、南京に傳はり、夫より我國に傳來す、されど何れの頃なりしか明ならず、凡そ八幡宮の修正、及興福寺の金堂修二月會に、之を用ふ、舞ありしも後絶えたり(禮樂記)

サンギメイチリウ

三義明政流

川澄忠智の創めたる劍術の流派○忠智、通稱新五郎、江戸小石川に住み、文武の道に達す、寶山流、大東流、當流の刀術を學び、練習多年、遂に其妙旨を得、寛政三年五月十日流名を創む、天保八年十二月廿六日歿す(武術流祖錄)

サンキヤウ

三卿

江戸時代田安、一橋、清水の三家をいふ、其官八省の卿に任ずるを以てなり、田安家は徳川吉宗の二子宗武より、一橋家は同四子宗尹より、清水家は徳川家重の二子重好より出づ(徳川氏の條なる田安、一橋、清水の項參看すべし)これ蓋し吉宗が本宗の基礎を強固にせるものにして、親藩たる三家の如きも、年を経るに従ひ、漸く疎遠となる傾あるを以て、新き血脈の者をして別に一家を爲さしめ、其弊を救はんとしたるものなり、而してこの三卿たる、もと庶子にして城中の曹子に住むべきを、自他の便宜上廓内の一般に住せるに留まるが故に、土地を賜ひて藩屏に列したる家門の諸大名とは、全く其性質を異にしたり、されば、家老以下の諸有司は、皆幕府より之を任免せり、家格は三家より遙に下りたれども、血屬の親近なるだけ宗家に親しき事、三家に勝り、且つ本宗を輔翼する義務と、嗣子なき場合に於て宗家を嗣ぐの權利とを有したり(徳川實紀、徳川盛世錄)

サンキヨク

三局

太政官中の少納言局、左辨官局、右辨官局を云ふ、尙ほ、太政官、少納言、辨官の條參看すべし、

サンキヨク

三曲 琵琶の流泉、啄木、楊真操の三曲を云ふ、仁明天皇承和二年掃部頭貞敏、唐の廉承武より受けし秘曲なりと傳ふ(古事談、十訓抄、源平盛衰記)

サンクウイキ 山槐記 卷無卷數、寫本二十八冊、著者は三公(周禮朝士職に、面三槐三公位焉の文あり後世因て公位を槐に比す)に辨り、家は中山と稱す、仍て名づく、近衛天皇仁平元年より後鳥羽天皇建久二年に至る間の日録なれど、年代の缺漏する所のものあり、史籍年表仁平二年、久壽元年二年、保元元年三年より仁安二年に至り、嘉應二年、安元元年、治承元年より文治二年に至り、建久元年、三年の下に本書の目を掲ぐ、又温古堂本と認閣本(別に三本あり)とあり、温古堂本は、廿八冊にて、史籍年表に比すれば、仁平元年多くして保元三年仁安元年嘉應二年治承元年養和元年壽永元年文治二年建久元年三年の九箇年少し、認閣本の一は、二十一冊、温古堂本に比すれば、仁平元年二年等の十四箇年少くして、別に元日節會部類記一冊あり、仁平二年應保二年長寛元年二年永萬元年仁安三年嘉應元年二年承安二年治承元年より四年に至り養和元年壽永元年文治元年四年建久五年の元日節會の條を纂録す、その一は、十二冊、年紀前本と互に出入あり、別に長寛二年七月政始、元暦二年正月一日節會執事圖等あり、その一は、十冊、慶長十九年徳川家康大阪陣中に在りて延臣及び五山僧徒をして寫さしむるものにして、天永二年永久元年永二年治承三年四年の五箇

年あり、されど天永永久元永の記は、山槐記にあらす、此書の年紀、源平迭興の際に當り、記事詳備、史事に裨補するもの多し(中山内大臣藤原忠親(歴世記録考))

サンクワイセウ 三槐抄 寫本二卷、三條公茂正安三年、同實忠元亨二年に權中納言と爲りし時の朝儀等を記したるものなり、卷首に、此抄自槐門三家之説故の十字あり、以下總撰してよむべからず、奥書に云、治承二年正月三十日見合本書了、裏書云、勅物等抽要事粗注付也、又云、文治五年二月一日一見了、所々加裏書勅物等、左幕下花押、又云、元仁二年正月披見之間、軸本蟲喰損修覆之、沙彌花押(群書一覽)

サンクワウ 三光 日、月、星の三の光をいふ、二中歴に、日、觀世音爲寶光月、得大勢作名月、星、虚空藏説普光と見えたり

サンクワウ井ンタイフキ 三光院内府記 群書類第四百七十二卷雜部に收む、三内口決、又は故實清談とも名づく、勅書、女房奉書、奉書御請、御下知、攝家清華、姓朝臣、副將軍、御所、本所、御方、裝束之色目、烏帽子、束帶、元服、乘馬、腰物其他二十餘件を記したるものなり、奥書に、此一冊從三光院内府被書遺具房朝臣(北島)者也、以中院入道也足軒自筆本(勝寫之)とあり(三條西實枝(三光院内府記))

サンクワウ井ンニフダウサキノナイダイジン 三光院入道前内大臣 三條西實枝(サンテウニシサネエ)を見よ、

サンクワウココシ 三光國師 覺明(カクミヤウ)を見よ、

サンクワン 散官 職事官(シキツクワン)を見よ、

サンク

サンク

サンクワン 三關 鈴鹿關、不破關、愛媛關を云ふ(合義解)、後世愛媛を除き、遠坂關、鈴鹿關、不破關を稱す、委しくは各條を見よ(拾芥抄)

サンクワン 三管 笙、篳篥、笛の三樂器の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンケ 三家 公武にて名ある家を云ふ(一)公家三家は、凡家、名家、諸大夫を云ふ(二)英雄三家は、閑院、久我、花山院を云ふ、一説に閑院、花山院、中院を云ふ(三)儀禮式三家は、伊勢、今川、小笠原を云ふ(四)上杉氏三家は、山内、犬懸、扇谷を云ふ(五)赤松氏三家は、小寺、別所、宇野を云ふ(六)毛利氏三家は、小早川、吉川を云ふ(七)徳川氏三家は、尾張、紀伊、水戸を云ふ、皆徳川家康の子より出で、尾張家は義直、紀伊家は頼宣、水戸家は頼房を祖とす、幕府の宗藩中最も密接の關係を有するものにして、宗家を補翼する義務と、宗家に嗣子なき場合に、入りて本宗を嗣ぐの權利とを存す、嫡流は世々徳川、次男及び庶子は松平を稱す(八)大和宇陀三家は、秋山直國、澤治之、芳野清兼を云ふ(公武大體略記、有職袖中抄、和漢名數、徳川實紀、徳川盛世録)

サンゲ 散花 四箇法要(シカノホフエウ)を見よ、

サンゲシ 散花師 僧侶の役名、大法會の時に花を散する事を掌る僧を云ふ、花とは權の葉を云ふ、此葉を花筈に盛り行道しつゝ散するなり、塵添壇裏抄に、散華は花開清淨の妙色妙香散、諸佛刹、若華開く事あれば諸佛來て坐し給ふ、是故に下界の中には花を以て爲淨土、色を見香を聞に、諸鬼神等嫉之、猶人天の叢穢を、きたなむに過たりと、所以に花を散し、惡神の障害を宥げ、佛を請じて志願を成

サンケン

三賢 三蹟(サンセキ)を見よ、

サンゲン 三上 中元、下元を云ふ、

サンゲン 三絃 和琴、琵琶、箏の總稱、又三味線をのみいふことあり、各條を見よ、

サンゲンハ 山元派 眞宗の一派、謹誠寺を本山とす、越前國今立郡新横江村横越に在り、承元元年、親鸞左遷の途次、當國山元の草舎に留錫せられし舊跡なり、嘉禎元年、嫡子善鸞、舊跡を慕ひ來りて此に住す、後二條天皇、山元山護念院證誠寺の勅額を賜ふ、文明七年、第八世道性、寺基を此地に移す、眞宗(シンシュウ)參看(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

サンゲンヤク 三軒役 豐臣氏の時代、百姓屋敷は、間口七間奥行十五間(此坪數百五坪)を定めとし、是に對して軍役に充てしめ、屋敷坪數三百坪に餘れば是を三軒役と稱し、千坪餘なれば十軒役といふ(柳菴隨筆)

サンコ 三鼓 鞀鼓、大鼓、鉦鼓の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンコ 三鈷 金剛杵(コンガウシヨ)を見よ、

サンコウ 三后 太皇太后、皇太后、皇后の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンコウ 三公 太政大臣、左大臣、右大臣を云ふ、後には太政大臣を除き、内大臣を加へて三公と稱す、周にては太師、太傅、太保、前漢にては、大司馬、大司徒、大司空、後漢及び唐にては、大尉、司徒、司空を執ると稱したるに據る、職原抄に、三公者象天之三臺星也と云へり、三臺星とは、天文學上にて、紫微星を天帝として、其左右に虛精、陰澤、曲順の三臺星ありと云ふ説に出づ、故に又星位とも云へり(有職袖中抄、官職要解)

サンケ 三ケ 三ケ 三ケ

サンケ 三ケ 三ケ

サンケ 三ケ 三ケ

サンケ 三ケ 三ケ

サンコクシ 三國司 室町時代飛騨國司(姉小路)伊勢國司(北島)土佐國司(一條)をいふ、此時に至り、國司の存せるもの僅に右の三氏のみなりしを以て、併稱して三國司といへるなり(貞丈雜記)

サンコジ 三鈷寺 關西山城國乙訓郡大原野村大字石作字灰谷○初め北尾往生院と號す(聖旨)天台宗○本尊如法佛眼曼荼羅並に釋迦彌陀像(聖旨)彌陀承保元年源算此地を撰て小庵を建立し、自ら阿彌陀如來の像、一體を刻して本尊となし、北尾往生院と號し之に住す、應保元年親性中興して、堂宇を建立し、本尊如法佛眼曼荼羅並に釋迦彌陀像を安置す、後慈鎮に讓る、建保中慈鎮善善上人に讓與す、善善は西山上人とも號し、淨土宗西山派の祖師にして、後醍醐天皇の戒師となり、勅願所の宣旨を賜はると云ふ、此時寶祥長久を祈る所なるに、往生は不詳なりとて三鈷寺と改稱すと云ふ、當山に三峯あり、形三鈷に似たるを以て名づけしなり、西山上人緣起には觀性の時寺號を改めしと云へり、其後兵革相續ぎ諸堂及び、四十九の南院悉く退轉せしも、本堂華台月に依然たり、天正三年見空當念佛再興の繪旨を賜はりしも、舊觀に復する能はず、以て今日に及べり○本堂は近年再興する所、中央に師眼畫幅を安す○方丈は本堂の北に在り、近時建つる所、南壇に抱止阿彌陀如來を安す、傳へ云ふ字部宮頼綱入道蓮生の持佛本尊なりと○華台廟は西臺院に在り、善善の廟なり、元は當山半腹に在りて、華臺寺と號せしを、建長中蓮生、其傍に多寶塔堂を建て、改めて觀念佛三昧院と號せしが、後ち年を経て廢絶し、其後此處に遷し、堂宇を建つと云ふ(山城名勝志、京華要誌)

サンサイ 散齋 アライミを見よ、

サンサイ 斬罪 アライミを見よ、

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

月時代には士分以上の閏刑たり(方國)王朝、鎌倉、室町の三時代における斬罪は、死刑の條に説明したれば、就きて見るべし、江戸時代には、其罪決したる時は、罪人を評定所に召喚してこれを宣告し、即日千住小塚原の刑場(鈴ヶ森も刑場なれど、多く小塚原にて行ひたり)に到り、繩付のまゝ首斬穴の前に引き据え、非人二人左右の腕を捉へ、一人は後より繩を取る、但し斬罪には目隠しを用ひず、かくて町方同心首を打つ、死骸は様斬(タメシギリ)參看)の用に供することなし、檢使は徒目付(これを勤めたり)に供す(王)朝時代には、斬絞の二種を合せて、之を死刑と總稱せり、鎌倉室町兩時代には、斬罪の稱普通に行はれしも、いまだ刑名となりしにあらす、江戸時代に至り、はじめて刑名とし、死罪と意義を異にするに至れり、死罪は下手人と同じく庶民の刑たり、なほ士分以上の刑に又切腹あり、最初は眞に屠腹せると、中世以後は形式となりて、實際は斬首したりき、されば斬罪、切腹、死罪、下手人、いづれも歸する處は斬首するにあれども、斬罪、切腹と死罪下手人とは士庶の別あり、斬罪と切腹と、並に死刑と下手人とは共に罪の性質によりて稱呼を區別せるものとす、即ち斬罪は士人以上の者が、火附、盜賊、人殺等武士道にあるまじき重罪を犯せるか、又は國事犯の如きを處し、切腹は同じく國事に關するも、其罪の性質稍々條理ありて、士人の本分を辱しめざる場合、又は私事に關するも、事應武士道を汚さざる時に處刑したり、猶死罪(シザイ)下手人(ゲシユニン)の條參看すべし(御定書百箇條、刑罪大祕録、徳川時代御仕置)

サンサイバオリ 三齋羽織 細川三齋の創作せる羽織をいふ、袖窄狹にして背後を裂きたるものなり、恰も陣羽織に似たり、

サンサ 斬罪 アライミを見よ、

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンコ 三ケ 三ケ

サンサ—サンジ

サンサウ

山叟 慧雲(エツン)を見よ、
武家時代に行はれたる騎射の一種、吾妻鏡には三尺と書したり、射儀詳かならず、江戸時代に射術の師など新に妄作して古傳なりと稱し、門弟に傳授せりと雖も、元より信ずるに足らず、但鎌倉室町の兩時代に於て流行せしことは、吾妻鏡以下新撰樂記、庭訓往來、了俊大草紙等に其名の見えるるにて知るべし(四季草、貞丈雜記、庭訓往來、諸抄大成扶翼)

サンザク

三三九 武家時代に行はれたる騎射の一種、吾妻鏡には三尺と書したり、射儀詳かならず、江戸時代に射術の師など新に妄作して古傳なりと稱し、門弟に傳授せりと雖も、元より信ずるに足らず、但鎌倉室町の兩時代に於て流行せしことは、吾妻鏡以下新撰樂記、庭訓往來、了俊大草紙等に其名の見えるるにて知るべし(四季草、貞丈雜記、庭訓往來、諸抄大成扶翼)

サンシ

算師 租庸調及び用度の勘計を掌る。主計、主税兩寮に各二人従八位下、太宰府に一人、正八位上、又修理職に一人を置く。起原 文武天皇の大寶元年創置、太宰府は弘仁五年正月一員を増し、昌泰中に至り、主計主税兩助以下算師以上を以て、太宰府の算師を兼ねしむ、是れ算師は税帳使となりしを以てなり(令義解、職原抄、職官志)

サンシ

三事 五位藏人、衛門佐、辨官を兼ねる人を云ふ(辨官補任)

サンシサク

散手作物 裏頭樂(クラトウラク)を見よ、

サンジフサンクワンオン

三十三観音

サンジフサンケンタウ

三十三間堂

サンジフサンケンタウ

三十三間堂

サンジフサンケンタウ

三十三間堂

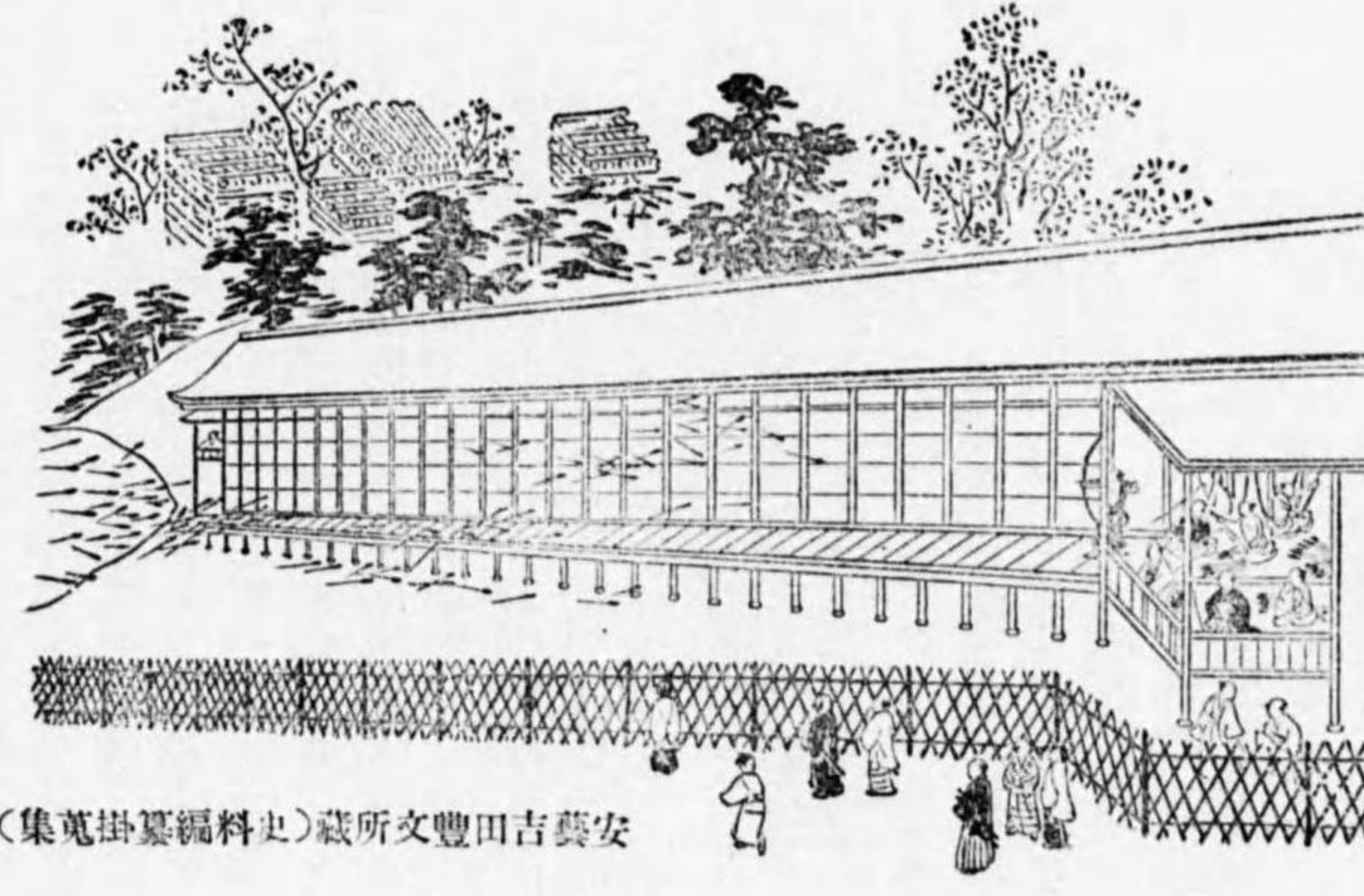
サンジフサンケンタウ

三十三間堂

京都市にては洛東に在り、蓮華王院と稱す、江戸ははじめ淺草、後は深川(富岡八幡より二町餘東の方)に在り、京の蓮華王院を模して造營す(起原 蓮華王院の後白河天皇の建立されし處にして、レンガラウケンを見よ)、江戸のは寛永年間、江戸の弓師備後といへる者、射術稽古の爲めに建立せんことを幕府に乞ひ、よつて地を淺草に於て賜ひしかば、諸

サンジ

家に勧進して費用を募り、同十一年九月落成す、元祿十一年九月焼失せるを以て、後深川に移さる、而して三十三間と稱するは、堂の長さ普通の二間を一問として三十三間(即六十六間)あるを以てなり、兩者共に通矢を射る場所として有名なり、通矢とは的



(集電掛纂編料史)藏所文豐田吉藝安

に適中したる矢の意なり(三十三間堂に於て通矢を射ること、起原詳ならず、京都のは蕪坂源太保元の亂に射藝を試みしに起ると云ふ、文祿中近藤樂山と云もの射藝を試み、さし矢を射たりしも、矢數多

サンジ

からずといへり、慶長十年に、淺岡平兵衛(一に徳岡五兵衛)と稱するもの、始めて五十一筋を射通して名譽を得たるより後、諸國よりその術に達せるもの續續として來り、技を試みることを追うて盛なり、貞享三年紀州大八郎の如きは、總數一萬五千本にて、通矢八千三百三十三本の多きに至ると云ふ、江戸にては正保三年四月に、服部權左衛門といふもの千三百十本を射通したるを以て、嘉永五年三月に鶴田辰太郎正時といふもの、五千三百八十三本を射通すに至る、凡此堂に於て技を試みるは、夕刻に始めて翌日の夕刻に終る、約一晝夜を期とし、夜中は矢先に篝を燒く、而して其矢數を書し、姓名を記して通額として堂に掲げ、以て其名譽を表揚す、もし後人それ以上の矢數を射たる時は、先の額を撤し、代ふるに其人の矢數を書したるものを以てしたり、また百射及び千射といふことあり、總矢數を百筋もしくは千筋と定め、其内の通矢を數ふるを稱し、並に額として堂上に掲ぐることも前者と同じ、又少年者が、半堂射と稱し、堂の中間より射を試みるものあり、是を半堂とも云ふ、今江戸三十三間堂の圖を、に示せば、其一斑を知るべし(本朝軍器考、武用辨略、雍州府志、玉露叢、江戸三十三間堂矢數帳、江都三十三間堂矢數、三十三間堂通矢圖、江戸名所圖會、出版獨)

サンジフサンジヨクワンオン

三十三

所觀音

觀世音菩薩の像を安置せる寺堂

三十三

三十三箇所をいふ、三十三の數は、佛説に、觀世音が衆生濟度の爲めに三十三身に化したりとあるに基づく、之を巡禮するものは功德ありと世に稱せらる(起原 詳ならず、而してまた二説あり(一)養老年間、和泉國長谷寺の僧に徳道上人(或は小成光上人)

といふものあり、病を受けて氣絶え、冥府に入りて閻羅王に逢ふ、王曰く、日域に觀音大師の靈場三十三所あり、其地を踏むものは惡趣に陥らず、過かに本土に歸り、人をして善因を結ばしむべしと、即ち三十三の寶印を賜ふ、之を檢するに、各々三十三所の名を記せり、既にして徳道聽るの後、深く靈験を感じ人を勸めて順禮せしめたるより、觀音巡禮の事起る(二)寛和二年華山天皇の位を遷れて佛道に歸し給ふや、石川寺の僧佛眼、巡禮の功德を思つて法皇に奏し、書寫山の性空上人また靈夢の告により、三十三觀音巡禮の功德を奏したるを以て、法皇厚く之を信じ、三十三の靈迹を一々巡禮(或はいふ佛眼性空等をして巡禮せしむと)し給へるより起る、二説共に確なる本據を有するにあらず、只傳説に留まるがゆゑに、俄に信すべからず、今按するに、第一説の如きは、事の基因を古きに託せんが爲めに、作成したる奇蹟に過ぎず、第二説もまた首肯しがたし、華山法皇が出家の後地方を遍歴し給ひし事は、正史記録等に散見して疑ふべきにあらず、既に新拾遺集所載御製のはしがきに、修せさせ給へる時、粉河の觀音にて御札にかゝせ給へる御歌など見たりと雖も、三十三所觀音といへるものが、當時ありしとの證なし、而して千載集に「三十三所の觀音おがみ奉らんとして所々にまいり侍りける時、みの谷波にて、油の出づるを見てよみは

べりける、大僧正覺忠、世を照らす佛のしるしありければまた燈火も消えぬなりけり」とあるを以て其初見と爲すべし、従つて平安朝の末年には、既に之ありし事分明なり、下りて拾芥抄の中にも散見し、更に下りて、天陰語錄、幻雲稿等にも見え、室町時代には、普れく行はれし事を知るに足る、幻雲稿、清水山新建慈願寺幹線疏(有序明應七年戊午)中に曰く、「爾來士庶歸佛者、不二詣之、則終身壯也、然開門之吏、山棚之賊、奪蓋中額、取笠底金、雖有素願、不得遂形、則改服變名、傍門側口、裂裳裝足、往來塗々、霜辛雪苦、無不備嘗、國俗謂之三十三所巡禮、こと、以て其一斑を伺ふべきなり、かくのごとくにして三十三所巡禮の風漸く盛んなるに及び、諸地方にありて、亦之を摸擬するものを生じたり、茲に於て從來存する所の三十三所は、西國の二字を冠して他と區別し、其餘のものもまた地方の稱呼を冠すに至り、坂東三十三觀音、秩父三十四觀音(秩父は一箇所多し)、江戸三十三觀音、洛陽三十三觀音、大阪三十三觀音等の名あり、而して坂東秩父の三十三觀音の起因亦詳ならず、恐らくは江戸時代なるべし、而して洛陽は寛文六年の印本年代記に、「萬治三年洛陽三十三所の觀音、此頃よりはじまり、老少あゆみを歩ぶ、寛文六年まで八年になる」と見え、元祿十六年印本大振袖に、「いつの頃よりか洛陽三十三番に歩み

をばこびはじめ(中略)今様は四十超えたるものは一人も見えず、みな血氣盛んの角前髪、ばらの雪踏をばづして、何足かわらざりりも常ならぬ紅葉の絹足袋、淺黄ちりめんの脚半、衣裳も一きは大模様染紫の鉢巻、加賀笠を背地のかた色はりて云々」など見ゆ、また大阪は、延寶八年印本難波鑑の新清水の條に、「當所にも近曾より三十三番の札所ありて、人々巡禮する事となれり云々」とあり、江戸は創始の年代を明かにしなしたるも、増補昔々物語に「寛文の頃、女順禮と號し、笈摺をかけ、江戸中の觀音へ參詣せし事夥敷風行しとかや」など見たり、なほ前に述べたる洛陽の三十三觀音にも、富家の婦女、又茶屋物、風呂屋物など唱へし賣女の類、衣裳に伊達を盡し、笈摺胸札をかけて、實の巡禮のごとくいでたり參詣せし事、元祿の前後に行はれしといへり、かくのごとく三十三觀音の種類多しと雖も、最著明なるは西國三十三觀音にして、坂東三十三觀音、秩父三十三觀音之に次ぐ、世に西國坂東秩父を合せて百觀音と名付く、而して秩父が三十四の觀音を有するは、他の兩者と共に百の數に滿つるが爲なり、今此の三者に就きて三十三觀音堂の名を掲げて參考に供し、他は省略に従ふ、ツェンレイ參看(拾芥抄、伽藍開基記、西國三十三所觀音名所圖會、坂東三十三所觀音靈場記、佛像圖彙、百觀音靈場記、鹽尻、足薪翁記)

西國三十三所觀音			坂東三十三所觀音			秩父三十三所觀音			
番	寺名	本尊	所在	寺名	本尊	所在	寺名	本尊	所在
一	青岸渡寺	如意輪	紀伊東牟婁郡	杉本觀音堂	十一面	相模 鎌倉郡	四萬部寺	聖	秩父 朽谷村
二	紀三井寺	十一面	同 海草郡	岩殿寺	十一面	同 三浦郡	眞福寺	同	同 山田村
三	粉河寺	千手	同 那賀郡	安養院田代堂	千手	同 鎌倉郡	常泉寺	同	同
四	施福寺	千手	和泉 泉北郡	長谷寺	十一面	同	荒木十一面堂	同	同

サンジ

サンジ

サンジ

サンジ

五	葛井寺	千手	河内南河内郡	勝福寺	十一面	同	足柄郡	語歌寺	准履	同	横瀬村
六	壺坂寺	千手	大和高市郡	長谷寺	十一面	同	愛甲郡	卜雲寺(長盛堂)	同	同	同
七	岡寺	如意輪	同	光明寺	同	同	中郡	法長寺(平次)	十一面	同	同
八	長谷寺	十一面	同	星谷寺	同	同	同	西善寺	十一面	同	同
九	興福寺(南園)	不空絹索	同	慈光寺	同	同	同	明智寺	如意輪	同	同
一〇	三室戸寺	千手	山城宇治郡	正法寺	同	同	同	大慈寺	十一面	同	同
一一	醍醐寺	准履	同	安樂寺	同	同	同	常樂寺	十一面	同	同
一二	法正寺(南園)	千手	近江滋賀郡	慈恩寺	同	同	同	野坂寺	同	同	同
一三	石山寺	聖	同	淺草寺	同	同	同	慈眼寺	同	同	同
一四	三井寺	如意輪	同	弘明寺	十一面	同	同	今宮坊(長壽山)	同	同	同
一五	觀音寺(南園)	十一面	京都	長谷寺	十一面	同	同	藏福寺	十一面	同	同
一六	清水寺	千手	同	水澤寺	同	同	同	西光寺	千手	同	同
一七	六波羅密寺	十一面	同	滿願寺	同	同	同	定林寺	十一面	同	同
一八	頂法寺六角堂	如意輪	同	中禪寺(日光)	同	同	同	長生院	千手	同	同
一九	行願寺華堂	千手	同	大谷寺	同	同	同	龍石寺	同	同	同
二〇	善峰寺(南園)	千手	山城乙訓郡	西明寺	十一面	同	同	岩の上(觀音堂)	同	同	同
二一	穴根寺(南園)	聖	丹波南粟田郡	日輪寺	十一面	同	同	觀音寺(安堂)	同	同	同
二二	總持寺	千手	攝津三島郡	佐竹寺(南園)	十一面	同	同	榮福寺(皇子堂)	同	同	同
二三	勝尾寺	千手	同	正福寺	同	同	同	音樂寺	同	同	同
二四	中山寺	千手	同	藥法寺	十一面	同	同	法泉寺	同	同	同
二五	清水寺(南園)	千手	播磨賀東郡	中禪寺(足院大御堂)	同	同	同	昌久寺(南園)	同	同	同
二六	法華寺(南園)	千手	同	清瀨寺	同	同	同	圓融寺	同	同	同
二七	圓教寺(南園)	如意輪	同	圓福寺	十一面	同	同	大淵寺	同	同	同
二八	成相寺(南園)	聖	丹後與謝郡	龍正院	十一面	同	同	橋立寺	同	同	同
二九	松尾寺	馬頭	若狹加佐郡	觀音院(南園)	十一面	同	同	長泉寺	同	同	同
三〇	寶嚴寺(南園)	千手	近江淺井郡	高藏寺	同	同	同	寶雲寺	同	同	同
三一	長命寺	十一面	同	楠光院	同	同	同	觀音院	同	同	同
三二	觀音寺	千手	同	清水寺	同	同	同	法性寺(南園)	同	同	同
三三	華嚴寺	十一面	美濃大野郡	那吳寺	同	同	同	菊水寺	同	同	同
三四								水澤寺	同	同	同上(日野澤村)

サンジ

なほ西國三十三觀音は、拾介抄には六角堂、中山寺、河島、清水寺(京都)法性寺觀音堂、神光寺、醍醐如意輪堂、石岡寺、總持寺、勝尾寺、六波羅密寺、神咒寺、長谷寺、元興寺、東大寺法華堂、同西金堂、粉河寺、紀伊三井寺、真木尾(施福寺)華嚴寺、那智如意輪堂、天王寺、清水寺(播磨)成相寺、長樂寺(准履)又は十一面と云ふ、京都(眞峰寺)善蓋寺(大和高市郡)藤井寺、石山寺、觀音寺、袋懸(近江)穴太寺の三十二所を掲げ、異本には河崎、中山、長樂寺、法性寺觀音堂、神光寺、神咒寺、元興寺、西金堂、天王寺、紀伊三井寺、袋懸等は無き由を断り、別に仲山寺、長命寺、准履堂、行願寺、千手堂(御室戸)如意輪堂、法華寺(壺坂寺)松尾寺、觀音寺、竹生島を記したり、蓋し拾介抄は、洞院公賢の作にて、實照の増補せしものなれば、南北朝より室町のはじめまでは時によりて一定せざりしが、後には右表の如く定まりしなるべし、

語新院御謀反の條に、吾國邊地聖散の界と云へども、神國たるに依て、總じては七千餘座の神、殊には三十三番神朝家を守り奉り給ふとあれば、鎌倉時代既にありしこと明なり、法華守護は、僧日蓮の唱へ出せる所なりと云ふ、以上の外如法經守護番神あり、諸神記諸社根元記に番神の名詳かに見えたり、左に示す(名物類聚考、古事類苑神祇部)

【天地護神三十番神】

東宮八神
第一歳星神 (此曰木祖句々廻馳)
第二角宿 (此曰草祖野植)
第三穴宿神 (此曰小鳥神)
第四氏宿神 (此曰大鳥神)
第五房宿神 (此曰神雷神)
第六心宿神 (此曰神風神)
第七尾宿神 (此曰飛鳥神)
第八箕宿神 (此曰浮船神)
北宮八神
第一辰星神 (此曰川神)
第二斗宿神 (此曰下津神)
第三牛宿神 (此曰大和山神)
第四女宿神 (此曰磐根神)
第五窟宿神 (此曰萬雄神)
第六危宿神 (此曰海原神)
第七室宿神 (此曰忌部神)
第八壁宿神 (此曰齋幡多尾神)
西方八神
第一太白神 (此曰金祖神)
第二奎宿神 (此曰澤邊水神)
第三婁宿神 (此曰鳥野田神)
第四胃宿神 (此曰瀧祭神)

第五昂宿神 (此曰勝雄神)
第六畢宿神 (此曰浦上神)
第七觜宿神 (此曰酒守神)
第八參宿神 (此曰時守神)
南方八神
第一熒惑星神 (此曰火神)
第二井宿神 (此曰井筒守神)
第三鬼宿神 (此曰彦魂主神)
第四柳宿神 (此曰道祖兒玉神)
第五星宿神 (此曰澄水吉見神)
第六張宿神 (此曰片山野神)
第七翼宿神 (此曰神高見神)
第八軫宿神 (此曰時主天兒神)
右深祕家傳之訣也、容易不可傳云々、

【内侍所三十番神】

第一離火神 (此曰手比留尊)
第二大日靈貴神
第三日前尊
第四國懸命 (此曰國津母命)
第五坤地神
第六伊弉册命
第七天香久山尊
第八三輪高見尊
第九兒澤尊 (此曰少女神)
第十字多魂尊
第十一押山雄取子尊
第十二鳥籠尊
第十三乾天尊 (此曰天津祖尊)
第十四伊弉諾尊
第十五佐種原尊
第十六心太尊

サンジ

サンジ

サシ

第十七水尊 (此曰河主神)
 第十八國常立尊
 第十九國狹植尊
 第二十豐斟尊 (此曰山主尊)
 第二十一長山尊
 第二十二泥土煮尊
 第二十三大戸道尊
 第二十四素盞鳴尊
 第二十五靈雷尊 (此曰雷主尊)
 第二十六天津彦彦火瓊瓊杵尊
 第二十七彦彦火出見尊
 第二十八鷲鷲草葺不合尊
 第二十九異風神 (此曰神風尊)
 第三十沙土煮尊
 第三十一大苦邊尊
 第三十二二憶根尊
 以上所奉勸請内侍所者、三十番神也、上古不
 秘之、自延喜聖代以來、平人不傳授之、神備
 之家訣、勿令他視之、勿懷忘云々、

【王城守護三十番神】
 左青龍八神 第二甲神 第三日神
 第一寅神 第二卯神 第三辰神
 第四卯神 第五乙神 第六辰神
 第七雷神 第八風神
 以上乃八神、將軍塚内封之天、自東朱雀至
 西而、九町之内、擁護之、
 前朱雀八神 第二丙神 第三火神
 第一巳神 第二丁神 第三火神
 第四午神 第五丁神 第六河伯神
 第七巳神 第八地神
 以上乃八神、男山清水乃、上懸、封之天、自九

サシ

條、至五條坊門、而十九町之内、擁護之、
 右白虎八神 第二庚神 第三月神
 第一申神 第二庚神 第三月神
 第四酉神 第五辛神 第六太白神
 第七澤神 第八天神
 以上乃八神、高雄鷲鷲草葺不合尊、自西朱
 雀、至西洞院、而九町之内、擁護之、
 後玄武八神 第二壬神 第三水神
 第一亥神 第二壬神 第三水神
 第四子神 第五癸神 第六海神
 第七龍神 第八山神
 以上乃八神、於糺森邊、封之天、自一條、至綾小
 路、而廿町之内、擁護之、

【吾國守護三十番神】
 第一天神與地神 第二日高與太元
 第三陰神與陽神 第四内宮源與外宮宗
 第五狹植與豐斟 第六泥土煮與沙土煮
 第七大戸道與大苦邊 第八面足與憶根
 第九忍穠耳與瓊瓊杵 第十火出見與葺不合
 第十一伊非諾與伊非册 第十二日前與國懸
 第十三淡路胞與淡路洲 第十四伊豫二名與筑紫洲
 第十五隱岐洲與佐渡洲 第十六越洲與大洲
 第十七對馬與壹岐島 第十八湖沫與永沫
 第十九海原與野原 第二十川神與山神
 第二十一野槌與句々廻馳 第二十二脚摩乳與手摩乳
 第二十三思兼與手力雄 第二十四照日與月夜
 第二十五杵築與八重垣 第二十六兒屋根與天種子
 第二十七天御隆與日御隆 第二十八織津與秋津
 第二十九氣吹戸與速須須良 第三十夜司與葺司
 高天原共誓曰、他國與吾國、他人與吾人、故
 天長地久、君樂人安、異賊襲來之恐、無久、雜々

サシ

罪事皆無、視々他人不傳云々、
 【禁國守護三十番神】
 初十日 伊勢 十一日 山崎 石清水
 十二日 山崎 上下賀茂 十三日 山崎 松尾
 十四日 山崎 大原野 十五日 大和 春日
 十六日 山崎 平野 十七日 近江 大比叡
 十八日 近江 小比叡 十九日 近江 聖眞子
 二十日 近江 客人 廿一日 近江 八王子
 廿二日 山崎 稻荷 廿三日 山崎 住吉
 廿四日 山崎 祇園 廿五日 山崎 赤山
 廿六日 近江 健部 廿七日 近江 三上
 廿八日 近江 兵主 廿九日 近江 苗荷
 卅日 備中 吉備津
 初一日 近江 熱田 初二日 近江 諏訪上
 初三日 近江 廣田 初四日 近江 氣比
 初五日 近江 氣多 初六日 近江 鹿嶋
 初七日 山崎 北野 初八日 山崎 大原江文
 初九日 山崎 貴布禰
 閏月、備之前中後之三吉備津、一旬充守護之、但
 補、每年六日之閏、云爾、當日當番中、當神不企參
 詣、神不在、馬也、是故強不秘之云々、

【法華守護三十番神】
 大比叡 自初日至 小比叡 自七日至二十
 日 守護之
 聖眞子 自十三日至二十 客人 自十九日至廿
 八日 守護之
 八王子 自廿五日至
 晦日 守護之
 右件五神、山門鎮護靈神也、因茲令五神守護此
 經云々、閏月者、諸末社之役云、

【如法經守護三十番神】
 初一日 伊勢 初二日 石清水

サシ

初三日 賀茂 初四日 松尾
 初五日 平野 初六日 稻荷
 初七日 春日 初八日 大比叡
 初九日 小比叡 初十日 聖眞子
 十一日 客人 十二日 八王子
 十三日 大原野 十四日 大神
 十五日 石神 十六日 大倭
 十七日 廣瀨 十八日 龍田
 十九日 住吉 廿日 鹿嶋
 廿一日 赤山 廿二日 健部
 廿三日 三上 廿四日 兵主
 廿五日 苗荷 廿六日 吉備津
 廿七日 熱田 廿八日 諏訪
 廿九日 廣田 卅日 氣比

【三十六歌仙】
 歌に秀でたるもの三十六人を云ふ、藤原公任の撰ぶ
 所なり、公任、具平親王と和歌を論じ、公任は貫之を
 以て歌仙とせしに、親王は人丸を最も優れたるもの
 とせり、公任依りて秀歌十首を撰びて合せて、七
 首は人丸三首は貫之の勝となれり、依りて古來歌人
 の優劣を定めんが爲めに、公任自ら三十六人の秀歌
 を撰び、左右に分ちて合せて勝負を定めたるものな
 りと云ふ(三十六歌仙傳、登草紙)、後には倣ひて中
 古三十六歌仙、新三十六歌仙、釋門三十六歌仙、集外
 三十六歌仙、女房三十六歌仙、近世三十六歌仙等の撰
 あるに至れり、今左に其歌仙の名を示す(群書一覽、
 古事類苑文學部)

柿本人丸 紀貫之 凡河内躬恒 伊勢
 中納言家持 山邊赤人 在原業平 遍昭僧正
 素性法師 紀友則 猿丸大夫 小野小町
 中納言兼輔 中納言朝忠 中納言敦忠 藤原高光

サシ

源 公忠 壬生忠岑 齋宮女玉 祭主頼基
 藤原敏行 源 信明 源 宗千 源 順
 源 清正 源 重之 藤原興風 清原元輔
 坂上是則 藤原元眞 大中臣能宣 壬生忠見
 小 大君 藤原仲文 平 兼盛 中 務
 【後六々撰】 刑部卿藤原範兼の撰する所なり、群
 書類從には中古三十六歌仙とせり、
 和泉式部 相 模 惠慶法師 赤染右衛門
 能因法師 伊勢大輔 曾禰好忠 道命阿闍梨
 藤原實方 藤原道信 平 定文 清原深養父
 大江嘉言 源 道濟 藤原道雅 增基法師
 在原元方 大江千里 藤原公任 藤原輔親
 藤原高遠 馬 内 侍 藤原義孝 紫式部
 道 綱母 藤原長能 藤原定頼 上東門院中將
 兼 覽王 在原棟梁 文屋康秀 藤原忠房
 菅原輔正 大江匡衡 安法法師 清少納言
 【新三十六歌仙】 撰者未詳、正元二年の序あり、
 後鳥羽院 土御門院 順 德院
 太上天皇 雅成親王 宗 尊親王
 道助入道親王、式子内親王 藤原良經
 藤原道家、西園寺公經、久我通光
 西園寺實氏 源 實朝 九條基家
 藤原家良、慈 鎮 行 意
 堀河通具、藤原定家、八條院高倉
 藤原俊成女、宮 内 卿 藤原門院少將
 藤原爲家、藤原雅經、藤原家隆
 藤原知家、藤原有家、藤原光俊
 藤原信實、藤原隆祐 源 具親
 源 家長、鴨 長明、藤原秀能
 又別に中古三十六歌仙あり、撰者詳かならず、前の、
 印十六人の外、能圓、月輪兼實、俊成、寂蓮、藤原實行、

サシ

基俊、源頼政、顯昭、宜秋門院丹後、西行崇徳院二條
 院讃岐、徳大寺實定、源俊賴、小侍從、經信、忠良、兼
 宗、清輔の二十人を加へたるものを云ふ、
 【女房三十六歌仙】 撰者不詳、奥書に應安六年長
 月上旬之比以正本書寫畢、とあれば、南北朝の
 頃既にありしこと明なり、
 小野小町 式子内親王 伊勢
 宮 内 卿 中 務 周 防 内 侍
 齋宮女御 俊 成 女 季 繩 女
 待賢門院堀川 右近衛大將道綱母 宜秋門院丹後
 馬 内 侍 嘉陽門院越前 赤 染 衛 門
 二條院讃岐 和泉式部 小 侍 從
 女藏人左近 後鳥羽院下野 紫 式 部
 辨 内 侍 小 式 部 少 將 内 侍
 伊勢大輔 殷富門院大輔 清少納言
 土御門院小宰相 大貳三位 八條院高倉
 高 内 侍 後嵯峨院中納言典侍
 一宮 紀 伊 式 乾 門 院 御 匣 相 模
 藻壁門院少將
 【釋門三十六歌仙】 貞觀三年勸修寺僧正榮海の撰
 する所、
 達磨 菩提 行基 傳教
 弘法 慈覺 智證 滿賢
 玄奘 遍昭 喜撰 聖寶
 素性 空也 日藏 能因
 性空 源信 惠慶 行尊
 真運 永觀 登蓮 行尊
 永縁 俊惠 道因 西行
 慈圓 守覺 顯昭 寂蓮
 寂念 行意 貞慶 高辨
 【集外三十六歌仙】 東福門院の爲めに撰ぶ所なり

サンシ

平常縁(東野州) 津守國冬 淨通尼
 宗長(柴屋軒) 宗碩(月村齋) 永閑(能登)
 正徹(招月庵) 正廣(日頃) 兼載(猪苗代)
 太田道灌 三好長慶 宗養
 伊達政宗 猪苗代兼興 支陳(里村)
 昌俊(佐川田) 尙謙(惣社) 長嘯(東山)
 宗祇(種玉庵) 心敬 基佐(櫻井)
 宵柏(牡丹花) 親當(蛭川) 冬康(三好)
 紹巴(臨江齋) 宗牧 支旨(細川)
 心前 元就(毛利) 氏康(北條)
 晴信(武田) 氏政(北條) 氏真(今川)
 昌叱(里村) 政一(小堀) 貞徳(曾遊軒)
 【職人三十六歌仙】 烏丸光廣の撰する所なり、
 醫師 陰陽師 佛師 經師
 鍛冶 番匠 刀磨 鑄物師
 巫女 盲目 源草 壁塗
 緋緋 簞打 塗師 指物師
 針磨 珠數引 桂女 大原人
 商人 海士人 具足屋 糸屋
 皮屋 縫物屋 弓師 靴屋
 筆結 扇屋 彫物師 鏡屋
 笠屋 桶結 轉打 船人
 【近世三十六歌仙】
 契 沖下河邊長流 僧元 政 荷田春滿
 荷田在滿 荷田御風 荷田蒼生子 賀茂眞淵
 倭文子 本居宣長 小澤蘆庵
 富士谷成章 僧 涌蓮 加藤枝直
 加藤千蔭 上田秋成 伴 蒿 橋 常樹
 村田春郷 村田春海 祇園棍子 井上通子
 僧 澄月 荒木田久老 榊取魚彦 小野古道
 加藤美樹 梨本祐為 本居春庭 尾崎雅嘉

サンシ

僧 慈延 橋本經亮 清原雄風 清水濱臣
 垣本雪臣 香川景樹
 【サンシ】 三津 薩摩國川邊郡坊津、筑前國那
 珂郡博多、伊勢國阿波津を云ふ、武備志日本考に、國
 に三津あり、皆商船の聚る所、海に通ずる江なり、坊
 津、花畑津、洞津、三津唯坊津を總路とす、客船往返
 に必ず由る、花畑津津を中津とす、地方廣瀨にして
 人煙湊集す、中國の海商此地に聚らざるなし、洞津
 を末津とす、地方山城と相近けれども、貨物或は備
 り、或は缺く、たゞ中津には有らざるものなしと云
 へり、又は數津、高津、難波津を攝津三津と云ふ(筑
 前舊志略、和漢名數)
 【サンシ】 山人 「ヤマビト」を見よ、
 【サンシヤ】 三社 天照大神宮、八幡宮、春日神
 社をいふ、
 【サンシヤウ】 散狀 請文の事を云ふ、(沙汰未
 練書) 吾妻鏡文治四年七月二十八日の條に、若有御
 不審者、進雜掌於寺家、可申散狀、賦云々、と見
 え、曆仁元年二月十六日建長四年七月十四日の條に
 も見えたり、又廻狀をも云ふ、「クワイシヤウ」の條
 を見よ、今散狀の體裁は吾妻鏡建長五年七月九日の
 條に見えられたるに示す、
 九日丁酉、隨兵事今日被廻散狀書様、
 右來八月放生會可有御社參、各帶三布衣可致
 供奉之狀、依御所廻如件、
 右來八月放生會可有御社參、各爲隨兵可致
 供奉之狀、依御所廻如件、
 右放生會可有御社參、各兼可致參向廻廊之
 狀、依御所廻如件、
 【サンシヤウニシ】 三上人 「ニホンサンシ
 ヤウニシ」を見よ、

サンシ

【サンシヤクバウ】 三尺坊 可睡齋(カスキ
 サイ)を見よ、
 【サンシユ】 散手 散手破陣樂(サンシユハゲン
 ラク)を見よ、
 【サンシユツ】 算術 算術 數學の一種、數を
 算へ計る術を云ふ、又算道とも云ふ、和算洋算の二
 あり、和算は算木算盤を以て數へ、洋算は數字を記
 して計る、(算術) 太古物の長短を計るに、握阿
 多、比呂等の名を用ひしを見れば、既に算術ありし
 こと明なり、後ち日韓交通開け、互に相往來するや、
 彼の算術傳はりしなるべし、履仲天皇の時、内藏の
 出納を記せしめたり、茲に於て算術の用明なり、欽
 明天皇十五年百濟より曆博士王保孫來朝し、推古天
 皇十年百濟の僧觀勒來て曆本天文方術及び遁甲書を
 獻す、玉陣高總日並立等をして、その科を分て之を
 學ばしむ、是より支那算術漸く廣まり、日本算術終
 に其傳を失へり、文德天皇大寶年間、算博士二人掌
 教算術、算生卅人學習算術と、職員令に見え、專
 ら其學を修めしむ、且つ試科に加へて博士及び諸國
 博士を養成す、算數科を定め、取る所は孫子五曹等
 十書なり、醍醐天皇延喜の頃に至り、課業亦其數を
 増せり、大學式に凡須講云々、算生者、漢晉律曆志、
 大衍曆議、九章、六章、周髀、定天論とあり、後白河天
 皇の世、日向守通憲計子算法を述ぶ、後世に至り、算
 學は三善、小槻兩氏の家學の如くなりて、他氏の者
 を任ぜられざる如くなり、武家起るに及びて、兩家
 の外に算道に秀るもの多く出づ、頼家の時大輔房源
 性あり、無雙の算術者を以て幕府に仕ふ、又松島の住
 僧は源性より勝れたること吾妻鏡に見えたり、後陽
 成天皇文祿の頃、豐臣秀吉の臣毛利勘兵衛重能、算を
 能くす、其術を研究せしめんが爲に、明に遣はす、然

サンシ

れども明人之を善く遇せざるのみならず、且つ其詳
 なるを傳へず、因りて一たび歸朝して秀吉に訴ふる
 に、身卑く費給つゝかざるを以てす、秀吉乃之を奏
 請して出羽守とし再び之を遣はす、然に吾國明と隙
 を生じ秀吉も尋で斃せしを以て、未だ究むること能
 はず、歸りて只其業を教授し、遂に死す、然れども
 算法統宗等の算書を持ち歸れるを以て、歸除法を傳
 へ、歸除濫觴を著せり、日本算術書の始めなり、重
 能門人數百人あり是より算術復世に行はる、珠算法
 始て行はる(人倫訓蒙圖彙に十露盤は吉田七兵衛之
 を作る云へり)高弟三人あり、今村知高、吉田光由、
 高原吉種とす、共に日本數學を祖述せり、寛永中吉
 田光由摩劫記一卷を著はす、世人之を重寶す、後世
 算術書と言ふもの皆之を稱せざるなし、七上野に
 弘文院を立て、算術も學科に加ふ、學ぶものなし、歸
 除に次で、算籌法興る、この除法は、則ち商除法なり、
 此法九歸句法の暗誦を要せざるが故に初學者に入り
 易し、汝思甫之を珠算に施して、算法統宗を著す、百
 川治兵衛之を得て門弟に教ふ、之を百川流と云ふ、正
 保二年治兵衛龜井算二卷を著はす、是より此術を龜
 井算と云ふ、北陸に行はる、慶安以後に至りては、今
 村、吉田、高原三氏の門人後才輩出し、算術の學益々
 盛なり、寛文中長崎の小林義信西洋算を傳ふ、是
 より上來の算法を古流と稱す、綱吉の時關孝和(新
 助)高原吉種の門人となり大に數理を極め、初て演
 約法を發見し、進で點算法を發明せり、推て約術、兩
 一術、窮管等の理悉く其奥旨を明にし、隨て發明す
 る所の術多し、日本數學中興の祖と稱せらる、其門
 下を關流と稱す、天和三年徳久好末、一の算學を立
 つ之を空一流と云ふ、尋で中西正好は中西流を起
 す、元文寛保の交大阪の人宅間源左衛門あり、自ら一

サンシ

派を立て、宅間流と云ふ、延享以後益々算術行はる、
 明和安永中安島直圓、天性數理に長じ、圓圓の周背等
 の正理を發見す、山路主住の門人なり、關流秘書を
 皆傳す、安永八年藤原定實精要算法を著し、算學書
 はより一變す、天明四年鈴木安且當世摩劫記を著は
 し、自ら流派を立て最上流と云ふ、關流の點算術を
 改稱して、天生法と名け、弟子に教ふ、是より各流
 相争ひ、門流の弊起る、寛政享和年中伊能忠敬出で、
 最も算數に明にして、測量に長ず、幕府の命により
 日本全國を測量す、享和三年古川氏清關流より出で
 て古川流の一派を開く、當時十九流あり、百川、關、空
 一、中西、宮城、宅間、最上、古川、古流、久留島、大橋、
 中根、西川、麻田、北憲、小村、古市、溝口、清水等と爲
 す、安政二年小野廣勝幕府の命に依て西洋算法を和
 蘭人より受け、三年柳川敬洋算用法を著はす、是より
 洋算漸く弘まる、文久三年數學局を置き、神田孝
 平を以て教官とす、是より洋算益々行はる、明治二
 年開成校に洋算の科を置き、日本算法を探らず、
 五年大中小學に課する數學は一に洋算のみ用ひし
 む、是より洋算一般に普及し、珠算は僅かに商家等
 の一部に行はるのみ(文藝類纂、數學歴史)

サンシ

【サンシユノシニキ】 三種神器 三種神器 八咫鏡、草薙劍、八坂瓊曲玉の總稱、後ち鏡劍の二種を
 摸造して内裡に奉安するに及び、之を古來より傳來
 せる曲玉と合して、また同じく三種神器といふ、瓊々
 杵尊以下代々の天皇相傳へて天日嗣を知しめす御璽
 とし給ふ、(國體通考)瓊々杵尊が、日向國高千穂に赴
 きて帝國を統治せんとし給へる時、天照大神、此
 の三種の神器を授け、且つ此鏡は我が御魂代として、
 猶吾れを視るがごとくなるべしと宣へり、瓊々杵尊
 即ち三種の神器を拜受して、高千穂宮に奉安し、神

サンダ

サンダイガサ 參内傘 公卿參内の時、用ふる傘なるを以て名づく、柄は長くして後よりさしかさすなり、

サンダイジ 三大寺 飛鳥寺、大安寺、川原寺を云ふ、各條を見よ、

サンダイシツロク 三代實錄 國史大系第四卷に收む清和陽成光孝三代に於ける三十年間の實錄にして、一卷より二十九卷までは清和天皇の實錄、天安二年八月より貞觀十八年十一月に至り、三十卷より四十四卷までは陽成天皇の實錄、貞觀十八年十二月より元慶八年二月に至り、四十五卷より五十卷までは、光孝天皇の實錄にして、元慶八年二月より仁和三年八月に至る間の事蹟を記せり、卷首に日本三代實錄と題し、延喜元年八月の序文あり、降りて寛文十三年松平見林異本を參考して補闕し之を上梓す、初め宇多天皇の御宇、源能有、藤原時平、菅原道真、大藏善行、三統理平等勅を奉じて撰びしが、讓位後賢く之を停止す、醍醐天皇即位に及び更に勅して前業を繼がしめ遂に大成せしむ、殊に撰修の功最も多きは、大藏善行となす(三代實錄)

サンダイシフ 三代集 古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集の三歌書をいふ、詳しくは各條參看すべし、

サンダイシンケ 三大臣家 中院正親町三條、三條西の三家を云ふ、この家のみ大臣となることが故に名づく、大臣家とは、大臣に至りても、近衛大將を兼ねることを得ざる家をいふ、尙ほ各氏の條を見よ(有職中抄)

サンダイテン 參内殿 京都皇居内の御殿の名、上皇御所御幸の時、此所より入御あり、

公茂 實忠 公忠 實冬 公冬 實量

公教 實香 公賴 實綱 公廣 實秀

公富 實治 公充 實顯 季晴 實起

公修 實萬 公睦 實美 公恭 公美

サンデウキンアツ 三條公敦 名義世に龍翔院入道前右大臣と號す、實量の子、實量、文明八年八月内大臣に累進し、十一年四月右大臣に轉じ、十二年三月辭職、十三年二月出家、永正四年四月八日薨す、年六十九(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンシゲ 三條公茂 名義世に押小路前内大臣と號す、實重の子、母は内大臣通成の女、實保元年六月内大臣に累進し、二年八月辭職、元亨四年正月九日薨す、年四十一(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンタタ 三條公忠 名義世に後押小路前内大臣と號す、實忠の子、母は左中將公直の女、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンチカ 三條公親 名義世に白川前内大臣、又は後三條入道内府と號す、法名親阿彌、實親の子、母は公經の女、弘長元年三月内大臣に累進し、同二年正月辭職、弘安九年三月出家、正應五年七月十二日薨す、年七十二(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキントミ 三條公富 名義世に心院と號す、明曆二年十二月内大臣に累進し、萬治元年九月辭職、寛文四年四月右大臣に任じ、五年正月薨す、延寶五年六月十二日薨す、年五十八(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンナガ 三條公修 名義世に法輪大臣、後已心院前内大臣と號す、事蹟文武政三年九月内大臣に累進し、四年四月之を辭す、天保十一年九月十三日薨す、年六十七(大臣補任)

サンデウキンノリ 三條公教 名義世に條内大臣と號す、實行の長男、母は修理大夫顯季の女、嘉承二年十一月叙爵、長承二年正月參議に進み、保延二年十二月權中納言となり、久安六年八月大納言に任じ、保元二年八月内大臣に累進し、大將元の如し、永曆元年七月九日薨す、年五十八(尊卑分脈)

サンデウキンフサ 三條公房 名義世に土寺前太政大臣と號す、法名空海、實房の子、母は經宗の女、建保三年十二月内大臣に累進し、六年十月太政大臣に轉ず、承久三年十二月職を辭し、文曆二年九月出家、建長元年八月十六日薨す、年七十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンフユ 三條公冬 名義世に白川入道前右大臣と號す、應永廿四年閏正月内大臣に累進し、同年十二月右大臣に轉じ、三十年十月辭職、享徳四年出家、長祿三年五月十七日薨す、年六十九(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンヨリ 三條公賴 名義世に龍翔院と號す、實香の子、天文十年三月内大臣に累進し、十二年七月右大臣に轉じ、十四年六月辭職、十五年正月左大臣と爲り尋で罷む、位從一位に至る、廿年八月廿九日薨す、年五十七(公卿補任、大臣補任)

サンデウクワンバク 三條關白 藤原賴忠(フナハラノヨリタケ)を見よ、

サンデウサキノナイダイジン 三條前内大臣 正親町三條實繼(オホギマチサンデウサネツク)を見よ、

サンデウサネアキラ 三條實顯 名義世に誠心院と號す、寛延二年十二月内大臣に累進し、三年八月辭職、寶曆四年二月右大臣と爲り、尋でまた辭す、安永元年十二月十九日薨す、年六十五(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネオキ 三條實起 名義世に曉心院、轉法輪前右大臣と號す、寛政八年十二月内大臣に累進し、九年三月辭職、文化十一年四月右大臣に任ず、隨身兵仗を賜ふ、同年九月辭職、文政六年九月七日薨す、年六十八(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネカ 三條實香 名義世に寺と號す、法名論空、永正四年四月内大臣に累進し、十二年四月右大臣に轉じ、十五年五月左大臣に進む、大永元年七月左大臣を辭し、天文四年八月太政大臣に任ず、五年辭職、六年二月出家、弘治四年二月廿五日薨す、年九十一(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネカス 三條實量 名義世にの名實尙、後實教に改め、又今の名に改む、後三條入道前左大臣と號す、公光の子、實寶徳二年六月内大臣に累進し、享徳元年十月辭職、長祿元年六月右大臣と爲り、尋で辭す、三年十二月左大臣に任じ、四年七月又辭す、應仁元年十月出家、文明五年十二月十九日薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネシゲ 三條實重 名義世に條入道前太政大臣と號す、法名覺空、公親の子、母は左大臣實雄の女、正應五年十一月内大臣に累進し、永仁元年正月辭職、文保二年八月太政大臣に任ず、元應元年十月辭職、二年九月出家、嘉曆四年

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

サンダ

年首參賀の時、皇族大臣皆此より參入す、故に參内殿と云ふ、千壽萬歳、猿舞、三月三日鬮馬等此庭にて行はる、其時天皇此殿の上段に臨み御覽あるを例とす、御覽内の御車寄の内、御覽殿は梁行四間、桁行八間、南北紫、檜皮葺、檜木造、其南を上段とし、次に中段とし共に十二帖半、其次を下段とす、十五帖、西に椽座敷あり、十九帖半、南面に外椽あり、西に御車寄あり、東に一間に五間の椽座敷あり、其より二重長廊を以て遙に常御殿に至る、皇居(クラウキヨ)の挿圖參看(安政造營誌、平安通志)

サンダウ 算術(サンジュツ)を見よ、

サンダウタウ 算道堂 算道を學ぶ所、大内裡大學寮の郭内に在りて、明經道室の南に位す、其占地構造等明經道室に同じく、中央に正堂ありて南面し、大七間二面、南北に廂あり、門内の左右に東西の兩舎あり、孰も五間二面の大きなり(大内裡圖考證、平安通志)

サンダウタウ 三道堂 名義世に大内裡大學寮の郭内に在る一堂にして、明經、明法、筆の三道の學堂をいふ、關西都堂院の南、本寮及び厨の西、大内裡圖考證)

サンダヤキ 三田焼 名義世に攝津國有馬郡三田に於て製する陶器を云ふ、原産地は元祿年間領主丸鬼某、其地の工人に命じて古青磁を模造せしむ、其巧殆ど眞に通る、是を三田青磁といふ、近時其工なしと雖も製出すること絶えず、工人業を傳へて今に至る、焼物(ヤキモノ)の挿圖二參看(工藝志料)

サンチャウキ 三長記 名義世に關西本寫本九冊、柳原本は十二冊なり、三條中納言長兼の日記なるを以て三長記と云ふ、又三中記、三黃記と云ふも皆氏と官とを取りて名とせしなり、長兼卿記とも如天記とも云ふ、祇園本は弘安六年八月一條家の本を寫したるを、慶安三年前大納言某又書手に命じて復寫せしめたるものにして、其年紀は建久六年冬、七年、建仁元年、元久三年とす、柳原本は右の外建久六年秋、八年、九年、正治元年、元久元年、建永元年の年記あり、別に東進記一冊あり、正治二年より建永元年に至るまで、東宮に關する記事を抄出したるものなり、長兼東宮大進(順德天皇)なりしを以て名とせしなり、長兼は入道信西の孫にして、學深く才長し、朝廷の典故に明なり、故を以て御即位の如き、御産の如き、開關解陣の如き、東宮の儀禮に關するもの、如き、最も精細を極め、前後の日記に見る能はざる事實多し、朝廷の典禮を研めんとする人は、必ず讀むべきの良書なり、猶又當時近衛九條兩家の政權争奪の事情は、明月記愚管抄と參照せば、裨益する所少からず(三長記、歴世記録考)

サンツイタテ 三朝日 江戸時代、正月元日及び六月朔日、八朔(八月朔日)との式日を合せていふ稱、

サンデウウチ 三條氏 姓は藤原、七清華の一、九條右大臣師輔の十男院院太政大臣公季より出づ、五代實行太政大臣位一位に昇り、出家して八條入道相國と號す、又三條と號す、其第宅三條の北高倉の東に在るを以てなり、子孫依て氏とす、又轉法輪とも稱せり、清華に列し、極官太政大臣たり、而して簡を家業とせり、子孫相繼ぎて明治に至り、實美維新の際大功ありしに依り公爵を授けらる(尊卑分脈、知譜撰記、有職中抄、華族譜)

公季 實成 公成 實季 公實 實行

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

公教 實房 公房 實親 公親 實重

サネデ

六月廿六日薨す、年七十一(公卿補任、大臣補任)
サネデウサネタタ 三條實忠 名親後
三條前内大臣と號す。公茂の子、母は家女房
...

サネデウサネチカ 三條實親 名親世
白川入道前右大臣と號す、又後三條、淨土寺とも
...

サネデウサネツム 三條實萬 名親號
は虚中、刺髪して澗空といふ、忠成と號す。公修
の子、事順享和二年二月十五日生る、文化九年首服
...

サネデウサネフユ 三條實冬 名親世
以後三條入道太政大臣と號す、法名常忠。公忠
の子、事順應永二年十二月内大臣に累進し、三年七
月右大臣に、六年二月左大臣に轉ず、九年八月太政大
臣と爲る、十四年二月出家、十八年一月薨す(公卿補
任、大臣補任)

屏居し、後ち更に一乘寺村に移る、六年五月幕府諷
して落飾せしむ、幾干もなくして十月六日薨す、年
五十八、天皇震悼し、爲めに朝を轍むる事三日、薨す
の前一、特旨従一位に叙す、超えて十三日小倉
山に葬る、文久二年七月右大臣を贈り、明治二年更
に詔して忠成と諡し、十八年十月神號を賜ひて梨木
神社と號し、別格官幣社に列し、三十二年また正一
位を贈る(三條實萬公事略、官報)

サネデウサネハル 三條實治 名親曉
心院と號す。元祿六年八月内大臣に累進し、尋
で辭す、十七年正月右大臣となり、また罷む、正徳五
年三月左大臣に任ず、同八月之を辭す、享保九年八
月十二日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

サネデウサネヒデ 三條實秀 名親己
同十二月辭す、慶安五年九月右大臣と爲り、承應二
年二月罷め、萬治三年正月左大臣に任ざられ、寛文十
一年八月廿五日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

サネデウサネフサ 三條實房 名親三
條入道と號す、法名清空。公季八代の孫、公教
の子、母は中納言清隆の女。文治五年七月右大
臣に累進し、建久元年七月左大臣に轉じ、七年三月辭
職、尋で出家す、嘉祿元年八月十九日薨す、年七十八
(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サネデウサネユキ 三條實行 名親八
なり、永徳三年に卒す、其第三條の北、朱雀の西に在
り、子孫依て氏となす、公時の曾孫道遠院内府實隆、
其男稱名院右大臣公條、其子三光院内大臣實枝等を
稱して、三條西三代といふ、共に學に厚く和歌に優れ
たるを以てなり、爾來歌道を傳へ家業とせり、子孫
相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、現
今西三條と稱す、其支族に武者小路、押小路氏あり
(尊卑分脈、有職中抄、華族諸家傳、華族譜)

條入道相國、又は三條と號す、法名蓮覺。公實
の三男、母は美濃守基貞の女。寛治七年正月叙
爵、永久三年四月參議に任じ、久安五年七月右大臣
に進み、六年八月太政大臣に任じ、保元二年八月辭
職、永曆元年正月出家、應保二年七月廿八日薨す、年
八十四(尊卑分脈、公卿補任)

サネデウサネヨシ 三條實美 名親交
を實萬といふ。天保八年二月八日京都に生る、
嘉永二年從五位下に叙し、安政元年從五位上侍從に
任ず、禁色昇殿を聽さる、文久二年從三位權中納言に
累進し、議奏使と爲り詔を奉じて江戸に至り攘夷の
旨を達す、同三年朝廷親兵を徵し實美を總督と爲す、
既にして朝議一變し長門に奔る、慶應三年幕府政を
還す、實美召されて議定となる、明治元年正月副總裁
議定職に任じ、尋で外國事務總督を兼ね、大納言に任
じ左近衛大將に轉ず、江戸に下り關東監察使となる、
五月右大臣に任じ、輔相兼關八州鎮將たり、同三年太
政大臣に任ず、六年病あり官を辭す、優詔聽し給はず、
九年勅一等旭日大綬章を賜ふ、十一年實勳局總裁を
兼ね、十二年修史館總裁を兼ね、十五年四月大勳位に
叙し、十七年公爵に叙す、十八年内大臣に任じ尋で辭
す、十九年一月勳勞を賞せられて終身年金五千圓を
賜はる、二十二年十月假に總理大臣を兼ね、尋で辭す、
二十四年二月十八日病革るや、聖駕臨問ありて正一
位に敘せらる、同日薨す、年五十五、北豐島郡音羽護
國寺に國葬す、朝廷痛惜三日間朝を廢せらる(墓誌)

サネデウシヤウ 三條城 名親越後國南
蒲原郡、今の裏館村。傳に云、徳治二年佐
原四郎成明五十嵐川の邊山吉に新城を築き、此時山
吉と改號し、此地を所領すと、降りて永正十一年、山
吉景長、長尾爲景の懇望に任せ、當城を譲り同郡木場

サネデ

に移る、後また山吉居住せしと見え、天正八年以上杉景
勝三條城を攻らるべしとして御馬を寄せらる、前代の
城主は山吉なりと越後治亂記に見ゆ、上杉氏の有と
なりてより將士を置き守らしむ、慶長の年堀氏入國
の時、家老雅樂助直清を城主と爲す、同十五年松平忠
輝の移住後、家老大隅守重勝をして守らしむ、元和二
年忠輝改易の時、重勝下總關宿へ轉じ、伯耆矢橋より
市橋長勝轉封し當城に治す、元和六年長勝死後、稻垣
長茂之に代り二萬五千石を領す、慶安四年參河刈谷
城に移封し遂に廢す(北越軍記、北越雜記、恩榮錄)
サネデウテンワウ 三條天皇 名親御
名は居真、法諱金剛淨。冷泉天皇の第二皇子、御
母は贈皇太后超子(太政大臣兼家の女、第六十七代の
天皇。實元元年正月三日降誕、寛弘八年六月一
條天皇の讓を受け十月十六日即位し給ふ、時に藤原
道長左大臣として、權威朝野を傾く、天皇頗る其專權
を惡み、常に其忌まるゝを慮り、意安せず、道長又外
孫以成親王(後一條)を擁立するの意あり、故に天皇の
眼疾を患へ給ふに及び諷刺して位を讓らしむ、會々
其夜月明なり、天皇「心にもあらで愛世にながらへ
ば戀しかるべき夜半の月哉」と詠じ給へり、時に長和
五年正月なり、在位五年改元すると一、寛仁元年五月
九日三條院に崩す、御壽四十二、山城國葛野郡衣笠村
大字大北山北山陵に蒙る(大鏡、大日本史、陸奥一覽)
サネデウドノ 三條殿 足利直義をいふ、京
都三條坊門萬里小路の西、高倉東第に居せし故に名
づく、又高倉禪門とも云ふ、アシカカマダヨシと參看
(梅松論、足利官位記、山城名勝志)

サネデウニシウチ 三條西氏 姓は藤原、
大臣家の一、西三條氏とも稱す、正親町三條公氏よ
り出づ、六世の孫實繼の二男公時權大納言從二位と



(集覽掛纂編料史)藏所院尊二城山

サネデウニシキンエタ 三條西公條
名親本名公保、稱名院と號す、法名仍覺。實隆
の子、母は教秀の女。天文十年正月内大臣に累
進し、尋で辭す、十一年閏三月右大臣に任じ、十二年
七月罷め、十三年二月出家す、永祿六年十二月二日薨
す、年七十七、和歌を能し父の業を繼ぎ才和漢を兼ぬ

サネデ



(集覽掛纂編料史)藏所院尊二城山

サネデウニシキンヤス 三條西公保
名親世に後稱名院入道前内大臣と稱す、又武者小
路と號す。寶徳二年五月内大臣に累進し、同年
六月辭す、康正元年出家、長祿四年正月廿八日薨す、
年六十三(公卿補任、大臣補任)
サネデウニシサネエ 三條西實枝
名親本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名豪
空、或は少覺と云ふ。公條の長子、母は從一位元
長の女。天文十年權大納言に任じ正二位に叙
し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大

サネデ

サンデ

臣に累進し、尋で辭して出家す、同月二十四日薨す、年六十九、實技能く父祖の業を繼ぎ和歌に巧みなり、**三内口決**、一名**三光院**内府記(公卿補任、大臣補任、野史)

サンデウニシサネエダ 三條西實條

名實 香雲院と號す、寛永六年十一月内大臣に累進し、同八年十二月辭す、十七年六月右大臣と爲り、同年十月九日薨す、年六十六(公卿補任、大臣補任)

サンデウニシサネタカ 三條西實隆

名實 本名公世、又公延、法名慈空、道遠院と號す、又耕隱、逃虚子、聽雪の號あり、**系統** 内大臣公保の次



(集菟掛纂編料史)藏所院驛二城山

男、母は左大辨房長の女、**長祿**二年從五位下侍從に任ぜられ、累進して正二位内大臣に至る、永正三年辭し、十三年薨

三條坊門入道内大臣 中院通成(ナカノケンミチナリ)をいふ、

(署自隆實)

年辭し、十三年薨、從て僧照全刺斗に從て戒を受く、後ち諸國を漫遊

(平安通志)

サンデウバウモンノニフダウナイダイジン

梁等修繕の時、作事方、小普請方に於て仕様並に工料木材の見積を司り、經費は勘定方、勘定吟味方之を檢査し、目付方と共に其工事を監臨す、之を三手立會といふ(小宮山氏「府下橋梁の舊制」)

サンテタチアヒ 三手立會 江戸時代、橋

税外の地に耕種し、輕税を納むる者をいふ、建内記に、浮免は散田なりと、成形圖説に、浮免は、口分田の外に百姓の私に耕種する者なりともいふ

サンテン 散田 荒廢又は川邊等の常

の東大寺領浮免先例に任せ、沙汰を致さんと欲するの所、六條院の年預飛騨前司廣季知行すべき旨を稱し、甚だ理に背けり、其妨を停止し東大寺領と爲すべしと令す、後堀河天皇貞貞二年、三島宮領伊豆國玉川郷の散田は地頭の沙汰たるべし云々と令す、後伏見天皇正安元年、河内國通法寺領浮免の所、當等

の頃、一橋、田安、清水の三卿を三殿(俗に御三卿)と云ふ、其家附の役人に、幕府より命ぜらるるもの八役あり、即ち(一)家老(屋形向取締、入用筋、領地の事等を預り掌る、日勤の場にて、出行の時供をなし、又本丸の使等をも勤む、老中の支配にて二人あり、五位に叙し、高は幕府より千俵、三家より千俵を受く、席次芙蓉問詰)(二)番頭(取締向の事を掌り、出行の時供を爲す、又遠國の用にて領地に赴く事あり、布衣の者之を勤め、高五百石役料二百俵を給す)(三)用

サンテンハチヤク 三殿八役 江戸幕府

の頃、一橋、田安、清水の三卿を三殿(俗に御三卿)と云ふ、其家附の役人に、幕府より命ぜらるるもの八役あり、即ち(一)家老(屋形向取締、入用筋、領地の事等を預り掌る、日勤の場にて、出行の時供をなし、又本丸の使等をも勤む、老中の支配にて二人あり、五位に叙し、高は幕府より千俵、三家より千俵を受く、席次芙蓉問詰)(二)番頭(取締向の事を掌り、出行の時供を爲す、又遠國の用にて領地に赴く事あり、布衣の者之を勤め、高五百石役料二百俵を給す)(三)用

サンデ

し、天文六年十月三日薨す、年八十三、性詩歌を能くし才藝多し、**高野山參詣日記**、雪玉集、源氏細流其他史料の好材料と稱せらるるべき日記數十卷あり(公卿補任、大臣補任、野史)

サンデウノサネ 三條院 三條天皇の里内裏、山城國京都三條の北、西洞院の東に在り、拾芥抄略に、長和五年十月二十日戊刻、太上皇自高倉第一遷御新造三條院云々、又、貞元元年七月十七日壬午戊刻、中宮自職御曹司遷御權中納言藤朝光三條家一也云々、榮花物語には、堀河左大將朝光家と記し、又云みや(研子)のおまへも三條院にわたらせ給ひぬ、院のさまわざと池山みづなけれど、おほきなる木どもおほくて、こだちおかしくけたかうなべてならぬさましたり」と見えたり(山城名勝志、平安通志)

サンデウノウタイジン 三條右大臣 藤原定方(フヂハラノサダカタ)を見よ、

サンデウノオトド 三條大臣 藤原頼忠(フヂハラノヨリタダ)を見よ、

サンデウノダイジャウタイジン 三條太政大臣 藤原兼通(フヂハラノカネミチ)を見よ、

サンデウノナイタイジン 三條内大臣 藤原能長(フヂハラノヨシナガ)及び三條公教(サンデウケンノリ)を見よ、

サンデウノニフダウサタイジン 三條入道左大臣 三條實房(サンテウサネフサ)を見よ、

サンデウノニフダウダイジャウタイジン 三條入道太政大臣 三條實重(サンテウサネシゲ)を見よ、

人(遠國の用向、及び領地の事につき所々へ旅行し、取締向の何事も掌り、布衣の者之に任じ、家老の支配に屬し、高四百石、役料二百俵を給す)(四)旗奉行(五)長柄奉行(六)物頭(七)郡奉行(八)勘定奉行にて是を三殿八役と云ふ(明良帶録、掌中大概順)

サンテンマチャウ 三傳馬町 江戸時代、傳馬(テンマ)の宿を爲す三箇所の町をいふ、大傳馬町、小傳馬町、南傳馬町といふ、

サントウキヤウテン 山東京傳 岩瀬京傳(イハセキヤウテン)を見よ、

サントシヨリ 三年寄 江戸町年寄の三人をいふ、即ち奈良屋、榎屋、喜多村の三氏なり、「エドマチドシヨリ」參看、

サンドヒキヤク 三度飛脚 江戸時代、江戸大阪間に於て毎月三度往復せしむる飛脚をいふ、即ち、元和元年、大阪定番の諸士等、東海道各驛驛長等と相議し、始めてその家來を以て飛脚とし、毎月三度、日數八日を限りて東海道を往復せしむ、後世三都定飛脚の濫觴なり、「ヒキヤク」參看(驛邊志稿)

サンナリウ 三和流 伊藤道隆清長の創めたる劍術の流派、清長、寛永中の人始め傳三郎と號し、また十郎左衛門と改む、刀法及び柔術に達し最も精妙なり、水戸家に仕ふ、元祿十年九月九日死す、年七十(武術流祖傳)

サンニフオンシヤウ 參入音聲 參音聲(マキリオンシヤウ)を見よ、

サンニレウ 散位寮 又「トキノレウ」とも云ふ、關西式部省の散位寮、内外文武官散位の事を總掌す、兼て朝集の事を掌る、頭一人從五位下、助一人從六位上、九一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人從大初位上、史生六人、使部二十人、直

サンデ

サンデ

シ)を見よ、

サンデウノミヤ 三條宮 以仁王(モチヒトヲウ)を見よ、

サンテウハ 三鳥派 法華宗富士派の異派なり、三鳥院日秀の始めたる故に名づく

日秀及び其類族等刑に處せられしと云ふ、其後寶永三年に又これを唱ふるものあり、江戸本町に住む生田五郎兵衛、名を日便と云ふ、その弟子に可晴紹繼などいふ者あり、四谷傳馬町に庵室を構へて人を集め、日蓮の書に種々僻説を交へて法談を爲す、其異派なる由を訴ふるものありて、遂に僧は遠流に、地主は追放に處せらる、尋で享保二年大阪に又これを唱ふるものありて、漸く江戸に行はれ來り、誘惑せらるるもの少からず、日蓮と生田五郎兵衛との畫像を奉じて本尊となす、幾程もなく、また捕縛せられ各々刑に處せられしといふ(江戸會誌「三鳥派不受不施」)

サンテウバウモンドノ 三條坊門殿

二條天皇の里内裡、山城國京都押小路の南、三條坊門の北、烏丸の東、東洞院の西に在り、百鍊抄に、應保二年三月廿八日遷幸新造内裏とは、二條天皇の遷御ありしを云ひ、順德天皇の承元四年十一月廿五日受禪ありしも亦此なり、建保二年十一月廿一日土御門上皇並に女院押小路烏丸殿に渡御と、百鍊抄に載せたるも亦同じ、正嘉元年四月十三日上皇新造三條坊門殿に御移徙の事を載す、古今著聞集に、平治元年二月廿五日御方違の爲めに押小路殿に行幸ありけり、透廊にてよもすがら御遊ありけるに、女房の中より硯蓋に、くれなるの薄様をしきて雪をもちりていだされたるに、和歌をつたりける云々と見えたり

丁二人

關西關西文武天皇大寶元年制定して之を置く、宇多天皇寛平八年式部省に合併す(令義解類聚三代格)

サンノツツミ 三鼓 腰鼓の一名、コケレンツツミを見よ、

サンノヘノコホリ 三戸郡 陸奥國

陸奥國後鳥羽天皇の文治五年九月、源頼朝、藤原泰衡を征して、陸奥全國を略せし時、岩崎、葛岡、糠部、津輕四郡の名、吾妻鏡に見ゆ、蓋し糠部は古、蝦夷の地にして、巖手以北の總稱なりしを、頼朝の收めて以て南部光行を封ぜしなり、後ち分て海上郡を置き、又之を分て二月、三月、九月を立つ、されどその建置今さだかならず、寛知集、元祿帳以後三戸に作る、今又同じ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サンノモジノモン 三文字紋 紋所の名、

数字の三を白く、又黒く印したるものを云ふ、河野家の一族を用ふ、之に種々の變體あり、折敷に三文字は大野氏用ひ、圓形に三文字なるは、久留島氏用ひ、角切に三文字の紋は山城流の稻葉氏、安房前山の稻葉氏、豊後白杵の稻葉氏、豊後久留島氏、播磨小野の一柳氏、伊豫小松の一柳氏等之家紋と爲す(武鑑、諸家紋鑑)

サンバ 三馬 式亭三馬(シキテイサンバ)を見よ、

サンバウ 三房 名に房の字を有する博識者三人の並稱にして、前三房、後三房の別あり、前の三房は大江匡房、藤原伊房、藤原爲房をいひ、後の三房は吉田定房、萬里小路宣房、北畠親房を云ふ、大江匡房八世の家學を受け、一代の鴻儒たり、後三條天皇の眷遇を受け藏人辨官に補し、記録所辨となり、政を行ひ、庄園の券契を糾す等功多し、伊房爲房共に

見よ、

サンノ

サンテ

サンバ

サンバ

博識を以て匡房と名を齊くす、之を三房と云ひ、また後三房に對して前三房とも云ふ、北畠親房博學多識強記にして歴史政治に達す、後醍醐天皇之を擧用して政を行はしむ、是より先吉田定房、萬里小路宣房等宏覽博識にして、後宇多法皇に任用せられ、後醍醐天皇の親政に至り、三人共に皆名あり、之を後三房と云ふ、臥雲日件録正文元年七月十二日の條に、予又間前有三房、後有三房、皆本朝博物之士也、某人々未嘗名字如何、曰、後三條院代正房惟房爲房三人同時出、又後醍醐天皇代有宣房定房親房云々と見えたり、

サンバウ

三寶 佛教にて、佛寶(一切の佛陀)法寶(佛の説ける教法)僧寶(教法に隨ひて修業するもの)を云ふ、佛成道の時、先づ波羅奈に赴きて、五人の爲めに四諦の法を説く、陳如は法眼淨を得るも、餘の四人は未得なり、再説して始めて得、佛又无常苦空无我を説くに、五人共に阿羅漢を得、茲に於て佛を佛寶とし、四諦を法寶とし、五人と佛とを六羅漢と名づけ、之を僧寶とす、三寶の稱に始まる、猶委しき事は祖庭事苑を見よ(諸乘法數、佛教いろは辭典)

サンバウ井

三寶院 醍醐山城國宇治郡醍醐村醍醐眞言宗、下醍醐寺の塔頭、醍醐三門跡の一〇本尊大日、藥師、釋迦及び兩界曼陀羅、醍醐第七世勝覺醍醐寺座主たるの時、本院を建立し、永久三年十一月五日落慶供養す、勝覺義範定賢範俊の三師に從ひて密法を受く、故に三寶院と號す、第九世定海國家鎮護の爲め灌頂堂を院内に建立し、本尊に大日藥師釋迦及び兩界曼陀羅を安置す、鳥羽上皇勅して御願寺となし、阿闍梨數口を置き、始めて結緣灌頂を行ふ、正治二年六月火災に罹り、僧成賢之を再興す、貞永元年十二月又燒失し、經藏四脚

サンバ

門のみその災を免る、第十一世憲深碩學を以て、醍醐寺の座主となり、寺運隆盛に赴き坊舎五宇を興し、定濟に至りて全く寺觀を復す、文保二年二月又災す、第二十五世滿濟は、將軍義滿の猶子にして、醍醐寺の座主に補し、一山を檢校し、准三后に昇り、是より座主は本院門跡の専任となる、永和中将軍義持殿堂を建營し、舊觀に復せしが、文明二年八月兵火に罹り、僧通海一字を建立し、法名金剛王輪院と號し、更に灌頂堂を再建す、弘治二年灌頂堂燒失し、僧義演天正十三年僅に小堂を修造す、關白豐臣秀吉義演に歸依し、慶長三年醍醐山に觀花宴を張らんとして、先づ金剛王輪院の殿堂庫院數宇を修興す、現今の建物即ち是なり、今特別保護に屬す、後に金剛王輪院を廢して三寶院となし、その寺領六百石を以て本院に附し、修驗道を總管す、舊時山伏と稱するは役小角を最初とし、其法脈を受くるもの、大和國金峰山に入りて苦修練行す、聖賢小角の遺志を繼ぎ、之を振興し、白河天皇の時に至りて二派に分れ、本院と聖護院とに分屬せり、爾來兩派の門徒爭論し、先達と稱するもの之を制する能はず、慶長十八年五月、江戸幕府令して三寶院を小野六流の正嫡となし、修驗道根本醍醐法預と定め、之を直轄統治せしめしこと云ふ、明治維新の後一時衰頹せしが、更に其維持方法を立て、今醍醐一山を總管せり〇什寶極めて多し、足利以來の文書記録に富み、滿濟義演日記の如きは室町時代史を研究せんとするものは、是非とも一讀せざるべからざるものなり、又秀吉花見の時の和歌味草珍とすべし、虚空藏菩薩畫像、五秘密畫像、彌勒菩薩木像、大日經開題(傳空海筆)聖賢文書等は皆國寶に屬す、其他古寫經古文書枚擧に遑あらず、〇今左に歷代を示す(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要

サンバウ

是を參府獻上と稱す、諸藩によりて品物異なりと雖も、概ね卷物、銀、太刀、綿、馬代等の内、二三種を獻す、今諸藩の二三を示せば左の如し(享保武鑑、大日本租稅志)

Table with 3 columns: 國藩名, 品目, 数量. Lists items like 尾張名古屋 卷物二十, 紀伊和歌山 太刀, etc.

サンバウ

向は參觀交替(サンキンカウタイ)を參看すべし、江戸時代、石代納の一にて、上方筋に於て、田畑總取米三分の一を銀納とするをいふ、即ち畑年貢にして關東の畑永の如し、但し其率關東に比すれば、十分の二を加ふ、古は、米一石に、銀四十八匁の定價なりしが、享保中より、他の石代に同じく、其年上米平均の時價に増銀何匁と改めたり(地方凡例錄、大日本租稅志)

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバ

〇勝覺 定海 元海 實運 勝賢 實繼 成賢 長海 聖海 勝尊 憲深 定濟 定勝 道性 聖策 聖雲 定任 賢助 聖尊 賢俊 光濟 聖珍 光助 滿濟 義賢 政深 義覺 政紹 持殿 義堯 義演 覺定 高賢 房演 實演 高演 勝演 定演

サンバウ

三寶荒神 數説あり(一)如來荒神、鹿亂荒神、忿怒荒神を云ふ、荒神とは佛教にて障礙の神を云ふ、梵語毗那夜伽の譯なり(倭訓栞)(二)三寶は、佛法僧にて、荒神は貪欲神、障礙神、飢渴神を云ふ、貪欲の三毒より化現して、一切衆生の福德を奪ひ、一切の障礙を爲し、貧窮災難を顯はすと(靈祭秘錄)(三)役小角葛城山に坐して、赤雲を望し、往て神に謁す、寶冠を戴き六臂具足す、自ら云ふ、惡人を治罰する荒神にして三寶に歸依すと、即ち三寶を護衛するより名づく(眞俗佛事編)(四)開成皇子攝津勝尾にて、荒神の崇りを得て祭ること知らず、時に二鳥二札をくはへ來りて落す、これ荒神々供の軌なり、世に傳ふる荒神は即ち是なり(元亨釋書)(五)神素盞鳴尊、速素盞鳴尊、素盞鳴尊を云ふ(諸社根元記)第一説及び第三説は從うべきに似たり、後世靈神を三寶荒神となすは、僧徒の附會せし説なり、これ靈所に祭る火神の火産靈神は、伊邪那美神の御語にも、心惡子と詔へる如く、御心荒くて、火に穢ある時は、忽ち荒び給ふ神故に、古くは荒神と稱せり、而してこの火神に靈神なる奥津

サンバウ

三伏 極暑の候の名、初伏、中伏、末伏をいふ、夏至の後第三の庚を初伏とし、第四の庚を中伏とし、立秋の後初の庚を末伏となす、或は小暑の後第一庚を初伏とし、二庚を中伏、三庚を末伏ともなす(和漢三才圖會)

サンバウ

三部神道 唯一宗源神道、兩部神道、本迹緣起神道を云ふ、宗源神道とは中臣、卜部、忌部家に傳へたる古來よりの純一なる神道を云ひ、兩部神道とは傳教弘法等が佛法を以て神道に附會し、胎金兩部を陰陽に配し、神佛の本地を同一體となす、所謂本地一般の神道なり、本迹緣起の神道とは、諸國の神社に傳へたる緣起によりて祭典を執行する一派なり、(サンタウ)參看(消閑雜記)

サンバウ

三分代 年給にて三分(撥)の代に、内官の内舍人に申任するを云ふ、天曆八年醍醐天皇皇女康子内親王當年別遷給三分代として藤原朝臣公望を内舍人とせしを始めとす、(ネンキフ)參看(年給考)

サンバウ

撤兵頭 江戸幕府の職名、持小筒組(モチコツツグミ)を見よ、

サンバウ

三兵隊 江戸時代、歩兵、砲兵、騎兵三隊の總稱、歩兵奉行(ホヘイアギヤウ)を見よ、

サンバウ

撤兵奉行 持小筒組(モチコツツグミ)を見よ、

サンバ

比古、奥津比賣神を配祭して、三神となるが、文字の同じきま、附會して混一せるものなり、カマドノカミ參看、

サンバウ

三寶丁銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶の字三つ極印あるを以て名づく(寶字)三十分、横一寸、重三十二匁八分、貨率大凡百分中、銀三十二分、銅六十八分、面に寶の字三つ極印あり(寶字)寶永七年四月、豆板銀と共に鑄造して之を行はしむ、鑄造の總額三十七萬四千八百七十七貫目、同年より、正徳元年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用の年限を六年と定めしむ(大日本貨幣史)

サンバウ

三寶豆板銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦八分、横八分五厘、重七匁五分、三寶丁銀と共に鑄造す、サンバウチヤウギンを見よ、

サンバウ

算博士 名(名)サンノハカセと云ふ、唐名算學博士、又密學博士(算術)算術を教ふる事を掌る、又諸國より天皇へ貢る御調物を勘計する事を掌る、大學寮に屬し二人あり、七位上相當、算道の最上官(算頭)文武天皇大寶元年創置す、後世三善小槻兩家の世職となる、半道は三善氏之を傳へ、必ず其家儲を用ひ曆數を習へり、小槻氏は諸國の調、庸、租の勘定計を掌り(令義解、職原抄)

サンバウ

三番頭 江戸時代、小性組、書院番、大番の頭の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンバウ

三筆 我國にて入木道に達したる嵯峨天皇、橘逸勢、僧空海をいふ、各氏の傳及び「ニフホクダウ」を見よ(和漢名數)

サンバウ

參府 江戸時代、諸大名の江戸に參觀するをいふ、其時江戸幕府へ物を獻上するを常とす、

サンバ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンバウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンボ

つかはらけにもなるなり、此の色に兩説あり、一説には、須彌山の色にかたどり、黄(北冬)、青(南夏)、白(東春)、赤(西秋)とするなり、歌に、北は黄に南は青く東白、西くればなるにそめいるの山、蘇命路山とは、須彌山の事也、又一説には、五行の色を用ふるなり、青(木色東春)、赤(火色南夏)、黄(土色中央土用)、白(金色西秋)、黒(水色北冬)、四季によりてもりやう、噴ひ様替る也、宗五大雙紙に委しく見たり、又三議一統にも見たり、盛やう噴やう等宗とは違ひたり、とあり

サンボクサントウ

三木三鳥 古今傳授中の一説事、コキンテンジュの條を見よ、

サンホフシ

三法師 織田信忠、織田秀信、織田秀雄の幼名、各條參看、

サンホンスギノモン

二本杉紋 紋所の名、杉の立ちたる象を三つ列れたるもの、大神性なる藤林氏の家紋となす、又岡崎の本多氏、播磨山崎の本多氏は一本杉を用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

サンマイ

散米 (一)被の時に散する米を云ふ、邪氣を拂ふ爲なり、或は云ふ已を盡して贖にせる心なりと(二)神拜の時、散じて神前に獻する米を云ふ、又神供と云ふ、共に「ウチマキ」又は「ハナシネ」とよむ(一)は天孫降臨の時、雲霧冥晦にして、物色を辨せず、依りて天孫稻穂を抜きて、之を四方に散らすに忽ち開晴すと云ふ、是れ散米の起る所以なり、蓋し我國は瑞穂國にて特に稻を尊びし風習なるべし、大殿祭の祝詞に散米酒切木綿於殿内四角と見え、空穂物語藤原君巻に「恐しき病つきて、ほとく敷いませる、いちめまつりばらへせさせんする時にの給、あたら物を我ためにちりばかりのわざすな、はらへすともうちまきによれいるべし、もみにてたれな

サンマ

さば多くなるべしとあり、後に御座の時に用ひ、又轉じて佛事にも用ひたり、紫式部日記、榮花物語、宇治拾遺及び記録等に屬々見たり(二)は七十一番歌合に「戀せじと神の御前にめかづきてさんぐの米の打はらふ哉」と見えたるにて知るべし(後訓業、貞丈雜記、嬉遊笑覽、南嶺遺稿、古事類苑神祇部)

サンマイカハノオホアラメ

三枚草大荒目 「オホアラメ」ヨロヒを見よ、

サンマイカフト

三枚兜 鉢付の板の三枚なる兜を云ふ、「カフト」の條を見よ、半井本保元物語白河殿夜討條に、「伊藤六は生年十七歳死生不知の兵也、崩黄旬の旗巻に三枚甲に染羽の矢負云々」と見えたり、

サンマイダウ

三昧堂 法華三昧を修する堂を云ふ、法華三昧堂の略稱、三昧は梵語、譯して調直定又は正定と云ふ、心の暴を調へ、曲れるを直し、散するを定め、或は心を正し定むる義なり、即ち心を一處にあつめて善事を行ふを云ふ、智度論に、何時爲三昧、善心一處住不動、是名三昧とあり、即ち法華經を一心に誦し、妙理を觀念して心を他に移さざるを法華三昧と云ふ、専心念佛するを念佛三昧と云ふ(翻譯名義集、佛敎いろは辭典)

サンマイバシジャウ

三枚橋城 沼津城(マツジャウ)を見よ、

サンミヤク井サキノクワンバク

三藐院前關白 近衛信尹(コノエノブタダ)を見よ、

サンモン

山門 比叡山延暦寺を云ふ、「エンリヤクシ」を見よ、

サンモン

山門(三門) 寺の前に在る樓門を云ふ、又寺院の總稱にも云ふ、禪林象器箋に、山對三城市之言、城市俗山林眞凡關若反俗居、本宜在深山、

サンモ

所謂遠離處也、故縱在城市者、亦用三山號、夫歸三向眞道者、當由此入、故言「山門」也と云へり、山門の制、中央、左、右と三つ列れる故に三門とも云ふ、釋氏要覽に、凡寺院有三門者、只有二門、亦呼爲三門、者何也、佛陀論云、大宮殿三解脱門爲三所入所、大宮殿論法空涅槃也、三解脱門謂空門、無相門、無作門、今寺院是持戒修進求至涅槃入居之、故由三門入也と見えたり、

サンモントハ

三門徒派 眞宗の一派、如導を派祖とす、本山は專照寺、越前國福井市に在り、正應三年、如導、足羽郡大町村に一字を創して、專修寺と稱す、如覺、道性の二弟子師化を助け鼎足の形をなす、世に三門徒といふ、第三世淨一、中野村に移り、專照寺と改む、天正十三年八月、正親町天皇、勅願所の宣下あり、其後現地に轉す、明治十一年十二月、派名公稱別立の儀を許されたり、眞宗(シンシュユ)參看(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、法令全書)

サンモンノサントイシヤ

三門三大侍者 禪宗にて焼香侍者、書狀侍者、請客侍者を云ふ、焼香は焼香の行禮法語を記録するを掌り、書狀は住持の往復書簡等を掌る、書狀侍者は、又内記とも、内史とも云ふ、外記外史に對するなり、請客は住持の内容の應待する事を掌る(敎修清規)

サンモンノサントイゼンジ

山門三大禪師 禪宗にて都寺、維那、焼香侍者を云ふ(禪林象器箋)

サンモンアキヤウ

山門奉行 室町幕府の職名、延暦寺を管する者を云ふ、寺社奉行(シヤアキヤウ)參看、

サンモンマス

山門楯 三井寺の所領にて年貢を納むるに用ふる楯の名、「ミキテラマス」を見よ

サンヤウダウ

山陽道 中國の一道、本邦の西部に位し、播磨、美作、備前、備後、安藝、周防、長門の八國より成る、北は山陰道に連り、東は五畿に接し、南は瀬戸内海に瀕す、上古には吉備道、又は西道と稱す、神武紀に甲寅年十月二月丙辰朔、壬午、至安藝國、居于埃宮、乙卯年春三月甲寅朔、己未、徙入吉備國、起行宮、以居之と見え、崇神紀に、十年九月吉備津彦遣西道とあり、又「カサトモノミチ」といふ、成務紀に、山陽曰「影面」と見えたり、天武天皇の御宇、吉備國を分て三國となし、備前、備中、備後と稱す、十四年九月、佐味朝臣少麻呂を山陽の使者となし、國司郡司及び百姓の消息を巡察せしむ、文武天皇七道を定むるに及び、山陽道、播磨備前備中備後安藝周防長門の七國を管す、四年十月に波多朝臣季後門を周防總領となし、上野朝臣小足を吉備總領となす、元明天皇和銅六年四月、備前國を割て美作國を置く、茲に於て八國となる、醍醐天皇延喜式制定の時、山陽道、播磨美作備前を近國と爲し、備中備後を中國と爲し、安藝周防長門を遠國と爲す(書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)

サンヤク

三役 江戶幕府の時、傳馬宿入用米、六尺給米、及び藏米入用金を、領地より高に應じて出すを云ふ、(一)傳馬宿入用米は、五街道の間屋本陣の給米、並に宿方の入用に要する爲め、(二)六尺給米は、臺所にて召仕ひ人の扶持に用ふる爲め、(三)藏米入用金は、人民田租を上納する時の諸入費に充つる爲めの米金なり、此の三役は、徳川氏の領地のみ賦課し、若し私領と成る時には、傳馬宿入用米、及び六尺給米を合せ、高百石に付き二斗六升を夫米と名付け、藏米入用は、糖薑代と稱し、孰も高掛にて御料の節の如く取立るなり(關原藩其始め

サムラヒ

侍 侍(サブラヒ)を見よ、

サムラヒエバウシ

侍鳥帽子 横さび鳥帽子(ヨコサビエバウシ)を見よ、

サムラヒタイシヤウ

侍大將 武門に仕へたる侍にして一軍の將となり、軍士を指揮する者を云ふ、臨時の職、事ある時侍中より撰補す、平家物語宇治橋合戦の條に、侍大將は上總守忠清其子上總太郎判官忠綱飛騨守景家云々、源平盛衰記源氏勢汰條に、關東の評定には梶原平三侍大將軍にて九郎義經に付き、土肥二郎侍大將軍にて滿冠者に相従ふべしと被定たりけり、同伯書卷に、四月八日六波羅合戦有之、御方討負給ひて、大將頭中將侍大將村上

サンヤウダウ

詳かならず、徳川時代に至り始めて名稱を附し高に應じて納めしむ、傳馬宿入用米は、寶永四年宿手代を五街道の驛邸に置き、之に給するが爲め賦課せしに始まり、正徳二年宿手代を廢すれども舊に依て徵收し、遂に宿驛の間屋本陣等に給するに至る、享保六年吉宗の時、率を定めて高百石に米六升と爲す、六尺給米は初め庭厨に召使ふ人を高に應じて出さしめしも、中古よりその代に給米を出さしむ、享保の年に至り高百石に付き米二斗を出さしむ、藏米入用は元祿二年より上方は高百石に付き銀十五匁、關東は永二百五十匁と爲せり、而して三役は享保以前諸國一ならずして課するあり課せざるもありしが、其後は一一定して更革することなし、寶曆八年正月米納を悉く金納となさしむ、明和八年七月家治の時、六尺給米をのみ米納となす、天保八年九月家齊の時悉く米納となす、明治二年六月猶ほ從來の如く納めしめしが、四年七月二十七日傳馬宿入用米及び六尺給米を廢し遂に全く廢せらる(地方凡例錄、大日本租稅志)

サンヨ

參與 三職(サンシヨク)を見よ、

サムラヒ

侍(サブラヒ)を見よ、

サムラヒエバウシ

侍鳥帽子 横さび鳥帽子(ヨコサビエバウシ)を見よ、

サムラヒタイシヤウ

侍大將 武門に仕へたる侍にして一軍の將となり、軍士を指揮する者を云ふ、臨時の職、事ある時侍中より撰補す、平家物語宇治橋合戦の條に、侍大將は上總守忠清其子上總太郎判官忠綱飛騨守景家云々、源平盛衰記源氏勢汰條に、關東の評定には梶原平三侍大將軍にて九郎義經に付き、土肥二郎侍大將軍にて滿冠者に相従ふべしと被定たりけり、同伯書卷に、四月八日六波羅合戦有之、御方討負給ひて、大將頭中將侍大將村上

サンリヨウ

山陵(ミサザキ)を見よ、

サンリヨウ

山陵志 二卷(内閣省)

サンリヨウ

山陵 歴代御陵の事を考證して記したるものなり、一卷に大和山陵三十一箇所、河内山陵十三箇所、和泉山陵三箇所、攝津等七箇所、山陽各一箇所、二卷に山城山陵(泉涌寺除)三十箇所を載せたり(關原藩其始め(山陵志))

サンリヨウ

山陵奉行 江戶幕府の職名、山陵を修補し、總て諸の事を掌る(關原藩其始め)王政衰へ、武家割據の世となりてより、諸陵荒廢す、徳川氏の治世に及び、元祿中、周廻に垣を設く、享保中また周濠を掘る、然れども既に其所在の地の分別し難きもの多きを以て、文政天保年間より、京畿諸國有志の士、各地を經歷して、探討を務る者あり、文久二年閏八月、戸田忠恕(越前守)を以て、山陵修繕御用掛となす、其上書に據るなり、十一月、戸田の族、戸田和二郎を拔擢して、山陵奉行に補し、大和守に任じ、歳俸二百人扶持を給し萬石以上の格

サンヤ

サンヨ

サムラ

サンリ

サニル—サニロ

とす、應二年諸侯の列に入る(官制沿革略史)
サニル 三流 遠流、中流、近流をいふ、流刑(ルケイ)を見よ、

す、之を三論宗の三傳と稱するなり(諸國其後善議、
サニル 三流 遠流、中流、近流をいふ、流刑(ルケイ)を見よ、

照之、即人物鳥獸然如生者、俗謂鞘畫こと見え、
サヤア—サヤマ

サンレフゼイ

山獵税 江戶幕府の時、職業と、職業ならざるとに拘らず、銃を以て山野の禽獸を獵する者に、課したる税(原野獵起原を詳かにせず、土御門天皇元久元年、源實朝、山海の狩獵は、國衛の所役に従ふべしと令せるを見れば、當時已に税を課したるが如きも明ならず、降りて仁孝天皇天保十三年三月、信濃國の獵師職砲役七十五文を定めしむ、江戶時代、獵漁課税の政令を發するも其の甚だ稀なり、然れども所領諸國の收税帳簿其目を載するもの多し(大日本租稅志)

サマウシハチマン 左女牛八幡 若宮八幡宮(リカミヤハチマンガウ)を見よ、
サマウマ 環眼馬(關) 馬の一種、最下等の馬にて、其目、白くして鮫魚の目に似たるを以て名づく、其毛色に、白、淺黒、淺赤等あれど、多くは白毛なり、二目白きを關といふ(騷黃物色圖說)

サヤマキ 鞘卷 中古は刀を云ふ、近世は卷太刀を云ふ、此刀は短かき故に、抜く際に鞘共における故に、下緒を下鞘に巻き帯す、故に名づく、訛りて左右巻とも云ふ(諸國白鞘卷(銀にて金具を作る)黒鞘卷(黒塗にしたる鞘卷)朱鞘卷(朱塗鞘卷)海老鞘卷(製作海老に似たる故に名づく)木鞘卷(古は木刀の鞘卷を云ひ、南北朝以降は木にて塗らざる鞘卷を云ふ)等あり)卷様は、貞丈雜記に、さや巻の刀のこじりに穴をあけて革を下緒ほどに纏うたて、かのあなへ引通し、下緒の如くむすびて結び、餘りを三寸強して切り下げおきなぬまねきといふ、是れは鏡きさや巻きして下緒一筋、犬まねき(編次)のわなへ通して、今一筋の下緒と取合せて結びおくなり、是れは刀をぬく時、さやともいへて出でざる様にて、鞘を帯にとも置くべきの爲なり、又犬まねきなき鞘卷は、腰にさして下緒を帯に通してさや巻一巻まといひて結びおくなり、是れも刀をぬく時にさや巻を帯にとも置くべき爲なり、犬まねきと云ふ名稱古き書に見えず、此のもの古に何と唱へしか義家朝臣

サンロウ

參籠 神社佛閣に祈念の爲めに數日夜籠ること、即ち通夜して祈るなり、三國傳記源信の條に、爰村上天皇御時、伊勢大神宮參七日籠後世菩提を祈申されけるに云々、百鍊抄に、治承四年三月二十日上皇(後白河)御幸石清水、十箇日令參籠給、被修八講ことあり、

サヤエ 鞘畫 洋畫の一種、戲畫なり、嬉遊笑覽に、鞘畫と云ふ物も和蘭より渡り初めし者なりと、藝苑日涉に池北偶談曰、西洋所製玻璃等器多奇巧、曾見其所、畫人物、視之、初不辨頭目手足、以鏡照之、即眉目宛然、好、鏡而長、如卓筆之形、又畫樓臺宮室、張圖壁上、從二十步外視之、重門洞開、層級可數、彈々如王宮第宅、迫視之、但縱橫數十百畫如一局局今西洋畫、有初不辨何狀、以光鏡刀鞘

サヤエ 猿江鏡 江戸時代に行はれたる鏡貨の一種、銅色紅黃及び淡黃白色を帯びたるもの、二種あり、徑八分、重八分、元文元年下總國猿江にて鑄造す、因て此名あり(新寛永錢譜)

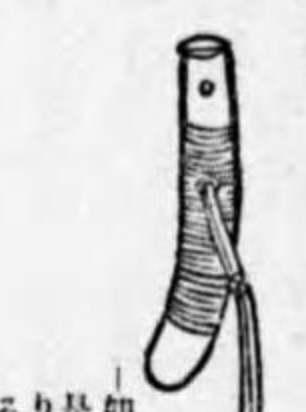
サンロシユウ

三論宗 諸國佛教の一派、中觀論、十二門論、百論の三論によりて其宗義を立つるを以て名づく、宗旨は破邪顯正を以て軌となし、二諦八不を説きて、有無の二見を破せしむるに在り(諸國)本宗の我が國に入るに三傳あり、(一)は高麗の實僧慧灌正にして、推古天皇の三十三年に來朝し、勅を以て元興寺に居る、嘗て三論を講じ兩を祈り驗あり、由て僧正を授けらる、之を本邦空宗の第一祖とす、(二)は慧灌の法孫智藏、唐に入り嘉祥寺に學び、三論を傳へて歸朝す、(三)は智藏の弟子道慈、文武天皇大寶元年に唐に入り、六宗を傳授し、三論を以て本宗となし、歸朝の後大安寺に於て之を弘通

サヤエ 更級郡 所在 信濃國 起原 稱徳天皇紀、神護景雲二年五月に始めて見えたり(諸國)延喜式又更級に作る、倭名抄に麻績(チミ)村上(ムラカミ)當信(タギシ)と訓むか)小谷(チウナ)更級(サラシナ)清水(シミツ)斗女(トメ)池郷(イケ)氷飽(ヒカナ)等の郷あり、郡の南境麻績郷の地、後筑摩郡に入る、元祿圖更科に作り、天保圖更級に改め、後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サルカク 猿樂(散樂、申樂、散更) 諸國とも諧謔を旨としたる雜藝の總稱なりしが、轉じて歌曲に合せて演ずる一種の舞樂、即ち猿樂の能(略して単に能といふ)をいふこととなりたり、音便にてまたサルガウとも訓す、唐土にては、朝廷に用ふる雅樂外の俗樂の稱にて、周禮の春官に旌人掌教舞散樂、舞夷樂とあり、鄭注に、散樂、野人爲樂之善者と見え、賈公彦の疏に、以其不在官之員内、謂之爲散とあるにて、その名義を知るべし、(サンガク)の轉音、或は戲樂の轉ならんといひ、或は神代紀の猿女の記事に起るといへど信するに足らず(諸國)唐土より傳はりたるものなるべしと雖も詳かならず、奈良正倉院に、天平勝寶四年四月、大佛開眼の法會に用ひし散樂の裝束、今尙ほ存するを見れば、古より行はれしこと、知らる、三代實錄貞觀三年六月二十八日重相撰の條に、左右五奏(音樂種々雜伎、散樂、透擲、兜擲、弄玉等之戲)とありて、始めてその文字見えたり、平安朝を通じて盛に行はる、而して其演ずる所は、名義の項に述べたるが如く、専ら諧謔を旨としたる事、三代實錄、元慶四年七月二十九日相撰の條に、右近衛内藏宮繼、長尾米繼、伎藝散樂、令人大咲、所謂鳴湊入近之奏と見え、江家次第、相撲抜出の條に、散更の中、一足、高足、輪鼓、兜師、侏儒等ありとも見ゆ、これによれば、後に田樂に移りたる態も交れり、また藤原明衡(一條天皇以下五朝に仕ふ)の新猿樂記に、都猿樂之態、鳴湊之詞、英不(斷)腸解願(願)同人の明衡往來にも、又有散樂之

のさや巻に鞘尻に細き革緒を付けたり、今犬まねきといふは是れなり、或説に犬まねき二尺、片々一尺づつ、一尺の所七寸計を結ぶ、餘り二寸八分計なるべし、藍皮なり、革を裏とらるを合せはしを縫はぬなり、又云く犬招福三分、先は少しゆるかるべし、藍革黒革のうち下緒と同じ色なりと云へり、後三年の繪巻に見えたるさや巻の圖左の如し、



是れに矢打下げてあり、是れは鞘にさして刀を敷く時こじりのまがかりたる所帯に引きか、りてさやともいふなり

サヨノコホリ

佐用郡 所在 播磨國 起原 天智天皇紀に始めて見えたり(諸國)日本紀狹夜、神名式佐用、風土記讀容、又五月夜に作り、延喜式佐用に作る、倭名抄に佐用(サヨ)江川(エガハ)廣岡(ヒロチカ)速瀬(ハヤセ)柏原(カシハラ)大田(オホタ)中川(ナカカハ)宇野(ウノ)等の郷あり、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サハラノコホリ 讚良郡 所在 河内國 起原 欽明天皇紀に始めて見えたり、風土記に此郡東西三里一十五步、南北五里三十步とあり(諸國)書紀更荒、日本靈異記又同じ、延喜式讀良に作り、以後之に仍る、倭名抄に山家(ヤマイ)甲可、枚岡(ヒラチカ)高宮(タカミヤ)石井(イシキ)等の郷あり、郡名考「サラ」と稱し、地誌提要「サララ」と稱す、今は北河内郡に入る(諸國)郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

サラシ

晒 江戶時代における附加刑にして、又僧侶の閑刑たり、路傍に縛露して、衆庶に見せしむるをいふ(刑の適用)庶人の附加刑としての晒は、(一)主人を殺せる者二日晒の上、一日引廻し、鋸引の上晒、(二)主人に負傷せしめたる者、三日晒の上晒と規定しありて、曬、鋸引に屬し、又別に(三)情死未遂にて生存せる時、男女共三日晒の上非人手下の制あり、僧侶の閑刑としての晒は、女犯の者、三日晒の上、本寺又は觸頭に引渡し、寺法によりて追寺する也(諸國)晒の場所は江戶日本橋高札場の正面東方の空地(新吉原内にての犯罪は大門口に晒すことあり)に菴葺の小屋を作り、内に簾を敷きて囚人を並べ

サリヤク 差略(作略) 江戸時代によりき程に取計ふことないふ、御定書百箇條に、惡黨もの訴人之事云々、罪科のものに於て訴出は、同類なりといふとも云々、其趣を以て可致「差略」事、刑罪大祕録に、右は人数に寄、差略も有之候事歟と見えたり、

サヨノ—サラシ

サラシ—サリヤ

サルエ—サルガ

サルガ

態、假成夫婦之體、學、衰翁、爲夫、摸、蛇女、爲婦、始發、體言、後及、交接、都人士女之見者、莫不、解、斷、斷、輕々之甚也、とあり、なほ宇治拾遺に、職事家綱、行綱の兄弟が、堀河院の仰によりて猿樂を爲しし時、行綱まことにさむけなるけしきをなして、膝を股までかきあげて、細腰を出して、わななき寒げなる聲にて、よりにくふけて、さりにくふにさむさに、ふりちうふぐりをありちうあぶらんといひて、庭火を十回許り走りたるに、上より下さまに至るまで、大方どよみけりなど見えたるにて、當時における散樂の一斑を推知すべきなり、後一足、高足などいへる輕業に類したるものは、田樂に移りしが、テシガク(參看)鎌倉時代に入りては、田樂の隆盛に歴せられて一時衰へたり、後嵯峨天皇の時、大和の猿樂師圓滿井(子孫圓滿井座と稱す)といふ者工夫して、基を田樂により、更に曲舞、延年舞等の舞態を參酌し章振附を爲し、幾多の新曲を作り、専ら春日の神祭に用ふ、之れ即ち猿樂の能の起因にして、神事能と唱へたり、されば室町時代まで大社の神事に從ひ猿樂の諸社は、大和春日明神に仕へたる外山(後ちの寶生)結崎(後ちの觀世)坂戸(後ちの金剛)圓滿井(後ちの金春)の四座、近江日吉神社に仕へたる山階、下阪、比叡の三座等其重なるものにして、また河内に新座、丹波に本座、攝津に法成寺座あり、加茂住吉の神事に從ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座あり、大神宮の神事に從へり、下りて應永の頃、結崎次郎此伎を善くせしかば、足利義滿、召して同朋となし、觀阿彌と名乗る、其子元清また同朋となりて世阿彌宗全と稱し、將軍の寵を受けたり、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の舞に、田樂の能、及び諸の舞を折衷して舞態を定め、幾多の新曲を作爲して諸曲を興し、

サルガ

また其曲節は、野曲と平家とを撮合して、時好に適するが如くに作り、太鼓、大鼓、小鼓、横笛等の樂器を用ひ、名稱は舊に據りて猿樂と唱へたれども、古來より専らしたる諧謔は狂言として區別したり、之より其伎盛んに行はれ、特に義滿以來猿樂を以て武家の式樂と定めしを以て、堪能なる者また輩出し、足利義政の頃は、觀世、今春、寶生、金剛等、各々座を別ちて、四座の猿樂と稱するに至れり、而して四座以外のものは手猿樂と稱し、なほ女猿樂といへるもありき、また觀進猿樂は永享五年にはじまる(クワンシノノウ)參看)尋で豊臣秀吉また此伎を好み、屢々之を催したるのみならず、新曲を製作せしめて、自から舞ひしより、諸大名、家人等も習練せるもの多く、益々世に弄ばるゝに至る、江戸時代には、四座の外喜多流を加へて猿樂師を扶養し、式日嘉儀に際し、必ず之を行ひしより、名人と稱せらるゝものも尠からざりき、此時代には、また廣くは能樂の名を以て行はれ、伎を爲すものは能役者と稱せられたり、蓋し能とは猿樂の能の略稱なり、明治以後は一時衰微せりと雖も、近時稍々流行を來し、主として貴紳の間に弄ばる、名稱は猿樂の名自ら絶えて、單に能とのみ唱ふる事、人の知る所のごとし、諸(ウタヒ)の條參看すべし(歌舞音樂略史)〇江戸時代、四座の猿樂の費用を、高二萬石以上の諸侯に賦課し、之を猿樂配當米と稱したり、憲教類典に據れば、元和四年の率は、二十萬石に二十石たり、想ふに、元和の後之を改定せしなり、輕賤須知に據るに、享保年中の課率は、上方は一萬石に三石、關東は一石六斗五升、北國は二石五斗なり、弘化元年三月、金一兩に一石五斗、端銀は六十六匁の率を以て代金を收入せしむ(大日本租稅志)

サルツナギ

猿紫 妻戸の下の端にかけがれを打置き、縁につばがねを打置きて妻戸をひらきたる時のかげがねを、縁のつばがねにかけて戸をつなぎ置くものを云ふ、武雜記に、縁のさるつなぎと云ふ事あり、是れ妻戸をひらきたる時、妻戸の風にてあほらぬやうに、さるつなぎにてとめて置くなり、妻戸(ツマド)參看(貞丈雜記)

サルメ

猿女 神祇官(シンギクワン)の職員を見よ、

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルホ

鼻のなき半頬を云ふ、鐵面

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サルマ

猿丸大夫 歌人、三十六

サワラビ

に住し、二十三萬石を領す、慶長五年九月徳川家康之を攻め陥れ、六年二月井伊直政に之を興ふ、同九年七月直勝の時、この地狹少にして水利の便なきを以て、彦根に移り、當城を廢す(廢城考、近江國輿地志略) 早蕨 襲の色目の名、表は紫、裏青きものをいふ、三月之を著用す、カサネノイロメシの挿圖を見よ(藻蘆草)

サワラビ

を用ひ、或は同類の語を對せしむることあり、字數に定數なく、句毎に韻を履む、句中の字は平仄に拘はらざるを古詩、八句より成りて三句と四句、五句と六句と對句の相對する字を用ふるを云ふに作るを律、句數に限りなく、只だ對句を多く連ぬるを排律、律の中の二の對句を絶ちて、首尾の四句にて成るものを絶句と云ふ(絶句)支那にては周の文王より始まると云ふ、我國には弘文天皇の御製を以て史籍に見えたるの始めとし、尋で河島皇子大津皇子等皆之を作る、何れも六朝唐の初めの風を學びて、未だ雅巧ならず、嵯峨淳和兩天皇の御代には、天皇特に好みて詩を作り給ひ、凌雲集、文華秀麗集、經國集の勅撰あるに至る、茲に於て詩賦大に起る、是より先き唐の白樂天の白氏文集、其在世中傳來せしが、また廣く行はれざれしに、此頃より世上に重ぜられ、人々競ひて之を學びたるによりて、詩を言ふもの、體裁を失はずして、殆ど白樂天の眞に通るものあり、且つ詩を以て文章生を試驗し、禁中權門にも常に詩會を催し、天皇も之を賦し、皇太子親王皆文人の列にありしを以て、士人争ひて之を學び、文人とは詩人を謂ふに至れり、延喜以後は漸く衰へて以前の如くならざりしが、作者恒に絶ゆることなかりき、鎌倉時代以後は禪僧の支那に往來するもの多きを以て、宋元の風を傳へて、平安朝時代の如く文選白氏文集のみによらず、蘇東坡、黃山谷等の體に倣ひ、或は韓退之の詩を講じ、或は三體詩を講ぜり、然れども其作る所、多くは四六駢體なるを以て、師範は其弊害を論じ、周鳳は其意通ざるを憂ひしが、僧徒の多くは、元明の體を傳へ、別に一機軸を出して、南北朝より室町の中頃にかけて、傑出するもの少からず、周興、義堂、絶海最も著名にして、明人を驚嘆せしめた

サワラビ

りと云ふ、次で得嚴龍派文辭を以て著はれ、靈彦に至りて最も名高し、靈彦八歳の時後小松天皇の制に應じて詩を作り、三十歳に及びて詩文益々進む、時人謂ふ得嚴龍派の亞なりと、靈彦後土御門天皇の時に見るに足るものなし、禪僧は最も意を詩文に用ひたるを以て、詩文集の多きこと、遠く往代の公卿等に過ぎたり、當時公卿等の集は今多く傳はず、又見るべきものなし、詩文の爲めに専ら讀みしは、古文眞寶、三體詩なり、又詩の類に連句ありて行はる、平安朝時代は専ら諧謔を主とし、或は二句に止まる者、或は四句に止まる者ありしが、平安朝末より諧謔を事とせずして、鎌倉の初めには、二十韻以上に至るものありき、室町時代に至りて、五山の僧最も之を善くしたり、又和漢連句、漢和連句ありて、詩の句と歌の句とを聯絡すること行はれたり、狂詩も亦此の頃より起れり、江戸時代には、藤原惺高林羅山を始め、石川丈山僧元政等初に鳴り、五山の風を脱して自ら一體を爲せり、获生徂徠、服部南郭、祇園南海、秋山玉山、新井白石の徒相踵ぎて出て、一世を風靡せり、殊に徂徠は古文辭を修め、盛唐及び明の七子の體を摸擬してより、其題は多く漢宮詞、長安道、寒下曲、采蓮曲の類を用ひ、書は専ら唐詩選を用ひたり、徂徠の學風排せらるゝに及び、唐詩選を用ふるもの衰へたり、文化文政の頃大窪詩佛、菊池五山の輩出で、争ひて詠物の詩を作り織巧を極めしが、當時頼山陽は史學に富めるを以て、好んで詠史の詩を作り、その作には長篇の古詩多し、古詩は從來換韻の法を講れるもの多かりしが、武元實が支那人朱綠池の口授を承け、其説に從ひて古詩韻範を作りてより、騷人

サワラビ

りと云ふ、次で得嚴龍派文辭を以て著はれ、靈彦に至りて最も名高し、靈彦八歳の時後小松天皇の制に應じて詩を作り、三十歳に及びて詩文益々進む、時人謂ふ得嚴龍派の亞なりと、靈彦後土御門天皇の時に見るに足るものなし、禪僧は最も意を詩文に用ひたるを以て、詩文集の多きこと、遠く往代の公卿等に過ぎたり、當時公卿等の集は今多く傳はず、又見るべきものなし、詩文の爲めに専ら讀みしは、古文眞寶、三體詩なり、又詩の類に連句ありて行はる、平安朝時代は専ら諧謔を主とし、或は二句に止まる者、或は四句に止まる者ありしが、平安朝末より諧謔を事とせずして、鎌倉の初めには、二十韻以上に至るものありき、室町時代に至りて、五山の僧最も之を善くしたり、又和漢連句、漢和連句ありて、詩の句と歌の句とを聯絡すること行はれたり、狂詩も亦此の頃より起れり、江戸時代には、藤原惺高林羅山を始め、石川丈山僧元政等初に鳴り、五山の風を脱して自ら一體を爲せり、获生徂徠、服部南郭、祇園南海、秋山玉山、新井白石の徒相踵ぎて出て、一世を風靡せり、殊に徂徠は古文辭を修め、盛唐及び明の七子の體を摸擬してより、其題は多く漢宮詞、長安道、寒下曲、采蓮曲の類を用ひ、書は専ら唐詩選を用ひたり、徂徠の學風排せらるゝに及び、唐詩選を用ふるもの衰へたり、文化文政の頃大窪詩佛、菊池五山の輩出で、争ひて詠物の詩を作り織巧を極めしが、當時頼山陽は史學に富めるを以て、好んで詠史の詩を作り、その作には長篇の古詩多し、古詩は從來換韻の法を講れるもの多かりしが、武元實が支那人朱綠池の口授を承け、其説に從ひて古詩韻範を作りてより、騷人

多く其法により、此時又市河寛齋、菅茶山、廣瀨漢意、僧六如の如き、大に前人に超越せる者輩出して、詩益々盛なるに至り、専ら詩を以て其門戸を張るもの愈々多くなれり、元祿年中より専ら作詩を教授するものありしが、安永の比幼學詩韻、詩語碎金等の書出で、より、幼童も亦詩を賦するを得るに至れり、蓋し是より先には、師鍊の聚分韻略を増補して音訓を附し、三重韻と題したる書及び伊呂波韻の類を用ひしなり(日本教育史、言海)

シ 辭 箇人より内外雜任以下の諸司に申牒する文書を云ふ、書式令義解に見えたり、左の如し、

年月日位姓名辭
其事云々謹奏

是れ唐制によりたるものにして、果して行はれたるや否、辭の今日に存するものなきを以て、詳かならず、後世辭と稱するものは、多くは解と同じ場合に用ひられたり、左に示せるは即ち其一例なり、

八幡由原宮師僧仙照謹請國裁事
請被任先國判符判給季供田壹町狀
南七條墓田里卅三坪
「應和三四清原清忠請但天德五年件仙照季供田」
謹案先例宮師之職請件季供田爲衣供之勤修 望請國裁任先例被判給件供田仍注事狀辭
康保二年三月三日 宮師僧仙照

シアハ—シイウ

判任先例宛行季供
守橋朝臣(花押)
權操藤原
大目生部
少目大原

シアハセ 詩合 漢詩を賦して左右を審ひ合せ、以て其優劣を判定するをいふ、又關詩ともいふ、其方法は一に歌合に同じ、日本紀略に、天德三年八月十六日己丑、於清涼殿、有詩合、題十首、とあるは史に見えたる始めなるべし、永承六年三月二十三日勅によりて詩合を行ひ、天喜四年六月殿上詩合を行ひたり、平安朝時代より鎌倉時代には、公私共に詩合盛に行はれし事、日記に多く見えたり、

シアン 師安 私年號、欽明天皇二十六年(年代記、皇代記、二中歷、合運圖等二十五年に作る)に相當し、藏和六年に改めたるが如し、繼續凡一年間とす(古代年號、逸年號考)

シイ 侍醫 名醫「オホトクダシ」とも「オモトクダシ」ともいふ、又昇殿とも云ふ、唐名侍御醫

シイウチ 私有地 明治初年、人民所有の田

シ井セ—シ井ン

シ井セウシヤウ 四位少將 少將(セウシヤウ)を見よ、

シイチタカ 四一高 江戸時代陸奥伊達信夫字多の三郡に用ひたる高の名、夫錢七百文替出目ともいふ、地方凡例録に、此高は高掛及び小物成ある故、年々取米を以て拵たる高なり、因て年々異なる、此高の仕出様は、本途見取、總取米を四一に除き、位を一位上げて四一高と呼び、例令は、取米于石を四一に除きて二百四十三石九斗二合四勺二才となる、之を一位上げて二千四百三十九石二升四合二勺と見て四一高といふといへり、

シイチハン 四一半 博奕の一種、吾妻鏡に、仁治二年四月廿五日の條に、以三田地爲博奕賭事於三件所者、可被召放之由被決定、是大宮三郎盛員、與豐島又太郎時光、相論武藏國豐島庄大食名、大宮有忠、打四一半事起也云々と見えたり、又寛元四年十二月十七日の條に、籠置惡黨並四一半打、所領可被召事とある四一半打とは、今博奕打と云ふに同じく、四一半をする人を云ふなり、

シイチハンウチ 四一半打 「シイチハン」を見よ、
シ井ノシヨタイフ 四位諸大夫 四位にて昇殿を聽されぬ人を云ふ(有職小説)
シ井ン 寺院 本寺に附屬する諸院を云ふ(禪林象器箋)
シ井ン 寺院 寺(テラ)を見よ、
シ井ンマス 寺院樹 寺院にて使用の樹の名、其寺々に因りて名づく、山門樹、反鏡樹、正傳寺

樹、長講樹等種類甚だ多し、詳しくは、各條につきて見るべし、

シウイウクワン 修猷館 舊福岡藩の學校

シウキクワウレイサイ 秋季皇靈祭

シウキフデン 賜急田 王朝時代、諸國に充て置きて、凶荒に窮する者を賑救するための田をいふ、不輸租田なり、醍醐天皇延喜式に、凡勸租帳者云々、賜急田云々、並爲三不輸租田とあり(田制篇)

シウケウクワン 修教館 江戸幕府領内の

シウケフクワン 修業館 舊福岡藩の學校

シウゲンノウ 祝言能 散樂能の一、江戸幕府の爲めに武運を祈り、國家泰平を祝ふ心を以て作り出したるものにして、岩船舞々などは其一なり、將軍式能の時必ず之を舞ふこと恒例たりき(謡曲通解、遊藝起原)

シウゴク 囚獄 江戸時代牢屋の事をいふ、また其を掌るもの、頭役の名にもいふ、石出帶刀之を世襲す(明良帶錄) 俗に之を牢屋奉行と稱す、「ラウヤ」參看、

シウゴクシ 囚獄司 各國「ヒトヤノツカサ」といふ、ヒトヤは人屋也即ち獄舎を云ふ、唐名斷獄署所在左右兩京に在り、左は近衛の南、西洞院

シウサイ 秀才 令制にて貢舉の人の書試に及第したるものを云ひしが、後には文章得業生を云へり、丹波總錄に、趙武王論「胡服」云、取「博學高才」俗群民易、別是吳越無「秀才」也、秀才之名始此、後再見「貢舉傳」六朝遂以此爲「取士之科名」云々、と見えたるにて、其出典を知るべし、貢舉(コウコ)の條參看、

シウシキタク 修式堂 大内裡八省院十二堂の一、長秋記酒式堂に作る、北の堂ともいふ、卯西の堂なり、古本拾芥抄に「スシキ」と訓めり、暉章堂の四十一丈、延祿堂の東六丈、永寧堂の北九丈五尺に在りて、長さ七間、朝堂の座者は、式部(東を上とす)、兵部(西を上とす)等にて、東西端を上座と爲す(大内裡圖考證)

シウシン 周信 名號字は義堂、空華道人と號す、俗姓平氏、事「正」中二年土佐國高岡郡に生る、天資豪爽、識群童に超ゆ、十四歳の時發心して髪を松園寺に落し、淨義法師に從ひ佛經を讀み、かれて儒書に及ぶ、十五歳叡山に行きて登壇受戒し、尋て郷里に回り、新福寺道圓阿闍梨に就きて密教を受

シウサ—シウシ

シウシ

く、十七歳叔父周念道人に隨ひて京都に上り、夢窓を臨川寺に禮し、遂に支旨を契す、夢窓示寂するに及び、建仁寺の龍山により、又南禪寺に轉じ、廿五歳の時鎌倉管領足利基氏の聘に應じ、圓覺善福に住して群衆を度す、應安四年上杉氏の爲めに報恩寺の始祖開山となり、居ること二十餘年に及ぶ、康暦元年將軍足利義滿召して建仁寺を董せしむ、至徳三年南禪寺に墜る、海内の群衆争ひ到り、岐陽また相模より歸りて名を諱し、講究四年、後ち岐陽が朱學を唱ふるに至りしもの、信の力多きに居る、其夏義滿、後小松天皇に奏し、特に南禪寺を擧げて五山の第一に列す、秋辭して慈氏院に退隱し、嘉慶二年四月四日寂す、壽六十四、臘五十、周信、器識淵偉にして道義高古たり、その居るや衆と共に甘苦を同くし、禪坐諷誦すること疾に懈かると雖も尙閑かず、遂に辛勤を以て素願に覽る、學また極めて該博に、兼れて翰墨を善くせり、**空華外集**、日用工夫集、祖死囑芳集、語錄等(本朝高僧傳、日本儒學史)

シウシンクワン

修身館 舊本莊藩の學校
所 在 羽後國由利郡本莊町櫻小路(原) 天明年中藩主六郷政進儒學を尊崇し、居城三丸へ學校を創立し、藩士笹原珍平をして専ら學業に従事せしめ、藩子弟をして漢籍を研磨せしめ、益々斯文を擴張せしむ(日本教育史資料)

シウシニシヤ

修身舎 舊森藩の學校
所 在 豐後國球磨郡森陣營、宇殿町(原) 天保六年、藩主久留島通嘉創めて大會所を以て學校とし、修身舎と名づく、是より後、藩中の子弟農商等各自隨意師家に就き學ばしむ、嘉永の末年より、岡田朝弼に學政を掌らしめ、教官を置き、學規を立て課程を定め、校内に寮舎を設く、明治元年校舍焼失し、

シウシ

同四年閉校す(日本教育史資料)

シウシンダウ

修身堂 舊大溝藩の學校
所 在 近江國大島郡大溝町外廓内(原) 天明五年六月、分部光實、父光庸の意を繼ぎ學館を創建す、初め光庸學を好み、毎に磯野義隆をして侍講せしめ、學館創立の念切なりしも、負債の爲め果さざりき、光實儒員を聘し、臣庶をして學に就かしむ、爾後代々のを繼ぎ明治に至る(原) 敷地三百七十七歩、建坪六十三坪(日本教育史資料)

シウシユツ

柔術 武藝の一種、素手にて組合ひ、人を捕ふるの拳術法(ヤハラトリ、ヤハラ)とも稱す(原) 歸化の明人陳元寶といふもの、正保年間、江戸に於て之を其徒に教へしにほじまる、福野七郎右衛門、三浦與次右衛門、磯貝次郎左衛門また就きて學び、技精妙を極む、後ち關口氏心あり、新心流の法を傳へて遂に一家を爲し、請身に妙を得て古今に比なし、而して此術は諸藝の父母と稱せられて一時盛んに行はれしを以て、名手の出でしも夥からず○是より先天文年間竹田中務大輔といふものあり、小具足を善くす、武田流といふ、小具足とは捕縛の術なり(原) 左の如し、

流名 創始者

三浦	三浦與次右衛門義辰
福野	福野七郎右衛門正勝
制剛	水早長左衛門信正
梶原	梶原源左衛門直景
關口	關口八郎衛門氏心
遠川	遠川伴五郎
起倒	寺田勘右衛門正重
披心	犬山郡兵衛永保
灌心	神戶有麟齋

シウセ

眞移心當流 笠原四郎左衛門

シウセイクワン

日本本傳三浦流 高橋玄門齋展歷
爲勢自得天真流 藤田 麗 憲 貞
爲 我 流 江畑木工右衛門滿眞
吉 岡 流 吉岡宮内左衛門
右の内、重なるものは各條に述べたり、就きて見るべし(武術流祖録、日本教育史)

シウセイクワン

修成館 舊鶴牧藩の學校、修來館(シウライクワン)の條を見よ、

シウダウクワン

修道館 舊小泉藩の學校
所 在 大和國添下郡小泉城の表門外、字使者屋敷(原) 天保五年、藩主片桐貞信、文武の制を改め、武術は、總稽古所を設立し、文學は、儒士江南眞一の家塾に於て教習せしむ、明治元年學校を創立し、修道館と稱し、學制を更正せり、同五年三月奈良縣へ引繼ぐ(日本教育史資料)

シウダウクワン

修道館 舊西尾藩の學校
所 在 參河國幡豆郡西尾鶴ヶ崎町(原) 創建計ならず、藩主松平和泉守乗秩の代に至り、文武を更張し、一層學事の隆盛を謀り、從來の規則を改正し、奉行掛等の役員を配置し、専ら其事を管理せしむ、且修道館の傍に於て聖堂南北寮に模擬して、東西七間南北三間の學寮を設置し、藩士は勿論外藩他領を問はず有志の徒を入學せしめ、寄宿或は通學を許可せり(日本教育史資料)

シウダウクワン

修道館 舊花房藩の學校
所 在 最初は遠江國城東郡横須賀城内坂下の谷に在り、後安房國へ轉封、假學校を同國長狹郡和泉村長泉寺へ設け、又同郡横濱村觀音寺に移し、明治三年に至り廣場村字松崎に新築す(原) 學校の創立は文化八年六七月の際にして、當時主席重職渡邊大助の

シウタ

主唱に依る、同十三年頃迄は古學即ち徂徠派の學を主張せしが、同十四五年の頃、佐藤一齋の從弟佐藤英介を聘し、教官となし、専ら教授に従事せしめしより、遂に學派を一變し朱子學を主張するに至れり(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊宇都宮藩の學校
所 在 下野國河内郡宇都宮町(原) 初め藩士各私塾を開き子弟を教授す、文化年中戸田日向守忠延新に學校を設け、支那學を以て藩内の少年を教導す、明治四年廢藩置縣の際に至るまで凡そ六十年間授業す、明治四年十一月縣へ引渡し鎖校す(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊白河藩の學校
所 在 磐城國白河郡棚倉丸ノ内、後に代官町に移す(原) 明治二年九月、丸ノ内に假設し、更に武科を分離し、専ら文學を修む、同三年正月代官町に移す、且つ分校を川上村、堀村、寺山村、菊多郡窪田町、上遠野町の五町に設置し、藩士の郡村に在る者を教授せしめ、兼て平民の子弟を教育す(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊白河藩の學校
所 在 陸奥國白河郡白河會津町(原) 文政八年創立、藩主飛騨守正篤自ら臨で開校諭示す、數年にして學業大に興る、天保十一年藩主能登守正備特に校内へ夜學を開き、自ら臨席して生徒を勵し、學業隆盛なり、慶應元年豊後守正外國に就き大に儒學を尊崇し、一藩に布告し、本人子弟必ず就學せしめ、躬親ら儒官並に藩士と貞觀政要等の諸書を講究す(日本教育史資料)

シウダウクワン

修道館 舊高田藩の學校
所 在 越後國頸城郡高田岡島町(原) 慶應二年

十一月、藩主榑原政敬創めて學館を建て修道館と稱す、是より先、累代學に志し、と雖も、齊に儒者を聘して講學を爲すのみ、或は、師範家につきて之を學び、文武の道を研め、學館未だ備はらざりし、是に至て藩士を擧げて入學せしむ、而して事創業に際し未だ確然たる規則なし、尋で戊辰の役起り、藩士の文武を修むる者、唯幼童子のみ、明治元年十一月陸奥鎮定後、また壯丁の學業を修むるに至る、明治四年廢藩と共に廢止す(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊松江藩の學校
所 在 出雲國島根郡松江殿町(原) 寶曆八年松江城下母衣町に創設し、桃大藏を儒官となし、群臣の子弟を教授せしむ、文明館と稱す、藩學の權輿とす、後文化中講武所を同地に創立し、藩主屢々入て兵法を講ずるを聽く、大享館と稱す、其他文武師範家其邸内に各教場を設くる者ありと雖も、東西に散在して一藩士卒の修業に便ならず、故を以て之を一處に集め大成せんとし、文久三年城下殿町に於て諸教場を悉く此内に造構し、修道館といふ、尋で館外四箇所に女學校を設く、別に城外に習兵所を設け、且夫道湖の下流に於て水泳練習所を設く、慶應元年藩主松平定安、内命を桃文之助和多田淵藏渡部善一に傳へ、九州地方に遣し、學事の制度を調査せしむ、明治二年十二月兵學校を習兵所中に移す、醫學は初二校あり、松江殿町に洋醫學、同北堀町に漢醫學を置き、洋醫學校には病院を屬せしが、明治三年正月漢醫學校を廢し、尋で館外に更に醫學所を興し之に病院を附隸す、同年同月修道館中に書寮を置き尋で又新寮を其北に起し、名づけて南寮北寮と云ふ、同年同月佛人兩名ヲレット、アレキサンドルを聘して、佛語醫學及砲兵等の教師となし、士卒を撰で其教場に入れ、或は通學

シウタウクワン

して傳習を受けしむ(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊津山藩の學校
所 在 前記の學問所を修道館と改む、カクモンシヨ(津山藩の條)を見よ、

シウタウクワン

修道館 舊廣島藩の學校
所 在 安藝國沼田郡廣島(原) 元祿の年天津源之進を儒員とし家塾を開かしめ、廣く士民をして其門に入らしむ、且つ稽古屋敷を設け藩士の子弟を教授せしむ、重放の時始めて文武の道を獎勵し、苟も文義に通ずる者あれば採用し、就中頼彌太郎香川修藏を民間より士族に拔擢し、儒員とす、天明二年學校を城内に設置し學問所と稱し、頼彌太郎に學科を定めしむ、傍ら醫學科を置き、梅岡文平長喜庵をして醫學を講ぜしむ、慶應二年學制を一變し、野々口隆正を聘し、皇學を講ぜしめ、阪谷希八郎を聘し經書を講ぜしめ、校内に學塾を設け、藩費生徒を募集し、傍ら一校舎を建築し、洋學傳習所となす、更に賀茂郡志和村の地を相し、一の文武場を建築し、廣島より學生三百餘名を移し、文武を講習せしむ、後故ありて志和村文武場を廢し、廣島舊學校へ合併し、専ら文學のみを講習せしむ、又別に講武所を置きて英式を訓練す、尋で學校を城内八町馬場に移し、修道館と稱し、藩費生徒を募集し、傍ら洋學を教授し、頗る旺盛に赴く、同四年廢校す(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊田邊藩の學校
所 在 紀伊國西牟婁郡田邊城内(原) 文政年間藩主安藤直馨、儒學を尊崇し、城内に講堂を設置し、家中子弟をして就學せしむ、是より先數世、既に儒臣を祿養して、領主の侍講たらしめ、兼て其家塾に於て家中の子弟を教養せしめ、又安永年間より儒臣をして城内に於て講義をなさしめ、家士及び市郷の醫師

シウタ

シウタ

僧侶を許して聽聞せしむるの例ありしと雖も、特に學館を設置するは此に始まる、爾來専ら漢籍を教授し、安政初年美濃の人桑原元吉郎を聘して儒官とし、大に文教を振起し、始めて本館に命じて修造館と云ふ、次で熊代繁里を教官とし、和學を教授せしむ、維新前數年其規模を一變して武術の教場を合併し、本館を以て文武場の一部とす、明治二年九月藩主安藤直祐、大に文武教育の擴張を圖り、麻内馬場町に於て一大校舎を建設し、和學漢學洋學劍術柔術等の各教場を分設し、之を合稱して修造館と云ふ、因て事務官及び教官の職名俸給等を規定し、藩士渡邊鐵心を修造館總裁とし、其事務を統轄せしむ、翌年更に校舎を増築して生徒の寄宿を許し、諸規則學科課程等を改定す、幾干もなく、廢藩の時に至り一旦之を廢し、改めて縣學校とし、五年合縣の時に及び全く之を廢止す(日本教育史資料)

シウタウクワン

所 在 筑後國三池郡新町宇陣屋(現三池藩)安政四年九月創て學校を起す、時に藩主立花種恭、岩城國下手渡の本領に在り、老臣坂井勘左衛門分領に在りて政務を督す、藩士小田原成運小田原成門向坂默爾茂記等相議し、藩費を以て學校を設立す、明治二年藩主下手渡より來て三池に治す、茲に於て三池藩と稱す、僅に年を隔て廢藩置縣の舉あるに際し、明治四年學校を廢す(日本教育史資料)

シウタウクワン

所 在 豐後國直入郡竹田村字七里、初め竹田村字袖谷に設立し、後同村字伊豆坂に移し、又七里に移す(起原沿革)享保十一年藩主中川久通、竹田村字袖谷關氏の邸中に就て學舎を設け、輔仁堂と稱し、藩士の子弟を訓導せしむ、之を岡藩學校の濫觴とす、安

シウフ

永五年八月久貞の時、輔仁堂を改築し、之を由學館と稱し、學制を規畫せしむ、天明三年十二月校舎狹隘なるを以て、宇豆坂の地に移轉改築す、同六年十二月、新に武館を宇鷹町に設立して經武館と稱し、弓馬劍槍軍學火術等の各技師を置き、天保三年由學館を宇七里に移し、益々講堂を廣潤にし、以て學事を振起す、明治元年八月、武館を文館に合併し修造館と稱し、文察武察の制を立つ、明治四年廢藩の際閉校せり(起原沿革)古文孝經白文一冊、四書白文三冊、詩經白文二冊、書經白文一冊、被甲便裳一冊(日本教育史資料)

シウフウ

秋風 箏の名器、醍醐天皇御藏の箏なり、天皇崩御の後山陵に籠めたりといふ(樂器考)

シウフウラク

秋風樂 名義 盤渉調廿二曲中の一、新樂にて中曲〇序二帖各十六拍、破五帖(後三帖)各十六拍、舞者四人、管舞白濱(起原沿革)も唐樂にて、唐の樂工養其此の曲を作り、長生殿にて七夕の夜これを奏せしに、涼風吹き來りたれば、玄宗帝悦びて秋風樂と名づく、唐より傳來の時、今の一帖のみなりしを、弘仁中、嵯峨天皇南地院に幸し、當世の乙魚に勅して、舞を作らしめ、又換歌を作らして、三帖と爲す、樂は大戸清上作るといへり、若し之をして實ならしめば、蓋し改作なるべし(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

シウフンクワン

所 在 大和國添上郡柳生村(現柳生藩)藩主江戸在勤にして領地に歸ることなき爲めに、領地に居住する者少きを以て學校の設なし、明治三年三月、創めて之を建つ、長谷川雲外を教授となす、四年十二月之を廢す(日本教育史資料)

シウフンクワン

修文館 舊派野藩の學校

シウフ

所 在 伊勢國三重郡菟野(起原沿革)土方雄年の時、儒學を尊崇し、其臣龍崎泰行小澤信吾等を選抜し、學事の端緒を開く、文化十三年藩主義苗、始めて學校を藩邸内に構設し、儒官及び助教を置き藩士の子弟を陶鑄せしむ、天保七年藩主雄與學制を整理し、學則を制定し、督學及び教師等を選び、大に向學の志を奮進せしむ、茲に於て學風頓に隆盛に向ふ、安政二年平井時善宇佐美佑一等を講師となす、この時より學風朱子に改まる、嘉永三年藩牧約に命じ鹽谷宗隆齋藤拙堂の門に入り學業を研究せしむ、文久二年より文學を督せしむ、明治二年藩知事雄永父祖の宿志を繼ぎ、遍く學生をして學業を研磨せしむ、四年遂に校舎を鎖す(日本教育史資料)

シウフンクワン

所 在 關東國相模國橫濱野毛町(起原沿革)初め横濱港を開き、外國と交通し、洋學の緊要なるを察し、本港在勤官吏の子弟等の爲に英學校を設く、時に文久元年八月、此の時又漢學專修の學校を起し、修文館と稱す、明治の初年兵馬騷擾の爲め兩校廢止す、其後各府縣學校競ひ起るに及び、明治元年十一月學校を再興し、假に修文館を設け、漢學を教へ、又英學校を設け英佛學を授く、此校本支配向役々の子弟及び警衛隊有志者の爲にすとも雖も、平民志願者の入學するを許せり、同二年四月兩學校を舊武衛舊古所に移し、修文館と稱す、校規を釐正して皇漢洋の三學を兼修せしめ、子弟を教ふ、校務は縣廳屬官をして綜理せしめ、外に吏員數名を置き雜事を執らしむ、同三年五月書數の二科を加ふ、同年十月弘く人材を養成せん爲め平民の子弟にも入學することを勸む、この時外國の交際日々に旺盛に赴き、英學を偏重するの勢あるを以て、英學校と稱呼せらるゝに至る、其後民費に屬

シウタ

し市學校と稱し(高島嘉右衛門の私立市學校に異なり)専ら英學を授く、五年八月私立同文社を合せ、六年十一月私立藍謝堂を併せ、市中共立修文館と稱す(日本教育史資料)

シウライクワン

所 在 上總國市原郡崎村字砂子(起原沿革)天保の年、水野忠順、學館を假設し、藩士の學校を修來館と稱し、士卒の學校を修成館といふ、爾來變遷なく明治に至る(日本教育史資料)

シウライクワン

所 在 豐前國小倉三ノ丸(起原沿革)藩主小笠原忠基の代、寶曆八年五月學校を創立す、思永齋と稱す、忠總の時、天明九年十二月文武を合併し之を學館と稱し、又思永館と稱す、忠總の時、弘化二年其崇敬する所の聖像を安置するの舉あり、學事を擴張す、右聖堂落成祭奠等の式有り、慶應二年國難後假に田川郡香春に移して設置す、忠忱の時、明治二年正月、武學校を豐津に新築し、皇漢洋の三學を併用し、育徳館と改稱す(日本教育史資料)

シウライクワン

私營田 營田の一種、コエイア

シウエイ

永五年八月久貞の時、輔仁堂を改築し、之を由學館と稱し、學制を規畫せしむ、天明三年十二月校舎狹隘なるを以て、宇豆坂の地に移轉改築す、同六年十二月、新に武館を宇鷹町に設立して經武館と稱し、弓馬劍槍軍學火術等の各技師を置き、天保三年由學館を宇七里に移し、益々講堂を廣潤にし、以て學事を振起す、明治元年八月、武館を文館に合併し修造館と稱し、文察武察の制を立つ、明治四年廢藩の際閉校せり(起原沿革)古文孝經白文一冊、四書白文三冊、詩經白文二冊、書經白文一冊、被甲便裳一冊(日本教育史資料)

シウエイ

秋風 箏の名器、醍醐天皇御藏の箏なり、天皇崩御の後山陵に籠めたりといふ(樂器考)

シウフウラク

秋風樂 名義 盤渉調廿二曲中の一、新樂にて中曲〇序二帖各十六拍、破五帖(後三帖)各十六拍、舞者四人、管舞白濱(起原沿革)も唐樂にて、唐の樂工養其此の曲を作り、長生殿にて七夕の夜これを奏せしに、涼風吹き來りたれば、玄宗帝悦びて秋風樂と名づく、唐より傳來の時、今の一帖のみなりしを、弘仁中、嵯峨天皇南地院に幸し、當世の乙魚に勅して、舞を作らしめ、又換歌を作らして、三帖と爲す、樂は大戸清上作るといへり、若し之をして實ならしめば、蓋し改作なるべし(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

シウフンクワン

所 在 大和國添上郡柳生村(現柳生藩)藩主江戸在勤にして領地に歸ることなき爲めに、領地に居住する者少きを以て學校の設なし、明治三年三月、創めて之を建つ、長谷川雲外を教授となす、四年十二月之を廢す(日本教育史資料)

シウフンクワン

修文館 舊派野藩の學校

ジウン

慈雲 名義 諱は欽光、自ら百不知童子と號す、俗姓上月氏(起原沿革)浪華の人、河内法樂寺貞紀の弟子となり剃度す、始めて眞言正法律を唱ふ、請に應じて法樂寺に住し、長榮寺に移る、高弟親證等を失ふによりて隱栖の志あり、生駒山に閑居す、後請に應じて高貴寺に住す、文化元年十二月廿二日に寂す、年八十七、坐夏六十七、慈雲識見卓拔、一宗に拘泥せず、顯密禪を該れ、兼れて儒典に通ず、十善法語等頗る多し、盛に世に行はる(續日本高僧傳、十善法語)

ジウン

慈雲 名義 諱は欽光、自ら百不知童子と號す、俗姓上月氏(起原沿革)浪華の人、河内法樂寺貞紀の弟子となり剃度す、始めて眞言正法律を唱ふ、請に應じて法樂寺に住し、長榮寺に移る、高弟親證等を失ふによりて隱栖の志あり、生駒山に閑居す、後請に應じて高貴寺に住す、文化元年十二月廿二日に寂す、年八十七、坐夏六十七、慈雲識見卓拔、一宗に拘泥せず、顯密禪を該れ、兼れて儒典に通ず、十善法語等頗る多し、盛に世に行はる(續日本高僧傳、十善法語)

ジウライクワン

所 在 上總國市原郡崎村字砂子(起原沿革)天保の年、水野忠順、學館を假設し、藩士の學校を修來館と稱し、士卒の學校を修成館といふ、爾來變遷なく明治に至る(日本教育史資料)

ジウライクワン

所 在 豐前國小倉三ノ丸(起原沿革)藩主小笠原忠基の代、寶曆八年五月學校を創立す、思永齋と稱す、忠總の時、天明九年十二月文武を合併し之を學館と稱し、又思永館と稱す、忠總の時、弘化二年其崇敬する所の聖像を安置するの舉あり、學事を擴張す、右聖堂落成祭奠等の式有り、慶應二年國難後假に田川郡香春に移して設置す、忠忱の時、明治二年正月、武學校を豐津に新築し、皇漢洋の三學を併用し、育徳館と改稱す(日本教育史資料)

ジウライクワン

私營田 營田の一種、コエイア

シエイフ

四衛府 左右近衛、左右兵衛の四衛府を云ふ、詳しくは各條を見よ、

ジエン

慈圓 名義 初名道快、勅諭慈圓と賜ふ、白河に居せしを以て白河僧正と云ふ(起原沿革)關白藤原忠通の子(起原沿革)十一歳にして延曆寺の座主覺快に師事して剃髮し、後また座主明雲に従ひて定戒し、十六歳一身阿闍梨となる、養和のはじめ法印に昇り、甘露王院の僧正念和尚に灌頂法を受け、青蓮院に住し、無動寺三昧院、法性寺常壽院を兼管す、元暦元年護持僧となり、建久三年權僧正に任じ、天台の座主となり、明年法務となる、七年十一月關白兼實罷めらるるに際して天台座主を罷められ、吉水に退居す、後鳥羽天皇御讓位の後、和歌を好み屢々和歌會を行ふ、慈圓歌に巧みなるを以て出仕を許さる、元久元年再び座主に補し、平等院の檢校となり、三年二月大僧正に任ず、後座主を辭したりと雖も、重任する事四度に至れり、暮年東山に歸り、建保三年大乗院に於て布薩を修す、六年勅して、牛車宮中に入出入するを許さる、嘉祿元年寂す、年七十九、臘五十九、仁治三年勅諭慈圓と賜ふ、慈圓和歌に長じ、集を拾玉集といひ、秀作多し(門跡傳、門葉記、明月記)

シオキ

仕置 江戸時代、刑罰のことをいふ、その行ふ場所を仕置場といふ、仕置とは、もと善惡の進退を仕置置く意、天明年間の頃より總て身分の働きし科に成るものを仕置といひ習はせり(百箇條講義)倭訓栞に、仕置俗語也、爲處の義なるべし、シはなしの略、チキは處置をいふ也といへり、シオキズミチヤウ 仕置濟帳 江戸幕府の時、裁許の濟みたるものを記載したる帳簿をいふ、憲教類典に、左の如く見えたり、元文三戊午年十一月十八日當春相觸候、御代官所にて逢吟味、伺之上教

シエイ

シエイ 仕置

シラニ

紫苑 襲の色目の名、シランとも云ふ、表薄色にて裏青なるをいふ、藻草には、表紫にて裏蘇芳なりといひ、源氏裝束抄には、表蘇芳にて裏崩黄なりといへど、これ異説なるべし、假字裝束抄に、薄色の冬の指貫、紫苑色とて著る、たゞし紫苑色は僻事なり云々、又曰、紫苑色の指貫とて九月ばかりに殿上人などの著るは、表は薄色の夏の指貫にて青裏の張裏を附て著る也、之を紫苑色と云ふ、唯薄色の冬の指貫を著たる見苦し々々云々、次將裝束抄に、紫苑色指貫、古人紫苑色面青裏著之、近代只以例薄色指貫稱紫苑色著之云々、といへり、按ずるに表薄色裏青きを紫苑色と云て、後世當の薄色の指貫を、直に紫苑と稱すると見えたり、カサネノイロメの挿圖參看(裝束色染)

シオン

知客 禪宗にて賓客を接待する役、典客とも知賓とも云ふ、六頭首の一、知客の居處を客司と云ふ、故に知客を又客司とも云ふ(勅修清規、禪林象器箋)

シカ

知客 禪宗にて賓客を接待する役、典客とも知賓とも云ふ、六頭首の一、知客の居處を客司と云ふ、故に知客を又客司とも云ふ(勅修清規、禪林象器箋)

シカア—シカイ

シカアハセ

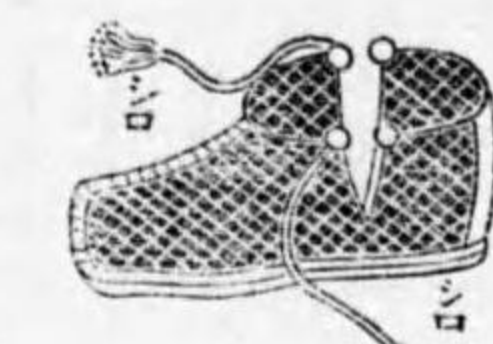
詩歌合 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相撲立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカアハセ

自歌合 自詠の歌數十首を左右に番はせて、其優劣を定むるを云ふ、自ら判ずるもあれど、多くは當時の名人に依頼して判詞を加へしむ、この事いつ頃より起りしか詳かならず、古今著聞集に、四位上人(西行法師)昔より自がよみおきて侍る歌を抄出して、三十六番につがひて、御裳濯川歌合と名づけて、いろ／＼の色紙をつきて、慈鎮和尚に清書を申、俊成卿に判の詞を書せけり、又一巻は宮川歌合と名付けて是も同じ番につがひて、定家卿の五位侍從にて侍ける時、判せさせけり、など見えれば、鎌倉時代の初年より行はれしものなるべし、今御裳濯川、宮川兩歌合とも群書類從に收めたり(古事類苑文學部)

シカイ

名義 襪の上に著する履をいふ、コイトノクツとも訓ず(舊唐書)舞人及び諸衛の六



(載所典類儀禮)



(載所式圖東裝)

位これを著用す、殿上の舞人は、これを著けて昇殿

シカイ—シカウ

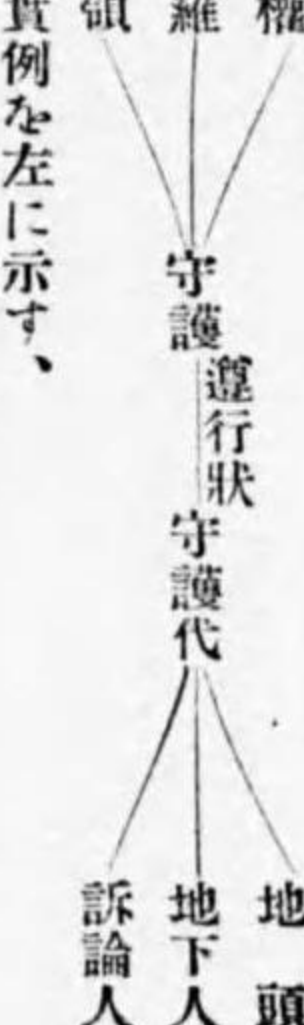
す、主上太子は幼時に召るゝよし、西三條裝束抄に見えたり、深泥の際には其上に更に淺沓を著せり(倭名抄、飾抄、西三條裝束抄、裝束圖式)

シカウ

四戒壇 大和東大寺、下野薬師寺、筑前觀世音寺、近江延暦寺の四箇の戒壇を云ふ、戒壇(カイヤン)の條參看、

シカウシヤウ

施行狀 將軍の御教書を承けて命令する文書を云ふ、即ち鎌倉時代には執權より六波羅に下し、或は執權六波羅より守護に下し、室町時代には、管領より守護に下す文書を云ふ、守護より代官(假令は守護代の如き)に下す文書を施行狀と云ひ、代官より更に地頭、地下人又は訴論人に下す文書を打渡狀と云ふ、而して此等地頭、地下人又は訴論人よりして其土地等を受取し請文を、代官に出す文書を請取狀と云ふ、表示せば左の如し(黒板博士說)



右所寄附之狀如件、
應永二年三月五日
太政大臣源朝臣(花押)
室町將軍家施行狀
備後國桑原方六ヶ郷地頭尾道倉敷事、任去月五日御寄附、可被沙汰付高野山西塔雜掌之狀、依

シカク

仰執達如件、
應永二年四月五日
左衛門佐

細川基之進行狀
備後國太田庄桑原方六ヶ郷地頭職事、去月五日御教書如件、早任被仰下之旨、可被打渡高野山西塔雜掌之狀如件、
應永二年四月十五日
基之(花押)

上野氏時打渡狀
備後國太田庄内桑原方六ヶ郷地頭職事、任去月十五日之進行之旨、早可被打渡高野山西塔雜掌之狀如件、
應永二年五月三日
氏時(花押)

山河左衛門三郎入道殿
(高野山文書)

シカク

試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、こゝろみる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリンシサイ)を見よ、

シカク

慈覺 圓仁(エンニン)を見よ、

シカクシキヤウサイ

四角四境祭 京都の四隅にて疫神を祭るを四角祭といひ、國の四境にて疫神を祭るを四境祭といふ、共に鬼魅を驅逐する所にして、陰陽道の祭なり、後世鎮火を四角、道變を四境として藏人所の人を遣はす祭を混じて云ふ者あれど誤なり、鎌倉幕府に於ても此祭あり(古事類苑神祇部) 應永六年六月二十三日、四角四境祭を行はんが爲めに、使を各地に遣はせし事、朝野群載に見えたり、又中右記に、長和四年五月六日、今夜吉平奉仕四角祭、枇杷殿四方者、九日

シカケ—シカノ

シカケテラ

志賀寺 崇福寺(スフクツ)を見よ

シカノカイタン

四箇戒壇 「シカイタン」を見よ、

シカノコホリ

滋賀郡 所在 近江國 起原 書紀景行天皇五十八年春三月の條に始めて見えたり 本紀略、延喜式滋賀に作る、倭名抄に古市(フルチ)眞野(マノ)大友(オホトモ)錦部(ニシヨリ)等の郷あり、正保圖志賀に作り、寛文以後又滋賀に復す、寛知集元祿帳之に仍る、地誌提要「シカ」と稱し、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シカノシヤウ

鹿野城 所在 因幡國 起原 郡鹿野村妙見山(王舎城ともいふ) 鹿野氏の居住する所、山名氏當國時代詳かならず、鹿野氏の居住する所、山名氏當國守護の時、その配下に歸す、天文中鹿野氏尼子晴久の爲めに滅ばされ、無主となる、永祿中山名源七郎と云者暫く在城せしも、尋でまた無主となる、天正の初年毛利氏の配下に歸し、山名氏の人質を此所に收め、番兵をして護らしむ、八年豊臣秀吉攻め陥れ、龜井新十郎に護らしめ、翌年龜井氏に之を賜ふ、龜井氏大に之を経營す、元和三年石見國津和野へ移る、寛永九年松平氏入國す、十六年松平輝澄一萬石を領し此に在城す(因幡志)

シカノダイシ

四箇大事 三箇口傳(サン

シカノタカアノホノミヤ

志賀高穴穗宮 所在 近江國 起原 景行天皇五十八年二月近江國に幸し志賀に居ます、これを高穴穗宮といふ、三年の後天皇崩す、次帝成務天皇またこの地に都す、天皇六十年崩し給ふ、即ち前後六十餘年間の皇居たり(書紀)

シカノホフエウ

四箇法要 大法會の時、必ず行ふべき梵唄、散華、梵音、錫杖の四箇法要をいふ、法要とは法會に肝要なる事の義なり(一)梵唄如來の微妙の色身を讚嘆する供養の讚、この供養に依て十方の世尊相好具足し、諸根悅豫するが故に大功徳を成すことを得といふ(二)散華は花開清淨妙色妙香諸佛に散す、若華開くる事あれば諸佛來り坐す、是故に下界の中には花を以て淨土となし、色を見、香を聞に、諸鬼神等之を嫌ふ、猶ほ人天の靈寶をきたなむに過たりと、此故に花を散じ惡神の障礙を宥け佛を請じて志願を成すことをいふ(三)梵音、如來の梵音響十方に聞ゆるに、其音を聞く者皆道果を得、この故に淨音を以て諸佛乃至法僧を供養すべしといふ(四)錫杖、即ち塔婆の形なり、寶塔高妙なること功徳高顯なること須彌山の如し、故に一度見る人、現世安樂にして、淨利を生じて悉く佛界の悟を成す、仍て六道能化の地蔵、錫杖を持て受苦の衆生を警覺するなりといふ(摩訶薩婆經)

シカマノコホリ

色麻郡 所在 陸前國 起原 聖武天皇天平九年四月、色麻郡見ゆ、蓋し賀美の地を割て之を置きしならん 續紀、續後紀、延喜式、又色麻に作る、倭名抄に相模(サガミ)安蘇(アソ)色麻(シカマ)餘戸等の郷あり、延暦十八年三

シカマ

月富田郡を併せ、戰國の際之を廢して賀美郡に屬せしめ、されど五十四郡考に、神野の名見えれば或は色麻郡を然か稱せしにもあるべからん、郡名考以後賀美と稱し、明治沿革帳、加美に改め、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シカマノコホリ

饒磨郡 所在 播磨國 起原 延喜式に始めて見えたり、されど國府此郡に在り、且つ孝徳天皇の朝、既に揖保郡を割て栗粟郡を置き、茲に十二郡となりしより考ふるに、蓋し其以前に於てありしこと明なり 延喜式又饒磨に作る、倭名抄に菅生(スガフ)餘戸、英賀(アカ)伊和(イワ)辛室(カラムロ)大野(オホノ)英保(アモ)三野(ミノ)穴無(アナシ)迎達(イタチ)巨智(コチ)平野(ヒラノ)草上(クサノカミ)周智(スチ)等の郷あり、拾芥抄筋摩に作る、後世分て飾東飾西二郡となし、正保圖之に依り、寛文中併せて飾磨に復す、寛知集之に仍る、然るを元祿中再び分て飾東飾西二郡となし、元祿帳以後之に仍り、郡名考「シキトウ」「シキサイ」と訓ず、今之に從ふ、明治廿九年飾東飾西を合併して飾磨郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シカン

支干 十二支、十干をいふ、干支を「エト」といふ、同條を見よ、

シカヤキ

志賀焼 名義 對馬國下縣郡殿ヶ原の志賀の里にて製出する陶器 起原 文化年間、吉田又市といふ者、其地に於て窯を開き、其地の土及び釉を用ひて製出す、其陶甗朝鮮の甗器に似て刷毛條三島等あり、又磁器を作り白土白釉の上に青華を施せる者多く、青黄黒の釉は影し、而して共に志賀の二字を印す、又青華にて志賀の二字を記すものあり、其地の工人巧を傳へて今に至る(工藝志料)

シカラキヤキ

信樂焼 所在 近江國 甲賀

シカマ

シカラ

シカリ

郡信樂の長野村に於て製出する陶器... 年開始して製す、然れども未だ茶器を造るに及ばず、僅に種壺、浸種壺等に止る、後世之を古信樂といふ、其質粗にして砂を含み甚だ堅硬なり、釉は濁黄赤にして、その上に透明なる淡青釉を施したるを以て上等品となす、永正年間信樂の工人始めて茶器を製す、時に茶人武野紹鷗之を愛重す、因て世人稱して紹鷗信樂といふ、天正年間點茶の宗匠千利休、亦此地製出の茶器を愛す、世人之を稱して利休信樂といふ、寛永年間點茶の宗匠千宗旦、亦信樂の茶器を愛す、世人宗旦の愛する所の者を以て宗旦信樂といふ、この時に當て小堀政一も亦信樂の工人に命じて、更に一種の茶器を造らしむ、その製法は糞土を用ふ、因て其製出する所の器物皆肉薄くして前製の者に比すれば一層精巧なり、是を遠州信樂といふ、本阿彌宗中、野々村仁清、陶工新兵衛等信樂の土を以て諸器を製す、是を空申信樂、仁清信樂、新兵衛信樂といふ、爾來其地の工人是等の形容に倣ひ諸器を造り、業を傳へて今に至る、焼物(ヤキモノ)の挿圖第一を見よ(工藝志料)

シカリ

叱 江戸時代における庶人の正刑、其罪を叱責するをいふ、叱り、急度叱りの別あり、急度叱りは叱責の重きものなり、並に叱責のことを宣告して放免す、奉行白洲にて申渡し、與力吟味席にて請書を取る、差添人これに連印す(徳川政刑史料、古事類苑法律部)

シキ

職 中宮職、大膳職、修理職、京職、攝津職、造宮職等あり、詳しくは各條を見よ、

シキウ

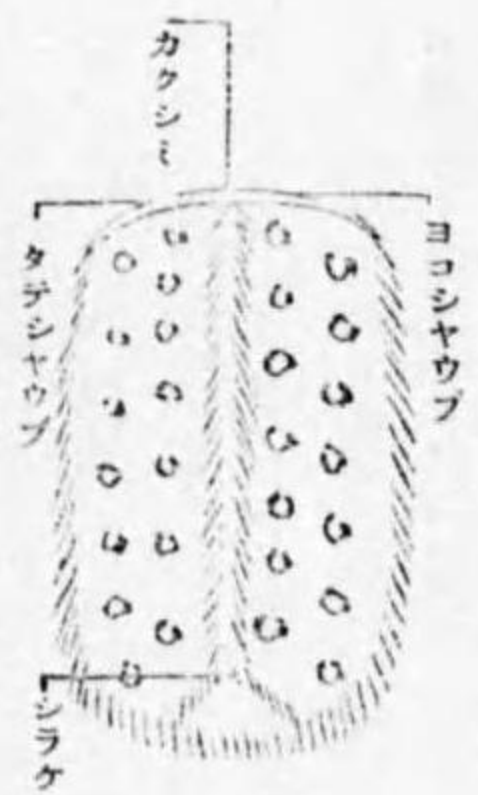
四宮 皇后宮、中宮、皇太后宮、太皇太后宮の總稱、詳しくは各條につき見るべし、

シキガハ

敷皮(敷草) 毛皮の敷物を云ふ、

シキカ

地上にかりそめに居る時に敷く物なり、屋内の物にはあらず、多くは鹿毛にて作り、長さ三尺許幅二尺餘にて、白毛を少し残して、上を櫛形又は櫛上と云ひ、下を白毛と云ふ、裏は白布に粉のりを付けて白くす、熊皮は彈正官、虎豹は將軍其外貴き人用ふ、書紀或は古事記に、火々出見、尊の海神宮へおは



(職所圖附記用軍)

しませし時に、海驢皮八重を敷きたるよし見えたるを始めとすべし、後世武家の戰場などには、必ず之を用ひ、首など切る時にも敷皮の事見えたり、又弓射る時にも之を用ふ、伊勢家禮式に、しきかは敷事、すそを我左へなして毛の方を上へなして横様にかしこまるべしといへり(本朝軍器考、軍用記、類聚名物考)

シキノミ

式神(識神) 陰陽家の行ふ咒詛の妖術にて、常に使役する鬼神を云ふ、一にシキノミ又「シキノカミ」又「シキノ」とのみも云ふ、陰陽頭加茂保憲の弟子安倍晴明、殊に天文雜占を事とし、鬼神を役して、諸種の奇術を演じたること、大鏡、今昔物語等に見えたり、宇治大納言物語に「晴明或る時、廣澤僧正の御坊に参りて、物申しあげ給はりける間、若き僧共の晴明に云ふ様、式神を使ひ給ふなれば、直に人を殺し給ふやと云ひければ、易くはえ殺さじ、刀を入れて殺してんと云ふ、さて蟲などは少しの事せんに必ず殺しつべし(中略)殺して見せ奉らんとて草の葉を摘み切りて物を讀む様にして、蛙の方へ擲げやりければ其草の葉蛙の上にかゝりければ蛙眞平にひしげて死にたりけり、之を見て僧どもの

シキジツナイタン

式日内談 引付衆(ヒキツケシユウ)を見よ、

シキジツヨリアヒ

式日寄合 評定所(ヒキツケヤウシヨ)を見よ、

シキシナイシンワウ

式子内親王

大炊御門齋院と號す、桐火桶愚秘抄に、齋院と見えたり、後白河天皇の第三皇女、御母は高倉三位成子、藤原季成の女、平治元年十月加茂齋院となる、三年准三后となる、嘉應元年七月病を以て退下す、建久三年三月後白河法皇崩御あらせらるゝや、御領を處分して大炊御門院を給ふ、依りて移り住し給ふ、建久八年橘兼仲及び僧觀心の事に坐して京外に遷せられんとして止む、その後ち難髪して如法と號す、正治二年順德天皇を御猶子とし給ふ、建仁元年正月二十五日病を以て薨す、和歌を以て名あり、當時歌を以て著名なる雅家有通具家隆等も及ばざる所ありしと云ふ、式子内親王歌集一卷(明月記、大日本史、大日本史料)

シキシマノカナサシノミヤ

磯城島金刺宮

欽明天皇の皇居、所傳大和國城上郡金屋村の西南、原國欽明天皇元年七月、都を磯城島郡の磯城島に遷し、號けて磯城島金刺宮といふ、同三十二年四月、天皇崩御に至る迄即ち三十二年間の皇居たり(書紀)

シキジン

式神 「シキガミ」を見よ、

シキシンカケリウ

直心影流 山田光徳の創めたる劍術の流派、光徳は平左衛門と稱し一風齋と號す、元祿中の人、高橋彌左衛門重治に從つて直心正統流の刀術を學び、其妙秘を究む、重治直心正統流の印狀を授く、光徳、流名を直心影流と改む、其門人甚だ多し、子孫其術を傳へ家聲を墜さず

シキケ

色かはりておそろしと思ひけり、家の中に人なき折はこの式神を使ひけるにや、人もなきに部を上げ下し門をさしなどしけり」とあるにて知らるべし、

シキケ

式家 藤原氏四家の一、不比等の三男宇合の子孫を云ふ、宇合參議式部卿を兼ね、故に式家と稱す、「フナハラウヂ」參看(尊卑分脈)

シキケノヤシロ

式外社 延喜式神名帳に載せられざる社、權談治要に、二十二社のうち石清水、吉田、祇園、北野の四社は、延喜式の神名帳にのらざる社たるによりて式外の神と申なり」と云へり、

シキサンジ

志貴山寺 朝護國孫千寺(テウゴクソンシジ)を見よ、

シキシ

色紙 和歌を書する用箋、種々の模様あり、もと染紙の總稱なりしが、鎌倉の時よりして轉化したるなり、其紙質寸法等も、昔は一定の法あるにあらざりしが、歌學を世業とせるもの起るに及び、自づから定まりたり、即ち大小の二種ありて、大は竪六寸四分、小は六寸、横は大小共に五寸六分(紙譜には小は五寸三分とせり)となす、室町時代三光院殿三條西實枝より始まりし由、近代世事談に見えたり、其起原はなほそれより以前、鎌倉の頃に在るに似たり(槐記、安齋隨筆)

シキシ

職事 (一)藏人頭、五位藏人、六位藏人を云ふ、又辨官にて藏人を兼ねたるをも云ふ(職原抄)(二)攝關大臣大將等の家、及び女御の三位以上叙せられたる家にも、朝廷の職事にならひて之を置き、家司を以て之に補す、尙ほ「クラッドコロ」を參看すべし(玉葉)

シキシクワン

職事官 内外の諸司、有位にして執掌あるものを云ふ、執掌なきを散官、又は散位と云ふ(公式令)

シキセ

四季施(仕著) 江戸時代、男女の雇人に、時の服を給與するをいふ、多く商人の家に此風あり、時服の意なるべし、一に作者著の義といへり、古くは朝廷より朝臣等に時服を賜ひしことあり、なほ曾我物語にも四季おりの小袖を賜ひ云云、又、時宗母に勸當を受くる事を云ふ條に、一人具したる下人にも四季をりふしに物を著せす云々、とあり、また鑿真東征傳にも四季給時服など見えたり、四季施の風は蓋しこれらの遺習に基づきしものなるべし(世事百談、倭訓栞)

シキダイ

色代(色體、式退) 挨拶もしくは禮儀を意味する時代語にして、平安朝の末年より室町時代にかけて行はれたり、源平盛衰記に、色代して婚飾を申す、吾妻鏡に、前武州不可然之色代、有御色代之故也、宗吾大冊子拔書に、禮儀の事、旨、有御色代之故也、宗吾大冊子拔書に、禮儀の事、旨、有御色代之故也、三度迄は無子細云々など見えたり、

シキダイ

敷臺 玄關に在る板敷の處をいふ、客を迎送して禮を致す處なり、江戸時代よりこの習あり、主として武門の家に之を設く、敷臺、また式臺、式第等とも書す、もと挨拶もしくは禮儀などいふ意の詞より轉訛したるなり、色代(シキダイ)參看、

シキテ

敷手 高麗樂、新樂にして中曲、一名重來舞、倭名抄に志岐傳とあるは萬葉假名なり、天子冠禮には、髮頭樂に配して奏するを例とし、また輪臺の答舞ともなる、四人舞、番舞、舞頭樂、本曲は渤海來聘ならんと云ふ、平安朝の時代、渤海來聘の歡迎の爲め、其使節の重來を望み、其

シキジン

直心影流 山田光徳の創めたる劍術の流派、光徳は平左衛門と稱し一風齋と號す、元祿中の人、高橋彌左衛門重治に從つて直心正統流の刀術を學び、其妙秘を究む、重治直心正統流の印狀を授く、光徳、流名を直心影流と改む、其門人甚だ多し、子孫其術を傳へ家聲を墜さず

シキジン

職寫田 左右京職にて六年以上計帳不進の戸田を没して、公用に充てたる田地を云ふ、諸國にて没收したるを國寫田と云ふ、不輪租田なり、左右京職及び諸國にて、計帳を造らんが爲めに、毎年六月三十日前、所部の手實を進らしむる日に、その調錢を貢せしむ、然るに六年以上計帳を進らざる戸は、逃走の例に准じ、帳より除きて、其田地を没入して職及び國にて公用に充つ、即ち厨料、國司巡行、班田使領國等の供給に充つるなり、清和天皇貞觀十七年八月左右京職の請によりて、計帳不進の戸田を没收して職寫田となすことを許す、これ職寫田の始めなり、陽成天皇元慶五

シキセ

年職寫田なきを以て、一年間官田を給して之に充てしめたり、寛平三年七月、河内國の請によりて職寫田に准じて國寫田を置くことを許したり、之より諸國に國寫田あり、延喜の制不輪租田としたり(田制篇)

シキセ

四季施(仕著) 江戸時代、男女の雇人に、時の服を給與するをいふ、多く商人の家に此風あり、時服の意なるべし、一に作者著の義といへり、古くは朝廷より朝臣等に時服を賜ひしことあり、なほ曾我物語にも四季おりの小袖を賜ひ云云、又、時宗母に勸當を受くる事を云ふ條に、一人具したる下人にも四季をりふしに物を著せす云々、とあり、また鑿真東征傳にも四季給時服など見えたり、四季施の風は蓋しこれらの遺習に基づきしものなるべし(世事百談、倭訓栞)

シキテ

風俗舞を納れしならんと云へり、舞樂(アガク)の挿
圖(舞樂圖説)

シキテイサンバ

式亭三馬

本姓菊池、名は泰助、字久徳、通稱西宮太助、洒落齋、吟嘯哩樓、遊戯堂、本町巷四季亭等の別號あり、**源**茂兵衛の子、幼時より江戸本町なる書肆龍月堂(或いは茅場町の地本問屋西村新六方なり)に小僧奉公に住み込み、後ち手代となりしが、其間日毎に稗史小説を誦讀するの便宜を得、十三四歳の時に普通の雜籍は大抵讀み盡したりといへり、十八歳の時はじめて黄表紙三冊を續り、寛政六年世に公にす、これ「天道浮世の出世操」なり、後山下門外なる書肆萬屋太次右衛門の婿養子となりたれども、妻早世したれば、其家を出で、或時は四日市に古本屋を始め、或時は石町の裏店に借宅せしが、其頃より益々著作に従事し、間もなくまた本町二丁目に移り、賣藥店を開きて本業となせり、而して其名の高くなりしは、依太平記向録卷(寛政十一年作)といふ黄表紙を著したるよりのことにて、此時ヨ組の火消人足これを見て我々を誹謗せしものなりとて大に怒り、版元並に三馬の宅に押寄せ、散々に破却したることあり、これが爲め人足等は入室し、三馬も手鎖五十日の刑に處せられたれど、其名は却てこれが爲めに大に擧り、著作も世に持て囃さるゝ動機となりたりき、其著はす所、草雙紙にも評判を得しもの多けれども、趣向殺伐なるより、種彦の作出づるに及びては顧みられざるに至れり、菊池本には辰巳婦言あり、これ洒落本の續き物のはじめといふべく、爲永春水の作はこれらに基きしなり、中本にては浮世風呂あり、其傑作として世に名高く、尋で浮世床の作あり、これ鯉丈の八笑人の親といふべし、要す

るに三馬は、古作の趣向を全取に取り来りても筆端一種の妙ありて、原作と異りたる可笑味のあるは、まことに天原の才と稱すべきなり、文化五年正月六日歿す、年四十八、江戸深川雲光院地内長源院に葬る、**源**徳太郎記向録卷、辰巳婦言、雷太郎物語、浮世風呂、浮世床、潮來婦誦等數十種(列傳體小説史、文化文政度の小説家、小説家著述目録)

シキテイ

職田

職分田(シキアテン)を見よ、

シキナイノヤシロ

式内社

延喜式神名帳に記されたる大小社を云ふ、シキヤシロとも稱す(二十二社本縁)延喜式に據れば、天神地祇總三千一百三十二座、社二千八百六十一座、前二百七十一座、大四百九十二座、小二千六百四十座あり、詳しくは、延喜式神祇の部を見よ、

シキノウ

式能

江戸時代、將軍家大禮の時、即ち將軍宣下、勅使下向、或は普請祝等の時に行ふ能樂、當日は觀世、寶生、金春、金剛、喜多の五座共に出動して之をかつむ、場所は城中松ノ廊下の傍なる大廣間なり、當日は町人の拜觀をも許さるゝ、八代將軍吉宗の時が始まりしといへり(謡曲通解)

シキノオンザウシ

職御曹司

内裡における大臣の職曹、安和の頃除目を行ひしことあり、また皇居火災の後御在所となり、天長貞觀の頃より皇妃の宮となりしことあり、職院、后宮職東院とも稱す、外記廳の北、左近衛府の西、梨本の南に在り、方四十丈の地を占む、四面築垣にて南及び西に門あり、北に廂なく、南に孫廂あり、西面立部なり○河海抄に、后宮等も、職曹司有之、定子皇后宮、座三此所之時、母屋、依有鬼物、住庇給、其時無三南門、云々、此職曹司、或執柄以下、公卿宿所也、且天長、大納言緒

シキノカミノコホリ

城上郡

所在大和國**源**磯城縣を分て之を置く、武烈紀三年十一月月三城係於水派色、仍曰「城上」也、と見えたり、**源**國書紀、志紀上、又磯城に作り、古事記師木、延喜式城上に作る、倭名抄に辟田(ヒラタ)下野(シモノ)神戶(カムベ)大市(オホイチ)大神(オホムチ)上市(カミイチ)長谷(ハツセ)恩坂(オサカ)等の郷あり、正保圖式上に作る、寛文中又城上に復舊し、寛知集之に仍る、元祿圖以後亦式上に作り、郡銘録「シキカミ」と稱し、地誌提要城上に復し「シキヤウシ」、「シキノカミ」と唱へ、郡區編制以後式上に作る、明治二十九年式下十市と共に廢して磯城郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノコホリ

志紀郡

所在河内國**源**古の志紀縣主の地なり、姓氏錄に、河内皇別、志紀縣主、神八井耳命之後也、と見えたり、**源**國古事記志幾、神名式志貴、續紀、延喜式志紀に作る、倭名抄に長野(ナカノ)拜志(ハイシ)志紀(シキ)田井(タキ)井於(キノ)邑智(オホチ)新家(ニヒカ)土師(ハシ)等の郷あり、田賦考志貴に作り、古圖寛知集元祿以後志紀に作る、倭名抄に同じ、今は其名を失ひて南河内と中河内とに入れり(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノシモノコホリ

城下郡

所在大和國**源**磯城縣を分て之を置く、續紀天平勝寶二年二月の條に、大倭國城下郡と見えたり、**源**國書紀磯城、古事記師木に作り、續紀、延喜式、城下に作る、倭名抄に賀美(カミ)大和(オホヤマト)三宅(ミヤケ)鏡作(カマツクリ)黒田(クルタ)室原(ヘ

シキテ

るに三馬は、古作の趣向を全取に取り来りても筆端一種の妙ありて、原作と異りたる可笑味のあるは、まことに天原の才と稱すべきなり、文化五年正月六日歿す、年四十八、江戸深川雲光院地内長源院に葬る、**源**徳太郎記向録卷、辰巳婦言、雷太郎物語、浮世風呂、浮世床、潮來婦誦等數十種(列傳體小説史、文化文政度の小説家、小説家著述目録)

るに三馬は、古作の趣向を全取に取り来りても筆端一種の妙ありて、原作と異りたる可笑味のあるは、まことに天原の才と稱すべきなり、文化五年正月六日歿す、年四十八、江戸深川雲光院地内長源院に葬る、**源**徳太郎記向録卷、辰巳婦言、雷太郎物語、浮世風呂、浮世床、潮來婦誦等數十種(列傳體小説史、文化文政度の小説家、小説家著述目録)

シキナイノヤシロ

式内社

延喜式神名帳に記されたる大小社を云ふ、シキヤシロとも稱す(二十二社本縁)延喜式に據れば、天神地祇總三千一百三十二座、社二千八百六十一座、前二百七十一座、大四百九十二座、小二千六百四十座あり、詳しくは、延喜式神祇の部を見よ、

シキノウ

式能

江戸時代、將軍家大禮の時、即ち將軍宣下、勅使下向、或は普請祝等の時に行ふ能樂、當日は觀世、寶生、金春、金剛、喜多の五座共に出動して之をかつむ、場所は城中松ノ廊下の傍なる大廣間なり、當日は町人の拜觀をも許さるゝ、八代將軍吉宗の時が始まりしといへり(謡曲通解)

シキノオンザウシ

職御曹司

内裡における大臣の職曹、安和の頃除目を行ひしことあり、また皇居火災の後御在所となり、天長貞觀の頃より皇妃の宮となりしことあり、職院、后宮職東院とも稱す、外記廳の北、左近衛府の西、梨本の南に在り、方四十丈の地を占む、四面築垣にて南及び西に門あり、北に廂なく、南に孫廂あり、西面立部なり○河海抄に、后宮等も、職曹司有之、定子皇后宮、座三此所之時、母屋、依有鬼物、住庇給、其時無三南門、云々、此職曹司、或執柄以下、公卿宿所也、且天長、大納言緒

シキノカミノコホリ

城上郡

所在大和國**源**磯城縣を分て之を置く、武烈紀三年十一月月三城係於水派色、仍曰「城上」也、と見えたり、**源**國書紀、志紀上、又磯城に作り、古事記師木、延喜式城上に作る、倭名抄に辟田(ヒラタ)下野(シモノ)神戶(カムベ)大市(オホイチ)大神(オホムチ)上市(カミイチ)長谷(ハツセ)恩坂(オサカ)等の郷あり、正保圖式上に作る、寛文中又城上に復舊し、寛知集之に仍る、元祿圖以後亦式上に作り、郡銘録「シキカミ」と稱し、地誌提要城上に復し「シキヤウシ」、「シキノカミ」と唱へ、郡區編制以後式上に作る、明治二十九年式下十市と共に廢して磯城郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノコホリ

志紀郡

所在河内國**源**古の志紀縣主の地なり、姓氏錄に、河内皇別、志紀縣主、神八井耳命之後也、と見えたり、**源**國古事記志幾、神名式志貴、續紀、延喜式志紀に作る、倭名抄に長野(ナカノ)拜志(ハイシ)志紀(シキ)田井(タキ)井於(キノ)邑智(オホチ)新家(ニヒカ)土師(ハシ)等の郷あり、田賦考志貴に作り、古圖寛知集元祿以後志紀に作る、倭名抄に同じ、今は其名を失ひて南河内と中河内とに入れり(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノシモノコホリ

城下郡

所在大和國**源**磯城縣を分て之を置く、續紀天平勝寶二年二月の條に、大倭國城下郡と見えたり、**源**國書紀磯城、古事記師木に作り、續紀、延喜式、城下に作る、倭名抄に賀美(カミ)大和(オホヤマト)三宅(ミヤケ)鏡作(カマツクリ)黒田(クルタ)室原(ヘ

シキノ

シキヒ

シキノ

シキフ

シキノ

シキフ

本に也と有)等の郷あり、正保圖式下に作る、寛文中城下に復舊し、寛知集之に仍り、元祿圖以後又式下に作る、郡銘録「シキシモ」とよみ、地誌提要城下に作りて「シキノシモノ」又「シキヤ」と稱す、那區編制以後式下に復し、明治二十九年式下十市と共に廢して磯城郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノビヤウフ

四季屏風

大内裡清涼殿調度の屏風にて、春夏秋冬四季十二箇月の風景を畫き、それに、歌をかきつられたるものなり、清涼殿の第五間及び石灰壇に在り、兼盛集に、内御屏風四帖、和歌(准據之例)とありて歌見えたり(大内裡圖考證)

シキノミツガキノミヤ

磯城瑞籬宮

名義 崇神天皇の皇居、所在大和國城上郡金屋村、**源**原田天皇三年九月都を磯城に遷さる、これを瑞籬宮といふ、同六十八年天皇崩御に至るまで、即ち六十六年間の皇居たり(書紀)

シキノワウシ

施基皇子

所在田原天皇春日宮天皇と追尊す、**源**天智天皇の第三皇子、母は宮人越道伊羅都賣、**源**天智天皇即位七年二月誕生、二品親王に叙せらる、常に繪畫を好み給ふ、靈龜二年八月十一日薨す、後に皇子白壁王(光仁天皇)位に即き給ふに因て生父なるを以て田原天皇と追號す(大日本史、扶桑名畫傳)

シキヒヤウチャウシユウ

式評定衆

名義 評定衆の列に有りながら、引付頭、政所間注所執事、及び評定奉行等を兼ねざるを云ふ、例式の評定にのみ預るを以て此稱あり、**源**鎌倉時代、只稱へのみなりしが、後醍醐天皇建武中興に、北畠顯家鎮守府將軍たりし時、式評定衆を設けたりしは、職名の見えし始めなり、室町時代亦此職あり、後には評定始、沙汰始等の席に臨む外、職所なき揚名の職となりて、

文明以後終に廢す(武家名目抄、官制沿革略史)

シキフ

食封

皇室諸王諸臣の勳功、位階、職分ある者に賜はる課戸を云ふ、位封、職封、功封の別あり、位封は位階に、職封は職官に、功封は勳功に對して賜はるものとす、**源**續皇極經世天皇の初め、内臣中臣鎌足に封二千戸を賜ふ、これ食封の見えし始めなり、大化二年諸氏の部曲田庄等を停めて、食封を大夫以上に給ふ、各差等あり、封戸の制始めて定まる、大寶の制に至りて、其制稍々完備し、位封職封功封に分る、位封の内品封は、一品八百戸より四品三百戸に至り(内親王は半減、諸王は正一位三百戸より從三位一百戸に至り(女は半減、但し嬪以上は全給)故なく二年以上上らざるものは、則ち停む、五位以上は食封に預らず、職封は太政大臣三千戸より大納言八百戸に至る、若し理を以て解官致仕する者は半減す、功封は五位以上功を以て食封に預かるものは、大功は半減して三世に、上功は三分の二を減じて二世に、中功は四分の三を減じて子に傳へ、下功は一代限りとす、子なきものは封を傳ふるを得ず、但し兄弟の子を養ふものは之を許す、寺は食封の例に入らず、別勅にて權りに封するは、此の限りにあらず、封戸は皆課戸にて、調庸を全給す、其田租二分して一分は官に、一分は給主に給ふ、特に封するもの、及び増加は別勅によらしむ、慶雲二年四月、新に中納言の封二百戸を定め、十二月大和諸寺に權に食封を施す、これ寺の食封の始めなり、孝謙天皇の時東大寺に五千戸、興福飛鳥大寺等に各千戸を寄せ、百戸以上のもの亦少からず、三年二月四位を食封の列に入れ、又封戸を改めて正一位六百戸より遞減して、從四位八十戸に至らしむ、和銅七年親王等の封を増し、田租を全給す、天平十一年封戸は悉く田租を全給

せしむ、十九年封戸の口數に多寡あり、輸物均からざるを以て、正丁五六人中男一人を一户とし、郷毎に課口二百八十人中男五十人を定數とし、田租は一户毎に四十束を限りとし増減を許さず、天平寶字四年、太政大臣不比等が近江一國を追討す、爾後其房基經等の薨後、皆一國に封す、之を國封といふ、蓋し實封にあらずして名のみなり、尋で尙侍、尙藏の女官要職には全封を給ふ、寶龜二年内大臣の食封一千戸を定む、後ち參議を置くに及び、食封二百戸を定む、大同二年食封を令制に復す、三年無品親王の封二百戸を定む、内親王之に准す(嵯峨天皇の時半減)是より先歷朝王臣の封増加し、鎌足の如き封一萬五千戸に至り、高市皇子亦五千戸を賜ひ、神封の如きも、大同中伊勢神宮以下有封の社百七十餘社、封戸四千八百餘の多に至り、寺封も亦之に過ぐる所多し、故を以て淳和天皇の時減封して國用を支へしむ、文德天皇の時、始めて淳和嵯峨兩上天皇に封二千戸を寄す、延喜の制、東宮は一千戸、無品親王二百戸、中納言四百戸、參議八十戸とし、他は舊に依らしむ、封戸は正丁四人中男一人を一户とし、田租は四十束を限り、郷に課口二百人中男五十人、租稻二千束と定め、數に満たざれば國內を通封して填せしむ、封戸を充つるに三分して一分は總二分は布を輸す國とす、伊賀伊勢三河近江美濃越中石見備前周防長門肥後阿波等の國は封に充つるを許さず、之を禁國と云ふ、其後沿革ありと雖も、後一條天皇の時、道長封五千戸に達して異例のもの少からず、又女院起るに及び、上皇に准じて封八千戸を賜ひたりき、然れど此時に當りて地方制度大に亂れ、諸國莊園漸く増加し、封戸の租を納るゝ者なく、封戸は有名無實となるに至れり(令集解、延喜式、籠中抄、拾芥抄、食貨志)

シキフ

位	令制	延喜制	拾芥抄
一 品	八〇〇	八〇〇	五〇〇(三〇〇)
二 品	六〇〇	六〇〇	四〇〇(二〇〇)
三 品	四〇〇	四〇〇	三〇〇(一五〇)
四 品	三〇〇	三〇〇	二〇〇(一〇〇)
無 品	一〇〇	一〇〇	一〇〇(五〇)
正一位	三〇〇	三〇〇	二〇〇(一〇〇)
從一位	二〇〇	二〇〇	一〇〇(五〇)
正二位	一七〇	一七〇	一〇〇(五〇)
從二位	一三〇	一三〇	八〇(四〇)
正三位	一〇〇	一〇〇	六〇(三〇)
從三位	八〇	八〇	五〇(二五)
正四位	六〇	六〇	四〇(二〇)
從四位	四〇	四〇	三〇(一五)
中納言	八〇〇	八〇〇	五〇〇(三〇〇)
大納言	六〇〇	六〇〇	四〇〇(二〇〇)
内大臣	一〇〇〇	一〇〇〇	六〇〇(三〇〇)
左大臣	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇(五〇〇)
右大臣	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇(五〇〇)
太政大臣	三〇〇〇	三〇〇〇	一五〇〇(七五〇)

シキフシヤウ 式部省 名稱ノリノツカサしともむ、禮儀法式を掌るが故に名づく、唐名、李部省、又は東部省、大内裡朱雀門の掖、朝堂院の南、朝堂院の禮儀、内外文官の考課、選叙、辭職等を校定し、功を論じ、賞を行ひ、學政を總覽し、學校を管し、貢人を策試し、家令を補し、文官を判輔す、諸國史生を任補するを一分召と云ふ、被官に、大學散位二察あり、職階一人正四位下、桓武天皇の朝、一品葛原親王を任ぜしより、親王四品已上之に任じ、人

臣之に任するもの稀なり、大輔一人正五位下、後に權大輔一人あり、儒者の重職也、即ち大少輔日野家南家式家菅原大江等の家筋の人のみ任ぜらる、大丞二人正六位下、少丞二人從六位上、丞は闕なき時には、大丞の上高を五位に叙し、其職を去らしめ、次第に轉任して新任す、五位に叙せられて猶承たるものを式部大夫と云ふ、又六位藏人の丞を兼たるを殿上の丞と云ふ、大録一人正七位上、少録三人正八位上、書生二十人、史生二十人(後ち扶省掌二人を置く)使部八十人(後ち三十人)、直丁五人、天智天皇紀十年正月の條沙宅昭明の注に、法官大輔とあり、法官は即ち後の式部にして、これ式部省の始めとも云ふべきか、大寶元年制定して式部省とし、職員職掌を定む、天平寶字二年八月、惠美押勝、本省の文官考課を總掌するの故を以て、文部省と改む、天平寶字八年九月舊名に復す、降りて明治四年七月太政官中に式部局を設け、内外の儀式及び圖書を掌る、同年八月察と改め、舍人雅樂の事務を併せ管す、八年四月宮内省の所管となり、同年十二月正院に復し、任叙の事を掌らしむ、十年九月宮内省に屬す、十三年十二月職制を改めて式部省を置き、禮典及び陵墓の事務を幹理す、十七年十月式部職と改む、現今は帝室の祭儀典式雅樂の事を管理す(令義解、延喜式、官職抄、職官志、官職要解、法令全書)

シキフンデン 職分田 王朝時代大納言以上及び地方官に授くる田地をいふ、また諸司職分田、職田の稱あり、不輸租田なり、若し理を以て解官し及び致仕せる者には其半を給ふ、職田の稱あり、寶令制定の時、始めて左の如く定められたり、

太政大臣 四十町 左右大臣 三十町

大納言	二十町	太宰帥	十町
大 貳	六町	少 貳	四町
大監少監	二町	大判事	二町
少判事	一町六段	大 典	一町六段
防人正	一町六段	主 典	一町六段
博士	一町六段	大 工	一町六段
少 典	一町四段	陰陽師	一町四段
醫 師	一町四段	少 工	一町四段
宰 師	一町四段	主 船	一町四段
主 師	一町四段	防人佑	一町四段
諸令史	一町	史 生	六段
大國守	二町六段	上國守	二町二段
大國介	二町二段	中國守	二町
上國介	二町	下國守	一町六段
大上國掾	一町六段	中國掾	一町二段
大上國目	一町二段	中下國目	一町
大 領	六町	少 領	四町
主政主帳	二町	諸國史生	一町

聖武天皇天平元年、畿内外國各一分宛を以て給す、桓武天皇延暦九年勅して、大納言以上の職田を給するに、畿内に二分、外國に一分を以てす、同十年、諸博士に職田を給す、是より先、明經、文章、天文、陰陽、醫針、諸博士の職田各四町、助教、直講、及明法、音書、曆の諸博士各三町と定めしが、是に至りて明經、明法二博士、助教、直講に各一町を更に増し、針博士に一町を減給す、また山城、大和、河内、攝津、近江五國中品以上の田を擇びて之を給す、同十六年二月、畿内國司の職田を倍む、仁明天皇承和六年、内外權任の郡司の職田を罷め、清和天皇貞觀元年、文章博士の職田に二町を加ふ、爾後或は給し、或は停め、或は増したること史に見えたるが、醍醐天皇延喜の時、畿内諸國の主な職田は、其闕ある毎に、式部省より

シキム

主税寮に移送して其地子を納め、正税に混ぜしめ、また、甲斐國の牧監及び上野國の牧監に、各六町を給し、陸奥鎮守府、太宰府等の府掌各二人、人毎に職田二町を給ひ、佐渡國雜太の團は、軍穀に職田二町、主帳に一町を給ふ(食貨志、田制篇、大日本租稅志)

シキム 紫禁 皇居の異名(拾芥抄)、クラツキヨシを看

シキメラドシ 敷目威 二色の糸を以て袖草摺にすちかひにしきりめを立て、色をかへて威したる鏡を云ふ、例へば白と紅となれば紅の敷目の鏡と云ふが如し、しきりめかきりめの略、即ちト限開の義(軍用記)、太平記細六郎左衛門の條に、金簡の上に火威の冑の敷目に拵えたる草摺長に著下て云ふとあり、

シキモク 式目 法規を認めたる條目、式は法式、目は條目なり、鎌倉幕府貞永元年式目五十一箇條を制す、之を貞永式目、或は御成敗式目と云ふ、足利尊氏之にらひ當時の急務十七條を制す、之を建武式目と云ふ、各條參看(式目抄、武家名目抄)

シキヤウ 事行 瀧口の四瀧を云ふ、タキグチを見よ、

シキヤウサイ 四境祭 四角四境祭シカクシキヤウサイを見よ、

シキヨク 志玉 名義字は總圓、渡西と號し、又談宗と稱す、戒壇院總律師に事へて、落髮受具し、融存に從ひて、三聖淨戒を稟け、三大律疏を學び、兼れて華嚴を聽く、應永二十四年、海を航して明に入る、太宗宮に召して華嚴經を講せしめ、普一國師の號を賜ふ、明に在ること五年、經疏什具等を齎し歸り、東大寺に住す、稱光天皇國師號を賜ふ、寛正四年、北京梅尾山に寂す、年八十一(本朝高

シキリ

シキリハキノヤ ト限矯矢 白羽と黒羽とをつぎ合せて、申黒、又は申白又つま黒、つま白などせし矢を云ふ、シキリ羽の訛なり、夫木集に、五月五日「しきりはのやさしき物ばあやめ草けふひきすつるまゆみなりけり」とあり、貞丈雜記に、しきり羽の矢は、古公家用ひられしなり、保安元曆の記に、執柄供奉行幸の時、府生番長平藤左衛門右衛門羽、これを新調す、烏鷺羽を以て三府に切續きたり云云、此の文軍器考に見えたり、此の三府に切りつぎたるはしきり羽なり、儀矯又四切矯など、書けども悪し、ト限矯又支切矯なども書くべし、しきり羽のはき様知る人少しと見えたり、

シク 四句 偈(ゲ)を見よ、

シクコ 祝敵 樂器の一種、祝の形は漆箱の如く、敵の形は、伏虎の如しといふ、興福寺の常樂會の後日に之を用ふ、世人之を魚鼓といへり、尙書に、擊鳴球、下管鼓、合止祝敵、爾雅所以鼓、祝、謂之止、所以鼓、故謂之、郭璞注に、祝如漆箱、方二尺四寸深尺八寸、中有三椎柄、連、底、之、令、左右擊、止者其椎名、故如伏虎、背上有二十七組銘、刻、以、木、長、尺、櫟、之、飾、者、其、名、とあり(樂器考)

シクワイ 詩會 詩人相會して詩を作る集會を云ふ、又作文會とも云ふ、中古以來禁中仙院を始めとして、攝關以下の家に於て、毎に詩人を會して詩を作らしむること流行したり、特に月日を定めて會するを月次詩會と云ふ、江戸時代に至りては、學校

シクワ

若くは私塾に於て盛に之を行ひたり、又同志の士結合して時々斯會を催はすこと全國に行はれたり、大阪の混沌社、江戸の玉池吟社等は最も有名なりき、日本紀略に延長四年二月文人を清涼殿に召し、櫻花を翫びて、詩を獻せしめたることあり、これ詩會の始めとも見るべし、詩會の字の見えたるは、同書寛弘二年三月三日の條に、今日於御書所「有詩會」題云、花貌年々同、序者匡衡、作文の字は左經記寛仁四年二月十七日の條に、今夜有作文事(禁中翫花、勅云云、云酌)頭中將仰左近陣、忽有酒肴事、神皇正統記村上天皇の條具平親王の事を云へる段に、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに(中殿の作文と云ふこと、これより始められり)所貴是賢才と云ふ題にて韻をさぐるることあり云々、と見えたるを初めとす、

シクワウシウチ 慈光寺氏 姓は宇多源氏、五辻家の庶流、右少將持方之八世藏人左衛門尉遠兼の男源仲清の裔、仲清上北面藏人、安嘉門院院司となる、世々藏人たり、兵部少輔仲明の時、伏見堀内森庄を領地となす、居住地に依り字を割りて三木と號す、中務權大輔冬仲藏人より起て、堂上に列せられ、慈光寺と號す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、系譜、華族諸家傳)

○仲清 仲澄 仲方 仲經 仲隆 光仲
師仲 持經 定仲 仲康 仲明 明經
康善 善仲 冬仲 貫仲 仲學 房仲
澄仲 敦仲 具仲 尙仲 實仲 家仲
有仲 右仲 和仲 恭仲

シクワワカシフ 詞花和歌集 下巻、

シケン

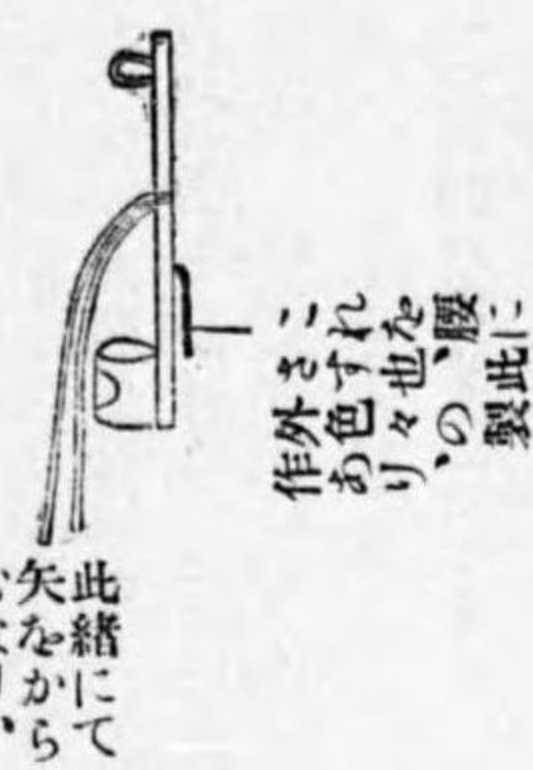
シケンリウ

自源流 瀬戸口備前守の創めたる鍛術の流派...

シコ

シコウ

矢籠(矢籠) (一)古くは矢を入るもの...



此緒にて矢をからむなり

が、おぼつかなし、今の製作色々有り、いまだ古物を見ず...

シコウ

シサイ

はあらざるべし、追考、尻籠は今世のしことは別なり...

シコウロクミン

シコク

始哭 私年號、推古天皇三年に相當す...

シコクイロ

シコクハチシフハツカシヨ

シコテン

シサイ

シコンテン

死罪 江戶時代に於て、庶民を斬首する刑...

シサン

シシイデン

シシガシラノカフト

シシクツジ

シシノキン

シシノマルノカハ

書紀垂仁天皇三年に始めて見ゆ、孝德天皇の朝...

シサイ

むべきに適用す、重き者は引廻しの附加刑あり、又別...



(載所録秘大罪刑)

右畢りて斬首場に誘引し、入り口にて目隠しを爲す、...

シサウ

シサン

シシユウ

と相對にて平川町の山田淺右衛門の執刀する...

ジサウ

自葬

神佛の葬儀によらずして、一家の主人祭主となりて、葬送するを云ふ...

シサハノコホリ

穴栗郡

播磨國

シシク

シシユウ



獅子面章 繪草の一種、獅子を白く染出したる面章を云ふ...

紫宸殿 シシデンを見よ、獅子頭兜 曹の眞底を獅子の面に作りたる兜を云ふ...

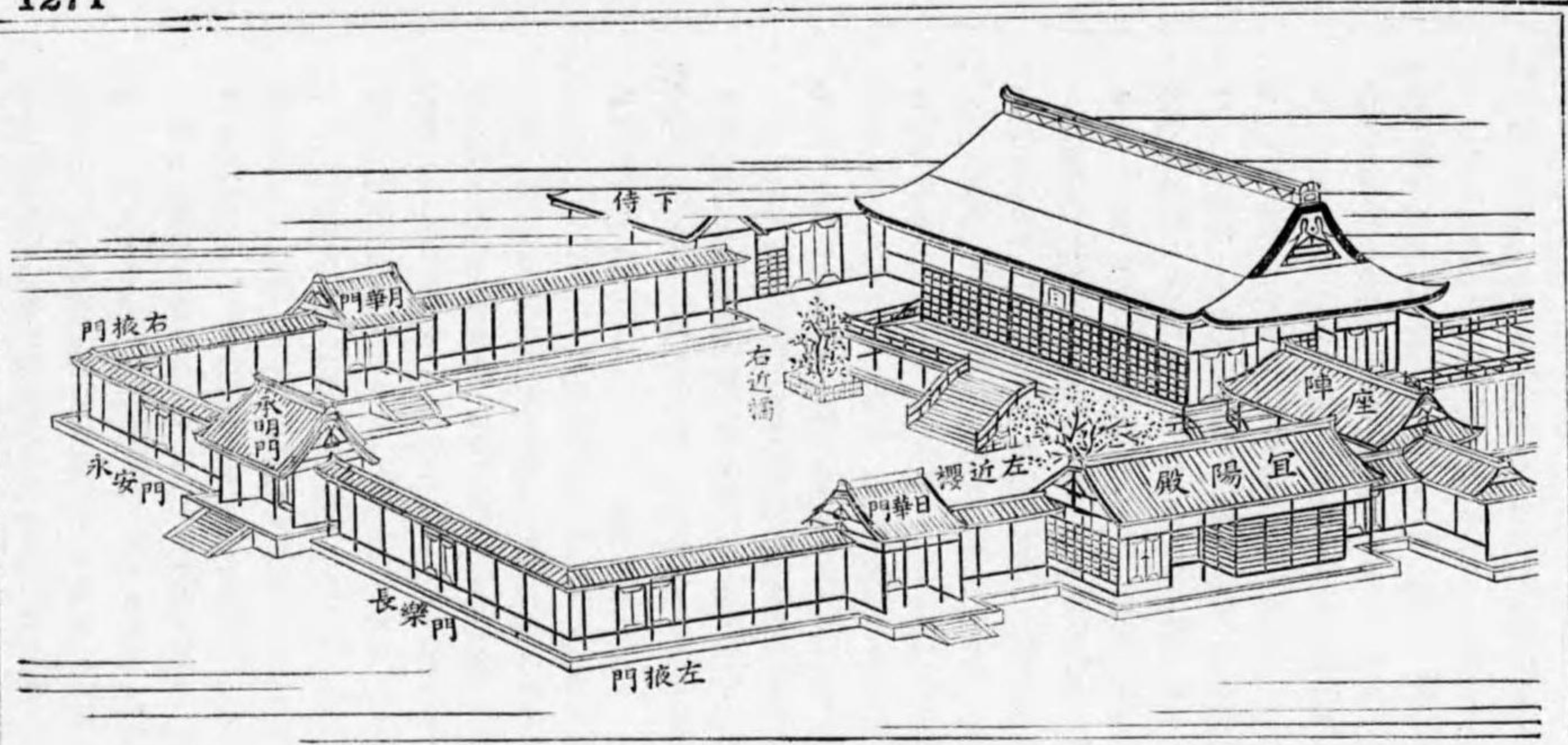
次侍從 シシユウを見よ、獅子牡丹紋 紋所の名、牡丹花に唐獅子の狂ひたる様を畫きたる...

ジシフクワン

ジシフクワン 時習館 舊豊橋藩(舊名古屋)の學校(藩校)を河内國津美郡豊橋八町(現津美郡)寶曆二年藩主松平信復之を創建し、西園善助を教授とし、一藩の子弟に學科を研究せしむ、明治維新廢藩に際し義塾となし、成章義塾と改め、漢洋及び普通科を研究す、其後學制頒布に際し豊橋郷學校となり、復讐して小學八町校となる(日本教育史資料)

ジシフクワン 時習館 舊笠間藩の學校(藩校)常陸國茨城郡(今西茨城郡)笠間字櫻町(現笠間市)天和貞享の際、藩主牧野成貞始めて中野橋謙を聘し、藩廳に於て月次講筵を開かしむ、是學事の濫觴とす、寛政の初年、牧野貞喜諸制度を改革し、學事を振振し、藩士秋元忠藏に命じ、欽古塾を創立せしむ、文化十四年藩めて學館を營み、時習館と稱す、學規を制定し、學事頗る緒に就く、文政六年牧野貞喜の遺志を繼ぎ、更に時習館を改造し、その規模を擴張し、書籍等を購ひ、別に醫學所を建て、博業館と稱し、長谷川宗遷に之を主掌せしめ、樂園を設け、自ら本草學を講じ、率先して獎勵を盡す、安政六年牧野貞喜に學校を營業し、學則を改定し、水戸藩の制を斟酌し、講武館を合併し、旁に火技操練場を設け、醫學館を校内の一室に充つ、明治三年更に學制を一變し、學校を大別して藩學寮小學校の二部とし、本校を藩學寮とし、別に屋を購ひ小學校となす、同六年學制頒布以來本校を以て小學に充つ、同十四年四月本校火を失し灰燼に付す(日本教育史資料)

ジシフクワン 時習館 舊大田原藩の學校(藩校)下野國那須郡大田原(現那須郡)嘉永三年二月藩主大田原廣清の創立、皇漢の學を以て藩の子弟を教導す、戊辰の役、校舎兵燹に罹り、記簿書籍を合せて盡く烏有に歸す、始め嘉永年中藩士金枝健と云も



ジシフク

の、安積長齋の門に入り、後藩に歸て生徒を養ふ、是れ學校の嚆矢とす、明治二年飛騨守大田原勝清之を再興し其業を繼ぐ、同四年十一月舊宇都宮縣管轄に屬し、尋で之を閉づ(日本教育史資料)

ジシフクワン 時習館 舊大聖寺藩の學校(藩校)所屬加賀國江沼郡大聖寺八間道(現今大聖寺町)立京達小學校は、舊館の一部(現原藩校)安政元年藩主前田利義、學館を創建し、時習館と號す、學事を勸奨す、是より先、天保四年、利平書院に經書を講學し、學問所と稱す、是れ藩學校著手の創めなり、利豐に至り、明治二年右校内地所に、董正舎(洋學寄宿生及通生を教育す、始め八間道藩主利之實母の舊宅を以て校とす)、達材舎(漢學寄宿生を教育す)、溫智舎(漢學通生を教育す)、有備館(専ら鎗劍等を練習す)の四校を増築し、且つ藩士野口物集女の邸宅を購ひ、啓蒙舎(幼童の素讀温讀習字等を教育す)と號す、右五校を合して、大聖寺藩學校と號し、専ら藩士子弟を教育し、願により農商の有志者も亦入校する事を得たり、また城西錦城山下に於て、新に操練所及兵學舎を築き士卒を學習せしめ、和漢洋の學を獎勵す(日本教育史資料)

ジシフクワン 時習館 所屬肥後國飽田郡(今飽田郡)熊本市熊本城内二ノ丸(現原藩校)寶曆二年藩主細川重賢、老臣堀勝名、儒臣秋山定政に命じ、學寮建設の事を掌らしむ、同四年十二月竣工す、翌年正月開館式を行ふ、學寮を時習館と稱し、其武藝所を東樹、西樹と云ふ、長岡忠英を總裁となす、文化三年齊茲、松尾村の新田を、天保年間齊護、海路口村海邊の新田を學資に供す、明治三年六月教授を止め、翌年二月に至り廢す(日本教育史資料)

ジシフクワン 時習館 所屬肥後國飽田郡(今飽田郡)熊本市熊本城内二ノ丸(現原藩校)寶曆二年藩主細川重賢、老臣堀勝名、儒臣秋山定政に命じ、學寮建設の事を掌らしむ、同四年十二月竣工す、翌年正月開館式を行ふ、學寮を時習館と稱し、其武藝所を東樹、西樹と云ふ、長岡忠英を總裁となす、文化三年齊茲、松尾村の新田を、天保年間齊護、海路口村海邊の新田を學資に供す、明治三年六月教授を止め、翌年二月に至り廢す(日本教育史資料)

ジシフク

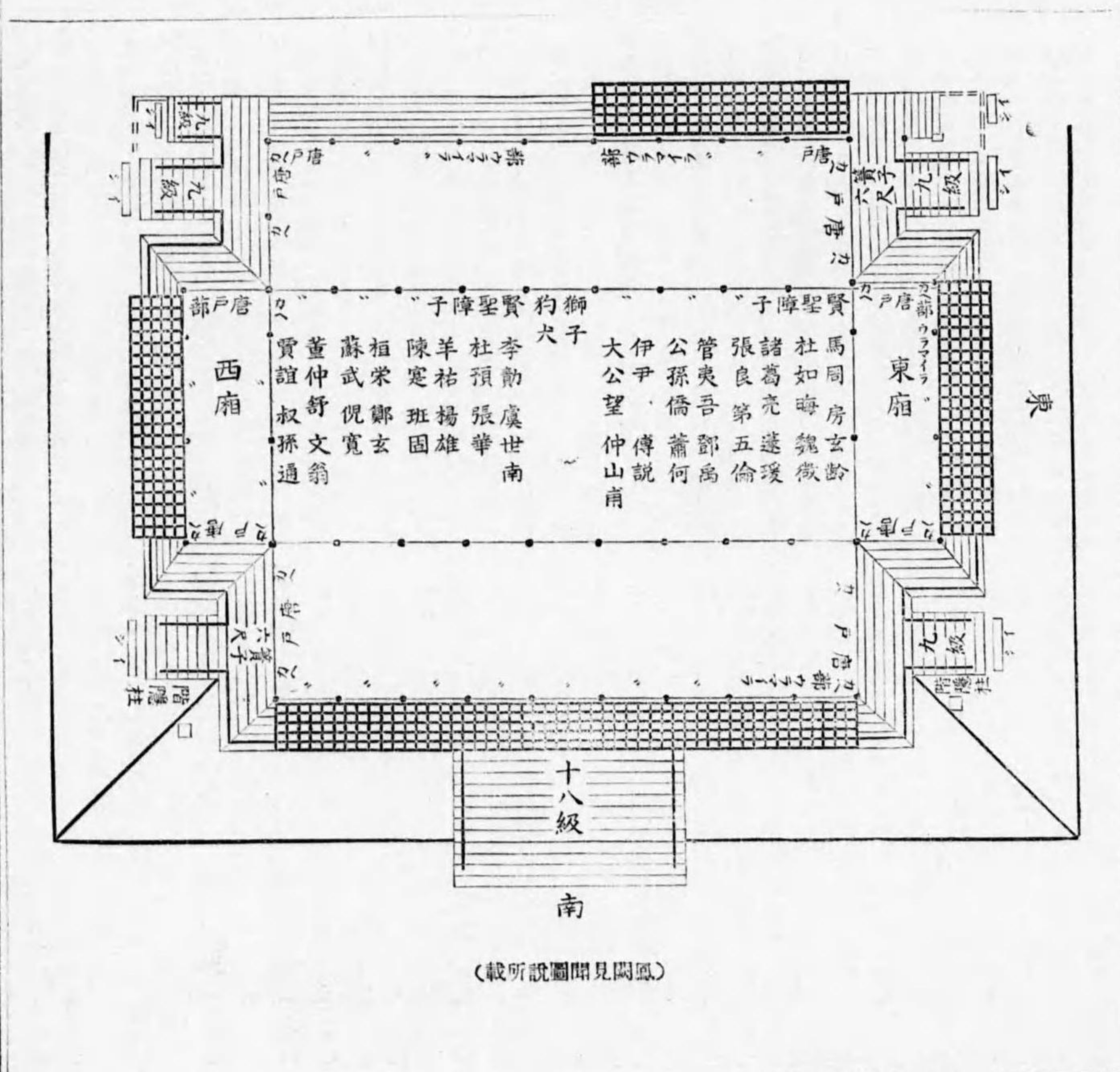
所籌 簀屋(カガリヤ)及び簀屋守護人(カガリヤシユエニン)を見よ、

ジシフク 資人 舎人(トネリ)を見よ、

ジシフク 侍眞 禪宗の僧役、祖塔の眞影に給侍する義、一に主塔侍者と云ふ、禪宗寺院の開山以下歴代の眞影を安置しある堂内の萬事を掌る者にして、其住所を侍眞寮と云ふ、

ジシフク 紫宸殿 名義 大内裡の正殿を云ふ、又ジシフクと云ふ、朝賀、御即位、節會、朔旦以下の諸公事、並に季御讀經、仁王會等は皆こゝにて行はる、南殿、前殿、正殿、南大殿、御在所、正寢とも云ふ、内裡の中央より少し南に在り、仁壽殿の南に在り、承明門内に在り、南面に在り、九間四面なり、東西九丈、南北七丈五尺、屋制東西榮、博風製、檜皮葺、雨下四阿、中央東西九間、南北三間を身舎とし、板敷中央より北より宸座を設け、御帳を立て、其北廂との中間に賢聖障子(ケンジャウノシヤウジ)を見よ)を立て、身舎の中央、額の間の南より北に去る一丈七尺五寸の所に玉座を設く、方一丈、高一尺三寸、御帳を垂れ、中央に御椅子を立て、南二間を南廂とし、東西九間、南北二間、板敷南北行、南面格子、中間を額の間とし、紫宸殿の三字の額を掲ぐ、現今のは治部大輔賀茂縣主保孝の書く所なり、之を開くべき東西戸あり、額間の南砌に階あり、木造十八級、毎級高さ四寸、廣さ一尺、左右に慈蓋欄干あり、北二間を北廂とし、北面中央と東西の間に戸あり、其他は格子なり、身舎の東南北四間東西一間を東廂とし、身舎の西南北四間東西一間を西廂とす、四面には廣さ五尺の簀子を敷き、階なき所に皆欄干を設く、南階の左に櫻、右に橘を植ふたり、左近櫻(サコンノサクラ)を見よ、右近橘(ウコンノダイバナ)

所籌 簀屋(カガリヤ)及び簀屋守護人(カガリヤシユエニン)を見よ、



シシヤ

を見よと稱す、庭を南庭と稱す、儀式を行ふ所なり、殿閣下には、皆漢を周らす、石を以て築き、大宮川より水を引き、せり、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、

シシヤ

を以て、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、

仁壽殿にて同じく修す、皆天變によりてなり、其後屢々行はれし事史に見えたり、詳しくは阿婆縛抄冊三に就て見るべし(諸法要略記、阿婆縛抄)
シシヤウシン 自淨心院 一條内基
シシヤクノヒヤウ 四尺屏風 屏風の一種、ヒヤウを見よ、
シシヤフギヤウ 寺社奉行 武家の職名、諸國の社寺の祝僧等の進退、祭祀法會、寺社の領地、及びその訴訟を審理す、江戸幕府の時は、奏者番の兼帯にて、帝鑑ノ間諸大名の中にて、その器に堪へたる人を奏者に補し、この職を兼ねしむ、又菊ノ間の家は、始め大番頭に補し、大阪定番、伏見奉行を歴て奏者に轉じて當職を兼ね、自邸を廳衛とし、訴訟を聽く、家士を以て寺社役、及び取次となし、政務に與からしめ、又大檢使小檢使ありて、日々寺社を巡視す、後に吟味物調役を置き、公文を調査せしむ、勘定所より出役する者多し、**シシヤウシン** 自淨心院 一條内基
シシヤクノヒヤウ 四尺屏風 屏風の一種、ヒヤウを見よ、
シシヤフギヤウ 寺社奉行 武家の職名、諸國の社寺の祝僧等の進退、祭祀法會、寺社の領地、及びその訴訟を審理す、江戸幕府の時は、奏者番の兼帯にて、帝鑑ノ間諸大名の中にて、その器に堪へたる人を奏者に補し、この職を兼ねしむ、又菊ノ間の家は、始め大番頭に補し、大阪定番、伏見奉行を歴て奏者に轉じて當職を兼ね、自邸を廳衛とし、訴訟を聽く、家士を以て寺社役、及び取次となし、政務に與からしめ、又大檢使小檢使ありて、日々寺社を巡視す、後に吟味物調役を置き、公文を調査せしむ、勘定所より出役する者多し、

終時の經文に依る、但し人身は無常にして、時々刻剋生滅するがゆゑに、平生と臨終と敢て異なることなし、故に所謂平生を臨終と心得て、念佛する宗意を表して、時宗と名付く、一説には、時機相應の宗の義なりと云ひ、又一説には、一念發心して所化の衆生能化の衆生に值遇するの時なりといひ、又一説には、彌陀の本願念佛を正業として、往生禮讚を助業に修するが故に、時宗と名く、具には本願念佛六時禮讚宗といふべしと云ふ等の説あり、第一説に従ふべきに似たり、一遍上人の開創する所にして、其己證の法門を熊野大神證誠の神勅に依りて開宗す、伊豫より始めて念佛を勸進算し、五畿七道に及び、弘安八年丹後を遊行し、後兵庫の觀音堂に入寂するを本宗の起原とす、一説教化四十四年間、到る處貴賤道俗歸依渴仰し、其顯幽の兩益洽く海内に及ぶ、其徒衆一方に化を擧ぐるもの少からず、歲月を経ること久しくして各々一派と稱し、本末合して十二派あり、派は十二に分るといへども、法水は一味にして、相模藤澤山清淨光寺を以て本宗の本本山とす、正應二年、宗祖入寂以後、二世他阿彌陀佛、法燈を繼續し、宗祖入寂の古跡即ち攝津兵庫眞光寺に寺塔を建立す、伏見天皇勅額を賜ふ、是を眞光寺大道場と云ふ、北に尼衆を置き、西に僧衆を置く、之を長樂寺、萬福寺といふ、四世吞海の時、正中二年、將軍守邦親王、執權北條高時等の大權威を首として、今の本山山清淨光寺を建立す、五世海國に至りて、清淨光寺を以て一宗の本山となす、六世一鏡の時、勅額及び寺領六萬貫を賜ふ、七世託阿、器朴論三卷を著す、十二世を尊觀と云ふ、皇胤を以て法燈を繼ぐ、十四世太空に至りて、徳王侯を感化せしめ法門最も盛なり、二十一世如蓮、宗規を制し、時宗要法記を著す、二十五世

シシヤ

めとす、後には神社を管するを社家奉行と云ひ、寺院を管するを寺奉行と云ひて區別せり、又石清水八幡宮延曆寺山門奉行と稱す、東大寺、興福寺、兩寺を管するを南都奉行と云ふ、併せて奈良中の事をも掌りし也、東寺、天龍寺等特に奉行を置き、其事務多きに由りて、又鎌倉以來、禪教盛なりしかば、引付頭人の内より、禪律方頭人を定め、奉行人より、禪律長老奉行を置き、注職及び法儀等の處置を爲さしめき、故に又住持奉行とも云へり、一宗の法儀定りし後は、此等の職を止め、寺奉行の内にて、五山十刹等を分管せり、初め五山、及び諸大寺の住僧を撰擇するは、多く公家の推薦に係る、永享八年之を停め、幕府専ら之を進止すとしたり、江戸幕府の時には、はじめ慶長十八年八月、板倉勝重、金地院崇傳二人をして寺社の事を沙汰せしめしが、寛永十二年十一月に至りて奉行職を置き、安藤重長、松平勝隆、堀利重等の三人を之に補す、萬治元年七月、始めて奏者より此職を兼帯す、安永六年九月始めて見習を置く、文久二年奏者番廢止後、本役となる(官制沿革略史)

シシヤ

告發せんことを恐れて、事の未だ發覺せざるに先立ち、自から其犯罪を官に陳告するをいふ、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**シシヤ** 鹿矢 野矢に同じ、**シシヤ** 侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、

シシヤ

は、罪人自首の法に同じ、又自首すれども實を吐かずして、強盜して賊を得たるを竊盜したりと云ふが如きは、是不實の罪なり、即ち強盜不得財を以て科斷す、或は盡くば自首せずして、枉法取財十五端なるを十四端なりと云ひて、一端を置すが如きは、是不盡の罪なり、即ち枉法取財一端を以て科斷す、又人の告げんと欲するを知りて自首し、及び逃亡し、若しくは叛人已に上道して自首するときは、本罪に二等を減す、但し人の身體を損傷し、私家に有することを得ずして備償すべからざる禁兵器、禁書の類を毀失し、及び犯罪の事已に發して後に逃亡し、若しくは關を私度し、及び長人を殺し、並に天文を私習する者は、自首の例にあらず、又已に逃亡したる後に、輕罪の人能く同伴重罪の人を捕へて首し、及び同伴の罪、輕重相等しきに、半以上の人を獲て首するときは、其罪を除く、又強盜竊盜し、或は詐欺して人の財物を取りたる者、財主に首露するときは、官司に自首すると同じ、降りて鎌倉室町兩幕府時代には、其制甚だ備はらず、只上代の遺制に依りしもの、如し、江戸幕府の比には、自首するもの、罪を赦宥し、若しくは減罪することは古代に異ならず、されど盜賊等の中にて、之を既往に徴し、悔悛を將來に望むべからざるものは、其罪を減せざることもありき、覺擧(カクキョ)參看(古事類苑法律部)

シシヤ

ユと云ふ、法會の時に執蓋の役を勤む、外に權寺主小寺主あり、梵語摩訶帝、又毗阿羅沙彌と言ふ、鎮守法主の義なり、釋氏要覽に、宋孝武勅道徽、爲新安寺鎮守法主云々、今寺主とあり、孝徳天皇紀に、寺主の名見えたり、**シシヤウ** 時宗 佛教の一派、其名稱は、臨命

シシヤ

仁壽殿にて同じく修す、皆天變によりてなり、其後屢々行はれし事史に見えたり、詳しくは阿婆縛抄冊三に就て見るべし(諸法要略記、阿婆縛抄)
シシヤウシン 自淨心院 一條内基
シシヤクノヒヤウ 四尺屏風 屏風の一種、ヒヤウを見よ、
シシヤフギヤウ 寺社奉行 武家の職名、諸國の社寺の祝僧等の進退、祭祀法會、寺社の領地、及びその訴訟を審理す、江戸幕府の時は、奏者番の兼帯にて、帝鑑ノ間諸大名の中にて、その器に堪へたる人を奏者に補し、この職を兼ねしむ、又菊ノ間の家は、始め大番頭に補し、大阪定番、伏見奉行を歴て奏者に轉じて當職を兼ね、自邸を廳衛とし、訴訟を聽く、家士を以て寺社役、及び取次となし、政務に與からしめ、又大檢使小檢使ありて、日々寺社を巡視す、後に吟味物調役を置き、公文を調査せしむ、勘定所より出役する者多し、

佛天に至りて、後奈良天皇の尊崇厚く、勅召に依て参内す、四十七世唯稱に至りて、一遍上人繪詞傳を東山天皇の御覽に供し奉る、天皇親感斜ならず、五十九世尊教の時、恰も王政維新に際し僧官を廢せらる、明治十九年、兵庫眞光寺の本廟に於て宗祖六百年忌を修す、朝命特に圓照大師の謚號を賜ふ、宗派は方の十二派あり、詳しくは各條を見るべし(佛教各宗綱要、十二宗綱要、日本佛教史綱)

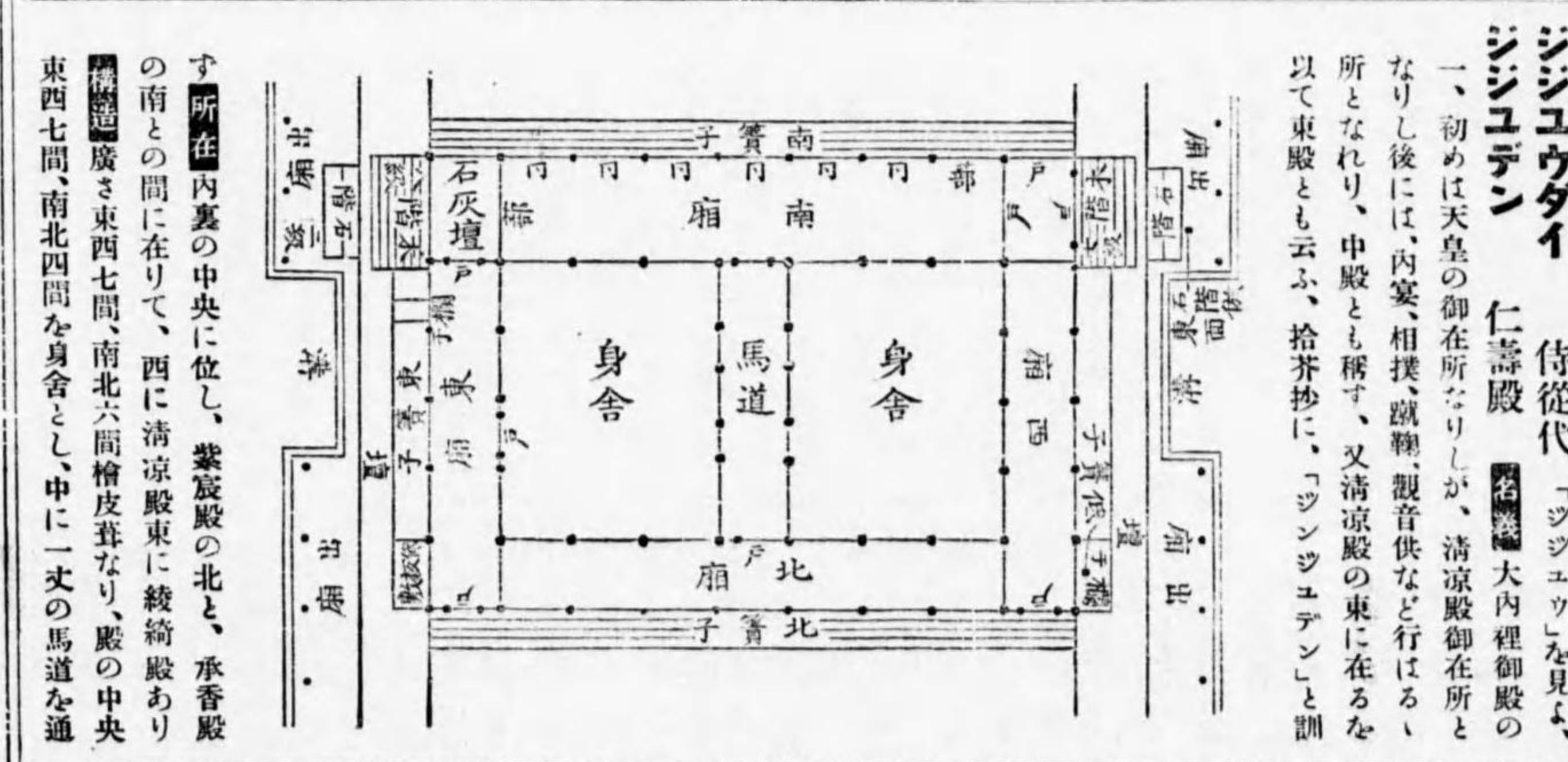
- 派名 本山
遊行派 京都七條金光寺
一向派 近江國番場蓮華寺
*奥谷派 伊豫國奥谷寶嚴寺
常麻派 相模國常麻無量光寺
四條派 京都四條金蓮寺
*六條派 京都六條歡喜光寺
*解意派 常陸國海老島新善光寺
靈山派 京都靈山正法寺
國阿派 京都東山雙林寺
*市屋派 京都五條金光寺
天堂派 出羽國天童佛向寺
*御影堂派 京都五條新善光寺

侍從 御許人の義、又「オモトビト」マウチギミとも云ふ、御許人前ツ君の義の侍從の出仕する所を侍從局と云ふ、外記廳の南に在り、南所、食所、南厨とも云ふ、東西二十丈、南北八丈の地を占む、西北に門あり、廣き五間四面、南面に孫廂あり、東に廂なし、東西北の三面は壁に葺あり、庖厨を掌る所を侍從厨と云ふ、美福門の東、大舍人寮の南に在り(仁壽殿天皇の御前)

に侍して規諫し、遺を拾ひ、闕を補ふを職とす、中務省の所属職八人、從五位下、此の中三人は必ず少納言を兼ね、稀には中納言參議にて兼ねることあり、後世公達(公)の任たり、次侍從、侍從の正員の外に、殿上を許されて、御前に候するものを云ふ、侍從、次侍從、四位五位の年勞あるものより擢補す、擬侍從、御即位、節會の儀に、主尊に侍するものを云ふ、預め擬して之を補する故に名づく、左右各二人となす、親王參議等を以て之に充つ、松竹問答に、御即位並に朝賀に、三位或は親王、或は參議左右各一人、四位殿上人左右各一人、以上此時假に侍從にあてられ候、仍擬侍從と稱し候、其役は太極殿(中世以後紫宸殿を用ひらる)堂上高御座の前に左右相對し、位階の上に侍立し、威儀に備候、事訖の時、左の侍從の上臈出で禮畢を稱し候、其外別に所役無之候と見えたり、出居侍從、儀式の時、出居の座に在りて事を行ふものを云ふ、酒番侍從、饗宴の時に、紫宸殿に昇りて行酒の事を掌る、非侍從、侍從を経ずして至尊に侍するを得るもの、即ち擬侍從以下是なり、侍從代、公事の時、臨時に侍從の事を代行するもの云ふ、多くは少納言之を務む(仁壽殿)文武天皇大寶元年制定して八人を置く、延喜の制、同じく之に依る、後冷泉天皇永承元年一人を加へ、近衛天皇久安四年一人を増して十人となす、其後又増して鎌倉時代の初には二十人に及ぶと云ふ、文德天皇仁壽元年、道野王等二十餘人を次侍從、高枝王等二十餘人を出居侍從とす、清和天皇貞觀五年、次侍從十三人を補し、醍醐天皇延喜の制、次侍從九十二人、正侍從八人と合せて百人とす(仁義解、文德實錄、延喜式、西宮記、官職秘抄、職原抄、百寮訓要抄別註、貞丈雜記)

侍從代 「ツジユウ」を見よ、仁壽殿 大内裡御殿の一、初めは天皇の御在所なりしが、清涼殿御在所となりし後には、内宴、相撲、蹴鞠、觀音供など行はる、所となり、中殿とも稱す、又清涼殿の東に在るを以て東殿とも云ふ、拾芥抄に、「ツジユウテン」と訓

一、一名拾芥樂と稱す、古樂にて中曲〇序十二帖各七拍、破急並に七帖各十拍(仁壽殿)舊馬樂の律歌に伊勢海曲あるは即ち之なり、仁明天皇の大嘗會の時、豐樂殿の前に於て砂石を集め、樹木を植ゑ、以て山阜に擬し、縹布を敷き、彈篋を散じ、以て海濱に象り、船を其中に設けて舞童之に乗り、海人の藻を採る狀に擬して此曲を奏す、大月清上笛曲を作り、尾張濱主舞を作る、然るに後一時絶えて、後冷泉天皇の大嘗會に、樂所源賴能改めて急となし、山村吉光舞を作り、茲に其再興を見るに至りしも、後世終に舞は絶えたり(禮樂志)



じ、其東を中段又は東殿と稱し、綾綺殿に對して、その西を本殿として清涼殿に對す、四方廂にて、東西の兩面に出廂あり、南は廣廂にて總て格子なり、其南簀子を經て露臺あり、渡殿並に紫宸殿に通ず、東廂の南端に石灰壇あり、東簀子には欄干あり、その南方に條石を以て石壇を築き階三級となす、西は東面に同じ(石灰壇なきのみ)北は南に同じく格子にて、簀子を經て承香殿との間なる露臺あり、北廂の東面に垂簀子あり、額は中の間の欄上に在り、文に仁壽殿と云ふ、皇居(クラウキヨ)參看(大内裡圖考證)

- 仁壽殿觀音供 仁壽殿正月十八日に、仁壽殿に於て、觀音供養を行はる、をいふ(仁壽殿)東寺の長者これを勤仕す、里内裏の時眞言院にて行はる、昔は又夜居の僧とて、二間に召し置かれて、御加持をせしことあり(公事根源)
支證 物の證據の事をいへる時代語、支はさへるとよむ字なり、人の證論ある時證據を出だして、あそふ人の詞をさへるより出でたる詞、古書に、人の詞をさへる事にも支證と有るもあり、詞の轉用なり(貞丈雜記)
四職 室町時代、侍所の所司を務むる山名、京極、一色、赤松の四家を云ふ、又四殿衆とも云ふ、猶「サムラヒドコロ」を參看すべし(南朝紀傳書札禮節、貞丈雜記)
獅子王 鳥羽院より二條院に傳はりし名劍の名、平治二年化鳥ありて天皇を惱まし、時源賴政之を射取りし功により賜はりし事、平家物語源平盛衰記に見えたり、
拾翠樂 水調五曲中の

源氏、平氏、藤原氏、橘氏をいふ、南留別志に、四姓といふ事は、天然にある事なり、源平藤橘を四姓といひたるは、佛法を信するあまりに、何事も天然の事をよしと思ひて、それに擬していへるなり、はては、片田舎の人は、此四より外は、姓はなしと思ひて、外の姓の人も、皆此四つの内にあらためれば、今はことに、此四つより外はなきやうになりたりといへり、詳しくは各條を見るべし、
慈西院内大臣 中院通爲(ナカノキンミチナリ)を見よ、
思齋館 舊山崎藩の學校、「ガクモン」の條山崎藩の部を見よ、
思誠館 舊新見藩の學校、備中國阿賀郡(今阿賀郡)新見(原)寶曆五年藩主關播磨守政富創立し、文武兩道を藩士の子弟に教授せしむ、關備前守長誠の時に至り、大に儒學を尊崇し、寛政六年學士丸川一郎を招聘して督學教授となし、専ら儒學を擴張せしめしに依り、學事始めて緒に付く、爾後綿々として明治年間に至る(日本教育史資料)

施政堂 舊平藩の學校、陸奥國磐前郡(今磐城國石城郡)平郭内八幡小路(仁壽殿)寶曆年間、藩主安藤對馬守信成大に儒學を尊崇し、本校を設けて藩士の子弟を教育す、藩士伊藤修助教頭たり、學科は初め漢學の一科にして、安政年間に至り更に武學を加ふ、文久初年砲術を改め、洋法英式を以て練兵の法を立て、後又佛式に改む、明治元年校名及び職員名稱を改め、更に俸給を定む、明治四年廢藩に依て廢校す(日本教育史資料)
四姓使 例幣の使を云ふ、中古以來王氏、中臣、忌部、卜部の四姓の人、幣使となりしを以てかく名づく、
源平藤橘四姓の用ふる鐘、源氏は黒色、平氏は紫色、藤原氏は崩黃、橘氏は黄色を用ふ、清和天皇の時代關白良房勅命をうけて定むと云ひ、一説に村上天皇天曆中定めしとも云ふ、共に從ひ難き説なり(軍用記)

慈照 高僧と號す、勅して廣濟禪師と諡す、菅原道真の後裔、事蹟(京都白川の)人、十四歳出家し、初め天台を學ぶ、後佛心宗を慕ひて、法燈國師に鷲峰に參す、隨侍すること六年、本源を悟徹す、又白雲曉、南浦明、高峰日等の諸老に參謁す、紀伊の大慈寺に出世し、和泉の香山寺、洛の妙光寺、紀伊の楞嚴寺、報恩寺、長樂寺、鷲峰寺等に遷る、再び大慈寺に住すること三十餘年、足利直義請じて洛の萬壽寺に住せしむ、又建仁寺に遷る、曆應三年、河内太守橘公、寺を西浦に制めて、楞伽山寶壽寺と云ひ、照を請じて演法せしむ、康永二年十二月二十五日楞嚴寺に於て遷化す、壽七十八、法臘六十四(扶桑禪林僧傳、本朝高僧傳)
足利義政(アシカガヨ)

ジセウ—シラク

ジセウ（シマサ）を見よ、
慈照寺 山城國京部ト京區
 淨土寺町如意山の麓○世に銀閣寺と稱す
 宗廟 國體圖文明十二年足利義政山莊を此地に營み
 て閑居す、薨後遺命により慈照院と稱し、相國寺に屬
 し、僧蹟石を開山とす、足利義種弟僧維明之が住持
 となる、其後五攝家より出て、住持となるもの多し、
 尙ほ「ギンカク」を見よ（山城名勝志、山州名跡志）
ジセフタイシ 慈攝大師 眞盛派（シンセ
 イハ）の條眞盛の傳を見よ、
ジセン井ニフタウ 志禪院入道 久我
 豐通（コガトヨミチ）を見よ、
シセンダウ 詩仙堂 石川丈山（イシカハヤ
 ヤウザン）を見よ、

シラク 脂燭（紙燭） 松のヒデにて作
 れる燭をいふ、又松明とも書き、シヤウメとも云ふ、
 松のヒデは脂あり
 て、火よくとほる。故
 に脂燭と名づけ、又
 松明の本を紙にて巻
 きたる故に紙燭とも
 云ふ、松の木に
 徑三分長サ一寸五分
 徑三分餘にして丸く削り、先の方を炭火にて燻り黒
 く、がし、其上に油を引き、廣き五分位の紙屋紙にて
 本を巻きたり、松のヒデにて作れば、油をそぐに
 及ばず、**徳川朝**延儀式、行幸の時、手に持ちて、道を
 照らすに用ひらる（眞丈雜記、建武年中行事注解）
シラク 士族 明治時代に於ける臣民
 の階級の一、華族の次、封建時代の侍を以て之に當つ
 起原沿革 明治二十二年十月布告して、中下大夫士以

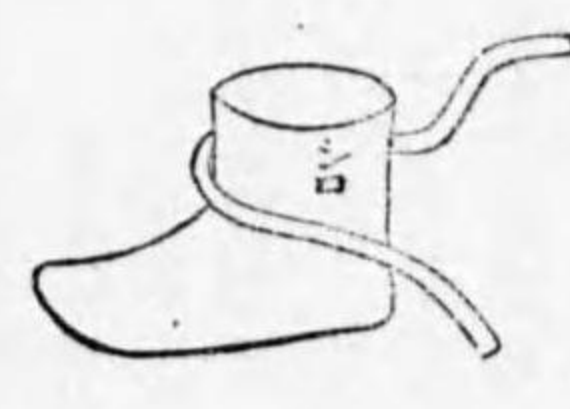


下の稱を廢し、都て士族及び卒と稱し、祿制を定めら
 る、三年三月軍曹の稱を廢し、士族とし、又同年十
 一月舊官人を士族卒となす、五年正月、各府縣實屬の
 内、從前番代の節抱替等の稱を以て其俸等へ祿高を
 給與し、自然世襲の姿に成りし分は、自今士族とな
 し、新規一代限抱の輩は平民に復籍せしむ、茲に於
 て卒の稱廢す、又舊來郷士と稱し由緒ある者は、同年
 二月士族に列せらる、同七年華士族の分家は、平民
 に編入する事を布告す（法令全書）
シラクイロ 脂燭色 襲の色日の名、表紫、
 裏紅なるもの、冬季の襲に用ふれど、また雜時にも用
 ふ、藻鹽草に、脂燭色緯紅經紫云々、桃花葉葉に、脂
 燭色緯紅經紫、火色に同じ如何云々、と見えたり、然
 れば火色も織物にする時は、此緯にして脂燭色と
 同じきと見えたり、但染たる火色も脂燭色と云ふ
 にはあらざるべし、コカサネ、イロメの挿圖を見よ
 （重色目、裝束色彙）
シライシ 次第司 王朝時代における臨時の
 官、天皇の行幸、大嘗御禮、齋王行禮等の時、路次の
 行列を掌る、定員なし、然れども大抵、行幸の時、前
 後次第司、長官次官各一人、判官主典各二人、大嘗御
 禮の時、長官、次官、判官、主典、各二人、齋王行禮の時
 は長官、判官、主典各一人あり、聖武天皇の時始めて
 置く、稱徳天皇の時廢せしが、後復之を置く（職官志）
シライシ 四大寺 東大寺（トウダイシ）、興
 福寺（コウフクジ）、延暦寺（エンリョウジ）、及び圓
 城寺（ナンシヤウジ）の四寺をいふ、各條を見よ、
シタク 祠堂 祖先代々の神主、或は位牌を祀
 る所を云ふ、支那宋の朱熹の家禮に據る、佛家にて
 は持佛堂とも云ふ、和漢三才圖會に、祠堂、靈室、祠
 （音詞）廟也、家禮云、君子將營宮室、先立三祠堂於正

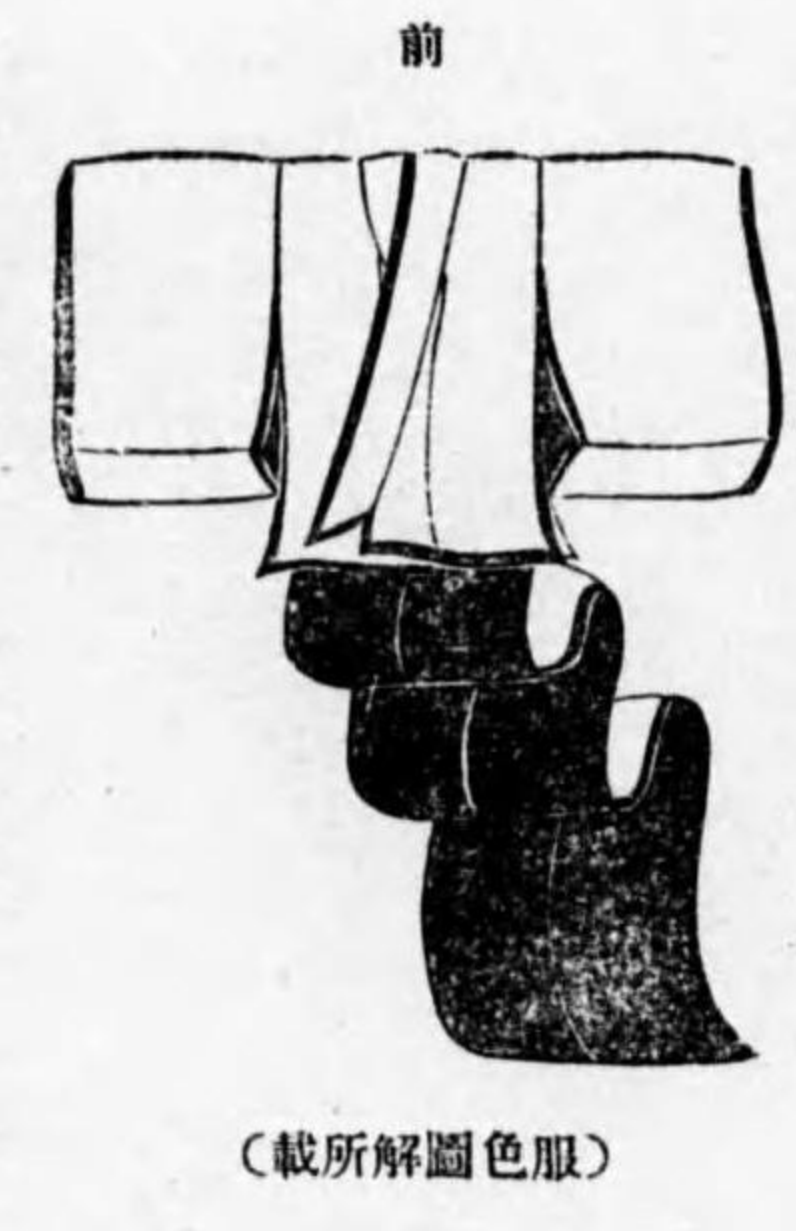
シラク—シタク

裝束圖式に、冬は、表綾、白粉張にして、やう貝にて整
 也、裏は蘇芳の濃打、是を號し蘇芳打の下重、近代は
 フシ金にて染之、非色の人、表白平絹、裏平絹の黒
 き也、夏の下襲は、蘇芳打、打紋あり、非色の人、無
 文の綾、或平絹、色は二藍也、凡下襲は、其樣品々也、
 打下重、張下襲、染下重等有、打下襲は、表裏引へき面

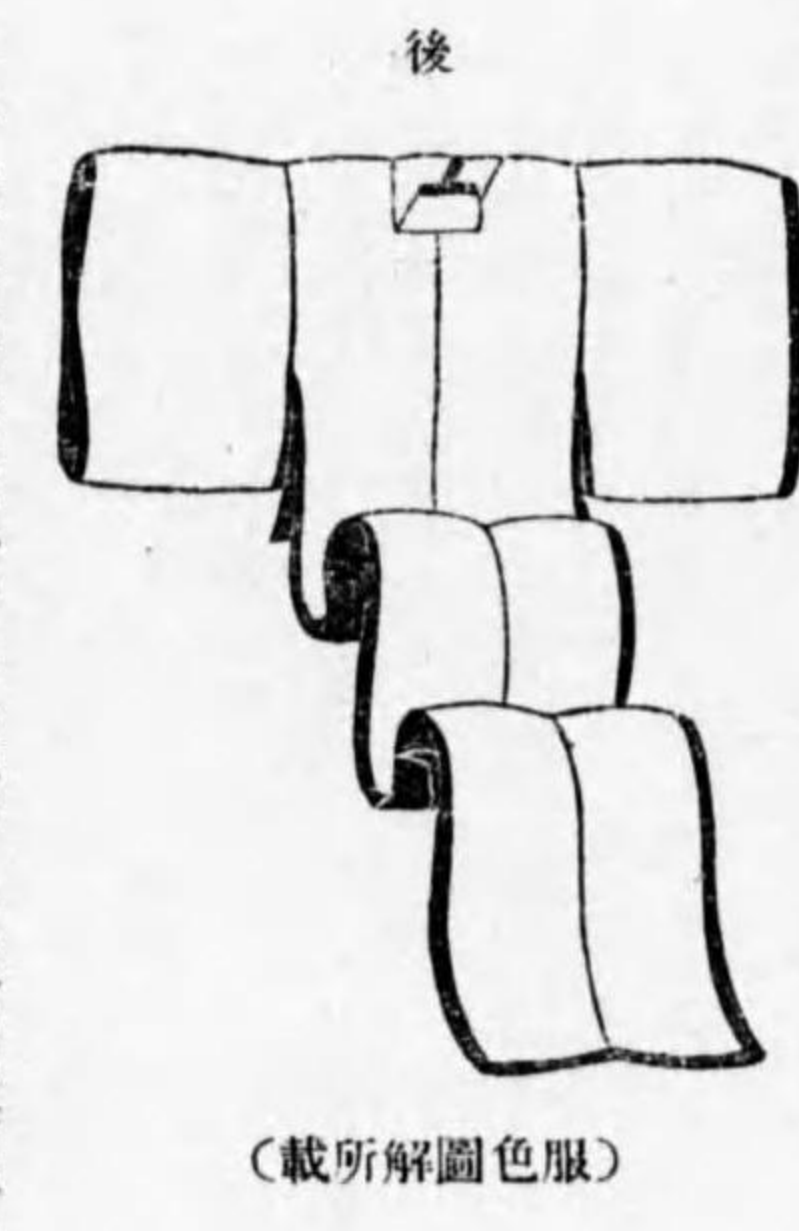
寢之東坊儒家以考妣及先祖神主祭之所、亦稱三祠
 堂、云々、釋氏稱三尊靈屋、即祠堂也」と見えたり、江戸
 時代に行はる、廟（タマヤ）參看（古軍類禮式部）
シタククリヤマチ 四堂厨町 關西王
 朝時代、朝廷内に於て文章、明經、明法、軍四道の府事
 を掌る者の住所、紀傳曹司舎りまた町中の北に在り
 といへど詳かならず、關西大學寮の西なる三道堂の
 西に在りて南北六十丈、東西二十丈の地を占む（大内
 裡圖考證）
シタクゼニ 四當錢 江戸時代に行はれた
 る錢貨の一種、四文錢ともいふ、一箇四文に當るを
 以て此名あり、眞鍮にて之を鑄る、眞鍮錢（シンチュ
 ウゼニ）の條を見よ、
シタクツ 襪 足に著するものにして、
 下襲の義なり、今の足袋に似たり、倭名抄に、足衣と
 あり、關西圖形足袋に似て、指の處を開かず、上部は
 紐を付してとめ、晴の儀式の時、針を用ふ、金襴、
 綿、平絹、練貫、紗等にて作る
 東帯の時には必ず著用
 し、衣冠直衣の時、勅許を
 得て、これを用ふ、衣服令に
 よれば、皇太子、親王、諸王、諸
 臣の禮服には錦襪、朝服、制
 服には白襪を用ひ、内親王、女
 王、女官の禮服以下、これに準
 す、武官は皆白襪を用ふるの見え、裝束圖式には、顯
 文紗に唐裝束の時、練貫は常に用ひ、宿老は白き平絹
 の張りたるを用ふるあり（倭名抄、裝束集成）
シタクハ 師堂派 琵琶法師當道六派の一、
 正田檢校仙一の創めたる流派にて、正田の法名師堂
 と號するを以て名づく、南北朝時代の人、其弟子に



也、裏は蘇芳の濃打、是を號し蘇芳打の下重、近代は
 フシ金にて染之、非色の人、表白平絹、裏平絹の黒
 き也、夏の下襲は、蘇芳打、打紋あり、非色の人、無
 文の綾、或平絹、色は二藍也、凡下襲は、其樣品々也、
 打下重、張下襲、染下重等有、打下襲は、表裏引へき面



（載所解圖色服）

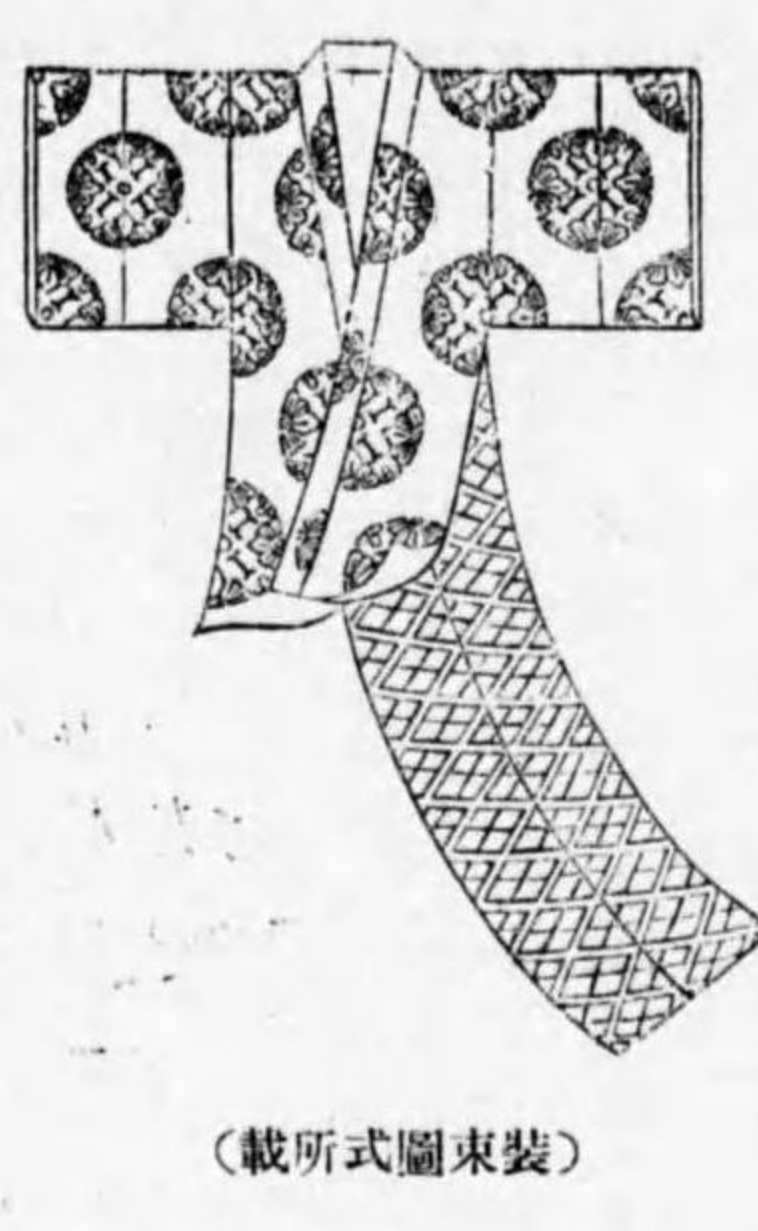


（載所解圖色服）

也、裏は蘇芳の濃打、是を號し蘇芳打の下重、近代は
 フシ金にて染之、非色の人、表白平絹、裏平絹の黒
 き也、夏の下襲は、蘇芳打、打紋あり、非色の人、無
 文の綾、或平絹、色は二藍也、凡下襲は、其樣品々也、
 打下重、張下襲、染下重等有、打下襲は、表裏引へき面

蘇芳、櫻、柳、樺、梅、白重、紅梅等也、綾或唐
 綾、又は平絹を用、染下襲は、織物浮文、堅文は任意、
 唐織、唐綾、顯文紗、練貫等、染之用也、夏の下重は蘇
 芳、二藍、青朽葉、香色瑠璃色等、設の生を用也、夏の
 染下重は、生の織物、或薄物綾等、其紋不定、蘇芳、二
 藍、薄色、青朽葉、黃朽葉、秋の經青など云は、經青く
 緯蘇芳、裏は青也、桔梗色、赤色、萌黃、女郎花とは、面
 緯青經黃、裏は青を云にや、又は裏を付さるもあり、
 卯花、盧橘、菖蒲、羅參など、品々有、公卿殿上人禁色
 を號と、ゆりざるとの差別ありて著用候也、紋など
 も、家々の相傳に隨て、被用儀也」とあり、これにて
 其大略を知るべし、
シタカハ 齒袋草 品草（シナカハ）を見よ、
シタカマ 志田窯 肥前國志田に於ける
 製陶の窯、原田志田、小田志、吉田の三窯は
 共に肥前國嬉野郡近接の村に在り、明暦の年前後三
 五年を隔て、開窯す、今古一轍我國日常の用器を作
 る、青華にして彩描の物なし、而して其用ふる原土
 は、近傍及び天草島に産する物を合和す、就中志田
 は皿のみを作り、小田志吉田は茶碗食碗のみを作る、
 敢て他物を製せず、其價も亦甚だ卑し（古今陶器攷）
シタクサゼニ 下草錢 江戸時代、官有の
 山林原野の下草を、百姓に許して刈らしむる時、納
 めしむる税をいふ（大日本租稅志）
シタクラ 韃（下鞍） 馬具の名、鞍の
 下に敷き、馬の背にあつるものを云ふ、下座の義、又
 「シツクラ」とも云ふ、後には専ら切付と同じと云ふ、
 虎豹の皮などを切裁て附れば然か、倭名抄
 に之太久良、又韃は韃の短き也、俗に駒韃と註す、
 軍器考に、韃の少なるが故に、駒に駕すべき料也と
 云ふ義にやと云へり、或は云ふ、韃は上切付、腰背は

シタカ



（載所式圖東裝）

竹永惣一出で、源照派を弘め世に名あり（當道要集）
シタカキ 下書 消息の宛名の進上謹上の下
 に、官名を書きたるを云ふ、例へば、
 進上 何官殿
 謹上 何官殿
 と書く類なり、平安朝の末期よりの書式なり（玉章祓
 傳抄、眞丈雜記）
シタカサネ 下襲 名義 半臂の下に著用す
 る服をいふ、製作 形小袖のごとく、後ろに胴より續
 きたる裾ありて長く引きたり、裾はキヨと訓ず、近
 世に至り裾を切り放ちて、下襲と別にし、多く裾の
 みを著用して、下襲を略すること、なれり、なほ裾
 の條を見るべし、着用 裾を袍の下に引き出し、引き
 たるまゝにて練り歩む也、紋及び色目は、通例公卿

シタカ

シタカ—シタク

シタサ—シタノ

下切付と云ふ物、併せて是を纏と云也」と^{【備用】}
^{【製作】}三位以上は竹釣の切付、四位釣、五位虎、六位章鹿を用ふ、藁又は葛にて組み、革にて包み、黒く紋を出す^{【起原】}書紀欽明天皇二十三年正月の條に、鞍鞆有^{【異云々】}とあるを初見とす、飾抄永治元年十月御幸御前庭の條に、虎皮切付の名あるを切付の初見とす^{【編纂】}毛織、鞆文、黄覆輪、唐皮切付、豹皮切付、虎皮切付、章鹿切付、唐篋切付、葛切付等なり^{【倭名抄、飾抄、御供故實、軍器考、貞丈雜記、飾馬考】}

東限 若田山、西限 八木間山、南限 開杉、北限 大野峯、と見えたり^{【沿革】}萬葉集新太、風土記止歌に作り、延喜式以下志太に作る、倭名抄に大長(オホナカ)大津(オホツ)葦原(アシハラ)餘能、刑部(オサカ)英原、夜梨、大野(オホノ)等の郷あり、地誌提要「シダ」と稱し、以後之に仍る、明治二十九年益津郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

下に着用する袴をいふ^{【製作】}長さ五尺にて、差貫より長きこと一尺なり、常の裝束の裏の、こぼき程に張りて用ふ、差貫より凡そ五分づ、廣く縫ふと從二位殿記に見ゆ^{【備用】}服白を用ふる程の刷の目に著し、常には用ひず、十五歳以前には濃蘇芳、十六歳以後には紅、老後は白色のものを着用し、裏は表におなじ、文は一定せず、裏は縫を用し、室町以後は多く平絹を用ふること、なれり(西三條裝束抄、從二位殿記、桃花葉、四位五位裝束抄)

シタサノキヤウ 下作 小作(コサク)を見よ、

シタノコホリ 志太郡 ^{【所在】}陸前國 ^{【起原】}書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見たり、亦建國の初め之を置きしなるべし^{【沿革】}續紀信太、延喜式志太に作る、倭名抄に酒水、信太(シタ)、餘戸等の郷あり、正保圖志田に作り、寛知集志太に復し、元祿帳又志田に作り、以後之に仍る、郡名考「シダ」と稱し、地誌提要又「シダ」と唱ふ、今之れに從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シタハラマキ 下腹巻 腹巻(ハラマキ)を見よ、

シタサノフギヤウ 下三奉行 江戸時代、作事、普請の三奉行をいふ、此三奉行の職掌異同ありと雖も、共に修營の事を掌る、假令は殿屋造立の時、普請奉行は、地取石垣等の事を修め、作事奉行は、殿屋を造立し、小普請奉行は、繁雜の造作を修む、故に造立の時に當りては、三職相交りて之を經營す、故に世に之を稱してかく名づく(官制沿革略史)

シタノコホリ 信太郡 ^{【所在】}常陸國 ^{【起原】}孝德天皇白雉四年筑波茨城の二郡七百戸を割て之を置く、風土記に、長柄豐前大宮之世、癸丑年(白雉四年)中略、分筑波茨城郡七百戸、置信太郡、此地本日高見國也、と見えたり^{【沿革】}國延喜式又信太に作る、倭名抄に大野(オホノ)高來(タカク)朝夷(アサヒナ)小野(オノ)高田(タカタ)千方(コカタ)志萬(シマ)中家、島津(シマツ)信太(シタ)乘濱(ノリハマ)稻敷(イナフ)阿彌(アミ)驛家、等の郷あり、弘安の頃、既に信太庄と稱して、郡名を唱へず、文祿三年十月石田三成當國を檢地し、又之を復して郡となし、其小野川以南の地を河内郡に併す、地誌提要「シダ」と稱し、以後之に從ふ、明治廿九年本郡の一區域(他は新治郡に編入)と河内郡とを廢し、稻敷郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シタラノコホリ 設樂郡 ^{【所在】}參河國 ^{【起原】}醍醐天皇延喜三年八月寶歌郡を割て之を置く^{【沿革】}延喜式設樂に作る、以後又同じ、倭名抄に賀茂(カモ)設樂(シダラ)黒瀬(クロセ)多原(タハラ)等の郷あり、明治十三年五月分て北設樂、南設樂の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シタチマル 助支丸 横笛の名器、拍光高相傳の重器なり、樂器考に、「助支丸は倭竹歟、或人云く、昔興福寺維摩會の時、舞人拍光高等例に依て廳屋に著て備食、其屋星霜あまた積て、垣壁半は穿つ、助枝の中に一竹あり、笛竹によし、土中にて年序歴といへども、其機未變、光高截て笛とす、果して優美なり、累代相傳して則房の世まで在之、今は傳る人なき歟」と見えたり、

シチエウレキ 七曜曆 曆の一種、日、月、火、水、木、金、土の七曜をしろしたるものをいふ、元日の節會に、中務省陰陽寮を率ゐて之を奉る、これを御曆の奏と云ふ(江次第抄、公事根源)延喜式陰陽寮に、其七曜御曆正月一日供承明門外と見え、又凡曆本進寮、七曜御曆十二月十一日と見えたり、ヨヨミ及び「オンコヨミ」ノツクヲ參看、

シチキヨク 七局 明治元年制定し置かれたる左の七つの事務局を云ふ(法令全書)

シタナガノアフミ 舌長鏡 舌の長き鏡を云ふ、物具裝束抄に、切付の時に用ふと見えたり、アプミの條を見よ、

シチカウザン 七高山 王朝時代、比叡、比真、伊吹、神崎、愛宕、金峰、葛木の七山をいふ(二中歴)後に七高山阿闍梨あり、

シチタウガラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり、其本據詳かならず、且つ七堂の名稱、並に建設位置等一定せず、金堂(本堂を云ふ、金箔たみにせし堂故に云ふ)講堂(佛法を講ずる所)塔(舍利塔を云ふ)經藏(一説に鼓樓、鐘樓、中門、大門を眞言七堂、佛殿(本尊を安置する所)法堂(佛法を演説する所)僧堂(雲堂とも云ふ、僧侶の修行する所)庫裡、三門、浴室、西淨(廁を云ふ)を禪宗七堂と云ふ、一説に佛殿、寶塔、東方丈、西方丈、鐘樓、鼓樓、山門を唐様七堂と云ふ、又一説に、金堂、講堂、塔婆、鐘樓、經藏、僧坊、食堂をいふと云へり、傳へ云ふ寺院の結構は、佛面或は佛體を表示すと、佛面を表示すと、講堂は頭、鼓樓鐘樓は兩耳、金堂塔は兩眼、中門は鼻、大門は口なりと、法隆寺の如きは是なり、然れども諸寺院皆然るにあらず、佛體を表示すと、法堂は頭、佛殿は心、庫裡僧堂は兩手、三門は陰、浴室西淨は兩足なりと、禪宗寺院の如きは是なり(王林抄、禪林象器箋、安齋隨筆、鷲尾順敬氏説)

シタナコホリ 志太郡 ^{【所在】}駿河國 ^{【起原】}藤澤の南瀬戸川と云ふ川邊に、志太村あり、蓋し郡名之より起りたるなるべし、風土記に、止歌郡

シチシユウ 七宗 律法相、三論、華嚴、天台、眞言、禪の七宗を云ふ、詳しくは各條參看(元亨釋書、神皇正統記)

シチタウバ 七島場 江戸時代、中國より西、九州邊にて琉球間を作る場所をいふ、琉球間を九州にて七島といふ、琉球國の内七島より重に作り出す故に名とす、大隅薩摩に夥く作り、年貢は段別を以て納む、稀には段別なき場所もあり、琉球は、蘭自然作徳ある故に、段別なき場所甚だ少し、年貢は萱野段年貢よりも割合高く附課せり(地方凡例錄)

シタノコホリ 志太郡 ^{【所在】}陸前國 ^{【起原】}書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見たり、亦建國の初め之を置きしなるべし^{【沿革】}續紀信太、延喜式志太に作る、倭名抄に酒水、信太(シタ)、餘戸等の郷あり、正保圖志田に作り、寛知集志太に復し、元祿帳又志田に作り、以後之に仍る、郡名考「シダ」と稱し、地誌提要又「シダ」と唱ふ、今之れに從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シチシキヤク 七色役 美濃國郡上郡にて行はる、納税の一種、小役銀(コヤクギン)を見よ、

シチタノミヌホフ 七壇御修法 七佛藥師法(シチアツヤクシホフ)を見よ、

シチク 絲竹 管絃(クランゲン)を見よ、

シチシヨウマス 七升量 量七升を容る、櫛の名、其口九寸四分七厘、深き五寸六厘(成形圖説)

シチクワン 七官 明治元年閏四月、三職八局を廢して置かれたる議政官、神祇官、行政官、會計官、軍務官、外國官、刑法官の七官を云ふ、詳しくは各條參看、

シチシユウ 七宗 律法相、三論、華嚴、天台、眞言、禪の七宗を云ふ、詳しくは各條參看(元亨釋書、神皇正統記)

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチク

シチゲ—シチダ

シチダ

外國事務局、萬國、交際、條約、貿易、擴地、育民を掌る、

後西院天皇資を寄せ、堂宇を建營せしむ、豐臣氏江戸幕府寺領十九石を付す(山城名勝志、平安通志)

軍防事務局、海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急、軍務を掌る、

シチゲン 七絃 樂器の一種、其形阮成に似て大なり、鄭喜子之を作るといふ、我邦の名器を閑柄、山水といふ、御物只に海老尾のみ残存するが故に詳しくは難し(體源抄、禮樂志)

會計事務局、戸口、賦税、金穀、用度、貢賦、營繕、秩祿、倉庫、商法を掌る、

シチサノクニン 七座公人 延暦寺における四至内(職持れば衆徒、維那(同中方法會の時、大僧前達する也)輪取(男、前唐院の輪を預る)出納(下法師、被物祿物の出納を掌る)庫主(下法師、佛供を調ふる者)政所(下法師、中堂常御佛供を調ふる也)專當(下法師、若輩たりと云とも杖をつくなり)の七公人をいふ、執當之を補任す(醍醐嘶餘)

司法事務局、監察、彈劾、捕亡、斷獄、刑律を掌る、

シチシキヤク 七色役 美濃國郡上郡にて行はる、納税の一種、小役銀(コヤクギン)を見よ、

制度事務局、官職、制度、名分、儀制、選叙、考課規則を掌る、

シチシユウ 七宗 律法相、三論、華嚴、天台、眞言、禪の七宗を云ふ、詳しくは各條參看(元亨釋書、神皇正統記)

シチク 絲竹 管絃(クランゲン)を見よ、

シチシヨウマス 七升量 量七升を容る、櫛の名、其口九寸四分七厘、深き五寸六厘(成形圖説)

シチクワン 七官 明治元年閏四月、三職八局を廢して置かれたる議政官、神祇官、行政官、會計官、軍務官、外國官、刑法官の七官を云ふ、詳しくは各條參看、

シチシユウ 七宗 律法相、三論、華嚴、天台、眞言、禪の七宗を云ふ、詳しくは各條參看(元亨釋書、神皇正統記)

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(クワンゼオンボサツ)を見よ、

シチシヨウマス 七清華 久我、花山院、徳大寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をいふ、詳しくは清華及び各氏の條を見るべし、

シチチ

質金 質金を貸借する爲めに、擔保として入れ置く田地をいふ、古は田圃、口分田なるが故に、私に典賣し得べからず、其典賣する者は、開墾の私地のみなり、開墾天皇天平勝寶三年、太政官符に、禁斷出舉財物、以宅地園圃爲、

シチチウゼニ

七條院 藤原植子、法名眞如智願、修理大夫信隆の女、母は贈正一位藤原休子、高倉天皇の妃、後鳥羽高倉二天皇の御母、建久元年四月十九日從三位に叙せられ、同日准三宮、尋で院號を賜はり、元久二年十一月八日御出家、安貞二年九月十六日薨す、御領極めて多し、其大部分は修明門院に傳はり、後ち五辻親王家及び後宇多院に傳はり、後宇多院領は東寺に御寄進せらる(女院小傳、皇室御領考)

シチチウゼニ

七條院 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、銅にて作り色淡黄、徑八分五厘、重さ一匁、輕小者、銅色紫褐、徑八分弱、重八分、享

シチフ

保十一年京都七條にて鑄造す、因て名づく(新寛永錢譜)

シチフクジン

七福神 大國天、惠比壽、辨財天、毘沙門天、壽老人、布袋和尚、福祿壽を云ふ、(七福神考)和漢名數書言字考節用集には、保々ありて壽老人を除けり、大心義統の日本七福神傳には、吉祥天、蛭子神ありて、福祿壽、惠比壽の名なし、七福神考に「我邦俗、相傳有七福神者、不知其所、始、自、數百年前、既、然、或云、名畫狩野氏創意爲之、一幅上收有者、以三帽服之貴、不食、穢、獨樂、于釣漁者、曰、惠美主、有若居、巾袴之富、安、分、知、足、以、自、守、其、有、者、曰、大、黑、有、若、老、而、成、得、群、鶴、鹿、遊、名、利、全、天、年、者、曰、壽、老、有、若、長、頭、短、身、形、雖、醜、心、甚、美、故、人、忘、其、醜、愛、其、美、醜、却、得、清、閑、因、美、常、遊、衆、君、子、之、間、不、敢、斥、者、曰、福、祿、有、若、如、介、胃、大、漢、將、軍、武、威、輝、輝、使、人、俯、伏、不、能、仰、見、然、能、敬、老、崇、德、擇、交、求、靜、懷、干、城、之、器、長、完、功、名、者、曰、毘、沙、門、有、若、在、方、外、無、林、林、者、腹、飽、食、飽、滿、物、吾、不、遺、世、世、亦、不、遺、我、懷、少、者、弄、兒、童、遊、戲、三、味、如、花、過、歲、月、者、曰、布、袋、有、若、清、如、梅、深、如、月、美、而、不、冷、新、而、不、變、天、然、真、態、遠、山、之、眉、輕、蟬、之、聲、細、柳、之、腰、彎、弓、之、足、不、假、紅、粉、之、氣、而、有、幽、貞、之、操、者、曰、辨、財、天、各、々、雖、殊、唯、一、團、和、氣、堂、上、挂、對、荷、能、觀、念、之、此、是、福、其、可、量、哉、又、至、畫、趣、精、點、之、妙、有、一、倭、人、有、不、倭、不、漢、人、其、間、添、天、神、星、精、美、人、武、夫、方、外、之、士、譬、如、一、部、水、滸、傳、金、餅、梅、寫、出、種、々、人、物、可、喜、可、愛、可、敬、可、異、之、狀、抑、至、令、長、傳、不、廢、者、爲、此、也、と見えたり、其概略を知るべし、増補最仲の七福神傳記には、大己貴尊、事代主命、殿島大明神、天穗日命、高良大明神、鹿島大明神、猿田彦大明神を云へり、

シチフ

シチフ

シチフツヤクシホフ 七佛樂師法 七佛樂師を本尊として、息災安産等を祈る法、多くは天台宗にて行ふ法、七佛とは、善名稱吉祥如來、寶月智嚴光音自在王如來、金色寶妙行成就如來、元最勝吉祥如來、法海雷音如來、法海勝惠遊戲神通如來、藥師琉璃光如來を云ふ、七佛經に、若有衆生、見切將盡、火欲起時、生大愛怖、若能至心稱我名者、悉皆消滅受清涼樂、又云、或有女人、臨當產時、受於極苦、若能至心稱名、禮讚恭敬、供養七佛如來、衆苦皆除、所生之子、顏貌端正、見者觀喜、と見えたり、(開元釋教錄)天曆十年五月、九條師輔の請により一品親王御産の爲に坊城殿にて慈惠大衛正之を修す、是れ我國七佛樂師法の始めなり、嘉祥三年三月慈覺大師清涼殿にて此法を修す、康平二年九月根本中堂にて、皇后の爲め座主明快之を修す、延久五年四月後三條天皇御産の時、座主勝範根本中堂にて之を修す、此外屢々行はれし事史に見えたり、又鎌倉右大臣實朝奏請し忠快法印をして關東に之を修せし事あり(諸法要略記)

シチン

シチモジ

シチヤ

慈鎮 慈圓(ツエン)を見よ、シチモジ 七文字 横笛の名器、男山八幡宮の寶藏に藏す、此笛所々に蝕し、其蝕中に七の字形をなす、故に七文字と名づく(樂器考) シチヤ 質屋 質屋倉倉主倉等の名あり、並に質物を豫籠の藏に収めおくよりの名なり、而して庫倉の稱は、鎌倉時代に、土倉の稱は、室町時代に主として用ひられ、江戸時代に、質屋の稱、普通に行はれたり、(開元釋教錄)質によりて金錢を融通する事は、早く奈良朝より見えたり、質の種類は(一)動産(二)不動産の別ありて、(一)は類聚三代格所引延暦二年十二月五日の官符に、

シチヤ

禁斷出舉財物、以宅地園圃爲質事 右檢太政官去天平勝寶三年九月四日符、爾、宅地爲質、皆悉禁斷、今檢右大臣宣備、奉勅、先勅京畿、已禁事件事、而今京内諸寺、倉、求利潤、不、畏、朝章、以宅取質、利爲本、非、只、綱、維、越、法、抑、亦、官、司、共、許、何、其、爲、吏、之、道、輒、違、王、憲、出、塵、之、輩、更、結、俗、綱、宜、令、天、下、莫、有、此、類、者、如、有、犯、者、科、以、違、勅、官、人、解、其、見、任、財、貨、沒、入、公、家、と見え、天平勝寶年間、既に禁令の發布を見たりとせば、其依りて来る所なほ古きと推して知るべし、また(二)即ち不動産を質とせることも、殆んど右と同時代に於て、續修東大寺文書所載の文書に、 謹解 申請二月借錢一事

合參陌文

利別月廿九文

質物布二端

右件錢、限二箇月之内、本利共備、將進上、若過三期限、料給時、質物成賣、如數進納、仍錄事狀、謹解、

寶龜三年二月十四日

給當麻鷹養

償若倭部益國

政男足

と見え、同年同月廿九日の文書にも、合伍佰文、毎月加利五十五文、質物調布參端など見えたるにて、其一斑を伺ふべし、然れども右に擧げたるは、孰れも個人としての貸借に止まり、もとより之を以て營業となしたるにあらず、所謂質屋質商といへるもの、生じたるは遙か後世の事なり、史籍傳を閲きて其始めを詳かにししが、たと雖も、鎌倉時代之を營むものありしは、新編式目追加、堀籠抄、叡山行幸記、太平記等にて證するを得べし、更に降りて室町時代に入りては、益々廣く行はれ、其利益する所多かりしを以て、其課役また輕からざりき、建武式目には「可

シチヤ

シチヤ

シチヤ

被與行無盡錢土倉事、或被宛召莫大之課役、或不被制打入之間、已令斷絕乎」とあるを見て、之を知るに難からざるべく、師守記應安四年の條を按ずるに、同年二月に後光嚴天皇讓位の費用として、洛中の質屋軒別に廿貫文を課し、なほ後圓融天皇即位の費用として、同じく十一月に軒別三十貫を課したるは、少なからざる負擔と稱すべきなり、後ち二十年を経て、明德四年課税の制限を定めて、臨時の課を免除したること、式目追加同年十一月二十六日の令に、洛中邊土散在土倉並酒屋役條々(中略)政所方年中行事要脚内六十貫文支配事、爲毎月々別沙汰之上者、縱雖有御急用、寺社並公方臨時課役等、永可被免除之焉」とあるにて明らかなり、また當時における質物の約月並に利子の制限は、永享三年十月十七日の條に、於「絹布類」者十二箇月、至「武具」者廿四箇月之由、所被「定置」也」と見え、長祿三年十一月十日の令には「絹布類、繪彩物、書籍屬、樂器、具足、家具以下五文子、於「約月」者、許置十二箇月、盆、香合、茶碗物、花瓶、香爐以下、金物武具者、可爲「六文子、於「約月」者廿箇月、但至「武具」者、可爲「廿四箇月、米穀並雜穀等、利、平同前、於「約月」者、可爲「七箇月」とあり、五文子六文子とは、本錢百文につき、一箇月の利子五文もしくは六文なるをいへるなり、此令の出づるを考ふるに、當時質物の利子は五文子六文子より貴かりしなるべし、江戸時代に至りて、質物の事を沙汰せられしは、台徳院實紀元和八年八月廿日の條に「京中市街へ令せられしは(中略)質物は質屋の牌に、雙方郷里姓名、諸人讀みやすからんやうに記さしむべし、もしよみ得がたく書きて、牌付る事停禁せしむ、質物の價令より後ち三分に分ち、その二は本主へわたり、その一は質

シチャウ

朱に付廿四文、錢百文に付四文にして、並一箇月の利子なり、維新後は明治十七年三月廿五日に質屋取締條例を發布し、五月より施行したりしが、廿八年三月法律十四號にて質屋取締法發布され、同年七月内務省令九號にて、同取締法細則を定め、同時に舊條例は廢止せらる、即ち現在の制なり(學士會院雜誌「質屋の話」、史學雜誌「土倉之事」、江戸會誌「質屋」)

シツ

室 大臣以上の妻を云ふ、後世には一般の人の妻をもいふに至り、松屋筆記に、有職問答四の卷に、北政所或はながしの室などいふ事は關白の室に限るよし見ゆ、桃花葉葉には、大臣の妻を室といへる例あり、されば室とは必三公の北方ならではいふまじき稱なり、後室などいふも三公の未亡人の稱と見ゆ、愚管抄には政子の事を頼朝が後家と書かれたり、と見えたり、

シツ

倭文布 名義織物の名、袴、麻、苧等其緯を青赤などに染め、亂文に織りたる物を云ふ、シツリ、「シドリ」、「シツカリ」などいふもいへり、倭訓業に、「シドリ、舊事紀に、倭文、又、文布をよめり、天武紀に、シツカリと見ゆ、沈織の義なるべし、賤織の義といへど、賤者をシツといふは後の事なり、新井氏は東國の俗に、筋をシツといふ、釋日本紀に、有青筋文之布也と見ゆ、筋は今の鳥筋のさまなるべければ、魏志にいふ斑布是なるべしといへり、とあり(肥前國志)太古より既にありて、或

シツウ

は志豆波多、又阿夜といふ、建築龜命始めてこれを製す(故に建築龜命を倭文布神といふ)、我邦にて花草と稱する者は、倭文布を以て始めと爲す、垂仁天皇三十九年、是れより先、朝廷倭布を製する工人を聚めて一部と爲し、名づけて倭文布部といへり、是に至て此一部の工人を五十瓊敷命に、預らしめて倭文布を織り、以て朝廷の用途に充てしむ(當時倭文布は、多く帯に用ふ)、五十瓊敷命の薨後これを主管するものなく、工人各々これを製して獻す、延喜五年制して駿河常陸の二國は、其製する所の倭文布を以て定めて調貢と爲さしむ、承平天慶の亂後、諸國調貢の典漸く衰へ、遂に他物を以て代へて獻するに至り、此際甲斐の織工斑布を織出し以て産物となす、即ち倭文布なり、後駿河、常陸、甲斐並に業を廢す(工藝志料)

シツウタ

靜歌 歌聲及び音節の舒緩なる體の歌をいふ(歌傳品目)

シツエ

實慧 名義俗姓は佐伯(實慧)諱岐の人、弘法大師十哲の一人、初大安寺泰基に事へて、唯識を學ぶ、後空海に從て、兩部密法を稟く、空海曰く、我が宗の興るは汝の力なりと、東寺を之に付す、天長四年、河内觀心寺を建つ、承和十年奏して東寺灌頂院に於て、春秋結緣灌頂を修む、三年勅して東寺長者と爲す、東寺長者此に始まる、嵯峨淳和の二天皇篤く崇信し給ふ、十四年十一月十三日入滅す、年六十三(元亨釋書)

シツツカ

靜岡 駿府をいふ、スンプツツカ、を見よ、

シツカ

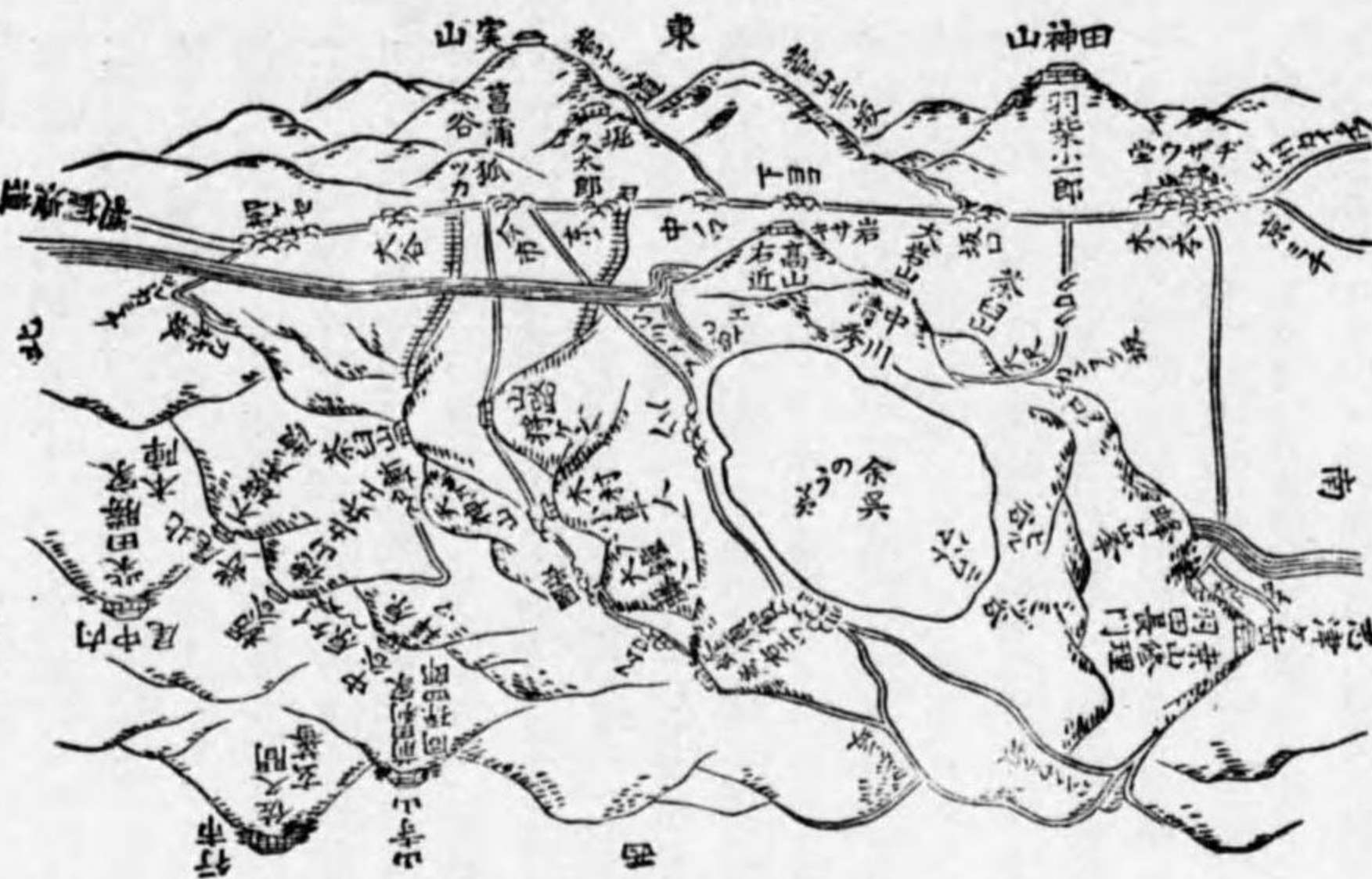
靜 名義織師の女(靜)白拍子なり、後源義經の妾となる、義經が兄源頼朝と隙を生じ、京都を去りて吉野に匿る、や、靜また之に從ふ、

シツカ

既にして義經、山僧の將に來攻せんとするを聞き、財寶を靜に與へて相別れ、雜色をして護送せしむ、雜色途にて財寶を奪ひ、靜を棄て、去る、靜獨り山路に迷ふ、山僧之を捕へて六波羅に致す、北條時政之を調べ、尋で鎌倉に送る、頼朝即ち義經の所在を審問す、靜固く知らざるのよしを陳ぶ、會々靜姪あり、頼朝其兒の男ならんことを虞れ、なほ抑留す、頼朝の室政子、靜が歌舞を能くするを聞き、強ひて之を促し、頼朝と共に鶴岡の社前に於て、其舞伎を観る、工藤祐経鼓を槌ち、山重忠銅拍子を撃つ、靜まづ唱歌して曰く、「吉野山みれの白雲ふみわけて入りし人のあとぞ戀しき」、次に離別曲を歌ひ、又唱て曰く、「まづやしづのなだまきりかへし昔を今になすよしもがな」、聲態絶妙、衆みな感憤す、頼朝憐れずして曰く、應に關東の萬歳を頌すべきに、却て叛人を慕うて、離別の曲を歌ふは何ぞやと、政子傍より之を諷む、因りて衣を簾外に推して纏頭と爲す、既にして靜男子を生む、頼朝安達清經に命じ由比濱に棄てしむ、靜號哭して與へず、清經奪ひ去りて之を殺す、尋で之を放還す、政子深く靜に同情し、賜養頗る多かりしといへり、其末年詳かならず(大日本史)

シツガタケノタタカヒ

賤ヶ嶽戰 關東近江國伊香郡に在り、餘吾ノ湖の西方に連亘する山嶺とす(肥前國志)天正十年織田信長、明智光秀の爲めに、本能寺に於て弑せらる、や、豐臣秀吉、直ちに光秀を討つて之を誅す、故を以て秀吉の威名頗る高し、柴田勝家は信長の宿老たり、秀吉の下風に立つを潔とせず、織田信孝、瀧川一益等に謀り、密かに秀吉を除かんとす、勝家越前を領し、冬期雪に閉されて師を出し難きを以て暫く時機を伺ふ、茲に於て秀吉信孝を岐阜に攻めて之を降し、翌十一年ま



(集) 近江山寺藏(史) 編纂掛掛集

た一益を伊勢に征す、時會々春和に向ひ北越道通ず、勝家即ち延佐久間盛政を將とし近江に出でしむ、秀吉時に未だ伊勢に在り、報を得て長濱に到る、勝家柳瀬に進む、秀吉賤ヶ嶽に廿餘壘を築きて之に備ふ、

信孝亦岐阜に在りて兵を擧げ、遙かに勝家に應ず、秀吉、弟秀長を木本に留めて勝家に當らしめ、自ら二萬餘騎を率ゐて美濃に赴き、大垣城に陣す、勝家之に乗じ四月二十日自ら東野に出で、盛政をして中川清秀が成る所の大岩を襲はしむ、清秀防戦して死す、

シツガ

シツキ

シツキ

シツキ

漆器 名義漆を塗りたる器物をいふ(肥前國志)其始め詳かならず、孝安天皇の御宇、漆部連の祖三見宿禰と云者あれば當時既に漆工ありて、漆器を製せしことを知るべし、蓋し彩漆を施すものなし、孝德天皇大化元年、漆部司を置き漆器を製せしむ、天武天皇の御宇、赤漆を用ひて厨子を裝成す(赤漆は漆に朱又は辰砂を和したるもの)此の時塗漆の技一變す、爾來或は外邦の製に倣ひ、或は自

(後編)

ら發明する所ありて、その技漸く進む、文武天皇大寶元年漆部廿人を置きて器物を塗らしむ、また制して漆器に造者の姓名を題し、濫製を防ぐ、また戸毎に課して園地に漆樹を植ふしむ、また漆産出の諸國は調貢に附して之を獻せしむ、是を調貢物といふ、また版位の木版に漆を以て文字を書せしむ、漆にて文字をかくこと史に見えたる始めなり、聖武天皇の御宇、漆の術大に進歩し、或は螺鈿を以て之に嵌し、或は抹金鍍及び密陀僧を以て描する等の巧を極む、桓武天皇延暦十三年平安遷都後、風俗華美を好み、世人漆を塗りたる器物に更に彩漆を用ひて畫す、或は末金を以て描し、螺鈿を嵌する等の者を受説す、工人因て力をこれに盡す、茲に於てその巧また進む、嘉祥の頃、平文の器物盛に行はれ、諒闇中華美の器を停め、黒漆の器を以て之に代ゆ、醍醐天皇延喜五年、内匠寮に於て年料の漆器を製造せしむ、その器數多あり、黒漆器には、手湯戸、水槽、手洗槽、椀、大椀、中椀、盤、窪坏、杓、棒壺、案、榻、斗帳、九帳、大小行障、大臂宮、大笠柄、帷柱、幕柱、幡柱、草宮、櫛宮、香宮、床、藥袋、辛櫃、厨子、雕木、櫃、虎子、燈臺等なり、朱漆器には、膳、櫃、櫃臺、酒海、花盤、飯椀、羹椀、擊子、盞、盞盤、下食盤、机、外居等なり、而してその製法もまた定められ、且つ漆工をしてその技を專一にせしめ他業に轉するを許さず、また漆産出の諸國より正税と交易して調庸せしむ、承平天慶の亂後諸國漆器を製する業衰へ、その調庸は他物を以て代獻するに至る、村上天皇の御宇、專用に供する漆器は、樽、酒海、壺、盞盤、疊子、朱漆の合子、酒壺子、盃、赤漆床子、椀子、長持、折敷等なり、長元の頃、藤原頼道の調度中、沃懸地に螺鈿を嵌して以て變繪を畫きたる漆器多し、康平の頃、藤原師實の調度中、無文の沃懸

シツキ

地の漆器多し、また當時大饗には朱漆器を用ふ、爾後沃懸地の漆器多く行はる、保延三年崇徳天皇仁和寺行幸の時、用ひたる膳臺、大盤、中盤は紫檀を以て作り蒔繪螺鈿を以て模様を嵌装す、其後、或は螺鈿を嵌し、或は蒔繪を作り、或は蒔繪に螺鈿を加へたるを用ふるに至れり、安元の頃漆工の業盛なること極まり、後白河上皇五十の賀宴の時、その工また宴に召見せらる、降りて源頼朝、幕府を鎌倉に開くや、漆工此に聚り鎌倉彫(カマクラホリ)と稱する一種の漆器を製出す、承久の亂後工人漆器を製すること甚だ少し、伏見天皇の御宇紀伊根來寺より根來塗(ネノロメリ)の一種を出す、延元元年後醍醐天皇吉野金輪寺にて工人に命じ、葛を以て茶器を製す、其製内黒色にして外は溜色なり、世に金輪寺の茶器と稱す、後世漆の名工等之を模造して點茶器と爲す、後龜山天皇の御宇、春慶塗(シムンケイメリ)の發明あり、寶徳年間足利義政職を辭し、東山に退老しその好む所に隨て諸器物を製し、多く蒔繪梨子地を以て裝飾せり、當時その業盛に、一家を爲す者漸次輩出す、後土御門天皇の御宇、堆朱(ツキシユ)堆黒(ツキコク)の製あり、元龜天正年間織田信長豊臣秀吉等干戈の餘暇、盛に點茶を好み、戦功の將士に茶器を賞與すること多し(室町時代より始まる)茲に於て茶事に精なる者輩出し、隨て各茶器の新様を發明し、漆工をして製せしむ、紹興様、利休様、織部様など稱す、天正年間會津塗(アヒツメリ)を製出す、慶長年間藤原藤殿と云者あり、漆を以て磁器の缺損を補修することを始め、當時印籠行はれ、外面は蒔繪梨子地を施し、或は螺鈿を以て裝飾し、或は堆朱風輪等の數品あり、此の時漆工盛に重箱を製す、元和以後漆塗の術漸る進歩し、家屋橋梁等にも之を施すに至れり、而して

シツキ—シツク

漆器の色に、純黒、純赤、青漆、紫朱、春慶等あり、寛永年間、京都の工人關宗長始めて製造の器に漆を以て名を記す、此の時紀伊より黒江塗(クロエメリ)を製出す、貞享年間、漆産出の國は漆を貨物と爲し、或は漆水と稱して永錢を出さしむ、元祿年間肥前長崎の工人、支那様の蒔繪の器物を製し、また伊勢の工人破笠と云者、一種の漆器を製し破笠細工(ハリツザイク)といふ、中御門天皇の御宇、長崎の工人支那法に倣て盛に堆朱、沈金、色蒔繪、青貝等の漆器を製出す、正徳年間安藝廣島の工人塗葛籠(メリツラ)を造る、寛政年間象谷塗(ザウコクメリ)の製出あり、文化年間名古屋の陶工豊助、陶器の外面に漆を塗り蒔繪を施したるものを造り出す、世人豊助塗と稱して愛玩す、安政五年海外諸國と貿易の約を定め、横濱に開港してより以來、外國の風漸く本邦に行はれ、テール椅子書架等の漆器を造る、慶應三年朝廷諸工藝の盛大ならんことを欲し、吏をして之を諸國に勸諭せしむ、漆器を多く出す地は東京、京都、大阪、能登、下野、陸前、陸中、磐城、岩代、陸奥、羽後、常陸、駿河、紀伊、尾張、近江、伊勢、大和、和泉、若狹、但馬、越中、加賀、讃岐、肥前等なり、此の外諸國も亦各漆器を製して或はその土地の使用に供し、或は他邦に輸出す、今日國として多少之を製造せざるなし(工藝志料)

シツク

代刊本に五冊、十冊、十二冊二冊本等あり、日本文學全書、國史大系第十五冊にも收む關關關下段の篇目を分ちて教訓せし故に名づく、其主旨は序文に、夫れ世の中にある人、ことわざしげきふるまひにつけて、貴き賤しき品を分たす、賢なるは得多く、愚なるは失多し、然るに今何となく聞き見る所の昔今の物語をたれとして、よろづの言の葉の中より聊か其の二の跡を取りて、よき方をば是をす、いまだ此道なまじらざらん少年のたぐひをして、心をつくる便となさしめん爲め云々、とあるにて明なり、蓋し本邦に於ける、教訓書の嚆矢なり、上卷一可_レ定_二心操_一、二可_レ離_二驕慢_一、三不_レ可_レ侮_二人倫_一、四可_レ誠_二入上_一、五可_レ謙_二事_一、中卷五可_レ撰_二朋友_一、六可_レ存_二忠信_一、七可_レ專_二思慮_一、下卷八可_レ堪_二忍_一、九可_レ停_二望_一、十可_レ庶_二幾_一才能_一、業事、とす【注釋】石橋尙寶氏の十訓抄詳解あり、索引補正、附録等あり、町觀親切を極む、一讀すべき良書なり、猶委しくは十訓抄考を見れば【註釋】序文によれば建長四年十月に成りしこと明なれど、著者につきては、橘成季とし、菅原爲長とし或は六波羅二階左衛門入道の作なりと云へり、前二説は共に根據なき説にして取るに足らず、後説は妙覺寺本の奥書に記する所にして、本書が一般の形式内容共に正しければ、稍々信するに足るべしと雖も、其果して誰なるやば詳かならず(十訓抄、十訓抄考)

シツクラ

韃(シタクラ)を見よ、

シツクワモン

日華門(日花) 内裡の門、又中門と云ひ左近衛の陣とも號す、南殿前の大庭の東向の門にて、春興、宣陽兩殿の間に在り、月花門と相對す、現今京都御所に存する所は、安政の造營に

シツケ

係りて、瓦屋、南北榮三間、扉一間あり、其他は承明門に同じ、皇居の挿圖參看(拾芥抄、平安通志)

シツケ

尻付 除目叙位の時、大間開書に、當日叙任せられたる人の官位姓名の下に、内給、臨時内給、院去年御給、攝政當年給など細書せるを云ふ、今その一例を左に示す(魚魯愚抄、除目大成抄、羽倉考、年給考)

大舍人助 正六位上源朝臣親行(左近中將源朝臣當年給二合、以子息申任)

芝蕃少允 正六位上藤原朝臣親光(臨時内給)

大炊助 正六位上源朝臣義重(女御藤原朝臣藤子去年未給)

和泉掾 正六位上藤井宿禰國依(无品暉子内親王當年給)

同日 從七位上物部宿禰真元(中宮權大夫藤原朝臣當年給)

シツケツヨミン

(保元四年大間) 日月護身 劔の名、守護

シツケン

執權 武家の職名、將軍を輔佐し、内外の機務を總ぶ、朝廷の官僚に比すれば、攝關大臣の任に當る、或は争訟の曲直を裁決するを以て理非決斷の職と稱し、又は判斷職とも云ふ、又常に後見職、探題職とも稱せり【註釋】鎌倉幕府草創の時、大江廣元政所別當として、庶政を統領せり、當時稱して執權と云ふ、これ當職の權輿なり、建仁三年將軍頼家職を其弟實朝に譲りし時、外祖北條時政を以て政所別當に加へ執權とすと、吾妻鏡、保曆間記に見えたり、是に據れば、當時政所別當の上首なる廣元時政兩人を以て、執權と稱するが如し、時政は、治承四年、源頼朝舉兵の初より、内外の機務に

シツケ

預り、源家興立の功最も多かりしかど、政所別當たるざるを以て、公文に加署する事なかりしを、爰に至りて別當に加り、内外の權勢を全くせしなり、將軍次第、將軍執權次第、梅松論等の諸書に時政治承以來、武家の執權たる由を記せしは、當初別當たるすと雖も、内に在りて政柄を掌握せし故なり【註釋】元久二年、職を子義時に傳ふ、建久元年、和田義盛滅亡の後、義時又侍所別當に兼補せられ、警衛決斷の兩職、併せて其身に歸す、爾來、子孫此兩職を以て世襲とし、文武の權、永く北條一家の有となり、執權の職愈々重し、室町幕府の初め、家令を稱して執事と云ふ、或は執權管領などとも稱したりしを、義滿將軍の比より、専ら管領と稱し、執權執事等の稱は、絶えたる如くなれり、然れども、儀式の日記、又規矩の記録等には、執權と記すを例とす、鎌倉以來の古格を追ひし故なり、後には管領の陪臣をも、借稱して執權と稱せしかば、應仁文明以後には、大名諸家の臣にも、執權の名を稱ふる習出來て、終には武家の古法を失ふに至れり(武家名目抄、官制沿革略史)○また院にもあり、院執權(キンノシツケン)を見よ、

シツケンシ

實檢使 鎌倉幕府臨時の職名、何事にもあれ、非常の事あらば、其監察のために、發遣せしむる者を云ふ【註釋】嘉祿元年、石清水八幡の社僧と、興福寺の僧と、莊園の用水を争ひ、相訴ふるにより、六波羅より、使を遣して實檢を遂げしめ、貞永の制に、地境の訟ある時は、實檢使を遣して、本跡を糾明せしめ、又實檢使を遣して、隠田を檢査する等のことなり(官制沿革略史)

シツケンノマ

實檢間 武家時代武門に於て物の實否を檢めし見る所の居間の名家屋雜考に、「後世武家々々の圖に、實檢之間、實檢窓と云ふ所あり、

シツケ

り、其の由りて起る所を詳にせず、土肥經平が春湊浪語に、此のことを論じて、古代の寢殿造には、中門の廊と云ふものあり、中門の廊には、必ず窓を開きて、連子を造る、後の世是れを實檢窓と唱へて、廊の連子と云ふものなし、そののみならず、主將たる人敵の首を實檢あるに、此の窓より見給ふ式なりなど、作りなしていへることあるにや、かくいふより今城中の殿宇寢造殿にあらず、中門もなき所に、かならず實檢の窓をつくる作法の如く云へる人あり、無稽の俗説といふべしとぞ、元暦のむかし源九郎義經木曾を討ちて院參ありし時、白河法皇中門の連子より六人の武者を觀覽ありしこと、平家物語に見えれば、これらに基きて取り出し、説にやと云へり、又云、其の後元弘三年、河野、陶山等島羽にて赤松が軍と戦ひ、首七十三討ち取りて、六波羅へ馳せ歸り、その首ども實檢あるに、主上(光嚴院)御座を巻きて觀覽あり、兩六波羅庭上に敷皮しきて、是れを檢知ありしこと、太平記に見え、天子だにかくおぼしきしを、武將たらん人、連子を隔て、實檢あるべきことには覺えず、またかゝる例をば、ふるく聞き及びしこともあらずと云へり、と見えたり、

シツケンモン

式乾門 大内裡外郭門の一、北面の門にて、朝平門の西南に在り、修明門に對す、拾芥抄に式乾門、北面、謂之西廂御仗門、朝平四、此門東無御仗門と見えたり、門内に西腋舎、東腋に御書所あり、孰も結構詳かならず(大内裡圖考證)

シツケンモン

井 式乾門院 【註釋】利子、法名眞性智、後高倉天皇の第一皇女、母は北白河院【註釋】四條天皇の准母、嘉祿二年十一月廿六日内親王と爲り、同日伊勢齋宮となる、天福元年二月五日退下、六月廿日皇后宮と爲り、延應元年十

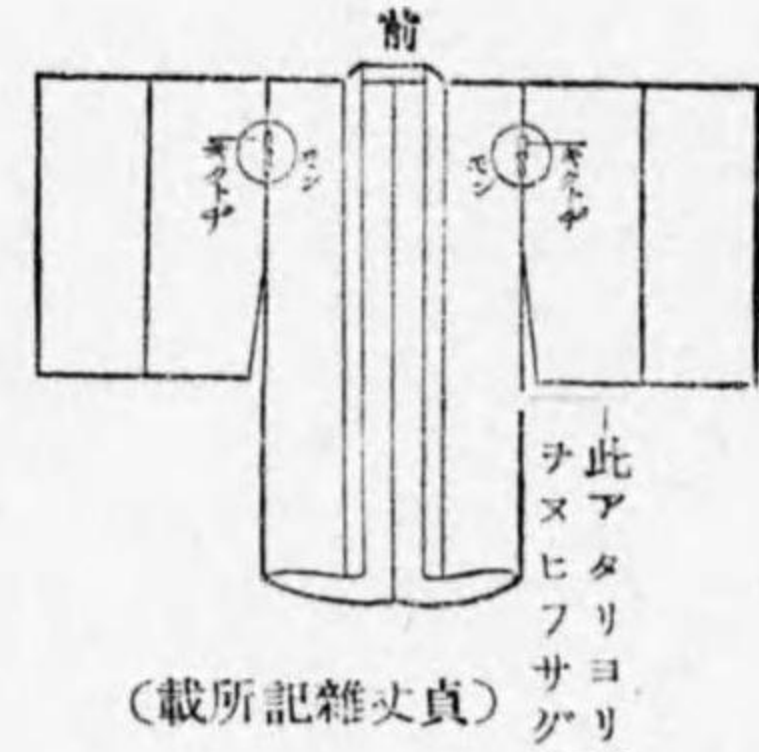
ジツト

波ハ 頗ハ 婆ハ 摩ハ
 也ヤ 羅ヲ 縛ヲ 奢ヲ
 沙サ 婆サ 詞カ 濫ラン 又サ
 此アタリヨリ下
 ナメヒフサグ也

然悉曇藏を作る、後醍醐天皇の代、高野山有快悉曇を能くし、悉曇決擇抄、悉曇字記鈔、悉曇三密鈔、悉曇考、河内高貴寺の慈雲悉曇に通ず(古事類苑文學部)

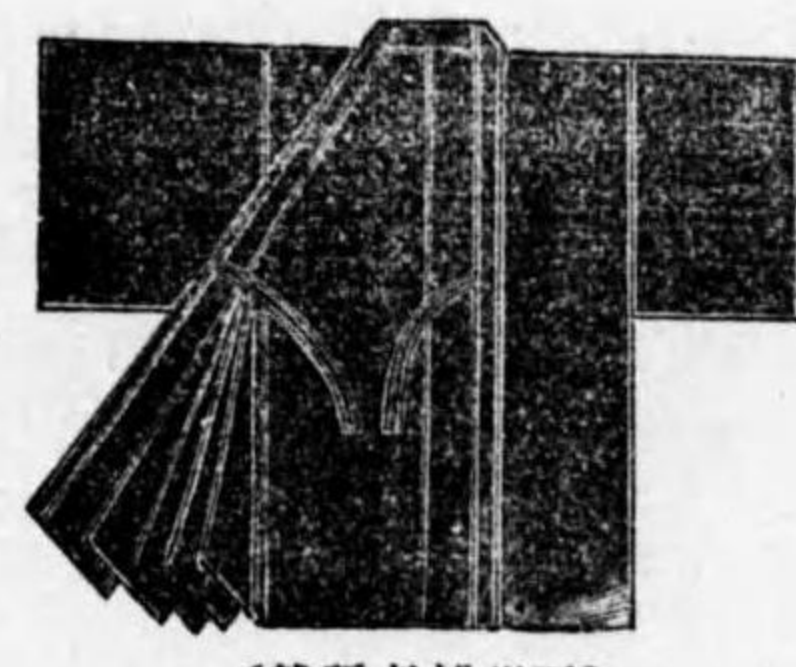
ジツトク 十徳 俗名羽織の如き服を云ふ、瓦礫雅考に、十徳は直綴の略制にて、其名を唱へ詠りしに十徳の名出でし也、かく誤りしことも古く見えて下學集に、直綴と十徳とを別に出せり、産業袋といふものに、十徳は直綴の唱へそなひされば十徳の如くして袖長く、四裾を五寸計づ、綻げせたるを編綴といふ、是にて知るべしと雖も、直綴は長袖装束の衣の事なり、しかれば十徳の仕立やうのもの直綴といふべき謂れなしといへるは非なり、そは省略せりによりて名の變りたることに心つかざるなり、古今要覽稿に、直綴と十徳とは同制のものにあらず、歴代服飾考に十徳は僧侶の福彩より出でしものにして、編綴は短衣にして裝束と云ふ、二物連続したるを直綴と云ふ、十徳は直綴の訛音なるべし」といへり、**シツパウヤキ** 形素襖に似たり、初めは麻布葛布を白又は黒に染めて用ひたれど、後に青侍は生絹、中間小者與昇等は布にて作り、侍、醫師等の

ジツバ



(載所記雜文貞)

室町時代應永の末より旅行の服具となり、貴賤共に著用したれども、江戸時代には將軍の駕輿丁及び醫師儒者繪師等凡て師儒者繪師等凡て



(載所考雜樂五)

十徳をうちかけて帯をするなりとあり、下に袴を著せずして中帯にて、十徳を著るを放ち、十徳と云ふ、特に許されたもの、外著ることを得ず、服制(フクセイ)の挿圖參看(貞丈雜記、四季草、古今要覽稿) **シツパウヤキ** 十方間 陰陽家にて、甲申の日より癸巳の日までの十日を云ふ、此間十方の氣相剋して相合を去り、萬事に忌む、是陰雨を主る故に名づくると云ふ、詳しくは漢和三才圖會に就て見よ、**シツパウヤキ** 七寶燒 名陶器の一種、

シツバ

浮屠者の所謂金、銀、瑠璃、瑪瑙、琥珀、玻璃、眞珠(一説に金、銀、瑠璃、瑪瑙、琥珀、琥珀、眞珠)の七種珍寶を鑄めたるが如く美麗なりといふ意、室町時代我邦にて名づけしものなるがごとし **シツバ** 子薬を用ひて、七寶流しをなしたることは、はじめ文武天皇の大寶令に見えたり、即ち大藏省典鑄司の條下に「正一人掌鑄銅鐵、塗飾瑠璃(謂火鑄珠也)玉作及工戸々名日籍事」とありて、爰に瑠璃とあるは、實の瑠璃にあらざるが故に、火鑄珠也と註せられたるなり、火鑄珠とは火を用ひて作るより出たる名にて後世の硝子なり、故に塗飾瑠璃とは、硝子薬を物に塗りて、裝飾としたることにて、即ち七寶流しの事なり、寧樂の正倉院の鏡の裏面に、寶相華を造りて、七寶薬を施したるものあるを見れば、愈々上古七寶術の、我邦にありしや明なり、其後絶えて七寶の事ものに見えず、帝室博物館に陳列したる、元難波の人平井某が珍藏せし、鴨長明折琴の裝飾に、七寶薬を施したる所あれども、後世の製作にして當時のものにあらざることは、既に識者の論ずる所なり、尋で室町時代にいたり、足利義政等の物數奇より、七寶を賞翫するに至りし事、相阿彌の君肇製左右帳記に「七寶瑠璃同前當時沙汰なく候、象眼にもおとらず、賞くは人物にて候」とあり、又隆涼軒日録、寛正三年三月十四日松泉軒御成の條に「還御之時被下七寶瑠璃壺花瓶一對、並胡銅鈞燈籠、以春阿一被下也、爲御禮、獻胡銅香爐盆、謹奉謝恩榮之萬一也」とあるにて知るべし、然れども當時我邦にて七寶を製したること舊記に見えざれば、かの明にて大食黨また鬼國黨など稱して賞翫せしものを、我邦に輸入したるにはあらざるか、陶説に「島夷之玻璃、大食國之佛那嵌、皆非一資石所成、不稱論、又典籍假

シツバ

覽に「大食黨以銅作身、用藥燒成之、五色花者與佛那嵌相似、昔見香爐花瓶合兒蓋子之類、但可婦人圍中用、非士大夫文房清玩也、又謂鬼國黨とありて、我邦も硝子製法の中絶したると共にこの術も失せはてければ、支那を経て西洋物の我邦に入りたるものに似たり、慶長中京師の金工平田道仁(通稱彦四郎)徳川家康の命に依て、朝鮮人より七寶の製法を受け、子孫十一代に傳ふ、また京都の金工嘉長が、小堀遠州(小堀遠江守政一)の意匠をうけて、八條宮桂御別業の襖の引手を作りし中に、七寶薬を施したるものあり、蓋し嘉長も亦七寶の術を心得たりしならん、この他名古屋城中三代將軍上洛の間、襖の引手、小堀遠州の勝色威の具足の金具に七寶を施したるものあるにより考ふれば、慶長より寛永の間に、この術の大に行れしことを知るべし、されど當時専ら流行せし、装具並に茶道具には、七寶を應用したるもの甚だ少し、只茶道具に應用したるは、小堀遠州のみなりき、遠州御藏帳に「甫公筆(遠州號、宗甫)七寶釣舟の花器」とあり、これ明製の渡り物かとおもひしに、古今名物類聚に「七寶船底櫻の花七寶にて八ッ有箱桐書付宗甫公筆、包物緞子」とあるによりて、我邦の製なることをしれり、これ嘉長もしくは道仁等に、遠州が意匠を授けて作らしめたるものなるべきか、然れども元來裝具其は、後藤、横谷、奈其等の彫刻家ありて、精妙なる彫刻を施したるを以て、七寶を應用するの必用なく、偶々これを用ふるものもあるも其意匠俗にして、人の賞翫をうくること能はず、また茶道具にも、遠州歿後は、更に應用するものなく、稀れに水指蓋置などに、七寶を用ひたるものあれども皆明製の渡物なり、かくのごとくにしてこの法微徴として振はず、唯平田家の秘法に止りしが、享保

シツバ

中平田就門の門人菅長厚、其師よりはじめて、一子相傳の法を傳へられ、江戸の淨瑠璃坂に住して僅少の小器を製せしのみ、然るに天保中尾張海東郡服部村の人権常吉、偶々蘭製の七寶器に類似せるものを購ひ、これを打ぐたきて、其製法を考へ、始めて筆筒香盆の類を作りたり、この事藩主に聞え、召されて筆架硯屏を作りしが、明製のものに比して遜色なしとて、感賞の餘、これを幕府に獻じたり、常吉此法を林庄五郎に傳へ、庄五郎これを塚本貝助、塚本儀三郎に傳ふ、皆同郡遠島村の人なり、貝助またこれを同村の人塚本甚右衛門、桃井英升、横濱の人山本又三郎、及東京七寶會社に傳へ、甚右衛門これを名古屋七寶會社に傳へ、英升これを並川靖之に傳ふ、我七寶の歐洲へ入りしは、慶應元年にして、當時は僅に三個の皿鉢に過ぎざりき、超えて慶應三年佛國巴理府において、大博覽會を開設するや、幕府をはじめ鹿兒島佐賀等の藩主陶器漆器織物類を出品して、好評を得しが、當時極めて僅少なりし七寶も、亦歐洲人の注目する所となれりといへり、これ歐洲人に我邦七寶の巧妙なるを知らしめたる端緒なりとす、其後明治五年漢國大博覽會の時、塚本貝助が獨逸人ワクネル氏の需に應じて、滿面に花鳥を畫きたる、高一尺五寸の花瓶を作りしが其模様の巧妙にして、精密なるに一層歐洲人をして我邦七寶の美術を愛翫するの念を起さしめたり、而して七寶製法の完全になりしは、ワクネル氏の力多きに居る、明治八年ワクネル氏は、同國人アーレンス氏、ペーア氏(領事)及ウインクラ氏等と、アーレンス社を組織し、七寶の改良を謀り、塚本貝助を尾張より招くにいたり、學術經驗一致して、大に七寶の面目を改めたり、此時に當り七寶の改良に付、ワクネル氏の目的とする所、數箇條あ

シツバ

りしが、就中第一缺點とする所は、在來の七寶は、七寶薬即瑠璃の色純ならざる事、第二は瑠璃の面平滑ならざる事、第三は瑠璃面に光澤なき事、この三缺點を補ふことを以て、第一著となしたり、同年五月塚本貝助の上京するや、假工場を本所に置きしが、十一月に至り工場を御殿坂に移す、ことに七寶原料の如きも、ワクネル氏の工夫にて、はじめて其法則を定む、例へば七寶青地と稱する色は、從來青色硝子を細末にして用ひしが故に、暗黒を帯びしも、ワクネル氏は酸化コバルトに、酸化銅を和して、天藍色を得たるの類なりき、塚本貝助が林庄五郎より、七寶の製法を受くるころは青地の薬すら、其師庄五郎が秘して傳へざるより、名古屋市中を徘徊して、庄五郎が往來する所の薬舗を探り得て、同舗に就き、庄五郎が常に求むる所の薬品を尋ねしに、薬品にあらざる、青色硝子なるを知り、薬舗の所有せる青色硝子を悉く購ひて、これを試みるに、果して好結果ありしといふ、七寶製法の進歩を見ざりしも、亦謂れなきにあらざるなり、當時アーレンス社にて製する所の七寶は、獨逸式に則り、日本趣味を加へたるものにして、ことに獨逸人の嗜好する所となりて、同國に輸入するもの少なからざりき、この時に當り、横濱に後藤省三郎といふものあり、元尾張の産にして、昔て七寶に従事せしことありしかば、七寶の外國へ輸出するをきき、化学家田中吉三郎を聘し、ワクネル氏所製の七寶に擬し、終に貿易市場に比肩するにいたり、加之後藤氏は製造を疎にして、専ら輸出を目的とせしかば、従て其價もアーレンス社に比し廉なりしより、外商も後藤氏の製品を多く購ふに至れり、其後田中氏は後藤氏と分離して、別に工場を起し、とぞ、右の理由と他に原因ありて、明治十年

シツペン

アーレンス社の工場と工人とを、陶器商瀧川惣助氏に譲渡したり、瀧川氏工場を譲り受けるに當り、金屬線を書き無線となし、繪畫を寫し出すことを工夫せしが、偶々明治廿一年英國アリナツシユアムより、我博物館へ對し、無線にて充分陰影を顯せる器を製せしめんことを委囑し來れるを以て、博物館はこれを瀧川氏に命じたれば、氏は日夜刻苦し、數日を費して成る、これを日本美術展覽會へ陳列して、金牌を得たり、毫も金屬線を用ひず、全面に陰影を顯したるものは、これを始とす、是より先、塚本貞助等の一行、アーレンス社の聘に應じて上京するや、其門に桃井英升といふものあり、貞助と共にワクネル氏に從ひて、大に得る所ありしが、後去て京都にゆき、並川靖之に傳へたり、遂に並川氏の如き巧妙なる名工をいだし、平線法を用ふるものにては、この人の右に出るものなく、東京の瀧川氏と東西相對して、この道の泰斗と仰がる、に至れり(史學雜誌七寶樓の說)

シツペイ 執柄 攝政關白を云ふ、國家の政柄を取るの義(故實拾要、有職小説、貞丈雜記)塵添壇裏抄に、執柄とは柄をばカラ共エ共む也、毛詩に周且の徳を讃めて、斧柄に喩へたる也、註して云、柯柄也、禮儀に亦治國柄也云々、國主を佐け、世を治むる人は斧に取ては柄の如也、是を取るを執柄と云ふ云々と見えたり、而して攝政關白の家を執柄家と云ふ、委しくは「セツシヤウ」「クワンバク」を見よ、

シツペンシヤイツク 十返舎一九
名號姓は重田、名は貞一、通稱與七、醉齋と號す(系統與八郎の二男)華嚴父與八郎は駿府の町同心なり、一九稍々長じて大阪に出て、大阪町奉行小田切土佐守に仕へしが、性來放蕩無賴にして、花柳の街に遊び、吏務を理めず、遂に辭職して同地の材木商某の

シツミ

女婿となりしが、幾干もなくして離縁せられ流浪の身となりて江戸に來り、寛政の季また江戸長谷川町なる市人某の家に入夫したりしに、これも日ならずして離縁せられたり、かく實際の事には失敗を重ねたれど、藝術の範圍にては相應の伎倆を備へしが、ごとし、まづ其大阪に在りし頃志野流の香道を修めて、其技に熟せしが、後仔細ありとてこれを廢したれども、十返舎の號は、蓋し黃熟香の十返を採りて名づけしものなりといへり、又おなじ頃大阪なる淨瑠璃作者と交を結び、並木千柳、若竹笛野と共に、近松余七と署名して「木下陸奥問合戦」といふ院本の作ありき、小説は寛政七年に出版せる「心學時草」を處女作とし、種々の作ありしが、滑稽の口重く、脈の輕業のごとしと嘲けられて、暫く著作を見合せしが、能く狂歌を讀み、繪を器用に書き、酒も飲み、人あひよき爲め、書肆に負負されて、滑稽を交へたる弱弱本を作り、遂に藤栗毛の一流をばはじめたり、此書大に世に流行せるより、種々の道中記を著したれども、自ら趣向を設くるの才なかりしと見え、事柄はみな他作より剽竊せしものなりき、天保二年七月廿九日歿す、年六十七、江戸淺草土富店善龍寺地内東陽院に葬る

シツマリウ 志津摩流 佐々木志津摩が創めたる入木道の流派、志津摩は京都加茂の人なり、加茂の社家藤木甲斐に教を受けて其極意を極め、延寶天和の頃、別に一家の流を創め、一時世に行はれたり(本朝古事談綺)

シツミノコホリ 七美郡 但馬國 所産 但馬國 延喜式に始めて見えたり(活潑神名式志津美に作る、倭名抄に兎東(トツカ)七美(シツミ)小代(ナ

シツミヤウ

シロ)射添(イツフ)驛家等の郷あり、元祿圖以後七味に作り、今復七美を用ふ、明治廿九年二方郡と合併して美方郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シツミヤウ 實名 名乘(ナノリ)を見よ、
シツヤク 執役 執政(シツセイ)を見よ、
シツリ 倭文 「シツオリ」の略、「シツ」を見よ、
シツロクモノ 實録物 小説(セウセツ)を見よ、

シツワ 後輪 鞍橋の一、鞍の條名所を見よ、
シテウウチ 四條氏 姓は藤原、左大臣魚名の三男、美作守末茂より出づ、十世中御門中納言家成の長子隆季四條大宮に居住す、故を以て孫隆衛四條と號す、後隆實に傳ふ、これより四條とも又大宮とも稱す、隆實後醍醐後村上二朝に仕へ、八幡に戦死す、左大臣を贈らる、隆衛の孫權大納言隆顯の弟大納言房名の曾孫隆郷、後小松天皇に仕へて權大納言となる、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる、一族に山科、西大路、鷲尾、油小路、櫛笥、八條氏等あり、是を四條家と云ふ(尊卑分脈、知譜拙記、氏族志、華族諸家傳、華族譜)

○末茂 總繼 直道 連茂 輔尹 時朝
賴任 隆經 顯季 家保 家成 隆季 隆盛
隆房 隆衛 隆有
隆綱 隆行 隆政 隆隆 隆隆 隆隆
隆親 隆顯 隆實 隆資 隆重
房名 隆名 隆俊



(押花隆)

隆宗 隆郷 隆直 隆盛 隆量 隆永
隆重 隆益 隆昌 隆術 隆音 隆安
隆文 隆叙 隆師 隆孝 隆生 隆詞
隆平 隆愛

シテウタイナコン 四條大納言 藤原公任(フナハラノキンタウ)及び源定(ミナモトノサダム)をいふ、

シテウタカスケ 四條隆資 系統隆實の子(隆實)幼にして父を失ひ、祖父隆顯に養はる、後累進して權中納言に任じ、檢非違使別當となる、既にして後醍醐天皇、北條氏討滅の事を圖りて成らず、潛に關を出で、叡山に幸し、尋で笠置に赴き給ふや、隆資また之に従ふ、笠置陥るに及び、僧となりて逃匿し、事平々の後京都に還る、詔して髪を蓄へしめ、更に其官職を復せらる、延元元年足利尊氏再び關を犯す、隆資幸に從うて叡山に赴き、更に兵に將として男山に陣し、新田義貞等と、期を刻して尊氏を夾攻せんとし、火を擧げて信號せん事を約す、會々白河の民家火を失するあり、隆資望見して、義貞等既に京都に入るとなし、乃ち兵三千餘を率ゐて東寺を攻め、高師直と戦つて一時利ありしと雖も、遂に大敗して退く、義貞繼で至る、亦大敗す、遂に於て天皇尊氏の請に從うて京都に還幸あり、隆資は紀伊に走りしが、後吉野に來りて行宮に奉仕す、天皇の崩するに及び、藤原實世と共に、後村上天皇を輔けて庶務を專決せり、正平三年楠木正行、高師直を四條暖に拒ぐや、隆資兵三千に

將として飯盛山に陣す、既にして正行戦死し、師直行宮を襲ふ、隆資天皇を奉じて之を賀名生に避く、後ち從一位に叙し大納言に拜す、七年駕に男山に從ふ、官軍利あらず、天皇馬に御し夜に乘じて南歸するに際し、敵兵追撃頗る急なり、隆資即ち返し戦うて之に死す、詔して左大臣を賜る(大日本史)

シテウテンワウ 四條天皇 名號 御諱秀仁(系統)後醍醐天皇の第一皇子、御母は光明寺關白藤原道家の女藤原院藤原増子、第八十七代の天皇(神代卷)寛喜三年二月十二日降誕、同年四月十一日親王と爲り、同年十月廿八日太子となる、貞永元年十二月五日即位、時に御年二歳、上皇既に崩じ、帝の外祖藤原道家權を專に執政を執り、在位十年にして、仁治三年正月九日崩す、御年十二、收元するもの六、山城國京都市下京區今熊野町月輪陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

シテウナハテノジンジャ 四條暖神社 所在 河内國北河内郡甲可村南野(現今別格官幣社)祭神 贈從三位楠木正行(クワンノキマツラ)を見よ(起原)源賴朝明治二十二年に創建し、別格官幣社に列せらる、

シテウナハテノタカヒ 四條暖戦 起原 河内國河内郡(今中河内郡)牧岡村大字四條の野を云ふ、讚良郡の飯盛山の南凡そ二里程に在り、楠木正行始めて軍を河内に起し、一度細川顯氏を藤井寺に敗り、再び山名時氏を天王寺に敗り、勢力頗る張る、足利尊氏大に驚き、高師直師泰兄弟をして之を撃たしむ(起原)正平三年(北朝貞和四年)師直等六萬餘の大軍を率ゐて河内に入り四條暖に陣す、全軍を五隊に分ち、白旗一揆の旗頭無下野守は飯盛山に、大旗一揆の旗頭川津高橋は、秋篠外山の峯に

陣し、武田伊豆守は四條暖の田中に、馬の懸場を前に殘して控へ、佐々木道譽は伊駒山の南に登り、而して大將師直は二十餘町の後方に在り、前後左右に騎馬の兵射矢の兵二萬有餘を具して營を張る、正月五日の早旦に中納言四條隆資、紀伊和泉の兵二萬に將として飯盛山に向ひ、師直の軍を牽制するや、正行は弟正時、和田高家、和田賢秀等と共に精兵三千餘騎を率して四條暖に推し寄せ、直ちに一方の陣を敗り師直の營を衝かんとす、縣下野守之を見て、飯盛山を下りて拒がんとし、正行の爲めに敗らる、武田伊豆守即ち馳せ來りて正行の二陣の勢二千餘騎と戦ひ打負けて引退く、白旗一揆の黨、正行の二陣の勢武田を敗りたれども、戦疲れて飯盛山の麓に控へたるを見て、長崎資宗等四十八騎、小松原より懸け下りて之に當り、佐々木道譽も亦七百餘騎を率ゐ、白旗一揆を助けて奮戦す、二陣の勢兩度の戦に馬疲れ氣屈して遂に敗走せり、元來小勢なる正行の兵、後陣已に敗れて、殘り留まる前陣の勢僅に三百餘騎に過ぎず、正行兄弟之を率ゐ、後陣の敗れしを顧みず、師直の陣を目して肉薄す、細川清氏、仁木頼章等之を遮らんとして皆敗らる、此時に當り師直と正行と相距つること僅に半町のみ、正行奮躍して其本營に突進す、上山高元、師直に代りて戦死し、師直は其間に乘じて遙かに隔たりしかば、正行の本望遂に達せず、正行大に怒り再び進撃せんとするを、和田高家之を諫め、落つるまねして敵をおびき寄せんとするや、西の田中に控へたる高播磨守之を見て追撃せんとす、正行迎へ撃て播磨守を敗り、更に奮戦して師直に近づくと、師直の軍將に敗れんとす、時に須々木四郎といへる強弓の精兵あり、狙ひ寄りて散々に射る、正時は眉間を射られ、正行もまた左右の膝口三箇所、右の

シツウ

シツウ

シツウ

頼き左の目尻深かに射られて傷き、隨兵死するもの算なし、正行等已に巳時より酉時に至るまで三十餘度の戦ひに、息絶え氣疲れたる而已ならず、今亦重傷を負ひたれば、今は是迄なりとて、正行正時の兄弟刺違へて北枕に伏し、自餘の三十二人皆是に殉ず。師直既に四條驛に於て正行兄弟を斃し、翌六日首を京都に送りて之を梟す、尋てまた行宮を襲はんとし、吉野山の麓に到る、後村上天皇倉皇行宮を捨て、内侍所を奉じて賀名生に遁れ給へり、師直火を放ちて之を焼き、皇居並に彌相雲客の宿所悉く灰燼となる、此戦に於て和田楠の一族殆ど盡き、菊水の旗再び蒼天に翻らず、南風亦遂に競はざるに至り(太平記、南山巡狩録)

シテウノミヤ

四條宮 山城國京都四條の南、西洞院の東に在り、藤原頼忠及び大納言公任の家なり、天喜二年二月後冷泉天皇、冷泉院より遷幸あり、同四年二月新造の一條院へ遷らる(山城名勝志)

シテウノミヤ 四條宮 圓融天皇の皇后藤原遵子、及び後冷泉天皇の中宮藤原寛子をいふ(大鏡、續世繼)藤原頼忠の邸宅を、四條宮と稱するを以てなり、

シテウハ

四條派 松村月溪(吳春)の創めたる繪畫の一派、其宅京都四條邊に在りしを以てなり、**藤原**月溪名は春、字は伯望、允伯又存白とも號せり、俗稱を嘉右衛門といふ、京都の人、壯年のころ攝州吳服の里に遊び、酒造家某方に寓居して、酒樽の蓋を畫き、新年を迎へしことありしより、名を吳春と改めしといへり、初め大西醉月を師とし、後與謝蕪村に就いて畫並に俳諧を學び、蕪村歿して後、應舉の畫格を喜びて、其門に至り業を受けんことを請へりしかど、應舉固辭して聽かざりき、然れども爾

來莫逆の友となり、其畫風を討究して、妙趣を得たり、これより吳春の畫格一變す、この故に初は蕪村に似たる所ありしが、後は全く應舉に似たる所いで來れり、晩年に至り、筆法蒼老墨汁淋漓、つひに一家の風をなせり、ことに其山水に至りては、新奇清潤にして、人の目を悦ばしむること限りなし、應舉いで、京都の畫風一變せしが、月溪に及ぶに及びて、更に二變す、月溪常に門人に教へて曰く、翰墨の技は、古へを師として古へに泥まず、但古來名家の長する所を取りてこれを折衷し、意匠經營千變萬化し、孜孜心力知巧を盡し、別に二機軸をいたすべし、とにかく應舉歿して後の大家なり、文化八年七月十七日卒す、年七十、山城愛宕郡一乘寺村金福寺に葬る、弟景文また兄月溪の畫法をうけて妙所に至れり、景文は子漢、華溪と號す、其畫花卉をもて顯る、淡彩麗美、墨痕豐潤にして、其結構多変なりき、兄について當時人の賞讃をうけしも理といふべし、弘化元年四月二十六日卒、年六十五、月溪の門下より名工多く輩出して一派をたつ、世稱して四條派といふ、就中岡本豊彦、柴田義重、山脇東暉の徒、ことに一時名を馳す、特に豊彦晩年に至り、一種の風裁をいだし、美を畫苑に擅にせしが如きは、四條派にとりては少からざる力を添へたるものといふべし、今その系統を示せば左のごとし(日本繪畫史)

- 月溪
 - 松村景文 田中日華
 - 岡本豊彦 鹽川文麟
 - 柴田義重 熊谷直彦
 - 山脇東暉
 - 佐久間草偃

垣本雪臣 **シテウハ** 四條派 時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子淨阿、京都四條道場金蓮寺に住して衆を領し、法門を顯揚する者を稱す、その居四條なる故に名づくとも云ふ、金蓮寺を本山とす、「キンレンジ」及び時宗(シシュウ)參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

シテウハ

視蒙 禪宗にて一寺の住持になること、又濳蒙ともいふ、元は官吏が任に就いて官印を視る義にして、蒙は印のことなり、濳蒙類書に職官分紀節度使視事三日、洗印視其刑缺、故曰視蒙、又曰濳蒙こと見ゆ、然るにいつしか變じて禪宗内の用語となり、勅修清規の入院の條に、「知事捧呈寺印、新命有封、付知事開封、新命視蒙こと、あるがごとく、住持退院の時に其寺印を封じて知事(禪宗の僧役の名)に託し、後の住持に傳へしめ、知事新任持入院の日に至りて、其寺印を捧呈するを、新任持受けて之を視るを爾が稱し、後世また三轉して此事の如何に關らず、新任持となることを視蒙と稱する事となりたり(禪林象器箋)

シテウハ

賜田 **名義** 別勅を以て功勞ある人に賜ふ田をいふ、別勅賜田とも云ふ、班田の時も改易せずして之を賜ふ、輪租田なり、**藤原**用明天皇二年四月、迹見赤橋、守屋大連を射殺せしを以て田一萬頃を賜ふこと書紀に見えたり、推古天皇の世、鞍作鳥に水田二町を賜ひ、聖德太子に水田一百町を施し、持統天皇六年十二月音博士續守言、薩弘恪に水田四町を賜ひ、十年四月伊豫國物部薬、肥後國壬生諸石に水田四町を賜ひ、久しく唐地に苦むを慰む、同年五月尾張宿禰大隅に水田四十町を賜ふ、和銅二年伊勢守大宅金弓に當國田十町を賜ひ、其功績を賞す、靈

龜二年壬申の功臣を賞して田を賜ふ、爾後田を賜はること史に見え、時には、荒廢田或は荒田、或は山野、或は没官田、或は白田を賜はることあり、醍醐天皇延喜の時、別勅田を賜ふは、其人に位を授ければ便ち位田の數に滿たしむと式に定められたり(續記、田制篇、大日本租稅志)

シテウハ

私田 公田及び神田寺田にあらずる位田、職田、賜田、口分田、その他各種の雜色田及び墾田をいふ、詳しくは各條を參看す(田制篇)

シテウハ

寺田 **名義** 寺院の所領田を云ふ、官より田地を寄せ、或は王臣よりその私地若くは功田を捨入して、その收穫を以て寺用に供せしむるものをいふ、或は寺家私に買得せるものあり、寺家自ら田野を占有して新に開墾せる者あり、僧尼に賜へる田を以て、遂にその寺院の所有とせる者あり、概して之を寺田といふ、後世寺領といふ、不輸租田にして崩埋侵食せることあるも、更に加授せざること神田に同じ、但賣買することを禁ず、田に布薩成木田、出家得度田、放生田、長生田等の種類あり、**藤原**推古天皇十四年、鞍作鳥に給ひたる近江國の水田二十町を以て金剛寺を作り、また聖德太子の勝鬘經法華經を講ぜしに由り、播磨國の水田百町を太子に施すこと書紀に見えたるは、寺田の權輿なるべし、舒明天皇十一年、百濟大寺に其田三百町施入す、これ始めなるべきか、大寶令の時、凡田六年一班なるも神田寺田は此限にあらずと定め、元明天皇和銅六年四月、諸寺の田記錯誤するに因て更に改正し、一通は所司に藏め、一通は諸國に頒たしむ、聖武天皇天平十八年に至り、寺家、百姓の墾田園地を買ひ、永く寺地と爲すことを禁ず、然れども名を他事に託して田地を寺家に入る者往々にして在り、因りて桓武天

皇延暦十四年、更に禁斷を加へ、その既に先に施捨せるをば勘録して官に申さしめ、以後の違犯は没官に處す、また位田は寺家に捨入することを聽かず、當時佛法盛に、崇信者多く、從つて之を捨入する者甚だしく、史上散見頗る多し、降りて鎌倉幕府の時より寺田の制廢たれ、寺領と稱す、「ジリヤウ」の條參看(田制篇、大日本租稅志)

シテウハ

四殿衆 四職(シシヨク)を見よ、

シテウハ

司天台 **名義** 江戸時代、天文のことを司る所、**藤原**初め將軍徳川吉宗意を天文曆算に用ひ、大渾天儀を作らしめ、天文臺を神田佐久間町に設立したりしが、寶曆中に之を廢し、天明二年五月、更に淺草片町に司天台を設け、天保十三年、飯田町九段坂上にも亦置けり、文化中城中吹上の庭中に設立し、奥向の職員より之を管掌す(官制沿革略史)

シテウハ

四天王 帝釋天の外臣にて世の武將の如く、四天下を護衛する王を云ふ、四王の下に各八將軍あり、即ち三十二將軍を派し、四天王を巡行して、諸の出入人を救護す、故に護世諸天とも云ふ、即ち東方は持國天、南方は增長天、西方は廣目天、北方は多聞天なり、身の長半由旬、衣の重半兩、壽は五百歳、男女交接して陰陽を爲す、欲界六天の第一、須彌山の中腹に居す(諸乘法數、佛敎の辭典)、これより轉じて、武將、技藝、和歌、弓馬等に秀でたるもの四人を撰びて四天王と稱す、即ち左の如し(和漢名數)

- (一)和歌の四天王
 - 頼阿 兼好 淨辨 慶運
- (二)武將の四天王

平維衡 源頼信 平致頼 藤原保昌

(三)頼光の四天王 渡邊綱 坂田金時 碓井貞光 卜部季武

(四)義經の四天王 鎌田盛政 鎌田光政 佐藤嗣信 佐藤忠信

(五)義仲の四天王 今井兼平 樋口兼光 橋親忠 根野井行親

(六)義貞の四天王 篠塚伊賀守 貞利新左衛門 栗生左衛門 細六郎左衛門

(七)謙信の四天王(北越四天王) 直江實綱 甘糟景持 宇佐美貞勝 柿崎景家

(八)信支の四天王(甲陽四天王) 甘利信益 小山田昌辰 飯富虎昌 板垣信形

(九)信長の四天王 柴田勝家 瀧川一益 丹羽長秀 明智光秀

(十)秀頼の四天王 木村重成 眞田幸村 長曾我部盛親 後藤基次

(十一)家康の四天王 井伊直政 本多忠勝 榊原康政 酒井忠次

(十二)二階堂盛義の四天王 箭部 濱田 遠藤 守屋

(十三)結城の四天王 多賀谷 水谷 山川 岩上

(十四)蘆名の四天王 平田 松本 佐瀬 富田

シテウハ 四天王を本尊として災を攘ひ福を招かんが爲に修する法を云ふ、四天王とは多聞持國兼增長廣目云々、**藤原**天慶三年正月美濃國中 山南神宮寺にて三七日修す、既にして將門誅に伏す、

シトノツカヒ

ありき(禁秘抄)
シトノツカヒ 四度使 「ヨドノツカヒ」を見よ、
シトミ 葎(葎) 建具の名、日除の戸を云ふ、

又風雨をも除く、皇極紀には障子を「シトミ」とよめり、細き木を縦横に組み格子とし、格子の間に板張としたものなり、宮殿神社佛閣等に之を用ふ、シは止、トミは止にて上より下に下り止る故に名づく

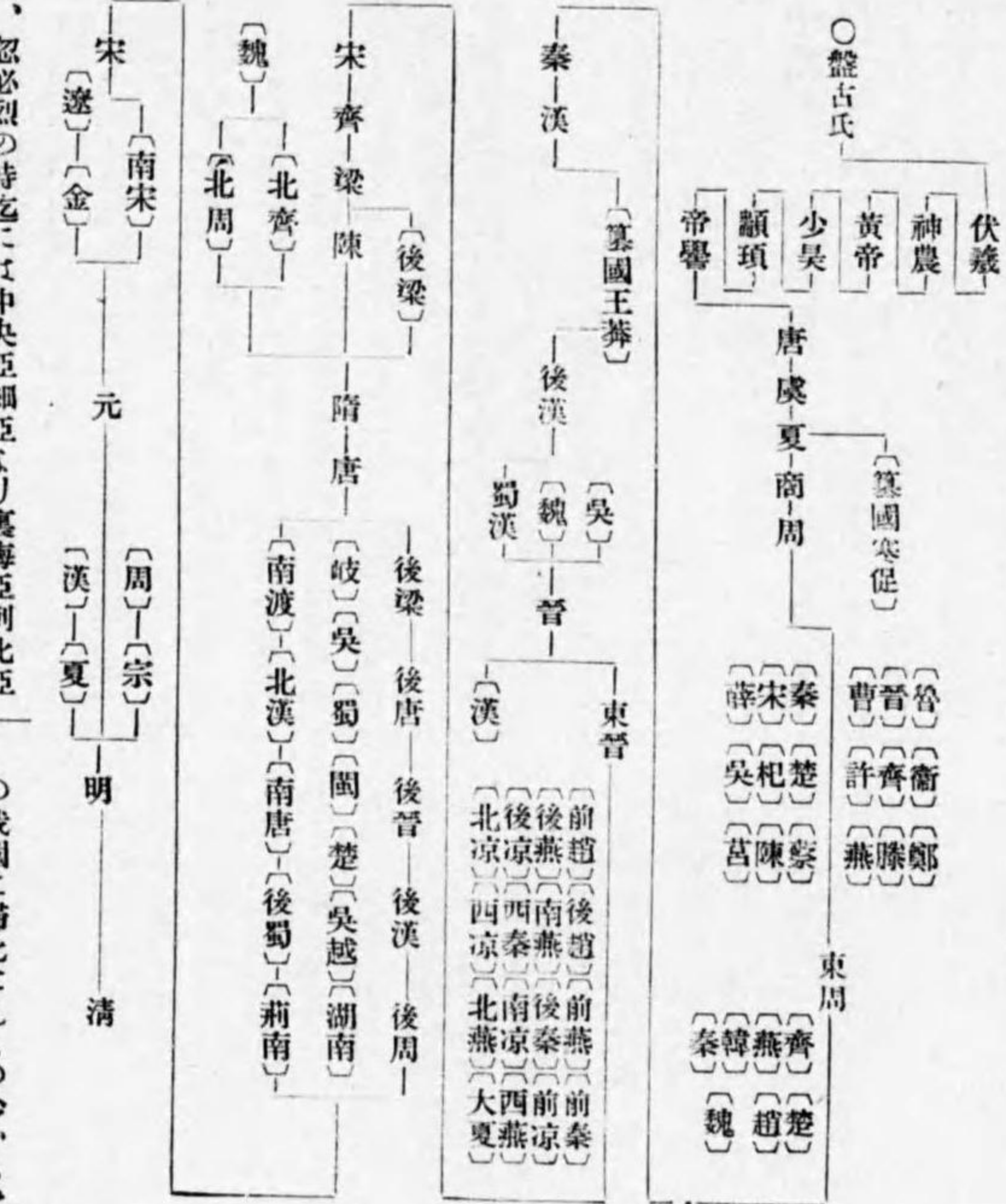
シトノツカヒ 志登呂焼 名義遠江國志登呂村にて製出する陶器也(原田浩)大永年間始めて之を製す、當時専ら葉茶壺、花瓶を造り、間々他の諸器をも造りしが、後ち業甚だ衰ふ、寛永年間小堀政一、業を工人に勤む、因て再び盛に起る、工人能く茶壺を造る、その質粗にして土色は淡赤、釉色は濁黄にして黒色を帯び、甚だ瀬戸の破風窓に似て、而して陶質堅實なり、今は只雜器のみ製出すと雖も、仍能く

シナ

古體を失はず(工藝志料)
シナ 支那 震旦、振旦、眞丹、脂那、至那、莫訶至那と云ふ、共に秦の轉音なり、秦の始皇

始めて天下を一統し、威を四境に振ひたるを以て、諸外國は秦を轉訛して支那と呼びたるなりと云ふ、翻譯名義集に東方は震に屬す、日の出づる方を震旦と云ふ、支那は東方に在るを以て震旦と稱すと、又華嚴音義に梵語思惟の義、支那人は思慮に富めるより命名せしなりと云ひ、或は舊約全書以塞亞書に見えたるシニム(Sinim)を始め、麻捷の法典、及び印度の詩篇「マハーバータ」に「ラーマヤナ」或は「プラーナス」等にチナスとあるは、即ち今日の支那帝國を指したるものなりと云ひ、或は姚秦又は大秦の轉とし、或はセルとするの諸説あれども何れも論據薄弱なり、西洋の書籍にて最も早くシナの名稱の見えたるは、エリスレイアン海案内記(紀元後一世紀の終りの著)を初めとす、又印度にても夙に稱へしと見え、支那の西域記撰者鞠國の條に、王曰大唐國在何方、經途所至去斯遠近、對曰、當此東北數萬餘里、印度所謂摩訶至那國是也(摩訶は大の義)とあり、蓋し馬來由人は、上古より支那南部及び交趾地方の沿岸をシナと稱し、マルコ・ポロの紀行にも南海をシナ海、江南をシナと稱することを記せり、これ始皇帝南越征服によりて、馬來由人等秦の名を傳へて、三三と稱せるより、海路によりて一は印度に入り、一は波斯亞利比亞等を経て、歐洲に達せしものなりと云ふ、初めは諸説紛々一定せざりしが、十七世紀に至り佛蘭西の宣教師「マアチン、マアチニイ」氏秦より起りしと唱へしより、「ネルビス」の「キリアム」[「レクリユウ」]の諸氏之を贊し唱導せしより(時に異説を唱ふるものなきにあらざるも)一般に認めらるるに至れり(亞細亞細亞の東部に在り、東は日本海朝鮮黃海に接し、南は支那海に沿ひて、安南暹羅緬甸印度に連り、西は印度及び土耳其斯坦に抵り、北は西比利亞に界す、東經七十三度に起り、百三十四度に盡き、北緯十八度二十二分に起り、五十六度十六分に止る、面積大約八十五萬三千餘方里、境内を分ちて五區となす)第一支那本部は面積大約三十七萬四千方里、直隸、山東、山西、陝西、甘肅、河南、江蘇、浙江、安徽、江西、福建、廣東、廣西、湖南、湖北、四川、貴州、雲南の十八省に分つ、歴代帝王興亡の跡大抵此中に在るを以て、歴史上最大關係を有せり)第二滿洲は本部の東北に在り、面積大約六萬三千六百方里、盛京、吉林、黑龍江の三省あり、上古の肅慎、中古の靺鞨渤海、遼金等の地に於て、清朝の起る所なり、近世大半は露國に屬せられたり)第三蒙古は、本部の西北に在り、面積大約廿四萬八千方里、沙漠以南長城に至る迄を内蒙古と稱し、沙漠以北阿爾泰山に至る迄を外蒙古と稱す、匈奴突厥及び元朝の據りし處歴史上亦頗る關係あり)第四伊犁は、新疆又は回疆と云ふ、本部の西に在り、面積大約六萬六千四百方里、北部を天山北路、南部を天山南路と云ふ、古來西域と稱せしは此地方にして、近年新疆省となす)第五西藏は、伊犁の南に在り、面積大約十萬方里、東を前藏、西を後藏と稱す、中古の吐蕃國にして、近古清朝の版圖に歸せり(原田浩)支那人は支那固有の種族にあらず、今より大約五千年前中央亞細亞より遷移して、支那本部に入り、當時既に黄河楊子江の間に群居せる土人苗族を逐ひ、歲月を経るに從ひて漸く繁殖し、各地に蔓延し、國を建つるに至れり、太古の事蹟は詳かならず、傳説に三皇五帝あり、尋て夏殷周を経て、秦に至りて統一し、其勢

力を鞏固ならしめ、漢代に至り、北方匈奴を征し、他種族を壓し、昇天の勢なりしが、内亂起り、後漢の後ち魏、吳、蜀三國鼎立となり、兩晉南北朝となり、争亂止まざりしが、隋に至り一統し、唐に至りて最も盛時を極めたり、唐末より宋に及びて稍々振はらず、蒙古族興りて成吉思汗は中國を一統して元朝の基を建



つ、忽必烈の時迄には中央亞細亞より裏海亞利比亞は勿論、歐洲地方迄捲席せり、終に朝鮮を征し、進で我が九州に入寇せしも大敗したりき、是より後諸王分裂して衰微を極め、漢人朱元璋起りて、明國を建てたり、然れど、常に北虜南倭に苦み、變亂絶えず、終に蒙古族再び南下し、現今の清國を建つるに

の我國に歸化せしもの少からず、然れども公使を互に發遣せしは隋の時を始めとす、即ち推古天皇十五年に小野妹子を隋に遣はすや、翌年隋使世清を遣はしたり、唐の時に及びて、三韓の事により兵を交へしも、我國の大敗となり、遂に三韓を失ひしも、和親を結びて交通し、彼の制度文物を採用せり、孝德

至れり、續委しくは清(シ)を見るべし、今便利の爲め、和漢年契によりて左に歴代の國名を別圖に表し示す、但括弧内の國名は併號と知るべし(原田浩)我國と交通せしは、太古よりありしが如し、後漢の明帝の時には、我九州の豪族盛に通交せしが如し、後ち吳より吳織女漢織女等を貢し、漢吳等の帝王の子孫

シナガ

天皇自維四年始めて遣唐使を遣はし、又留學生を遣はして、彼の學業を傳へしめたり、爾來代々遣唐使留學生を發遣したりしが、唐の亂によりて公使留學生の發遣を止む、此の間高麗朝鮮渤海等の通交行はれたり、宗の時に及びて僧侶入宋して、禪宗を學び傳へたり、元及びて我に通交を求めしも、之を聽さざるのみならず、彼使を屢々斬りしを以て、世宗大に怒りて、文永十一年弘安四年の兩度大兵を遣りて、九州を侵せしも、共に大敗したり、明の時我が邊海の民彼の沿岸を侵し、倭寇と稱して、常に之れが防禦に悩みたりき、足利義晴以後、時々遣明使を發遣し、明亦使を送りて、屢々倭寇を止めんことを請ひたり、文祿征韓の役明大兵を發して、朝鮮を援けしも、常に我軍の破る處となりき、後ち慶長十五年徳川家康明船の來りし時、通交をすしめしも従はず、南京の商船のみ、年々長崎に來りて交通したりき、清に及び、享保十年醫師朱鳳章長崎に來りて、その著書を獻じ、十三年清の學士沈燧來りしも、公の通交なかりき、明治四年北京條約を以て、兩國公然通交するに至れり、猶委しくは隋、唐、宋、明、清等の條に就て見るべし(支那名義考、「震旦及支那なる名稱に就き」、支那史、外交志稿)

シナガノオホミササキ 磯長大陵 磯長山田陵(シナガノヤマガノミササキ)を見よ、
シナガノタイシノミササキ 磯長太子陵 聖德太子の御陵、又磯長墓ともいふ、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り(○光城東西三町、南北二町、延喜の制、守戸三烟を置く(延喜式、陵墓一覽))
シナガノナカノミササキ 磯長中尾陵 敏達天皇の御陵、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り(○初め廣瀨に葬る、崇峻天皇四年此に改

シナ

シナ

シナガ

シナガ

葬す、即ち皇太后石姫の陵の所在なり、高さ三丈、西
北に向ひ、前方後圓、周圍に障を設く、兆城方三町、延
喜の制、守戸五烟を置く(延喜式、禮樂志、陵墓一覽)
シナガノナカノミササキ 磯長中陵
用明天皇の御陵、また磯長原陵ともいふ、河内國南
河内郡磯長村大字春日に在り○南面に於て形圓狀、
高さ三丈五尺、周圍に方障あり、兆城東西二町、南
北三町、延喜の制、守戸三烟を置く(延喜式、禮樂志、
陵墓一覽)

シナガノハラノミササキ

磯長原陵

シナガノヤマダノミササキ

磯長山田陵

推古天皇の御陵、其制高大なるを以て、また科長大陵
ともいふ、河内國南河内郡山田村大字山田に在り○
初め大野岡上墓に葬る、後此に改葬す、南面に於て方
形、高さ三丈、陸上砂礫を以て築く、兆城方二町、陸戸
一烟、守戸四烟を置く(延喜式、禮樂志、陵墓一覽)

シナガハ

品草(此奈草) 草の一種、地は
藍にて青く染めて白く齒染の葉を二枚向ひ合せ、本
の方をうちがへて丸くしたる紋を染めたる草をい
ふ、齒染草といふべきを、普通にてしな草と云ふ、又
一説に、初めは黄に染めて、其後繩を巻きて大豆のけ
にて染めて、終りに五倍子を以て色をあげたる草也、
黒地にて黄に繩を巻きたるあり、黄色と繩と大
豆と五倍子と四の名ある故、四名草といふなりとい
へり、いかゝあらん、又支那草、紫草、四名草など書
けるは誤なり、皮(カハ)の挿圖を見よ(貞丈雜記)○
此草を細くたてて威したるを品草威と云ふ、源平盛

(水邊局)

衰記宇治合戦の條に、此品草威とは藍皮に文にした
るをぞ付たりけると見えたり、
シナガハハウダイ 品川砲臺 砲臺(ハ
ダイ)を見よ、
シナノゲンシ 信濃源氏 清和源氏の信濃
に居る一族を云ふ、鎮守府將軍滿政子左衛門尉滿快
より出づ、滿快の長子滿國甲斐守となり、其孫爲公信
濃守となり爲衛を生む、中津兼と稱す、爲衛の弟爲扶
伊那氏と稱す、爲扶、公扶を生む、林氏と稱す、公扶の
孫公季泉氏と云ふ、其曾孫小二郎親衛、勇力を以て稱
せらる、公季の弟盛扶室賀氏と稱す、三子扶高、幸平、
扶永皆諫訪部氏となす、扶永承久の亂北條に黨す、功
を以て出雲三刀屋を食む、子孫徒り居り、三刀屋氏
と稱す、爲扶弟爲邦村上判官代と稱す、國高を生み二
柳氏と稱す、國高の孫左近衛將監國平は夏目氏、爲國
の弟爲實は依田氏、曾孫信澄は手塚氏、信澄の孫盛重
は諫訪部氏と稱す、信澄の弟行俊は飯沼氏、爲實の弟爲
基爲行を生む、片切氏と稱す、爲基の弟堤氏爲氏の子
爲廣駒澤氏と稱す、爲行の子景重源頼朝に仕ふ、其族
岩間、飯島、前澤、那須、大鳥等の氏あり、公扶の弟爲家
芳美氏と稱す、其派瀬橋、埴田、手塚、波々、松本の諸氏
あり、爲家の弟爲實飯田氏を稱す、其子實信の後小田
佐那田飯間の諸氏となす、滿快の第二子伊豆守行頼、
其裔東氏西氏あり、第三子武藏權守頼季、其裔土水、
大室、猪木の諸氏あり(吾妻鏡、尊卑分脈、氏族志)

シナノクニ

信濃國

藏上野、西は美濃飛騨、南は駿河遠江三河、北は越
中越後に至る、東西凡貳拾三里、南北凡四拾里餘、東
山道に屬す、形勢山脈東北より南して武甲に連り、
中央に起る者南して二脈となり、西南木曾諸山に至
り、北陸東海二道の三大河源を其間に發し、南北に

Table with 4 columns: 地科, 小縣, 佐久, 久北. Rows: 同, 同, 同, 同.

シナノノコマヒキ

信濃駒牽 八月十六
日信濃國諸牧の馬を貢するの儀なり、延喜馬寮式に
山鹿、驪原、岡屋、宮處、埴原、大野、平井手、笠原、高
位、新治、大室、猪鹿、秋倉、鹽野、長倉、望月、以上十六
箇所貢馬六十匹、内望月二十匹なる由見えたり、委
しくは駒牽の條を見よ、

シナノノミヤ

信濃宮 宗良親王(ムネナカ
シンノウ)を見よ、

シナヒシヤウ

シナヒ商 江戸時代、組合
を以て商物、或は建築、又は土功等を請負ふ商をい
ふ、徳川實紀に、潜商ならんと注せしも如何あらん、承
應元年四月五日大阪町觸の内に、一、しなひ商之事、
右從、此以前無裁許之條、前廉互に證文を取かは
し、無違亂様に可申合之事、附、受取普請、併日儲之
出入、可レ爲同前事とあり(舊幕府法令名目)

シナフタウ

耳納堂 養和堂(ミノラダウ)
を見よ、

シナン

指南 物を教授することないふ、江
戸時代には、手跡指南、女筆指南、算盤指南、馬術指
南、棒の指南、劍術指南、鎗術指南、柔術指南、茶湯指
南、など、稱し、それらの藝術を教ふるものあり、
其所を指南所といふ、貴族に武藝を教諭せる師範役
を稱して御指南番ともいへり○指南とは、指南車よ
り起る文字にて、古へ周の周公、遠行者を路に迷は
ざらしめんが爲め、常に南を指し示す木偶を上に置

シナン

Table with 10 columns: 六國史, 古書, 東(問), 伊那, 安曇, 諏方, 水内, 更級, 高井. Rows: 延喜式, 拾芥元祿, 筑摩, 伊那, 伊那, 伊那, 伊那, 伊那, 伊那, 伊那.

に堀親昌)須坂(堀直重)飯山(初皆川廣照、後に本多
助芳)小諸(牧野康重)の九藩とす、後に内藤正勝を岩
村田に封じ、三河奥殿藩(松平乘謨)徒て田野口に治
し、凡て十一藩とす、明治維新後伊那中野二縣を置
き、田野口を龍岡と改稱す、既にして皆改て縣とし、
又廢して筑摩長野二縣を更置し、尋で長野一縣をし
て管せしむ(舊藩)古へより管郡の變遷左表の如し、
猶詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革
考、郡名異同一覽)

シナン

シナン

シナン

きたる車を作り、指南車と稱せり、其車の方角を指
し示して教ふるより、遂に物を教ふるに用ひたり、
シヌビテ 短手 神拜の時手を拍つことを云
ふ、詳しくは拍手(カシマテ)を見よ、
シネンガウ 私年號 民間に於て私に制した
る年號、逸年號、異年號、僞年號などいへり、此の年號
多くは神社佛寺の縁起、及び佛像、碑文等に見えて、
主に佛家の語を用ひ、その文字甚だ拙なり、何時頃
起りたるか詳かならざれども、孝靈天皇の朝より見
えたり、按るに、僧侶等入唐の盛なると、我國古來年
號なきを心好からず思ひ、假作したるものより起れ
るか、その用ひられし年代の前後等につき敬説あれ
ども、先づ大體は左の如し(和漢年契、逸年號表、逸
年號補、逸年號考)
私年號 繼續年紀 公年號相當
列滴 孝靈 一
應神 一
應至 應神 元
嘉紀 武烈 一六
善記(善化、善紀とも) 四 一六
正知(正和、正治) 五 二〇
定和 七 一
常色 八 一
教到(發倒、教知) 五 二五
寶元 五 安問 二
僧聽 四 宣化 元
明要(同要) 九 欽明 二
得 二 欽明 一
貴樂 二 欽明 一
法清(法靖、結靖) 四 欽明 一五
兄弟(兄弟和) 一 欽明 一九
藏知(藏和) 五 欽明 二〇

シナン

分流す、以て地勢の最高を見るべし、河中島一帶稍曠
平なり(地理源流)古へ科野に作る、景行天皇の御宇
王化に從はず、日本武尊東征して此國に至る、是れ史
に見えたる始めなり、後に國造を置く、國郡の制定ま
るに及び十郡を管す、元正天皇養老五年六月割て諫
方國を置き、聖武天皇天平三年三月之を廢す、國府を
筑摩郡に置く(今の松本是なり)治承中源義仲木曾より
起り、京都に入り、平氏を西海に逐ひ、征夷將軍に
任す、鎌倉幕府の時、小笠原長清守護に補し子孫世
襲す、支孫長氏に至て國守を兼ね、元弘の末その孫
貞宗兵を起して勤王す、後叛て足利尊氏に降り、深志
城に居る(今の松本城)永享中小笠原氏漸く衰へ、村
山(埴科郡葛尾城)諫訪(諫訪郡高島)木曾(筑摩郡福
島、即義仲の裔)の諸氏各一隅に據る、天文の末、武田
晴信侵擾する連年、小笠原及び村上諫訪二氏を滅し、
木曾義昌を降し、終に全國を取る、時に上杉輝虎屢
兵を川中島に出して地を争ひ、遂に飯山に城きて其
近境を取る、天正十年織田信長武田氏を滅し、海津を
(後松代と改む)森長一に、飯田を毛利秀頼に賜ふ、既
にして信長弑せられ、武田の故將眞田昌幸上田に據
り、獨り上杉氏に屬す、長一等四上し、國內擾亂す、徳
川氏北條氏と地を争ひ、終に本州を取る、舊藩小笠原
眞慶(松本)保科正直(高遠)皆故地を復し、義昌昌幸
等と共に徳川氏の節度を受く、昌幸尋で豊臣秀吉に
屬す、十八年徳川氏關東に遷る(保科木曾二氏皆之
に從ふ)秀吉眞慶の地を收めて、森忠政(長一の弟)を
松代に、石川數正を松本に封じ、飯田高遠を京極高
知に、小諸を仙石秀久に賜ふ、徳川氏の初松本(初
小笠原秀政、後松平光慈、松代(初松平忠輝、後眞田信
之)上田(初眞田信之、後松平忠周)高島(諫訪頼水)高
遠(初保科正直、後に内藤清枝)飯田(初脇坂安元、後

シノギ

師安	一	欽明	二五
知僧(和僧)	五	欽明	二六
金光	六	欽明	三一
賢輔(賢接、賢棟、賢稱)	五	敏達	一〇
鏡當(鏡當、鏡帝)	四	敏達	一〇
照勝(勝照、勝烈)	四	敏達	一四
和重	二	用明	二二
端政(端正、端改)	四	崇峻	二二
法興	三一	崇峻	二四
喜樂	一	推古	元
吉貴(吉貴、從貴)	七	推古	二二
始哭	六	推古	三
順轉(順轉、順博)	四	推古	九
端政	一	推古	二
光天(光充、弘元)	六	推古	一三
定居	七	推古	一九
見聖(見知)	一	推古	二一
景綱(景綱、和景綱)	五	推古	二六
仁王	六	推古	三一
節中	一	推古	三一
證明	四	舒明	一
聖德(聖德)	三	舒明	元
僧安(僧安)	四	舒明	四
僧安(僧安)	五	舒明	七
長命(命長、明長)	七	舒明	一二
常色	五	孝德	大化三
白雉	一六	孝德	大化三
白鳳	一六	孝德	大化五
白鳳	一七	齊明	七
中元	一四	天智	元
朱雀	一	天武	元

シノギ

果安	一	天武	一五
大化	一	天武	一五
大和	二	持統	四
大屯	一	持統	六
天感(天平感寶の略歟)	一	孝謙	天平感寶
大長	四	文武	元
泰平	一	高倉	承安二
和勝	一	後鳥羽	建久元
迎雲	一	土御門	正治元
白鹿	二	後醍醐	延元元
白鹿	一	後村上	興國二
大道	二	南北朝末	
天靖	一	後花園	嘉吉三
寛(寛正の略歟)	一	後花園	寛正元
福徳	一	後土御門	文正元
福徳	二	後土御門	延徳二
彌勒(命祿)	一	後柏原	永正三
永喜	一	後柏原	大永六
寶壽	二	後柏原	大永六

シノギ

シノギ 鎬 刀の刃と脊との中間に、稜を立て高き所を云ふ、刀稜のことなり、刀脊稜、稜道とも稱す、シノは篠、ギは刃を云ふ、鎬字は太平記に見えたり、字書に、器物地名等にて勢の義にも用ふ、シノギの意詳かならず、蓋し金に高きに從ひし字なる故に借用せしならん、鎬は平作は折れ風み易き故に、其を凌がん爲めに設けし所なれば、かく稱するなりといふ、一説に「シノギ」とは、物を押付る程の勢を云ふより角あるものは、自ら押付る力あれば、頓てシノギと云ふなるべしと、刀劍略説に、「シノギ」と云ふ倭訓は、忍と云ふの轉音にて、凌の意なり、凡爲難きことを忍爲を云ふなり、上たる人を凌ぎ、寒暑を凌など云意にて、物に硬ありて高きものは、押付て事を爲しがたき義なり、故に「シノギ」といふなりともいへり、又具鎬あり、鎬の稜立普通よりはふくらみて殊に角に立ちて子具に似たるより名づけしなるべしといへり、刀(カタナ)參看(倭訓考、本朝軍器考、武家名目抄)

シノタイフ 史大夫 五位の史をいふ、シノを見よ。

シノツツミ 四鼓 樂器、鼓の一種、樂器考に、尺度不詳、教訓抄に師説曰、此鼓稱三太鼓之異名、餘事也、東大寺の寶藏に、號四鼓とて別の姿の鼓なり、古記には古樂拍子打之と云、然而或人云、三鼓に二人立たる時の次の列に打を可謂四鼓と云々、又古人之語云、四鼓とは中大鼓を云ふなり、而通憲云、四鼓者非三太鼓歟、東大寺の寶藏に、四鼓と云て、別に有之とあるが如く、倭名抄に大鼓を四鼓と云ふと云へるは誤なるべし、と見えたり。

シノビコト 誄詞 死者に對して、哀悼の意を表する詞、シノビは墓、「コト」は言の意にして、死者を哀悼する義、正しくは、シノビコトといふべきなり、誄詞に、國文と漢文とありて、國文は、景行天皇の朝、六雁命薨せし時、賜ひし宣命を始めとし、漢文は、大饗冠傳、貞慧傳に載せたるを始めとし、而して書紀敏達天皇の卷より始めて誄字を常用ひられたるが、これ、周禮に、作六辭以通上下親疎遠近云々、六曰誄、註に、謂積累生時德行、以錫之、命主爲其辭也、また、論語に、誄曰、禱爾于上下神祇、疏に累功德以求福、何晏註に、誄者哀死而述其行之辭也といへる如き意によりたるなり、其後文武天皇の御代、持統天皇崩御の時、例のまゝに誄して、始めて誄號を奉り、繼ぎて、文武、光仁、桓武、平

シノビ

城、淳和の諸帝登遐の時の誄は、いづれも論を奉らんが爲めにしたるものにて、説文に誄、諡也、禮記に、孔子曰、云々、賤不誄、貴、幼不誄、長、禮也、何晏註に、累其平生實行爲誄、而定其諡、以稱之也といへる如き説によりて、漢風を擬したるものなり、仁明天皇の御代、嵯峨上皇の崩御後、誄の事も、諡奉り給へることも史に見えず、終に廢れたり(比古婆衣、古事類苑禮式部)

シノビノヲ 忍緒 兜の緒を云ふ、兜(カブト)の條名所を見よ。

シノビノモノ 忍者 武家時代の職名、間諜、間者、諜者などとも呼ぶ、他國に潛行して敵の形勢を察し、或は假に敵中に從うて間諜を窺ひ、その餘敵城に入て火を放ち、又刺客となりて人を殺す等、皆之を行ふ、物聞、忍目付などいふも、多くは是が所役の一端なるべし、正しき職掌にあらざれば、その人品定まらず、庶士、足輕、同心などの者もあり、伊賀國、又は近江甲賀の地は、地侍多き所なるを以て、應仁以後各黨をたて、日夜戰爭を事とし、竊賊強盜をもなせしより、自ら間諜の術に長ずる者多く出でしかば、大名諸家、彼地侍をやしなひ置て、忍の役に從はしむる事、常となりてより、伊賀者(イガモノ)甲賀者(カフカモノ)とよばるゝ者諸國に擴れり、此二つのものを、また忍組ともいへり、(武家名目抄)西源院本太平記阿蘇本間三郎を殺し、條に、先本間三郎が寢所を見るに血流たり、こはいかにと憤て、細人(シノビ)と訓めり、ありて三郎殿を害し奉りたりと呼び、りければ云々、太平記三宅野野謀叛の條に、如何にして聞えたりけん、時の所司代都築入道二百餘騎にて夜討の手引せんとて、究竟の忍び共が隠れ居たる四條壬生の宿へ未明に押寄る云々、など見えたり、

シノビ

シノビメツケ 忍目付 武家の職名、定職にあらず、目付或は歩中間、或は小人目付、又は近臣忍組等の者にて、主家の命を受け地方に潛行しその地の形勢を探り得て報告を爲す者をいふ、人に悟り得られざるを主とするが故に、商賈の形か、或は虚無僧放下の形に造りて、他國に赴くといふ、後に隱目付、隱密などいふ者は此の流なり、尙ほ目付(メツケ)の條參看(武家名目抄)

シノビモノミ 忍物見 武家の職名、かまり物見、芝見、草とも稱す、山野に潛伏し、或は芝原藪などの内に隠れ居て、敵地の消息を窺ふことを掌る、所役は物見よりも人品下りて、概ね物見足輕の如き徒立の者之に従事す、是れ潛行を主とするが故なり、諸家によりてその稱を異にす、孰も事の便宜に隨ひ、或は人居の傍、又は藪の中にカマリ伏さしむるよりの稱にて、芝見といひ、草といふも、共に芝原草原にかまり隠るゝ意より呼べり(武家名目抄)小田原軍記瀧川關東管領の條に、伊賀國は(中略)皆地侍共押領す、彼地侍と申は、昔より服部黨是也、彼等が一門等屬の族、近國の山々浦々にて山賊海賊を業とし、狩漁のみ専としける間、日本今戰國と成て、伊賀衆と號して、小田原を初め國々に五十人三十人召置て、カマリ伏兵に用ひける、また北條五代記物見武者はまれ有條に、大將軍出馬し對陣をばる時は、敵も味方も先手の役として、夜に入ば、足輕共境目へ行、草に臥て敵をうかがひあかつきには歸る、是を草共、忍びとも名付たり、夜の草畫まで殘る事ありなど見えたり、

シノフ 垣衣(忍) 襲の色目の名、表薄崩黃、

シノフ

シノフコホリ 信夫郡 岩代國 肥前元正天皇養老二年五月、白河、磐瀨、安積、會津、信夫の五郡を磐城國より割て、石背國を建てしこと見えたり、既に其以前に名ありし事明なり、古事類苑、延喜式信夫に作る、以下之に仍る、倭名抄郡部に此郡名を脱し、其七郡を安達郡の下に出せり、されど小倉(ナガラ)日理(ワタリ)安岐(アキ)岩越(ミネコシ)の四郡今皆郡内に在り、又伊達(イダテ)静戸、鉢山(クハヤマ)の三郡は、延長中此郡を割て伊達郡を建てし時、録せしめぬ、寛知集元祿帳以後二郡たり、地誌提要「シノフ」と訓む、今之に從ふ(郡名異同覽、國郡沿革考)

シノヤキ 志野焼 尾張國より製出する陶器、元龜天正の頃、香道の祖たる志野宗信の最も嗜愛したるを以て名づけらる、茶具及び雜器を製す、又一種の砂器にして白錆極めて厚く、且つ小龜紋あるものあり、燒金紅を用ひて畫くを常とす、繪畫古雅なり(古今陶藝攷)

シノハイ 支配 江戸時代、諸役人等その部下を統べ治むることをいふ、徳川禁令考に、支配の稱は、北史唐風傳に見ゆ、屬類を部分率掌するの謂ひ、今は則宰執の百司を統攝するに通稱す、蓋し幕府の政務は、幕奉繩綱一節も相關せざるなきは、老中の職にして、若年寄之に參知す、故に表裏當路の衆司官、並に其支配を受く、而して司官亦各執職の僚衆を支配す、其委末に至ては、庶部衆寮の次官、長史代て理するを、次支配と云、是故に、支配に尊卑

シノフ

シハイ—シハウ

の等別あり、皆定規により官祿を授かるは、其世祿の有無に不拘なり、而して世祿の士、太だ多し、之を譜代と云、其制は祖先の功績を以て、采邑廩稍多寡の差ありども、祿高未、充、萬石者を班して、交代寄合と爲す、平居在邑し、時時參府交代す、高三千石以上を寄合と爲す、老少多病不、被、選者、又有過免職者、概ね朝請を奉じ、家居す、其衆を幹理するを肝煎と云、又祿制資格寄合に視れば、稍餘段ありて、名籍は朝班に列すれども、毎歳一回禮請を得る者、數年間序を俟て初て謁を執る者、及び譜代の家にして、朝班を不、允者、皆其祿に資り、家居するを小普請支配之を管理す、此他世祿なきを抱席と爲す、是累世職を承け祿を得る者、唯繼嗣の際は一に新參を以て處す、此類は某曹の支配と云、又毎隊其師に附與して、黜陟を聽るす、與力、同心の徒は組附と云ふ、と見えたり、

シハイカンチャウシユウ 支配勘定衆

江戸幕府の職名、幕府の任用、國郡の取調を爲すこととを掌る、勘定奉行の支配にて、百俵扶持持たり(明真帶録)

シハイシヨ 支配所

江戸時代、幕府の領地にて、遠國奉行、及び代官の治むる所をいふ、郡代(ゲンダイ)、天領(テンリヤウ)の條參看、

シハウコシ 四方輿

輿の一種、輿の四方に簾をかけ、乗下には、傍より下乗す(左右任意なり)、若し傍より不便の時は、前よりすといふ、四方より隨意に下乗し得る輿なるが故に、此名あるか、上皇、攝關、大臣以下公卿僧綱等、遠所へ往復する時に之を用ふ、又、直衣、衣冠、淨衣、狩衣の時に用ふる、蛙抄に、其構造を記して、棟之體眞俗相替(俗は鹿形、僧は如、兩眉)其外無、差異、表張網代(青地黃の文、小八葉也)下張(白紙)四方に懸簾(例青簾、草緒也、青簾

シハウ

に革の縁なり結といふ證なり)といへり、之を昇ぐに力者六人にて、前後各三人、三人の内中央は常の如く綱を肩に懸け、其左右兩人は、只長柄を取るのみ、前後共に同じ、若し遠所の時は、手替りとして、更に六人、或は十二人を召具することあり、輿(コシ)の挿圖を見よ(門室有職抄、蛙抄、輿車圖考)

シハウシヤ 襲芳舎

大内裡五舎の一、雷鳴の靈といふ、庭に露簾の木あるを以て此名ありといふ、襲芳舎今抄に、「襲芳舎、シウの聲なれども、よみくせしとよむなり、是有職の詞也」といへり、所在、大内裡の西北隅に在り、凝花舎の北に在り、(續後醍醐天皇御記)正徳元年二月、豆板銀と共に改鑄して世に行はしむ、鑄造の總額四十萬二千二百四十貫目、同年より二年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用期限を六年と限り、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

シハウジロノカフト 四方白兜

四方を銀にて包み、四方鐵地の冑を云ふ(軍用記、武家名目抄)

シハウチヤウギン 四寶丁銀

江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶字四ツを刻するを以て此名あり、(性理)縦二寸九分、横九分強、重四十一錢、貨率大凡百分中、銀二十分、銅八十分、(肥前國)正徳元年二月、豆板銀と共に改鑄して世に行はしむ、鑄造の總額四十萬二千二百四十貫目、同年より二年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用期限を六年と限り、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

シハウハイ 四方拜

名義、毎年正月元旦寅の一刻、主上清涼殿の東庭に御して、天地、四方、山陵を拜し、年災を攘ひ、五穀の豐穰、寶祚の長久を祈り給ふ儀式をいふ、(儀式)清涼殿の東庭に於て、まづ葉蕙を敷き、其上に長筵を敷き、其上に大宋屏風八帖

シハウ

(或は四帖)を立て廻らし、御座三所を其内に設け、前に木の机を置き、香華、燈等を供し、御拜の式あり、維新前は北長の座にて、屬星の名を唱へて二拜し、次に天地四方を拜す、第一に北向して天を拜し、乾に向ひて地を拜し、夫より順次東南西に及ぶ、明治に至りこれを停め、更に皇大神宮、豐受大神宮、天神地祇、神武孝明兩山陵、水川神社、男山八幡宮、鹿鳴鹿取兩神宮を順次御拜あり、天下泰平、萬民安寧を祈らせ給ふこと、なれり、其儀は、午前四時、宮内省官員、神嘉殿の南庭に櫓を設け、中央に簾を敷き、屏風二雙を立て廻らし、中に御座を設け、燈臺二基を供す、同五時三十分出御あり、御手水、御劍、御襦、御草鞋、御笏等侍奉仕す、御拜畢て、所を拜し給ふ

是、光孝天皇の仁和五年を以てはじめとす、蓋し皇極天皇が南淵の川上行幸し、四方を拜し、天を仰ぎて雨を祈り給ひしことあり、又孝謙天皇の天平寶字元年六月に、橘奈良原等が、天地四方を拜して、誓約を結びたること等あるによりて考ふれば、天地四方を拜して、神祇を崇敬することは、太古よりの遺習にして、上下これをを行ひしものなりしを、後には、毎年歳首に行はる、朝廷の大儀となりしなるべし、又公事根源に、「昔は殿上の侍臣なども、四方拜はしけるにや、近頃は、内裏、仙洞、攝關、大臣等などの外はさることもなきなり」と見えれば、往古は天皇のみならず、上皇も行ひ給ひ、臣民も亦このことありしを知るべし(江家次第、公事根源、雲圖抄、宮中儀式略)

シハウマメイタギン 四寶豆板銀

江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦六分、横六分、重四錢二分、四寶丁銀(シハウチヤウギン)參看、

シバカ

シバカウカン 司馬江漢

名義、通稱勝三郎、後ち孫大夫と改む、名は峻、字は君岳、江漢、春波樓、不言道人等の號あり、(書)幼より學を好み、頗る英才の聞えあり、はじめ鈴木春信に就きて浮世繪を學び、師の歿後其名を繼ぎて二世春信と稱せしが、尋で谷文晁の門に入り、技益々妙域に達し、名聲漸く籍甚たり、會々ありて江漢に示すに西洋畫を以てす、取りて之を見るに二種あり、一は筆跡緻密にして毫末の微も眞に近からんと欲するがごとく、一は筆蹟粗略にして物の大概を畫けるがごとく、其緻密なるは、手に取りてみるに適し、粗略なるは離れて眺むるに協ふ、いづれも特得の妙ありて軒輊すべからず、江漢大に喜びて曰く、これ正に學ぶべきの業なりと、即ち長崎に赴き、關人に從うて蘭語を修め、また洋畫を研究し、刻苦精勵の後、其技に通じ、



江漢自漢江 專ら油畫、銅版畫に従事し、また全體全圖、地球全圖及び東都八景の圖を畫きて喝采を博せり、近時我國に洋畫の起れるは、實に江漢の力與りて大なりといふべし、江漢若くして漢學を修め、和漢の畫法を會得し、更に外籍洋畫の深趣を解せるがゆゑに、其見識到底通當の畫家の及ばざる所ありき、晩年に至り、諸侯の聘あるも之に應ぜず、悠々山水を樂しみて四方に漫遊し、名山勝水を瞻ては、家に歸りて畫に換し、また己の天文地輿の説を歡び、人に對して窮理を談じ、超然として凡俗を脱せり、而して其哲理に通ざるの深きこと、殆ど意表に出づ、故大西博士は、其所說ショーベンハウエルに似たるものありと論ぜられしことありき、文政元年十月卒す、年七十

二、(書)春波樓筆記、西洋畫談、長崎見聞誌、和蘭奇工、西遊旅譚等(浮世畫人傳、司馬江漢小傳)

シバガキノミヤ 柴垣宮

丹比柴垣宮(タザヒノシバガキノミヤ)を見よ、

シバガキノミヤ 柴垣宮

倉橋柴垣宮(クラハシノシバガキノミヤ)を見よ、

シバガキノミヤ 柴垣宮

端唄の一種、明暦頃の流行唄なり、初は山の手の奴など踊に合せて詠ひたりしが、天和貞享の頃漸に衰微し、只に比丘尼などの「ピンザ、ラ」に合せてうたふものとなりたり、歌は「柴垣しげがき、柴垣、しに、雪の振袖ちらと見た、ふり袖へ、雪のふり袖ちらと見た」などあり(東海道名所記、糸竹初心集、武藏鏡)

シハス 師走(四極、極月)

陰曆十二月の和名、年ハツム月、暮古月、親子月、春待月、梅初月、三冬月、ヲトコ月とも云ふ、漢名を季冬、大呂、臘月、嘉平、清祀、蜡月、塗、橋塗、除月、天皓、暮冬、抄冬、節暮、歲窮、窮月、調年と云へり、名義は奥義抄に、此月は僧をむかへて、經を讀ませ、東西に馳せ走るが故に師走月の意なりと云へど信難し、東雅に、シハスとは、歳の終りを云ふなり、シハトシのシなり、ハスはハツなり、國語に事の終りをハツともハテとも云ふなり、されば萬葉集に極の字をハツともみ、俗に極月の字を用ひてシハスとも云ふなるべしと云へるトシノハテの義従ふべきに似たり(神武天皇紀十有二月をシハスともみ、萬葉集、十二月爾者沐雪零跡不知可毛梅花開含不有而と見えたり(古今要覽稿))

シバガ—シバタ

成らず、髪を剔りて信長に陳謝す、後ち信長に仕へ、常に軍中に從うて功あり、元龜元年、勝家、信長の命を受けて近江國長光寺城を守る、佐々木承禎來り圍み、兵を分ちて水道を絶つ、茲に於て勝家一日醜を設け、且城中蓄ふる所の水を出して士卒に分つの後自ら陌刀を揮うて水壘を破り、激勵死を盟ひ、即ち出で、敵軍を斫る、一能く手に當らざるはなく、大に承禎を破り、首を獲ること七百餘級に及ぶ、信長其功を賞し、食邑三萬貫を褒賜す、襲破り柴田の稱實に此に基く、次で長島、姉川等の諸戦みな特功あり、天正三年越前に封ぜらる、翌年六月、淺井長政の寡婦小谷の君と婚す、小谷の君は信長の妹なり、八年越中に入りて末森城を拔き、十年能登島山氏の殘黨遊佐、三宅、温井等を撃つ、三人越後に走りて上杉景勝による、勝家進みて魚津松倉の二城を攻め、五月景勝と天神山に戦ふ、六月遂に魚津を陥れ、將に越後に入らんとす、會々信長害死の報達せるを以て、軍を班し、清須に赴きて、豊臣秀吉、丹波長秀、池田勝入等と議し、信長の嫡孫三法師を奉じて後嗣と爲し、且つ關國を分つ、勝家近江長濱を、秀吉に請うて之を得たり、此時に至り秀吉、明智光秀誅伐の功と其天稟の英才とにより威望頗る高し、勝家織田氏の宿將たるを自負し、其下風に立つを潔しとせず、遂に隙あり、而して織田信孝また事を以て秀吉と相善からざるを以て、勝家引いて餘黨と爲し、更に瀧川一益、佐々成政等と議し、密かに秀吉を除かんことを圖る、茲に於て信孝は美濃に歸り、勝家



勝家(押花) 功と其天稟の英才とにより威望頗る高し、勝家織田氏の宿將たるを自負し、其下風に立つを潔しとせず、遂に隙あり、而して織田信孝また事を以て秀吉と相善からざるを以て、勝家引いて餘黨と爲し、更に瀧川一益、佐々成政等と議し、密かに秀吉を除かんことを圖る、茲に於て信孝は美濃に歸り、勝家

シバタ

シバタ

は越前に歸り、機を見て同時に殺せんとす。秀吉即ち兵を擧げて岐阜に迫る。信孝恐れて成を行ふ。勝家積雪の故を以て軍を出して援ふこと能はず。堪忍して明春を俟つ。既にして秀吉また兵を率ゐて長濱に抵り、柴田勝豊を誘うて之を降し、勝家南出の路を塞ぐ。十一年三月勝家、姪佐久間盛政に兵を授けて近江に入らしむ。盛政陣を水本に進め、火を柳瀬に放ち、守備を嚴にす。時に秀吉、瀧川一益を征して伊勢に在りしが、馳せて長濱に至り、壘を賤ヶ岳に築きて之に備ふ。會々信孝また岐阜に據りて勝家の聲援を試みしを以て、秀吉はまづ美濃に入り、信孝を征せんとし大垣に陣す。勝家間に乘じ、中川清秀を大岩塞に襲うて之を破る。秀吉敗報を得ると共に疾驅して賤ヶ岳に抵り、柴田勝政を擒にし、尋で盛政を走らす。勝家奮戦力闘せしと雖も、遂にまた利なく、大敗して北庄に歸る。秀吉の兵進んで之に迫ること急なり。勝家事の爲すべからざるを知り、同月廿三日室繼田氏と共に天主臺に登り、火を放ちて自盡す。時に年五十四、シツカダケノヲ、カヒシ參看(野史)

シバタシヤウ

新發田城 所屬越後國北蒲原郡新發田町 起原詳かならず、新發田氏築きて居城と爲す。天正十五年上杉氏の爲に亡ぼさる。慶長三年堀秀治當國に封ぜらる。や、溝口秀勝、加賀國大聖寺より入りて此地五萬石を領し、居城す。爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る、今は兵營となる(越後名寄、武鑑、明治政覽)

シバタツトウ

司馬達等 南梁の人、繼體天皇の十六年來朝し、大和高市坂田原に草堂を結び佛を奉ず。當時の人其何物たるを知らず、唯目するに異域の神を以てせりと、へり、後ち姓を賜ひて鞍部といふ。尋で蘇我馬子と心を協せて與佛の務に任じ、

シバタノコホリ

慧使を播磨に迎へ、尋で之を宮中に入れ、其女島は十歳にして出家し善信尼と稱し、百濟にゆきて戒を授け、其男多須奈もまた用明天皇崩御の時天皇の爲め出家修道して徳齋といへり、吾國に佛教の興隆せるは、其力與りて多きに居るといふべし(元亨釋書、日本佛教史綱)

シバタノコホリ

柴田郡 所在 陸前國 大化の時國郡を定むるに及で、始めて道奥國を置き、後ち陸奥と改む。柴田郡も亦建國の初、之を置きしものなるべし。延喜式に、後紀、延喜式又柴田に作る、以後之に仍る。倭名抄に柴田(シバタ)衣前、高橋(タカハシ)瀧城、餘戸、新羅、小野(チノ)驛家等の郷あり、郡名考、シバタと稱し、以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シハノコホリ

標葉郡 所在 磐城國 元正天皇養老二年五月、石城、標葉、行方、宇太、日理、常陸の菊多六郡を割て、石城國を置くこと見えれば、既に此以前よりありし事明なり。舊事紀染羽、延喜式標葉に作りシノハと稱す、倭名抄に宇良(ウラ)磐瀨(イハセ)標葉(シハ)餘戸等の郷あり、郡名考、シテハと稱し、地誌提要、シメハと唱ふ、今は宇良の郷、行方郡に入る。明治廿九年檜葉郡の一部と合して雙葉郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シバノコホリ

斯波郡 所在 陸中國 古、賊の巢窟たりし所にして嵯峨天皇の弘仁二年四月建て郡となす。續紀志波又子波に作り後紀斯波に作る、思ふに此郡延喜式倭名抄に載せざれば、蓋し權置の郡なりしなるべし。拾芥抄斯波、寛知集志相に作り、元祿帳以後紫波に作りしを、天保郷帳又志和に復し、明治治平帳以後紫波に作りて、シ

シバノ

シバノリツサン 柴野栗山 名は邦彦、通稱は彦輔、栗山また古愚軒と號す、尾藤二州(貞助)古賀精里(彌助)と共に寛政の三助又は三學士と稱せらる。非難 讃岐高松の人、はじめ後藤芝山に學び、後東遊して林氏の門に入る、好んで經籍に耽思し、旁詩文を善くす、學成るに及び阿波藩に仕へ、



(押花山栗)

はまはら 詩文を善くす、學成るに及び阿波藩に仕へ、



に與りて功あり、また有名なる異學の禁(イカクノキン)參看)のごときも、其畫策する處なりき、尋で布衣に進み、西丸の侍讀となり、俸米二百俵を加増せらる。文化四年十二月朔日歿す、歳七十四、小石川大塚坂下町御厩島に葬る。雜字類編、國鑑、聖賢畫像、資治通鑑、冠服考證、栗山文集等(續讀家人物誌、事實文編)

シバヒキ

芝引 賴尻の刃の方に伏たる金具

シハヒコノジンシヤ

志波彦神社 所屬前國宮城郡鹽竈一森山鹽竈神社の境内、初め岩切村岩切川の北〇冠川明神と云ひ、又志波道上宮と云ふ、即ち鹽竈の末社、現今國幣中社。志波彦神(此神は鹽竈神の屬神) 起原詳清和天皇貞觀元年正月從四位下を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年九月二十九日を以て祭日とす。明治七年十二月今の地に遷し、國幣中社に列せらる(神社志料、官國幣社一覽)

シハフシヤウ

司法省 明治政府の訴訟裁判及び戸籍監獄等の司法行政に關する事務を掌る所。起原詳明治四年七月刑部省彈正臺を廢して創置す、同年八月元因獄司を廢す、同五年八月警保寮を置き、同七年一月警保寮を内務省へ移し、同八年四月大審院を置き、同年五月明法寮を廢し、同月上等裁判所を東京大阪福島(後宮城に移す)長崎に置き、諸府縣の分轄を定め、同九年十月、地方裁判所支廳並に區裁判所の稱呼は、其地名を冠して稱せしむ、同十九年官制を制定す、同三十二年内務省監獄局を本省の所管と爲す、現今は、省中を官房、民刑監獄の二局に分ち、裁判所を管す(法令全書)

シバミ

芝見 忍物見(シノモノミ)を見よ、シバヤマウチ 芝山氏 姓は藤原、勸修寺權中納言經俊の十四世權大納言光豐の二男宣豐を祖とす、權大納言正二位に至り、元祿三年二月薨す、新家の一、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族諸家傳、華族譜)

○宣豐

定豐 廣豐 重豐 持豐 國豐 敬豐 慶豐 祐豐 孝豐

シハヒ

シハヤ

シバヤマサキノナイダイジン

芝山前内大臣 勸修寺經顯(クワンジユツツネアキ)を見よ、シバヨシカド 斯波義廉 起原詳遠江義親の子、斯波氏を冒す。享德元年斯波義健卒し、義家家を繼ぐに及び、宿臣甲斐、朝倉、織田の徒之に平かならず、將軍足利義政に訴へて除籍を乞ふ、茲に於て長祿三年二月、足利義政遂に義敏を黜け、義廉を以て、義健の子に擬し、治部大輔に任じ、家督を領せしむ、義敏則ち西國に奔る、六年十二月義敏歸洛す、文正元年六月、義政斯波氏の家督を以て再び義敏に聽し、八月義廉の營參を留め、且つ居第を避けて義敏にゆづらしむ、義廉肯せず、而して山名宗全の女義廉に配するを以て、宗全大に怒り、義廉と相議して黨を集め、京都騒然たり、義敏等遂に出奔す、應仁元年管領となり、尋で越前、尾張、遠江三州の兵を以て宗全に與みし、細川勝元等と相争ふ、所謂應仁の亂是なり、文明九年兵を収めて本國に歸り、清須城に居る、歿年詳かならず、或はいふ文明二年西陣に歿すと(野史)

シバヨシトシ

斯波義敏 起原詳大野義饒の子、後ち斯波義健の後を繼ぎて其兵を冒す。享德元年義健の嗣となりて家督を襲ひ、左兵衛佐に任す、斯波氏の宿臣甲斐、朝倉、織田の徒之を喜ばず、擬議する事數年に及び、康正二年に至り、甲斐以下三人徒黨を樹て、割據し、分れて三部となる、即ち尾張は織田氏に屬し、越前は朝倉氏に屬し、遠江は甲斐氏に屬す、而して義敏制取すること能はず、長祿三年二月三人の徒伊勢貞親によりて、將軍義政に訴へ、義敏の除籍を乞ふ、茲に於て義政遠江義廉を

シハリクビ

縛首 武家にて斬罪の一、麻繩にて罪人を後手に縛り、首を持ち、前へ引きて斬るなり。起原詳室町時代の末に至りて此刑行はる、松隣夜話に、天文十七年北條氏康、敵の降將八人縛り首を切、獄門に掛けしこと見え、甲陽軍鑑にも、武田信玄が、縛頭を切りしこと見えたり、江戸時代に至りては、主人が、侍中間に對して手討の時此刑を行ひしことありしと古老物語にいへり、天和、寶永、正徳の頃、金澤藩に於て此刑に處せしこと見えたり、何れも侍にして、殺人、掠奪、放火等の罪を犯かせしものに處したりき、

シバチユウタイ

紫微中臺 皇太后宮職に同じ。令一人正三位、大弼二人正四位下、少弼三人從四位下、大忠四人正五位下、少忠四人從五位下、大疏四人從六位上、少疏四人正七位上。起原詳 孝謙天皇の天平勝寶元年、藤原仲麻呂の議により、唐制を摸し、皇后宮職を改めて紫微中臺となし、仲麻呂を以て令となす、後ち再び改めて坤宮官となし、天平寶字八年仲麻呂に伏するに及び、

シハリ

シハリ 縛首

シハヒ

シビナイシャウ

舊稱皇后宮職に復す、チユウカウレウ(續紀、東大寺要録)

紫微内相 内外諸の兵事を掌る最高の職、員數一人、天平寶字元年五月之を置き、其官位、祿賜、職分、雜物は、皆大臣に准ず、大納言從二位藤原仲廣(惠美押勝)を以て之に任ず、仲廣誅に伏するの後廢絶に歸す(續紀)

司賓 上古外國の賓客に應對することを掌る、欽明紀に、二十二年新羅遣久禮叱及伎干、賈調賦、司賓饗禮禮數減常、及伎干忿恨而罷云々とあり、

褶 表裳に同じ、上古の服なり、男は袴の上に、女は唐裳の上に之を著す、ウハミとも、「ヒラビ」ともいふ、服色管見に、我朝に褶とかけろに二つあり、一には「ヒラカビ」と稱へて今の半臂の襦袢なり、今一は禮服なり、是神代の裳にて、唐には帷裳といふものなり、後の世に、裳の字を用ふ、却て宜なり云々」といへり、書紀推古天皇十三年の條に、皇太子命諸王諸臣傳著「褶」とありて、當の朝參に著せしめ給へるが如し、大和法隆寺に、上宮太子勝曼經講讀曼陀羅圖中載する所の蘇我馬子肖像に、褶を著たるを見る、倭名抄に、覆袴之上衣也とあるによくかなへり、天武天皇十一年に廢せられたるも、文武天皇令制定の時、禮服に著ることになりて、皇太子は深紫紗褶、親王諸王は深緑紗褶、諸臣は深緋紗褶を著せしむ、又時により賤者も著けし事あるにや、延喜式に駕輿下褶料、大綱紫絹十五匹四尺と見えたり、又源氏物語浮舟の卷に、侍從もあやしきしびらきたりしを、あざやきたれば、そのもとより君にさせたまひて」とあれば、褶をば當時、裳といひし事知るべし(梁塵抄、倭調葉、歷世服)

シビナ 飾考) 使部 「ツカハレ」と訓む、公事によりて驅使せらる、卑職、六位以下八位以上の子弟の年二十以上なるを撰びて、上中下の三等に分ち、上等を大舍人、中等を兵衛、下等を使部とす、太政官、八省、寮、司、職、寮坊以下の司々に置く、人數は官職の條の表を見て知るべし、後世太政官の外地方官方の史生は世襲となり、其家定まり(令義解、黃白問答、地下諸役人錄)

シフアケ 十惡 王朝時代の罪名、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、内亂の十罪をいふ、書紀持統天皇六年七月乙未の條に、「大赦天下、但十惡盜賊不在赦例」とあるを初見とす、大寶律制定の時、不睦内亂の二罪を除きて、これを八虐と稱せり、最重罪とす、八虐(ハチヤヤク)參看(書紀、續紀、同考證、古事類苑法律部)

シフイテ 四分一 銅四分の一銀を混合せるもの、贓銀なり、種々の小器具に作る、その色灰黒なり(倭訓栞)室町殿日記に、御簀子すみりの金の四分一にてしかるべく候、製銀奇貨に、合四分一、方銅十銀二銀五分、但銅に銀を四ツと分合す、故に四分一の名ある也、右共に吹合せ用、但其位下品の四分一なり、又方銅十銀五銀五右同法、是中品の四分一なり、又方銅十銀六銀七右、同法、是上々の四分一にて、宗珉、宗與などの用ひられし地がねなりと見えたり、

シフ井ワカシフ 拾遺和歌集 卷二 十卷 二十一代集の一、後拾遺の序に、古今後撰集に入らざる類を撰集したりと雖も、二集の歌多く撰に入り、且つ萬葉集等を讀み誤れるものあり、賀茂眞淵は、拾遺集は、何處のかたへの人の書き集りしと見えたり、

シフガフシタウ 習合神道 兩部習合神道を云ふ、シシタウを見よ、

シフガフマヌ 十合樹 樹の一種、種類甚だ多し、好古小録に、二月堂十合樹、今樹の八合六勺に當れりといひ、古今要覽稿に、天正十合升、東寺文書に、天正九年の十合樹といふもの見ゆ、是多聞院日記に、所謂十合とおなじきものなるべし、但一段の地にて、此の樹二石四斗を得といふによれば、一段の地にて六合六勺有奇をうべし、此の樹の六合六勺は、今京樹の五合四勺有奇にあたる、といへり、

シフギ井 集議院 名義 明治初年博く衆議を諮詢する所 起原 明治二年七月始めて置き、公議所の事務を繼續す、同四年八月太政官の左院の被管と爲る、初め三年九月に會議を續し、諸議員をして其藩に歸らしめ、唯二七日の日を以て諸建言を受くるのみとなりしを、又之を左院の被管と爲す、六年六月廢して其事務を左院に併す(法令全書)

シフク 時服 名義 王朝時代皇親以下諸臣に春秋或は冬夏二季の服料を給ふを云ふ 起原 皇親大寶の制、皇親十三歳以上に給ふ、春は纁二匹、絲二匹、布四端、整十口、秋は纁二匹、綿二匹、布六端、鐵四挺、其乳母には纁四匹、絲八端、布十二端を給へり、其後諸司に時服を給ふに及びて、皇親の時服は王祿と稱せり、聖武天皇天平三年六月、阿波備前備中等の戸座に各時服を給ひ、冬極纁一匹、綿六匹、夏極布三丈を給へり、同十七年無位皇親は上日一百四十日に滿たざるものは時服を給はず、桓武天皇延暦六年六位諸王は、六位官に任ざれば官祿を給ひ、七位官は王祿を給はしむ、十七年大藏省藏部二十人に夏冬服

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校 起原 肥後國玖摩郡人吉城外小路 天明六年藩主相良長寛、細井紀徳を聘し、文武館を城内府本に創立し、文を習教館、武を郷義館と稱す、享和二年二月焼失、文化元年今の地に建つ、同十四年二月又焼失す、文中再び建立、文久二年復延焼、慶應元年文館を城内上原に、武館を城内府本に建つ、明治四年に至り之を廢す(日本教育史資料)

シフコジツシユ 集古十種 卷八十五 卷、東陽堂發行本十冊、郁文舎刊行本二十一冊、執

シフケ 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフカ

シフカハノコホリ 澁川郡 所在 河内國 起原 書紀用明天皇二年秋七月の條に始めて見たり 起原 用明紀澁河、神名式、後紀、延喜式、澁川に作る、倭名抄に竹淵(タカフチ)邑智(オホチ)餘戶、跡部(アトベ)賀美(カミ)等の郷あり、郡名考「シフカハ」と稱し地誌提要又「シフカハ」と訓す、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シフカハミツヨリ 澁川滿頼 名號 入道して道鏡と號す 澁川義行の子 起原 左近衛將監石兵衛佐等となる、應永二年十二月今川了俊に代りて、筑紫探題に補す、文安三年三月卒す(野史)

シフカハリウ 澁川流 澁川伴五郎の創めたる柔術の流派 伴五郎は關口氏業につきて柔術の

シフカ 飾考) 使部 「ツカハレ」と訓む、公事によりて驅使せらる、卑職、六位以下八位以上の子弟の年二十以上なるを撰びて、上中下の三等に分ち、上等を大舍人、中等を兵衛、下等を使部とす、太政官、八省、寮、司、職、寮坊以下の司々に置く、人數は官職の條の表を見て知るべし、後世太政官の外地方官方の史生は世襲となり、其家定まり(令義解、黃白問答、地下諸役人錄)

シフアケ 十惡 王朝時代の罪名、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、内亂の十罪をいふ、書紀持統天皇六年七月乙未の條に、「大赦天下、但十惡盜賊不在赦例」とあるを初見とす、大寶律制定の時、不睦内亂の二罪を除きて、これを八虐と稱せり、最重罪とす、八虐(ハチヤヤク)參看(書紀、續紀、同考證、古事類苑法律部)

シフイテ 四分一 銅四分の一銀を混合せるもの、贓銀なり、種々の小器具に作る、その色灰黒なり(倭訓栞)室町殿日記に、御簀子すみりの金の四分一にてしかるべく候、製銀奇貨に、合四分一、方銅十銀二銀五分、但銅に銀を四ツと分合す、故に四分一の名ある也、右共に吹合せ用、但其位下品の四分一なり、又方銅十銀五銀五右同法、是中品の四分一なり、又方銅十銀六銀七右、同法、是上々の四分一にて、宗珉、宗與などの用ひられし地がねなりと見えたり、

シフ井ワカシフ 拾遺和歌集 卷二 十卷 二十一代集の一、後拾遺の序に、古今後撰集に入らざる類を撰集したりと雖も、二集の歌多く撰に入り、且つ萬葉集等を讀み誤れるものあり、賀茂眞淵は、拾遺集は、何處のかたへの人の書き集りしと見えたり、

シフガフシタウ 習合神道 兩部習合神道を云ふ、シシタウを見よ、

シフガフマヌ 十合樹 樹の一種、種類甚だ多し、好古小録に、二月堂十合樹、今樹の八合六勺に當れりといひ、古今要覽稿に、天正十合升、東寺文書に、天正九年の十合樹といふもの見ゆ、是多聞院日記に、所謂十合とおなじきものなるべし、但一段の地にて、此の樹二石四斗を得といふによれば、一段の地にて六合六勺有奇をうべし、此の樹の六合六勺は、今京樹の五合四勺有奇にあたる、といへり、

シフギ井 集議院 名義 明治初年博く衆議を諮詢する所 起原 明治二年七月始めて置き、公議所の事務を繼續す、同四年八月太政官の左院の被管と爲る、初め三年九月に會議を續し、諸議員をして其藩に歸らしめ、唯二七日の日を以て諸建言を受くるのみとなりしを、又之を左院の被管と爲す、六年六月廢して其事務を左院に併す(法令全書)

シフク 時服 名義 王朝時代皇親以下諸臣に春秋或は冬夏二季の服料を給ふを云ふ 起原 皇親大寶の制、皇親十三歳以上に給ふ、春は纁二匹、絲二匹、布四端、整十口、秋は纁二匹、綿二匹、布六端、鐵四挺、其乳母には纁四匹、絲八端、布十二端を給へり、其後諸司に時服を給ふに及びて、皇親の時服は王祿と稱せり、聖武天皇天平三年六月、阿波備前備中等の戸座に各時服を給ひ、冬極纁一匹、綿六匹、夏極布三丈を給へり、同十七年無位皇親は上日一百四十日に滿たざるものは時服を給はず、桓武天皇延暦六年六位諸王は、六位官に任ざれば官祿を給ひ、七位官は王祿を給はしむ、十七年大藏省藏部二十人に夏冬服

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

シフケウクワン 習教館 舊人吉藩の學校

ジフコ—ジフサ

れも縮寫したるものなり... 邦古代よりの書畫印章器物金石文等を、原物の通り...

ジフコダイシ

十五大寺 東大寺、興福寺、藥師寺、元興寺、西大寺、法隆寺、法華寺、新...

ジフサ—ジフジ

保管樹の十合をさすかするべからず、たゞし長保の樹の十三合ならば、今の一升二合六勺一撮にあたる...

ジフサンダイシフ

十三代集 (一)古今、後撰拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今、新勅撰...

ジフサンフツ

十三佛 佛教にて不動、釋迦、文殊、普賢、地藏、彌勒、藥師、觀音、勢至、彌陀、阿...

ジフジ

十字 鎌倉時代に餅を云ふ、吾妻鏡建久四年五月十六日の條に、富士野御狩之間、將軍家...

ジフジ—ジフセ

ふ)親に孝行にて行儀正しき人なりしが、奢侈者にて衣服、諸道具、飲食皆華麗を盡せり、蒸餅を食するに、蒸餅の上に拆きて十字を作されば食はざりしと也...

ジフシクワンケイツ

十四卷系圖 尊卑分脈(ソシヒンミヤク)を見よ、

ジフセイクワン

集成館 舊小田原藩の學校、諸稽古所ともいふ、シヨケイコヨシを見よ、

シラセイクワン

集成館 舊白杵藩の學校、諸稽古所ともいふ、シヨケイコヨシを見よ、

ジフコ—ジフサ

藤稻葉兩人を以て學頭となす、藩士をして上校修學せしむ、明治元年別に一校を郭外に設け、名稱を集成館と定め、學規を改革す、又一校舎を海添村に設け、下士の子弟を教育す、暫くして之を集成館に合す、同四年廢藩置縣に及び、文武諸館共に廢す、同六年有志者協同して假學校を設立し、學則等藩校の制に依り頗る修飾を加ふ、幾干もなく學制實施に會し小學校の基礎となる(日本教育史資料)

ジフセイリウ

集成流 波多野直好の創めたる劍術の流派、直好諸流を集めて派をなせしを以てこの名あり、土岐次郎兵衛重次此流を唱へて名あり(聖劍叢談)

ジフゼンシ

十禪師 内供奉(ナイクア)を見よ、

ジフゼンノキミ

十善君 天皇を稱す、佛教にて十善とは十惡の反對にて、四十二章經に「衆生以三十善爲善、十事爲惡」とありて、前世に十善戒を保てる功德によりて、今世に國王に生れ給へるを云ふ、十善とは、不殺生、不盜偷、不邪婬、不妄語、不惡口、不兩舌、不綺語、不慳貪、不瞋恚、不邪見を云ふ、圓融院御受戒記に、寛和二年三月廿二日庚寅侍臣曰、(中略)十善之主、既富春秋、其猶如此、我等何益(下略)保元物語新院御遷幸事の條に、新院(崇徳)を讃岐國へ遷し奉るべき由を奏聞す(中略)十善の君、萬乘の主、先世の宿業をばのがれ給はずと思召慰むはしとぞ成けるしと見えたり、

ジフタイシ

十大寺 大安寺、元興寺、弘興寺、藥師寺、四天王寺、興福寺、法隆寺、崇福寺、東大寺、西大寺の十箇寺をいふ、各條參看(拾芥抄)

ジフテフイツホン

十帖一本 一束一本 (イツツクイッポン)を見よ、

ジフセ

ジフセ—ジフテ

ジフテ—ジフニ

ジフテンラク 十天樂 名義 唐樂、沙陀調十五曲中の一、古樂にて中曲、ジフテンラクとも訓む、聖武天皇東大寺講堂を慶し、笛師常世弟魚に勅して之を作る、凡堂を慶し供華に之を奏す、舞無し(禮樂志)

ジフニシ

十二支 「エト」を見よ、

ジフニシヨバン

十二支小判 名義 古金貨の一種、小判の極印に、十二支の形を用ひたる故に名づく、性質 縦一寸四分五厘、横一寸零分五厘、重き二匁、極印の卯なるは、十二支卯の字小判といふ(金銀銅錄)

ジフニシヤウ

十二神將 佛教にて毘羯羅、招杜羅、眞達羅、摩虎羅、波夷羅、因達羅、珊底羅、伽爾羅、安底羅、迷企羅、伐折羅、宮毗羅の十二大將を云ふ、實には藥師十二神將と云ふ(佛像圖彙)

ジフニテウシ

十二調子 十二律(ジフニリツ)を見よ、

ジフニテン

十二天 佛教にて、地天、月天、毘沙門天、風天、水天、羅刹天、梵天、日天、伊舎那天、帝釋天、火天、炎魔天を云ふ(佛像圖彙、佛教いろは辭典)

ジフニバウ

十二坊 上品蓮華寺をいふ、ヨウヤウホンレンダウイッを見よ、

ジフニヒト

十二單 女官の正裝をいふ、着法 上につまみ、次に紅袴、次に單、次に五衣、次に打衣、次に表著、次に唐衣、次に裳を著用す、唐衣は十二單の稱は、もと五衣十二領重ねたる下に、單衣を著たるにほじまれりといふ、増鏡に、伏見天皇の中宮の御裝を叙して「紅梅の十二の御衣に、同じ色の御ひとへ、紅の打ちたる萌黄の上著云々」とあるもの、即ち十二單なり、また源平盛衰記に、女

ジフニ—ジフネ

院御入水の事を記して「彌生の末の事なれば、藤重の十二單の衣をめきたり云々」とあれば、既に此の頃より云へり見えたり、後世五衣にても、唐衣、裳を打掛けたるを指して十二單と稱せり、尙「イッ、ギメ」及び衣服並に女房裝束の挿圖を參照すべし(裝束甲冑圖解)

ジフニシヤウ

十八組 江戸時代、京都市街の市人を十人づゝに組を定め、其組中に、一人にても悪行の者あらん時には、同組の者、悉く同罪たるべしと爲す、其組を稱していふ、慶長八年十二月始めて之を置く、五人組(ゴニンガミ)參看(徳川實紀)

ジフニリツ

十二律 音樂の調子の上に、生ずる音名の總稱なり、十二調子ともいふ、其内陽六を律と爲し、陰六を呂と爲す、天地自然の音聲をうつしたるものなり、而して聲の呂律あるは陰氣の陰陽あるが如し、其呂に屬する者は、壹越、平調、下無、無、雙調、神律に屬する者は、斷金、勝、絶、雙調、黃鐘、盤涉、上無之を十二律といふ、此が居位を定むれば、即ち壹越斷金平調勝絶下無雙調、黃鐘、盤涉、神律、上無となす、此の十二律に宮、商、角、徵、羽の五音を配して、音樂の基礎と爲す(歌辭目)

ジフヌリエホシ

澁塗烏帽子 名義 柿澁色の漆を塗りたる烏帽子をいふ、柿澁にて塗りたるにはあらず、澁塗烏帽子の名は、もと塗り色の名なれば、これに立烏帽子もあり、細烏帽子もあり、其他種々あるを以て、製作は、烏帽子並に各條につきて見るべし(貞丈雜記)

ジフネノラウチヤウ

十年勞帳 叙位の時、六位諸司の年勞を積みて叙爵すべき者を、外記の勘察する文をいふ、蓋し六位諸司は十年勞を以

ジフハ—ジフフ

て叙論する例なる故なり(江次第抄)江次第に、主上被仰云、早久、執筆大臣御音稱唯、置筋左、先開見第二宮文、次第移之於第三宮、唯留二十年勞帳取...

ジフハ

入破 破(ハ)を見よ、

ジフハカマ

四幅袴 「ヨノバカマ」を見よ、

ジフハチマツダヒラ

十八松平 松平氏の本支族十八家をいふ、松平氏三河に興起してより...

ジフバンウラガキ

十判裏書 江戸時代訴訟文書の名、評定所より發する裏書に、三奉行十人の捺印あるものないふ、憲教類典に、寛保二年、訴訟、一、在方之相掛り候出入、江戸より十里餘は十判裏、一、近在之相掛り候出入は御代官之添手紙遣す、一、在方之もの、公事訴訟に付逗留中雜用金滯出入、平日十判裏書、一、店かし並出店之もの遠國者之相掛り候出入、訴訟人所之入別に不入候は十判裏書不遺しと見えたり、

ジフバンギリノバンシ

十番切番士 江戸幕府の時、十番切の間(曾我五郎時致が十番切の繪を壁に畫かきし間)に勤仕する番士をいふ、元和二年九月、書院花鳥番士六十人を選びて四組となし、世子家光に附し、此間に勤仕せしむるに始まる(徳川實紀)と見えたり、

ジフファイチタイツギシナフ

十分一六

ジフマ—ジフラ

豆銀納 江戸時代、石代納の一種、上方筋に於て行はる、如年貢なり、總取米十分一を石代として、其價一定するものあり、又年々定まるものあり(地方凡例録、大日本租税志)

ジフマイツクリノワウゴン

十枚作黄金 常の金十枚を以て一枚に作りたる黄金をいふ、徳川實紀に、十枚作の黄金十枚あり、

シフクワン

思文館 舊原藩(もと府中)の學校(所傳對馬國下縣郡舊國府町)に命じて設立せしむ、講學方と稱す、文化十年二月十一日、義實藩士村縫殿の宅址に學舎を設置し、思文館と稱す、元治元年に至り、日新館に合す(關東地誌二百二十坪、建坪五十七坪(日本教育史資料))

ジフモンシノモン

十文字紋 紋所の名、棒二本を十字形に交叉したる紋を云ふ、大草家にて家紋に用ひたり、思ふに其初めは矢筈を交叉したる形に象りしなるべし、島津氏も初め之を紋とせし、後に之に丸を加へ、櫻の形になして用ひたり、又數字の十文字にかたりたるものあり、野々山氏之用ふ、島津氏の十字を用ひたるは蒙古襲來繪圖に見えれば、鎌倉の頃既に用ひたること明なり(見聞諸家紋、武鑑)

ジフモンシヤリ

十文字鍵 鎌鐘(カマヤリ)を見よ、

ジフラク井

十樂院 所在山城國愛宕郡、舊址詳かならず(東大寺門跡の一) 關原藩(安元二年六月建禮門院、父贈左大臣平時信の菩提を吊はんが爲めに、十樂院の墓所に精舎を建て、供養を行ふ、後伏見天皇の皇子尊道親王にて廢絶す(諸門跡傳、山城名勝志))

ジフラ—ジフロ

〇忠尊 顯尊 圓仙 忠雲 仁慶 尊性 茂仁 取守 道玄 慈道 行圓 道照 道澄 尊圓 尊道

ジフラク井ノウヘノミササキ

十樂院上陵 花園天皇の御陵、山城國京都市上京區粟田町に在り(高さ一丈許、周圍十二丈許(諸陵考、陵墓一覽))

ジフラクカウ

十樂講 淨土の十樂を講讀する法會を云ふ、往生要集に、今舉十樂而讚淨土、尙如一毛之語(大海、一、聖衆來迎樂、二、蓮華初開樂、三、身相神通樂、四、五妙境界樂、五、快樂無退樂、六、引接結緣樂、七、聖衆俱會樂、八、見佛聞法樂、九、隨身供佛樂、十、增進佛道樂也)と見え、十訓抄に、鳥羽院の御時十樂講の次に御遊ありけり云々、續教訓抄、又體源抄などにもこの名見えたり、

ジフリシハウテツバウアラタメ

十里 四方鐵炮改 江戸幕府の職名、江戸の十里四方以内に於ける鐵炮のことを支配す、職員一人、大目附よりこれを兼ね、老中の所管なり(官制沿革略史)

ジフリン井

十輪院 新元興寺(シヅカヤンゴウジ)を見よ、

ジフリン井ニフタウサキノトイダイシ

十輪院入道前内大臣 中院通秀(ナカノキヤミミサヒテ)を見よ、

ジフリヤウ

十陵 近墓(キンボ)を見よ、

ジフロクシヤ

十六社 朝廷奉幣の爲に定めし十六社を云ふ、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、石上、大和、大神、廣瀨、龍田、住吉、丹生、貴布禰等の神社をいふ、伊勢を除きては皆畿内なり、紀略に、昌泰元年五月八日祈雨奉幣十六社と見えたり、

とあり、村上天皇康保三年閏八月廿一日止雨の爲めに十六社に奉幣せられしこと見えたり、社名詳かならず、拾芥抄に始めて右の如く社名見えたり、

ジフロクタイボサツ

十六大菩薩 佛教にて金剛界の金剛薩埵、金剛王、金剛愛、金剛喜、金剛寶、金剛光、金剛幢、金剛咲、金剛法、金剛利、金剛因、金剛語、金剛業、金剛護、金剛牙、金剛拳の十六菩薩を云ふ(佛像圖彙)

シヘイ

紙幣 紙を以て貨幣に代用せしもの、紙錢の類にして札と稱す、金銀貨、及び錢貨に交換するを以て、金札、銀札、錢札等の名あり

シヘイ

紙幣 紙を以て貨幣に代用せしもの、紙錢の類にして札と稱す、金銀貨、及び錢貨に交換するを以て、金札、銀札、錢札等の名あり

(札官政本)

元和年間四月より著手し明二年六月に至り製了し、其高四千八百九十七萬三千九百七十三兩一分三朱なり(其中、九十七萬三千九百七十三兩一分三朱は、發行せずして燒棄す)然れど政府の信用厚からざるにより、正金と並行せず、時の相場を立て、之を通用す、

ジフロ—シヘイ

二年四月、正貨と紙幣との間に差を立つることを禁じ、十三年間を五年間に短縮し、引換の方法を明示せり、尋で二年九月民部省通商司をして、二分、一分、二朱、一朱の小紙幣を發行す、其高七百五十萬兩、世に之を民部省札といふ、四年十月、官省の札増發の爲め、及び二分金外出豫防の爲め、爲換座三井組の名義を以て大藏省兌換證券を發行し、金札と引換しむ、其高六百八十萬兩なり、五年一月、北海道開拓事業の爲め開拓兌換證券を發行す、其高二百五十萬兩なり、五年四月、藩札を始め、從來發行せし紙幣を止め、新に獨逸人組合のビートンブルフ會社にて、百圓、五十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、半圓、二十錢、十錢の九種、其高一億圓を製造せしめたるものを發行し、六年より國立銀行紙幣を發行す(十年西南の役、西郷隆盛私に紙札を製して之を使用す、世に西郷札と稱す、サイカガウサツ(參看)十二年外國人の手によらず紙幣を製造し、十四年二月より一圓、五圓、十圓の三種を、十五年に半圓、二十錢を發行して、獨逸製の紙幣と交換す、十七年五月兌換銀行券條例を發し、紙幣を廢し、日本銀行をして兌換銀行券發行高に應じ發行せしむ、二十九年三月國立銀行紙幣通用期限を三十二年十二月九日迄として通用を停止し、兌換券のみを通用發行せしむ、三十年十月金貨本位採用により一圓紙幣を廢す(現今使用は未回収の分)而して現今銀行券の種類は五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の六種とす(大日本貨幣史、法令全書、古事類苑貨部)

シヘキヒケ

四壁引 檢地(ケンチ)を見よ、

シホアヘモノヤク

鹽和物役 武家にて魚を鹽漬したる物に課したる雜稅、永祿三年三月北條氏康下知狀に、二年間相模藤澤宿の鹽和物役を

シホカ—シホジ

免すべき由見えたり、

シホガマノジンシヤ

鹽竈神社 陸奥國(今陸前國)宮城郡鹽竈一森山(陸奥の一宮、鹽竈明神と稱す、現今國幣中社) 鹽竈御雷神、經津主命、鹽土老翁大神(鹽竈を以て靈形とす、釜凡そ四口、徑各四尺八寸、今本社之南、龍神社即ち是なり) 關原藩傳に云、上古健甕經津主の二神、葦原中國に天降りて、荒振る神を平げ給ひし時、岐神(鹽土翁と同體なりと云)を嚮導として、諸國を周り平げて此地に至り、威靈盛なりしと、然して神號の出處、古來傳説紛々として一定せず、且つ宮社も何地に在りしか詳かならざりしと云ふ、慶長十二年夏伊達政宗千家山頭に社殿を經營し、貴船只洲兩社を以て配合す、元祿六年網村、只洲宮を古内邑に遷して別社と爲し、更に此地に造營し、健甕命を左宮と爲し、經津主命を右宮と爲し、岐神を別宮と爲し、三座を併せて陸奥國一宮正一位鹽竈大明神と號す、寶永元年九月、祭田百七十石の地を寄附し、社家廿九人に五百五十二石餘の地を賜ふ、祭日正月廿八日臨時祭、七月十日神事流鏑馬を行ふ、降りて明治七年十二月志波彦神社を此地に移し、尋で國幣中社に列せらる(奥羽觀跡聞老志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

シボクサンサウ

四木三草 江戸時代に桑、楮、漆、茶の四木、藍、麻、紅花の三草をいふ、この品は民用第一の物なるよりこれを尊び且つ稅を課したり(小物成「モノナリ」參看)是等の物は皆上畑にて他の畑よりも上に位したりと云ふ(地方凡例録)

シホジリ

鹽尻 鹽竈寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり(鹽竈寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり) 鹽竈寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり(鹽竈寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり) 鹽竈寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり(鹽竈寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり)

江戸時代における史實を研究するには參考とすべき、

シホチー—シホノ

と多し、本書も千巻近くありしも散佚して傳はら

シホテ

鞍の前後、後輪に各二所づゝ著く

シホノヤクウイン

世弘、字は毅侯、號を宥陰、又は九里香園と云ふ、甲藏

シホノ

と、父歿後帷を下し母を養ふ、家道貧にして盡す能は

シホノヤクノコホリ

起原延喜式に始めて見たり、關西の倭名抄に、山

シホハ—シマツ

鹽屋に復し、元祿帳鹽谷に作りて郡名考又鹽屋に復

シホハマネンク

一、鹽を製造する所より收むるもの、地方凡例録

シマガミシモ

の肩衣を用ひたる上下、關西上下共に同質を以て製

シマクバウ

島公方 足利義種(アシカガヨ

シマタマゲ

島田藩 斐(カミ)の條を見よ、

シマツイヘヒサ

島津家久 名義通稱



(押花久家)

シマツウチ

島津氏(薩摩鹿兒島) 姓は惟

和三年七月參議に任じ、九月松平の稱號を賜ひ、改

シマツウチ

に居る、師久檢非違使となり薩摩を管領し、氏久越

シマツウチ

齊興 齊彬 忠義久 忠重

シマツウチ

久柄 忠持 忠徹 忠亮

シマツウチ

シマツウチ

シマツウチ

シマツウチ

シマツ

齊彬の意見は、前に述べたがごとく開國に在る事勿論なりと雖も、俄に之を決する事は時勢の許さる所なるが故に、まづ之を邊鄙の孤島琉球に試み、かれて操縦便宜に従ひ、努めて外船をして内地に渡來するの期を緩うせんとし、正弘また之を賛し、軍制兵器の改革外籍の研究等に力を注ぎ、徐ろに開國の歩調を進めん事を企圖せるなり、かくて齊彬は歸國の後直ちに琉球の措置を命じ、更に海岸を巡視して砲臺の築造を命じ、武器製造局を創設する等、著々と治蹟頗る見るに足るもの多し、四年齊彬の讓を受けて封を襲ぐ、是より先齊彬家臣に命じて蘭籍を學ばしめ、自らもまた研鑽を怠らず、以て軍艦兵器等の改革に資せんとし、早くより反射爐を造りて巨砲を鑄造し、或は砲臺を改築し、また火藥製造の方法を研究して、所謂薩摩火藥の名聲各藩に響き、更に水雷、地雷、電信の諸機械をも、洋籍につきて模造し、みな試験を経て其功を確め、之を利用するに勤めたりしが、已に封を承くるに及び、益々精勵奮勵して、意を政治に用ひ、齊彬の名は、夙に四方に傳播して、志士の欽慕する所たりき、尋で同六年上書して大砲船(軍艦の意なり)を作らん事を乞ふ、幕府之を許可し、更に託するに幕府の軍艦四艘製造の事を以てす、翌年末に至りて皆竣功す、齊彬また勤王の志あり、嘉永四年閏七月には古笥を、翌五年には名刀二口を閣下に奉獻し、並に勅答あり、安政二年に至りて慶賀の御製を賜ふ、曰く「武士も心あはせて秋津洲の國は動かす共に治めん」と、齊彬感激、身を以て王室に盡さんことを期す、此時に當り幕府は開國の意志を抱きしも、時勢に制せられて之を執行する能はず、水戸烈公一派の類に攘夷説を唱ふるに苦しめられ、外は外國公使の開國を迫るありて、非常の困難を極めし

シマツ

際なりしが、老中阿部正弘は從來の歴史的愛情を捨て、齊彬の勢力才能に依頼する必要を曉り、遂に一歩を進めて、齊彬の養女を將軍徳川家定に納るの策を按じ、齊彬また之を諾して幕府の爲めに一臂の力を添へんとし、同三年政略的結婚は結ばれたり、然るに翌四年に至りて正弘は卒し、齊彬と正弘との間に企てられたる計畫は凡て水泡に歸したるのみならず、五年七月齊彬また病に罹り、同月十五日を以て遂に薨す、時に年五十五、文久二年將軍家茂從三位權中納言を贈叙し、三年また朝廷より同じく從三位權中納言を贈らる、後其靈を崇めて照國神社と稱す、明治二年更に贈從一位の宣命あり、十五年十二月神社を以て別格官幣社に列せられ、三十四年五月また正一位を贈らる、齊彬英明にして治國に通ず、早く外國の文明を封内に輸入して開國の準備を爲し、また老中阿部正弘を輔けて、外交政策に盡せる等、功蹟見るに足るもの頗る多く、殊に自ら外籍を研究して、其文字に通じたるが如きは、蓋し齊彬の識見を大にするに與りて力ありしに似たり(家譜、贈從一位島津齊彬公略傳)

シマツヨシヒサ

島津義久 島津義久の長子、義弘の兄、入道して龍伯といふ、薩摩國貴久の長子、義弘の兄、水祿七年三月正五位下に叙し、修理大夫に任ず、はじめ父貴久、伊東義祐と累年兵を交へて利あらず、遂に薩摩の半國を割きて之に與ふ、既にして貴久義祐皆卒し、義祐の子祐丘柔儒にして國勢振はず、義久之に乗じて侵地を復し、また大隅日向の二州を併せ、凡て三國を領有す、島津氏の武威茲に於て盛大となり、九州の將士、風を望みて來り屬するもの多し、天正七年從四位下に陞り、十三年薩摩の守護職を弟義弘に讓る、後また屢々兵を出して筑前、筑後、肥



(押花) 義久

前、肥後、豊前の諸國を略し、また大友宗麟を滅して、豊後國を併せんとす、既にして豊臣秀吉の政權を掌握するや、九州を征服せんとするの志あり、會々前の日向の守護伊東三位入道の弟祐丘、秀吉に給仕して、本國安堵の事を望み、宗麟また上洛して、島津征討の軍起らば、其先鋒たらんことを請へるに當り、義久は、家臣鎌田某を使として、年來略取する處の八箇國の守護職相違なきに於ては、幕下に伺候すべき事を秀吉に告げたるに、秀吉は之に答へて、大隅薩摩は本領なれば、相違あるべからず、また日向、肥後、筑後は、各々半國を賜はるべし、但し日向半國は伊東の本領なれば祐丘に與へ、豊後と筑後、肥後の半をば宗麟にかへし、肥前をば毛利輝元に割讓し、筑前は御領の爲めに獻すべしと命じられたるも、義久敢て應ぜざりしかば、秀吉即ち長曾我部元親、仙石秀久、大友宗麟等を遣はして、義久を討たしむ、義久防ぎ戦ひ、却て之を破る、茲に於て十五年の春、秀吉自ら畿内、南海、北陸、山陰、山陽の軍勢二十五萬騎を率ゐて九州に下り、祐丘を嚮導として、筑前筑後を經、五月薩摩に亂入し、先鋒既に鹿兒島に迫る、義久勢屈し、剃髮染衣の姿となりて、秀吉の軍門に降る、秀吉大に喜び、舊によりて薩摩國を安堵し、また大隅日向の地を以て義弘父子並に家人等に賜ふ、後大阪に伺候して軍事を勤め、十六年七月在京料一萬石を賜ひ、三位法印に叙せらる、文祿元年征韓の役起るに及び、義弘父子を遣はし、特功ありしを以て、慶長三年徳川家康大

シマツ



(押花) 義弘

阪の五奉行と議し、義弘の封五萬石を加増す、五年關ヶ原の亂に際し、義弘石田三成に與し、大敗して本國に歸る、義久福島正則に就きて陳謝する所あり、七年四月本領安堵の御教書を義久に賜ふ、十六年正月廿二日卒す、年七十九(清翰譜、徳川實紀、野史) 島津義弘 名義通稱は又四郎、はじめ忠平、又義珍といひ、後義弘と改む、剃髮して維新と號す、義久の次子、事蹟天正十二年、兄義久の嗣となり、翌年讓を受けて薩摩守護職となる、十四年義久と共に豊臣秀吉の軍を防ぎて一時利を得しと雖も、翌年秀吉の親征に會し、勢屈して、遂に其軍門に降る、秀吉因て大隅國を賜ふ、十六年六月、從五位下侍從に叙任し、翌月從四位に昇る、文祿元年征韓の役起るや、子久保と共に兵を率ゐて海に航し、轉戦頗る功あり、四年歸朝するに及び、改めて薩摩大隅の二國、及び日向の諸縣郡を賜ふ、慶長二年再び命によりて朝鮮に航し、唐島、南原等の戦皆勳功顕なからず、就中、同三年十月、明將董一元、二十萬騎を率ゐて義弘等を泗川に圍むに際し、子家久と共に城外に突出し、奮闘して是を破り、首を斬る事三萬八千七百餘

兵を擧げしも、關ヶ原の戦に大敗し、身を以て逃れ、本國に蟄居し、陳謝して罪を俟つ、徳川家康之を追撃するの不利なるを察し、赦免して其本領を安堵す、爾來義弘國務を家久に讓り、籠居して餘生を送る、元和五年七月廿一日卒す、年八十五(清翰譜、家譜) シマナカシ 島流 流罪(ルザイ)を見よ、シマネノコホリ 島根郡 所在 出雲國 起原 續紀稱徳天皇神護景雲二年八月の條に始めて見えたり、國名抄に、朝酌(アサクミ)山口(ヤマケチ)千染(チシヅメ)美保(ミホ)方結(カタエ)賀知(カチ)千加賀(チカガヘ)多久(タク)生駒(イコマ)法吉(ホ、キ)千酌(チクミ)等の郷あり、郡名にいたりては延喜式以來今に變りなし(郡名異同一覽、國郡沿革考) シマノカミノコホリ 島上郡 所在 攝津國 起原 古の三島の地を分て此郡を置く、續紀に神護景雲三年二月、攝津國島上郡正六位上三島縣主廣調等賜姓宿禰と見えたり、書紀三嶋に作り、續紀、延喜式島上に作る、倭名抄に濃味(ノミ)兒屋(コヤ)眞上(マカミ)服部(ハトリ)高上(タカカミ)等の郷あり、郡名考、シマカミと稱し、以後之に仍る、明治廿九年三月島上島下二郡を廢し、三島郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) シマノクニ 志摩國 所在 西日本 伊勢、東南及び北三面海に臨む、東西凡三里、南北凡七里、東海道に屬す、地脈西北より來り、海表に盤互曲折して港灣を抱き、土壤稀少瘠瘠、但鱒介の産に饒かなり、國名抄に古へ島に作る、持統天皇の御宇國造見えたり、もと一郡を管し、養老三年佐藤郡を置く、國府を英虞郡に置く、(今の國府村是なり)建武中興、北畠顯能伊勢國司を以て本國を兼知す、州の豪族橋

シマノコホリ 志摩郡 所在 筑前國 起原 古へ島郡と稱す、推古天皇十年夏四月戊申朝、將軍來目皇子、到于筑紫、乃進屯三島郡、而築三島船運軍糧、と見えたり、續紀三島に作り、延喜式志摩に作る、倭名抄に、韓良、久米(クメ)登志(トシ)明敷(アカシキ)鶴永、川邊(カハノ)志麻(シマ)等の郷あり、拾芥抄以後志摩に作り、今之に従ふ、明治二十九年怡土郡と合併して糸島郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) シマノシモノコホリ 島下郡 所在 攝津國 起原 古の三島の地分れて此郡となる、續紀書紀三島、延喜式島下に作る、倭名抄に新野(ニヒヤ)宿

六國史	延喜式	拾芥	古國郡名考	明治沿	新郡
塔志	答志	同	同	同	同
英虞	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

シマハラ

人、安威(アキ)濃積(ホヅミ)等の郷あり、郡名考、シマシモと稱し、以後之に従ふ、明治廿九年島上郡と共に廢せられ、三島郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シマハラシヤウ

島原城

高來郡島原の東北偏北、肥前軍記に、天正十二年三月、島津豊久三千騎にて有馬へ渡海し、森嶽を城にこしらへ、營二三所かまへ龍造寺勢を待つと見ゆ、森嶽は島原の舊地名なり、龍造寺後有馬氏の屬寨たりしが、元和四年松倉重政(元和二年に封す、領四萬三千石)之を修築し治城とす、子重次の時、寛永十四年十月、耶蘇教徒蜂起して當城を圍む、時に城主江戸に在り、留守兵苦戦して之を却く(シマハラノラン)を見よ、翌年二月亂平きて後、重次封を奪はれ、高力忠房之に代る、寛文九年松平忠房又之に代る、忠祇に至り宇都宮に移り、寛延二年戸田忠辰之に代り、安永二年忠祇の子忠恕食邑七萬石に復封す、子孫傳へて明治維新に至る(原城紀事、武鑑、徳川加除封録)

シマハラノラン

島原亂

見るべし(肥前)戰國時代の末に當り、耶蘇教徒始めて吾が國に入り、忽ち四方に傳播して、之を信する者多し、豊臣秀吉、徳川家康相尋で天下の權を握るに及び、其異圖を識し國家に害あるを察し、嚴令を敷きて之を禁す、然れども浸染の久しき、餘孽殘兇なほ九州地方に潛匿し、殊に肥前國島原有馬の地は其巢窟たり、領主有馬直純制すること能はず、家康即ち直純を日向延岡に移し、元和元年松倉重政を封じて、異教の徒を逮捕せしむ、重政銳意之に當り、教徒等稍々屏息し、改宗する者また夥からず、重政の子重次暗愚にして政を怠る、教徒機に乗じ、耶蘇教再び振ふ、時に大矢野松右衛門、千束善右衛門、大

シマハラ

江源右衛門、森宗意、山善右衛門の五人、小西行長の遺臣にして、熱心なる教徒なり、密に異教を復興し、かねて權威を弄げんとし、天草四郎時貞を奉じて主將に仰ぎ、盛んに愚民を誘ひ、徒黨を結び、島原城を襲はんとす(肥前)城主松倉重次時に參觀して江戸に在り、家臣等之を征せんとし屢々利を失ふ、反徒漸々猖獗を極め、肥前天草の教徒また兵を擧げて之に應ず、富岡の城代三宅藤兵衛討して大敗し遂に戦死す、事幕府に聞ゆ、將軍家光即ち板倉重昌を遣はし、又西國の諸侯に令して之を援けしむ、重昌等寛永十四年十一月島原に達し、寺澤、有馬、細川、鍋島等の諸侯を督して戦ひしも、賊勢容易に衰へず、十二月に到り、天草時貞等有馬氏の古壘原城を修して之に據る、原城は有馬村の南端に在り、頗る險要の地たり、時貞等三萬餘人を以て籠城し、部署を定め、號令を布く、故を以て賊徒益々振ふ、是より先家光、賊勢盛んにして、速かに鎮靖すべからざるを見て、十一月廿七日更に老中松平信綱、及び大垣城主戸田氏鐵を上使とし、島原に赴かしむ、重昌等之を聞きて功無きを耻ぢ、信綱等の到着前に原城を陥れんとし、十二月廿九日を期し、諸軍齊しく城に肉薄せんとす、其日會々大雨ありて果さず、超えて十五年正月元日、有馬氏の兵先鋒として賊と戦ひ、敗れて退く、松倉鍋島二氏の兵亦利あらず、重昌諸軍の進まざるを見、獨り手兵を率ひ、堀を踰え壁に攀ぢ、殊死して戦ふ、賊望見して其將たるを知り、群がり來りて之を撃つ、重昌遂に流丸に當りて戦死す、幕軍傳聞して志氣沮喪し、敗兵を收めて各々其營に退く、三日信綱氏鐵島原に著し、四日有馬に到る、信綱、細川忠利、鍋島勝茂、黒田忠之、立花宗茂、有馬直純、寺澤堅高、松倉勝家等の總軍十二萬四千餘人を督し、

シマハラ

原城に迫り、長圍の陣を張る、又長崎在留の蘭船、及び黒田細川の諸將をして、海上より城中を砲撃せしむ、賊勢稍々挫く、二月廿一日時貞等策を定めて城外に突出し、黒田、寺澤、鍋島、立花の陣を襲ふ、諸將奮戦して之を退く、尋で廿七日總軍並び進んで城を攻撃し、遂に外廓を陥れ、廿八日牙城を抜きて時貞を誅す(肥前)三月一日信綱、諸將に命じて城を毀たしめ、尋で時貞以下の兇徒を城外に集し、數日を経て、時貞の首を長崎に送り再び之を梟す、信綱又諸將を勞し、兵を收めて領國に歸り、後命を俟たしめ、四月廿六日江戸に著し、將軍に謁して狀を陳す、幕府、將士の賞罰を定め、松倉重次及び弟重頼、寺澤堅高の封を奪ひ、高力忠房を島原に、山崎家治を富岡に移し、更に鍋島勝茂、榊原職直を閉門に、松平行隆を改易に、牧野及び林を叱責に處し、石谷貞清、板倉重矩は登城を禁せられたり、尋で又重次を訊問し、政道殘虐の故を以て死を賜ひ、重頼を保科侯の第に禁錮す(藩翰譜、徳川實紀、原城紀事)

シマハラ

字舞

舞樂にて、舞人の姿文字の形に立並ぶ舞をいふ、我國にては、應天樂一曲のみと云ふ、樂府雜錄に、字舞以舞人亞身於地成字也とあり、南宮譜に云、應天樂承和大嘗會之時、清上所作也、於應天門、以舞之、以舞人成文字と見えたるものは、此字舞に製したるなり(歌舞品目)

シミツケ

清水家

徳川氏の分家にして三卿の一、トクガハツケ(清水の部の條を見よ)、シミツタニウチ 清水谷氏 姓は藤原、西園寺太政大臣公經の次男實有を祖とす、實有正二位權大納言となり、左近衛大將を兼ね、正元二年四月薨す、又一條とも大宮とも號す、羽林家の一、世々將官を歴て權大納言に至る、筈を家業とす、子孫相繼

シミツケ

きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、有職中抄、華族諸家傳、華族譜)

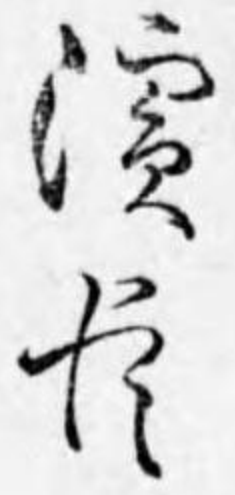
○實有

公持 公藤 實連 公有 實材
公勝 實秋 公知 實久 公松 實任
公榮 實業 雅季 實榮 公美 陳季
公壽 實揖 公正 實睦 公考 實英

シミツケハマオミ

清水濱臣

支長といふ、泊泊舎また月齋の號あり(肥前)諸家世々醫を業とす、濱臣長するに及び、其業を襲きたれども、幼より和歌を好み、國典を修むるの志あるを以て、遂に村田春海の門に入る、濱臣思想高妙にして頗る文筆に長じ、殊に博聞強記なりしかば、春海もまた之を愛したりといへり、時に春海の門人百を以て數ふと雖も、みな濱臣を推して其巨擘と稱せり、後一家を爲す、性淡泊にして敢て人と名利を争はず、其人を教示する事極めて懇切なりしかば、門に遊ぶもの日々雲集し、關宿侯林田侯等も之を引きて優待せり、文政七年八月十七日卒す、年四十九、淺草本願寺中善照寺に葬る(肥前)伊勢物語俚言解、唐物語標註、萬葉集考註、濱臣家集、語林類聚、杉田日記、遊京漫錄、泊泊筆話、答問雜稿等數十部(清水濱臣小傳、慶長以來諸家著述目録)



(署自)濱臣

シミツケ

清水門

江戸城内郭門の一、田安門の東南に在り、今の麴町區飯田町一丁目牛が淵に添ひ、佛蘭西公使館の前に在り、往昔此邊より清水涌出せしより其名起れりと傳へらる、又淺草新堀端江北上清水寺の傳へに、彼寺本尊手觀音は、天

シミツケ

シミツケ

支那にて

長六年慈覺大師の彫刻する所なり、大師關東下向の時、武江平川に一寺を草創して安置し、寺號を清水と唱へし故、後終に地名をも清水と稱せしが慶長年中馬喰町へ移され、明暦丙丁の後、今の地に再び轉じしと云へり、此門の創建年代詳かならず、寛永日記に、元年甲子淺野但馬守長晟に命じて清水御門を建てしめらるといへり、是始めにや(門衛は一萬石以下三千石以上寄合、三箇年宛勤番、番士三人、羽織袴著、法令は竹橋門と同じ、武器には、鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ(御府内備考、殿居箋))

シミツケ

爲めに、燕京を陥れられ、帝自縊す、三桂因て援を清に乞ふ、茲に於て多爾袞、三桂と共に自成の軍を燕京に破る、自成敗死す、世祖依て都を燕京に遷す、爾來次第に江南に據れる明の諸王遺臣を破り、楊子江を渡りて鎮江を陥れ、尙ほ進んで南京福建廣東等を取り、支那本部を一定し、辦髮滿衣の令を下して、民風を一新せり、獨り鄭成功清に從はず、臺灣に據りて明の恢復を圖れり、四代聖祖(康熙帝)に至り、先づ明の降將平西王吳三桂の反亂を平げ、又鄭成功を降して臺灣を取る、康熙二十五年露國とネルチンスクに會して七箇條の條約を定め、尋で蒙古西藏及び青海地方を親征して、領土を擴張す、帝幼より學を好み、才藝人に優れ、大に碩學鴻儒を集めて、佩文韻府、淵鑑類函、康熙字典等を編述す、在位六十一年にして崩す、子世宗位に即く、在位十三年、子高宗立つ、乾隆帝是なり、治功の盛なる康熙帝に譲らず、天山南北兩路を平げ、緬甸、安南、暹羅、印度諸國を征して朝貢せしめ、青海準噶爾の反を平ぐ、學術獎勵の功亦少からざれども、在位六十年中連年の戰爭と、數十度の行幸の爲め、金穀を費すこと多く、清朝財政に苦むは是の時に起因す、宣宗の道光二十年阿片戰爭起る、初め英國は、明の時支那に通じ、清の聖祖世宗の時廣東にて貿易をなし、阿片を輸入す、然るに阿片の害毒多きを以て、高宗仁宗の時二回之を燒きしも、輸入益々盛にして、宣宗の時三萬四千兩に上れり、湖廣總督林則徐英商の阿片を燒き、其賣買を禁じ、且つ通商を禁す、茲に於て英國艦隊支那を攻撃して、廣東に上陸す、宣宗因て和議を結び、香港を讓與し、廣州、福州、寧波、厦門、上海の五港を開く、斯くて朝廷の威嚴を損するや、偶々廣西廣東の地大に饑乏、盜賊蜂起して朝廷に抗す、殊に洪秀

全と云ふもの、天主教を以て徒弟を誘惑して、外人の意を迎へ、撲清興明を標榜して、漢人の心を收攬す、之を長髮賊と云ふ、其勢猖獗にして、江南殆ど其有に歸す、國を大平天國と號し、自ら大平天王と稱す、時に文宗の咸豐元年なり、既にして秀全、道州桂陽漢陽武昌を下し、九江安慶蕪湖を陥れ、進んで金陵を取り、自ら大軍を率ゐて北京を衝かんとす、官軍微弱にして之を防ぐ能はず、曾國藩等義勇兵を募り、大に賊軍を破りしも、時偶々英佛と事を構へしを以て、賊軍を平定する能はず、清廷は南京條約以後實施を遷延し、廣東を開港せざるのみならず、廣東の官吏英船に入りて、英の國旗を辱しめ、乘組清人の犯罪者を逮捕せしを以て、英人怒り廣東を砲撃す、此の時また、佛國宣教師廣西に於て殺害せらる、茲に於て英佛連合して北清を攻め、天津に迫り、假條約を以て一旦戦局を結びしと雖も、清國は批准交換の公使を砲撃せしより、英佛再び連合して天津北京を陥れ、圓明園の宮殿を焚く、帝熱河に逃れ、恭親王を北京に遣はして條約を結び、償金千八百萬兩を出し、更に牛莊等七港を開き、九龍半島を英國に讓與す、露國も亦調停の功として黒龍江以北の地を割讓せり、かく外寇の難ありしを以て、長髮賊の勢益々猖獗を極む、朝廷乃ち曾國藩を兩江總督欽差大臣に任じ江南の軍務を督す、藩及び弟曾國荃等屢々賊を破りて、各地を回復す、文宗在位十一年にして崩す、太子載淳立つ、是を穆宗皇帝と云ふ、同治二年、米人華爾特及び英人戈登等相次で官軍を助け、曾國藩、曾國荃、李鴻章等奮戦して南京を恢復す、洪秀全勢窮まりて、自殺す、餘賊悉く平ぐ、同治八年(明治二年)日本より使を遣はし、始めて好を通ず、十一年日本領事來りて、通交の事務

を統ぶ、幾干もなくして臺灣の生蕃、日本の漂流人を殺す、日本は、生蕃を支那の領地にあらずとし、問罪の師を起して蕃人を擊破す、生蕃十八社の酋長皆降附す、清廷乃ち生蕃を其所屬なりとし、撤兵を求む、日本聽かず、後ち英國公使の調停に依り、償金を出して和議成る、同治十三年李鴻章の建議により公使を日本及び西洋各國に遣はす、帝在位十三年にして崩す、嗣なし、醇親王の子載灃位に即く、是を今上帝とす、是より先露國は西北に於て領土を蠶食し、漸次清國と境を接するに至り、一朝伊犁地方に回教徒の亂起るや、露國は邊境鎮撫を名として、同地を占領せり、亂平定後、曾紀澤を露都に遣はし、談判の結果コルゴス河を境とし、清國より露國守備費銀を賠償して和好を結ぶ、光緒九年(明治十六年)佛國は安南を保護國とし、且つ東京地方の割讓を要求せし依り、戦端を開きしが、十一年天津に於て和を約し、佛國の要求を承認せり、光緒二十、廿一年(明治廿七年)韓國の事に因り日本と兵を交へ、連戦連敗の結果李鴻章を日本下ノ關に遣はし、交渉の結果朝鮮の獨立を承認し、償金三億圓を出し、遼東半島及び臺灣澎湖島を割讓し、沙市以下四港を開き、以て和を講ず、幾干もなくして日本は露佛獨三國の異議により、遼東半島を清國に還附せり、此干渉の結果、佛國は南清の採礦權を、露國は滿洲鐵道の敷設權を得たり、尋で廿三年(明治三十年)獨逸は宣教師殺害事件に乗じて償金を取り且つ九十九年同膠州灣を借領するの權及び山東省の採礦鐵道の利權を得たり、翌年旅順大連の兩港も、亦九十九年の期限を以て露國の租借地となる、茲に於て英國は權力平均上より威海衛の港灣及び香港島對岸一帯の地を、佛國は廣州灣を執れも九十九年間借

り受けたり、かくの如く、戦敗の損害を受け、歐洲列強の迫害を蒙りしを以て、有志の清人大に奮發して、自國を革新せんことを謀る、廣東の康有爲の如きは、皇帝に舉用せられ、改革自強の道を計畫せしが、清廷の舊臣、及び滿人の多くは之を悦ばず、西太后を擁して政を聽かしめ、改革黨を殺害し、排外保守の氣風を復興す、此時偶々山東省地方に、西教撲滅外人排斥を主とせる義和團起り、暴行を逞うす、皇太子の父端郡王等の保守派之を庇護せしを以て、團匪は勢を得て北京に入り、列國の公使館を攻撃せり、茲に於て日英米獨佛露埃伊、東西八國の聯合軍北京を占領す、皇帝は蒙塵して西安に避難し、償金を出して和を講ぜり、此の事變に乗じて露國は滿洲の要地を占領せしが、日英兩國の抗議によりて撤兵を約せしも、之を履行せざるのみならず、陰に海陸の軍備を増して、東亞の平和を攪亂せんとなす、日本遂に露國と滿洲の地に兵を交へ、連戦日本に勝利に歸す、茲に於て、遼東半島の露國租借地、及び東清鐵道は再び我日本の有に歸せり(支那史、東洋歴史、日露戰史)

○一 太祖努爾哈赤(在位十一) (二) 太宗皇太極(十七)

(三) 世祖福臨(十八) (四) 聖祖玄燁(六十一) (五) 世宗胤禛(十三)

(六) 高宗弘曆(六十) (七) 仁宗永瑛(廿五) (八) 宣宗晏寧(三十)

九 文宗奕訢(十一) (十) 穆宗載淳(十三)

醇親王奕譞(二十) 今帝載(二十)

シム 寺務 國内寺内の事務を總掌する僧職、東大寺興福寺の寺務は別當にて兼れ、東大寺は隨心院、興福寺は大乗院一條院交々補し、東寺の寺務は、大概一長者之を兼務し、延暦寺は座主之を勤む、

凡て其寺の長たる者寺務を行ひしものと、別に寺務職を置きし者ありしが如し、海人藻芥に、仁和寺長吏者、寺務也、此外別當者不及寺務沙汰也、醍醐寺者、座主被寺務也、金剛峯寺者、御室進止也、但東寺長者被寺務也とあり起原東大寺は少僧都良辨天平勝寶四年より天平寶字元年迄寺務を勤めし事東大寺別當次第に見え、興福寺は慈訓別當にて始めて寺務を行ふ、後ち頼信權別當にて寺務を行ひしこと、興福寺寺務次第に見え、東寺は少僧都實惠承和三年より十四年迄勤めし事長者補任に見え、延暦寺は義真圓鏡和尚共に傳法師として寺務を勤めしこと天台座主記に見えたるを始めとす、元亨釋書に、白河院承暦元年釋性信を法勝寺の寺務とせし事見えたり、又石清水八幡宮寺以下大社の神宮寺にも寺務を置きたり(海人藻芥、寺官抄、石清水八幡宮寺別當略補任、僧官位考)

シンイチチアキキ 新一分金 萬延一分金 (マンエンイチチアキキ)を見よ、

シンイチチアキキ 新一分銀 安政一分銀 (アンセイイチチアキキ)を見よ、

シンイツシユギン 新一朱銀 嘉永一朱銀、又は安政一朱銀ともいふ、アンセイイツシユギンを見よ、

シン井 神位 神階(シンカイ)を見よ、

シンエツハ 心越派 曹洞宗の一派、東阜心越を祖とす、延寶五年、支那より來朝す、越は曹洞宗の法脈を繼ぐ者にして、芙蓉道橋傍出の遠孫なり、水戸光圀之を迎請し、常陸に祇園寺を建立して、開山となす、禪宗(センシュウ)曹洞宗(サウドウ)シユウ(參看)佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

シンエフワカシフ 新葉和歌集 卷數

二十卷、歌凡千四百十五首(國語釋義)四季、離別、國族、神祇、釋教、戀、雜、哀傷、賀に分つ、元弘以後弘和に至る南朝の君臣の歌を宗真親王(ムネナガ)カシムラウ(參看)の撰びし所にて、從來南朝に撰集なく、又北朝の撰集に南朝の君臣の入りざるを慨きて、此集を撰ばれしと云ふ、弘和元年十二月之を奏す、後龜山天皇勅して勅撰集に准せしむ、吉田令世は、此集を評して新葉集の歌は、其の人も皆世中をひきかへさんと云ふ、まへられたる人々にて、歌もそのことにあづかりたるが多く、いづれもとりに雄々しく、猛けくもいさましくもある歌にて、ほかの集とは異なり、又この序の詞も、かの俊成定家などの書かれたるよりは、遙に立ち勝りて、いとめでたしといへり、○評釋に、村上忠順の註釋あり(歴代和歌勅撰考)

シンオホバン 新大判 萬延大判(マンエンオホバン)を見よ、

シンガ 眞雅 系統弘法大師の弟事蹟弘法大師十哲の一、源仁は其徒なり、九歳離を離れ兄に事へて密學を襲ひ、十九具足戒を受く、清和天皇降誕の初、勅して宮に入り加持せしむ、時に太政大臣藤原忠仁、眞雅と梵宮を建て、寶祥を祝す、眞觀寺の號を賜ふ、嘗て宮中に侍して、三十七尊密咒を誦す、其音清亮、聽く者感動す、帝亦愛重す、眞觀六年僧正となる、十六年、年七十、秋七月職を辭せんことを請ふ、優詔して許さず、表三たび上る、皆許さず、元慶三年春正月寂す、年七十五(元亨釋書)

シンカイ 神階 名義神に授くる位、また神位ともいふ、位階、品位、勳位の別あり、四品以上四階、五位以上十四階、正六位上一階、凡て十九階に分つ(原清盛)起原詳かならず、玉勝間に「天武天皇御記に、軍政既訖、將軍等舉是三神教言、而奉之、即

勅、登進三神之品、以祠焉、と見えたる品とは、位階をいへるか、もし然らば神社に位を授奉り給ふこと物に見えたるはじめといふべし、されどこれは、必ずしも位階にはあらず、たゞ其社の班列をあげ給へるにもあるべしと見えたる確かならず、大寶の令制また規定せる事なし、其正しく史に見えたるは、位階は續紀天正十八年の條に、八幡神に三位を、品位は同書天平勝寶元年十二月の條に、八幡大神に一品、比咩神に二品を、勳位は同書寶龜二年十月の條に、越前國從四位下勳五等銀神とあるをはじめと爲すべし、爾來史に散見せる事甚だ多し、而して特に至大なる祈願ある時には、天下の諸神或は一國の諸神の階級を進められたること屢々なりき、なほ私に勸請する神は、本社に位階に準すべきにあらず、普通神の制なるがごときも、或は朝廷の許可を得て、其靈を他所に分配する神には、本社に準じて、同位を授けらるゝ事もあり、又國司が、管内の神社に、假に位を授けて、更に勸許を俟つ事あり、之を借位といふ、後世に至りト部兼俱一種の位階を爲りて叙位加階す、宗源宣旨と稱したり、かの正一位稻荷大明神といへるがごとき、元より正當なる位階にはあらず、れども、亦神階の濫稱として注意すべきものなるべし○神位を授くるに付きては古來諸説あり、安齋隨筆には「造殿儀式を以て御案すれば、新に位階を授け給ふものへ、其社地の大中小の甲乙、御崇敬の淺深などに、未だ的當すべき所見なし」とあり、また神名帳標目私考には「其神の尊卑によらず、大社明神等に由れるにもあらず、只時にふれたる祈禱、賽報或は神威を崇め長み給ひなどして奉給へる例にて云々」と見ゆ、今按するに、蓋し其神社の資格等級を定めんとする精神に出でたるものにして、神其ものを輕

シンハイ

シンカ

シム

シンガ

重せんとするの意にはあらざるべきか、一説に、位階に附屬せる田地を寄進する目的なりとあれど、信じ難し(古事類苑神祇部)

シンガク

清樂 清國より傳はりたる音楽、樂器は凡十一種あり、笛、洞簫、琵琶、月琴、蛇皮線、胡琴、提琴、木琴、揚絃等とす(國語学) 文政年間始めて渡來す、大阪東京の二派ありて、大阪派は、荷塘一圭、曾谷長春といふ者、清人金琴江につきて學びしより、平井連山其門に入り、益々行はるといふ、東京派は、長崎醫士某の次男順川連、清客林徳健に就きて其種奥を研め、天保年間江戸に出て鑄木溪庵、石田月香等に傳授す、溪庵最も斯道に達し、自ら流水調を創め、清風雅譜を著し、遂に溪庵派を立つるに至る、これより世に傳はり、明治廿年前後は全盛を極めしが、二十七年日清戦争の起りし以後衰へて、僅に行はるのみ(風俗語彙、清樂の話)

シンガク

新樂 古樂に對して、樂曲の新しいふ、コカクヲ參看

シンガク

心學 名儒佛の三道並に老莊等の諸教を調和したる教、一に道説といふ、其目的とする所は、童蒙婦女子に對して、極めて平易に實踐道徳を教ふるに在り、故に務めて俗談俚解をなし、漸々に本來の心に近づかしめんことを期す、其教訓の大意は、我國は神國なれば神を敬ふべく、また祖先傳來の宗旨を守るべし、父母に孝に、兄弟を愛し、主人を敬ひ、奴僕を憐み、殺生を止めて慈悲を専らとし、我を抑へて惠むべし、食る勿れ、奢る勿れ、農となりては農事を務め、商となりては其業を勤み、能く國の法度を守るべしといふに在り、要するに心學は、初心童蒙の輩に向ひて徳性を養ふべき事を説くものなるがゆゑに、躬行實踐を力めたるの功は頗る大なり

シンガ

とす、北窓瑣談に、婦人小供などの耳にも入りやすく説き聞かせて、孝悌忠信の事より、家業、商賈、家産、儉約、農業、耕作の事に至るまで、手近く教ふる故に、是にて、中惡しき家内も、此講話を聞きしより家族睦ましく、わんぱくなりし小兒も、父母を尊敬するこゝとを知りて、手習を精出し、酒興に耽りし手代も、俄に篤實謹厚の行ひになりし事、予常に甚だ多く見及べり、とあるにて其一斑を知るべし(國語学) 心學は石田梅巖に始まる、梅巖名は與長、字は勘平、丹波桑田郡の人、京都に出て始めて性理の學を研究し、諸家の講義に侍して遂に得るところあり、又了雲に就て禪を學びて大悟し、享保十四年四十五歳にして、京都車庫町通御池上ル所東側に住居し、始めて講席を開き、また諸方に招かれて、心學を説く、講席の席には表の柱に書付を貼して曰く、「何月何日開講、席錢入不申候、無縁にても御望の方には無御遠慮御通り御開可被成候」と、聽衆の席は、男女間を隔て、女子の居るところには簾を懸けたり、延享元年九月廿四日歿す、年六十、著はす所、齊家論、都鄙問答あり、實性篤實謹慎、俗人を教化する、と懇切にして、大に世の尊敬するところとなる、後世心學の祖と崇められ、この學をなすものは皆石門と稱す、其高弟の手島堵庵に至り始めて盛なり、手島堵庵は京都富小路三條街の人、家名近江屋源右衛門、隱居して嘉右衛門と改む、名は信、一の名は喬房、字を應元といふ、居を平安の東郭華頂山下に下し、堵庵を結ぶ、因て東郭といひ、或は堵庵と號す、後ち居を朝倉の街に移す、始め石田梅巖に就て心學を學び、學成るに及んで、五樂舎を立て講席として日夜教授す、家素より貧しからざれば、金錢財物何によらず、固く東修を受けず、寛厚温順の風を以て人を教化し、賤奴

(國語学)

(國語学)

シンガ

幼童に對すること、父の子に於けるが如く、詳々として數萬言を累り、訓導して倦むことなければ、四方の民皆喜びて教を受け、終に其學海内に擴がるに至り、天明六年二月九日歿す、年六十九、著はすところ、假名書きの書甚多く、皆通俗を旨とす、男兒女兒に示す前訓は、幼童を誨ふる小學にして、我が杖、町人身代なをしは、工場の子弟が身を修め、家を保つるの便とす、爲學玉箒、目の前、有べかり、朝倉新話、安樂問辨の如き、皆心の本體を説きて、私慾を去り天理の自然に就かしめんことを、而して此等の書は、或は篤志のものに書して示し、或は其講義を門人の筆記したるものなり、堵庵實性恭謙慈愛、よく人を導きたれば、爲めに惡を去りて、善につきたるもの多く、此流を汲むものは、聖として仰ぐ、一歳講に大和に赴く途にて、竹輿を齎して強て之に乗らしめ、以て平常教導の恩に酬ひんといへるものあるに至る、其死せるや葬に會するもの手を以て數ふべく、其居より黒谷に至る二十餘町、道路之が爲に狭し、近世俗の問稀に聞くと、ころなりきといふ、堵庵の男に上河正揚あり、淇水と號す、石門三世と稱し、父に繼ぎて教授したりき、心學の關東に弘まりたるは中澤道二の功なり、道二名は義道、俗稱を龜屋久兵衛といふ、京都上京新町一條の街に生る、家世々織紙を業とす、貧賤にして讀書の餘暇なければ、文字に疎しと雖も、深く儒佛の教を喜び、寸隙を窺ひて、講義法談の席に連なり、又富高僧の居を尋ねて道を開ひ、稍々發明する所ありと雖も、猶ほ疑問なき能はず、嘗て東嶽禪師の説法を聽き、盡そ各々之を心に求めざる、魚は水に在て、水を知らず、人は妙法の裡に在て、妙法を知らずといふに至りて、豁然として大悟し、謂らく、萬言説法吾心に外ならず、即

(二説)

身成佛といふも、亦これに外ならずと、また石門の教を奉じ、手島堵庵に親炙して、遂に性理の種奥を極む、五十五歳にして、髮を剃つて名を道二と改め、同年師の命を得て、江戸に出て道を説くこと、前後すべて二十餘年、始め講席を神田小川街に開き、寛政三年に至り、參前舎を外神田相生街に開き、門生と學を講じ、教諭僉ます、其間京都に歸り、攝陽南紀の邊に至り、丹但播磨の諸州に赴き、或は東國北國に往きて道を説く、務めて俚解をなし、雜るるに滑稽諧謔を以てし、能く人をして感歎心服せしむ、庶人賤隸に至るまで、皆喜んで其説を聞き、社友日に月に盛なり、享和三年六月十一日參前舎に歿す、年七十九、門人其口授せる所を筆記して刊行し、道二翁道説と名づく、其外石門の流を汲みて心學を究め、道説を爲すもの多し、其一二をいへば、布施伴右衛門、

名は短道、松翁と號す、京都松原の邊に住居し、學を堵庵に受け、後講義を開きて生徒を集む、著はす所松翁道説あり、奥田壽太、名は在中、賴杖と號す、藝陽の人、淇水に親炙して石門の學を傳へ、之を諸國に唱道す、天保十年江戸に來り、講席を參前舎に開く、著はす所心學道説あり、就中有名なるを柴田鶴翁とす、名は亨、字は陽方、通稱謙藏、剃髮して鶴翁と號す、薩埵徳軒に從うて心法を學ぶ、中年にして明を失し、後専ら諸國を遊歴して、心學道説をなす、例を引き證を連ねて、説くこと數萬言、恰も水の流るゝが如く、人をして覺えず其道に入り、正路に歸せしむ、されば諸侯は之を招き、賤民は之を慕ひ、講義の聽衆頗る盛なり、天保十年五月三日歿す、年五十七、男武修其講話を筆記して、鶴翁道説といふ、現今に至るも京阪の民、鶴翁の名を知らざるものなしといふ、心學は實にかくのごとくにして、京都

江戶を中心として、廣く諸地方に傳播したりしが、明治以後頗る衰へたりと雖も、東京、京都、西の宮、廣島、千葉の諸地方には之を講ずるものなほ存せりといへり(史學雜誌、心學の傳説)

創めたる劍術の流派○秀綱は上野の人なり、長野信濃守に仕へ、箕輪城に在り、愛洲陰流の刀槍を學び、精妙を得て更に工夫潤飾し、一流を起す、永祿六年長野家滅亡後、諸州に修遊す、其門に遊ぶもの多し、神後伊豆守、正田文五郎、柳生但馬守、丸女藏人大夫、塚原卜傳、奥山孫次郎等傑出し、各一流を起す(各條參看)傳に云、秀綱、杉本備前守に從ひ、鹿島神陰流を學びて奥旨を悟り、新陰流と改め稱す(武藝小傳、武術流祖録)擊劍叢談に、神陰流の態を傳ふる次第を記して、表に、猿飛、猿廻、山影、月影、浮舟、浦波等の名あり、三學に、雙行、松風、花車等の名あり、位詰に、高浪、逆風、岩碎等の名あり、又破軍、觀音、紅葉の傳、極意の太刀、三光の利劍と云ふを授く、是を唯授一人千金傳の太刀とも稱す、此流の秘訣に、「いづくにも心留らば樓かへながくは又も本の古郷」といへり、今左に系統を示す、

神後伊豆守
正田文五郎(正田陰流祖)
柳生宗嚴(新陰流祖)
丸女藏人大夫(心貫流祖)
塚原卜傳(卜傳流祖)
奥山孫次郎

上泉秀綱
神陰流 天野傳七郎忠久の創めたる劍術の流派○忠久は水戸家の人なり、眞野文左衛門につきて、愛洲陰流の刀術を學び、妙旨を得、また兵學運糧に達し、流名を改めて眞陰流と號す、其門人甚だ多し(武術流祖録)

新陰流 柳生宗嚴の創めたる劍術の流派○宗嚴は但馬守と稱す、大和柳生の人、幼より刀槍の術を好む、時に上泉秀綱、神後正田を從へ、柳生に至る、宗嚴其術を學ばんとす、秀綱、正田を留め自ら諸國に遊ぶ、後ち又柳生に至り其奥秘を授け、且つ其技を賞して曰く、實に新陰といふべし、我其術に及ばずと、是より新陰流と稱す、織田信長に仕ふ、後難髪して柳生に居す、關ヶ原役徳川家康の命に從ひ刀術の事をいふ、慶長十七年歿す、年八十、其子宗矩徳川氏に仕へ師範役と爲り、子孫世々其業を傳ふ、宗矩の門人甚だ多し、木村助九郎、出淵平兵衛、庄田喜兵衛等傑出す、末流諸國に多し(武藝小傳、武術流祖録)

宗矩 宗冬 宗有 宗永
心形刀流 伊庭是水軒光明の創めたる劍術の流派○是水軒は元祿中の人なり、神道流の刀術を志賀重那左衛門に學びて其妙旨を得、後ち工夫を加へて心形刀流と號す、子孫江戸に住し其藝を傳ふ、其門人堀江友三獨り傑出し、子孫また其傳を繼ぐ(武術流祖録)○擊劍叢談に、當流の態を記して、此流態多く、一刀二刀小太刀共に傳ふ、一刀の態は太刀、虎亂刀、飛龍劍、丸橋刀、裏刀、清眼刀、胎内刀、陽重劍、三角切留、發車刀、右劍足、左劍足、陽勇劍、膝車刀、引疲同途等の傳あり、小太刀は中住別劍、清眼左足、清眼右足、兩手切、浦の波、清眼劍等あり、二刀は、殘刀合切、相捲、清眼破、柳雪刀、鷹の羽等あり、同趣意は、水月刀、三心刀、無拍子等の口傳、又一子不傳の秘訣は、雷心刀、風心刀、無一劍の三傳ありといへり、

シンカ

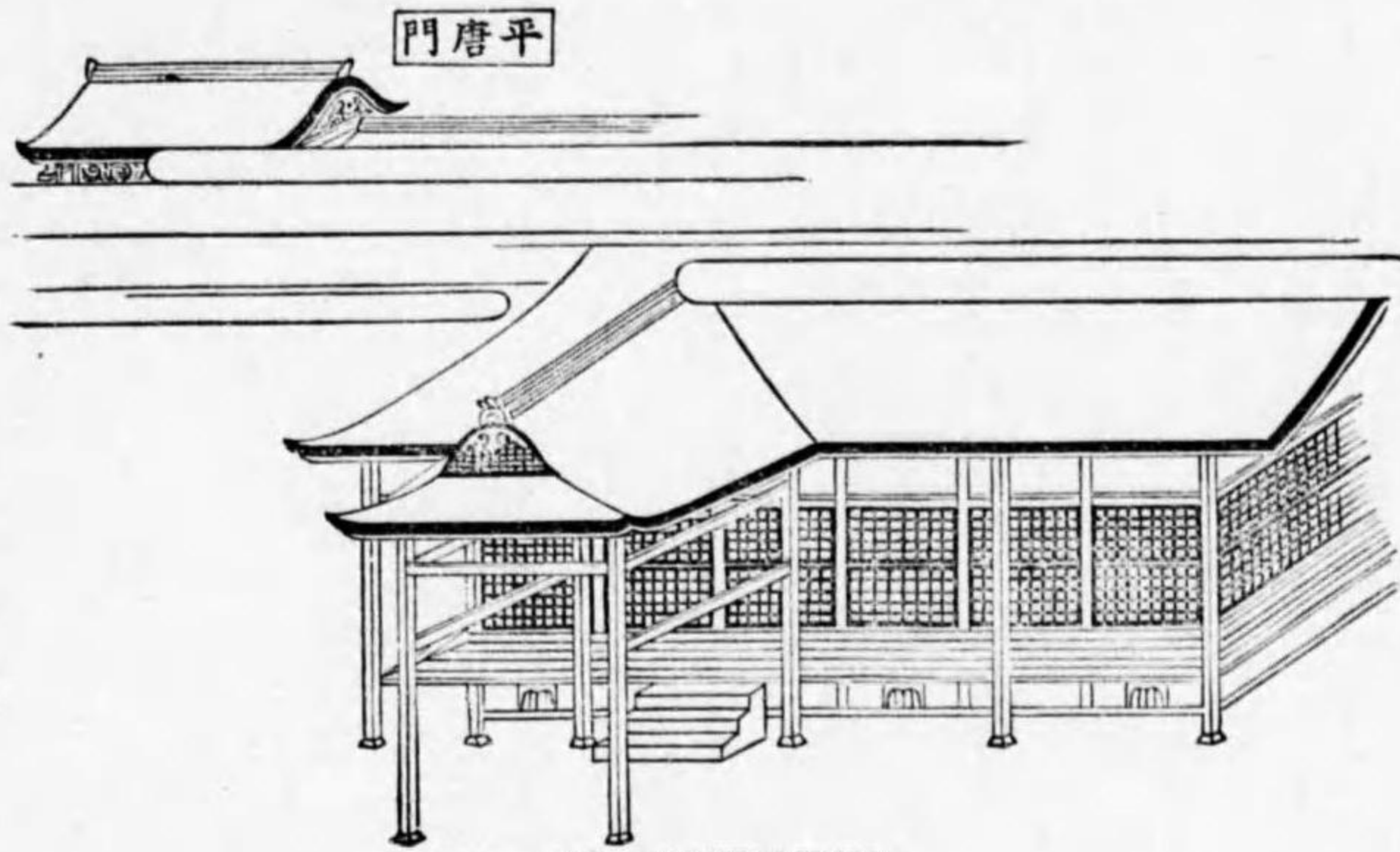
シンカ

シンカ

シンカ

シンカデン

神嘉殿 大内裡中和院の正殿にて、天皇社稷の神を祭る所、中殿、中院、正廳とも稱す、院の北東に在り、大き七間四面、中央三間を神殿とし、東西各二間を陪殿とす、孰も身舎塗籠な



(載つ説圖開見闕鳳)

り、東西廻廊を以て左右の陪殿に通ず、北方には、後殿を以て北殿(座敷或は北舎、或は後屋)に通ず、北殿は天皇臨御の時の便殿にて、南面す、南北三間東西九間とす、北を正殿とし、東西及び南を陪屋とす、

シンガ

「チユウクワケン」の挿圖參看(大内裡圖考證、平安通志)尚ほ神祇官内にも神嘉殿あり、同條を見よ、

シンガリ

後殿 戰陣に於て退軍の際、軍の最後に立ちて、追撃の敵に對し全軍の防備に任ずる軍隊、もしくは個人をいふ、鈴録に、味方大事の除口に、敵のひどく墓付くを、返し合せて防ぎこなし、我も堅固に引取をいふといへり、

シンキ

神器 三種神器(サンシユノシンギ)を見よ、

シンキ

神龜 聖武天皇御宇の年號、養老八年二月四日即位改元す、去年九月神龜現れたるに因りて之を名とす、五年を経て天平と改元す(續紀)

シンキウテン

賑救田 王朝時代賑救に要する費用に宛てたる田をいふ、日本後紀、延暦十八年十二月丁酉の條に、式部少輔從五位下和氣朝臣廣世言、亡考清原平生常言、身食厚祿、無益於公、兼泰國造、無德於民、懷抱慙々、願三舍故郷、憐彼窮民、不能忘焉、願以私墾田一百町、擬和氣、鑿製、赤坂、邑久、上道、三野、津高、兒島等八郡卅餘鄉賑救之分、然一處澁置、諸鄉難及、若遣班田、奏聞、以此墾田、班三田口分、彼郷分田量換、置名爲賑救田、以仍其地子、季夏之月、賑給飢人、以救民命、以報國恩、隙嗣不駐、所願未果、仍表先志、許之、とあり、

シンキクワン

神祇官 「カミツカサ」又は「カンツカサ」ともよむ、唐名大常寺、又は祠部に當てたるものあれども、大常寺は我が神祇官と治部省とを合せたるもの、祠部は禮部に屬せる官にて、これ又治部省に屬するものにして當らず、委しくは標注職原抄本別記を見よ、大内裡内郁芳門の南の掖に在り、東西三十五丈、南北三十七丈、分て東院西院(一に齋院に作る)とす、築垣を以て隨て中

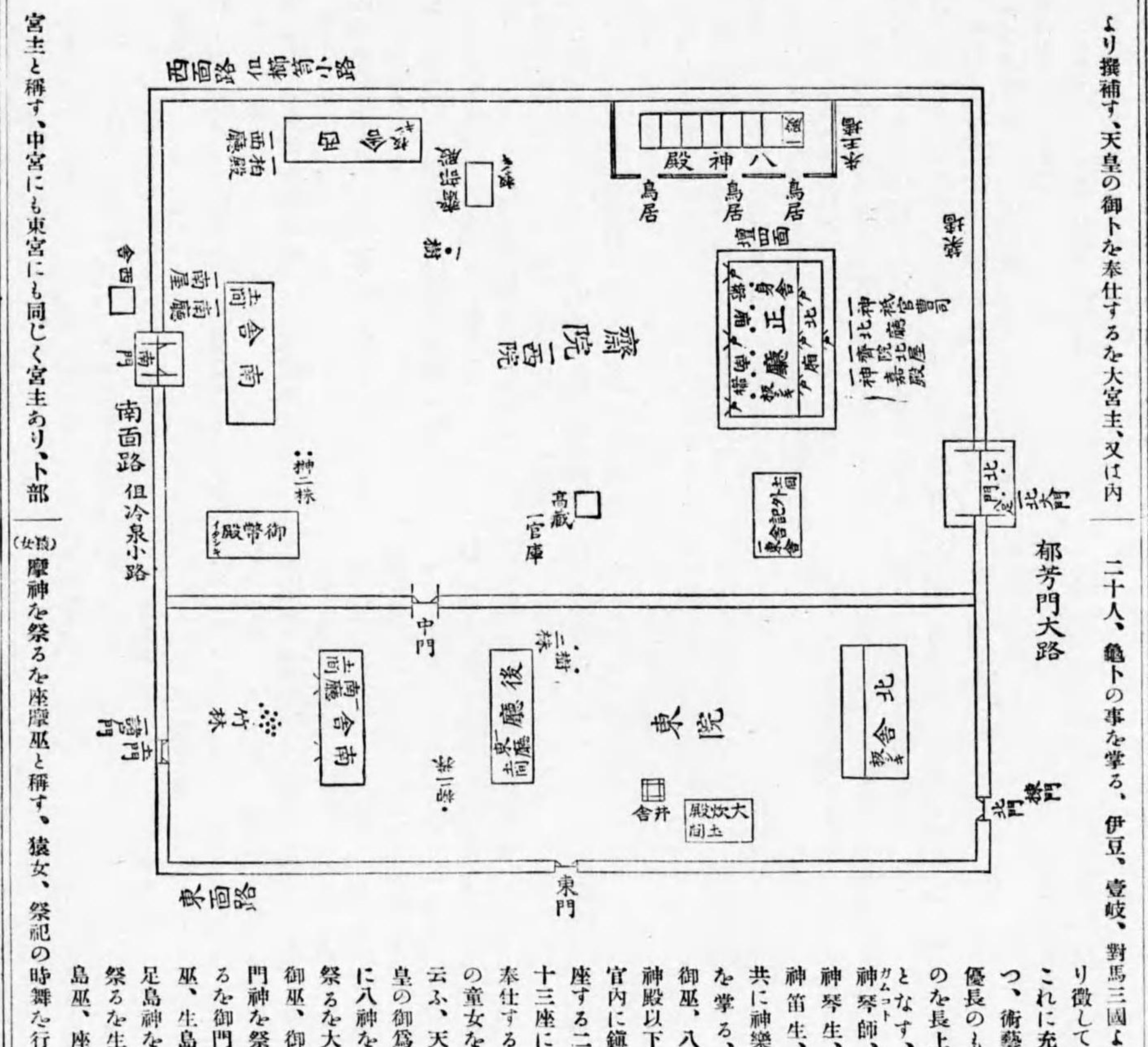
シンギ

門を以て通ず、西院は二十三丈、構内には、八神殿、正廳、南廳、西廳、東舎、齋部殿、御幣殿、及び高藏等あり、正廳、北方に在るを以て、北廳と稱し、或は神嘉殿とも神祇官曹司とも稱す、祈年、月次、神嘗、新嘗、祈年穀等の諸祭に、諸司皆此に來りて事を行ふ、南廳、南舎或は南屋と稱し、祈年月次の兩祭に、辨官並に諸司六位以下此に於て事を行ふ、西廳、四舎或は西屋と云ひ、一に柏殿とも稱す、神饌調進の殿舎なり、東舎、外記舎とも云ふ、祈年月次の兩祭に、外記の座を此に設く、齋部殿、刀禰殿とも云ふ、御巫の宿所也、東院は十二丈、又厨子院とも云ふ、構内には、正廳、東廳、南舎、大炊殿等あり、伯以下の事務は此の院にて行ふ、尙「ハツシンテン」「シンカデン」「インベテン」等を見るべし、今大内裡圖考證によりて左に圖を示す、天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部神戶の名籍等を掌る、八省百官の上に在り、是神國たるを以て、特に神祇を重するが故なり、伯一人從四位下、昔は諸氏任ぜられしが、後朱雀天皇寬德三年華山天皇の皇孫延信王(清仁親王の王子)を神祇伯とせしより、子孫相繼ぎ、他人を任ぜず、四位五位の時源姓を賜ひ、中少將に任ずると雖も、伯に任ずる日王氏となす、後世白川氏と稱す、大副一人從五位下、祭主に任ずる時は二三位にて之を帶ぶ、大中臣齋部卜部三氏の人之に任ず、少副一人正六位上、後多く五位の人任ず、大佑一人從六位上、少佑一人從六位下、大史一人正八位下、少史一人從八位上、史生四人、使部三十人、直丁二人、中臣、祭祀の日祝詞をよむ、忌部、部下の神部を監督して幣帛を作り、且つ之を頒つ、神部、三十人、官内の雜事に驅使す、中臣、忌部、猿女の中を以て之に充つ、宮主、又ミヤメシとも云ふ、官中の神事を掌る、卜部の中

シンカ

シンギ

シンギ



より撰補す、天皇の御卜を奉仕するを大宮主、又は内二十人、龜卜の事を掌る、伊豆、壹岐、對馬三國より徴してこれに充つ、衛藝の優長のものの上となす、神琴師、神琴生、神笛生、共に神樂を掌る、御巫、八神殿以下官内に鎮座する二十三座に奉仕するの童女を云ふ、天皇の御爲に八神を祭るを大御巫、御門神を祭るを御門巫、生島足島神を祭るを生島巫、座

ふ、猿女氏の女を以て補す、戸座、七歳以上の童男を卜定して充つ、此の外官掌、年預、公文等あり、**神祇官** 上代は祭政一致なるを以て、中臣忌部兩氏代々祭祀朝政を掌りしが、後祭政別る、や、別に祭祀の官を置くに至る、即ち書紀繼體天皇元年二月庚子の條に、遣神祇伯、敬祭神祇、と見え、欽明天皇十六年二月にも同じく見えたり、蓋し神祇伯は追記なるべきも、祭祀官を置きしこと之によりて知るを得べし、孝德天皇の朝、八省百官を置き、齋部佐賀斯を神官頭とす、即ち、後ちの神祇伯なり、神祇官の名の見えたるは、持統天皇三年八月とす、文武天皇大寶令を制定するに及びて、神祇官を以て太政官の上に置き、職員を定めたり、朝綱弛緩するに及び、用途常に缺乏し、神祇官廳の地子、所領の收得にて補足し、又は諸國の大社より年貢を奉らしめて、官中の用途に充てたり、武家起りて政をとるに及び益々衰頹し、殿舎門壁年を逐うて荒廢せり、故に祭祀の日には、僅に帳舎を設けて、廳舎に代用せり、應仁紀に内野にしては神祇官大内を殘すと見え、資益王記文明十五年五月七日の條に、本官舊跡とあれば、此頃全く亡びて、神祇官は内野に移りしなり、延徳二年伯忠宮王、卜部兼俱と共に再興を謀りしが、行はれず、天正十八年三月勅許を得て、吉田氏八神殿を神樂岡の吉田社内に祀り、慶長十四年九月には吉田社を以て、終に神祇官代と爲すに至り(合義解、倭名抄、職原抄、神祇官雜々記、孝亮宿禰記、倭訓栞、大内裡圖考證、標注職原抄本、古事類苑官位部)明治元年正月、行政官中に神祇科を設け、同二月事務局を建て、同閏四月二十一日始めて之を置き、神祇官と稱す、同二年七月行政官より分れ、四年八月神祇省と改む、祭祀、諸社、諸陵、宣教等に關することを掌る、同五年三

シンギ

月之を廢し、教部省を置き、從來神祇省にて管せし祭事祀典は之を式部寮に、宣教の事務は教部省に管し、祭政一致の名自ら廢するに至る、明治十八年内閣を組織し、神祇のことは内務省に屬せり(法令全書、明治政覽)

シンギゴウ 仁義公 藤原公季(フナハラノキンスエ)を見よ、

シンギシヤウ 神祇省 神祇官(シンギクラ)を見よ、

シンギキフ 賑給 名義 王朝時代、毎年五月朝廷より、京都中の賤民に米鹽を給せらるゝを云ふ、シンゴフとも訓む(賑給式)賑給前に上卿辨官をして賑給に充てんが爲めに、慶院大膳職に納むる米鹽等を勘申せしめ、若し不足ならば、左右京職の義倉錢を勘申せしむ、是を米鹽勘文と云ふ、猶不足なる時には、年料米未進の諸國に官符宣旨を以て、召進せしむ、既に賑給料數に盈てば、大臣陣につきて定め、上卿外記をして藏人に付て奏聞し、米宣旨は民部省に、鹽宣旨は宮内省に、錢宣旨は京職に下す、辨官皆上の仰に依りて之を行ふ、賑給日には、檢非違使馬寮助等を京中の條坊小路に分遣して執行せしむ、料米は三百斛(左京百八十石、右京百廿石、鹽卅六石、左京廿一石六斗、右京十四石四斗)なり(肥後縣志)欽明天皇の御代より始まると云ふ、後世廢れて、鎌倉時代以後行はれず(九條年中行事、小野宮年中行事、公事根源)

シンキフシ 賑給使 臨時官、王朝時代諸國に荒田及び風水地震の害ありし時は、直に使を遣はし、其害大にして須く救恤すべき地に限り、此職を置きて、庶民を救恤せしむ、又シンゴフシとも訓む(職)

シンキウ

官志)

シンキン 宸襟 天皇の御心をいふ、卓氏藻林に宸襟者帝之心也、故宸襟治政と見えたり、

シンキンオホバン 新金大判 享保大判を云ふ、享保以前鑄造の大判を古金大判と稱したるに對していふ、キヤウホオホバンを見よ、

シンクウ 新宮 紀伊國東牟婁郡新宮町此地熊野黨の根據地とす、天正中堀内氏善此に城を築く、慶長五年西軍に應じたるの故を以て除封、淺野氏の所領となるや忠告此に居住す、元和五年徳川頼宣の家宰水野重仲に附し、三萬五千石に封す、代々子孫傳へて明治維新に至る(武鑑、明治政覽)

シンクウサキノナイタイジン 眞空院前内大臣 西園寺公益(サイチンシキンス)を見よ、

シンクウカイガフ 新宮開闢 武家の職名、伊勢神宮兩宮の事を專當奉行する職を云ふ、又神宮奉行とも稱す、開闢は一局に專當する者の稱なれども、普通開闢と云へば、侍所と神宮とに限らる、猶開闢の條參看すべし(肥後縣志)鎌倉幕府にては、文治二年三月北條時政を伊勢神領領頭奉行となせしむ、開闢の名なし、室町幕府に至り始めて之を置く、飯尾氏の世業たるが如し、薩成記嘉吉三年六月四日の條に、松田對馬入道常守、神宮方奉行開闢也と見えたり(武家名目抄)

シンクウケサキノクワンバク 心空華院前關白 鷹司兼熙(タカツカサカネヒロ)を見よ、

シンクウジ 神宮寺 名義 神社に附屬せる寺院を云ふ、又神宮院とも、宮寺とも、神願寺、神護寺、神供寺等とも云へり、多くは神社の境内に建立

シンク

官志)

言天台兩宗の僧、此の寺に住して、常に佛事を修して神に仕ふ、これを社僧と云ふ、又稀に律、法華、兩宗の社僧あり(肥後縣志)始め詳かならず、史に見えたるは、藤原家傳に、靈龜元年、公(武智廣)嘗夢遇一奇人、容貌非常、語曰、公愛三藏佛法、人神共知、幸爲吾造寺、助濟普願、吾因宿業、爲神固久、今欲歸依佛道、修行福業、不得因緣、故來告之、公疑是氣比神、欲答不能而覺也、仍祈曰、神人道別、隱顯不同、未知昨夜夢中奇人是誰人者、神若示驗、必爲樹寺、於是神取三條邊塞久米勝足、置高木末、因稱其驗、公仍知實、遂樹一寺、今在越前國神宮寺是也、また正史にては、續紀二十七に、天平神護二年七月、遣使造丈六佛像於伊勢大神宮寺と見えたるを始めてとす、以て神宮寺の出來し所以を知るべく、以て本地垂迹説が此頃より萌芽を發生したることを知るべし、是より後、諸國の大神大社大觀之を設けざるはなく、否らざれば、舊來の寺院を以て之を充てたり、仁明天皇の頃より、或は常住僧を置きて、度縁戒牒一に國分寺に准じ、或は正税を以て寺料に充てたるもありて、漸次旺盛に趨けり、鎌倉室町幕府を経て、安土桃山江戸時代に至り、猶ほ之を新造し、若くは再興するものありしが、明治の初年堅く神佛の混淆を禁ぜしより、神社の事に關係せざるに至り、或は廢滅したるもの等あり、今左に重なる神宮寺を示す(古事類苑神祇部)

神宮寺 神 創立者 創立時代 鳴神宮寺 山城賀茂 神戶の百姓 天長十年再興 神護寺 同 八幡 和氣清麿 延暦中 神願寺 同 石清水 行教弟子安 貞觀二年 護國寺 同 石清水 宗 貞觀二年

シンク

八幡比賣神 同 石清水 光仁天皇御宮寺 同 離宮八幡 興 行教如周再 同 代

同 (萬石寺) 同 松尾 最珍 天曆中

北野寺 同 北野 藤原冬嗣 天曆中

觀音寺 同 藤原冬嗣 天曆中

施無畏寺 同 平野 天曆中

神宮寺 同 愛宕 康和五年八月權大僧部見ゆ

神光院 同 吉田 元庵再興

出雲寺 同 御靈 慶長中

神宮寺 同 豐國 貞觀八年

石上寺 同 大和石上 清和天皇勅願(?)

神宮寺 同 丹生 勤操

同 (逢鹿瀬寺) 攝津住吉 藤原武智麿 靈龜元年

大神宮寺 伊勢神宮 稱徳天皇勅願 天平神護二年(?)

多度寺 伊勢多度大 神宮 滿願聖人 天平寶字七年

神宮寺 (法雲寺) 尾張熱田 仁明天皇勅願 嘉祥中

同 (藥師堂) 同 東照宮 光再興 元祿四年

同 (神護寺) 同 相模鶴岡八幡 源實朝 承元二年

同 同 下總香取 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

シンク

神宮寺 常陸吉田 建保六年初見

同 (八幡) 同 多羅房 貞觀七年

同 (神宮院) 同 近江日吉 最澄 延暦中

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

シンク

彌勒智識寺 肥前松浦 天平中

無凡山神宮 同 唐崎 寛永元年

神宮寺 社名未詳 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

(野照今) シンクマノノシンシヤ 新熊野神社 山城國京都下京區今熊野町字榑木、名勝志に、三十三間堂の東南三町許に在りと云へり(肥後縣志)伊弉册尊(伊弉册尊)水暦元年、後白河上皇之を創建し、翌應保元年此に遷座す、初め上皇、玉體の前生、蓮生房と云ふ沙門なり、三熊野三山を尊崇しける利益により再生して、萬乘の寶位に登ると告奉る人ありしを以て、深く熊野の神を崇敬し、親ら熊野に詣ること三十餘度、此に至て神體を新造し社壇に遷し、今熊野と云ふ、莊園二十八所を寄せ燈油料に充て、國司臨時に賦役を課すること禁す、仁安二年上皇本社に參籠す、建久三年正月、院廳下文を以て、社務努力めて破損を檢し、隨て破れば隨て修し、大壞せしむることなからしめ、毎年の六月會意緩を得ず、若し大破に逢

シンク

ひ修造し難き時は上奏せよと制す、本社もと官幣社にして、社領亦少からざりしも、後年真積し應仁の兵火に罹りて悉く荒廢す、今は村社となれり○昔時は僧侶、檢校又は別當となり、本社事務を行へり、今歴代を示す(山城名勝志、平安通志、諸寺別當次第)

【檢校】

- 覺讚 房覺 道仁 實慶 覺實 長殿
定豪 眞尊 道慶 覺仁 靜仁 仁惠
仁昭 靜仁 仁惠 行昭 道瑜 道昭
覺助 惠助 覺助 道昭 眞慶 眞瑜
道基 道尊 道喜 滿意

【別當】

- 辨宗 宗圓 圓快 澄豪 道嚴 澄豪
正範 澄豪 正範 眞繼 正範 禪實
宗猷 正範 正實 宗信 道豪 教範
宗顯 教範 靜進 増兼 嚴助 教快
慶親 實讚 嚴助 信尊 實讚 慶譽
實讚 淨仙 信尊 忠讚 眞昭 宗助
俊幸 宗助 眞宗 教賀 眞海 道猷
眞海 盛兼 道猷 盛兼 道猷 淨讚
宗辨 賢秀 兼俊 賢秀 兼俊 宗辨
定昭 朝守 宗辨 宗縁 定昭 宗縁
尊顯 道賢 頼昭 宗縁 豪猷 朝兼
豪猷 辨譽 眞縁

シンク

新組 江戸時代、二十五騎組の、とをいふ、ニシフコギヲミを見よ、

シンゲン

神郡 名義神領の一、神戸の大なるものにして、全都悉く神社の所領なる故に名づく、伊勢大神宮を始め、安房、香取、鹿島、出雲、日前國懸、宗像等の大社には各神郡を置きたり

なるものにして、全都悉く神社の所領なる故に名づく、伊勢大神宮を始め、安房、香取、鹿島、出雲、日前國懸、宗像等の大社には各神郡を置きたり
孝徳天皇大化二年郡制を布くや、多氣渡會二郡を神郡とせしを始めて、蓋し太古此地は、伊勢津彦の領なりしが、神武天皇都を大和に定め給ひし時、伊勢津彦皇命に從はず、天日別命之を討平せり、依て其地を命に賜ひ、子孫傳領し伊勢國造となる、垂仁天皇の御代大神を伊須々宮に鎮め奉りし時、大若子命(天日別命の裔)磯部川より東を神領に獻じ、勅を得て神國と稱し、自ら國造となり、有爾郷島集村に神序を建て、之を管し、且つ大神主となれり、孝徳天皇大化二年に至り、神國を二分して、度會多氣二郡を置き、十郷を管し、神郡と稱す、天智天皇三年多氣郡を割きて、飯野郡を立て、公郡とせり、寛平九年九月飯野郡を神領とせり、是より神三郡とも道後とも稱せり、天延三年八月員辨郡を、應和二年二月三重郡を、天延元年九月安濃郡を、寛仁元年十一月朝明郡を、文治元年九月飯高郡を神郡とせり、依て神八郡の稱あり、源賴朝地頭を置くに及びて、此地にも地頭を補せり、地頭等屢々押領して上分米を納れず、神宮の用途昔時のごとくならざりき、延文應安以後は、守護仁木義長の押領する所となり、永享以後は國司北畠顯雅の所領となり、神郡は度會郡の内一郡のみなりき、天正十一年北畠信雄、兩宮供料として多氣郡の地を寄進せり、明年北畠氏亡ぶるや、豊臣秀吉蒲生氏郷に興へ、宮川以東齋宮村及び度會郡散在地五百餘石を寄せたり、後ち増して四千餘石となす、徳川

シンク

氏亦秀吉の例によりて朱印を給ふ、寛永十年二見郷二千餘石を神領とす、明治四年上地し、爾來萬般の費用は皆國庫より支辨すること、なれり、常陸鹿島社は、孝徳天皇大化五年、下總海上國造の内と常陸那賀國造の内とを割き、別に神郡を置きたり、其他安房神社以下に神郡ありし事は、令集解選叙令に釋云、養老七年十一月十六日、太政官處分、伊勢國度相郡、竹郡、安房國安房郡、出雲國意宇郡、筑前國宗像郡、常陸國鹿島郡、下總國香取郡、紀伊國名草郡合八神郡、聽連三任三等以上親也と見えたり、延喜の時にも此の制を全く變ずる事なかりき(書紀、令集解、延喜式、大神宮儀式、神宮雜例集、神郡名勝志、古事類苑神祇部)

新黒谷 金戒光明寺(キンカイクワウミヤウジ)を見よ、
シンクワウカモン井 新皇嘉門院
名義藤原繁子(藤原)准三宮政照の女、母は權中納言尙資の女(藤原)仁孝天皇の女御、文化十年十月十七日東宮御息所となる、同十四年十二月五日從三位に叙す、同月十二日入内女御となる、文政三年十二月二十六日三宮に准す、同六年四月三日崩す、年二

シンク

十七、同六日院號宣下あり、同年五月二日泉涌寺に葬る、七年七月十日皇后を贈る(門院傳、皇親系)

シンクワウギモン井

新廣義門院

名義藤原繁子又國子に作る(藤原)贈左大臣關基の女(藤原)後水尾天皇の妃、靈元天皇の御母、寛永元年生れ、延寶五年七月五日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日薨す、年五十四、泉涌寺に葬る(門院傳)

シンクワウジ

信光寺

郡岩津村○彌勒山と號す(藤原)淨土宗、鎮西派の小本寺、當國紫衣三箇寺の内○本尊慈覺大師の作なる阿彌陀如来(藤原)文明十年松平信光の創建する所、寺内に本堂、釋迦堂、開山堂、神殿、書院、方丈、寶庫、庫裡等あり、徳川氏の時、寺領百八石を有し、岩津の名利とす(和漢三才圖會)

シンクワンゴウジ

新元興寺

和國添上郡奈具市芝新屋町○單に元興寺とも、飛鳥寺とも云ふ(藤原)華嚴宗(起)原法華(崇)神天皇元年、蘇我馬子、大和國高市郡飛鳥真禰原に建立し、法興寺と號す、蓋し佛法興隆するの意なり、又飛鳥寺と云ふ、飛鳥の地に在るを以てなり、今高市郡飛鳥村安居院の北に其遺址あり、推古天皇二年、馬子丈六釋迦銅像を作りて本尊となす(ホンケウゴウジ)を見よ)
元明天皇和銅三年平城に都するや、諸寺皆移る、獨り本寺を舊京に留む、三代實錄貞觀四年の官符に、「去和銅三年京都遷平城之日、諸寺隨移、件寺獨留、朝廷更造新寺、備其不、所、謂本元興寺是也」と見えて、和銅三年別に新京に造立せられたるもの、如く記されたるは、いかゞ、續紀靈龜二年五月の條に「辛卯徙建元興寺於左京六條四坊」養老二年九月の條に「甲寅遷法興寺於新京」とあるを見れば、和銅三年新に造立の計畫を立てられしが、果さず、靈龜二

年に至り、新造計畫を變改し、飛鳥より元興寺を六條四坊に遷し立てんとせしが、故ありて其地は大安寺移建の地となりしを以て、法興寺は更に養老二年に至り、今の地(左京五條七坊)に移建せしものなるべし、大和志料所引の寺家縁起に、崇神天皇二年、聖德太子與蘇我馬子大臣、高市郡飛鳥地建法興寺、本元興寺是也、元正天皇養老六年(本)寺、聖武天皇天平十七年造末寺、今元興寺是也と見え、七大寺巡禮記にも「元正天皇養老六年壞本寺、聖武天皇天平十七年造奈具元興寺」云々、推古天皇代施入田地悉以絶云々」とあり、巡禮記の六年は誤なるも、養老中本寺を破壊して奈具に移建し、天平十七年に至りて竣功せしものなること一層明なり、而して飛鳥の地は佛法興隆最初の地たるを以て、移建の後別に寺を建て置き、本元興寺として、存したるものならん、世に靈龜二年移建の元興寺を以て豊浦寺となし、或は之を以て本元興寺とし、養老二年の元興寺を以て新元興寺とし、平城京中新、本、兩寺ありしが如く云へるは誤ならん、現在の極樂寺十輪院は、鎌倉時代の建築物なる由なれば、鎌倉時代に大修造ありしもの、如し、治承の大火に罹るを免れしが、寶徳三年土民の爲め金堂以下火災に逢ふ、後ち再興し、莊麗を極めしと見え、尋尊の七大寺巡禮記には、金堂、講堂、食堂、吉祥堂、小塔院、鐘樓、觀音堂、樂極坊、禪定院、太子堂等存立せるもの多し、爾後漸く衰へ堂舎の廢絶するもの多し、寛文延寶年中には中門堂を本堂とし、僅に五重塔を存するのみにして、樂極坊は四大寺末となれり、寶永四年本堂堂災にて焼失し、後ち之を再興せしが、安政六年二月火災に罹り、五重塔と共に烏有となれり、今の本堂はその後の建築なり○寺領、累代帝王の寄進により、大同中には一千八

シンク

シンク

百戸の封戸ありしが、中世以來東大興福の二寺互に争ひ、元興寺を末寺として押領する所となれり、武家起るに及び、武士に押領せられ、正長中に至りては、僅に寺邊の數町に過ぎざりしが如し、江戸幕府に至り、寺領五十石を寄す○極樂院、猿澤池の南二町許に在り、智光法師の創立する所、今律宗西大寺末に屬し、極樂曼荼羅を安置する故に、極樂坊と號す、其後破壊せしを以て、西行法師四方に勸進して造立すと云ふ、遺蹟は客殿の天井の上に其手筆の經塔婆數本あり、慶長中徳川氏寺領百石を寄す、本堂は今特別保護に屬す、本尊彌陀如来(乾漆、傳稱文會、稽首動作)を安す、國寶となる、寶物に五重塔あり、高一丈五尺、百濟工匠が元興寺の塔を建立せし時の雛形として作られたるものなりと云ふ、今國寶となる○十輪院、元興寺の東二町字十輪院に在り、今眞言宗醍醐寺の末となる、飛鳥坊と號す、七大寺巡禮記には飛鳥權少僧部成源の創立にして、永久中頼實法印堂舎を建立すとす、平城坊目考は、聖寶僧部の開基となせり、蓋し巡禮記は再興を言ひしものか、僧空海之に住し、朝野魚養に就きて書法を學ぶと云ふ、寺内に魚養の墳墓あり、禮殿は奈具朝宮殿の一部を賜はりしものと云へど、今存する所は鎌倉時代の建築にて、特別保護に屬す、徳川氏寺領五十石を寄す、本尊は地藏菩薩石像にて、脇土釋迦彌勒勒及び左右十王八大王四天王等は石窟の外内に彫刻せらる、空海の作と稱す○小塔院、舊跡奈具市大字西新屋に在り、百萬塔を安置せる所、天長中護命僧正、に住せり、廢絶の年詳かならず○吉祥堂、舊地奈具市大字新屋町に在り、今吉祥堂の小字を存す、吉祥天女を安置す、廢絶の年詳かならず(書紀、續紀、三代實錄、七大寺巡禮記、大和志、平城坊目考、大和志料、大和巡)

シンク

シンク

百戸の封戸ありしが、中世以來東大興福の二寺互に争ひ、元興寺を末寺として押領する所となれり、武家起るに及び、武士に押領せられ、正長中に至りては、僅に寺邊の數町に過ぎざりしが如し、江戸幕府に至り、寺領五十石を寄す○極樂院、猿澤池の南二町許に在り、智光法師の創立する所、今律宗西大寺末に屬し、極樂曼荼羅を安置する故に、極樂坊と號す、其後破壊せしを以て、西行法師四方に勸進して造立すと云ふ、遺蹟は客殿の天井の上に其手筆の經塔婆數本あり、慶長中徳川氏寺領百石を寄す、本堂は今特別保護に屬す、本尊彌陀如来(乾漆、傳稱文會、稽首動作)を安す、國寶となる、寶物に五重塔あり、高一丈五尺、百濟工匠が元興寺の塔を建立せし時の雛形として作られたるものなりと云ふ、今國寶となる○十輪院、元興寺の東二町字十輪院に在り、今眞言宗醍醐寺の末となる、飛鳥坊と號す、七大寺巡禮記には飛鳥權少僧部成源の創立にして、永久中頼實法印堂舎を建立すとす、平城坊目考は、聖寶僧部の開基となせり、蓋し巡禮記は再興を言ひしものか、僧空海之に住し、朝野魚養に就きて書法を學ぶと云ふ、寺内に魚養の墳墓あり、禮殿は奈具朝宮殿の一部を賜はりしものと云へど、今存する所は鎌倉時代の建築にて、特別保護に屬す、徳川氏寺領五十石を寄す、本尊は地藏菩薩石像にて、脇土釋迦彌勒勒及び左右十王八大王四天王等は石窟の外内に彫刻せらる、空海の作と稱す○小塔院、舊跡奈具市大字西新屋に在り、百萬塔を安置せる所、天長中護命僧正、に住せり、廢絶の年詳かならず○吉祥堂、舊地奈具市大字新屋町に在り、今吉祥堂の小字を存す、吉祥天女を安置す、廢絶の年詳かならず(書紀、續紀、三代實錄、七大寺巡禮記、大和志、平城坊目考、大和志料、大和巡)

シンク

シンク

百戸の封戸ありしが、中世以來東大興福の二寺互に争ひ、元興寺を末寺として押領する所となれり、武家起るに及び、武士に押領せられ、正長中に至りては、僅に寺邊の數町に過ぎざりしが如し、江戸幕府に至り、寺領五十石を寄す○極樂院、猿澤池の南二町許に在り、智光法師の創立する所、今律宗西大寺末に屬し、極樂曼荼羅を安置する故に、極樂坊と號す、其後破壊せしを以て、西行法師四方に勸進して造立すと云ふ、遺蹟は客殿の天井の上に其手筆の經塔婆數本あり、慶長中徳川氏寺領百石を寄す、本堂は今特別保護に屬す、本尊彌陀如来(乾漆、傳稱文會、稽首動作)を安す、國寶となる、寶物に五重塔あり、高一丈五尺、百濟工匠が元興寺の塔を建立せし時の雛形として作られたるものなりと云ふ、今國寶となる○十輪院、元興寺の東二町字十輪院に在り、今眞言宗醍醐寺の末となる、飛鳥坊と號す、七大寺巡禮記には飛鳥權少僧部成源の創立にして、永久中頼實法印堂舎を建立すとす、平城坊目考は、聖寶僧部の開基となせり、蓋し巡禮記は再興を言ひしものか、僧空海之に住し、朝野魚養に就きて書法を學ぶと云ふ、寺内に魚養の墳墓あり、禮殿は奈具朝宮殿の一部を賜はりしものと云へど、今存する所は鎌倉時代の建築にて、特別保護に屬す、徳川氏寺領五十石を寄す、本尊は地藏菩薩石像にて、脇土釋迦彌勒勒及び左右十王八大王四天王等は石窟の外内に彫刻せらる、空海の作と稱す○小塔院、舊跡奈具市大字西新屋に在り、百萬塔を安置せる所、天長中護命僧正、に住せり、廢絶の年詳かならず○吉祥堂、舊地奈具市大字新屋町に在り、今吉祥堂の小字を存す、吉祥天女を安置す、廢絶の年詳かならず(書紀、續紀、三代實錄、七大寺巡禮記、大和志、平城坊目考、大和志料、大和巡)

シンゲワフン

シンゲワフン 神願寺 神護寺(シンゴウジ)を

シンクワンリウ 心貫流 丸女藏人大夫の

創めたる劍術の流派。藏人大夫は京都の人、北面の士なり、上泉伊勢守に就きて刀槍の術を學び、其奥旨を究む、後ち四國に移りて弟子甚だ多し、遂に一流を起す、門人奥山左衛門大夫其宗を得(武藝小傳、武術流祖録)

シンケ

新家 公家の中の庶流にして、本家より分れて新に家なたる家柄をいふ、其家は、堀川、藤谷、藤内、千種、七條、野宮、樋口、日野西、御箭、東園、花園、裏辻、裏松、押小路、勘解由小路、桂、大宮、下冷泉、山本、園池、伏原、岩倉、久世、東久世、愛宕、今城、武者小路、萩原、中園、芝山、風早、池尻、吉田、田向、町口、町尻、滋岡、梅溪、龜谷、長谷、醍醐、穂波、外山、豊岡、植松、葛野、石井、竹淵、相樂、楊津、岡崎、高岡、葉川、堤、桑原、三室戸、櫻井、佐々木、細野、清岡、猪隈の諸家にて、官は大中納言參議非參議等に至り、各條を見よ(有職中抄、職原抄支流)

シンコウカイハウ

神功開寶 神功皇后の御諱は息氣長足姫尊開化天皇五世の孫、息氣長宿禰王の女、御母は葛城高額媛成務天皇三十年誕生、幼にして聰敏、容貌壯麗なり、仲哀天皇二年立て皇后となる、尋て天皇と共に越前に行啓ありしが、會々熊襲背反の報に接し、更に駕に從ひ筑紫に

シンゴウクワウヨウ

神功皇后 名號 御諱は息氣長足姫尊開化天皇五世の孫、息氣長宿禰王の女、御母は葛城高額媛成務天皇三十年誕生、幼にして聰敏、容貌壯麗なり、仲哀天皇二年立て皇后となる、尋て天皇と共に越前に行啓ありしが、會々熊襲背反の報に接し、更に駕に從ひ筑紫に

シンコキウワカシフ

新古今和歌集 二十卷、歌凡千九百七十八首、或は千八百七十四首と云ふ(神代集の一、四季、賀、哀、別、族、戀、雜、神祇、釋教に分ち、上古以來の歌を撰集す、神代集土御門天皇仁元年十一月、後鳥羽院の院宣によりて、和歌所寄人等に仰せて撰集せしむ、同三年撰進し、元久元年竟宴を行ふ、參議右衛門督通具、大藏卿有家、右近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經の五人なり、初め寂蓮撰者に入りしが、建仁二年寂せしを以て、撰進の時には上記の五人なり(歷代和歌勅撰考)

シンコク

神國 日本國の異稱、「カミノクニ」ともいふ、神明之を經營し、且神裔統治の任に當り給ふによりて名付く、神皇正統記に、「大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神長く統を垂れ給ふ、

シンゴウカシフ

新後拾遺和歌集 二十卷、歌凡千五百五十四首、或は千五百四十八首(神代集の一、四季、雜、春、雜、秋、離別、竊、戀、雜、釋教、神祇、慶賀に分ち、後醍醐天皇の永和元年、京極爲遠勅を奉じて撰集せしが、永徳元年に死去したるより、同十一月更に爲重に命じて撰集せしめ、同三年奏覽す、爲重は爲冬の子、後小松天皇の時從二位中納言に進む、至徳二年二月盜賊に殺さる(公卿補任、歷代和歌勅撰考)

シンコソウワカシフ

新撰撰和歌集 二十卷、歌凡千六百二十首、或千九百七十首(神代集の一、四季、離別、竊、戀、雜、釋教、神祇、慶賀に分ち、住吉神官津守氏の歌多く入りたる故に、謗家は新撰撰津守集と云ふしと云へり(神代集見天皇正安三年十一月、京極爲世、後宇多院の院宣を奉じて、天仁元年より正安二年に至る歌を撰集す、嘉元元年十二月之を奏覽す、キヤウコクタメヨシを見よ(歷代和歌勅撰考)

シンコンソウ

新小判 萬延小判(マンエンハクバン)をいふ、眞言院 眞言院 眞言院の御修法及び念誦を勤むる所、修法院又は曼陀羅道場ともいふ、大内裡内八省院の北、皇居の西、南に四足門あり、門内に壇所あり、五間四面、丹雘を以て彩り、壇の東に長者坊あり、五間四面、西に護

シンゴケイウン

神護景雲 稱徳天皇御宇の年號、天平神護三年八月十六日祥瑞に因て改元す、三年を経て光仁天皇寶龜と改元す、同年景雲屢々現はるゝを以てなり(續紀)

シンゴジ

神護寺 所在 山城國葛野郡梅ヶ畑村字高雄○初め神願寺といふ、別格本山、古刹ありしが、年を経て荒廢す、延暦中和氣清廣河内國に一寺を建て、神願寺と稱す、後定額寺に預か

シンゴウ

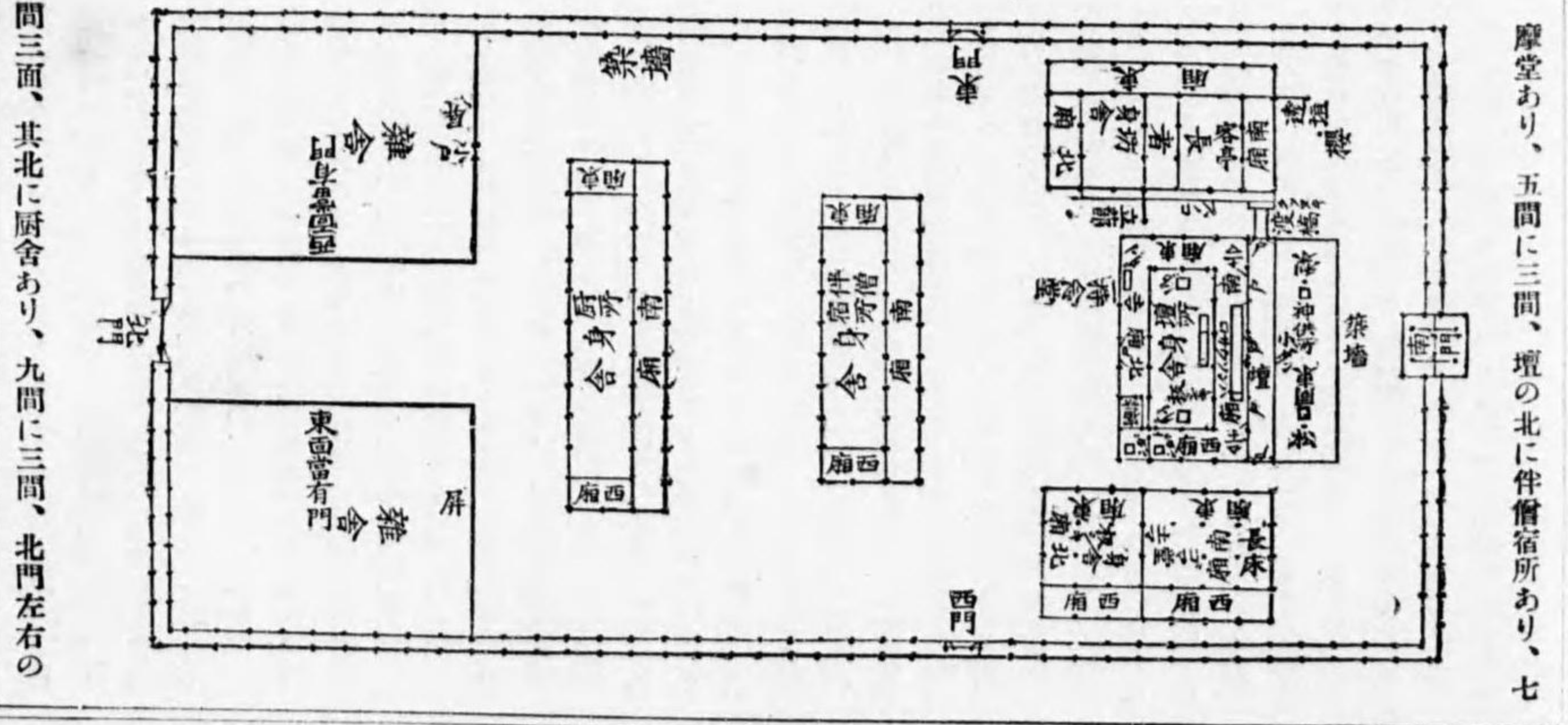
天長元年和氣仲世等奏請して、神願寺を此地に移し、更に之を建營す、翌二年勅して空海を住持とし、尋て神護國眞言寺と改號し、勅願に預る、仁安元年、僧文覺、其廢壞を慨歎し、再興を發願し、遂に壽永元年功成る、後白河法皇、源賴朝より庄園を寄せらる、正治二年文覺不軌を謀るによりて、佐渡國に流され、寺及び寺領は東寺長者延果に寄せらる、是より東寺の所管に歸す、其後寛喜年間また修理を加ふ、應仁亂後武家の押領する所となり、爲めに寺産を失ふ、大永年間僧慶眞修理建營す、豐臣德川兩氏寺領を寄附して、修造料とせしが、維新の後上地となり、塔頭七院も廢合せしが、近年又方丈を建て大に修理を加へたり○二王門、東向石徑の上に在り、元和九年の再建にして、神護國眞言寺の額は、覺信法親王(仁和寺宮)の筆なり○方丈、庫裏、仁王門の北に在り、舊高雄御所と稱せし玩玉院にして、明治七年當寺へ合併せしを以て、方丈を此に移す○本堂、又金堂と云ふ、南向、七間四面にして、元和九年の再建、中央に藥師如來を安す○講堂、一に五大堂と云ふ、南向、本堂の北に在り、元和九年の再建、五大尊を安す○大師堂、東向、金堂の西に在り、元は納涼房と稱し、弘法大師の住房なりしと、中央に大師の像あり、今特別保護建造物となる○明王堂、南向、大師堂の北に在り、不動明王を安す、護摩を修する所にして護摩堂とも稱す、後水尾天皇の舊殿を下賜して建てし所なり○鐘樓、講堂の北に在り、板倉勝重の再建する所、鐘は貞觀十七年和氣龜範の志我部海繼をして鑄造せしむる所、桶廣相は序、菅原是善は銘を撰み、藤原敏行之を書し、世に三絶の鐘と稱して有名なり○什寶古文書甚だ多し、最も著名なるは、十二天圖(春日基光筆)山水圖屏風、源賴朝外三人肖像

シンゴ

シンゴ

シンゴ

去く、時に皇后熊襲を後にし、まづ新羅を討たんとすを主唱し給へど、天皇之を用ひ給はず、幾干もなくして天皇陣中に崩す、遂に於て皇后武内宿禰と議し、秘して喪を發せず、先づ鴨別をして熊襲に當らしめ、自ら男装して海を渡り、急に新羅を征す、新羅王大に怖れ、戦はずして降る、乃ち大矢田をして其地を守らしめ、凱旋の途次、應神天皇を筑紫に生む、尋て群臣を率ゐて穴門の豐浦宮に移り、更に海路より京に向ふ、會々仲哀天皇の庶王子豐坂忍熊の二王、皇后の行爲に平かならざる事あり、兵を擧げて之を道に要撃す、皇后即ち武内宿禰等を率ゐ、二王子と戦うて之を殺し、亂を平ぐ、爾來應神天皇を奉じ、政を攝する事七十年、御年百にして崩す、大和國生駒郡平城村大字山陵狹城盾列池上陵に葬る(大日本史、陸奥一覽)



摩堂あり、五間に三間、壇の北に伴僧宿所あり、七

シンゴ

シンゴ

我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなりといへるは、よく其名義のよる所を書したりといふべし、書紀仲哀天皇の九年十月、神功皇后が新羅を征したまへる條に、新羅王の言を述べて「吾聞東有「神國」とあるを初見と爲すべきなれど、此に所謂神國とは美稱にして、上に説きたるが如き意義にての謂にあらざるべし、尋て三代實錄、貞觀十一年十二月十四日の條なる、伊勢大神宮に告げたる宣命の中に、「我日本朝神國之神國也」とあり、我朝神國正長尊神國云々など見ゆ、爾來小右記、東大寺要錄、大神宮雜事記、源平盛衰記、吾妻鏡、玉葉、平戸記、太平記、權謀治要、撰集抄をはじめ、諸書に散見せる事枚舉に遑あらずと雖も、煩はしきを以て省略す、而して此稱を外國に對して告白したるは、本朝文粹所載、文永七年正月菅長の草したる蒙古への返牒に、「凡自天照皇太神宮耀天統、至日本近皇帝、受日嗣、聖明所覃、莫不屬左廟右稷之靈、得一無貳之盟云々、故以皇土永號神國、非可三以知競、難以一二云々」と見えたり、また、「カミノクニ」といへるは歌集等に多し、續撰撰神祇の歌に、「光を玉くしのはにやはらけてかみの國とも定めてしがなし」とあるを初見とす、

東西に各一區域を爲し、其中に雜舎あり、四面築垣を以て周らす。...

眞言院御修法

眞言院御修法 眞言院御修法 眞言院御修法...

眞言宗

眞言宗 眞言宗 眞言宗...

シム

シム

シム

に前後の齋戒あるは常例なれども、神今食の時、特に其月の一日より神事ありて、忌火御飯、御膳物等を供し、僧尼重軽服の人の参入を許さず、又祭の翌日には忌火庭火祭を行へり、當日は神座及び御座を敷設し、打拂笏を執るもの、板枕を昇くもの、寢具を奉ずるもの、夕御膳、曉御膳等あり、其翌日大殿祭解齋儀あり、この祭は中和院の神嘉殿にて行ふを例とす、故に中和院を一中和院とも稱す、然れども時に神祇官若くは中和院に於て共に之を行はるゝこともあり、又宮内省にて行はれしこともあり、若し月次祭の延引或は停止せらるゝことある時は、神今食も亦共に延引停止せらるゝ、其祭員も月次祭に供奉する官人の神今食を兼める事も多し、觸機方忌及び職員の不参、若くは諒闇等の時は、天皇御出御し給はずして、多くは所司に付して事を行はしめらるゝことあり、(法皇御出御正史に見えたるは、續桓武天皇延暦九年六月の條にあるをほじめと爲せども、二十二社註式、公事根源等には、元正天皇靈龜二年六月に始るとし、本朝月令に引ける高橋氏文にも、亦同年十二月に神今食を行ひしこと見えたるは、元正天皇の頃より、既に一年兩度の神今食ありしなるべし、爾來引つゞきて行はれたりしが、鳥羽天皇の天仁元年以降二十餘年間は天皇親祭の禮中絶せり、故に崇徳天皇の長承元年には、再興の議ありしと雖も、物忌によりて果さざりき、尋で保延元年藤原宗忠同敷光等祭祀の漸々衰ふるを慨き、親祭を奏請せしことありしも、又行はれず、遂に朝綱の弛廢と共に益々衰微し、應仁の大亂以後は月次祭と共に全く舉行せざるに至れり(公事根源、古事類苑神祇部)...

眞言宗

尼は梵語にして、之を總持と翻す、されば具には眞言總持宗といふべし、眞言とは眞實語言の義にて、眞とは眞實の略、乃ち虛妄の法に前ふ、其體即ち如義眞實語なり、法身如來、此眞實語を以て、一切如來秘奥の教、自覺聖智殊勝の法門を説く、之を眞言といふ、總持とは、總括總攝の義、持は攝持任持なり、眞言總持は、法佛の所主、總攝の所尊、一切衆生をして生佛不二の信解を生ぜしむる秘要の宗義にして、兩部大經所詮の義理、三三平等互相攝入の法門なり、又即身頓成の内證法門なるが故に、密教、密藏、秘密教とも秘密藏とも、秘密一乘とも名づく、(法皇御出御正史)...

りしが、維新後宗徒之を恢復し、以て一宗總本山とし、根本道場となす、古義眞言の僧侶は皆此山に學籍す、此他高雄神護寺、東大寺眞言院、室生寺等あり、皆空海の住持地なり、爾後寛平法皇は仁和寺を創し、恒寂親王は大覺寺を創し、清高は勸修寺を創し、増俊は隨心院を創し、聖賢は醍醐寺を創す、空海の入定を距ること三十年の後、正覺坊覺饒、即ち興教大師出で、高野に傳法院、大傳法院、密嚴院を創して學徒を教育せしが、後ち根元に退去して根來寺を再興す、正應元年、道隆大僧正、頼頼と協力して大傳法院を根元に移して、之を新義眞言宗と公稱す、後ち專譽、玄宥の二師あり、專譽は道化を大和長谷寺に布き、玄宥は京都の智積院に居る、根元の法脈は遂に此兩山に傳ふるに至れり、新義一派の僧侶は皆此に學籍す、其他醍醐寺所轄たる優婆塞にして密法を行し祈禱を修する修驗者あり(シムゲンダツ(參看)(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)明治維新の後に至り、古義新義の二派獨立して、新たに派名を立つるもの多し、今日本歴史及地理要覽により、廿六年現在の派名及び本山を擧ぐれば左のごとし、

Table with columns for Sect (派名), Location (所), and Temple (在). Lists various sects like 眞言宗, 高野派, 古義, etc.

を主と爲す、我自身中に淨菩提心、清淨の理あり、此理六道の四生を經、生死の泥中に流轉すと雖も、染ます、垢ざることを、蓮華の泥中に出生して、染ます垢ざるが如し、仍てかく名づく(二)金剛部、金剛手を主と爲す、我自身心の所に智あり、斯智生死の淤泥に没在し、無數の劫を經ると雖も、朽ちず壞れずして、能く諸の煩惱を破ること、金剛の久く地中に埋ると雖も、朽ちず壞れずして、諸の怨敵の固物を摧破するが如し、仍てかく名づく、(三)佛部、金輪佛頂を主と爲す、斯理、斯智、凡位顯れずして理智具足して覺道圓滿するをいふ(四)寶部、佛萬德圓滿中福徳無邊なるをいふ(五)羯磨部、衆生の爲め慈愍を垂れ一切の事業を成辦するをいふ(傍註八宗綱要)...

空海に譲る、此時空海未だ追贈あらず、帝眞濟を義とし、空海に僧正を贈る、貞觀二年二月二十五日示寂、年六十一(元亨釋書)...

ち山部王、蘇賀果安等をして不敵を襲撃せしめ、犬上川濱に陣す、山部王反心あり、果安の爲めに殺され、陣中大に亂る、果安軍を進むることを得ず、犬上より返りて自殺す、諸將亦敵に降る者多し、七日大津吹負、皇軍を息長横川に破りて、境部樂を斬り、尋で鳥籠山に於て桑友足を斬る、紀阿閉麿、多品治等亦連戦して皆勝つ、男依等更に進んで安河濱、栗太に於て皇軍を破り、廿二日長驅して瀬田に到る、天皇群臣と共に橋西に陣す、旗幟野を蔽ひ埃塵天に漲り、鉦鼓の聲數十里に聞ゆ、兩軍互に河を隔て、亂射し、弩矢下ること雨のごとし、皇軍の將智尊精兵を率ゐて先鋒たり、橋を中斷して敵を拒く、男依の兵進むこと能はず、時に大分稚臣といふものあり、長矛を捨て、甲を重振し、板を踏で橋を度り、奮闘して皇軍を衝く、茲に於て皇軍大に亂れ、散走するもの多し、智尊怒りて退くもの斬ると雖も止むることを得ず、軍遂に敗れ、智尊も亦戦死す、天皇、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金等と共に纒に身を以て遁る、男依進んで粟津岡下に陣し、翌日皇軍の將大養五十君、谷鹽手を粟津市に斬る、茲に於て天皇走て入る所なし、即ち還りて山前に隠れ、自ら縊れて崩す、御年廿五、時に左右大臣及び群臣等皆散亡し、唯物部麿連に舍人二人の従へるのみなり、**新上東門院** 廿四日吉野の諸將志賀に會して、左右大臣等を捕へ、廿六日天皇の御頭を不破の本營に呈す、八月一日右大臣中臣金等八人を斬り、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等等を配流し、餘は悉く之を赦す、九月大海人皇子、不破より桑名、鈴鹿、名張を経て大和の古京に著し、飛鳥淨御原宮に遷り、翌年二月即位す、是れを天武天皇といふ(書紀、日本紀略)

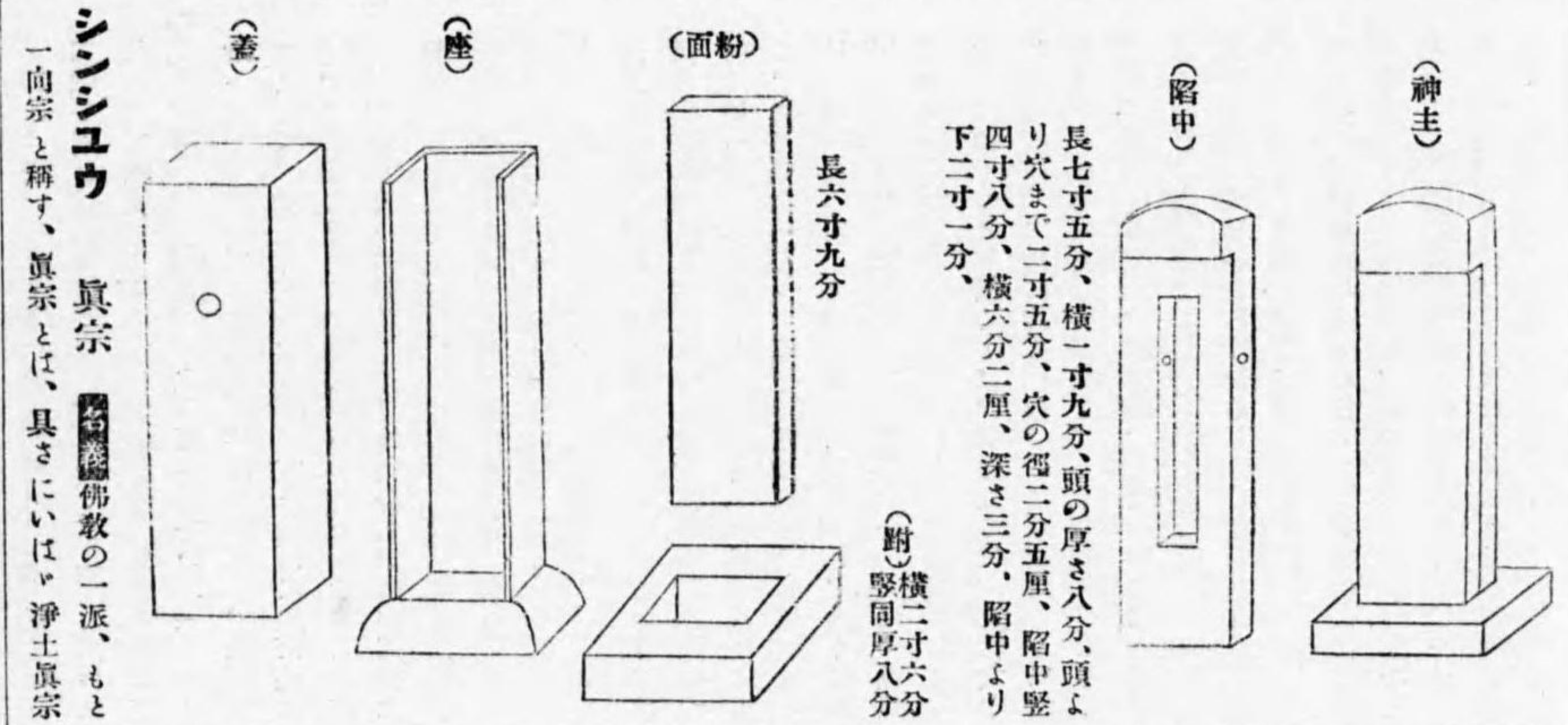
ウ)を見よ、
ジンシヤ 神社 「ヤシロ」を見よ、
ジンシヤウウチ 新庄氏(常陸麻生) 姓は藤原、武藏守秀郷の六世右馬允季後の男胤口季方、新羅三郎義光に屬し、奥州合戦に武功を顯し、男三郎大夫後季近江箕浦に住す、五世進士入道後綱同州今井に移住し、今井と稱す、五世民部丞俊名、義詮將軍に仕へ、同州坂田郡新庄を賜ひ、新庄氏と稱す、後世朝妻城に移る、九世新三郎直賴、豊臣秀吉に仕へ、攝津山崎城に移り、後又同州高槻城を賜ひ、一萬三千石を領し、從五位下駿河守となり、後秀賴に仕ふ、慶長五年關ヶ原の役、伊賀國上野城を奪ひ之に據る、亂後會津に流され、蒲生秀行に預けらる、同九年正月召返され、駿府に至り家康に謁し、又江戸に赴き將軍秀忠に謁す、常陸國行方河内新治眞壁那珂、上野國芳賀都賀河内等八郡に於て三萬三百餘石(一説二萬七千)を賜ふて、常陸行方郡麻生に住す、同十三年十二月剃髮して法印に叙し、宮内卿と號す、元和大阪の役、子越前守直定其子直好と先陣の功あり、寛文二年七月三千石を次子美作守直房に分封す、延寶四年四月民部直矩嗣なきを以て封除せられ、更に族隱岐守直時に壹萬石を賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○直昌 直賴 直定 直好 直時 直詮
 直祐 直隆 直候 直規 直計 直彪
 直嶺 直敬 直正 美雄 直陳

ジンシヤウコクラクシ 眞正極樂寺
 山城國京都上京區淨土寺町○眞如堂とも稱し、鈴聲山と號す、**眞宗** 本尊立像三尺三寸の阿彌陀佛、永觀二年東三條院の建立なり、初め東三條院深く佛を信じ、延曆寺常行堂の彌陀佛を神樂岡東の離宮に遷し、正曆三年離宮を捨て寺となす、一條天皇勅して本堂を建て、尋で勅願所となす、其舊跡今寺域の良位に在り、元眞如堂と稱す、後醍醐後村上二帝寺封を賜はる、其後應仁の亂に兵燹に罹り、佛像は比叡山黒谷或は青龍寺、近江國穴太郡寶光寺等に遷せしが、文明九年に至り一條通に還るを得たり、十七年足利義政更に舊地に建營し、明應二年入佛供養を修む、其後又火災に罹る、永祿中一條西洞院に轉じ、天正十五年京極今出川に徙れり、慶長九年本堂を建立し、十六年鐘樓を再建し、佛堂僧房全備せしに、寛文中火災に罹り、再建して又焼亡す、其後四方に勸進し、淨土寺村舊址の西南に移し、寶永二年竣功を告ぐ、堂宇四十餘、塔頭子院は、東陽院、法輪院、寂靜院、理正院、松林院、玉藏院、覺圓院、法泉院、法傳院、吉祥院、祥源院の十一院なり○寶物の重なるは、二十五菩薩(傳惠心筆)、不動像(傳空海筆)、阿彌陀佛(張思恭筆)十六羅漢像(雪舟筆)等なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京都名勝志)

ジンシヤウサイ 新嘗祭 「ニヒナメサイ」を見よ、
ジンシヤウサイ 神嘗祭 「カムナメサイ」を見よ、
ジンシヤウサイモン井 新上西門院
 藤原原房子、關白藤原教平の女、母は權大納言冷泉爲滿の女、**眞宗** 元天皇の中宮、東山天皇の准母、承應二年八月生れ、寛文九年十一月二十一日入内、從三位に叙し女御となる、天和二年十二月七日三宮に准す、同三年二月十四日中宮となり、貞

享四年三月二十五日院號を賜ふ、正徳二年四月十四日崩す、御年六十、同五月十二日泉涌寺に葬る(門院傳)
ジンシヤウトウモン井 新上東門院
 名號藤原晴子、阿茶局と稱す、**眞宗** 贈左大臣勳修寺晴右の女、或は晴豐の女に作る、母は右京亮元隆の女、**眞宗** 陽光院上天皇の妃、後陽成天皇の御母、後三宮に准じ、慶長五年十二月二十九日准后を罷めて院號を賜ふ、元和六年二月十八日崩す(門院傳)
ジンシヤキ 人車記 兵範記(ヘイハンキ)を見よ、
ジンシヤマス 神社樹 神社に用ふる樹の名、神社に因りて各種の名あり、伊勢に、宮中樹、供用樹、黒樹、判樹、於麻加利樹等あり、春日に、神供樹あり、甲斐の二宮神社に、宮樹と稱するあり、詳しくは各條につきて見るべし、
ジンシユ 神主 儒教にて、死したる人の官位姓名を書して、祠堂に安置するを云ふ、祠堂なき者は略制にして神位と云ふ、共に座蓋に納め、木にて造る、其製法は喪祭式、葬禮儀略に見えたり、木に煩はしければ、圖のみを示して省略す、支那宋の朱熹の家禮に據りしものなれども、我國にて行はれしは、江戸時代儒者の儒葬を行ひしより後の事とす、墳墓考に、鎌倉時代禪宗渡來して、彼徒専ら埋葬を司りしより、士大夫の墓には石の神主を作りて建つものまゝ、出來り、爾後庶士以上の墓には、卒塔婆を建てたるものと、神主を安ぜるものと兩様になれりと云へど、これ今云ふ板碑なり(「イタビ」參看)而して其姓名等を記すには、陷中に、故□□守從五位下□□姓府君諱□□字□□號□□神主、粉面に、故□□守從五位下□□姓府君神主と書す(古事類苑禮式部)



と稱す、淨土とは所期の果界にして、此淨土に往生せんことを期すれば、往生淨土の略にして、此土入聖の聖道門に對據するの名なり、眞宗とは、淨土門中、權實眞假種々の法あるが故に、其中權假方便の説に簡んで、専ら眞實の一法を取りて以て所宗を定むるなり、**眞宗** 眞實大師親鸞が其淨土宗の元祖圓光大師源空より、面受相承の法義を、開闢顯揚する所なり、源空歿後、門派分れ立義同じからず、親鸞之を慨し、所傳を紹述し、要文を類聚し、教行信證文類六卷を作る、實に元仁元年なり、是を眞宗開創の起原とす、本宗の教義たる、固より宗祖已證の法門にして、一流の宗義二途あることなれども、唯だ門末統率の上に就きて漸次派を分ちて現今十派に及びり、明治五年三月一向宗を眞宗と稱せしむる(眞宗各宗綱要、日本佛教史綱、法令全書)

派名 本山 所在
 本願寺派 西本願寺 山城國京都市西六條
 大谷派 東本願寺 同 京都市東六條
 佛光寺派 佛光寺 同 京都市五條坊門高倉
 高田派 專修寺 伊勢國阿美郡一身田村
 木邊派 錦織寺 近江國野洲郡中里村
 出雲路派 毫攝寺 越前國今立郡味真野
 山元派 證誠寺 同 今立郡新横江村横越
 誠照寺派 誠照寺 同 今立郡鯖江町
 三門徒派 專照寺 同 福井市豐町
 興正寺派 興正寺 山城國京都市華園町
ジンシユウ井 眞宗院(京都) 四福寺(エブクツ)を見よ、
ジンシユツ 鍼術 醫術の一、鍼針を以て疾病を醫するの術、和漢三才圖會に、「凡針有二補

湯之法、先以左手、捫其處、隨用大指爪、重按、切指、其穴、右手置於穴上、而補湯有法」と見えたり
起原活法 始め詳ならず、書紀皇極天皇四年に、鞍作得志、以虎爲友、虎授其針、曰、慎矣、慎矣、勿令一人知、以此治之、病無不愈、果如所言、得志恒以其針置柱中、と見えて疑はしき説なれど、古來より此類の術あること見るべし、大寶職員令に、教以安胎產難、及創腫傷折針灸之法、云々と見え、其受業の期間は、政事要略醫疾令を引て、學、體療者、限七年、針生七年成といふ、古より世に名ある者、菅原棍成(文德實錄仁壽三年文)下道門繼(三代實錄貞觀十六年)丹波忠明(著聞集七衛道の如き、鍼博士となり、又鍼術に名ある者も、皆他の治療を能くし、兼て此道を修む、然れども、後世此道を學ぶ人なく、又學び得し人も無きと見えて聞ゆることなし、永祿の初め、吉田意休といふ者あり、明に至り術を杏塚周といふ者に學ぶ、業成りて歸朝し、これを人に教ふ、其所傳を學ぶ者を吉田流と稱す、又文祿年間に入江頼明あり、明人吳林遠の方を傳へて、鍼科の宗匠と稱せらる、慶長元和の間、松岡意齋あり(古今醫考に、上池院法印紹胤孫壽三、並意齋、近世以鍼醫、鳴於世、といふは是なり)始めて金銀の針を用ひたり、世に意齋流と稱す、其門に賀茂の祠官駿河あり、是亦其門を立つ、世に駿河流と稱す、其後杉山和一あり、入江頼明の門人山瀬琢一の門に出て、始めて管鍼を用ひたり、和一、將軍綱吉に仕へ、關東總錄檢校と爲り、鍼治講習所を建て、諸生をして就て學ばしむ、門人三島安一に至り、更に講堂を江戸の近郊及び諸國四十五箇所に増設して、益々弘めしかば、其術終に海内に遍し、之を杉山流と稱す、初め琢一醫工を以て顯れ、和一安一亦盲を以て之に繼きしかば、鍼術終に醫者の業

と爲る、安一の後には垣本鍼源が毫鍼、大鍼、莖葉鍼の三鍼を用ひ、菅沼周桂が鐵鍼を用ひしが如きは、皆此術に於て發明せしものなり(文藝類纂、日本教育史)
シニシヨ 寢所 人の寢る所をいふ、ヨルノオトといふ、家屋雜考に、高貴の家々、臥内のさまとて、委しくしるせる事、古き物には未だ見及ばず、宗五大雙紙に、室町將軍の御寢所のさまを注して、公方様の御寢所には、御座をしかれ候(御上疊をいふ)その上に御簾をしき申され候、御簾は縁織物裏に生絹のきぬつき候、表は常の簾、御とのあもの、御小御衣二つ、置き申され候、御まくら常のごとし、黒く塗り候なり、かまち同前、一方には襖と云ふ獸を畫き申候、夏は薄き小御衣一つ置き申され候、御蚊帳は水色、角水引は段子棹黒漆鈎赤銅七つ打ち候へば、必同朋の役に於ておろし申候、夏冬とも、御部屋衆一人づ、毎夜御側にて候、御部屋衆とは、御一家の内、一段心易き仁たるべし、近くは細川治部少輔殿(壽文房と云ふ喝食)、今一人は二色兵部少輔殿、此の兩人うちかへ、夜毎に祇候にて候、女中に御しづまり候ことは、御座なく候、また女中の御蚊帳は、二所に鈎られ候、一は水引角とも赤き段子、水色棹黒し、鈎減金、一は梅染水引角とも黒き縹子に棹黒し、鈎赤銅、またつりはじめ候時は、伊勢名手兩人此の御役を勤め申候、近くは同苗肥前守盛種、我等毎日あげおろしは、女中上臈の御役にて、おろし申候時、また兩人まゐりておろし申候、又同書に、御燈火のことを注して、御寢所には、御短檠にともし候油つき、銅心下かはらけへ水を入るべし、御短檠の臺に、油入れ候手がめとらじみ以下入れ申候、など見えたり、又後花園天皇義教將軍の御所へ行幸の時、寢殿の御帳臺を以て、夜の御殿と

せらる、御帳臺黒漆金蒔繪唐神、御障子の繪桐竹に風風、御帳臺の引物には、青地金襴を用ひらる、平組の緒五筋ありて、半を裏げらる、御宿直物紅の綾御紋雲立涌裏の御紋菱なり、御むしらは、金襴の、沈の御枕二つ、是れを包む、又外に蒔繪の御枕二つ、御用意あり、御飯をば、紅の唐錦の袋に入れて備へられ、御屏風一雙立てめぐらさるなど、その折の御記にくはし、と見えたり、
シニシヨウジ 新勝寺 所在 下總國下埴生郡成田町○成田山明王院と號す(宗書)もと眞言宗大覺寺門跡末なりしが、近代京都新義派總本山智積院末となり、別格本山の資格たり(起原活法傳に云、本尊は弘法大師の作にて、山城國葛野郡高雄山神護寺護摩堂の本尊たりしが、朱雀天皇の御宇、天慶二年平將門當國に於て亂を爲すや、天皇遍照寺の僧寛朝に勅し、調伏の法を修せしめしに、寛朝此像を奉じて下總國津原に至り其法を修す、後ち幾干もなく亂平定す、寛朝又是を奉じて京都に歸らんとせしが、靈夢に因り遂に此地に留め、伽藍を造營し、高雄山の寺號に因み、神護新勝寺と號す、爾後靈驗著にして、遠近の男女來賽群聚す、天文中大殿寺の開山道譽上人法器の不満を歎かれ、不動尊に祈請すること殆ど百日、滿願の夜不動明王の利劍を呑み、血流れて淋漓たりと夢む、覺めて後ち智識大に進み、道徳顯はれ終に高僧となれりと云ふ、寶永二年原地の永住に便ならざるを以て、今の地に遷せり、此年佐倉城主稻葉正通堂宇を建立し、寺領五十石を寄す、後ち堀田正亮又舊によりて寺領を寄附す、正徳中照範水戸義公の落胤と稱し、法徳高く、諸侯の信仰を受け、庶民の歸向を得て、大に伽藍の舊態を更め、輪奐莊嚴の美を極む、又奥院を再建し、先考の志を繼

ぎ、傍に碑を立て、楠木一族の菩提を祈る、是を中興の祖とす、安政中照嶽本堂を改築す、即ち現今の堂なり、明治維新の後、再度御巡幸の際、當山を以て行在所に定め給ひ、特に照輪に拜謁を給ひ、且つ恩賜あり、今や數萬の信徒日に群參し、或は寶を納め、或は財を獻じ、當山附屬地の山林三十五町、畑五町三段、田十六町、境内と合せて六十餘町の寺領ありて、益々隆盛を極む○仁王門、南方に在り、高六丈三尺、十間四面、文化元年創建、今のは天保二年の再建なり○本堂、仁王門の北石階の上に在り、高六丈八尺、十四間四面、結構壯麗なり、安政五年の建立なり、本尊不動明王、左右には持迦羅、制陀伽童子立てり、別壇の左に大威徳明王、金剛藥叉明王、右隆三世軍荼利明王を安置す○三重塔、本堂と相並び立てり、正徳二年照範の建つる所なり、高さ九丈、其他鐘樓、開山堂、一切經藏、額堂、光明堂、奥院等あり○新勝寺、仁王門の下西に在り、不動明王に關する一切の法務を掌る、支關、本坊、客殿、奥殿、内佛殿、寺務所、收納所等に分る、此他三佛堂、水行場、男女參籠堂十字あり○什寶、神寶天國の劍は當寺第一の靈寶にて、將門調伏の時朱雀天皇より賜ふ所と傳ふ○歴代を示せば左の如し(成田參詣記、成田山名所圖會)
○寛朝 宥饒 隆長 尊有 宥後 長海
○寛朝 照之 宥澄 照慶 宥慶 照源(中後)
○照範(中興) 照朝 照諦 照峰 照乘 照譽
○照胤 照融 照胤 照阿 照嶽 照輪
○照胤 照勳
○シニシヨウトク 進走禿 進宿徳(シニシヨウトク)を見よ、

新所旬 内裡造營の後、はじめて主上南殿に出御ありて、群臣に酒を給ひ、政を開召す儀式をいふ、なほ旬(シニシヨウ)の條につきて見るべし(公事根源)
シニセイ 信西 藤原通憲(フナハラノミチノリ)を見よ、
シニセイハ 眞盛派 天台宗の一派、西教寺を本山とす、眞盛のはじむる所たり、文明中眞盛の滅後、二祖盛全之を繼ぎ其意を擴張す、第九世眞智に至りて、元龜二年、叡山の織田氏の兵燹に罹るや、本山も亦其廢毀に逢ふ、既にして再建成る、天正十年、後陽成天皇勅して法勝寺を本山に兼併せしめ、主職をして傳戒和尚たらしめ、永世賜紫上人位に居るの特詔を降し、末侶の長老も亦參朝して上人號を勅許せらる、此時始めて勸願の戒場を開置し、一派の僧階を制定し、例規の戒會を創設す、第十六世眞然に至りて、延寶年間叡山衆徒發議して本山を延曆寺末に屬せんとす、本派相議して聽かず、竟に公裁を仰ぐに至り、葛藤數十年の間解けず、舊輪王寺宮仲裁して、同門跡の管下に屬せしめ、派名を天台律宗と變換せしむ、明治五年六月、教部省令して一宗に一管長を置かしむるや、本派は天台宗管長の管理を受く、十年十二月、本派分立管長別置を内務省に上請す、十一年五月七日、許されて中興以來始めて派名を公稱し、別に管長を置きて、一派を管理し、派内の教職をして、一般布教傳道の法務に従事せしむるに至れり(佛教各宗綱要)○眞盛、俗姓を小泉、幼名を寶珠丸といふ、嘉吉三年伊勢國志保郡に生る、七歳の時郡の光明寺盛源に就て、先づ内典外典を習ひ、十四歳にして剃髮し、名を眞盛と改め、十六歳にして尾張に遊學し、また伊勢大神宮に參籠して、修學

の成効を祈願し、更に叡山に登り、四塔南上房の住持慶秀に師事す、時に年十九歳なり、眞盛素より英邁の資、加ふるに練磨の効を以てし、研鑽甚だ勉め、二十餘年間、嘗て一回も山を下らず、台密二教を兼學して、造詣極めて深し、應仁元年、阿闍梨位に進み、文明七年傳燈大法師位に任じ、同九年大乘會の講師となり權大僧部に進む、まかも僧階累遷の如きは、毫も眞盛をして喜ばしむるに足らず、唯求道の心、日を迫りて盛に、厭世の志、日を重ねて甚し、蓋し當時僧風の墮落と、世態の狀況とは、頗る上人をして奮起せしめたるものありしが、文明十五年霜降して黒谷の青龍寺に隱れ、日課稱名六萬遍、餘暇に大藏を披閱す、同十八年、山麓坂本に出で、生源寺に於て法蓮を張り、往生要集を講演す、道俗之を聞き、相携へて四方より雲集す、時に年四十四、之を布教の始めとなす、尋で山門横川合衆の請に依り、四至内房宰獻と謀りて、西教の廢寺を興し、佛殿、方丈、鐘樓、寮舎等四十餘所、期月にして舊觀を改め、之を戒稱二門弘道の根本道場とせり、因て眞盛を西教中興の第一世となす、之より布教の門戸を、近江伊勢、越前、加賀の各地に開き、詳々として、圓戒稱名の二門を弘通す、緇素、老若、男女、群をなして其徳に歸せざるはなく、其名遙に天聽に達し、後土門天皇召して圓戒を受け、眞盛上人の四大字を宸書し、東宮(後柏原天皇)また十念を受け、帝の宸翰に上人の贊を親書して授け給ふに至れり、將軍足利義政、また風請して戒を受く、其他士大夫にして之に歸依する者甚だ多かりしが、明應四年二月、加賀四蓮寺の法蓮中、俄然病を發し、暮欲清淨助念佛の八字を遺訓とし、端坐合掌、稱名亂れず、溘然として寂す、年五十三、白衣の弟子五百と稱す、其名を留むる者、盛

シンセ

全、盛算、盛品、盛祐、眞慶、眞生、眞通等あり、盛全、四教寺第二世として師跡を董す、永正三年後柏原天皇圓成國師の諡號を上人に下し、明治六年、又勅して慈攝大師の諡號を賜ふ(日本佛教史綱)

シンセイワカシフ

親王、系統後桃園天皇の皇女、御母は盛化門院藤原維子、事蹟光格天皇の中宮、仁孝天皇の御養母、安永八年正月降誕、同九年十二月十三日内親王となる、寛政五年十二月二十四日三宮に准す、同六年三月一日入内、同四月七日中宮となる、文政三年三月十四日皇太后宮となり、天保十二年閏正月廿二日院號を賜ひ、同夜落飾す、弘化三年六月二十日崩す、同七月二十三日泉涌寺に葬る(門院傳)

シンセン

神饌 神祇に供ふる飲食を云ふ、「ミケ」と云ふ、詳しくは同條を見よ、

シンセンエン

神泉苑 所在 京都府上京區門前町、拾芥抄に、二條南、大宮西八町、三條北、壬生東と見えたり、東西二町、南北四町を占む

起原 恒武天皇延曆遷都の初め、之を創設す、太平記に、擬周文王靈園、方八町被作たりし園圃是也云々とあり、中央に大なる泉地あり、假山を築き、岩石をたみ、池邊に乾臨閣及び亭舎を築き、龍舟を浮べ、畫橋を架し、以て遊覽の處となし給ふ、爾來世々の天皇御遊覽あり、天長中大旱の時、勅して空海をして池に臨み、龍王に祈請し、秘法を修せしむ、雨忽ち降る、淳和天皇深く歎感あり、和氣眞綱を勅使と爲して、龍王に幣帛を捧げしむ、此より密法愈々盛なり、爾後大旱あれば、眞言門徒に宣を賜ひて、此苑に於て大法を修せしむ、又大嘗會の時、標の山を此に立つるを恒例とし、又大嘗會の時、標の山を此に立つることあり、祇園會の山鉾此に始まる、源平の亂後苑

シンセ

廢し築垣破れ、泉中に死尸多く埋る、建久中、仁和寺守覺法親王、源賴朝に命じて修造せしむ、尋で建保以後又荒廢し、承久の亂を経て、殆ど湮滅に歸せんとす、北條泰時六波羅在番の時、其荒廢を惜み、武將に課して之を復興し、國家の安寧を祈る、其後又荒廢せしむ、正親町天皇勅して再興し、以て東寺に屬せしむ、慶長十二年八月、快我大勳進の勅を奉じ、十方の檀越を募る、當時の所司代板倉藤重等之を助け、速に修理の功を遂げしむ、爾來彼請雨祈禱の故事により、神泉苑と稱し以て一寺とす、天明八年火災に罹り、燒失す、後櫻町光格兩帝建營金若干を賜ふ、又十方檀越に勸誘し、社殿堂宇を建立す、然れど現存する所は、其中央の東偏にて僅に十分一に過ぎず、龍王祠は、南向、池中の小島に在り、善女龍王を祭り、傍に辨財天を祀る、○什寶に、不動明王あり、又源平合戦屏風(世に鯨波の屏風と云ふ)傳元信筆と稱し、其名高し(拾芥抄、太平記、山城名勝志、平安通志、京都名勝志)

シンセンクワウジ

新善光寺 所在 山城國京都下京區御影堂町、初め眞言宗、本尊阿彌陀佛、初め東洞院春日に在り、承平中焼亡し、綾小路河原に移り、應永中左女室町に移り、享祿中五條の北に移り、天正中今の地に移る、寺傳に、天長中檀林皇后の草創にして、僧空海開祖たりと云ふ、信濃國善光寺の彌陀佛を模刻して本尊となす、因て新善光寺と號し、御影堂の稱あり、弘安中門主一蓮に従ひ、宗風を改めて時宗とし、名を王阿と更め、一派を開き、念佛三昧の道場となす、時宗王阿派の祖たり、坊中扇を製するを以て名あり、相傳ふ平氏滅びし時、教盛の妻となり、御影堂に居り扇を造る、阿闍梨祐寬其扇に咒文を書きて靈驗あり、因て其業を傳へたりと、明治維新の後燒亡し、二十七年古堂を移して再建す(山城名勝志、山州名勝志、平安通志)

シンセンサイワカシフ

新千載和歌集 卷、歌凡二千三百五十九首、代集の一、四季、離別、禱祭、神祇、戀、雜、哀傷、慶賀に分つ、三條西實枝は「新千載集は歌よりも詞おもしろし、集を見ること、其の集による詞歌の心の善惡を見るべし、肝要なり」と評せり、後光嚴天皇の延文三年六月京極爲定、勅を奉じて上古以來の歌を撰集し、同四年四月奏覽す、爲定は爲世の孫、叔父爲藤に養はる、正中元年養父に代りて續後拾遺集を撰す(歴代和歌勅撰考)

シンセンシヤウジロク

新撰姓氏錄 卷、詳書類從四百四十八、經濟總誌社本第十六輯に收む、畿内、關西に貫族せる皇別、神別、蕃別の諸氏及び其所由を記したるものにして、今存せるは抄本なり、本書の序文によれば、寶字の末年頃、系圖の争ひ繁かりし故、當時の名儒を聚めて氏族志抄を撰ばしめし所、時の難に逢ひて果さず、依りて茲に舊紀の煩雜を裁し、新系の塗説を除きて、新撰姓氏錄三十卷となし、勅して三部となすと云ふ、神武天皇より起りて嵯峨天皇の弘仁年間、及ぶ迄の姓氏凡一千一百八十二氏を收め、之を神別、皇別、諸蕃等に類別し、各氏毎に其本源を明かにし、又記紀に載せざる古傳説も多く見ゆれば古史を研究するに乏しくべからざる寶典なり、刊本は寛文八年白井宗因の調點を加へしもの、並に翌九年松下見林の序を加へて刊行せるものあれど、二書共に誤脱少からず、文政四年源裕彦の校訂して刊行せるものを善本とす、○注釋に、栗田博士の新撰姓氏錄考あり、中務卿四品萬多

シンセ

親王、右大臣從二位藤原國朝、參議從三位藤原經嗣、正五位下阿部眞勝、從五位上三原弟平、從五位上上毛野顯人等、嵯峨天皇の勅を奉じて之を撰ぶ(群書類、國史學の乘)

シンセンネンヘウ

新撰年表 卷、和漢和洋對照の年代表にして、上中下三欄に分つ、上は本邦、中は支那、下は西洋紀元を掲げ、天皇、年號干支を記し、欄内に重要事項を略記す、本邦年表中、和漢年契に次ぎて、最も便利の書なり、○本書を基として安藤一郎の増補新撰年表、掌中新撰年表等あり、清宮秀堅、秀堅は下總の人、通稱利右衛門と云ひ、棠陰、藤浦漁者と號す、幼より學を好み、本居宣長頼山陽等の書を見て感奮するところあり、下總舊事考、古學小傳等の著書少からず、明治十二年死す(新撰年表、大日本人辭書)

シンセンモン

神仙門 大内裡の門、清凉殿の南庇殿上の南、西向に在りて、即ち殿上の小板敷と香脱との間に在り、殿上(デンシヤウ)の條の圖を參看すべし、

シンセンモン

神仙門院 子、法名妙智覺、後堀河天皇第二の皇女、母は中納言家行の女、建長八年二月六日内親王、七日准三宮となり、同日院號を賜ふ、弘長元年十二月廿八日尼と爲り、正安三年十二月廿七日薨す、年七十一(女院小傳)

シンセンヤウモン

新宣陽門院 源顯子、准后北高親房の女、後村上天皇の女御となり、從三位に叙す、後ち中宮となり、憲子内親王を生む、正平八年落飾、後ち院號を賜ふ、十四年五月一日崩す、年二十七(皇親系)

シンソウケンモン

新崇賢門院 廢し築垣破れ、泉中に死尸多く埋る、建久中、仁和寺守覺法親王、源賴朝に命じて修造せしむ、尋で建保以後又荒廢し、承久の亂を経て、殆ど湮滅に歸せんとす、北條泰時六波羅在番の時、其荒廢を惜み、武將に課して之を復興し、國家の安寧を祈る、其後又荒廢せしむ、正親町天皇勅して再興し、以て東寺に屬せしむ、慶長十二年八月、快我大勳進の勅を奉じ、十方の檀越を募る、當時の所司代板倉藤重等之を助け、速に修理の功を遂げしむ、爾來彼請雨祈禱の故事により、神泉苑と稱し以て一寺とす、天明八年火災に罹り、燒失す、後櫻町光格兩帝建營金若干を賜ふ、又十方檀越に勸誘し、社殿堂宇を建立す、然れど現存する所は、其中央の東偏にて僅に十分一に過ぎず、龍王祠は、南向、池中の小島に在り、善女龍王を祭り、傍に辨財天を祀る、○什寶に、不動明王あり、又源平合戦屏風(世に鯨波の屏風と云ふ)傳元信筆と稱し、其名高し(拾芥抄、太平記、山城名勝志、平安通志、京都名勝志)

シンソクコキンワカシフ

新續古今和歌集 卷、歌凡二千四百四十四首、十一代集の一、四季、賀、釋教、離別、禱祭、戀、哀傷、雜、神祇に分つ、眞名假名の兩序あり、一條兼良の作なり、多くは北朝の君臣の和歌にして、南朝は僅に後龜山天皇の御製四首あるのみ、中に花山院長親の歌六首、北高持康の歌一首を載せども、是れ後に北朝の臣となりし者なり、後花園天皇永享五年八月、飛鳥井雅世勅を奉じて上古よりの和歌を撰集し、同十一年奏覽す、雅世は參議雅經の後、代々歌を以て知らる、官權中納言正二位に至る、嘉吉二年入道す(公卿補任、歴代和歌勅撰考)

シンソク

進宿徳(進走禿) 麗樂、シンソクとも訓す、壹越調三十四曲中の一、一名若舞と稱す、舞容退宿徳と反するが故に名づく、大曲なり、○六人舞、番舞蘇合香、作者傳來共に詳かならず、舞曲口傳に、古老語曰、右の舞の中には、當曲極大事の曲云、仍常樂會の安葬にして、紀氏舞人等談議して、多氏舞人も不審をひらきて舞けりしと見え、體源抄に、進走禿、世「ツカマヒ」と申たり、前に進み走て左右の肩を指して落ち居る手を中古まで舞ひ侍りけるを、近來失はれて候也、長元(後一條天皇)臨時の樂までは、此手は侍りけりといへり(禮樂志、歌舞音樂略史)

シンリコ

進蘇利古(新曾利古) 高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一名電琴舞と稱す、又略して蘇利古ともいふ、小曲にて中曲にあたる、○四人舞、番舞一鼓、進蘇利古と音相近ければ、樂名恐く之に依て起りしか、此曲、舞及び調子とも、樂家甚だ秘したるを以て、遂に絶ゆるに至り、依て狼狽或は破破を以て之に代へ、後には専ら狼狽を用ひらる(禮樂志)

シンダイカキリ

身代限(身體限) 電琴等を借りて、辨濟の期を誤り、債主の督促に遇ひて、尙ほ辨償せざる時、法に據りて、其動産不動産の別なく、これを官に没して債主に下附し、又は公賣して債務を盡さしむるをいふ、租税の未納又は債務を果さるる者に對し、身代を没したることあれど、其制いまだ備はらず、江戸時代に至り、始めて身代限の名あり、制度亦定まる、維新後にも暫くの間に此稱を用ひしが、民法の制定あるに及び、改めて家資分限と稱すること、なれり【處分法】江戸時代には、債務者の資財を官没し、之を債權者に下附するものにして、其制、まづ借金銀、祠堂金、官金、書入金、立替金、先納金、職人手間賃金、手附金、持參金、賣懸金、仕入金、諸道具類、諸物賣渡、地代金、店賃金等は三十日限り、奉公人給金滞は十日限り、辨償すべきことを官より命じ、期内に返辨せざる時、身代限に處す、もし其資財にして、なほ金高に不足あらば、他日身上取立次第返却すべきを約せしめたり、現代における處分法は大抵世人の知る所なれば詳かに述べず(新編追加、御定書百箇條、科條類典、法令全書)

シンタイケンモン

新待賢門院

シシタ

名號藤原廉子 **系統**太政大臣洞院公賢の養女、實は左近衛中將阿野公廉の一女 **事蹟**醍醐天皇の妃、元應元年宮に入り、寵あり、元徳三年從三位に叙し、元弘二年天皇に讃岐に從ひ、還幸後、建武二年准三宮となる、才色ありて和歌を善くし、亦警願にして主意を迎合、略諷に通じ、賞利爲めに素る、足利尊氏之に依りて、護良親王を諷す、正平六年十二月新待賢門院と號し(後村上天皇即位後皇太后と爲る、年代詳かならず)十四年四月廿九日吉野に崩す、御年五十九、所生に恒良親王、後村上天皇、成良親王、祥子内親王、惟子内親王等あり(大日本史)

新待賢門院

名號藤原雅子 **系統**贈左大臣正親町實光の一女、母は權大納言四辻公享の女 **事蹟**仁孝天皇の妃、享和三年誕生、後宮仕して權典侍となり、宰相典侍となる、天保十三年十二月正五位下に叙す、弘化四年從三位に叙し、藤大納言局と稱す、嘉永三年二月二十七日三宮に准じ、同日院號を賜ふ、同月二十八日靈鑑寺宮に於て薨す、安政三年七月薨す、年五十四、京都市下京區今熊野町に葬る(公卿補任、門院傳、續三宮傳)

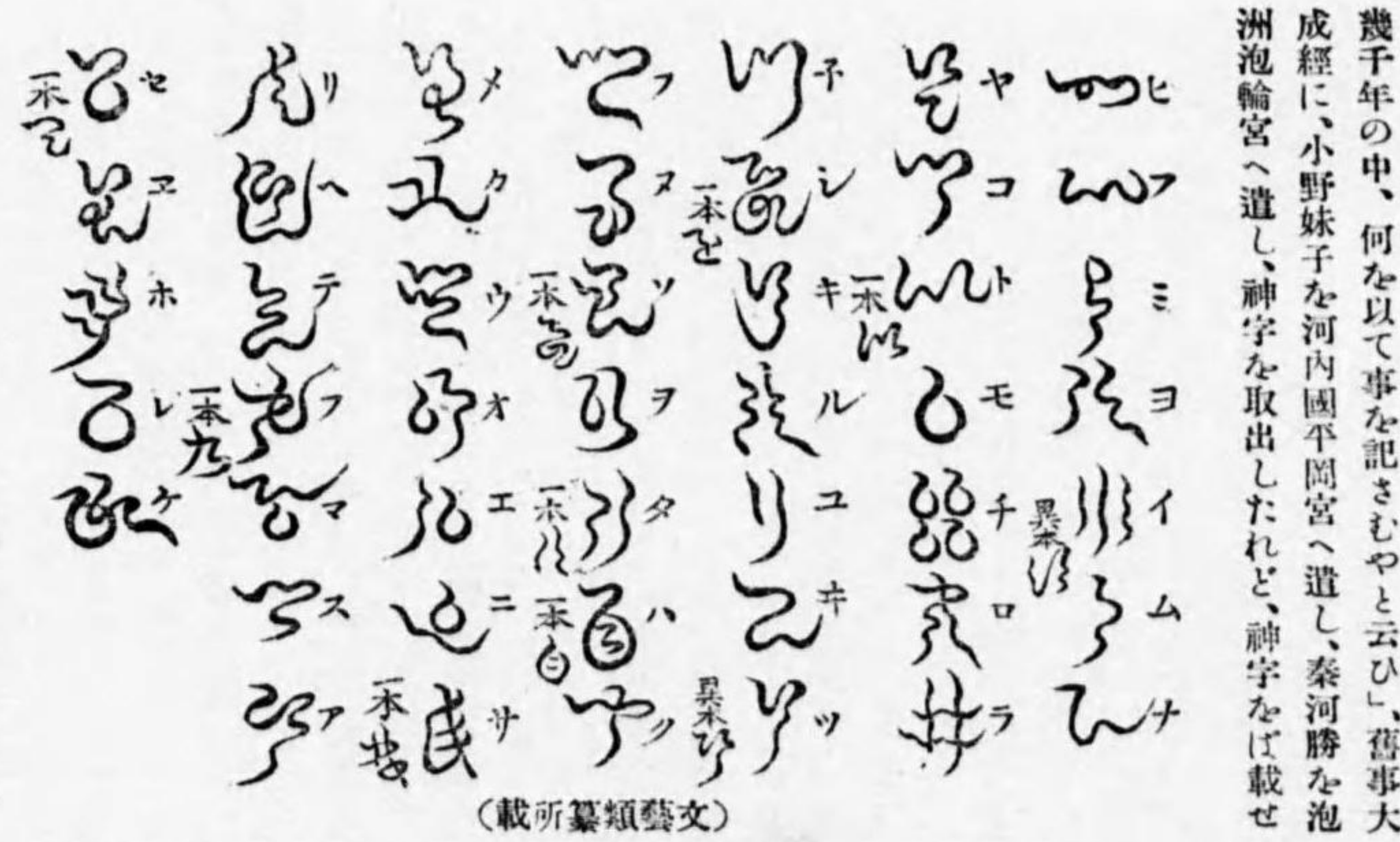
神代四弓

神道家の説にて、坐陣弓、發向弓、護持弓、治世弓をいふ、貞丈雜記に「神代の四弓といふは、大日靈尊の持ち給ひし弓を坐陣弓といひ、瓊々杵尊の天降り給ふ時、供奉の諸神の持ち給ひし弓を護持弓といふ、彦火火出見尊の持ち給ひし弓を治世弓といふよし、神道家の説なり、されども日本紀、舊事紀、古事記など、いふ上古の神書に、坐陣弓、發向弓、護持弓、治世弓など、いふ名は見えず、後に名付けたる名なり」と見えたり

シシタ

シシタ

シシタイモシ **神代文字** 漢字傳來以前我國に行はれたりと稱する文字、即ち日文を云ふ、神代文字なりし事は、古語拾遺に見えたるを始とし、伴信友の假字本末考、又神代文字なき事を主張し、後世の學者多く之に從ひ、今日にては殆ど定説となれり、今は只此等の説及び文字を示して參考に資するのみ、神代文字ありとするは、釋日本紀に、先師云、漢字傳來我朝、應神天皇御宇也、於三和字、其起可、在神代、龜卜之術者、起自神代、所謂此紀一書之説、陰陽二神生、蛭兒、天神以、太占、而卜之、乃卜定時日、而降之、無文字者、豈可成ト哉者、作者事、蓋屬可、在神代者、云々とあるを始めとす、後世に至り神代卷口決に、神代文字象形也、應神天皇御宇、異域書始來朝、至推古天皇朝、聖德太子以、漢字、附、日本字、後百有餘歲而成此書焉、と云ひ、吉田兼俱は、アイウエオの五十字は神代よりあり、神代の字はハカセの根なり、家の祕書にして出さず、一萬五千三百六十字あり、一向に解し難し、ハカセと云が神代の字なり、云々、龜を焦す時に五に割て五行に配す、變に依て五萬三千となる云々、船橋環翠は、神代の文字は一萬五千三百七十九字ありと云、聲明のハカセを附たる如くなる字なり、龜卜をすれば、其拆やうが文字の體なりと云、吉田の認事なり云々、新井君美は、本朝の文字一萬許も有と云は龜卜より始れり、先書を以てかく文字一つ有て、それより龜兆の拆たるやうに文字とす、今も吉田家にはあり、但盡くは訓なきが、大方訓知れざるあり、字體は古木の枝の如し、是龜兆の開き分れたる形なればなり、肥人書薩人書尾張の字など、是は國々の文字通用し難し、今吉田家にある文字は、朝家と同文なり



(載所纂類藝文)

シシタ

シシタ

シシタ

の神字を知らざるものとせり、然れどもその引證する所、中古俗間に行はれたりし卜部家に傳ふる説(神代記奥書)と佛家の私説(假字問辨)とにて其餘は諸社の傳説のみなり、伴信友は假字本末考附録に、神字日文は朝鮮東道諺文の傳はりしものとし、神原芳野は釋日本紀に如梵字とあり、文によりて、天武天皇作所の新字なるべしと云へり、落合直澄は日本古代文字考を著し、平田の説を唱導して更に大成したり、詳しくは就て見るべし、

シシタウ

神道 神祇を奉齋して如在の禮を盡すを本旨とせる大道をいふ、後世また惟神之道といへり、祖先崇拜と、英雄崇拜との結果にして、要は靈魂の不滅を信ぜるがゆゑに、故人に仕ふる事、なほ生前におけるがごとくせんとするにあり、中世以後佛説儒説を交へて、神道を説くものを生じ、不完全なる宗教の體を備ふるに至る、按ずるに、神道なる文字を吾國にて使用したるは、書紀用明天皇の條に「天皇信佛法、尊神道」とあるを初見とし、尋でまた孝徳天皇の紀にも「尊佛法、輕神道」と見え、いづれも神事の意に用ひたり、以て當時における神道が、神を祭るを旨とせる事を知るべきなり、蓋し我國において神を祭るは、前に述べたるごとく、祖先及び英雄を崇拜するの結果、其人に對して如在の禮を盡すに在り、故に神武天皇が都を橿原に奠め給ふや、神籬を樹て、八柱の神を祭り、靈時を鳥見の山中に立て、また三種の神器を宮殿の内に安じ、天皇と同床におき給ひ、なほ事あるに際しては、直に神祇を祭り給へり、これ所謂祭政一致にして、神祇を祭るは則ち國家を治むる第一要務なりき、神道の基因する所、實に此點に存す、故を以て神道は、決して教理によりて人を教へ導くものにあらず、安心

立命の福音を傳ふるものにもあらざりしなり、されど吾人の祖先と雖も、また幼稚なる智識を以て、廣大なる森羅萬象に對せるがゆゑに、神道の中迷信の部分を伴へるものあるは、誠に已むを得ざる事とす、かの太占(フトマニ參看)のとき、又祈禳のとき、いづれも其一例にして、吾人の祖先は、太古によりて神の心を知るを得るものと信じ、祈禳によりて、吉凶禍福を左右し得べしと信じたるなり、殊に天地日月をはじめ山嶽河海皆各々其神ありと信じ、更に我より劣等なる動物植物すら、少くにも、靈能ありと思惟する時は、皆之を崇拜したるを見て、其一斑を察すべきなり、然れどもかくのごときは、いづれの國に於ても、之ある現象にして、獨り我國のみならず、況んや神道の本旨とする處は、彼にありてこれにあらざるをや、只神道が迷信を伴へる例證として、茲に掲げて參考に供するのみ、上來述べ來れるがごとく、神祇を崇拜して如在の禮を盡すを本旨とせる神道は、深く上下人心に感染して、上古史の大部分は、敬神の事蹟を物語るものなり、されば佛教傳來の後も、敬神の心敢て薄らぐず、大寶の制令にも、神祇官を太政官の上におきて、國體の本末を明かにし、四季折々の祭祀亦常に絶ゆることなく、一家に於て、其祖先を祭るには、氏の長たる者、一家眷族を率ゐて之に従事し、又常に之を薦にせる事なし、茲に於て佛教の傳道者は、其大敵なる神道と争ふことの不可なるを知りて、神佛混淆の説を發明し、神道は爲めに其姿を變ずるに至れり、今按ずるに、神佛混淆の説たる、史籍に載する所に於ては、元正天皇の靈龜元年に、藤原武智麿、氣比大神の爲めに神宮寺を造る、これ大神宿業によりて、久しく神となれども、新たに佛道に歸し、福業を修せん

りしかど、漢字を用ひしより以來龜卜ならでは入ざること故に世人知ず、文字なくば開闢より應神まで幾千年の中、何を以て事を記さむと云ひ、舊事大成經に、小野妹子を河内國平岡宮へ遣し、秦河勝を池洲池輪宮へ遣し、神字を取出したれど、神字をば載せ

とて、之を武智麿に囑せしに由るといへる事、藤原家傳、三代格等に出でたるをばじめとす、爾來字佐八幡、鹿島神社、石清水八幡、多度神社等にも、神宮寺を作りたり、皆佛事を修して福業を神に薦むるものにして、後ち神にして菩薩と稱するものあり、八幡大菩薩、大荒磯前藥師菩薩のときは是なり、終には眞言教なる金剛界、胎藏界の兩部を神道に合せ、兩部神道(また兩部習合)といふもの起りて、本地垂迹の説を設け、其神は某菩薩の垂迹なり、某佛は某神の本地なりと云ひ、神に權現の稱あるに至る、一例を擧ぐれば毘盧遮那佛(大日如來)を本地の法身といひて、勢力無限不可思議なり、天然に釋迦支那に孔子、日本に天照大神といふも、其時々の形勢に應じ、衆生を濟度せんが爲めに、毘盧遮那佛が、種々に變化して、假りに迹を濁世に垂れたるに過ぎずといへり、また權現とは大權聖者の化現といふ義にて、熊野權現、山王權現のとき之なり、要するに神佛を混淆するは僧侶の手に出で、行基に負ふ所甚だ多く、就中本地垂迹の説は最澄空海の創むる所なりといへり、之より神佛同體の説、廣く世に行はれて、人の信用を博したるより、神社に祈禱するにも、僧をして經を讀ましむるあり、或は舍利を神社に獻するあり、或は放生會を設くるあり、或は僧徒の神前に法樂を行ふありて、神祇の道と佛陀の法と其別なきに至る、かく兩部習合の説大に行はれ、神道は遂に一神宗教の體を爲すに至りしが、室町時代に至りて、唯一神道といふものを生じたり、唯一と稱するは、兩部に對したる語にして、神代より相續して、敢て佛法を交へずといふ意に出でたれども、實は天台の教理儀式を用ひたる事多し、其説に云く、神道は根本なり、儒教は枝葉なり、佛教は華實なり、故に顯露

の淺義によれば、佛を以て本地と爲し、神道を以て垂跡となせども、もし隱幽の密義によれば、神を以て本地と爲し、佛を以て垂跡と爲す、密に秘密の二義ありて、眞言教の如きは、秘密にして尙淺く、神道は隱密にして極めて深し、神道には、相傳、傳授、面授、口訣の四重あり、また影像、光氣、向上、底下の四位ありて、顯より密に至り、密の中にまた淺深あり、故にもし其人にあらざれば、淺略の分も傳ふべからずとす、而して其授くる所は、神道護摩、宗源行事、十八神道の類にして、之を切紙傳授と稱し、後には、傳授料として若干の錢を要するに至る、按ずるに此説は、後土御門天皇の時、卜部兼俱が、其祖兼延の説なりと稱して、創する所なりといへり、卜部氏は吉田神社の祠官にして、家を吉田と稱するを以て、之を吉田流の神道といひ、大に世人の耳目を聳動せしめたるのみならず、其流行の結果は、敢て我が敬神の風を増損する事はなかりしと雖も、而も神道をして愈々宗教の範圍に陥らしめ、爲めに其本源の旨を失ひたり、江戸時代に入りては、徳川義直神祇寶典を著し、林羅山神祇考を著して、本地垂迹の説を破し、吉田家の所傳を駁せる等の事ありしも、尙一般には唯一、兩部の二神道説盛んに行はれ、徳川家康の如きも、僧梵弊より吉田家神道の傳授を受けて、其高妙を歎じたりといへり、寛文延寶の際に及びて吉川惟足あり、一魚商より起り、萩原兼頼の門に入り、吉田神道を學びて、別に一派を爲し、徳川頼宣、保科正之等の優待を受け、遂に幕府に徴されて神道方となれり、山崎闇齋また同時に出て、朱子派の儒學を修めしが、後ち惟足及び出口延佳に就きて神道を學び、所謂垂加流の神道を創む、垂加とは、神道五部書に「神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲

(教住)

本とあるに基く、闇齋、延佳、並に陰陽五行の理を以て、神道を説き、或は之に混するに、周易の説を以てし、或は之を輔くるに、朱子の學を以てし、日本紀の神代卷を以て一箇の教訓書となしたり、爾來吉田の門下及び其他より出て、別に神道の一派を立てたるもの頗る多し、黒住、神智、禊、金光、天理、蓮門の法教のごときは其著きものとなす、黒住教は備前の黒住宗忠の創むる所なり、宗忠風に乗加流の神道を究め、「神明の心を測り神明の行を想ふに、其目的人間に幸福を與へんとするに外ならず、されば己れ神明たらんとするには、先づ世人の喜ぶことなきべからず」と稱し、惡を避け善を修し、身心を清め、精心を凝めて太陽を拜したりしが、文化十一年十一月十三日拜日の際、天地生々の靈機を自得し、これを以て天照大神の恩徳とし、毎年一度伊勢に詣づることゝを怠らず、尋て京都に出て、神書を講じ、禁厭の法を行ふ、宗忠能く氣息を吹きて人の病を癒し、信徒最も多し、後ち其教基を定めて曰く、學旨を二類に分ち、一を實行學とし、一を研究學とす、實行學は我を離れ、氣を養ひ、心氣を鎮め、無我無念となり、禁厭を施し、神徳靈験の表意を主とす、之を中人以下の目的とし、研究學は倫理を明にし、諸教に涉り、祖神立教の淵源に遡り、恩波の餘瀝を汲み、祖神の足跡を履むを主とす、之れを中人以上の目的とす」と、こゝに於て中人以上の目的とする、倫理を明にし、諸教に涉るといふ點に於ては、殊に見るべきものなかりしが、中人以下の目的たる、禁厭を施し、神徳靈験の表意を主とする方面に於て大に勢力を得、安政三年には宗忠大明神の號を賜はり、慶應元年には其祭祀所を以て勅願所とせられ、明治九年十月黒住講社を黒住派と唱へ、別派を公認す、十

(教神)

二年には備前に宗忠神社と崇めらるゝに至れり、神智教はもと鳥傳神道といふ、加茂規清の創むる所なり、陽明學並に禪學を應用し、神道をして純然たる一種の宗教たらしめんとせざるものにして、其説に曰く「予は天地の理を究め、之が決著を求めんとて、空理を練ること二十年に至り、始めて生身の國常立尊に拜謁を遂げたり、茲に於て漸く安堵の思ひを爲しめ、扨人々彼の心理を得んと覺さば、靜座肝要なり、若し靜座を爲さざれば、いつも口先の論のみにて、實に天地の妙用を我が物と爲すこと難し、斯くの如く心の妙體を大悟せば、道は遠きに求むるに及ばず(中略)人間に五常の道備はるも、皆其元は、天地の道に在る所にして、決して私の此體に妙あるにあらず、凡て天地の神の爲す所の道なり、斯の如き道を、我國にて神道と號する所以は、皆既に天照大神の道なるが故なり(中臣被講釋)と、明治十五年五月神智教會を神智派と唱へ、別派を公認す、又是と前後して出でたるを井上正鏡の神教とす、正鏡は神祇伯白川家の門に入りて、惡心惟神の大道を學び、「飲食を斷ち、木食を爲し、水を浴み、禪座をして觀念を凝らすといへども、悟り得ることなし、力盡きて空しく過すに、四十歳の春、觀念の床に夢幻の如く、一人の若き女子我れに大道を傳へんとて、明玉を口に授け入ると覺えて、眠りより起き、爾後始めて惑ふ所なし」とて、信神の一句を本として、「トホカミエミタメ」の法を傳ふ、遠近これを信するもの多し、幕府終にこれを三宅島に流す、正鏡島に在りて晝夜の別なく、「トホカミエミタメ」を口唱して、終に禊の典義に達し、許されて江戸に歸るや、「トホカミエ」一派を起し、禊の教を説く、其教義に曰く、「トホカミエミタメ」を何十何百遍となく唱へ看み、精神息全

く疲勞して、無念無想の觀に入らん、此時我れを知り神を知るを得るは、これ全く此詞が、他の祝詞や被に勝ぐれし所あるに由るにて、皆なこれ禊大神の威靈著るしき證なり」と、諸種禁厭の法を行ひ、大に俗間の信仰を博せり、金光教は、藤井文次郎の創むる所にして、文次郎は、備中淺口郡の農夫なり、嘉永五年十一月、神より金光大神の稱を與へられたりと稱し、姓を金光と改め、金光大神は、他の神達と違ひ、靈驗最も著しければ、能くこれを信する人は、決して災厄凶禍に罹るの憂ひなし、若し未だ金光大神を信ぜずして、疾病に罹り災禍を受け居る人と雖も、一たび金光大神を信する時は、忽ち病は癒え禍は消散せんと稱し、愚民の信仰を得たり、天理教は、天保九年十月廿六日、大和國山邊郡中山善兵衛の妻ミキが唱道したる所にして、國常立神、面足神、國狹植神、月讀神、雲讀神、檜根神、大房邊神、帝釋神、伊弉諾神、伊弉册神の十柱が其身體に乗移りたまへりとして、此十柱を天理王命と稱し、「惡きを撲ひ助けたまへ天理王命」といひて、男女相混じり神前に舞踏を爲し、或は音曲を交へて、「トチオイト話し、神の言所聞てくれ、惡きな」といふ言で、天と地とを象りて、夫婦を拵へ子を設け、之れを此世の始めとし、天理王の命」と口唱し、且つ盛んに禁厭を行ふ、蓮門教は、豊前小倉の人島村ミキと云ふ者によつて組織せらる、此教は「事の妙法」といへるものを本尊とし、神前に於て、事の妙法南無妙法蓮華經など、唱へ、又中臣祓禊祓等をを用ふる等のことあり、蓋し徳川氏に於て禁ぜられたる不受不施の信徒が、密かに神に託して、これを信ぜしを、終には一派の宗教として、神佛混淆の蓮門教なるものを生ぜしはあらざるか、而して天理蓮門共に、「お籠り」と稱し、男女混淆の弊ありといふ(因

(教門)

に、天理教は切支丹の殘徒水野軍記によつて傳へられ、中山ミキに至りて發表せられたるなりといふ説あり、考ふべし)神道はかくの如く、世の下ると共に益々變遷し、遂に半ば淫祠に類するものを出し、本旨を去ること遠からんとするに際し、一方に於ては、古學復興の氣運漸く盛大となり、契沖、荷田春滿、賀茂眞淵等輩出し、本居宣長に至りて其説大に備はる、尋て平田篤胤あり、宣長等の説を祖述して、専ら佛敎儒學を排斥せん事を力めたり、此一派はみな國史の研究を以て、神道を闡明せんとしたるものにして、今日神道を説くものは、本居平田の流を汲めるもの、十中の八九を占む、明治維新の元年、朝廷は、菩薩權現等の神號を留め、佛像を以て神體と爲すを禁じ、僧侶の社務に服する者をして蓄髮せしめ、日蓮宗の三十番神の號を停むる等、千年以來の兩部の流弊を一洗し、神佛混淆の習俗を改革し、二年國史の大基礎を確定し、皇道を復興せんとすの旨より、神祇官に行幸して、天神地祇及び列祖の神靈を祭り給ひ、宣教使をおきて大教を宣布せしめ、三年諸藩に宣教掛を置き、政教一致の旨を説かしめ、五年教部省を置き、全國の神社寺院に關する事件並に教義の事を掌らしめ、又教導職をおき、神官僧侶及び宣教に意ある者をして之に宛てしが、十年教部省を廢して、其事務を内務省に移し、十七年また教導職を廢したり、かくのごとく神佛混淆の禁ありしより、神道また面目を改めたれども、宗教的性質を帯びたるものは決して其述を絶たず、各々一派を爲して管長をおき、布教に従事せるもの、現今に於ては、大社教、扶桑教、大成教、實行教、黒住教、修成教、神智教、禊教、神理教、御嶽教、金光教、神道本局の十二派あり、なほ別に神道本局に屬し、獨立せざるものに天

に、天理教は切支丹の殘徒水野軍記によつて傳へられ、中山ミキに至りて發表せられたるなりといふ説あり、考ふべし)神道はかくの如く、世の下ると共に益々變遷し、遂に半ば淫祠に類するものを出し、本旨を去ること遠からんとするに際し、一方に於ては、古學復興の氣運漸く盛大となり、契沖、荷田春滿、賀茂眞淵等輩出し、本居宣長に至りて其説大に備はる、尋て平田篤胤あり、宣長等の説を祖述して、専ら佛敎儒學を排斥せん事を力めたり、此一派はみな國史の研究を以て、神道を闡明せんとしたるものにして、今日神道を説くものは、本居平田の流を汲めるもの、十中の八九を占む、明治維新の元年、朝廷は、菩薩權現等の神號を留め、佛像を以て神體と爲すを禁じ、僧侶の社務に服する者をして蓄髮せしめ、日蓮宗の三十番神の號を停むる等、千年以來の兩部の流弊を一洗し、神佛混淆の習俗を改革し、二年國史の大基礎を確定し、皇道を復興せんとすの旨より、神祇官に行幸して、天神地祇及び列祖の神靈を祭り給ひ、宣教使をおきて大教を宣布せしめ、三年諸藩に宣教掛を置き、政教一致の旨を説かしめ、五年教部省を置き、全國の神社寺院に關する事件並に教義の事を掌らしめ、又教導職をおき、神官僧侶及び宣教に意ある者をして之に宛てしが、十年教部省を廢して、其事務を内務省に移し、十七年また教導職を廢したり、かくのごとく神佛混淆の禁ありしより、神道また面目を改めたれども、宗教的性質を帯びたるものは決して其述を絶たず、各々一派を爲して管長をおき、布教に従事せるもの、現今に於ては、大社教、扶桑教、大成教、實行教、黒住教、修成教、神智教、禊教、神理教、御嶽教、金光教、神道本局の十二派あり、なほ別に神道本局に屬し、獨立せざるものに天

理教、蓮門教あり、皆完全の要素を備へざる宗教なりと見ること當を得たるに似たり(史學雜誌「神道」、古事類苑神祇部、日本風俗史、日本教育史)

シタウツシニリウ 神道一心流
柳瀬彌兵衛宣長の創めたる銀術の流派○宣長は江戸の人、父宣久につきて天真神道流を習ひ、後ち諸流を學びて其妙旨を究め、遂に神道一心流と稱す、文政二年九月死、年七十三、飯篠長威齋より世々其術を傳ふ(武術流祖錄)

シタウカク 神道方 江戸幕府の職名、神書を修め、祭事の舊典を掌る、内密にて伊勢へ派出する事あり、吉川惟足以來、其家にて世襲す、家祿百石、手付出役あり、寺社奉行の所管(官制沿革略史)

シタウコフノシヨ 神道五部書
●國史五卷、國史大系第七卷に收む ●倭姫命世紀(一名太神宮本紀)天照坐伊勢二所皇太神宮御鎮座次第第一(一名阿波良波記)豐受皇太神宮御鎮座本紀(一名飛鳥本紀)伊勢二所皇太神宮御鎮座傳記(一名太田傳記)造伊勢二所太神宮寶基本紀の五部を集む、度會延佳の書に頭註を加へて異本を考證せり、又國史大系本は吉見幸和度會延佳其他の頭註あり、これ等の書の偽書なることは、吉見幸和の五部書說辭に詳かに見えたれば、參看すべし、

シタウジフニフノシヨ 神道十二部書
●國史五卷、國史大系第七卷に收む ●倭姫命世紀、御鎮座本紀、御鎮座傳記、寶基本紀、天口事書、古老口實傳、御奉仕記、御鎮座本紀、機殿規式帳、心御柱記、神風抄の十二部を集む、以上十二部は禁河の書と號して、宮河の外に出だすことを許さざりきと云ふ、此等の書の偽作なること吉見幸和の五部書說辭に詳しく見えたれば、參看すべし、

シシタ

シシタウミヤウモクル井シユウセウ

神道名目類聚抄 卷六 神道に關する官社、神寶、祭器、幣帛、冠履衣衾より社司の職等に至る迄の名目を類聚して、一々注釋圖説したるものにして最も便利の書なり、正徳四年正月刊行

シシタウムネリウ

神道無念流 福井兵右衛門嘉平の創めたる劍術の流派○嘉平、初め川上善大夫と號す、野州に生る、天明年間の人なり、田中權内につき一圓流の刀術を學び、其妙を得、後諸國に修行し、信濃に至り飯綱權現に祈り遂に奥旨を悟り、自ら神道無念流と號す(武術流祖録)

シシタウリウ

新當流 神尾織部の創めたる馬術の流派○織部は何國の人たるを詳かにせず、馬術の神妙を得、新當流と號す、寛延中水戸家の人、大田原和泉守政通、四世の正統を繼ぎ、精妙と稱せらる、其子師正、其傳を繼ぐ(武術流祖録)

シシタウリウ

神道流 飯篠若狹守盛近の創めたる槍術の一派○盛近之を長威入道に傳へ其妙を得、子孫相繼て其業を傳ふ(武藝小傳、武術流祖録) ○盛近——長威齋——盛信——盛綱——穴澤雲齋——櫻原俊重(櫻原流祖)

シシタウリウ

神道流 飯篠長威齋家直の創めたる劍術の流派、また天真正傳神道流ともいふ ○家直は下總國香取郡飯篠村の人、山城守と號す、幼より刀槍の術を好み、精妙を得、尙其技術を天下に顯はさんとし、鹿島香取の神宮に祈願し、遂に絶妙を悟る、中興刀槍の始祖となる、從遊の士甚だ多く、諸國

シシタ——ジシチ

一羽、塚原土佐守、松本備前守政信、井島巨雲爲信等傑出し、いづれも一流を開く(武藝小傳、武術流祖録) ○飯篠家直——塚原土佐守(有馬流)——松本政信(有馬流)——井島爲信(有馬流)——諸岡一羽

シシタク

神託 託宣(タクセン)を見よ、シシタラウセウシヤウ 新太郎少將

シシチ

神地 宗廟山陵及び官國幣社、府縣社の所在地をいふ、此地は地券を發せず、其廣狹を地方官の帳簿に記載す、明治六年三月之を制定し、翌年十一月改正して官有地の第一種に屬せしむ(大日本租稅志)

シシチ

淨頭 禪宗の僧役、厨の掃除等を掌る、厨は不淨の處なるが故に、これを掌る者をして清淨ならしむる義なり(禪林象器箋)

シシチオンジ

新知恩寺 關西武藏國東京下谷○神田山と號す、幡隨院とも號す(淨土宗、關東十八檀林の一) ○本尊阿彌陀如來(起原清原長九、徳川氏の招待に因り、智譽上人幡隨意江戸に出で、神田駿河臺に之を創建す、因て智譽を開山と爲す、後ち今の地に移す、坊舎七箇寺、所化寮四十八軒あり、寺領五十石を領す(和漢三才圖會、江戸名所圖會)

シシチヤウ

神序司 「カランダチ」を見よ、シシチヤウカグラ 人長神樂 雅樂の神樂を云ふ、神樂は人長先づ舞ひ、舞人を指揮して奏する故に、まか稱するならん、明月記に、建久十年八月四

シシチ

日出京參三吉日、於大宮寶前被行御神樂(俗稱、人長神樂、有和琴等)と見えたり、「カグラ」參看、シシチユウクワモン井 新中和門院

藤原尚子(系圖攝政近衛家熙の女、母は、從三位町尻兼量)の女皇子(中御門天皇の女御、櫻町天皇の御母、元祿十五年三月生れ、享保元年十一月十三日入内、同日女御となる、同五年正月二十日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日薨す(實は昨夜薨す)二月六日泉涌寺に葬る、十三年六月皇太后を贈る(門院傳、國母表)

シシチユウゲンジゼニ

眞鍮元字錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、徑八分弱、重八分、幕文元字穿上に在り、其樣二種二樣、一文を以て當時行錢の三に當てしむ、寛保の初、京都の商人請うて鑄造す(新寛永錢譜)

シシチユウゼニ

眞鍮錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、眞鍮にて作りたるを以て此名あり、また、其價一枚を以て四文に換ふるを以て四文錢或は當四錢といふ性質二種あり、昔に波形ありて少なきもの、經九分五厘、重一匁四分、茅竈漫錄に、錢背に波少きは、同六年以後の鑄物なりといへり、一は波形多くして徑九分、重一匁と爲す、幕文面平地、水波の紋あり、面は寛永の號を用ふ、初め波二十一ありしが、後減じて十一波と爲す、其貨率は、明和年度の分、凡そ銅六十八、亞鉛二十四、白目八、文政年度の分、銅六十五、亞鉛十五、鉛二十、安政年度の分、銅六十五、亞鉛十五、鉛二十とす(起原清原明和五年五月、江戸龜井戸村銀座に於て、始めて之を鑄る、一枚を以て並錢四文に換ふ、一箇年鑄造高、五萬五千貫文と定めらる、此後屢々鑄造高を減せらる、天明八年十二月に至て吹方を止め、

シシチ

シシチヨウケセウカシフ

新勅撰和歌集 卷二十 歌凡千三百五十三首、或は千三百七十一首(内附二十一代集の一、四季、賀、禊、神祇、釋教、戀、雜に分つ、今川了俊は、新勅撰は花實を兼れたる集と云ひ、鳥丸光廣は、新古今の花に過ぎたりとて、新勅撰を定家のくすみてあまれたりと云へり、後鳥羽、土御門、順徳三天皇の御詠を一首も入れず、武士の歌を多く入れしは、定家が北條氏の武威を恐れて、關東におもれりし故なるべし、故を以て本集を宇治川集とも云ふ、武士を八十、うち云ふに

よれるなり○評釋に、新勅撰集契沖案二卷、新勅撰集抄三卷、新勅撰雜註三卷(以上契沖著)新勅撰抄二十卷(僧奘真註釋)等あり(起原清原後堀河天皇貞永元年六月、官制沿革略史)

シシチヨウケ

新徴組 江戸幕府が、浪士中の才藝あるものを徴集して組織したる警備隊、江戸に置きて海防及び非常の備に充つ(起原清原) 徴集のはじめ取扱をおき、鶴殿鳩翁を以て之に補し、在職資給米三百俵を與ふ、尋で隊伍を編するに及び、改めて支配と稱し、鶴殿の外、松平上總介、中條金之助等之に補す(起原清原文久二年十二月、幕府時勢に鑑みる所あり、廣く浪士を徴募し、翌年四月隊伍を編成して新徴組といふ、然るに隊士中兇暴無賴の徒多く、攘夷の資と稱して富豪を脅迫する等の弊害ありしを以て、元治元年五月之を廢したり(徳川禁令考、官制沿革略史)

シシチヨウケ

新徴組 江戸幕府が、浪士中の才藝あるものを徴集して組織したる警備隊、江戸に置きて海防及び非常の備に充つ(起原清原) 徴集のはじめ取扱をおき、鶴殿鳩翁を以て之に補し、在職資給米三百俵を與ふ、尋で隊伍を編するに及び、改めて支配と稱し、鶴殿の外、松平上總介、中條金之助等之に補す(起原清原文久二年十二月、幕府時勢に鑑みる所あり、廣く浪士を徴募し、翌年四月隊伍を編成して新徴組といふ、然るに隊士中兇暴無賴の徒多く、攘夷の資と稱して富豪を脅迫する等の弊害ありしを以て、元治元年五月之を廢したり(徳川禁令考、官制沿革略史)

シシツウノカフアラヤ

神通鑄矢 上差の矢を云ふと云へども、伊勢貞丈は、田村草紙に神通の鑄矢とあるによりて、後世の妄作したるなりと云へり、従ふべし、尙ほ貞丈雜記弓矢の條を見よ、シシデン 神田 神社の用途に充つる田地、又ミトシロと云ふ、御刀代、御刀代、神戶田地と書す、トは田の轉なり、單純なるものと、神戶内のものと二種あり、共に不輸租田にて賣買を禁ず、單純なるは地子田を云ひ、神戶内は多く口分田にて、地子田或は神社に自ら耕作するもあり、其田租は貯藏して神稅と稱し、祭祀修造の用途、神祇官人及び社司の俸祿に充つ(起原清原) 仲哀天皇九年四月神田を定め

シシツウノカフアラヤ

て仰らしめたるを始めとす、持統天皇四年正月畿内の天神地祇に幣を班ち、神戶田地を増す、大寶令の制、神田は收授加授せざる事と定む、大同元年太宰府八幡及び八幡大神比社に神位田を寄せ、又天平勝寶二年二月、賀茂御祖大社に神戶代田一町を寄せしが、承和十五年二月一町を増し、同三月山崎明神に二町を寄せたり、寛治四年七月には、賀茂上下社に不輸田六百町を寄せ、供御田とす、神稅不足に依てなり、此後神田の名見ゆる事稀にて、多くは神領と稱し、社司等之を掌りて、租賦を徵收し、以て祭祀造營の諸費に充て、其所用に從て、日供料所、御供料所、朔幣田、年中行事領、臨時祭料所、放生會料所等の名あり、シシリヤウ(參看(書紀、令義解、續後紀、延喜式、三代格、古事類苑神祇部))

シシデンカイホツ

新田開發 聖田(コシデン)を見よ、シシデンカタ 新田方 江戸幕府の職名、下

シシデンチダイキン

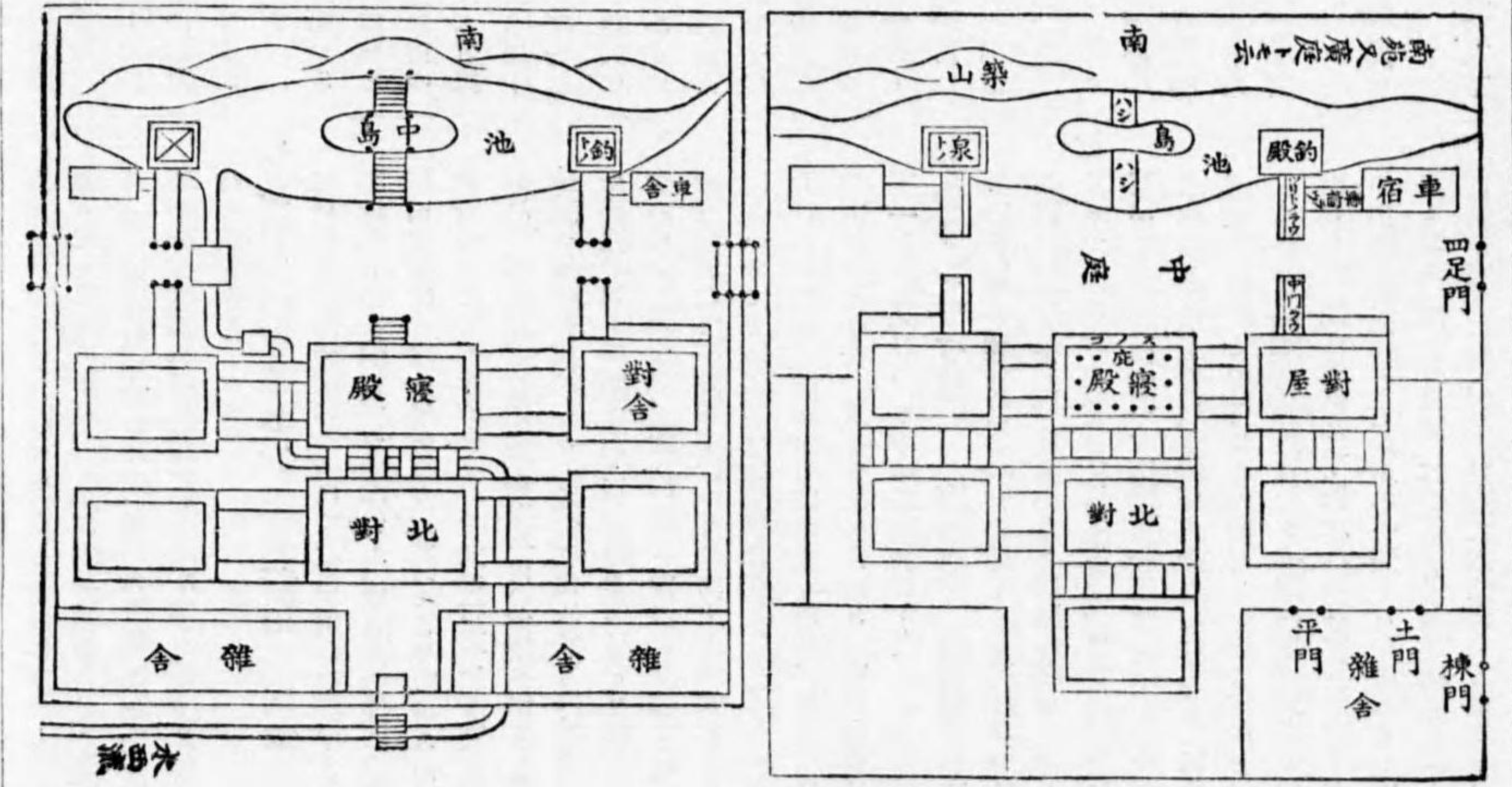
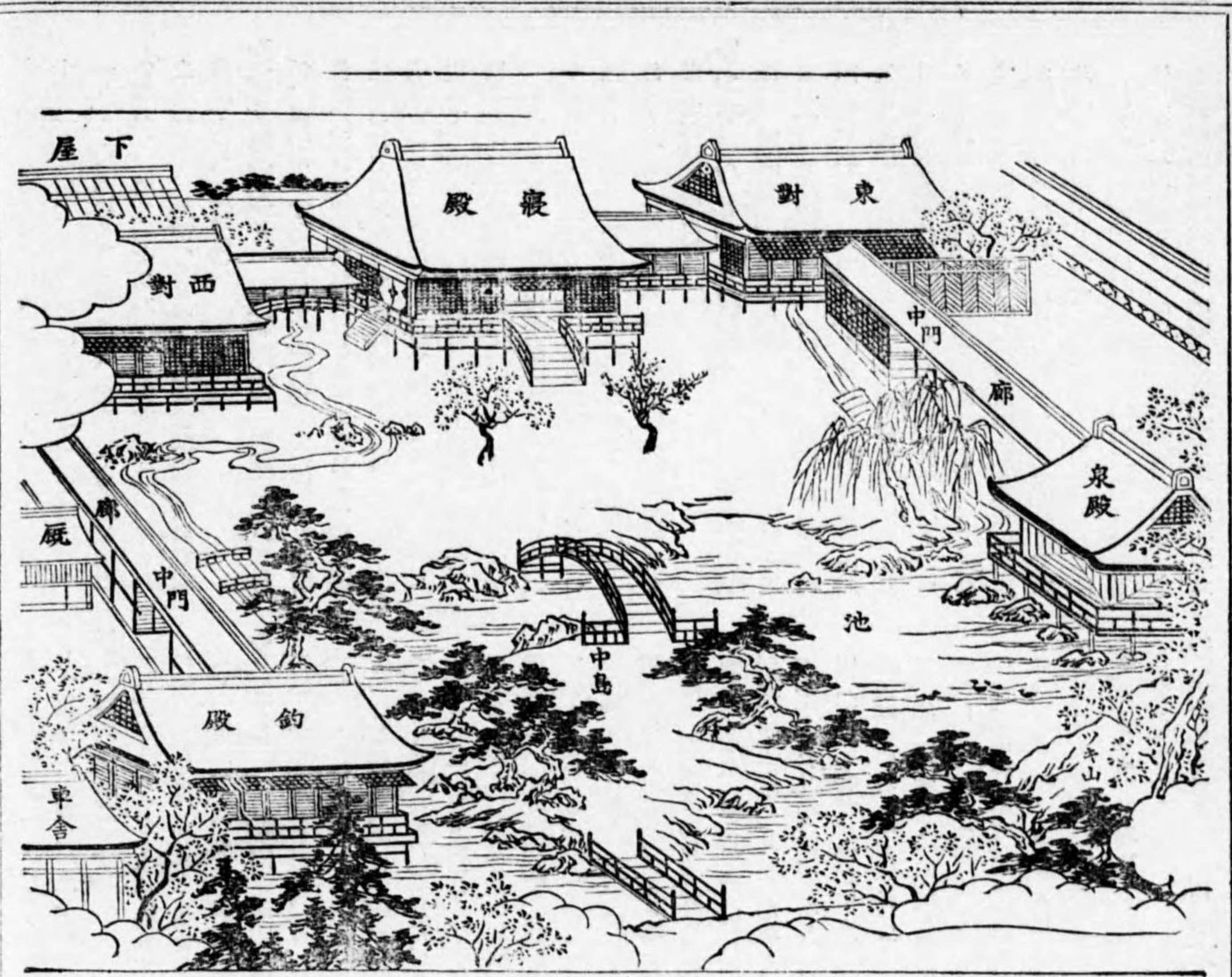
新田地代金 江戸時代、臨時納物の一にて、新田畑を開墾する時、其地代として納むべき金をいふ、地方凡例錄に、是は新田畑等に可なる地所見立、其村々より願出るか、又他所の者にても場所見立、地元の村方へ懸合、障なければ開發願、其地所御料なれば、公儀私領とも領主地頭へ地代金相納むる、段當は定法無之、開發の場所善惡、起し手間人夫入用等の多少により地代金多少あり、大概一通の處なれば、一段歩に金二分位、又開發難所にて手間多かり、其上土地宜からざれば金一分にも極る、若し開發入用もかからず、地面宜しければ三分一兩其上も差出處もあり、畑方なれば田方地代金半分、又三分二位に極る、右納め高は秋下半年に割合せ、年季中に相納むといへり、

シシデンツクリ

寢殿作 王朝時代の中葉(所謂藤原時代)攝神の邸宅として用ひられたる建築形式を云ふ、其主要なる建築を寢殿と云ふより名づく、寢殿とは正殿を云ふなり、爾雅の釋宮に、周制、王公六寢、路寢一、小寢五、路寢治事之所、小寢燕息地也、又公羊傳に、路寢所正寢也、史記樂書に、凡居室皆曰寢、とあり、後世寢間なるが故に寢殿と云へるは誤なり(起原清原) 寢殿は大き七間四面、又は五間四面なり(一間は通例凡一丈)之れを身舎母屋とし、その周圍に廂を繞らし(廂の一間なるを廣廂とも廣縁とも云ふ)廂の外に更に椽を繞らし、高欄を附す、正面及び左右に階あり、屋蓋は四注にして椽皮を以て

シシツウ

シシチ



シントウ

シントウ

シントウ

之れを葺く、身舎は幾多の室に區別せられ、主人の起臥する處とす、寢殿より北、東西(寢殿は南面し、南は庭に向ふ)に廊を作り、北、東、西の對の屋に到る、對の屋は家族の起居する所なり、東西對の屋より南方に廊を出し、その盡る所に東に泉殿、西に釣殿を建つ、泉殿、釣殿は寢殿と共に南庭を包みて池に臨み、門は西面に四脚門を開き、釣殿と西の對との間なる廊を貫通して、寢殿の前に出づべからしむ、寢殿内部の裝置は身舎及び廊の外に格子あり、格子の内面には帷を垂る、身舎は障子にて適宜の數室に區別せられ、その主室には中央に帳臺を据ゑ、左右に置疊を設け、三尺几帳を立つ、帳臺は寢床として用ひられ、置疊は起座の時に用ふ、座の傍には二階厨子を置き、日用の雜具を載せたり、**起原** 關原恒武天皇都を平安に定め、皇居を造營するや、宮殿庭園の配置悉く支那の式を模したり、後の寢殿作は蓋し此の様式の轉化せしものなり、藤原時代を通じて盛に行はれ、源朝幕府を鎌倉に開くや、寢殿作を更に轉化して、武家造の様式起り、尋で禪宗盛に弘まるに及びて、室町時代に至り書院造出來て、寢殿造りは京都の一部に存するのみなりき(家屋雜考、日本美術略史稿)

云ふ、初め瓜生山觀世音教寺と號す、關原眞言宗新義派の本山、手親音關原眞言宗傳に云、厩戸皇子の草創と、白鳳四年九月、役小角當寺鷹ヶ峯の山嶺に於て研修精勵し、感得の像を安置して、神童教護國寺と改稱す、本尊金剛藏王菩薩即ち是なり、其後泰澄、行基、眞辨、經眞等の高僧、勵精修法せし遺跡今猶存す、空海の作不動明王石像壁岩の内在り、又北吉野山と號するは、大和吉野山に對するの稱なり、爾後廢壞せしを、興福寺の願安再興し、法相眞言兼學の道場となす、治承の變殿堂悉く燒亡す、後鳥羽天皇の宣旨により、源賴朝再興舊觀に復し、丹波國桑田郡篠村を寄す、元弘元年九月再び兵火に罹り衰廢せしが、應永十三年に至り、興福寺の官務懷乘藏王堂を建立す、寺域は四百石にして、豐臣氏徳川氏之に仍る(山城名勝志、平安通志)

シントクケクワン 進徳館 舊高遠藩の學校
 信濃國伊那郡高遠城内三ノ丸 **起原** 藩主萬延元年三月創立、天明年間藩士坂本天文文武を兼修し、單身海内を周遊し名聲あり、藩士星野葛山中村中保松田永安等其門に出づ、藩の文學興起の原因、此等先輩者の薫陶に據る、爾後藩主内藤頼直の時、特に儒學を尊崇し、藩學を設立し、子弟の教育を奨励す(日本教育史資料)

シントクケクワン 進徳館 舊江藩の學校
 越前國今立郡鯖江中小路 **起原** 天明八年藩主間部詮熙の代、儒員芥川左民に命じ、藩の子弟を家塾に教授せしめ、文化十一年五月校舎を創立し、進徳館と名づく、間部詮房に至り大に之を更革す、文政六年八月、始めて文宣王畫像を館に祭り、嘉永三年銅像を納む(日本教育史資料)

シントクケクワン 進徳館 舊後部藩の學校
 日向國南那珂郡既肥板敷 **起原** 寛政の頃、學問所ありし由なれど、詳かならず、享和元年十一月、藩主伊東祐兵八幡馬場明智院屋敷を學問所とし、學事を奨む、文政十一年祐相入國の際改造の意あり、遂に天保二年に竣功す、是を振徳堂と稱す、明治後普通學科に改め、既肥小學校とし、後又既肥學校と改稱す(日本教育史資料)

シントクケクワン 振徳堂 舊既肥藩の學校
 日向國南那珂郡既肥板敷 **起原** 寛政の頃、學問所ありし由なれど、詳かならず、享和元年十一月、藩主伊東祐兵八幡馬場明智院屋敷を學問所とし、學事を奨む、文政十一年祐相入國の際改造の意あり、遂に天保二年に竣功す、是を振徳堂と稱す、明治後普通學科に改め、既肥小學校とし、後又既肥學校と改稱す(日本教育史資料)

シントクケクワン 振徳堂 舊蘇山藩の學校
 丹波國多紀郡蘇山城南門外の四堀端 **起原** 明和三年に創立す、初め藩主青山下野守忠朝、學舎を新築し、藩内の士民及び生徒をして校に入り業を受け、専ら漢學を修めしむ、天明年間藩主忠裕、更に學士教導職を置き、子弟は幼時必ず學に入るべきの制を定め、學舎を増設し、之に養正齋成立の稱を與へ、漢學を教授せしむ、次で筆算習禮等の科を置く、又弓馬劍槍兵學砲術術術捕方等の武術科を設け、演習場を師範者の舎内に構設し、藩士及び子弟をして業を受けしむ、又文武司、文武方等を置き、藩政に參するものをして、毎に之を兼知監督せしむ、文化以後藩主幕府の執政となり、封に就かざることを始と四十年、其間特に藩老に命じて學事を綜理せしむ、嘉永年間藩主忠貞、渡邊亮太郎を學士となし、一

シントウ

シントウ

シントウ

シントウジ 神童寺 所在 山城國相樂郡高麗村字神童寺 北吉野山と號す、又金剛藏院とも

シンドウ 神頭 矢の根の名、「ヤツリ」を見よ

シンドウ 神童寺 所在 山城國相樂郡高麗村字神童寺 北吉野山と號す、又金剛藏院とも

シンドリ

に天明以降の規模に據り、藩内の教育を布き、明治維新に至る(日本教育史資料)

シンドリ

後取 朝廷に於て、歳首に能く酒を飲む者の撰ばれて、御齒固に侍候するをいふ、江次第に、後取、藏人式云、侍臣堪三、大飲一

後取 元日 朝臣 二日 侍中定三人書紙屋紙、元日 四位、二日五位、三日六位勤此役、或又令堪三、大飲一者云々、又雲圖抄に據れば、舊年晦日に上圖の如く切紙に姓名を記して、之を殿上の角柱に押しといふ、

シントリ

新鳥蘇 高麗樂、壹越調 三十四曲中の一、一名納序曲とも稱す、(吹奏の曲譜によりて名づく)新樂にて大曲、舞者六人、番舞皇帝

シナイフシ 新内節 淨瑠璃節の一種、寶曆の頃より大に流行す、鶴賀新内の語り創めたるより此名あり○新内は富士松薩摩藩の門人にして、江戸深川扇橋の邊に住したる御家人なり、始め富士松の門に入り、加賀八大夫と稱して、若狭掾と共に此歌舞音楽略史)

二貫文を寄附す、天正十九年十一月、徳川家康寺領二貫文の御朱印地を給ふ、慶長五年關ヶ原役の際、家康參詣して勝を祈る、十二年更に命あり、堂宇を修理す、正保二年酒井讃岐守忠勝資財を抛て、再び修復を加ふ、現今の堂宇是なり、中興を春宗慶安元年(再中興を辨秋(元祿七年三月寂す)と云ふ、坂東札所第四なり、毎年六月法會を行ふ、堂上長谷寺の類あり、子純の書と傳ふ○鐘樓に文永元年鑄造の鐘を掛く(鎌倉志、鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿)

シハチデウリウ 新八條流 関口信重の創めたる馬術の流派○信重は八右衛門と稱す、元和年間の人にて、八條流の妙旨を得、更に工夫を加へて一流を起す、其術を以て水戸威公に仕ふ、其子六助信通其業を繼ぐ(武術流祖録)

シハパン 親藩 江戸時代、幕府の支族たる諸藩をいふ、例へば三家、越前家等の如きをいふ、

シハパン 新番 江戸幕府の職名、又近習番とも云ふ、番番と同じく警衛を掌り、將軍駕行の時、其先に供奉す、營中勝手時計の間に衛所あり○若年寄の所管なり、番頭八人、二千石高、營中中ノ口に宿直す、三番頭より、資格遙に下れり、或説に、家光の時、上臈女房の功勞有る者の子弟、及び甥従兄弟を擢て、之れを置くと云へり、組頭各一人、六百石高、桔梗の間に詰む、番衆各廿人、五人づつ營中に交番す、二百五十俵高なり、(寛永二十年八月、始めて四組を置き、新番頭を定め、玉蟲宗茂、安西元貞、中根正頼、遠山景重を以て之に充つ、慶安元年番頭二人を増して六組と爲す、承應三年八月、新番頭指物の色を定めて、五色の吹流と爲す、一番組は赤、二番組は淺黄、三番組は黑白交互、四番組は黄、五番組は白、六番組は黒とす、享保八年六月

シハパン

シハパン

曲を傳へしが、後若狭掾獨立するに及び、新内も亦獨立して一派を開く、男を加賀吉と云ふ、門弟加賀齋二代目を相續し、其門人島大夫又三代目をつぎ、常盤津に次で盛に流行し、今一般に行はれたり(聲曲類纂、淨瑠璃史)

シハパン 新二朱金 萬延二朱金 (マンエンニシユキン)を見よ、
シハパン 新二朱銀 安政二朱銀 (アンセイニシユキン)を見よ、
シハパン 新二分金 萬延二分金 (マンエンニブンキン)を見よ、
シハパン 神女 琵琶の名器、今出川公規所傳の重器なり、槽は桑にて、撥の面に葦を畫けり(樂器考)

シハパン 眞如 高岳親王入道後の名なり、(タカチカシンワツ)を見よ、
シハパン 眞如寺 山城國葛野郡衣笠村松原○初め萬年山正脈庵と稱す、臨濟宗○尼寺、(山城國葛野郡)弘安八年、尼如大、佛光國師塔所の爲めに創建し、正脈庵と號す、康永元年夢想國師、高師直に勧め、之を重修して眞如寺と改む、足利氏制して、禪宗尼寺の第三に班せしむ、後水尾天皇の御宇之を再興し、皇女月鏡尼公の住所と爲し給ふ(山城名勝志、京華要誌)

シハパン 眞如堂 眞正極樂寺(シンシヤウコクラクジ)を見よ、
シハパン 眞然 俗姓は佐伯氏、弘法大師の甥、(眞然)弘法大師に事へて密乘を學び、又眞雅に灌頂を受く、弘法大師入寂に臨み、眞然に語りて曰く、我此山を以て汝に附屬す、汝其志を勵し營構して眞然の靈區、眞言の教場となせと、蓋し此時金

高二千石の職となす、同九年十一月、始めて四九新番頭二人を置く、慶應二年十二月此組を廢し、番衆を統隊となす(明良帶錄、柳營秘鑑、吏徵、官制沿革略史)

シハパン 新日吉神社 山城國京都下京區阿彌陀峯上り口、舊地今の五町の南日吉坂の邊、(山城國)大山昨神同荒魂、賀茂玉依比賣命同荒魂、田心比賣命、菊理比賣命を祭り、素盞鳴命、大年神を配す、(山城國)永曆元年十月、後白河上皇始めて社を東山に建て、近江日吉の神を移し祭る、因て號を新日吉といふ、應保二年四月、始めて祭を行ひ恒式と爲す、高倉天皇治承二年、小五月會を行ひ競馬を奉る、是より五月九日を恒例として、永く行はる、法皇屢々御幸、參籠、獻物のことあり、建曆二年五月九日、後鳥羽上皇幸して小五月會を行ひ、これより上皇必ず臨幸あり、後其禮久しく絶えたり、寶治元年五月に至て、後嵯峨上皇臨幸し再び之を興す、是日競馬及び獅子田舞等あり、又關東に勅して流鏑馬射手を召す、應仁中當社大半破壊し、豐國社創建の時悉く亡ぶ、後妙法院院法親王、後水尾天皇の旨を奉じて再造す、智積院の北に在りしが、明治三十年阿彌陀峯豐國廟修築につき、社地を讓りて現今の地に移る、今府社に列す、樓門、本社、拜殿、神樂殿等あり、末社四社あり(平安通志、京都名勝記)

シハパン 神符 神社より出す守札の類をいふ、これを神棚に安じ或は之を門戸に貼し、或は囊に納れて身にをび、災異を禳ひ福祿を招くものとす、故に御守とも、守札とも云ふ、(マモリフダ)を見よ、
シハパン 神風連 山城國又山城國、(山城國)また山城國とも稱す、明治九年十月、熊本縣士族大野鐵平(大田

剛峯寺未だ成らず、故に此遺訓あり、茲に於て眞然心を造營に盡す、幾千ならずして成る、寛平十二年僧正となる、三年九月十一日寂す(元亨釋書)

シハパン 神寶方 江戸幕府の職名、下勘定所の役にて、日光其他の神社佛寺、又は靈屋の器物等を掌る、即ち諸國神社佛閣御普請所の分、同寺社莊嚴飾物御道具類を取扱ふなり(明良帶錄、徳川氏官制)

シハパン 新砲兵頭 江戸幕府の職名、鐵砲の事を掌る、(山城國)慶應二年十二月始めて置き、高千石の職となし、老中の管下に屬す、同月、新砲兵差圖役頭取及び差圖役を置く、頭取は高四百石、差圖役は三百石の職にして、共に陸軍奉行の配下とす、同三年六月、大砲役と改稱す(官制沿革略史)

シハパン 針博士 典藥寮の職員、(テンヤクレツ)を見よ、
シハパン 新長谷寺 所屬相模國鎌倉郡長谷村○海光山と號す、俗に長谷觀音堂を以て世に著る、本尊十一面觀音、長二丈六尺、大和國長谷の觀音と同材にて楠なりと云ふ、(山城國)元正天皇の御世、徳道上人大和國長谷山中に、楠の巨木を得て二體の觀音を造り、一體は其地に留め、一體は有縁の地に出て、衆生を濟度せよとて海中に投ず、十六年の後天平八年六月、當國三浦郡長井村の海上に著く、此事報聞に達し、勅命により當地に一字を草建し、徳道を開山とし、新長谷寺と號すと云ふ、(山城國)康永元年三月足利尊氏佛體を修飾し、妙相を修治して、莊嚴を加へ、明徳三年十二月義光後背を造立し、行基作の同像を前立とし、傍に勢至如意輪開山等の像を置く、後北條氏之れを信仰し、天文十六年十月當寺敷地

黒伴(黒)、加屋(黒)、上野(黒)等、平常神道を尊び守舊の説を持し、明治政府の改新に對し不平を抱き、徒黨二百人を集めて亂を爲す、(山城國)二十四日夜火を放ちて熊本鎮臺を襲ひ、陸軍中佐高島茂徳以下六十四人を殺し、更に司令長官種田政明、縣令安岡良亮、參事小關敬直等の居宅を襲ひ、政明を殺し、眞亮敬直等を傷け、猶進で縣廳にせまり、屬青木安弘等五人を殺す、勢猖獗なり、(山城國)翌日鎮臺兵を發して賊を討じ、大野上野等を殺す、餘黨或は自首し、或は逃亡して遂に平く(血史、明治歴史)

シハパン 信部省 中務省の改稱、當時の詔文に「中務省、宣傳勅語、必可レ有信、故改爲信部省」と見ゆ、淳仁天皇の天平寶字二年藤原原麿の議によりて改めしが、同八年仲廣誅に伏するに及び令制に復す、(チユウムシヤウ)參看(續紀)

シハパン 仁部省 民部省の改稱、當時の詔文中に「民部省施政於民、量用惟仁、故改爲仁部省」と見ゆ、淳仁天皇の天平寶字二年藤原仲廣の議によりて改めしが、同八年仲廣誅に伏するに及び令制に復す、(ミンブシヤウ)參看(續紀)

シハパン

シハパン 神佛免引 江戸時代免租の一、八幡免、天神免、荒神免、觀音免、阿彌陀免、藥師免等と稱し、社地、堂下、神佛森林等の内、三畝もしくは五畝の地租を除くをいふ(地方凡例錄、大日本租稅志)

シハパン

シハパン 神別 天神地祇の尊貴たる氏族をいふ、大化以前の制、連姓を賜ふこと通例なりしがごとし、尙ほ氏(ウヂ)姓(カネ)の兩條を合せ見るべし(古事類苑姓名部)

シハパン

シハパン 新編鎌倉志 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シハパン 新編鎌倉志 八卷、八冊、(山城國)鎌倉の地誌にして、北は本

シムボ

郷、東は金澤(武藏)西は河内、南は杜戸を限れり、此の諸村中に在る神社、佛閣及び舊跡名勝等を悉く網羅したるものにして、卷首には鎌倉の總圖を附して一覽に便し、毎條大意を掲げ、次に境内の勝跡寶物を記し、次に舊跡を録し、人をして治亂興亡の迹を曉り易からしむ、鎌倉の地理歴史を研究せんとするものには、缺くべからざる良書なり、

新編相模國風土記稿

卷數百二十五卷、明治十七年刊、洋釘本五冊とす、圖説一卷、圖説、二卷、建置沿革、三卷山川名所産物、四卷より十一卷迄藝文、十二卷より二十五卷まで各郡村志とす、首に凡例並に前後編纂に與かりし人名を擧ぐ、總て新編武藏國風土記稿に倣ひ、相模國に於ける地理及び歴史地理の事項は網羅せざるなく、特に武藏風土記稿以來熟練を積みしを以て、前書に比すれば、煩を省き、蕪を削り、旨約にして意通ず、考證正確にして、學者の必ず参考すべき良書なり、但し三浦郡池子村は關て録せず、是れ水戸藩の管する鎌倉英勝寺の領にして、吏員の檢査を許さざりしによるなり、

新編武藏國風土記稿

卷數百二十五卷、明治十七年刊、洋釘本五冊とす、圖説一卷、圖説、二卷、建置沿革、三卷山川名所産物、四卷より十一卷迄藝文、十二卷より二十五卷まで各郡村志とす、首に凡例並に前後編纂に與かりし人名を擧ぐ、總て新編武藏國風土記稿に倣ひ、相模國に於ける地理及び歴史地理の事項は網羅せざるなく、特に武藏風土記稿以來熟練を積みしを以て、前書に比すれば、煩を省き、蕪を削り、旨約にして意通ず、考證正確にして、學者の必ず参考すべき良書なり、

シムボ

七人の多に及ぶ、天保元年新編武藏風土記を奉りし後、續て稿を起し、天保十一年に至りて成る(新編相模國風土記稿、本邦地誌考)

新編武藏國風土記稿

卷數百二十五卷、明治十七年刊、洋釘本五冊とす、圖説一卷、圖説、二卷、建置沿革、三卷山川名所産物、四卷より十一卷迄藝文、十二卷より二十五卷まで各郡村志とす、首に凡例並に前後編纂に與かりし人名を擧ぐ、總て新編武藏國風土記稿に倣ひ、相模國に於ける地理及び歴史地理の事項は網羅せざるなく、特に武藏風土記稿以來熟練を積みしを以て、前書に比すれば、煩を省き、蕪を削り、旨約にして意通ず、考證正確にして、學者の必ず参考すべき良書なり、

シムボ

其社地に在る木を以て充つ、一社一木を常とす、稀には一社にて數種なるあり、或は社邊の樹木を總稱するもあり、一二の例を擧れば稻荷社、石上神社、三輪大明神は枹、大原野、北野、住吉等は松、春日神社は全山の櫛を神木とする類にして、蓋し植物崇拜の遺風なり(古事類苑神祇部後には神木を神體に擬し、捧持するに至る、之を神木動座といふ、春日社、日前宮のごときは其著名なるものとす、前者は興福寺の僧徒、春日神人等意に満ざる事あらば、直ちに神木を捧げ入洛して敬訴す(カスカノシムボクを見よ)日前宮神木動座は、紀伊國造職讓歩の時に捧持す、應永四年行文讓補之記に、正月十八日夜御神木御銚自入母秀連宿所奉入之、國造下向、庭上御銚御神木奉立立白沙壇上と見えたり、

シムボ

シムボチ 新發意 新たに佛門に入りたるもの、稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、即ち菩薩なり、又「シボチ」とも云ふ、梵語、阿夷恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養無數佛と見ゆ、我國にては多田滿仲始めて多田新發意と稱す、神皇正統記兼家出家の條に、執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となし申けるによりて、源滿仲出家したりしも、憚りて新發意とぞ言ひける云々、榮花物語見はてお夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事どもを云々」と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は兼家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、兼家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シムボ

摩羯に作る、壹越調三十四曲中の一、小曲なり○唐拍子十六、舞者四人、其屈腰して舞ふ拜禮、舞踏の體なりと、古式には更に紫袍一人前立てり、是を王といふ、番舞採桑老、大史二人(赤衣)小史二人(紺袍)とす

シムボ

シムボチ 新發意 新たに佛門に入りたるもの、稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、即ち菩薩なり、又「シボチ」とも云ふ、梵語、阿夷恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養無數佛と見ゆ、我國にては多田滿仲始めて多田新發意と稱す、神皇正統記兼家出家の條に、執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となし申けるによりて、源滿仲出家したりしも、憚りて新發意とぞ言ひける云々、榮花物語見はてお夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事どもを云々」と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は兼家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、兼家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シムボ

兄磯城等を誅して、兵威頓に振ふ、饒速日命之を開き大に懽れ、長髓彦を殺して降服す、尋で土蜘蛛、新城戸、居勢、猪祝等皆誅して、中州全く平定す、茲に於て都を大和國故傍原に奠め、はじめて天皇の位に即く、是れ我國初代の天皇にして、實に紀元元年辛酉の歳と爲す、建國の大業茲に成る、天皇また即位の翌年を以て功を定め賞を行ひ、道臣命には宅地を築坂邑に賜ひて寵遇し、大來目命を故傍山の西に居らしめて護衛に供し、珍彦を倭國造に、弟勢を猛田邑の縣主に、弟磯城を磯城縣主に、劍根を葛城國造とす、其他凡河内、伊勢、素賀、紀伊、宇佐等の諸國造等を任補す、尋で天種子命をして天少罪國少罪の事を解除せしむ、また靈時を鳥見山に立て、天宮命をして、皇祖天神を祭りて神祇の恩に答へしめ、且つ三種神器を同殿共床に奉祀して天祖の神靈とし、以て天下に臨み給へり、當時官物神物未だ分れず、宮内に藏を立て、齋藏と名付け、齋部氏をして長く其職に任せしむ、輔弼の大臣には中臣氏の祖なる天種子命、齋部氏の祖なる天宮命あり、二氏共に世々祭事を司りて朝政に參與す、其他大伴氏の祖なる道臣命、久米氏の祖なる大久米命、物部氏の祖なる可美眞手命あり、此三氏また武衛の任として、其職を世々にし、かの國造縣主等と内外相維持して、國家を經營したりき、かく天皇の時に至り、經營の業漸くなりしが、位に在す、と七十六年(空位三年)にして崩じ給へり、聖壽百二十七(或は三十七)に作る、大和國高市郡山本村政傍山東北陵に葬る(大日本史、陵墓一覽、大日本通史)

シムボ

シムボチ 新發意 新たに佛門に入りたるもの、稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、即ち菩薩なり、又「シボチ」とも云ふ、梵語、阿夷恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養無數佛と見ゆ、我國にては多田滿仲始めて多田新發意と稱す、神皇正統記兼家出家の條に、執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となし申けるによりて、源滿仲出家したりしも、憚りて新發意とぞ言ひける云々、榮花物語見はてお夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事どもを云々」と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は兼家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、兼家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シムボ

を云ふ、大祭の一なり、應永元年(延慶元年)御陵祭の式始めて行はれ、年の三月十一日孝明天皇清涼殿の東庭に出御まし、遙拜の式を行ひ給ひてより以來、年々の御例となれり、明治元年三月十一日宣命使を御陵に發遣し、三年三月十一日神祇官に於て御親祭の典を行ひ、且つ勅使を山陵に遣はし給ふ、四年三月七日の布告に、神武天皇御祭典の儀、海内一同遵行被仰出候條、毎年三月十一日各地方官に於て遙拜式可執行事とあり、改曆以後は、陰曆三月十一日を以て、陽曆の四月三日に相當する者と定め、年々變更することなし、また神祇官廢せられてより以來、宮中に於て此儀を行ひ給ふ(法令全書、官報、祝祭日講義)

シムボ

シムボチ 新發意 新たに佛門に入りたるもの、稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、即ち菩薩なり、又「シボチ」とも云ふ、梵語、阿夷恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養無數佛と見ゆ、我國にては多田滿仲始めて多田新發意と稱す、神皇正統記兼家出家の條に、執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となし申けるによりて、源滿仲出家したりしも、憚りて新發意とぞ言ひける云々、榮花物語見はてお夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事どもを云々」と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は兼家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、兼家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シンメ

には天皇神馬を御覽するなり、春日吉田祭等には攝政關白より神馬十列を獻す(起原)始め詳かならず、常陸國風土記に、地則名三豐香島之宮(中略)其後至三初國所知美麻貴天皇(崇神)之世、奉幣(中略)馬一匹、鞍一具、とあるを初見とす、其後寶龜元年八月使を遣して、幣帛及び赤毛馬二匹を伊勢大神宮に、鹿毛馬を若狹彦神、八幡神宮に各一匹を獻じ、三年八月大風雨あり、伊勢月讀神崇を爲すとす、毎年九月荒祭神に准じて馬を奉ること、せり、大同三年五月黒馬を丹生川上雨師神に奉りて雨を祈り、承和二年八月朔雨霽れしにより、祈禱に報養し、丹生川上社に白馬一匹を進獻す、元慶二年三月幣馬を賀茂御祖、別雷、松尾、石清水、稻荷、住吉、平野、大原野、梅宮に分遣し、養和二年正月源賴朝大神宮に神馬十疋を奉り、文治五年六月十五日出雲國杵築大社に神馬を獻じ、戦勝を祈る、應永以後は朝廷より幣馬を獻ずる事廢せられたり、大神宮儀式解に、應永の比より幣馬も略せられ、古の如くならず、仍て幣の時々注進すれば奉下さる(中略)今の世朝廷より、時々幣馬奉らる、事も廢れ、奉幣あるの時、又九月御祭の馬すら、料銀を以て奉られ、一福宜より馬をかり寄進して、その行事を遂れば、常に立置べき馬なき故に、尾張名古屋城主、紀伊若山城主より、かりに奉らる云云、と見えたり(貞丈雜記、古事類苑神祇部)

シンメイチャウ

神名帳 諸國の神社の名又は位記を記載したる帳簿をいふ、我國特に神社を崇奉したれば、神祇官及び諸國に神名帳を置きて神社の名を記したり、神祇官の神名帳は一に神祇官記とも、神祇官帳とも云ふ、大寶の制ありしならんも、後世に傳はらず、延喜式に神名帳を収め、天神地祇三千一百廿二座を載せたり(神祇志料、古事類苑神祇部)

シンメ

シンメイムサウアツマリウ

神明無想 東流 東下野守元治の創めたる劍術の流派○元治は東國の人、刀術を好み其妙秘を究む、鹿島香取の神宮に祈り、夢想に神傳を得、故に此號あり、門人田宮重正其宗を得(武術流祖錄)

シンメフギヤウ

神馬奉行 關西室町幕府の職名、日吉社禮拜講の日に、將士の獻する所の馬を掌る、社司社僧を以て之に充つ(起原)禮拜講は古く萬壽年間が始まる、大永七年、義種將軍日吉社に謁し、特に此式を行ふ、馬及び費用を大名に課す、奉行、神馬を上中下の廿一社に分配して之を進る(官制沿革略史)

シンモツコロ

進物所 關西天皇の御膳を調進することを掌る、内膳司に屬す(所在)大内親月華門の外、兵衛陣の北隣、別當一人、公卿より補す、多くは近衛の次將を以て之に補す、預一人、奉膳を以て之に補す、執事一人、地下を以て之に補す、膳部六人(起原)始め詳かならず、元慶七年十月進物所を停めて、近江員外費人を置きしが、後ち再び進物を復す、後世、院、女院、女御等にも進物所を置き、御膳を調進せしめたり、職員は朝廷に準じて置き、院司、家司等を以て之に補す(延喜式、西宮記、玉葉、拾芥抄、職原抄後附)

シンモツトリツギバン

進物取次番 江戸幕府大奥の職名(但し男子なり)諸進物の事を掌る、御家人なり、物によりて自ら運ぶことあれども、多くは下番に命じて出入せしむ、下番は御家人にして進物取次番に附屬す、取次番を支配するものを番頭といふ、御三家御三卿其他御家門より獻上する進物を受け、取次番をして之を表使の方へ廻送せしめ、又大奥よりの贈物を使番より引受け、取次番に命じ

シンメ

て配達方を取計はしむ、御家人之を勤む、留守居の支配にて百俵扶持とす(明良帶錄、掌中大概順、千代田城大奥)

シンモツバン

進物番 關西江戸幕府の職名、大名旗下より、進獻の物を周旋し、式によりて布置する事を掌る、故に歳始を始め、規式には、大紋を著用す、又賜與物の事にも關係す、五番あり、各番の人員同じからず、率れ十人前後なり、兩御番より人を選び出役せしむ、無祿にして、若年寄の所管なり(起原)寛永九年十一月、始めて之を置く、慶應二年十二月廢す(官制沿革略史)

シンモツフギヤウ

進物奉行 鎌倉室町の兩時代、武家に於て進獻物を掌る職員、共に臨時の職なりと雖も、前時代には幕府の職員たり、後時代には諸藩の職員たるのと別あり、贈進を掌るを贈物奉行といへり、鎌倉時代には進物とは、内裡仙洞若くは親王大臣家などに進むるを云ひ、贈物とは同等以下へ贈るべき物を云ふ、建久元年源賴朝上落の時、貢金以下進物の事は、民部丞行政、法橋昌寛之を奉行し、六波羅御亭、並に諸方贈物の事は、掃部頭親能奉行せしめ始めとす、室町時代には諸侯より將軍に獻する物を進物と云ひ、將軍が諸侯の邸宅へ赴きし時、諸侯より將軍に獻すべき物を掌るを進物奉行と稱したり、幕府にては別に進物奉行を置かず、贈物料の金銀は折紙方と云ひて政所の掌る所なり(武家名目抄)

シンモン

神文 誓を立て、神に告ぐる文を云ふ、
シンモンジキン 眞文字金 元文小判(ゲンブコバシ)を見よ、
シンモンジチャウギン 新文字丁銀

シンヤクシ

新薬師寺 關西大和國添上郡奈真市高島井之上町○一名香藥寺と云ふ(起原)華嚴宗、東大寺末○本尊藥師、行基の作と云ふ、又十二神將あり、岩淵寺廢亡以後當堂に安置すと云ふ、共に國寶たり(起原)聖武天皇の后光明皇后、天皇の御眼病平癒の爲めに、行基に託して建立し給ひ、東大寺別院となす、孝謙天皇天平勝寶六年勅して寺領

シンヤウメイモン

新陽明門院 藤原位子、法名覺隆(起原)深心院關白基平の女、母は少將通能の女(起原)龜山天皇の妃、天皇讓位の後文永十一年六月廿八日宮に入り、十二年二月女御と爲り、同月二十二日從三位に叙せられ、准三宮となる、三月廿八日院號を賜ふ、正應三年四月廿六日尼と爲り、永仁四年正月廿二日薨す、年廿五(女院小傳)

シンモンニフキン

眞文二分金 文政二分金をいふ、金貨の裏に極印せる文の字、眞字なるを以てかく名づく、是れ文政小判一分判を草文小判一分判といへるに對していふ、(ブシニエキキ)を見よ、

シンモンシマメイトギン

新文字豆板銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦六分五厘、横七分五厘、重三匁五分五厘、沿革は新文字丁銀と同じ、(シンモンシチャウギン)を見よ、

シンモンニフキン

眞文二分金 文政二分金をいふ、金貨の裏に極印せる文の字、眞字なるを以てかく名づく、是れ文政小判一分判を草文小判一分判といへるに對していふ、(ブシニエキキ)を見よ、

シンヤウメイモン

新陽明門院 藤原位子、法名覺隆(起原)深心院關白基平の女、母は少將通能の女(起原)龜山天皇の妃、天皇讓位の後文永十一年六月廿八日宮に入り、十二年二月女御と爲り、同月二十二日從三位に叙せられ、准三宮となる、三月廿八日院號を賜ふ、正應三年四月廿六日尼と爲り、永仁四年正月廿二日薨す、年廿五(女院小傳)

シンヤクシ

新薬師寺 關西大和國添上郡奈真市高島井之上町○一名香藥寺と云ふ(起原)華嚴宗、東大寺末○本尊藥師、行基の作と云ふ、又十二神將あり、岩淵寺廢亡以後當堂に安置すと云ふ、共に國寶たり(起原)聖武天皇の后光明皇后、天皇の御眼病平癒の爲めに、行基に託して建立し給ひ、東大寺別院となす、孝謙天皇天平勝寶六年勅して寺領

シンヤクシ

五百町を賜ふ、三年勅して新薬師に四十九の僧侶を風して、太上天皇(聖武)の平癒を祈らしむ、寶龜十一年震災にて金堂以下焼失す、延暦十二年勅して東大寺封一百戸を割て、本寺の修理料となす、延喜の時修法料を定め、徳川氏寺領百石を寄す、本堂は天平年間、東大寺造立の餘材を以て建立したるものにて、創造當時のまゝ、今に現存せりとす、特別保護建造物に屬せり、然れども寶龜十一年焼失せしこと明なれば、其後の建築たるや明なり、傍に地藏院あり、鎌倉時代の建造物なり○寶物に、聖武天皇御所念佛と稱する、藥師如來銅像、千手觀音像、絹本の佛涅槃圖あり(續紀、東大寺要錄、平城坊目考、大和志料、大和巡り)續紀、東大寺要錄、平城坊目考、大和志料、大和巡り(續紀、東大寺要錄、平城坊目考、大和志料、大和巡り)續紀、東大寺要錄、平城坊目考、大和志料、大和巡り

シンラサアラウ

新羅三郎 源義光(ミナモトノヨシミツ)を見よ、

シンラン

親鸞 名諱幼名松若廣、出家して範空、練空、善信等と號し、更に親鸞と改む、勅諭して見眞大師といふ(起原)藤原有範の子(起原)浄土眞宗の教祖、本願寺の開山なり、承安三年四月一日を以て京都に生る、四歳にして父を失ひ、其弟淺麿(後天台に歸し尋有といふ)と共に、伯父範綱に養はる、八歳にして其母死し、哀慕の情禁じ難く、漸く離塵の志あり、明年終に青蓮院慈圓僧正の門に至りて出家し、法名を範空と號す、叡山に居ること十年、更に南部に赴き、三論、法相、諸宗の學を研ぎ、次いで復た山上に還る、時に深く心に感發する所あり、類りに東西の諸塔に入り、諸佛菩薩に祈願し、諸天善神に冥助を仰ぎ、専ら心を苦めて出離の要道を求め、世榮を避け、隱遁を希ふの情漸く深し、建仁元年正月、頂法寺六角堂に、參籠すること一百日、嘗て途に聖覺に遇ひ、始めて法然上人の念佛易行の法門を弘通するを聞き、明日直ちに法然上人に吉水に謁し、

シンヤクシ

其教を蒙り、名を改めて練空といひ、後、善信と稱し、岡崎に住す、建仁三年、卅一歳にして藤原兼實の女玉日を娶る、明年法然上人より「選擇」の付囑を受け、承元元年二月住蓮、安樂の事あるや、また之に連坐し、特に死一等を減じて越後國府に配せらる、名を藤井善信と改む、時に年卅五、配所に至りて自ら愚禿親鸞と稱す、居ること五年、建暦元年十一月赦を蒙り、明年四月將に京に歸らんとし、途にして法然上人の既に入滅せるを聞き、再び化を東北諸國に布かんと欲し、更に越後より常陸に赴き、(或は云く、八月越後を出で、歸京し、十月更に京を出で、常陸に赴くと)下妻小島等に居ること數年、後ち稻田に住すること十年許、元仁元年正月、稻田の坊に在りて始めて「教行信證文類」六卷を撰す、之を浄土眞宗の開闢とす、時に其妻玉日既に京都に死せるを以て乃ち更に三善爲教の女を迎ふ、慧信尼是なり、慧信尼、性醇厚、親鸞の東化の効、慧信興りて力あり、親鸞常野の間に在ること凡そ十餘年、後ち京都に歸らんとし、相模の足柄江津に到るや、道俗留まらんことを請ふもの多く、之が爲め、滞在殆ど七年に及ぶ、既にして江津を發し、美濃近江の諸州を過ぎ、嘉禎元年八月を以て漸く京に入る、承元流罪の年、齡卅五にして北地に赴きしより、此に至るまで前後廿八年なり、京都岡崎より移りて西ノ洞院に居り、爾後二十餘年、専ら述作を事とし、東國の門人、亦常に來り省す、弘長二年八月、尋有の宮小路の善法院に轉じ、十月病を得、十一月廿八日に至り、西向稱名安祥にして寂す、壽九十歳、明治九年、今上天皇勅して臨を見眞大師と賜ふ(起原)教行信證文類、和讃、浄土文類聚鈔、愚禿鈔、入出二門偈等(日本佛教史綱)○按ずるに、親鸞の名號系統事蹟に至りては、文書

記録等の正確なる史料に缺くを以て、疑ふべき點少からずと雖も、今は舊説中最も善く調ひたりと認めたる史綱によりて略傳を示すのみ、

ジンリヤウ 神領 神社の所領を云ふ、中古は神戶、御厨、神田、神奴等の種類ありしが、後世には其制大に類れ、稀には神田の名存せる者あるも、多くは神領又は社領の名を用ひて、神宮修理料、祭祀供料地及び神主禰宜等の領する地をも總稱せり、神領は大寶の制不輸租なりしが、室町時代には半不輸とし、江戸時代は無税地となり○大寶の制、天社國社の神税は三分し、一分を供神料、二分を神主に給す、神戶の調庸田租は神宮の造營供神の用途に充つ、其税を貯ふる法は、義倉に准じて出舉せず、國司之を檢校す、**起原** 委しくは各條目の下に述べたれば、**起原** 概略を述べし、垂仁天皇の御時、倭姫命大神宮を伊勢に遷し給ふや、伊勢國造其地を獻じて大神宮領とす、これを神國と云ふ、是れ神領の見えたる最も古きものなり、孝德天皇の御時、神國を改めて神郡とし、又神國內に在る神庫を改めて御厨となす、是れ御厨の始めにして、後諸社にも之を置く、神宮雜例集によれば、伊勢のみにて御厨御園四百五十餘處に及び、以て全國諸社に於ける數の多きを知るべし、神田は仲哀天皇の御代神田を定めたるを始めとす、爾來歴代の天皇神田を寄する、と多し、神戶は文武天皇大寶令に規定せられたるを初見とす、大同元年の新抄格勅符抄によれば、此の時封戸四千八百七十六戸にして、之に太宰府の神戶を加ふる時は、七千有餘の封戸ありしが如し、平安朝中葉以後諸社の勢あるもの、人民を驅りて開墾田を起し、或は諸人の寄進を受けて、莊園神領増大せり、故を以て屢々勅して諸社の土地兼併を停むと雖も、然

かもよく行はれず、寛治年間には賀茂社の不輸田六百餘町、石清水の如きは保元三年には莊園三百餘所の多きに達したりき、以て諸社神領の莫大なりしことを推察すべきなり、故を以て諸社神人等勢に任せて、暴威を振ひ、動もすれば敷訴等を企てたりき、石清水春日社の如き是なり、平清盛政を專にするに及び、諸社神領を沒收して、其勢を殺し、源賴朝起るに及びて、神領再び舊に復したりき、然れども平家没官地には、神領地と雖も地頭を置きしを以て、地頭等神領を押領して、亦昔時の如くならざりき、茲に於て、諸社幕府に請ひて、神領地に武士の入部を禁じ、是を守護不入の地と稱せり、此時に當り神田神戶等の名は一部にのみ存し、其多くは神領と稱して實は莊園なりき、南北朝以後に至りては、大牛武士の押領する所となり、室町時代の末葉には、殆ど有名無實となれり、織田信長起りて天下を大半領するに及び、朱印を以て諸社に土地を寄せたり、これを朱印地と稱す、豊臣秀吉、文祿中全國の土地を檢せしめしが、神領は之を施行せざるのみならず、更に朱印を以て新地を寄せたる所もありき、徳川氏亦織田豊臣の所爲に倣ひ、殊に尊崇する所は、朱印を以て所領を多く寄せ、祭祀を嚴にしたり、明治維新に至り、境内の外は、總て土地せしめしを以て神領全く亡ぶ、尙ほ「シンデン」「カンベ」「ミクリ」「ミン」等を見るべし、(田制篇、大日本租稅志、古事類苑神祇部) 今江戸時代の神領即ち朱印地を、寛文朱印帳によりて示せば左の如し、

千石	宇佐神社	六百五十二石七	美濃
八百四十貫文	鶴岡神社	二千八百石	信濃
諸國神領合高	山城	千七百八十八石	上野
一萬三千六百七	大和	千七百八十八石	下野
四萬二千八百三	和泉	五千五百三十四	陸奥
石二斗七升	河内	三百石	出羽
二百二十石	攝津	二百石	若狹
二百四十八石三斗	伊勢	千石	越前
石三斗	尾張	三百石	加賀
石六百四十三	三河	千三百五十石	越中
二千五百七十七石	遠江	九十石	越後
五斗餘	石見	四十五石	佐渡
二千八百九十五	駿河	六十三石	丹波
石二斗七升餘	甲斐	三百石	但馬
八百八十三石九	伊豆	五百六十石	伯耆
斗餘	相模	三百六十石	出雲
千三百三十一石	武藏	六百六十石	石見
斗餘	安房	二百石	備前
八百六十五貫二	上總	五百三十石餘	備中
百文	下總	二千石	紀伊
二百六十七石	常陸	二千石	備前
二百八十七石七斗	近江	百石	肥前
二百九十三石			
千四百四十七			
石五斗			
千九百四十三斗			

シンル井アツケ 親王 名義天皇の兄弟姉妹及び皇子皇女をいふ、天皇に最親しき王の義なり、**親王** 親王、内親王、入道親王、法親王の別あり、皇兄弟皇子にして親王たるものを、單に親王といひ、皇姉妹皇女にして親王たるものを、内親王といひ、親王にし

て出家したるものを、入道親王といひ、又皇兄弟皇子が出家したる後、親王となれるものを法親王といふ、**起原** 上古は、皇親の男子は、凡て某尊某命又は某皇子と稱し、女子は某媛某姫、又は某皇女と稱し、いまだ親王の稱なし、蓋し親王の稱は、隋唐の制に據りたるものにして、早く文武天皇の時より見えたれども、名の下に連書すること、は、續日本紀文武天皇四年の條に、刑部親王とあるを始めとす、大寶令に至り、親王は、皇兄弟姉妹及び皇子皇女を稱することとし、其制始めて定まる、内親王の稱は、日本書紀持統天皇五年の條に初見し、名の下に連書するは、續日本紀文武天皇の大寶元年の條に、泉内親王とあるを始めとす、爾來某親王又は某内親王のごとく、名の下に連書すること、なれり、親王の座次は、常に諸王諸臣の上に在りて、諸王諸臣は朝堂にては座を避け、途上にては歩を譲る、親王罪を犯せば、其罪を議せんことを奏請して裁可を請ひ、大罪あれば先づ屬籍を削る、伊豫親王の幽せられたる、不破内親王が流に處せられたるのとき、これ也、但し多くは姓を賜ひて庶人とし、然る後罰するを例とす、其薨する時は、天皇爲めに朝を廢し、賜物を賜ひ、使を遣して葬事を監せしめ給ふ等、待遇極めて優渥なり、其位階は品と稱して、諸王諸臣に分ち、一品より四品に至る、品に叙せられざるを無品親王と云ふ、陸子は初め從四位下に叙せらるゝを例とす、官は大臣、太宰帥、八省卿等に任じ、或は彈正尹、三國大守等にも任ぜらる、是れ親王は、人臣の下に立たざる制なるを以て、長官たるを得れども、次官たるべからざるが故なり、俸祿には品田、食封あり、時服及び季祿あり、所屬の職員には、文學、家令、家扶、家從、書吏及び帳内等あり、中古以降は勅別當、家司、職事、藏人、侍

者、御監等を置き、特に内舍人、大舍人等を賜ふものあり、是等の俸祿職員は、其品位により官職によりて多寡均しからず、又男女によりて其數を異にし、大抵内親王は、男親王の半を減じて賜ふを定例とす、後世に至りては、封戸の制多く行はず、年官年爵を以て俸祿に代ふるに至れり、皇子皇女は、もと生れながらにして親王たりしが、淳仁天皇以後親王宣下と云ふこと始まり、蓋し淳仁天皇は、皇孫を以て入道大統を繼ぎたまひし故、自ら斯ることの起りしなり、爾來皇子皇女は、宣下によりて始めて親王たるを得るに至れり、即ち後白河天皇の皇子高倉宮以仁王、後西院天皇の皇女貞宮の如き、及び後世總て比丘尼御所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たるものなり、而して孫王といへども、宣下を蒙れば、或は親王たることを得るなり、孫王にして、親王宣下の初例とも見るべきは、小一條院の王子敦貞敦元の二王、及び僂子嘉子の二女王とす、然れども二王は三條天皇の皇子に准じて親王と爲し、二女王は天皇の養女として、内親王の宣下ありしなり、又内親王が臣下に降嫁せることは、古くは醍醐天皇の皇女勳子内親王、及び諸子内親王が、藤原師輔、源清隆等に降嫁せり、近頃は後陽成天皇の皇女清子、貞子の兩内親王が、鷹司信尙及二條康道に降嫁せる類是なり、後世攝關には、其例甚だ多けれども、其他には、只徳川氏に一二の例あるのみにて、靈元天皇の皇女吉子内親王が、七代將軍家繼に結婚の儀あり、仁孝天皇の皇女親子内親王が、十四代將軍家茂に降嫁ありしにすぎず、又親王にして入道せるを入道親王と稱し、出家の後親王たるを法親王と號す、是より先き、親王にて出家せば、平城天皇の皇子眞如あり、親王たらざる皇子には、光仁天皇の皇子開成、

花山天皇の皇子深觀、覺源の如きあり、然れども未だ入道親王又は法親王と稱せず、入道親王の稱は、三條天皇の皇子惟信入道親王、法親王の稱は、白河天皇の皇子覺行法親王を始めとす、孫王にして法親王たりしものは、後鳥羽天皇の皇孫澄覺法親王、順德天皇の皇曾孫承鎮法親王の類にして、此等の皇子皇孫は、何れも一旦天皇の猶子となりて、然る後法親王たるを例とし、普通の事にあらず、中世以後、皇親の制度漸く衰へ、武家の權勢盛なるに及びては、諸王はもとより、皇子皇女等、多くは落飾して僧尼となり寺門に入り、皇子の住職し給ふべき寺を宮門跡(モンセキ)と唱へ、皇女の寺を比丘尼御所(ビクニゴシヨ)と稱し、何れも十數箇寺ありしなり、かく皇子皇女が出家せる結果として親王の數も甚だ少なく、遂に世襲の親王家を生じ、其家の嫡流のみ世々親王たるに至れり、世襲の親王家は、古くは常盤井宮、木寺宮のみなりしが、江戸時代に及びては、伏見、桂、有栖川、閑院の諸宮家に限られ、これを四親王家と稱せり、但し世襲親王家に嗣なくして、皇子の入りて其家に嗣となり給ふ時は、多くは宮號を改め、新たに其家を興すを例とす、八條宮の常盤井と改め、再び京極と改稱し、更に改めて桂宮と稱せしが如きこれ也、世襲親王は、天皇の猶子たらざれば、親王たることを得ず、而して世襲親王の子の宮門跡たるには、天皇の猶子あり、養子あり、或は又初め天皇の猶子となり、更に將軍の猶子となりて、然る後親王宣下あるもありて一様ならず、明治に至り親王の制を改め、皇子より皇孫までは、男は親王、女は内親王と稱し、且つ入道親王、法親王の稱を止め、宮門跡、比丘尼御所、並に品位を廢し、婚嫁は、皇族もしくは特に勅許せられたる華族の女子に限り、